

新行財政構造改革推進方策〔新行革プラン〕

平成20年10月

兵 庫 県

目 次

第一次・第二次の別

1	行財政構造改革の目的	2	第一次
2	行財政構造改革の視点	3	第一次
3	財政フレーム		
	(1) 財政運営の基本方針	4	第一次
	(2) 改革による効果額	5	第一次
	(3) 平成30年度までの財政フレーム	6～7	第一次
4	各分野における改革内容		
	(1) 組 織		
	ア．本 庁	8～9	第一次
	イ．地方機関	10～21	第二次
	ウ．その他の組織	22～23	第二次
	エ．附属機関等	23	第一次
	(2) 定員・給与		
	ア．定 員	24～25	第一次
	イ．給 与	26～27	第一次
	(3) 行政施策		
	ア．事務事業	28～69	第一次
	イ．投資事業	70～77	第一次
	ウ．公的施設	78～81	第二次
	エ．試験研究機関	82～93	第二次
	オ．教育機関		
	県立大学	94～96	第二次
	県立高等学校	97～98	第二次
	特別支援学校	99	第一次
	(4) 公営企業		
	ア．企業庁	100～107	第二次
	イ．病院局	108～113	第二次
	(5) 公社等	114～194	第二次
	(6) 自主財源の確保		
	ア．県 税	195	第一次
	イ．使用料・手数料、貸付金償還金	196	第一次
	ウ．県営住宅使用料等	197	第一次
	エ．財産収入等	198	第一次
	オ．資金管理の推進	199	第一次
	カ．課税自主権の活用	200	第二次
	キ．地方税財源の充実強化	201	第一次
	(7) 先行取得用地等	202～203	第二次
5	行財政構造改革の取組みの推進	204	第二次
(参考)	本県財政の現状と課題	205～206	第一次
	公的施設一覧	207	第二次

1 行財政構造改革の目的 - 元気で安全・安心な兵庫への飛躍 -

阪神・淡路大震災から13年が経過し、本県は今、復旧・復興から新しい兵庫づくりへの新たなステージに立っている。

震災からの創造的復興を進めるため、本県の行財政運営は相当の無理を重ねてきた。これからの10年は、震災で悪化した財政の改善を図りながら、震災を乗り越えて、元気で安全・安心な兵庫づくりに全力で取り組まなければならない。

県民主役、地域主導で兵庫の将来像を描いた「21世紀兵庫長期ビジョン」の策定から7年。今後、県人口が減少局面に入り、高齢者が増加する中で、長期ビジョンに掲げる4つの社会像 - 「創造的市民社会」「環境優先社会」「しごと活性社会」「多彩な交流社会」 - を実現するためには、時代潮流の大きな変化をしっかりと見据えながら、地域の活力の創造や生活の豊かさの実現、交流人口の拡大、家庭と地域の再構築、安全・安心の確保など、少子高齢、人口減少社会における様々な地域課題の解決や、地域の個性と特色を生かした兵庫づくりに、県政をあげて取り組む必要がある。新たな行財政構造改革の取り組みは、まさにそのための基盤、枠組みづくりである。

このため、平成30年度までの間、組織、定員・給与、行政施策等、行財政全般にわたりゼロベースで見直しを行い、県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政構造を確立する。

この改革を着実に実行し、新しい時代の県政を機動的に推進するなかで、参画と協働を基本姿勢として、県民生活の質の向上を図り、未来を拓く活気に満ちた「元気で安全・安心な兵庫」への飛躍をめざす。

【21世紀兵庫長期ビジョンが掲げる4つの社会像】

〔創造的市民社会〕

生活の質的充実や多様性・個性が重視されるなか、県民の主体的な行動や個性・能力が発揮でき、健康で安心して暮らせる社会

〔環境優先社会〕

兵庫の地域特性を生かして、環境と人間活動が調和し、健康で快適な生活と社会的・経済的発展が両立する持続可能な循環型社会

〔しごと活性社会〕

県内の産業資源を有効に活用し、個人の自由な発想と想像力が生かされ、多様で柔軟な働き方が実現できる創造的な産業社会

〔多彩な交流社会〕

生活者主体のまちづくりの理念のもとに、人と自然の共生、環境との調和を基本として、個性豊かな地域づくりと交流・連携が実現できる社会

【「元気で安全・安心な兵庫」をめざす県政の基調】

(1) ひょうごの元気の創出

これまで復旧・復興に重点を置かざるを得なかったからこそ、これからは兵庫の元気づくりに全力で取り組まなければならない。体験教育、環境学習の推進、ものづくり産業の振興、美しい県土づくり、ボランティア活動への支援など、兵庫の持つ強みを活かしながら、人の元気、産業の元気、地域の元気、社会の元気で兵庫の未来を拓く。

(2) 生活の質の向上

本格的な少子高齢社会を迎え、豊かで質の高い生活を実現していかなければならない。質の高い芸術文化プログラムや主体的な学習の場を提供し、子供から大人、高齢者に至るまで、各世代それぞれが豊かさや生きがいを実感できる社会をつくる。

(3) 交流の促進

人口減少社会を前に、これまでの定住人口中心の発想に加えて、交流を促進し、交流人口を増やすことが重要である。5つの地域に独自の文化と自然を持つ兵庫らしさを発揮し、魅力ある地域づくりや交流と連携の兵庫づくりを進め、地域の活性化を図る。

(4) 家庭と地域の再構築

家族の結びつきや地域で助け合う力は、少子高齢社会、人口減少社会を支える基盤である。長年にわたる県民運動の実績を活かしながら、地域ぐるみの子育て応援や家庭の力の再生支援など、家庭と地域の連携を強め、家庭や家族を支えていく社会づくりを進める。

(5) 安全・安心の確保

元気な兵庫づくりをめざすためには、県民生活の安全と安心を確かなものにしなければならない。健康づくりや総合的な少子対策、環境優先の社会づくりなど、ソフトの制度面からの安心基盤を確保するとともに、防災・減災対策やくらしの安全対策など、安全な兵庫づくりに向けたハードの社会基盤を構築する。

(6) 参画と協働の推進

県民本位、県民中心の県政推進の基本は、参画と協働である。「県民の参画と協働の推進に関する条例」のもと、多様な地域課題の解決に向けた県民の自発的・自立的な活動を支援するとともに、県政への多様な参画と協働の取り組みを推進する。

2 行財政構造改革の視点

改革の目的を達成するため、次の10の視点に立って、改革の取組みを進める。

(1) 時代の変化への的確な対応

少子高齢社会や人口減少社会の到来に伴う人口構造の変化や平均寿命の伸び、情報通信技術の進展、社会基盤の充実などを踏まえ、時代の変化に適合しなくなった制度や施策、事業内容について見直しを行う。

必要性、緊急性など各施策の優先度を見極めながら、選択と集中を徹底し、新たな課題に的確に対応する施策を展開する。

国・地方を通じた「歳出・歳入一体改革」、持続可能な制度をめざす「社会保障制度改革」、簡素で効率的な政府の実現に向けた行政改革推進法に基づく取組みなど、国における様々な改革との整合を図る。

(2) 国と地方、県と市町の新たな関係の構築

第二期地方分権改革の推進に向け、国と地方の役割分担の見直し、地方の税財政基盤の確立、権限・事務・財源の一体的な移譲、地方の意見を政府の政策立案や執行に反映する仕組みの構築等を、引き続き国に強く働きかける。

住民に身近な事務は市町が自立かつ主体的に担い、県は市町間の広域調整や専門的・先導的な分野への対応、市町運営の支援を担うことを基本に、分権社会にふさわしい自立的な県と市町の間を構築する。

県と市町が適切な役割分担のもと、県から市町への権限移譲や市町との重複事業等の廃止、事務の共同処理の推進等について検討を進める。

県と市町の負担により実施する事業について、すべての市町が同一内容で一律に進めるのではなく、地域の実情に応じた展開を図る方向に見直しを図る。

市町合併の進展を踏まえ、行財政の助言等市町に関する事務について、各県民局から本庁への集約を図る。

(3) 参画と協働のさらなる推進

地域団体やNPO、ボランティアグループ等の活動の活発化や活動内容の多様化等を踏まえ、地域社会の共同利益の実現及び県行政の推進の両面から、参画と協働のさらなる推進を図る。

子育て、教育、防犯、環境など地域が直面する様々な課題について、地域での支え合いをめざして、地域住民による主体的な地域づくり活動を支援する。

地域住民とのパートナーシップによる道路・河川等の維持管理、地域住民と学校が一体となって取り組む地域教育や体験学習など、多様な主体との協働事業を推進する。

(4) 効率的な県政運営の推進

広範な政策課題に総合かつ機動的に対応するため、本庁の部の統合再編等を行うとともに、専門性を活かした現地解決型の総合行政を展開するため、県民局をはじめとする地方機関の統合再編等を行い、簡素で効率的な組織体制を構築する。

事業実施に係るトータルコストとその効果との比較・検証等を通じて、最小の費用で最大の効果を実現する。

県財政の現状と課題をわかりやすく示し、職員のコスト意識を高め、効率的・効果的な財政運営を推進するため、行政コスト計算書等の財務諸表の改善など、公会計システム改革を推進する。

民間の有する技術力や専門性を活用し、アウトソーシングを推進するとともに、ICTの活用等により、必要最小限の体制のもとで、行政サービスのコスト縮減とサービス内容の質の向上を図る。

内部事務の執行や決裁手続など仕事の進め方の見直し、事務的経費の節減など、事務改善の取組みを全庁的に推進し、限られた行政資源を効率的・効果的に活用する。

県行政の実施機関の役割を担ってきた公社等外郭団体については、事業実施の必要性を絶えず検証するとともに、統廃合を含め、簡素で効率的な運営体制を整備する。

(5) 個人給付や行政サービスの受益と負担の適正化

個人給付や行政サービスの提供について、関連制度等との均衡を図りつつ、対象とすべき範囲を検証するとともに、給付、受益と負担の適正化を図る。

実施に必要な費用が十分まかなえていない事業や、類似事業と比較して負担が不均衡な事業については、使用料・手数料など受益者負担を適正化する。

(6) 「つくる」から「つかう」

「つくる」から「つかう」を基本に、県が保有する土地、建物、社会資本等の既存ストックを最大限に有効活用する。

既存ストックを長期間にわたり低コストで活用できるよう、最適な施設管理による長寿命化を図る。

(7) 自主財源の確保

自己決定、自己責任の原則に基づく自主的な財政運営を展開するため、県税収入や県営住宅使用料等税外収入の確保、県有資産の売却など自主財源を最大限に確保する。

社会経済情勢等を踏まえ、法人関係税の超過課税など自主課税のあり方を検討する。

(8) 県民意向の的確な把握

各種広報媒体によりきめ細やかな県政情報の提供を図るとともに、「県民意識調査」や「さわやか提案箱」、「パブリック・コメント手続」などにより、県民意向を的確に把握し、聴取した意見の施策等への反映を図る。

(9) 庁内自治の推進

職員が県民のために発想し、積極的に行動するなかで、全庁を挙げた改革に取り組むため、職員相互の意思疎通や政策提言の充実、自主研究グループの活性化、相談体制の充実等を図る。

(10) 改革の絶えざる検証とフォローアップ

県財政の現状と課題、改革の取組みの進捗状況を毎年度点検し、その結果を県議会に報告、県民に公表するなど、情報共有と説明責任を果たしつつ、さらなる改革の必要性を検証し、適切なフォローアップを行う。

3 財政フレーム

(1) 財政運営の基本方針

平成30年度までの財政運営の基本方針を次のとおりとし、この方策に基づく改革を推進することにより、財政の健全化を図る。

徹底した歳出・歳入改革を行うことにより、改革期間後半には歳出・歳入の均衡を達成

各年度のプライマリーバランスを黒字化

実質公債費比率を平成30年度には18%水準に抑制

県債残高を平成30年度末には平成19年度末残高の80%水準に圧縮し、将来負担比率を平成30年度には震災の影響を除いた平成19年度決算以下の水準に抑制

財源対策として活用する県債管理基金は、当該年度におけるルール積立額の概ね1/3以下に抑制

実質公債費比率算定上の県債管理基金積立不足率を平成30年度には平成19年度の2/3水準に圧縮

経常収支比率を平成30年度には90%水準に抑制

事務事業の廃止・縮小や組織の再編等により、一般行政部門の定員を平成30年度までに概ね3割削減

(2) 改革による効果額

(単位：億円)

区 分	平成20～30年度効果額		構 成 比	説 明
	合 計	平 均		
歳出改革による効果額 A	13,460 (8,170)	1,224 (743)	95.8% (93.3%)	
人 件 費	2,900 (2,700)	264 (245)	20.6% (30.8%)	・事務事業の見直し等に伴う定員削減(1,100億円) ・給与の見直し(1,600億円)
行 政 経 費	4,400 (3,470)	400 (316)	31.3% (39.6%)	
事 務 事 業	3,675 (3,055)	334 (278)	26.2% (34.9%)	・一般事務費の削減 ・庁舎、学校等の施設維持の効率化 ・主要な政策的経費の見直し(福祉医療の経過措置等による効果額減 60億円) ・市町、民間に対する補助金の見直し等
公 的 施 設	170 (150)	15 (13)	1.3% (1.8%)	・施設の移譲等 ・運営の合理化・効率化 ・公募による指定管理者の拡大
試 験 研 究 機 関	10 (15)	1 (2)	0.1% (0.2%)	・試験研究費の見直し ・体制の見直し ・効果的な運営手法の導入等
公 社 等	545 (250)	50 (23)	3.9% (2.9%)	・運営の合理化・効率化
投 資 的 経 費	6,160 (2,000)	560 (182)	43.9% (22.9%)	
投 資 事 業	5,570 (1,410)	506 (128)	39.7% (16.2%)	・補助事業 H20：対H19年度比 11.8%、H21～23年度：毎年度 2～5%、H24以降：H23水準を維持(1,200億円) ・単独事業 H20：対H19年度比 18.5%、H21～25年度：毎年度 4～15%、H26以降：H25水準を維持(700億円)
公 債 費 ・ 交 付 税	590 (590)	54 (54)	4.2% (6.7%)	・投資事業の縮減に伴う公債費の減：810億円 ・投資事業の縮減に伴う交付税算入額の減：220億円
歳入改革による効果額 B (自主財源の確保)	590 (590)	54 (54)	4.2% (6.7%)	
県 税 収 入	250 (250)	23 (23)	1.8% (2.9%)	・全国平均を上回る徴収歩合を確保
使 用 料 ・ 手 数 料	50 (50)	5 (5)	0.4% (0.6%)	・物価上昇、類似施設との均衡及び所要経費を踏まえた料金体系の見直し ・県営住宅に係る滞納家賃徴収の促進、駐車場管理を適正化
財 産 収 入	290 (290)	26 (26)	2.0% (3.3%)	・未利用地等の売却処分の促進 ・命名権(ネーミングライツ)の導入
計 (A + B) C	14,050 (8,760)	1,277 (796)	100.0% (100.0%)	
特 別 な 財 源 対 策 D	3,520 (3,520)	320 (320)	-	・震災関連県債負担の平準化等[行革推進債(2,400億円)、退職手当債(2,200億円)の発行(計4,600億円)] 震災関連起債残高の減少 4,831億円(H19残高8,460億円 - H30残高3,629億円) × 1/2 = 2,416億円 > 2,400億円(行革推進債) ・起債の発行に伴う公債費の増(H20～30年度：1,810億円) ・県債管理基金の取崩 (H20～30年度：730億円)
合 計 (C + D) E	17,570 (12,280)	1,597 (1,116)	-	[効果額(一般財源)の構成比] 歳入歳出改革に伴う効果額(71.3%) 特別な財源対策(28.7%)

効果額は事業費ベース、() は一般財源ベース

(3) 平成30年度までの財政フレーム(事業費ベース)

(単位:億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	20~30計
県 税 等	8,250	8,350	8,540	8,750	9,000	9,270	9,530	9,810	10,080	10,370	10,670	10,970	105,330
地 方 交 付 税	3,380	3,530	3,540	3,510	3,370	3,360	3,330	3,290	3,230	3,200	3,140	3,100	36,610
国 庫 支 出 金	1,660	1,610	1,610	1,590	1,530	1,530	1,560	1,510	1,510	1,530	1,530	1,510	17,030
特 定 財 源	3,920	3,680	3,680	3,670	3,670	3,670	3,670	3,670	3,670	3,670	3,670	3,670	40,390
起 債	1,170	1,040	910	840	810	790	780	780	780	780	780	780	9,090
そ の 他 の 一 般 財 源	340	310	310	330	330	330	340	320	330	340	350	360	3,660
歳 入 計 A	18,680	18,520	18,590	18,680	18,700	18,950	19,220	19,390	19,610	19,900	20,150	20,390	212,090
人 件 費	6,340	6,070	5,940	5,810	5,740	5,720	5,760	5,710	5,680	5,630	5,620	5,620	63,290
公 債 費	2,420	2,460	2,650	2,800	2,840	2,900	2,800	2,630	2,530	2,610	2,510	2,570	29,300
県 税 交 付 金	2,070	2,010	2,010	2,060	2,110	2,170	2,230	2,290	2,350	2,420	2,480	2,550	24,700
行 政 経 費	総額 6,860	6,740	6,815	6,810	6,825	6,860	6,965	6,935	6,975	7,015	7,075	7,095	76,110
	特財 (3,400)	(3,340)	(3,350)	(3,350)	(3,350)	(3,350)	(3,360)	(3,360)	(3,360)	(3,360)	(3,360)	(3,360)	(36,910)
投 資 的 経 費	総額 2,540	2,380	2,150	2,040	1,960	1,930	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	21,860
	起債 (1,170)	(1,040)	(910)	(840)	(810)	(790)	(780)	(780)	(780)	(780)	(780)	(780)	(9,090)
補 助 事 業	金額 1,420	1,340	1,270	1,230	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	13,440
	起債 (500)	(470)	(450)	(430)	(420)	(420)	(420)	(420)	(420)	(420)	(420)	(420)	(4,710)
単 独 事 業	金額 1,120	1,040	880	810	760	730	700	700	700	700	700	700	8,420
	起債 (670)	(570)	(460)	(410)	(390)	(370)	(360)	(360)	(360)	(360)	(360)	(360)	(4,380)
新 規 事 業 財 源	-	-	20	30	30	30	30	30	30	30	30	30	290
歳 出 計 B	20,230	19,660	19,595	19,550	19,505	19,610	19,675	19,495	19,465	19,605	19,625	19,765	215,550
歳入・歳出対策後の収支不足額 A - B C	1,550	1,140	1,005	870	805	670	455	105	155	305	515	615	3,460
財 源 対 策 額 E + F + G + H + I + J D	1,550	1,140	1,005	870	805	670	455	105	155	305	515	615	3,460
減 収 補 て ん 債 の 発 行 E	270	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90
退 職 手 当 債 の 発 行 F	370	400	350	300	300	250	200	200	200	0	0	0	2,200
行 革 推 進 債 の 発 行 G	290	350	300	250	250	250	200	200	200	200	200	0	2,400
行革推進債等の発行に伴う公債費の増 H	0	0	20	70	100	160	190	220	240	270	270	280	1,810
公 営 企 業 会 計 か ら の 借 入 I	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県債管理基金の取崩(追加積立) J	500	300	375	390	355	330	245	75	315	235	445	335	580
財 源 対 策 後 の 収 支 不 足 額 C + D + E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

10億円単位で表記しているため、合計が一致しないことがある。

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	20~30計
プ ラ イ マ リ ー バ ラ ン ス	356	7	500	821	962	1,169	1,326	1,506	1,669	1,875	1,998	2,153	-
実 質 公 債 費 比 率 (単 年 度) %	18.9	20.9	23.3	22.8	21.4	23.7	23.0	24.3	22.5	21.8	19.1	17.9	-
実 質 公 債 費 比 率 (3 か 年 平 均) %	20.2	19.9	21.1	22.3	22.5	22.6	22.7	23.7	23.3	22.9	21.1	19.6	-
県 債 発 行 額	2,144	1,928	1,557	1,393	1,360	1,294	1,183	1,183	1,183	983	983	783	(1,361)
県 債 残 高	33,765	34,334	34,034	33,409	32,772	31,855	30,847	30,135	29,495	28,496	27,598	26,440	(7,325)
県債残高(臨財債除き)/標準財政規模(倍)	3.0	2.9	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	-
県 債 残 高 (震 災 分)	8,460	8,037	7,605	7,136	6,675	6,216	5,757	5,303	4,851	4,419	4,016	3,629	(4,831)
将 来 負 担 比 率 %	361.7	363.3	371.0	366.4	362.7	352.4	341.5	327.7	315.2	297.3	279.8	261.4	-
震 災 関 連 県 債 残 高 除 き %	272.3	279.0	290.0	289.1	288.2	281.7	273.0	263.1	256.0	243.9	231.2	217.0	-
県 債 管 理 基 金 残 高	1,867	1,608	1,436	1,618	2,122	2,481	2,540	2,728	3,025	3,643	4,449	5,220	(3,353)
県 債 管 理 基 金 ル ー ル 積 立 額	870	1,065	1,052	1,254	1,427	1,620	1,552	1,500	1,464	1,648	1,696	1,736	-
県 債 管 理 基 金 取 崩 額	465	300	375	390	355	330	245						-
県 債 管 理 基 金 積 立 不 足 率	59.2	66.5	71.9	71.6	66.8	62.8	62.1	58.4	54.3	43.8	31.2	17.3	-
経 常 収 支 比 率 %	103.5	102.7	101.4	100.9	100.5	100.0	98.1	94.8	92.7	91.6	89.7	89.2	-
震 災 関 連 公 債 費 除 き %	96.3	96.3	95.3	94.5	94.4	94.0	92.2	89.0	87.1	86.3	84.7	84.5	-

県債発行額には、臨時財政対策債を含めていない。(H20発行額:564億円)

平成20年度は、普通交付税額の確定に伴う変更(減収補てん債の発行等)を反映

(試算の前提)

(1)歳入

県税、その他の一般財源	H20年度当初予算×(経済成長率×1.1(弾性値))により試算 経済成長率 H21:2.1%、H22:2.5%、H23:2.8%、H24 以降:2.6% (過去25年間の全国及び本県の経済成長率の乖離を踏まえて、H20.1月の内閣府試算による経済成長率に乖離率(0.85)を乗じて算定)
地方交付税	基準財政収入額:H20当初予算をベースに各年度の県税等増加額の75%を加算して試算 なお、H20年度の地方財政計画及び本県の県税予算額との乖離を踏まえ、制度的に発行される減収補てん債相当額の75%を減額してH21年度を試算 基準財政需要額:H20年度当初予算をベースに、「歳出・歳入一体改革」期間であるH23年度までは伸び率を見込まず、H24年度以降は歳出増加額に見合った伸び率(1.5%)を乗じて試算

(2)歳出

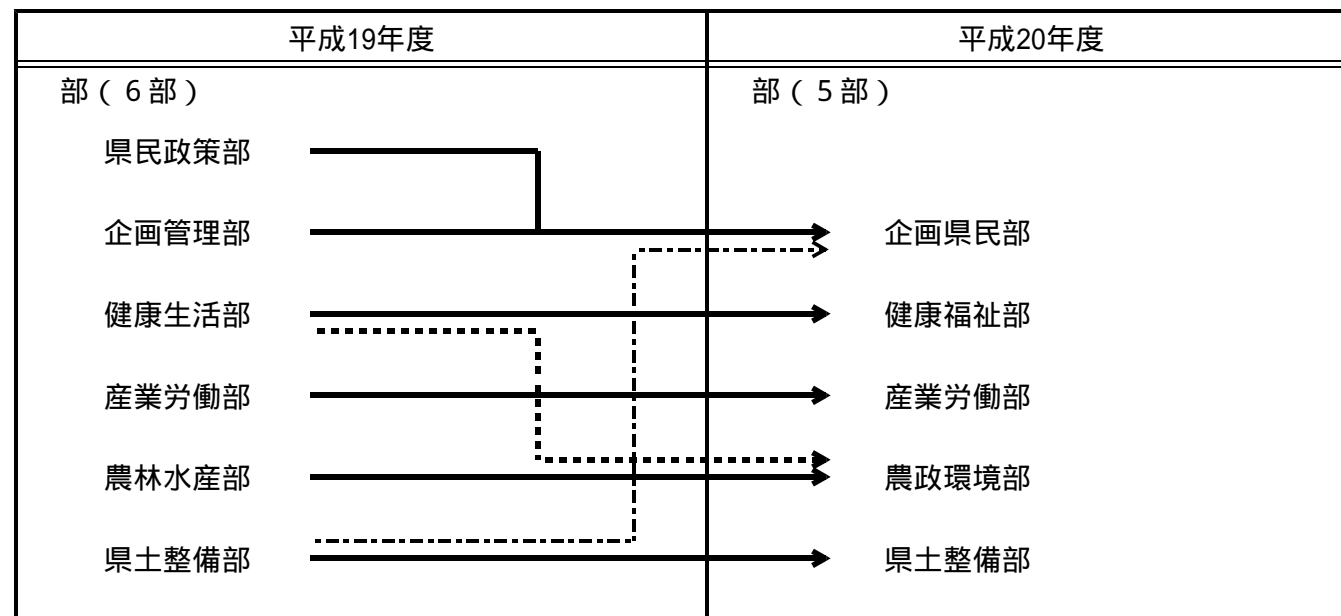
人件費	退職手当を除く人件費(現員現給):歳出改革効果額を踏まえた上で、給与改定の伸び率を経済成長率の概ね1/3(1%)として試算 (但し、「歳出・歳入一体改革」期間であるH23年度までは見込まない) 退職手当:現時点で見込まれる定年退職者等をもとに試算
公債費	既発行分は償還計画に基づき、新規発行分は今後の発行見込額から試算
県税交付金	県税収入の推計値をもとに試算
行政経費	歳出改革効果額を踏まえた上で、措置費・医療費等の経費については所要額を見込んで試算
投資的経費	歳出改革効果額を踏まえた上で試算

4 各分野における改革内容

(1) 組織

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																								
ア．本 庁	<p>1 統合再編による部の大括り化 多様化、高度化する県民の要請に対応し、総合的かつ機動的に政策立案機能を発揮するために部を大括り化（平成12年度） [平成12年度] 本庁(知事部局)の部を9部から5部に統合再編 [平成15年度] 県民政策部を設置し、5部から6部体制に再編</p> <p>2 局長の設置 業務内容の専門化、複雑化に対応し、的確かつ迅速な行政執行を行うため、中間職制としての次長を廃止し、執行責任を担う局長を設置 (平成12年度)</p> <p>【平成19年4月1日現在の本庁(知事部局)組織】</p> <table border="1" data-bbox="388 940 1308 1598"> <thead> <tr> <th>部</th> <th colspan="4">主な所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民政策部 [4局18課]</td> <td>・重要施策の企画、調整 ・青少年育成</td> <td>・芸術文化</td> <td>・広報、広聴 ・参画と協働</td> <td>・生活創造 ・安全安心</td> </tr> <tr> <td>企画管理部 [5局20課]</td> <td>・財政 ・行財政改革 ・私学教育、大学教育</td> <td>・人事 ・情報化</td> <td>・税務 ・文書管理 ・防災</td> <td>・市町振興</td> </tr> <tr> <td>健康生活部 [7局26課]</td> <td>・健康づくり ・自然環境保全</td> <td>・保健衛生 ・廃棄物対策</td> <td>・少子対策 ・大気・水質</td> <td>・福祉政策</td> </tr> <tr> <td>産業労働部 [5局16課]</td> <td>・産業振興 ・就業支援対策</td> <td>・科学振興 ・能力開発</td> <td>・企業立地 ・国際交流</td> <td>・観光振興</td> </tr> <tr> <td>農林水産部 [2局16課]</td> <td>・農業振興 ・林業振興</td> <td>・畜産振興 ・水産業振興</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県土整備部 [5局30課]</td> <td>・道路整備 ・都市計画</td> <td>・河川整備 ・公園整備</td> <td>・下水道整備 ・住宅政策</td> <td>・港湾整備 ・復興支援</td> </tr> <tr> <td>28局126課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	主な所掌事務				県民政策部 [4局18課]	・重要施策の企画、調整 ・青少年育成	・芸術文化	・広報、広聴 ・参画と協働	・生活創造 ・安全安心	企画管理部 [5局20課]	・財政 ・行財政改革 ・私学教育、大学教育	・人事 ・情報化	・税務 ・文書管理 ・防災	・市町振興	健康生活部 [7局26課]	・健康づくり ・自然環境保全	・保健衛生 ・廃棄物対策	・少子対策 ・大気・水質	・福祉政策	産業労働部 [5局16課]	・産業振興 ・就業支援対策	・科学振興 ・能力開発	・企業立地 ・国際交流	・観光振興	農林水産部 [2局16課]	・農業振興 ・林業振興	・畜産振興 ・水産業振興			県土整備部 [5局30課]	・道路整備 ・都市計画	・河川整備 ・公園整備	・下水道整備 ・住宅政策	・港湾整備 ・復興支援	28局126課					<p>〔改革の基本方向〕 広範な政策課題に総合的かつ機動的に対応した施策展開を図るため、現行の6部を5部に統合再編する。 各部における施策推進の総合性強化の観点から、内部管理事務の見直しなど業務執行の効率化を図りつつ、小規模又は類似・関連業務を行う局・課・係を統合再編する。 臨時的、時限的な行政課題に柔軟かつ効率的に対応するため、一定の期間に限って臨時の組織（タスク・フォース）の活用を図る。</p> <p>1 部の再編</p> <p>(1) 企画県民部の設置 [県民生活施策と県政の総合的な企画・調整・管理の一体的推進] ・県民政策部と企画管理部を統合し、地域の将来像の検討や、地域づくり活動、生活文化、ボランティア活動等の県民生活に関する施策の推進と、県政の総合的な企画・調整・管理を一体的に推進する。 [震災復興と防災対策の一体的推進] ・県土整備部から震災復興部門を移管し、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた復興対策と防災対策を一体的に推進する。</p> <p>(2) 農政環境部の設置 [「農」の持つ多面的機能を生かした環境問題への的確な対応] ・農林水産部と環境部門を統合し、「農」の持つ多面的機能を生かした地球規模の環境問題への的確な対応を図るとともに、地球温暖化防止対策や循環型社会の構築、緑の保全と再生、野生動物の保護管理、環境学習等を一体的に推進する。</p> <p>(3) 健康生活部の名称変更 ・環境部門の農林水産部への統合に伴い、部の名称を「健康福祉部」に改める。</p> <p>2 局・課・係の統合再編</p> <p>(1) 局については、各部3～4局を基本として20局程度に統合再編する。</p> <p>(2) 課については、10人以下の小規模課の解消、類似・関連業務課の統合を基本として100課程度に再編し、係についても課の再編にあわせ、規模の適正化を図る。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p> <p>〔参考〕組織再編案（本庁）はP9を参照</p>
部	主な所掌事務																																									
県民政策部 [4局18課]	・重要施策の企画、調整 ・青少年育成	・芸術文化	・広報、広聴 ・参画と協働	・生活創造 ・安全安心																																						
企画管理部 [5局20課]	・財政 ・行財政改革 ・私学教育、大学教育	・人事 ・情報化	・税務 ・文書管理 ・防災	・市町振興																																						
健康生活部 [7局26課]	・健康づくり ・自然環境保全	・保健衛生 ・廃棄物対策	・少子対策 ・大気・水質	・福祉政策																																						
産業労働部 [5局16課]	・産業振興 ・就業支援対策	・科学振興 ・能力開発	・企業立地 ・国際交流	・観光振興																																						
農林水産部 [2局16課]	・農業振興 ・林業振興	・畜産振興 ・水産業振興																																								
県土整備部 [5局30課]	・道路整備 ・都市計画	・河川整備 ・公園整備	・下水道整備 ・住宅政策	・港湾整備 ・復興支援																																						
28局126課																																										

組織再編案（本 庁）



項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																														
イ．地方機関	<p>1 総合事務所の設置 ・地域における多様な県民ニーズや地域課題に総合的かつ的確に対応するため、地方機関を県民局に統合再編し、総合事務所化（平成13年度） ・県民局の所管区域を見直し、6 県民局から10 県民局へ再編（平成13年度）</p> <p>2 県民局機能の充実強化 ・本庁から県民局に事務を委譲（158項目）（平成13年度～） ・予算・人事に関する調整機能を拡充（地域戦略推進費の創設等）（平成13年度～）</p> <p>3 県民局事務所機能の再編 ・業務執行体制の強化、効率化を図るため、「県税」「健康福祉」「農林水産振興」「農業改良普及」「土地改良」「土木」の各業務ごとに事務所を再編（事務所の原則存置を基本に、「圏域事務所」と「地域事務所」に再編）（平成17年度）</p> <p>4 その他の事務所の再編 政策課題の動向・事務事業の見直し等に応じて、新たな事務所の設置や統合を実施（平成14年度～）</p> <p>5 組織再編の課題 (1) 県民局組織の見直し 現地解決型の総合事務所の成果の継承 「地域課題への総合的な対応」、「市町や県民とのきめ細かな連携」、「地域特性を活かした独自の施策展開」等の成果について、県と市町の適切な役割分担を図りつつ、引き続き継承する必要がある。 事務所の強化 効果的・効率的に県民サービスを提供するため、県民局としての総合性を維持しつつ、事務所の強化を図る必要がある。 簡素で効率的な執行体制の整備 今後の職員数の減少、市町との役割分担の明確化による業務の見直し等を踏まえ、県民局本局の中間組織の簡素化など、簡素で効率的な執行体制を整備する必要がある。 (2) 事務所における専門性・機動性の向上 所掌事務が限定された小規模な組織では、幅広い県民ニーズへの専門的な対応や緊急事案への機動的な対応力の低下が懸念されることから、専門性の維持・向上や機動性の確保に配慮した体制を構築する必要がある。</p>	<p>[改革の基本方向] ———— 県民局は、地域における多様な県民ニーズや地域課題に対応するための現地解決型の総合事務所として、引き続き県下10地域に設置する。また、事務所を強化するとともに、部及び担当参事の廃止など、本局組織の抜本的な簡素化・合理化を図る。 業務の専門性・機動性の向上、効果的・効率的な県民サービスの提供の観点から、地域事務所は各県民局1か所の圏域事務所に統合再編する。</p> <p>1 県民局の再編 (1) 再編の基本方針 現地解決型の総合事務所の存置 平成13年度の再編以来、現地解決型の総合事務所として定着してきたことを踏まえ、地域における多様な県民ニーズや地域課題に総合的かつ的確に対応するため、引き続き県下10地域に設置する。 事務所の強化 業務の専門性・機動性の向上を図り、効果的・効率的に県民サービスを提供するため、事務所の強化を図る一方、県民局としての総合性を確保するため、県民局長のもとに圏域事務所長等で構成する「県民局政策会議」を設置する。 本局組織の抜本的な簡素・合理化 事務所の強化に伴い、部及び担当参事の廃止など本局組織を抜本的に簡素・合理化し、企画調整機能を担う2室を設置する。</p> <p>(2) 再編内容 5 部体制の廃止と企画調整機能を担う総務室・県民室の設置 5 部及び7 担当参事の廃止など、本局組織を抜本的に簡素・合理化する一方、地域課題への総合的かつ機動的な対応を図り、県民局の政策の企画調整機能を担う「総務室」及び「県民室」を設置する。</p> <p>[総務室・県民室の所掌事務]</p> <table border="1" data-bbox="1516 1188 2475 1350"> <thead> <tr> <th>室 名</th> <th>主な所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 室</td> <td>地域振興企画、経理、人事、調整、広報・広聴、防災</td> </tr> <tr> <td>県 民 室</td> <td>県民運動・地域協働、産業労働、環境、文化振興、消費者保護</td> </tr> </tbody> </table> <p>県民局政策会議の設置 事務所長の権限を拡充するなど、事務所の強化を図る一方、県民局としての総合性を確保するため、県民局長のもとに、副局長（総務室長兼務）、県民室長、圏域事務所長等で構成する「県民局政策会議」を設置する。 [県民局政策会議の機能] ・県民局内の室及び事務所の連携・調整 ・地域における重要課題の協議</p> <p>地域特性を考慮した組織体制の検討 県民局が、現地解決型の総合事務所として、地域課題に的確に対応できるよう、室・課などの組織や設置する職について、県民局ごとの地域特性を十分考慮した体制を検討する。</p> <p>[地域特性を考慮すべき課題（例）]</p> <table border="1" data-bbox="1516 1766 2754 1959"> <thead> <tr> <th>県民局</th> <th>課 題 例</th> <th>県民局</th> <th>課 題 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神 戸</td> <td>神戸市民との協働</td> <td>中播磨</td> <td>姫路駅周辺等のまちづくり</td> </tr> <tr> <td>阪神南</td> <td>阪神文化圏の形成</td> <td>西播磨</td> <td>科学技術を生かした地域づくり</td> </tr> <tr> <td>阪神北</td> <td>自然や文化を生かしたまちづくり</td> <td>但 馬</td> <td>観光振興・企業誘致</td> </tr> <tr> <td>東播磨</td> <td>水辺の地域づくり</td> <td>丹 波</td> <td>恐竜化石等を生かした地域づくり</td> </tr> <tr> <td>北播磨</td> <td>不法投棄対策など環境対策</td> <td>淡 路</td> <td>公園島・環境立島の推進</td> </tr> </tbody> </table>	室 名	主な所掌事務	総 務 室	地域振興企画、経理、人事、調整、広報・広聴、防災	県 民 室	県民運動・地域協働、産業労働、環境、文化振興、消費者保護	県民局	課 題 例	県民局	課 題 例	神 戸	神戸市民との協働	中播磨	姫路駅周辺等のまちづくり	阪神南	阪神文化圏の形成	西播磨	科学技術を生かした地域づくり	阪神北	自然や文化を生かしたまちづくり	但 馬	観光振興・企業誘致	東播磨	水辺の地域づくり	丹 波	恐竜化石等を生かした地域づくり	北播磨	不法投棄対策など環境対策	淡 路	公園島・環境立島の推進
室 名	主な所掌事務																															
総 務 室	地域振興企画、経理、人事、調整、広報・広聴、防災																															
県 民 室	県民運動・地域協働、産業労働、環境、文化振興、消費者保護																															
県民局	課 題 例	県民局	課 題 例																													
神 戸	神戸市民との協働	中播磨	姫路駅周辺等のまちづくり																													
阪神南	阪神文化圏の形成	西播磨	科学技術を生かした地域づくり																													
阪神北	自然や文化を生かしたまちづくり	但 馬	観光振興・企業誘致																													
東播磨	水辺の地域づくり	丹 波	恐竜化石等を生かした地域づくり																													
北播磨	不法投棄対策など環境対策	淡 路	公園島・環境立島の推進																													

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
	<p>県民局組織図（基本型）</p>  <p>圏域事務所 = 県民局管内の企画立案・総合調整機能、業務全般を所管（県民局に1か所設置） 地域事務所 = 県民に身近な業務、現地性が強い業務を所管</p> <p>副局長 企画調整部 総務担当参事 [総務課、経理課] 企画調整担当参事 [企画調整課、地域ビジョン課、地域課題担当課] 防災担当参事 [防災課] 分室</p> <p>県税部 県税事務所 県税事務所（課税・徴収は一部税目のみ）</p> <p>県民生活部 県民担当参事 [県民運動課、地域協働課] 文化会館 生活科学センター 健康福祉事務所（保健所） 健康福祉事務所（保健事務所）（指導業務の一部、申請・窓口業務等のみ） 環境担当参事 [環境課]</p> <p>地域振興部 産業労働担当参事 [商工労政課] 農林水産振興事務所 農業改良普及センター 農業改良普及センター（指導計画・専門普及を除く業務のみ） 土地改良事務所 土地改良事務所（企画調整業務を除く業務のみ）</p> <p>県土整備部 土木事務所 土木事務所（工事設計・施工・監理、道路パトロールのみ） 事業所（特定事業の工事設計・施工・監理、道路パトロールのみ） まちづくり担当参事 [まちづくり課、建築課]</p> <p>は兼務</p>	<p>県民局組織図（基本型）</p>  <p>副局長 総務室 [総務防災課、財務課、地域企画課]</p> <p>県民室 [県民協働課、商工労政課、環境課] 文化会館 生活科学センター</p> <p>県税事務所</p> <p>健康福祉事務所（保健所）—— 保健支援センター</p> <p>農林水産振興事務所 農業改良普及センター —— 地域普及所 土地改良事務所</p> <p>土木事務所 事業所 業務所</p> <p>土木事務所は「まちづくり、建築に関する事務」も所掌する</p> <p>は兼務</p>

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	<p>[事務所設置数の他府県との比較]</p> <table border="1" data-bbox="463 281 994 577"> <thead> <tr> <th>府県名</th> <th>人口(千人)</th> <th>面積(km²)</th> <th>事務所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>愛 知</td><td>7,360</td><td>5,164</td><td>53</td></tr> <tr><td>千 葉</td><td>6,098</td><td>5,156</td><td>75</td></tr> <tr><td>兵 庫</td><td>5,589</td><td>8,395</td><td>111</td></tr> <tr><td>福 岡</td><td>5,056</td><td>4,976</td><td>63</td></tr> <tr><td>静 岡</td><td>3,801</td><td>7,780</td><td>60</td></tr> <tr><td>茨 城</td><td>2,969</td><td>6,095</td><td>56</td></tr> <tr><td>広 島</td><td>2,873</td><td>8,479</td><td>45</td></tr> <tr><td>京 都</td><td>2,635</td><td>4,613</td><td>42</td></tr> <tr><td>宮 城</td><td>2,347</td><td>7,285</td><td>43</td></tr> </tbody> </table> <p>1 県税、保健所、農林、普及センター、土地改良、土木の各事務所数の計（総合事務所の内部事務所以外の事務所も含む） 2 兵庫県は、県民局組織以外の農林関係事務所（2事務所）を含む。</p> <p>[県民局の主な事務所数]</p> <table border="1" data-bbox="400 1402 1389 1843"> <thead> <tr> <th rowspan="2">県民局</th> <th colspan="6">事 務 所 数</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>県 税</th> <th>健康福祉</th> <th>農林水産</th> <th>農業改良</th> <th>土地改良</th> <th>土 木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>神 戸</td><td>4(3)</td><td>-</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>8(3)</td></tr> <tr><td>阪神南</td><td>2(1)</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>1</td><td>4(1)</td></tr> <tr><td>阪神北</td><td>1</td><td>4(3)</td><td>1</td><td>2(1)</td><td>-</td><td>3(2)</td><td>11(6)</td></tr> <tr><td>東播磨</td><td>2(1)</td><td>3(2)</td><td>1</td><td>2(1)</td><td>-</td><td>2(1)</td><td>10(5)</td></tr> <tr><td>北播磨</td><td>1</td><td>4(3)</td><td>1</td><td>3(2)</td><td>2(1)</td><td>3(2)</td><td>14(8)</td></tr> <tr><td>中播磨</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2(1)</td><td>1</td><td>2(1)</td><td>8(2)</td></tr> <tr><td>西播磨</td><td>2(1)</td><td>4(3)</td><td>2(1)</td><td>4(2)</td><td>2(1)</td><td>4(3)</td><td>18(11)</td></tr> <tr><td>但 馬</td><td>2(1)</td><td>3(2)</td><td>3(1)</td><td>4(1)</td><td>2(1)</td><td>3(2)</td><td>17(8)</td></tr> <tr><td>丹 波</td><td>1</td><td>2(1)</td><td>1</td><td>2(1)</td><td>2(1)</td><td>2(1)</td><td>10(4)</td></tr> <tr><td>淡 路</td><td>1</td><td>3(2)</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>9(2)</td></tr> <tr><td>計</td><td>17(7)</td><td>25(16)</td><td>12(2)</td><td>22(9)</td><td>11(4)</td><td>22(12)</td><td>109(50)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-</td><td>-</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>2</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>17(7)</td><td>25(16)</td><td>14(2)</td><td>22(9)</td><td>11(4)</td><td>22(12)</td><td>111(50)</td></tr> </tbody> </table> <p>1 ()内の数字は地域事務所の数で内数 2 上記のほか、土木事務所に、5事業所（神戸：1、北播磨：1、但馬：3）を設置 3 「その他：農林水産」は、六甲治山事務所、但馬高原林道建設事務所</p>	府県名	人口(千人)	面積(km ²)	事務所数	愛 知	7,360	5,164	53	千 葉	6,098	5,156	75	兵 庫	5,589	8,395	111	福 岡	5,056	4,976	63	静 岡	3,801	7,780	60	茨 城	2,969	6,095	56	広 島	2,873	8,479	45	京 都	2,635	4,613	42	宮 城	2,347	7,285	43	県民局	事 務 所 数						合 計	県 税	健康福祉	農林水産	農業改良	土地改良	土 木	神 戸	4(3)	-	1	1	1	1	8(3)	阪神南	2(1)	1	-	-	-	1	4(1)	阪神北	1	4(3)	1	2(1)	-	3(2)	11(6)	東播磨	2(1)	3(2)	1	2(1)	-	2(1)	10(5)	北播磨	1	4(3)	1	3(2)	2(1)	3(2)	14(8)	中播磨	1	1	1	2(1)	1	2(1)	8(2)	西播磨	2(1)	4(3)	2(1)	4(2)	2(1)	4(3)	18(11)	但 馬	2(1)	3(2)	3(1)	4(1)	2(1)	3(2)	17(8)	丹 波	1	2(1)	1	2(1)	2(1)	2(1)	10(4)	淡 路	1	3(2)	1	2	1	1	9(2)	計	17(7)	25(16)	12(2)	22(9)	11(4)	22(12)	109(50)	その他	-	-	2	-	-	-	2	合 計	17(7)	25(16)	14(2)	22(9)	11(4)	22(12)	111(50)	<p>2 事務所の統合再編</p> <p>(1) 統合再編の基本方針 [事務所数111 71]</p> <p>原則1 圏域事務所への統合再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民局に所属する事務所は、「県税」「健康福祉」「農林水産振興」「農業改良普及」「土地改良」「土木」の各業務ごとに、原則として1圏域1事務所とする。 ・一部の業務のみを所掌する地域事務所は、職員数も少なく、幅広い県民ニーズへの専門的な対応や緊急事案への機動的な対応が困難なことから、圏域事務所に原則として統合再編し、業務の専門性の向上と機動性の強化を図るとともに、県民サービスの確保を図る。 <p>地域事務所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管区域面積が広大又は事業量が特に多い地域に限り、圏域事務所に加え、地域事務所を設置する。 ・健康福祉事務所（保健所）は、人口又は面積が国の保健所設置指針の基準を上回る地域には、圏域事務所に加え、地域事務所を設置する。 <p>再編に伴う県民サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合再編される健康福祉事務所にかえて、市町の協力を得て、市町保健センター等に「保健支援センター（仮称）」を設け、相談・指導業務を行うなど、県民サービスの確保を図る。 ・統合再編される農業改良普及センターにかえて、JAの協力を得て、JA営農指導センター等に「地域普及所（仮称）」を設け、相談・指導業務を行うなど、県民サービスの確保を図る。 ・統合再編される土木事務所は、一部の事業の工事設計・施工・監理等を行う「事業所（仮称）」又は災害時の初動対応、道路パトロール業務等の拠点となる「業務所（仮称）」に再編し、業務執行の効率性を確保する。 <p>事務所の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域事務所は、原則として県民局所在地の総合庁舎に配置する。 ・統合再編後の事務所を県民局所在地の総合庁舎に配置することが困難な場合等には、他の庁舎の状況や業務執行の効率性を勘案して、事務所を配置する。 <p>事務所名の改称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所の名称は、原則として事務所が所在する市町名とする。 ・市町合併前の旧市町名を冠しているものは、原則として市町合併後の市町名に改称する。 <p>庁舎の有効活用</p> <p>統合再編により事務所が配置されなくなる庁舎や空きスペースが生じる庁舎は、市町や住民団体の利用に供するなど、有効活用を図るほか、売却についても検討する。</p> <p>(2) 事務所ごとの再編内容</p> <p>[再 編 案]</p> <table border="1" data-bbox="1457 1402 2576 1843"> <thead> <tr> <th rowspan="2">県民局</th> <th colspan="7">事 務 所 数</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>県 税</th> <th>健康福祉</th> <th>農林水産</th> <th>農業改良</th> <th>土地改良</th> <th>治 山</th> <th>土 木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>神 戸</td><td>2(1)</td><td>-</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1(1)</td><td>1</td><td>7(2)</td></tr> <tr><td>阪神南</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>1</td><td>3</td></tr> <tr><td>阪神北</td><td>1</td><td>2(1)</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td><td>1</td><td>6(1)</td></tr> <tr><td>東播磨</td><td>1</td><td>2(1)</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td><td>1</td><td>6(1)</td></tr> <tr><td>北播磨</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td><td>1</td><td>6</td></tr> <tr><td>中播磨</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td><td>1</td><td>6</td></tr> <tr><td>西播磨</td><td>1</td><td>2(1)</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>-</td><td>2(1)</td><td>9(2)</td></tr> <tr><td>但 馬</td><td>1</td><td>3(2)</td><td>3(2)</td><td>3</td><td>2(1)</td><td>-</td><td>3(2)</td><td>15(7)</td></tr> <tr><td>丹 波</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td><td>1</td><td>6</td></tr> <tr><td>淡 路</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>-</td><td>1</td><td>7</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>11(1)</td><td>14(5)</td><td>11(2)</td><td>13</td><td>8(1)</td><td>1(1)</td><td>13(3)</td><td>71(13)</td></tr> </tbody> </table> <p>1 ()内の数字は地域事務所の数で内数 2 上記のほか、健康福祉事務所に12保健支援センター、農業改良普及センターに9地域普及所、土木事務所に3事業所及び10業務所を設置 3 「神戸：治山」は、六甲治山事務所</p>	県民局	事 務 所 数							合 計	県 税	健康福祉	農林水産	農業改良	土地改良	治 山	土 木	神 戸	2(1)	-	1	1	1	1(1)	1	7(2)	阪神南	1	1	-	-	-	-	1	3	阪神北	1	2(1)	1	1	-	-	1	6(1)	東播磨	1	2(1)	1	1	-	-	1	6(1)	北播磨	1	1	1	1	1	-	1	6	中播磨	1	1	1	1	1	-	1	6	西播磨	1	2(1)	1	2	1	-	2(1)	9(2)	但 馬	1	3(2)	3(2)	3	2(1)	-	3(2)	15(7)	丹 波	1	1	1	1	1	-	1	6	淡 路	1	1	1	2	1	-	1	7	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	合 計	11(1)	14(5)	11(2)	13	8(1)	1(1)	13(3)	71(13)
府県名	人口(千人)	面積(km ²)	事務所数																																																																																																																																																																																																																																																																																									
愛 知	7,360	5,164	53																																																																																																																																																																																																																																																																																									
千 葉	6,098	5,156	75																																																																																																																																																																																																																																																																																									
兵 庫	5,589	8,395	111																																																																																																																																																																																																																																																																																									
福 岡	5,056	4,976	63																																																																																																																																																																																																																																																																																									
静 岡	3,801	7,780	60																																																																																																																																																																																																																																																																																									
茨 城	2,969	6,095	56																																																																																																																																																																																																																																																																																									
広 島	2,873	8,479	45																																																																																																																																																																																																																																																																																									
京 都	2,635	4,613	42																																																																																																																																																																																																																																																																																									
宮 城	2,347	7,285	43																																																																																																																																																																																																																																																																																									
県民局	事 務 所 数						合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	県 税	健康福祉	農林水産	農業改良	土地改良	土 木																																																																																																																																																																																																																																																																																						
神 戸	4(3)	-	1	1	1	1	8(3)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
阪神南	2(1)	1	-	-	-	1	4(1)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
阪神北	1	4(3)	1	2(1)	-	3(2)	11(6)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
東播磨	2(1)	3(2)	1	2(1)	-	2(1)	10(5)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
北播磨	1	4(3)	1	3(2)	2(1)	3(2)	14(8)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
中播磨	1	1	1	2(1)	1	2(1)	8(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
西播磨	2(1)	4(3)	2(1)	4(2)	2(1)	4(3)	18(11)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
但 馬	2(1)	3(2)	3(1)	4(1)	2(1)	3(2)	17(8)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
丹 波	1	2(1)	1	2(1)	2(1)	2(1)	10(4)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
淡 路	1	3(2)	1	2	1	1	9(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
計	17(7)	25(16)	12(2)	22(9)	11(4)	22(12)	109(50)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
その他	-	-	2	-	-	-	2																																																																																																																																																																																																																																																																																					
合 計	17(7)	25(16)	14(2)	22(9)	11(4)	22(12)	111(50)																																																																																																																																																																																																																																																																																					
県民局	事 務 所 数							合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	県 税	健康福祉	農林水産	農業改良	土地改良	治 山	土 木																																																																																																																																																																																																																																																																																					
神 戸	2(1)	-	1	1	1	1(1)	1	7(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																				
阪神南	1	1	-	-	-	-	1	3																																																																																																																																																																																																																																																																																				
阪神北	1	2(1)	1	1	-	-	1	6(1)																																																																																																																																																																																																																																																																																				
東播磨	1	2(1)	1	1	-	-	1	6(1)																																																																																																																																																																																																																																																																																				
北播磨	1	1	1	1	1	-	1	6																																																																																																																																																																																																																																																																																				
中播磨	1	1	1	1	1	-	1	6																																																																																																																																																																																																																																																																																				
西播磨	1	2(1)	1	2	1	-	2(1)	9(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																				
但 馬	1	3(2)	3(2)	3	2(1)	-	3(2)	15(7)																																																																																																																																																																																																																																																																																				
丹 波	1	1	1	1	1	-	1	6																																																																																																																																																																																																																																																																																				
淡 路	1	1	1	2	1	-	1	7																																																																																																																																																																																																																																																																																				
その他	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																				
合 計	11(1)	14(5)	11(2)	13	8(1)	1(1)	13(3)	71(13)																																																																																																																																																																																																																																																																																				

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
		<p> 県税事務所 17事務所 11事務所 ・ 専門的機能の強化を図り、公平・適正な課税・徴収業務を効果的・効率的に進めるため、地域事務所を圏域事務所に統合再編する。 ・ 課税件数が多い神戸地域には、業務執行の効率性を勘案して、西神戸県税事務所を設置する。 ・ 阪神南、西播磨地域については、県民局所在地の尼崎庁舎、西播磨庁舎が狭隘となることから、西宮庁舎、龍野庁舎の状況や所管区域内の課税件数を考慮して、阪神南地域の圏域事務所は西宮市に、西播磨地域の圏域事務所はたつの市に配置する。 </p> <p> 健康福祉事務所 25事務所 14事務所 ・ 地域事務所は、職員数も少なく、幅広い専門分野への対応が困難なことや機動的に緊急事案に対応する体制が確保できないことから、圏域事務所に統合再編する。 ・ 人口又は面積が国の保健所設置指針の基準（二次医療圏域の平均（人口35万人、面積1,000 k m²）を著しく超える地域に複数設置）を上回る阪神北、東播磨、西播磨、但馬地域には、業務執行の効率性を勘案して、それぞれ、伊丹、明石、赤穂、朝来健康福祉事務所を設置する。 ・ 但馬地域の生活保護等の業務は、美方郡（香美町、新温泉町）のみであるため、業務執行の効率性、県民の利便性を勘案し、新温泉健康福祉事務所を新温泉町に設置する。 ・ 統合再編される地域事務所にかえて、市町と連携した県民サービスを確保するため、市町保健センター又は存続する県庁舎に「保健支援センター」を設け、業務ごとに実施日を定めて相談・指導業務等を行う。 </p> <p> 農林水産振興事務所 12事務所 11事務所 ・ 効率的な業務執行を図るため、龍野農林振興事務所（地域事務所）を光都農林水産振興事務所（圏域事務所）に統合再編する。 ・ 豊岡農林振興事務所は、但馬水産事務所を内部事務所に再編し、豊岡農林水産振興事務所とする。このほか、所管区域面積が広大な但馬地域には、業務執行の効率性を勘案して、朝来農林振興事務所を設置する。 ・ 阪神北地域については、県民局所在地の宝塚庁舎が狭隘となることから、三田庁舎の状況や所管区域内の事業量を考慮して、阪神農林振興事務所は三田市に配置する。 ・ 総合的な農林水産振興施策の展開を図るため、土地改良事業の進捗状況も踏まえ、土地改良事務所を農林水産振興事務所の内部事務所に再編する。 </p> <p> ア 農業改良普及センター 22事務所 13事務所 ・ 地域センターは、職員数も少なく、専門分野ごとに複数の職員を配置できず、集落営農組織等への複合的な経営指導が行えないなど、十分な普及指導体制が確保できないことから、中核センターに統合再編する。 ・ 所管区域面積が広大な西播磨、但馬地域及び農業生産額の多い淡路地域には、業務執行の効率性を勘案して、それぞれ、龍野、新温泉、朝来、北淡路農業改良普及センターを設置する。 ・ 統合再編される地域センターにかえて、JAの営農指導員と連携した県民サービスを確保するため、JA営農指導センター等に「地域普及所」を設け、実施日を定めて相談・指導業務を行う。 </p>

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																												
		<p>イ 土地改良事務所 11事務所 8事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の事業量に応じた効率的な業務執行を図るため、地域事務所を圏域事務所に統合再編する。 ・所管区域面積が広大な但馬地域には、業務執行の効率性を勘案して、朝来土地改良事務所を設置する。 ・加古川流域における今後の事業量・事業箇所や業務執行の一体性を勘案して、東播磨、北播磨地域を所管する加古川流域土地改良事務所を三木市に設置する。 ・丹波地域については、県民局所在地の柏原庁舎が狭隘となることから、篠山庁舎の状況や所管区域内の事業量を考慮して、圏域事務所は篠山市に配置する。 <p>土木事務所 22事務所 13事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な業務執行を図るため、地域事務所及び事業所を原則として圏域事務所に統合再編する。 ・所管区域面積が広大で、土砂災害危険箇所数が多い西播磨、但馬地域には、災害時の初動対応を考慮して、それぞれ、龍野、新温泉、養父土木事務所を設置する。 また、多可、福崎、山崎土木事務所は、工事箇所までの移動時間、今後の事業量等を考慮して、一部の事業の工事設計・施工・監理等を行う「事業所」に再編する。 ・その他統合再編される地域事務所及び事業所は、災害時の初動対応、道路パトロール業務等の拠点となる「業務所」に再編する。 <p>県民局分室 3分室 廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な業務執行を図るため、一部の業務のみを所掌する分室は、廃止する。 <p>3 その他の事務所の統合再編</p> <p>農林水産振興事務所と一体となった施策展開を行うため、次の事務所を県民局の内部組織に再編する。</p> <p>(1) 六甲治山事務所 六甲治山事務所（神戸、阪神南、阪神北地域を所管）は、神戸県民局神戸農林水産振興事務所の内部事務所に再編する。</p> <p>(2) 但馬高原林道建設事務所 但馬高原林道建設事務所は廃止し、事務を西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び但馬県民局朝来農林振興事務所に移管する。</p> <p>4 実施時期 平成21年度</p> <p>5 今後の検討課題等 地方分権の進展、合併後の市町の行政体制の整備や政令市・中核市の状況等を踏まえ、再編後の県民局や地方機関組織について必要な検証を実施し、見直しを検討する。</p> <p>再編後の組織名称は仮称 【参考】主な事務所の再編案はP15～P16を参照 県民局の組織再編案はP17～P21を参照</p> <p>[県民局・事務所の再編に伴うポスト削減数]</p> <table border="1" data-bbox="1457 1791 2674 1942"> <thead> <tr> <th>ポ ス ト</th> <th>局 長</th> <th>部 長</th> <th>室 長</th> <th>所長等</th> <th>主幹・課長等</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20.4.1ポスト数</td> <td>10</td> <td>50</td> <td>0</td> <td>180</td> <td>800</td> <td>1,040</td> </tr> <tr> <td>前期改革後見込</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>90</td> <td>630</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>削 減 数</td> <td>±0</td> <td>50</td> <td>+20</td> <td>90</td> <td>170</td> <td>290</td> </tr> </tbody> </table>	ポ ス ト	局 長	部 長	室 長	所長等	主幹・課長等	合 計	20.4.1ポスト数	10	50	0	180	800	1,040	前期改革後見込	10	0	20	90	630	750	削 減 数	±0	50	+20	90	170	290
ポ ス ト	局 長	部 長	室 長	所長等	主幹・課長等	合 計																								
20.4.1ポスト数	10	50	0	180	800	1,040																								
前期改革後見込	10	0	20	90	630	750																								
削 減 数	±0	50	+20	90	170	290																								

[主な事務所の再編案]

県税事務所

県民局	現 行	再 編 案
神 戸	神戸県税事務所 灘県税事務所 兵庫県税事務所 西神戸県税事務所	神戸県税事務所 西神戸県税事務所
阪神南	尼崎県税事務所 西宮県税事務所	西宮県税事務所
阪神北	伊丹県税事務所	伊丹県税事務所
東播磨	加古川県税事務所 明石県税事務所	加古川県税事務所
北播磨	社県税事務所	加東県税事務所
中播磨	姫路県税事務所	姫路県税事務所
西播磨	上郡県税事務所 龍野県税事務所	龍野県税事務所
但 馬	豊岡県税事務所 和田山県税事務所	豊岡県税事務所
丹 波	柏原県税事務所	丹波県税事務所
淡 路	洲本県税事務所	洲本県税事務所
合 計	17(7)	11(1)

健康福祉事務所

県民局	現 行	再 編 案
神 戸	県民局企画県民部 健康福祉第1課、健康福祉第2課	県民局県民室 健康福祉第1課、健康福祉第2課
阪神南	芦屋健康福祉事務所	芦屋健康福祉事務所
阪神北	宝塚健康福祉事務所 三田健康福祉事務所 伊丹健康福祉事務所 川西健康福祉事務所	宝塚健康福祉事務所 三田保健支援センター 伊丹健康福祉事務所 川西保健支援センター
東播磨	加古川健康福祉事務所 高砂健康福祉事務所 明石健康福祉事務所	加古川健康福祉事務所 高砂保健支援センター 明石健康福祉事務所
北播磨	社健康福祉事務所 西脇健康福祉事務所 三木健康福祉事務所 加西健康福祉事務所	加東健康福祉事務所 西脇保健支援センター 三木保健支援センター 加西保健支援センター
中播磨	福崎健康福祉事務所	中播磨健康福祉事務所 [姫路市、福崎町]
西播磨	龍野健康福祉事務所 佐用健康福祉事務所 山崎健康福祉事務所 赤穂健康福祉事務所	龍野健康福祉事務所 佐用保健支援センター 宍粟保健支援センター 赤穂健康福祉事務所
但 馬	豊岡健康福祉事務所 新温泉健康福祉事務所 和田山健康福祉事務所	豊岡健康福祉事務所 新温泉保健支援センター 新温泉健康福祉事務所 朝来健康福祉事務所
丹 波	柏原健康福祉事務所 篠山健康福祉事務所	丹波健康福祉事務所 篠山保健支援センター
淡 路	洲本健康福祉事務所 北淡路健康福祉事務所 南淡路健康福祉事務所	洲本健康福祉事務所 北淡路保健支援センター 南淡路保健支援センター
合 計	25(16)	14(5) 12保健支援センター

農林水産振興事務所

県民局	現 行	再 編 案
神 戸	神戸農林水産振興事務所	神戸農林水産振興事務所
阪神南	県民局地域振興部農林課	県民局農林参事 (阪神農林振興事務所長兼務)
阪神北	宝塚農林振興事務所	阪神農林振興事務所 [三田市]
東播磨	加古川農林水産振興事務所	加古川農林水産振興事務所
北播磨	社農林振興事務所	加東農林振興事務所
中播磨	姫路農林水産振興事務所	姫路農林水産振興事務所
西播磨	上郡農林水産振興事務所 龍野農林振興事務所	光都農林水産振興事務所
但 馬	豊岡農林振興事務所 但馬水産事務所 和田山農林振興事務所	豊岡農林水産振興事務所 但馬水産事務所 [香美町] 朝来農林振興事務所
丹 波	柏原農林振興事務所	丹波農林振興事務所
淡 路	洲本農林水産振興事務所	洲本農林水産振興事務所
合 計	12(2)	11(2)

- 注 1 は圏域事務所
 2 事務所名の [] は、事務所の所在地
 3 合計欄の () 内の数字は地域事務所の数で内数
 4 再編案の組織名称は仮称

農業改良普及センター

県民局	現 行	再 編 案
神 戸	神戸農業改良普及センター	神戸農業改良普及センター
阪神南		
阪神北	宝塚農業改良普及センター 三田農業改良普及センター	阪神農業改良普及センター〔三田市〕 宝塚地域普及所
東播磨	加古川農業改良普及センター 明石農業改良普及センター	加古川農業改良普及センター 明石地域普及所
北播磨	加西農業改良普及センター 西脇農業改良普及センター 三木農業改良普及センター	加西農業改良普及センター 西脇地域普及所 三木地域普及所
中播磨	姫路農業改良普及センター 福崎農業改良普及センター	姫路農業改良普及センター 福崎地域普及所
西播磨	上郡農業改良普及センター 佐用農業改良普及センター 龍野農業改良普及センター 山崎農業改良普及センター	光都農業改良普及センター 佐用地域普及所 龍野農業改良普及センター 宍粟地域普及所
但 馬	豊岡農業改良普及センター 新温泉農業改良普及センター 和田山農業改良普及センター 八鹿農業改良普及センター	豊岡農業改良普及センター 新温泉農業改良普及センター 朝来農業改良普及センター 養父地域普及所
丹 波	柏原農業改良普及センター 篠山農業改良普及センター	丹波農業改良普及センター 篠山地域普及所
淡 路	南淡路農業改良普及センター 北淡路農業改良普及センター	南淡路農業改良普及センター 〔南あわじ市〕 北淡路農業改良普及センター 〔淡路市〕
合 計	22(9)	13 9地域普及所

土地改良事務所

県民局	現 行	再 編 案
神 戸	神戸土地改良事務所	神戸土地改良事務所
阪神南		
阪神北	宝塚農林振興事務所 農村整備課	阪神農林振興事務所 農村整備課
東播磨	県民局地域振興部参事 (三木土地改良事務所長兼務)	加古川農林水産振興事務所 土地改良参事 (加古川流域土地改良事務所長兼務)
北播磨	社土地改良事務所 三木土地改良事務所	加古川流域土地改良事務所 〔三木市〕
中播磨	姫路土地改良事務所	姫路土地改良事務所
西播磨	上郡土地改良事務所 龍野土地改良事務所	光都土地改良事務所
但 馬	豊岡土地改良事務所 和田山土地改良事務所	豊岡土地改良事務所 朝来土地改良事務所
丹 波	柏原土地改良事務所 篠山土地改良事務所	篠山土地改良事務所
淡 路	洲本土土地改良事務所	洲本土土地改良事務所
合 計	11(4)	8(1)

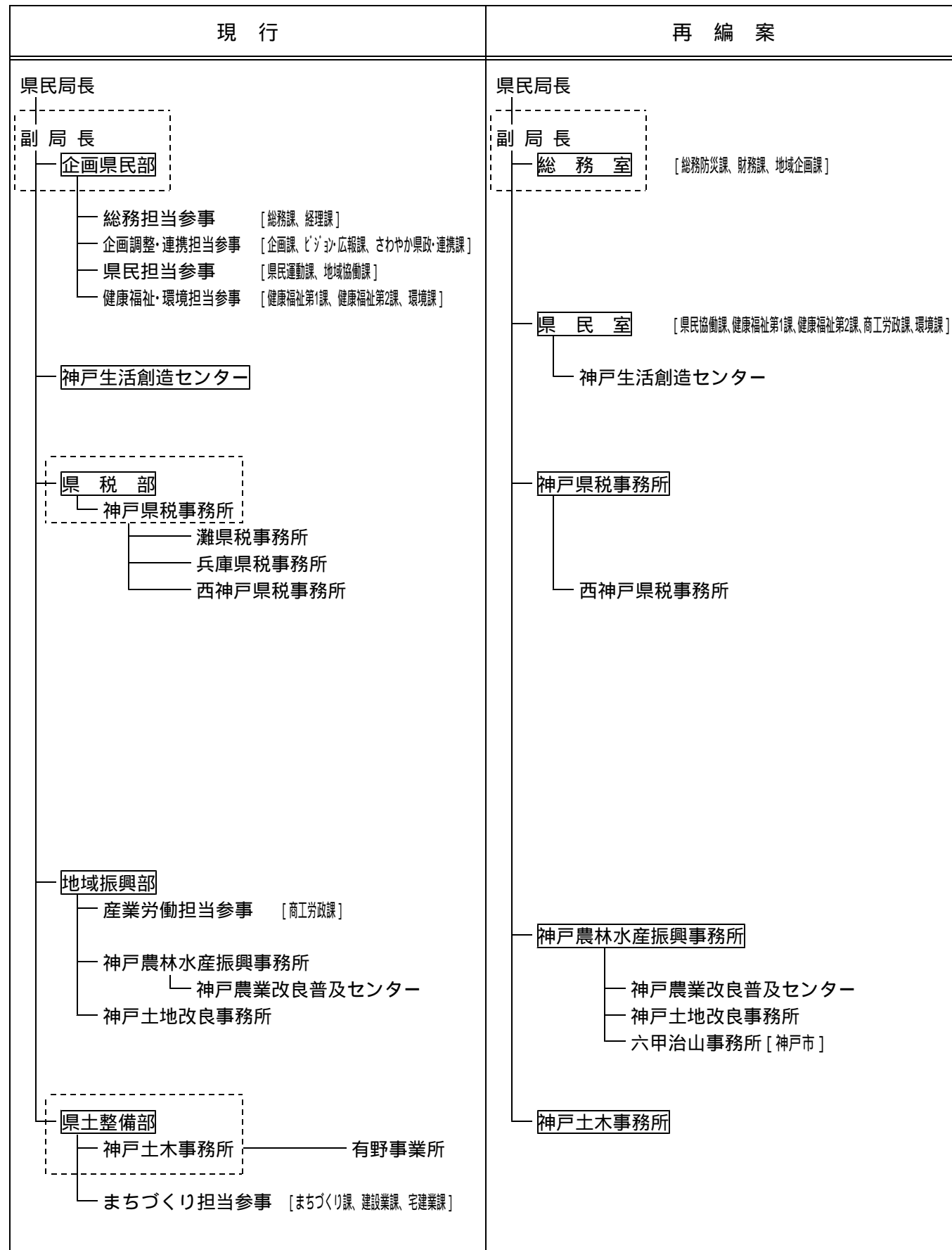
土木事務所

県民局	現 行	再 編 案
神 戸	神戸土木事務所 有野事業所	神戸土木事務所
阪神南	西宮土木事務所	西宮土木事務所
阪神北	宝塚土木事務所 伊丹土木事務所 三田土木事務所	宝塚土木事務所 伊丹業務所 三田業務所
東播磨	加古川土木事務所 明石土木事務所	加古川土木事務所 明石業務所
北播磨	社土木事務所 加西事業所 三木土木事務所 多可土木事務所	加東土木事務所 加西業務所 三木業務所 多可事業所
中播磨	姫路土木事務所 福崎土木事務所	姫路土木事務所 福崎事業所
西播磨	上郡土木事務所 佐用土木事務所 山崎土木事務所 龍野土木事務所	光都土木事務所 佐用業務所 龍野土木事務所 宍粟事業所
但 馬	豊岡土木事務所 但東事業所 新温泉土木事務所 村岡事業所 八鹿土木事務所 朝来事業所	豊岡土木事務所 但東業務所 新温泉土木事務所 香美業務所 養父土木事務所 朝来業務所
丹 波	柏原土木事務所 篠山土木事務所	丹波土木事務所 篠山業務所
淡 路	洲本土土木事務所	洲本土土木事務所
合 計	22(12) 5事業所	13(3) 3事業所 10業務所

- 注 1 は圏域事務所・中核センター
 2 事務所名の〔 〕は、事務所・センターの所在地
 3 合計欄の()内の数字は地域事務所の数で内数
 4 再編案の組織名称は仮称

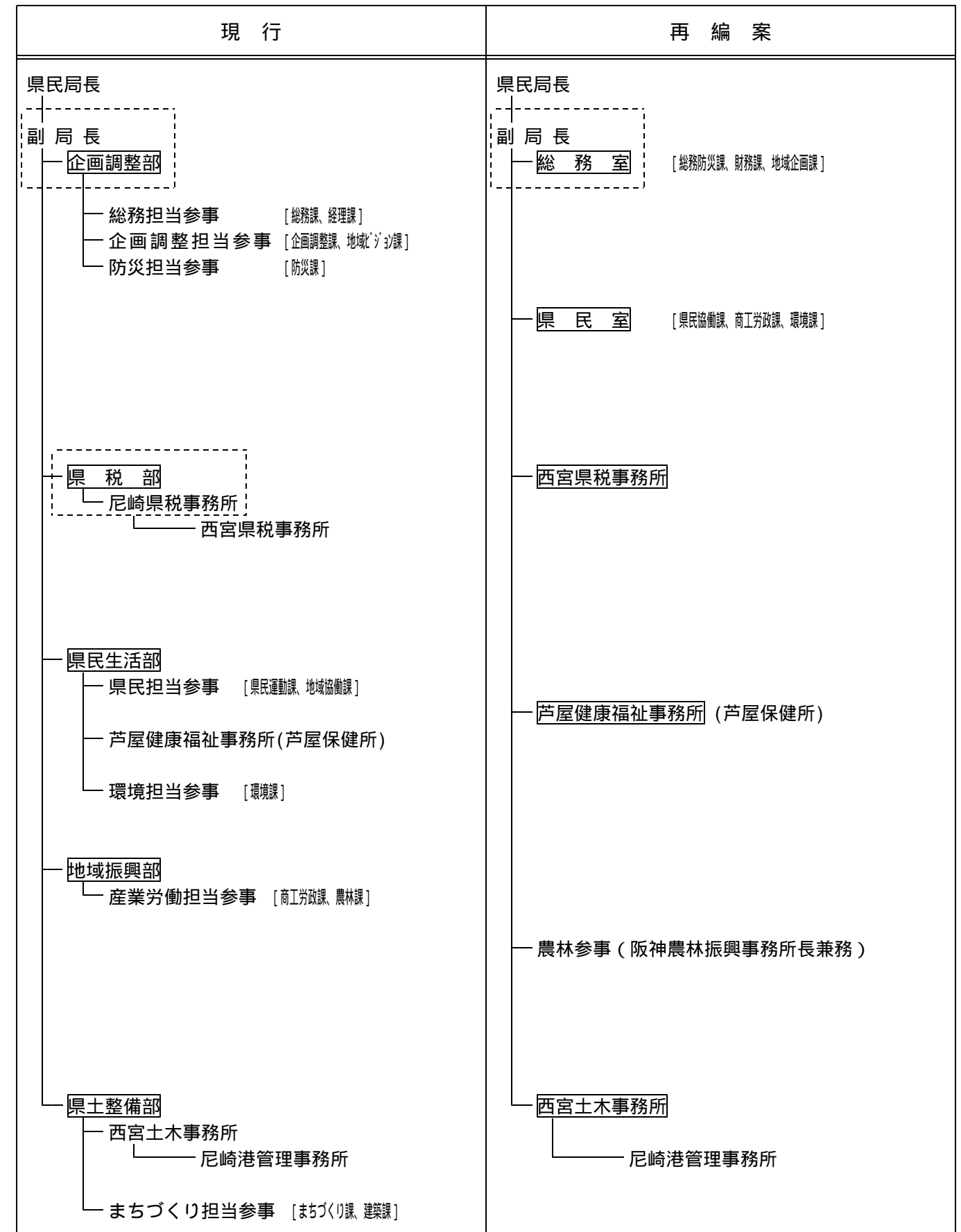
〔 県民局の組織再編案 〕

神戸県民局



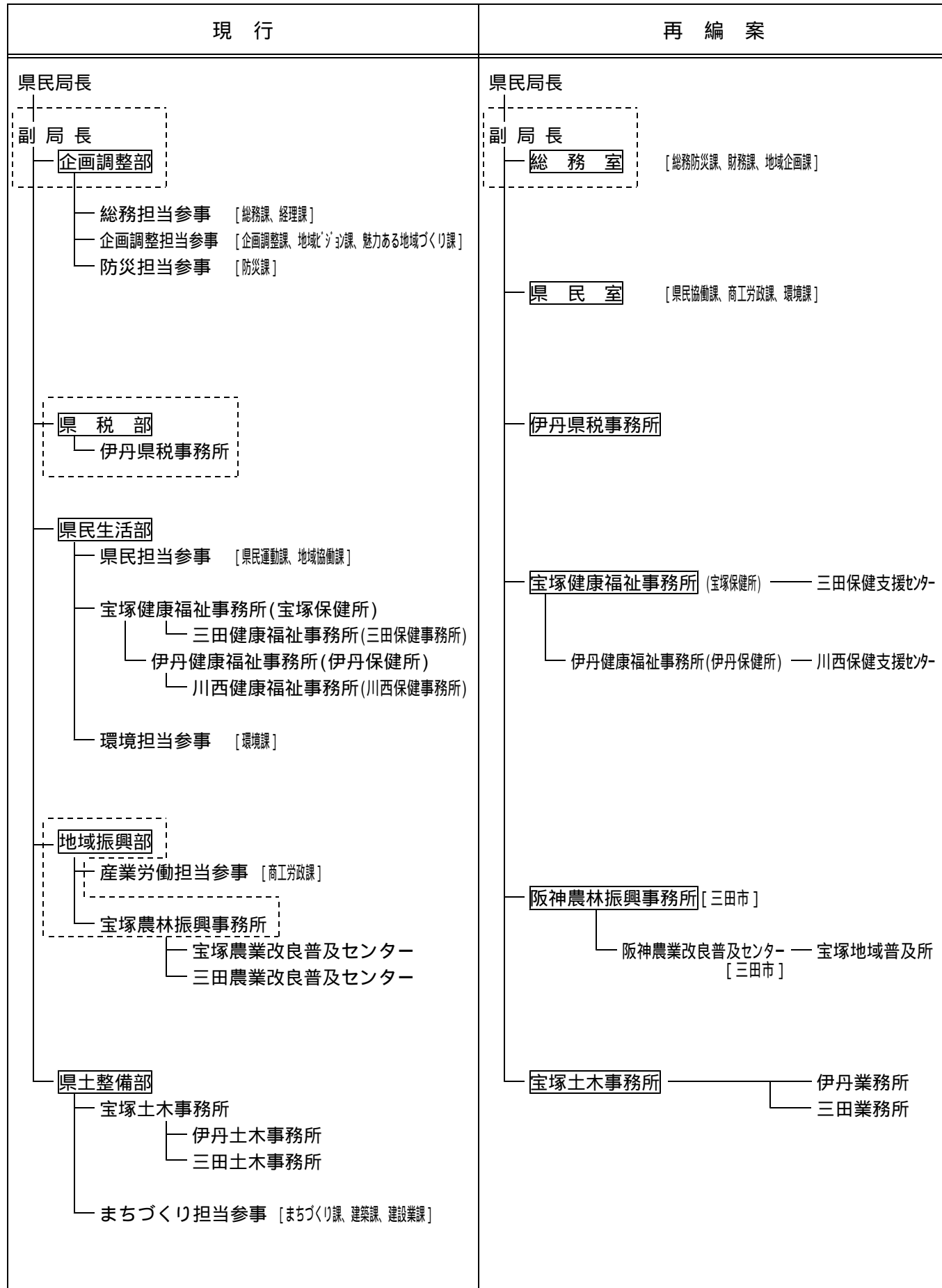
阪神南県民局

〔 再編案の組織名称は仮称 〕



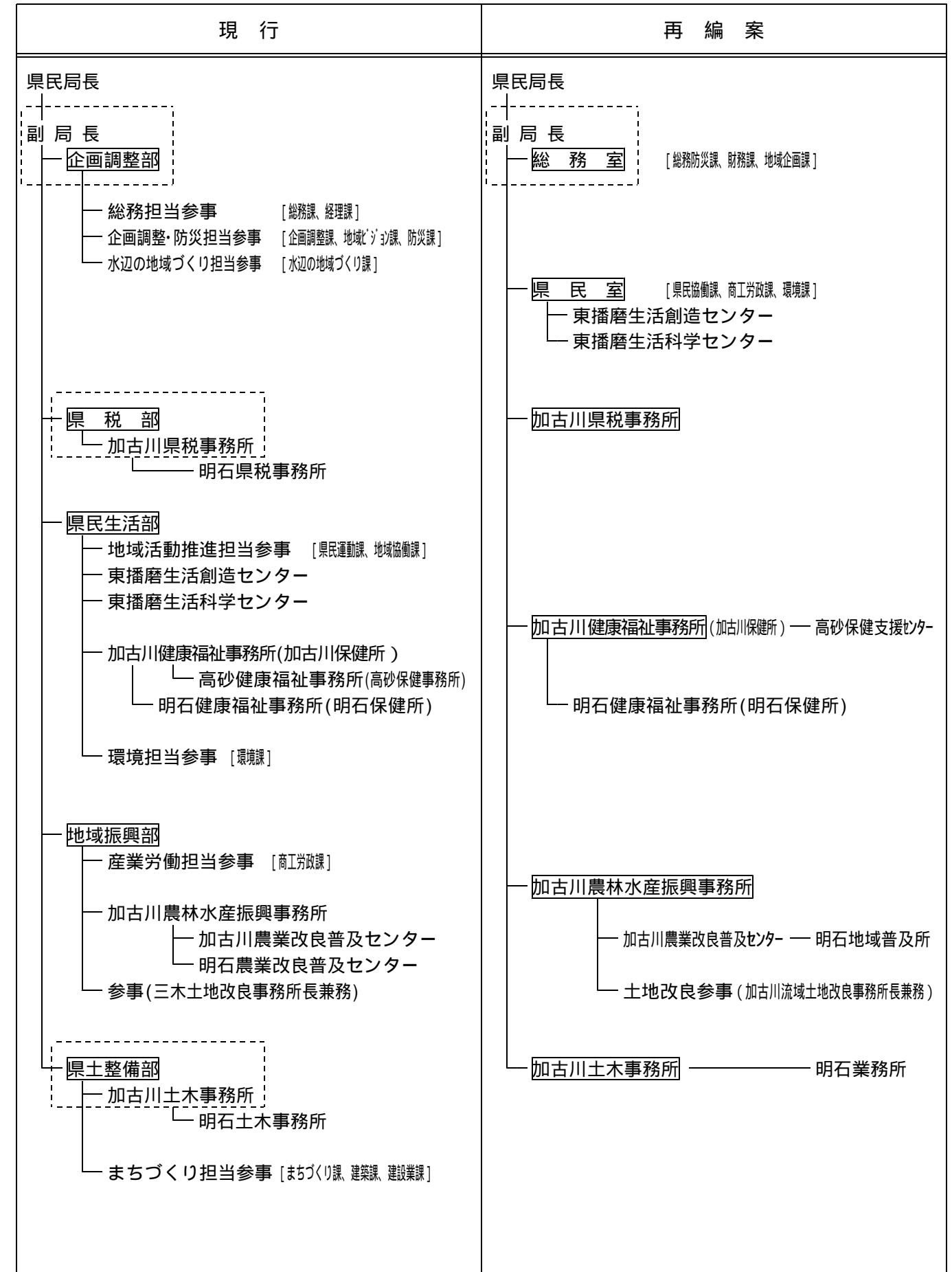
注 1 〔 〕 は兼務
 2 事務所名の [] は、事務所の所在地

阪神北県民局



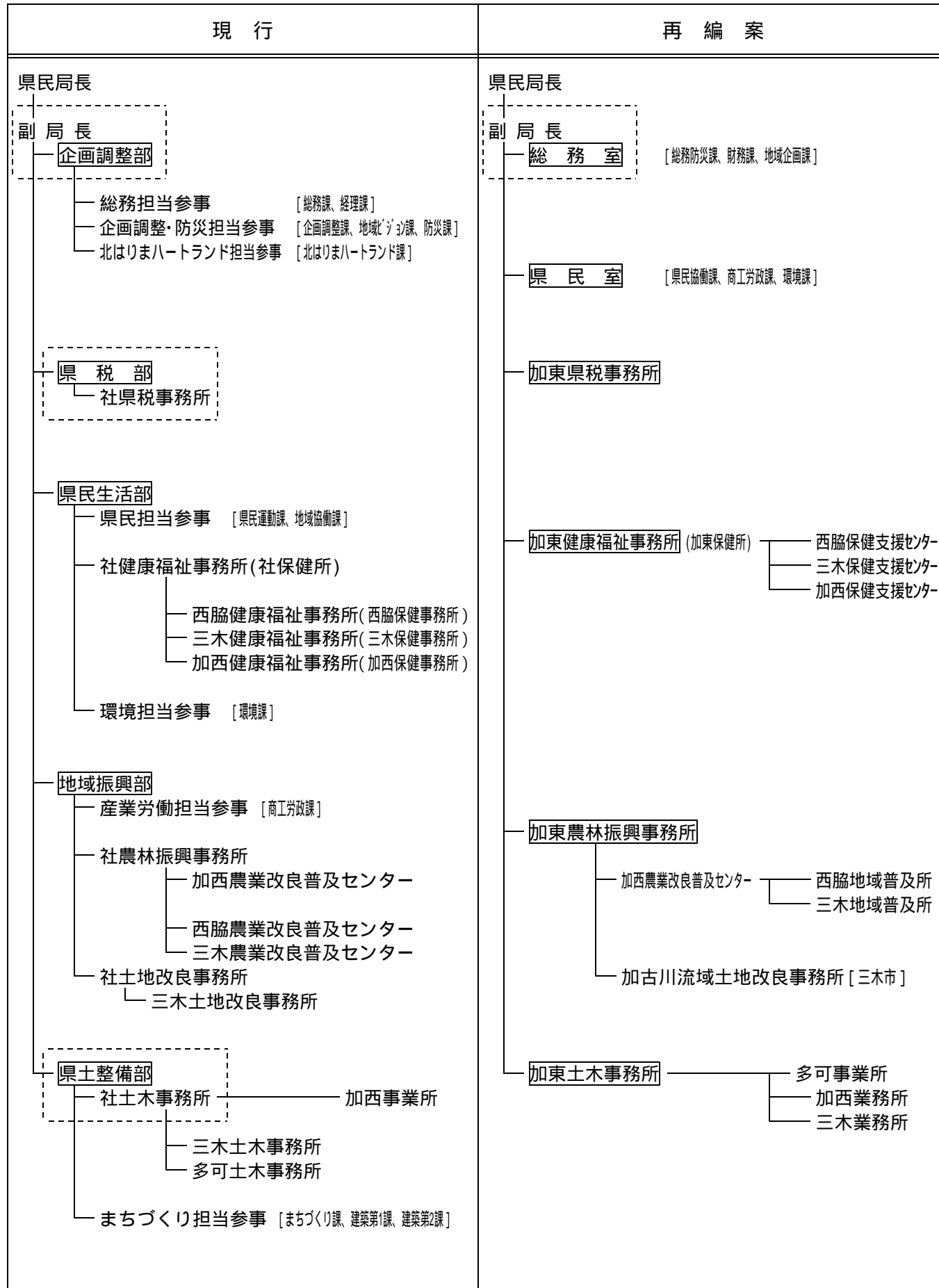
東播磨県民局

[再編案の組織名称は仮称]



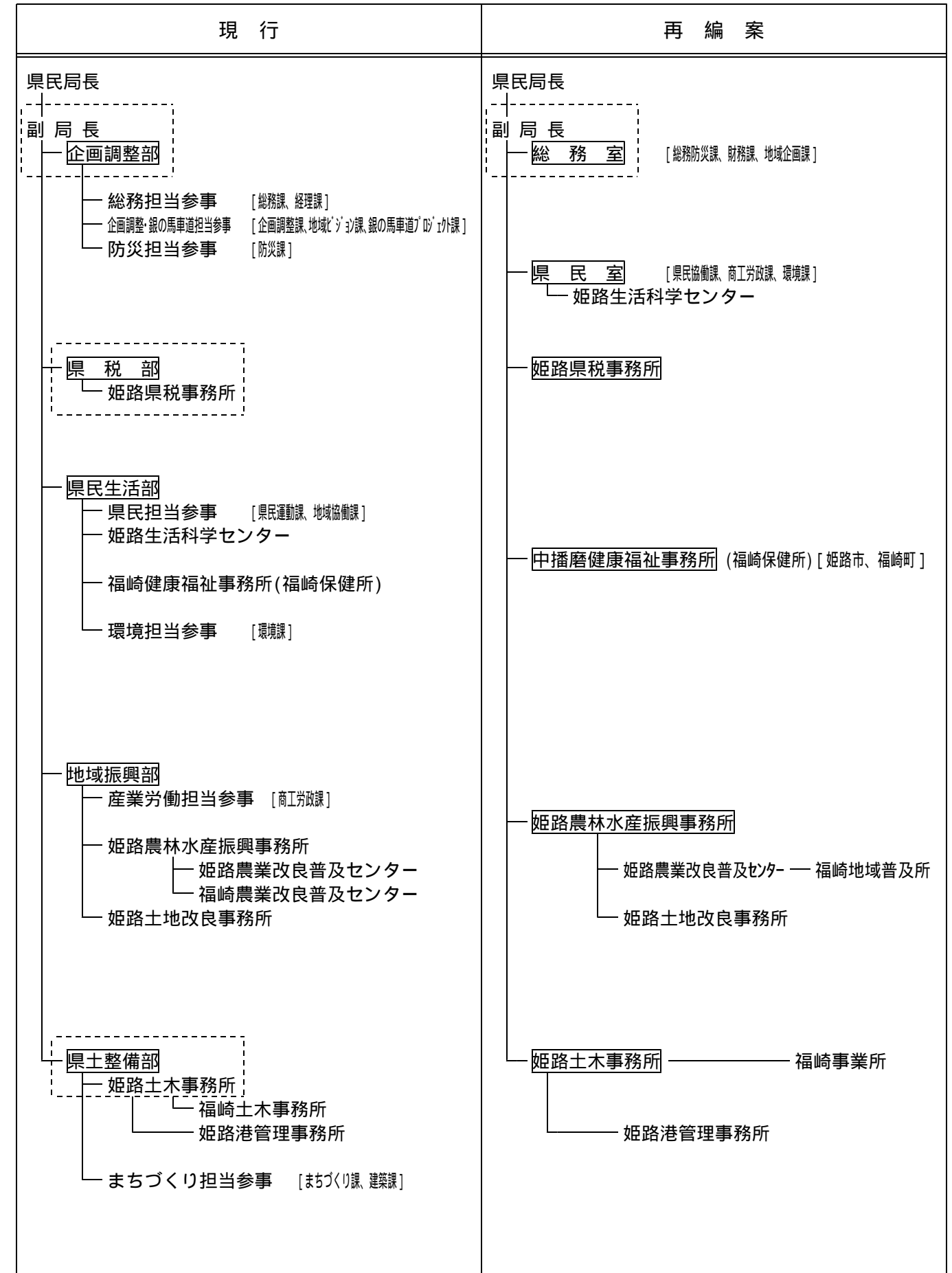
注 1 []は兼務
 2 事務所名の []は、事務所・センターの所在地

北播磨県民局



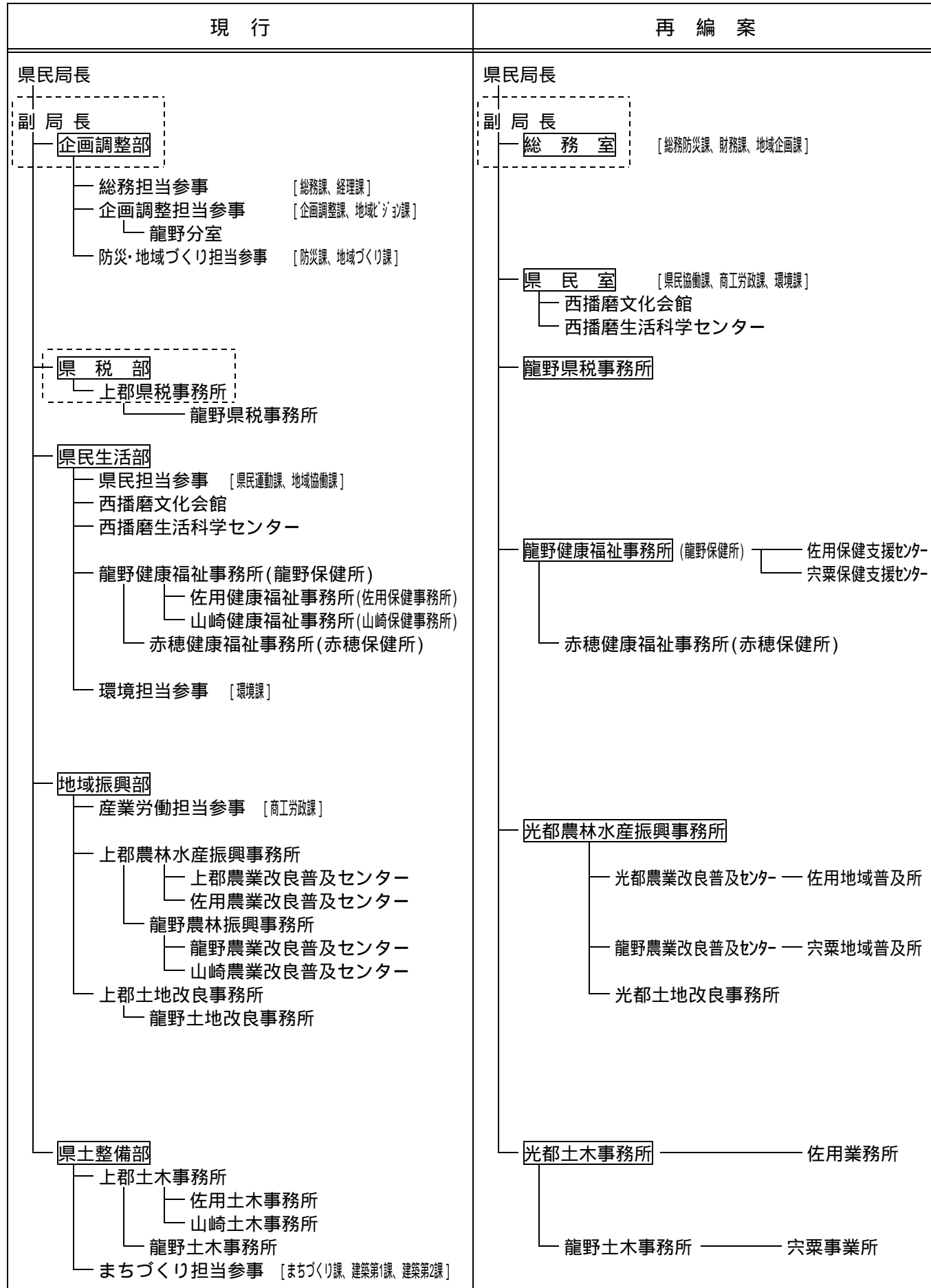
中播磨県民局

[再編案の組織名称は仮称]



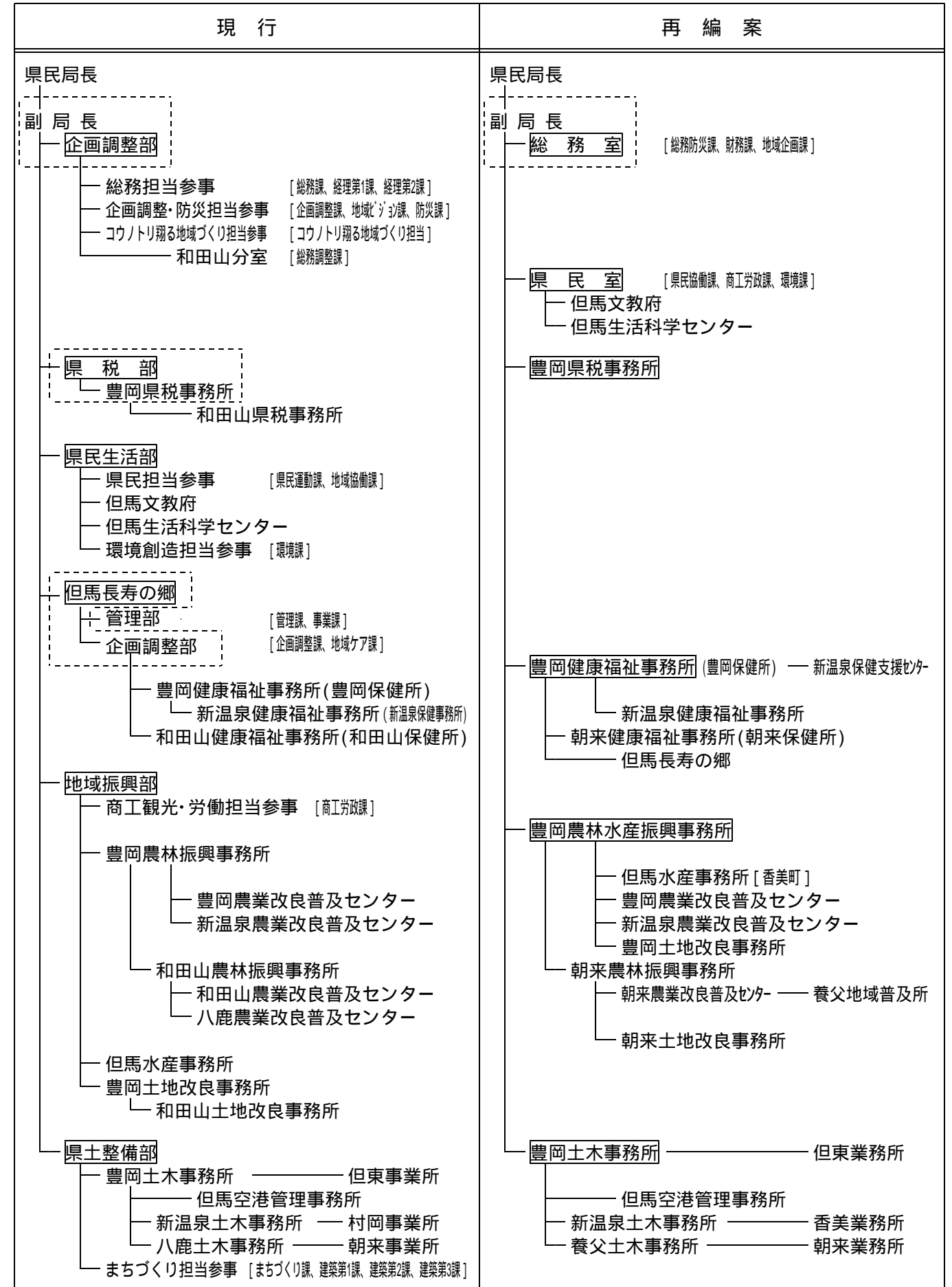
注 1 [] は兼務
 2 事務所名の [] は、事務所の所在地

西播磨県民局



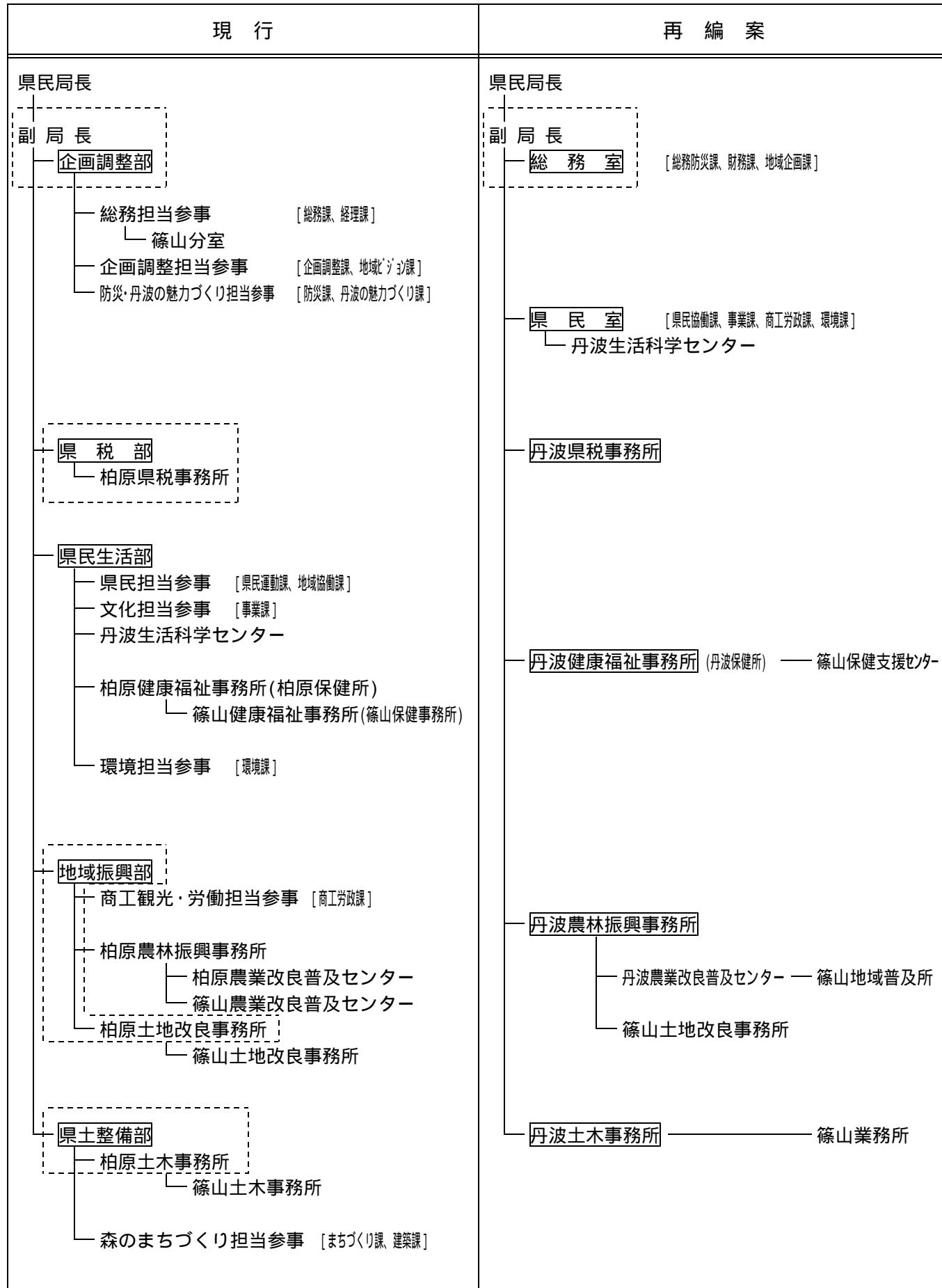
但馬県民局

[再編案の組織名称は仮称]



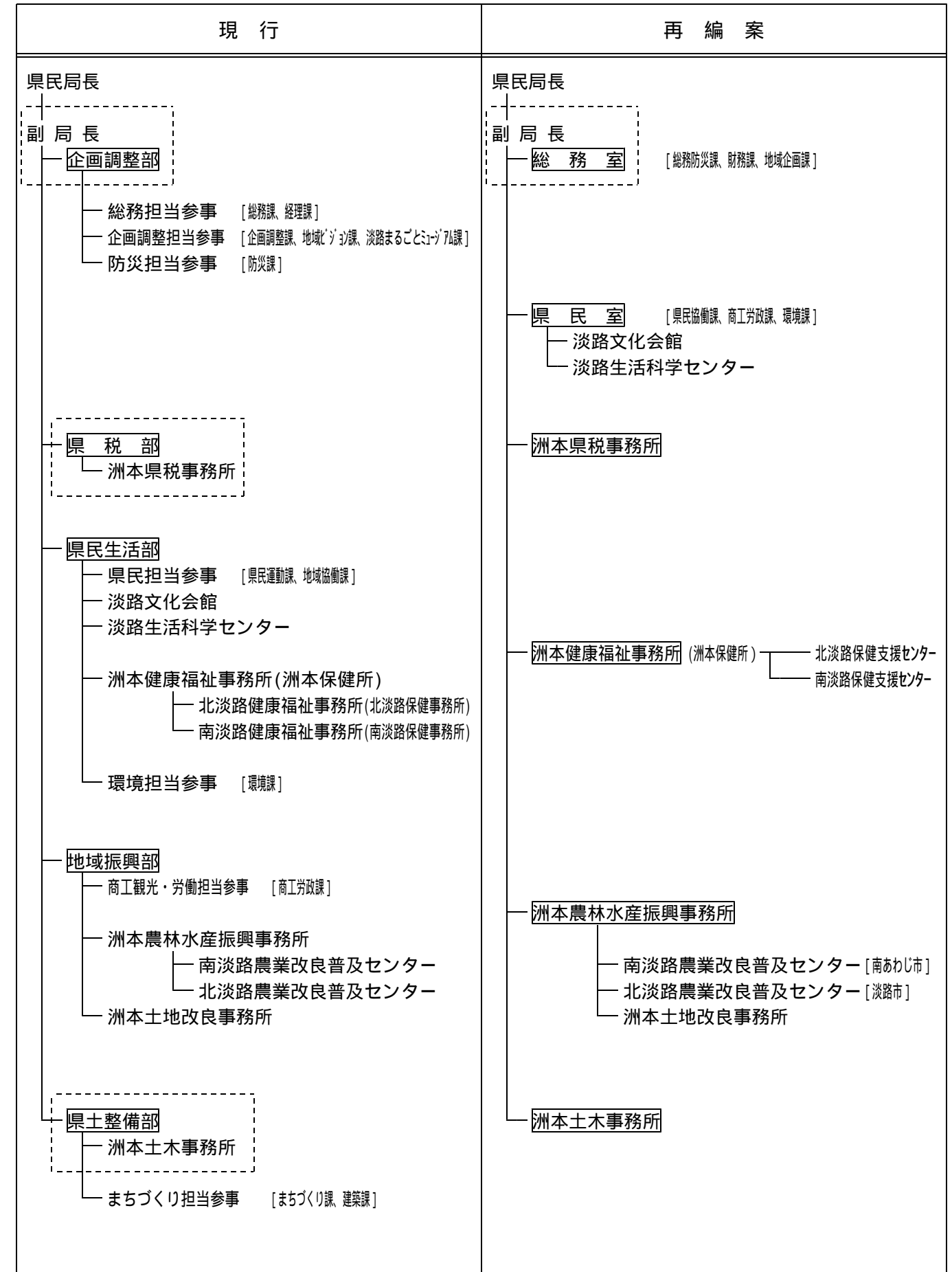
注 1 []は兼務
2 事務所名の []は、事務所の所在地

丹波県民局



淡路県民局

[再編案の組織名称は仮称]



注 1 [] は兼務
 2 事務所名の [] は、センターの所在地

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																								
ウ．その他の組織	<p>1 教育委員会</p> <p>(1) 本庁組織 知事部局の本庁組織再編に準じて、課を再編（平成12年度～）</p> <p>(2) 教育事務所 教育施策を地域社会と一体となって展開するとともに、地域コミュニティの育成等において知事部局と連携して取り組めるよう、県民局の再編に併せて6教育事務所を10教育事務所に再編（平成13年度）</p> <p>(参 考)</p> <p>1 教育事務所の所掌事務等</p> <p>(1) 所掌事務 (管理事務) 県費負担教職員の人事異動事務 ・県費負担教職員(神戸市除く)の採用、昇任、異動等事務 県費負担教職員の給与支給事務 ・県費負担教職員の給与、旅費支給事務 県費負担教職員の研修の実施 ・校長等の学校管理職研修</p> <p>(教育振興事務) 市町教育委員会・市町立小中学校への指導・支援 ・全県的な教育水準の維持・向上を図るための市町教育委員会への指導助言 ・市町教育委員会の要請に基づく学校訪問指導 ・いじめ、不登校への対策等の市町立学校への支援 県費負担教職員の研修の実施 ・初任者研修、10年経験者研修等教職経験年数に応じた研修 ・学習指導要領の周知など全県域の教育課題に関する研修 県民局と連携した体験学習等の教育活動や県民運動の推進 ・環境教育や安全教育など地域ぐるみの教育活動</p> <p>(2) 組織 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> 所長 — 副所長 </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 総務課（管理事務） 教育推進課（教育振興事務） 神戸教育事務所は総務課のみ設置 </div> </div> </p> <p>2 市町教育委員会の所掌事務</p> <p>(1) 学校施設の設置・管理 ・小中学校等の設置 ・管内小中学校の個別指導</p> <p>(2) 教育事業の実施 ・学校の組織編成・教育課程・学習指導・生徒指導等の学校運営 ・各市町教育委員会の教育課題に関する教職員研修</p>	<p>[改革の基本方向] ———</p> <p>教育委員会、警察について、それぞれの特性を踏まえながら、知事部局の見直しに対応して、簡素で効率的な組織整備を進める。 教育事務所は、知事部局の見直しに併せ、市町教育委員会数の減少や、所管区域の規模、地域特性等を考慮し、効果的・効率的な事務執行体制を構築する観点から再編する。</p> <p>1 教育委員会</p> <p>(1) 本庁組織 知事部局の対応に準じた組織の見直しに取り組む。</p> <p>(2) 教育事務所 再編の基本方針 市町合併の進展による市町教育委員会数の減少や、所管区域の規模、地域特性等を踏まえ、効果的・効率的な事務執行体制を構築する。 ・県費負担教職員の人事・給与事務、庶務・経理等の管理事務については、効率化の観点から集約化を図る。 ・市町教育委員会や市町立学校への指導・支援、県民局と連携した体験学習等の教育活動や県民運動の展開等については、引き続き県民局の所管区域ごとに効果的・効率的な推進を図る。</p> <p>再編内容 ア 10教育事務所を6教育事務所に統合再編するとともに、神戸教育事務所については、事務を本庁に移管し、廃止する。 イ 統合後の教育事務所に、県民局の所管区域に合わせて、市町教育委員会や市町立学校への指導・支援等の事務を所掌する「教育振興室」を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1478 1035 2742 1833"> <thead> <tr> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">再 編 案</th> </tr> <tr> <th>教育事務所</th> <th>所在地</th> <th>所管区域</th> <th>教育事務所 (教育振興室)</th> <th>所在地</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸</td> <td>神戸市</td> <td>神戸市</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(廃 止)</td> </tr> <tr> <td>阪神南</td> <td>西宮市</td> <td>尼崎市 西宮市 芦屋市</td> <td>阪 神</td> <td>西宮市</td> <td>尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡</td> </tr> <tr> <td>阪神北</td> <td>宝塚市</td> <td>伊丹市 宝塚市 川西市</td> <td>(宝塚教育振興室)</td> <td>(宝塚市)</td> <td>伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡</td> </tr> <tr> <td>東播磨</td> <td>加古川市</td> <td>明石市 加古川市 高砂市 加古郡</td> <td>播磨東</td> <td>加古川市</td> <td>明石市 加古川市 高砂市 加古郡 西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡</td> </tr> <tr> <td>北播磨</td> <td>加東市</td> <td>西脇市 三木市 小野市</td> <td>(加東教育振興室)</td> <td>(加東市)</td> <td>西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡</td> </tr> <tr> <td>中播磨</td> <td>姫路市</td> <td>姫路市 神崎郡</td> <td>播磨西</td> <td>姫路市</td> <td>姫路市 神崎郡 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡</td> </tr> <tr> <td>西播磨</td> <td>赤穂郡</td> <td>相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡</td> <td>(光都教育振興室)</td> <td>(赤穂郡)</td> <td>相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡</td> </tr> <tr> <td>但 馬</td> <td>豊岡市</td> <td>豊岡市 養父市 朝来市 美方郡</td> <td>但 馬</td> <td>豊岡市</td> <td>豊岡市 養父市 朝来市 美方郡</td> </tr> <tr> <td>丹 波</td> <td>篠山市</td> <td>篠山市 丹波市</td> <td>丹 波</td> <td>篠山市</td> <td>篠山市 丹波市</td> </tr> <tr> <td>淡 路</td> <td>洲本市</td> <td>洲本市 南あわじ市 淡路市</td> <td>淡 路</td> <td>洲本市</td> <td>洲本市 南あわじ市 淡路市</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 実施時期 平成21年度</p> <p>再編後の組織名称は仮称</p>	現 行			再 編 案			教育事務所	所在地	所管区域	教育事務所 (教育振興室)	所在地	所管区域	神戸	神戸市	神戸市	(廃 止)			阪神南	西宮市	尼崎市 西宮市 芦屋市	阪 神	西宮市	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡	阪神北	宝塚市	伊丹市 宝塚市 川西市	(宝塚教育振興室)	(宝塚市)	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡	東播磨	加古川市	明石市 加古川市 高砂市 加古郡	播磨東	加古川市	明石市 加古川市 高砂市 加古郡 西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡	北播磨	加東市	西脇市 三木市 小野市	(加東教育振興室)	(加東市)	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡	中播磨	姫路市	姫路市 神崎郡	播磨西	姫路市	姫路市 神崎郡 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	西播磨	赤穂郡	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	(光都教育振興室)	(赤穂郡)	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	但 馬	豊岡市	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	但 馬	豊岡市	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	丹 波	篠山市	篠山市 丹波市	丹 波	篠山市	篠山市 丹波市	淡 路	洲本市	洲本市 南あわじ市 淡路市	淡 路	洲本市	洲本市 南あわじ市 淡路市
現 行			再 編 案																																																																							
教育事務所	所在地	所管区域	教育事務所 (教育振興室)	所在地	所管区域																																																																					
神戸	神戸市	神戸市	(廃 止)																																																																							
阪神南	西宮市	尼崎市 西宮市 芦屋市	阪 神	西宮市	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡																																																																					
阪神北	宝塚市	伊丹市 宝塚市 川西市	(宝塚教育振興室)	(宝塚市)	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡																																																																					
東播磨	加古川市	明石市 加古川市 高砂市 加古郡	播磨東	加古川市	明石市 加古川市 高砂市 加古郡 西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡																																																																					
北播磨	加東市	西脇市 三木市 小野市	(加東教育振興室)	(加東市)	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡																																																																					
中播磨	姫路市	姫路市 神崎郡	播磨西	姫路市	姫路市 神崎郡 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡																																																																					
西播磨	赤穂郡	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	(光都教育振興室)	(赤穂郡)	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡																																																																					
但 馬	豊岡市	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	但 馬	豊岡市	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡																																																																					
丹 波	篠山市	篠山市 丹波市	丹 波	篠山市	篠山市 丹波市																																																																					
淡 路	洲本市	洲本市 南あわじ市 淡路市	淡 路	洲本市	洲本市 南あわじ市 淡路市																																																																					

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
	<p>2 警 察</p> <p>(1) 警察本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事件等の発生状況や社会情勢の変化等を踏まえ、課を再編 (平成13年度～) ・刑事部に組織犯罪対策局を設置(平成17年度) <p>(2) 警察署・交番等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事案対処力と治安維持力の向上を図るため、52警察署を48警察署に統合再編(平成18年度) ・交番に地域警察官が不在となることが多い「空き交番」を解消し、交番機能の強化を図るため、732交番等を700交番等に統合再編 (平成16～18年度) 	<p>2 警 察</p> <p>(1) 警察本部</p> <p>治安情勢の変化等を踏まえ、組織の見直しに取り組む。</p> <p>(2) 警察署・交番等</p> <p>事件・事故の発生状況、住民の利便性や意向、人口動向、交通網の充実等の今後の社会情勢の変化等に応じて、警察署・交番等の適正配置に取り組む。</p>
工．附属機関等	<p>附属機関等の見直し</p> <p>「附属機関等の設置及び運営指針」に基づき、運営の合理化、活性化を図るとともに、法律等による必置規制の緩和を踏まえ、必要性が低下したものの統廃合等を実施</p> <p>[平成19年4月1日現在の附属機関等の数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等に基づく附属機関 75機関 ・要綱等に基づく協議会等 46機関 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>[改革の基本方向]</p> <p>行政の簡素・効率化の観点から、附属機関等の新設の抑制、必要性の低下したものの統廃合等の推進、運営の合理化を図るとともに、参画と協働による行政の推進の観点から、運営の活性化及び透明性の向上を図る。</p> </div> <p>1 統廃合の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱等に基づく協議会等について、設置の必要性の低下の検証等を行い、平成20年度中に既存機関の概ね15%を削減する。 <p>2 運営の合理化・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱等に基づく協議会等について、意見聴取方法の見直しなどにより、委員数の概ね15%を削減する。 ・委員報酬額については、行革上の措置として、日額は20%減額、月額は10%減額とする。 <p>3 運営の活性化・透明性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募委員、女性委員の選任の拡大を図り、政策形成過程における県民の参画を一層推進する。 ・会議の公開や会議資料等の公表を進め、透明性の向上を図る。

(2) 定員・給与

(単位：百万円)

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)																																																																																											
ア. 定 員	<p>1 一般行政部門 ・事務事業、組織、公社等の見直しや事務執行体制の効率化に伴い、業務量に応じた見直しを実施</p> <p>2 教育部門 ・教職員について、児童生徒数の減少、学校の統合、障害児学級の増加等を踏まえた見直し ・別途、国の教職員定数改善計画等により増員</p> <p>3 警察部門 ・警察官の震災特例定数の見直し ・別途、治安確保のため、政令改正により警察官が増員されていることから対前年度純増が継続</p> <p>【定員の削減計画及び取組実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>行財政構造改革 推進方策 (平成12年2月)</th> <th>後期5か年の 取組み (平成16年2月)</th> <th>取 組 実 績 (平成12年度 ～19年度計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般行政部門</td> <td>1,050人</td> <td>1,250人</td> <td>1,134人</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 門</td> <td>3,360人</td> <td>3,410人</td> <td>4,072人 (1,696人)</td> </tr> <tr> <td>警 察 部 門</td> <td>410人</td> <td>430人</td> <td>487人 (925人)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,820人</td> <td>5,090人</td> <td>5,693人 (2,621人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>教育・警察部門の()は、法基準等の改正に伴う別途増員分</p> <p>【部門別職員数の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">平成11年4月1日</th> <th rowspan="2">平成19年4月1日</th> <th colspan="2">増 減 計</th> </tr> <tr> <th>人 数</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般行政部門</td> <td>9,413人</td> <td>8,279人</td> <td>1,134人</td> <td>12.0%</td> </tr> <tr> <td>教育部門</td> <td>40,075人</td> <td>37,699人</td> <td>2,376人</td> <td>5.9%</td> </tr> <tr> <td>警察部門</td> <td>11,887人</td> <td>12,325人</td> <td>438人</td> <td>3.7%</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>61,375人</td> <td>58,303人</td> <td>3,072人</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>公営企業部門</td> <td>5,156人</td> <td>4,927人</td> <td>229人</td> <td>4.4%</td> </tr> <tr> <td>うち病院</td> <td>4,673人</td> <td>4,643人</td> <td>30人</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>66,531人</td> <td>63,230人</td> <td>3,301人</td> <td>5.0%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	行財政構造改革 推進方策 (平成12年2月)	後期5か年の 取組み (平成16年2月)	取 組 実 績 (平成12年度 ～19年度計)	一般行政部門	1,050人	1,250人	1,134人	教 育 部 門	3,360人	3,410人	4,072人 (1,696人)	警 察 部 門	410人	430人	487人 (925人)	計	4,820人	5,090人	5,693人 (2,621人)	区 分	平成11年4月1日	平成19年4月1日	増 減 計		人 数	率	一般行政部門	9,413人	8,279人	1,134人	12.0%	教育部門	40,075人	37,699人	2,376人	5.9%	警察部門	11,887人	12,325人	438人	3.7%	小 計	61,375人	58,303人	3,072人	5.0%	公営企業部門	5,156人	4,927人	229人	4.4%	うち病院	4,673人	4,643人	30人	0.6%	合 計	66,531人	63,230人	3,301人	5.0%	635,506 (524,232)	<p>[改革の基本方向]</p> <p>一般行政部門については、団塊の世代の大量退職時期を迎え、計画的な職員採用による年齢構成の平準化も図りつつ、事務事業・組織の徹底した見直し、民間委託の推進などにより、一層の定員の削減に取り組む。教職員については児童生徒数の推移や教職員定数改善の状況等、大学教職員については大学の今後のあり方、警察官については国の配置基準の改正等をそれぞれ考慮する。公営企業部門については、経営計画等を踏まえた適正配置に取り組む。</p> <p>1 一般行政部門 [平成30年度までの削減数：約2,700人] ・平成20年度から平成30年度までの間は、大幅な退職者数の増加が見込まれることから、現行職員数の概ね3割の定員の削減を行う。 ・団塊の世代の大量退職時期である前期3年間(平成20～22年度)に削減総数の1/2となる概ね1.5割、その後の中後期で残りの1.5割の定員削減に取り組む。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般行政部門</th> <th>前期(H20～H22)</th> <th>中後期(H23～H30)</th> <th>期間計(H20～H30)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>15%</td> <td>15%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 教育部門 [平成30年度までの削減数：約420人] (1) 教育委員会 ・法令等により配置基準が定められている教職員は、基準に基づく適正配置を行う。 ・県単独教職員、事務局職員については、一般行政部門の取扱いに準じて概ね3割の定員削減に取り組む。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教職員(法定)</th> <th colspan="3">法令基準に基づく適正配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県単独教職員 ・事務局職員</td> <td>前期(H20～H22)</td> <td>中後期(H23～H30)</td> <td>期間計(H20～H30)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15%</td> <td>15%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県立大学 ・県立大学については、大学の今後のあり方を検討した上で、教員の適正配置を行う。 ・事務局職員は前期3年間で概ね1.5割の削減を行うとともに、中後期についても、大学のあり方の検討結果を踏まえ、適正配置を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教 員</th> <th colspan="2">大学の今後のあり方に基づく適正配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局職員</td> <td>前期(H20～H22)</td> <td>中後期(H23～H30)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15%</td> <td>大学の今後のあり方に基づく適正配置</td> </tr> </tbody> </table>	一般行政部門	前期(H20～H22)	中後期(H23～H30)	期間計(H20～H30)		15%	15%	30%	教職員(法定)	法令基準に基づく適正配置			県単独教職員 ・事務局職員	前期(H20～H22)	中後期(H23～H30)	期間計(H20～H30)		15%	15%	30%	教 員	大学の今後のあり方に基づく適正配置		事務局職員	前期(H20～H22)	中後期(H23～H30)		15%	大学の今後のあり方に基づく適正配置	290,000 (270,000) 給与の見直しを含む
区 分	行財政構造改革 推進方策 (平成12年2月)	後期5か年の 取組み (平成16年2月)	取 組 実 績 (平成12年度 ～19年度計)																																																																																												
一般行政部門	1,050人	1,250人	1,134人																																																																																												
教 育 部 門	3,360人	3,410人	4,072人 (1,696人)																																																																																												
警 察 部 門	410人	430人	487人 (925人)																																																																																												
計	4,820人	5,090人	5,693人 (2,621人)																																																																																												
区 分	平成11年4月1日	平成19年4月1日	増 減 計																																																																																												
			人 数	率																																																																																											
一般行政部門	9,413人	8,279人	1,134人	12.0%																																																																																											
教育部門	40,075人	37,699人	2,376人	5.9%																																																																																											
警察部門	11,887人	12,325人	438人	3.7%																																																																																											
小 計	61,375人	58,303人	3,072人	5.0%																																																																																											
公営企業部門	5,156人	4,927人	229人	4.4%																																																																																											
うち病院	4,673人	4,643人	30人	0.6%																																																																																											
合 計	66,531人	63,230人	3,301人	5.0%																																																																																											
一般行政部門	前期(H20～H22)	中後期(H23～H30)	期間計(H20～H30)																																																																																												
	15%	15%	30%																																																																																												
教職員(法定)	法令基準に基づく適正配置																																																																																														
県単独教職員 ・事務局職員	前期(H20～H22)	中後期(H23～H30)	期間計(H20～H30)																																																																																												
	15%	15%	30%																																																																																												
教 員	大学の今後のあり方に基づく適正配置																																																																																														
事務局職員	前期(H20～H22)	中後期(H23～H30)																																																																																													
	15%	大学の今後のあり方に基づく適正配置																																																																																													

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)																																	
			<p>3 警察部門 [平成30年度までの削減数：約110人]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令により配置基準が定められている警察官は、基準に基づく適正配置を行う。 ・県単独警察官については、現行の水準を維持しつつ、国に対して政令定数化による財政措置を要望する。 ・事務職員については、鑑識や科学捜査等を除く一般行政類似部門の職員の概ね3割の定員削減に取り組む。 <table border="1" data-bbox="1685 590 2579 657"> <tr> <td>警察官(法定)</td> <td colspan="3">法令基準に基づく適正配置</td> </tr> <tr> <td>県単独警察官</td> <td colspan="3">現行水準維持(政令定数化を国要望)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1685 674 2579 741"> <tr> <td rowspan="2">事務局職員</td> <td>前期(H20～H22)</td> <td>中後期(H23～H30)</td> <td>期間計(H20～H30)</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td>20%</td> <td>30%</td> </tr> </table> <p>4 公営企業部門 [平成30年度までの削減数：約200人]</p> <p>(1) 企業庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合経営計画」等に基づく、経営基盤の強化に向けた取組みを推進することにより、概ね3割の定員削減に取り組む。 <table border="1" data-bbox="1685 1077 2579 1144"> <tr> <td rowspan="2">企業庁</td> <td>前期(H20～H22)</td> <td>中後期(H23～H30)</td> <td>期間計(H20～H30)</td> </tr> <tr> <td>15%</td> <td>15%</td> <td>30%</td> </tr> </table> <p>(2) 病院局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「病院構造改革推進方策」等の見直しを踏まえ、医師、看護師等医療職員については、法令、診療報酬制度等に定められている配置基準を基本として業務量に応じた適正配置を行う。 ・その他の職員については、一般行政部門の取り扱いに準じて概ね3割の定員削減に取り組む。 <table border="1" data-bbox="1685 1501 2579 1568"> <tr> <td>医療職員</td> <td colspan="3">法令、診療報酬制度等の配置基準を基本として、業務量に応じた適正配置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の職員</td> <td>前期(H20～H22)</td> <td>中後期(H23～H30)</td> <td>期間計(H20～H30)</td> </tr> <tr> <td>15%</td> <td>15%</td> <td>30%</td> </tr> </table>	警察官(法定)	法令基準に基づく適正配置			県単独警察官	現行水準維持(政令定数化を国要望)			事務局職員	前期(H20～H22)	中後期(H23～H30)	期間計(H20～H30)	10%	20%	30%	企業庁	前期(H20～H22)	中後期(H23～H30)	期間計(H20～H30)	15%	15%	30%	医療職員	法令、診療報酬制度等の配置基準を基本として、業務量に応じた適正配置			その他の職員	前期(H20～H22)	中後期(H23～H30)	期間計(H20～H30)	15%	15%	30%	
警察官(法定)	法令基準に基づく適正配置																																				
県単独警察官	現行水準維持(政令定数化を国要望)																																				
事務局職員	前期(H20～H22)	中後期(H23～H30)	期間計(H20～H30)																																		
	10%	20%	30%																																		
企業庁	前期(H20～H22)	中後期(H23～H30)	期間計(H20～H30)																																		
	15%	15%	30%																																		
医療職員	法令、診療報酬制度等の配置基準を基本として、業務量に応じた適正配置																																				
その他の職員	前期(H20～H22)	中後期(H23～H30)	期間計(H20～H30)																																		
	15%	15%	30%																																		

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)																											
イ. 給 与	<p>給与の見直し</p> <table border="1" data-bbox="409 352 1457 1898"> <thead> <tr> <th data-bbox="409 352 492 386">年度</th> <th data-bbox="501 352 988 386">一 般 職</th> <th data-bbox="997 352 1457 386">特 別 職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="409 392 492 659">1 2</td> <td data-bbox="501 392 988 659"> ・初任給基準の引下げ ・管理職手当の3%減額措置 ・期末手当独自0.3月分引下げ (単年度) </td> <td data-bbox="997 392 1457 659"> ・給料の減額 給料の減額 (知事 10%減額 副知事 7%減額 出納長、教育長等 5%減額 その他 3%減額) ・期末手当の支給内容を国準拠に 改正(4.95月 3.75月) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 665 492 793">1 3</td> <td data-bbox="501 665 988 793"> ・12月昇給延伸の実施 ・管理職手当の3%減額措置(継続) ・期末手当独自0.1月分引下げ (単年度) </td> <td data-bbox="997 665 1457 793"> ・給料の減額(継続) ・期末手当独自0.15月分引下げ (単年度) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 800 492 863">1 4</td> <td data-bbox="501 800 988 863"> ・12月昇給延伸の実施(継続) ・管理職手当の3%減額措置(継続) </td> <td data-bbox="997 800 1457 863"> ・給料の減額(継続) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 869 492 963">1 5</td> <td data-bbox="501 869 988 963"> ・12月昇給延伸の実施(継続) ・管理職手当の3%減額措置(継続) ・退職手当の見直し(支給率の見直し) </td> <td data-bbox="997 869 1457 963"> ・給料の減額(継続) ・退職手当の減額 (知事・副知事・出納長 10%減額) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 970 492 1203">1 6</td> <td data-bbox="501 970 988 1203"> ・12月昇給延伸の実施(継続) ・管理職手当の10%減額措置 ・退職時特別昇給の廃止 ・旅費の見直し </td> <td data-bbox="997 970 1457 1203"> ・給料の減額(継続) ・退職手当の減額(継続) ・期末手当の減額 (知事 10%減額 副知事 7%減額 出納長、教育長等 5%減額 その他 3%減額) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 1209 492 1304">1 7</td> <td data-bbox="501 1209 988 1304"> ・12月昇給延伸の実施(継続) ・管理職手当の10%減額措置(継続) ・昇給停止年齢の引下げ </td> <td data-bbox="997 1209 1457 1304"> ・給料の減額(継続) ・退職手当の減額(継続) ・期末手当の減額(継続) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 1310 492 1780">1 8</td> <td data-bbox="501 1310 988 1780"> ・管理職手当の10%減額措置(継続) ・特殊勤務手当の見直し (月額手当の日額化、手当の廃止・ 統合、対象業務の見直し) ・給料表の見直し(平均4.8%引下げ等) ・昇給制度の見直し (査定昇給の導入、55歳昇給抑制措 置の導入、枠外昇給制度の廃止等) ・地域手当の新設 ・退職手当の見直し (支給率の見直し、調整額の新設) ・勤勉手当への勤務実績の反映 12月昇給延伸については、平成17 年度で終了 </td> <td data-bbox="997 1310 1457 1780"> ・給料の減額(継続) ・退職手当の減額(継続) ・期末手当の減額(継続) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 1787 492 1898">1 9</td> <td data-bbox="501 1787 988 1898"> ・管理職手当の10%減額措置(継続) ・特殊勤務手当の見直し ・勤勉手当への勤務実績の反映 </td> <td data-bbox="997 1787 1457 1898"> ・給料の減額(継続) ・退職手当の減額(継続) ・期末手当の減額(継続) </td> </tr> </tbody> </table>	年度	一 般 職	特 別 職	1 2	・初任給基準の引下げ ・管理職手当の3%減額措置 ・期末手当独自0.3月分引下げ (単年度)	・給料の減額 給料の減額 (知事 10%減額 副知事 7%減額 出納長、教育長等 5%減額 その他 3%減額) ・期末手当の支給内容を国準拠に 改正(4.95月 3.75月)	1 3	・12月昇給延伸の実施 ・管理職手当の3%減額措置(継続) ・期末手当独自0.1月分引下げ (単年度)	・給料の減額(継続) ・期末手当独自0.15月分引下げ (単年度)	1 4	・12月昇給延伸の実施(継続) ・管理職手当の3%減額措置(継続)	・給料の減額(継続)	1 5	・12月昇給延伸の実施(継続) ・管理職手当の3%減額措置(継続) ・退職手当の見直し(支給率の見直し)	・給料の減額(継続) ・退職手当の減額 (知事・副知事・出納長 10%減額)	1 6	・12月昇給延伸の実施(継続) ・管理職手当の10%減額措置 ・退職時特別昇給の廃止 ・旅費の見直し	・給料の減額(継続) ・退職手当の減額(継続) ・期末手当の減額 (知事 10%減額 副知事 7%減額 出納長、教育長等 5%減額 その他 3%減額)	1 7	・12月昇給延伸の実施(継続) ・管理職手当の10%減額措置(継続) ・昇給停止年齢の引下げ	・給料の減額(継続) ・退職手当の減額(継続) ・期末手当の減額(継続)	1 8	・管理職手当の10%減額措置(継続) ・特殊勤務手当の見直し (月額手当の日額化、手当の廃止・ 統合、対象業務の見直し) ・給料表の見直し(平均4.8%引下げ等) ・昇給制度の見直し (査定昇給の導入、55歳昇給抑制措 置の導入、枠外昇給制度の廃止等) ・地域手当の新設 ・退職手当の見直し (支給率の見直し、調整額の新設) ・勤勉手当への勤務実績の反映 12月昇給延伸については、平成17 年度で終了	・給料の減額(継続) ・退職手当の減額(継続) ・期末手当の減額(継続)	1 9	・管理職手当の10%減額措置(継続) ・特殊勤務手当の見直し ・勤勉手当への勤務実績の反映	・給料の減額(継続) ・退職手当の減額(継続) ・期末手当の減額(継続)	635,506 (524,232)	<p>[改革の基本方向]</p> <p>人事委員会の勧告・報告を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員並びに県内民間事業所の従事者の給与との均衡を図ることを基本として、職員の給与の見直しを行う。 本県同様、厳しい財政状況にある他府県にあっては、行政経費の抑制に加え、給与の抑制措置も講じていることから、他府県における様々な行革への取組状況及び本県の財政状況等を踏まえ、見直しを行う。</p> <p>1 特別職 行財政構造改革の趣旨を踏まえ、次の抑制措置を実施する。</p> <p>(1) 給料月額額の減額 ・減額措置 知事 20%減額 副知事 15%減額 教育長等 10%減額 防災監等 7%減額</p> <p>(2) 地域手当の見直し 2%引下げ(10% 8%)</p> <p>(3) 期末手当の減額 ・減額措置 知事 30%減額 副知事 28%減額 教育長等 26%減額 防災監等 25%減額 基本額の減額、役職に応じた加算の減額、+0.05月 改定見送り等による減額</p> <p>(4) 退職手当の減額 ・減額措置 知事 約20%減額(支給割合の10%減額を含む) 副知事 約20%減額(")</p> <p>(参考) 議員報酬月額額の減額 議会においても、行財政構造改革への取組みを踏まえ、当分の間、議員の報酬月額等を次のとおり減額する措置が講じられる。 ・減額措置 議長 報酬月額10%減額、加算額25%減額 副議長 報酬月額10%減額、加算額25%減額 議員 報酬月額10%減額</p>	290,000 (270,000) 定員の見直しを含む
年度	一 般 職	特 別 職																													
1 2	・初任給基準の引下げ ・管理職手当の3%減額措置 ・期末手当独自0.3月分引下げ (単年度)	・給料の減額 給料の減額 (知事 10%減額 副知事 7%減額 出納長、教育長等 5%減額 その他 3%減額) ・期末手当の支給内容を国準拠に 改正(4.95月 3.75月)																													
1 3	・12月昇給延伸の実施 ・管理職手当の3%減額措置(継続) ・期末手当独自0.1月分引下げ (単年度)	・給料の減額(継続) ・期末手当独自0.15月分引下げ (単年度)																													
1 4	・12月昇給延伸の実施(継続) ・管理職手当の3%減額措置(継続)	・給料の減額(継続)																													
1 5	・12月昇給延伸の実施(継続) ・管理職手当の3%減額措置(継続) ・退職手当の見直し(支給率の見直し)	・給料の減額(継続) ・退職手当の減額 (知事・副知事・出納長 10%減額)																													
1 6	・12月昇給延伸の実施(継続) ・管理職手当の10%減額措置 ・退職時特別昇給の廃止 ・旅費の見直し	・給料の減額(継続) ・退職手当の減額(継続) ・期末手当の減額 (知事 10%減額 副知事 7%減額 出納長、教育長等 5%減額 その他 3%減額)																													
1 7	・12月昇給延伸の実施(継続) ・管理職手当の10%減額措置(継続) ・昇給停止年齢の引下げ	・給料の減額(継続) ・退職手当の減額(継続) ・期末手当の減額(継続)																													
1 8	・管理職手当の10%減額措置(継続) ・特殊勤務手当の見直し (月額手当の日額化、手当の廃止・ 統合、対象業務の見直し) ・給料表の見直し(平均4.8%引下げ等) ・昇給制度の見直し (査定昇給の導入、55歳昇給抑制措 置の導入、枠外昇給制度の廃止等) ・地域手当の新設 ・退職手当の見直し (支給率の見直し、調整額の新設) ・勤勉手当への勤務実績の反映 12月昇給延伸については、平成17 年度で終了	・給料の減額(継続) ・退職手当の減額(継続) ・期末手当の減額(継続)																													
1 9	・管理職手当の10%減額措置(継続) ・特殊勤務手当の見直し ・勤勉手当への勤務実績の反映	・給料の減額(継続) ・退職手当の減額(継続) ・期末手当の減額(継続)																													

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)																												
			<p>2 一般職 行財政構造改革の趣旨と人事委員会勧告を踏まえ、給与の見直しを行う。</p> <p>(1) 給料の減額 全職員を対象に、役職に応じて4.5%～9%減額 (地域手当の2%引下げ含む) ・行政職は次のとおり減額 ・他の職種も行政職との均衡により減額</p> <table border="1" data-bbox="1715 615 2502 743"> <thead> <tr> <th colspan="2">【管理職】</th> <th colspan="2">【一般職員】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長・局長級</td> <td>9%減額</td> <td>主任専門員級</td> <td>5%減額</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>8%減額</td> <td>係長・主査・主任級</td> <td>4.8%減額</td> </tr> <tr> <td>副課長級</td> <td>6%減額</td> <td>若手職員</td> <td>4.5%減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のうち、地域手当引下げ分</p> <table border="1" data-bbox="1715 804 2131 936"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考：人事委員会勧告) ・支給地域区分 3区分 ・地域間較差 概ね5%程度等</p> <p>(2) 期末・勤勉手当の減額 役職加算・管理職加算を減額する。 役職に応じて3%～16%減額 (役職加算率) 20% 10% 10% 6% 15% 7.5% 5% 4% (管理職加算率) 20% 10% 15% 7.5% 10% 5%</p> <p>(3) 管理職手当の減額 管理職全員 10%減額 20%減額</p> <p>(4) 初任給基準の引下げ 全職種 2号給引下げ</p> <p>(5) 昇格基準の見直し 行政職3級及び4級について、昇格基準を2年間延伸</p> <p>(6) 平成19年人事委員会勧告の取扱い(国関連課題) 平成20年度以降の給与のベースとなる平成19年の人事委員会勧告の取扱いは、下記のとおりとした。 給料表 平成20年度改定(勧告どおり) 扶養手当 平成20年度改定(勧告どおり) 勤勉手当 平成19年度(勧告+0.05月) 管理職 改定見送り 一般職 査定分見送り、 標準分のみ+0.02月改定 平成20年度 +0.05月改定(勧告どおり)</p> <p>3 毎年度の具体的内容 1及び2を基本に、社会経済情勢等の変化を踏まえ、毎年度具体的に定める。</p>	【管理職】		【一般職員】		部長・局長級	9%減額	主任専門員級	5%減額	課長級	8%減額	係長・主査・主任級	4.8%減額	副課長級	6%減額	若手職員	4.5%減額	区 分	現 行	改正後	1級地	10%	8%	2級地	7%	5%	3級地	5%	3%	
【管理職】		【一般職員】																														
部長・局長級	9%減額	主任専門員級	5%減額																													
課長級	8%減額	係長・主査・主任級	4.8%減額																													
副課長級	6%減額	若手職員	4.5%減額																													
区 分	現 行	改正後																														
1級地	10%	8%																														
2級地	7%	5%																														
3級地	5%	3%																														

(3) 行政施策

(単位：百万円)

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)																																																																																																																																																																	
ア．事務事業	<p>事務事業の見直し 毎年度の予算編成等を通じ、事業の必要性、有効性、効率性等の観点からすべての事業の評価を行い、見直しを推進</p> <p>[見直し実績(平成12～19年度累計)] 件数：約6,800件、効果額：約3,000億円</p> <p>【行政経費・最終予算額(一般財源ベース)の推移】 (単位：億円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">行政経費総額</th> <th colspan="4">左記の内訳</th> </tr> <tr> <th>最終 予算額</th> <th>対11年 度比</th> <th colspan="2">主な福祉関係経費</th> <th colspan="2">その他の経費</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>最終 予算額</th> <th>対11年 度比</th> <th>最終 予算額</th> <th>対11年 度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 1</td> <td>2,167</td> <td>-</td> <td>434</td> <td>-</td> <td>1,733</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>[構成比]</td> <td>[100.0]</td> <td></td> <td>[20.0]</td> <td></td> <td>[80.0]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 2</td> <td>2,263</td> <td>104.4</td> <td>603</td> <td>138.9</td> <td>1,660</td> <td>95.8</td> </tr> <tr> <td>1 3</td> <td>2,385</td> <td>110.1</td> <td>669</td> <td>154.1</td> <td>1,716</td> <td>99.0</td> </tr> <tr> <td>1 4</td> <td>2,458</td> <td>113.4</td> <td>732</td> <td>168.7</td> <td>1,726</td> <td>99.6</td> </tr> <tr> <td>1 5</td> <td>2,540</td> <td>117.2</td> <td>766</td> <td>176.5</td> <td>1,774</td> <td>102.4</td> </tr> <tr> <td>1 6</td> <td>2,600</td> <td>120.0</td> <td>833</td> <td>191.9</td> <td>1,767</td> <td>102.0</td> </tr> <tr> <td>1 7</td> <td>2,815</td> <td>129.9</td> <td>1,114</td> <td>256.7</td> <td>1,701</td> <td>98.2</td> </tr> <tr> <td>1 8</td> <td>3,116</td> <td>143.8</td> <td>1,305</td> <td>300.7</td> <td>1,811</td> <td>104.5</td> </tr> <tr> <td>1 9</td> <td>3,126</td> <td>144.3</td> <td>1,306</td> <td>300.9</td> <td>1,820</td> <td>105.0</td> </tr> <tr> <td>[構成比]</td> <td>[100.0]</td> <td></td> <td>[41.8]</td> <td></td> <td>[58.2]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(H19-11)</td> <td>(+959)</td> <td>-</td> <td>(+872)</td> <td>-</td> <td>(+87)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>19年度は当初予算ベース</p> <p>主な福祉関係経費の内訳 (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業名</th> <th>11年度</th> <th>19年度</th> <th>主な増減理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">法令負担</td> <td>介護給付費県費負担金</td> <td>0</td> <td>383</td> <td>・制度創設(H12) ・三位一体改革による県負担増(H18)</td> </tr> <tr> <td>老人保健医療費県費負担金</td> <td>247</td> <td>300</td> <td>・県負担の増(H18)</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険基盤安定負担金</td> <td>33</td> <td>162</td> <td>・三位一体改革による県負担増(H17)</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険額調整交付金</td> <td>0</td> <td>202</td> <td>・三位一体改革による県負担増(H18)</td> </tr> <tr> <td>児童手当県費負担金</td> <td>3</td> <td>117</td> <td>・支給対象の拡大(H12、16、18) ・三位一体改革による県負担増(H18)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 計</td> <td>282</td> <td>1,164</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">県単独施策</td> <td>福祉医療費</td> <td>151</td> <td>142</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>76</td> <td>34</td> <td>・対象者の限定(H13)</td> </tr> <tr> <td>重度心身障害者(児)</td> <td>37</td> <td>46</td> <td>・対象者の拡大(H17)</td> </tr> <tr> <td>母子家庭等</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>・対象者の増</td> </tr> <tr> <td>乳幼児</td> <td>29</td> <td>50</td> <td>・対象者の拡大(H14、19)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td>433</td> <td>1,306</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	行政経費総額		左記の内訳				最終 予算額	対11年 度比	主な福祉関係経費		その他の経費					最終 予算額	対11年 度比	最終 予算額	対11年 度比	1 1	2,167	-	434	-	1,733	-	[構成比]	[100.0]		[20.0]		[80.0]		1 2	2,263	104.4	603	138.9	1,660	95.8	1 3	2,385	110.1	669	154.1	1,716	99.0	1 4	2,458	113.4	732	168.7	1,726	99.6	1 5	2,540	117.2	766	176.5	1,774	102.4	1 6	2,600	120.0	833	191.9	1,767	102.0	1 7	2,815	129.9	1,114	256.7	1,701	98.2	1 8	3,116	143.8	1,305	300.7	1,811	104.5	1 9	3,126	144.3	1,306	300.9	1,820	105.0	[構成比]	[100.0]		[41.8]		[58.2]		(H19-11)	(+959)	-	(+872)	-	(+87)	-		事業名	11年度	19年度	主な増減理由	法令負担	介護給付費県費負担金	0	383	・制度創設(H12) ・三位一体改革による県負担増(H18)	老人保健医療費県費負担金	247	300	・県負担の増(H18)	国民健康保険基盤安定負担金	33	162	・三位一体改革による県負担増(H17)	国民健康保険額調整交付金	0	202	・三位一体改革による県負担増(H18)	児童手当県費負担金	3	117	・支給対象の拡大(H12、16、18) ・三位一体改革による県負担増(H18)		小 計	282	1,164		県単独施策	福祉医療費	151	142		老人	76	34	・対象者の限定(H13)	重度心身障害者(児)	37	46	・対象者の拡大(H17)	母子家庭等	9	12	・対象者の増	乳幼児	29	50	・対象者の拡大(H14、19)		合 計	433	1,306		696,761 (312,587)	<p>【改革の基本方向】</p> <p>事業の必要性、県と市町・民間との役割、費用対効果、受益と負担の適正化等の観点から見直しを行うなかで、各施策の優先度を見極め、選択と集中を徹底し、少子高齢社会や人口減少社会の到来、第二期地方分権改革や市町合併の進展など、時代の変化に的確に対応する施策展開を図る。</p> <p>また、県民の多様な参画と協働の取組みを推進するとともに、民間活力の活用等により業務執行方法の一層の簡素化、効率化を図る。</p> <p>1 一般事務費の削減 (1) 賃金、旅費、需用費、使用料、役務費、委託料 平成19年度当初予算額の70%水準に抑制する。 (2) 超過勤務手当(一般行政部門) 平成19年度当初予算額の85%水準に抑制する。 (定員の削減を踏まえ平成30年度に平成19年度当初予算額の50%水準に抑制)</p> <p>2 施設維持費の抑制 庁舎、公的施設等の維持管理経費について、平成19年度当初予算額の概ね85%水準へ抑制する。 <ul style="list-style-type: none"> 契約の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・契約部局の集約化 ・長期継続契約の実施 ・電力、ガス契約における入札の実施 保守点検、清掃、警備等の委託契約の仕様(回数等)の見直し 指定管理者制度の導入にあたり公募の実施 県有施設の空きスペースの活用による民間ビルの賃借料の軽減 等 </p> <p>3 政策的経費の見直し (1) 地方財政措置を上回って本県独自に措置している事業について、その必要性が低下している場合は、地方財政措置の水準まで本県事業水準を抑制 (2) 他の地方公共団体の事業実施水準と比べ、著しく均衡を逸している事業について、他団体の水準まで縮小 (3) 国の制度の充実に伴い本県の独自措置の必要性が低下した事業について、本県の独自措置の水準を縮小 (4) 特定の個人に対する給付等について、関連制度等との均衡を考慮し、給付対象者を見直すとともに給付と負担を適正化 (5) 県民を対象とした講座、セミナー等で、民間の類似事業と比べ、負担が不均衡となっているものについて、受益者負担を適正化</p>	328,184 (250,843)
年度	行政経費総額		左記の内訳																																																																																																																																																																		
	最終 予算額	対11年 度比	主な福祉関係経費		その他の経費																																																																																																																																																																
			最終 予算額	対11年 度比	最終 予算額	対11年 度比																																																																																																																																																															
1 1	2,167	-	434	-	1,733	-																																																																																																																																																															
[構成比]	[100.0]		[20.0]		[80.0]																																																																																																																																																																
1 2	2,263	104.4	603	138.9	1,660	95.8																																																																																																																																																															
1 3	2,385	110.1	669	154.1	1,716	99.0																																																																																																																																																															
1 4	2,458	113.4	732	168.7	1,726	99.6																																																																																																																																																															
1 5	2,540	117.2	766	176.5	1,774	102.4																																																																																																																																																															
1 6	2,600	120.0	833	191.9	1,767	102.0																																																																																																																																																															
1 7	2,815	129.9	1,114	256.7	1,701	98.2																																																																																																																																																															
1 8	3,116	143.8	1,305	300.7	1,811	104.5																																																																																																																																																															
1 9	3,126	144.3	1,306	300.9	1,820	105.0																																																																																																																																																															
[構成比]	[100.0]		[41.8]		[58.2]																																																																																																																																																																
(H19-11)	(+959)	-	(+872)	-	(+87)	-																																																																																																																																																															
	事業名	11年度	19年度	主な増減理由																																																																																																																																																																	
法令負担	介護給付費県費負担金	0	383	・制度創設(H12) ・三位一体改革による県負担増(H18)																																																																																																																																																																	
	老人保健医療費県費負担金	247	300	・県負担の増(H18)																																																																																																																																																																	
	国民健康保険基盤安定負担金	33	162	・三位一体改革による県負担増(H17)																																																																																																																																																																	
	国民健康保険額調整交付金	0	202	・三位一体改革による県負担増(H18)																																																																																																																																																																	
	児童手当県費負担金	3	117	・支給対象の拡大(H12、16、18) ・三位一体改革による県負担増(H18)																																																																																																																																																																	
	小 計	282	1,164																																																																																																																																																																		
県単独施策	福祉医療費	151	142																																																																																																																																																																		
	老人	76	34	・対象者の限定(H13)																																																																																																																																																																	
	重度心身障害者(児)	37	46	・対象者の拡大(H17)																																																																																																																																																																	
	母子家庭等	9	12	・対象者の増																																																																																																																																																																	
	乳幼児	29	50	・対象者の拡大(H14、19)																																																																																																																																																																	
	合 計	433	1,306																																																																																																																																																																		

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)
			<p>(6) 福利厚生団体に対する補助について、他府県の実施状況を踏まえた縮減</p> <p>(7) 地域団体やNPO、ボランティアグループ等の活動分野の拡大を踏まえ、県主催の大会、フォーラムなど、民間の自主的、主体的な活動に委ねるべき事業は廃止・縮小するとともに、多様な分野において参画と協働の取組みを推進</p> <p>(8) 大学、大学附置研究所及び試験研究機関の試験研究費について、受託研究等の積極的獲得により研究費総額を確保するなか、一般財源を10%削減</p> <p>(9) 市町に対する補助金の見直し 市町に対する地方財政措置の充実が図られた事業に対する補助金について、補助対象、補助率等を見直し 市町に対する先導、奨励的な補助金のうち、先導性の低下、所期の目的達成、国の制度改正等による代替措置が講じられたものについて、廃止又は縮小 中核市、特例市などの市町の機能強化に伴い、補助対象市町を見直し</p> <p>(10) 民間団体に対する補助金の見直し 先導性の低下、所期の目的達成、国の制度改正等による代替措置が講じられたものについて、廃止又は補助率、補助単価等を見直し 団体への事業費補助、運営費補助について、補助の性格に応じて平成19年度当初予算額に対して一定率を削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として人件費を対象とした補助 5% ・事業費補助(事業費委託) 10% ・運営費補助 20% <p>4 法令負担経費 介護給付費県費負担金等法令負担経費のため事務の廃止等にはなじまない経費であっても、執行方法等を点検することにより、簡素化・効率化を図る。</p> <p>5 経費節減・事務改善等の全庁的な推進 ・事務的経費の節減や事務執行方法の簡素化、効率化など事務改善の取組みを全庁的に推進し、一般事務費等を削減する。 ・事務の簡素化、効率化に向け、予算・経理関係事務や内部管理事務、総務関係事務のプロセス等を見直す。</p>	

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																																												
[事務事業] ふれあいの祭典	<p>1 事業目的</p> <p>昭和63年度に開催された「第3回国民文化祭」や「第1回全国健康福祉祭」などの理念、事業を引継ぎ、県民の生涯学習活動、ボランティア活動、コミュニティ活動、生活創造活動の発露の場として定着し、県民の新しいライフスタイルの構築に貢献してきた。</p> <p>新しい「官」と「民」とのそれぞれの役割を模索し、県民の主体的な生活創造活動を支援する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 事業別予算額 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="557 716 1151 1268"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H19年度 当初予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">全県イベント「ふれあいフェスティバル」</td> <td>47,873</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">分野別イベント</td> <td>文 化</td> <td>40,868</td> </tr> <tr> <td>ス ポ ー ツ</td> <td>11,261</td> </tr> <tr> <td>健 康</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>福 祉</td> <td>3,494</td> </tr> <tr> <td>環 境</td> <td>2,936</td> </tr> <tr> <td>四季彩(広報事業)</td> <td>3,870</td> </tr> <tr> <td>県 民 提 案</td> <td>4,179</td> </tr> <tr> <td colspan="2">よさこい兵庫2007</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">広報・事務局経費等</td> <td>15,519</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>142,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 執行体制 実行委員会</p> <p>3 開始年度 平成元年度</p>	区 分		H19年度 当初予算	全県イベント「ふれあいフェスティバル」		47,873	分野別イベント	文 化	40,868	ス ポ ー ツ	11,261	健 康	4,000	福 祉	3,494	環 境	2,936	四季彩(広報事業)	3,870	県 民 提 案	4,179	よさこい兵庫2007		8,000	広報・事務局経費等		15,519	計		142,000	142 (142)	<p>ふれあいの祭典の見直し</p> <p>これまで19回のふれあいの祭典の開催を通して、県民の生活創造活動の発露の場が県下全域へ拡大し、各地域では地域色豊かで多彩なイベントが育ってきた。</p> <p>このことを踏まえ、今後は、これまで単独で開催してきた「ふれあいフェスティバル」は、地域の希望に応じ、地域色豊かなイベントと一体的に地域持ち回りで開催する。</p> <p>また、よさこい兵庫は、県内でも多くの活動の場が確保されてきたことから廃止する。</p> <p>1 見直し内容</p> <p>(1) 全県イベント「ふれあいフェスティバル」は、地域イベントと連携して地域色豊かな全県イベントとして展開</p> <p>平成20年度の淡路開催から、全県イベントである「ふれあいフェスティバル」を、地域の希望に応じ地元の主体性を発揮しながら、その地域で開催されている地域色豊かなイベントと一体的に開催する。</p> <p>地元の主体性と地域の独自色を活かした地域持ち回り開催</p> <p>兵庫五国に伝わる伝統文化・郷土芸能・特産品など地域独自の資源や魅力をより活用</p> <p>(2) 分野別イベントの見直し</p> <p>分野別イベントについては、個々の事業について継続の必要性を検証し、継続する事業については事業費を見直したうえで実施する。</p> <p>[分野別イベントの見直し方向]</p> <table border="1" data-bbox="1576 1394 2564 1692"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>見 直 し の 方 向 (所管課)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文 化</td> <td>個別の事業として継続(芸術文化課)</td> </tr> <tr> <td>ス ポ ー ツ</td> <td>個別の事業として継続(スポーツ振興課)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉</td> <td>全県イベントの一環として継続(健康増進課、高齢社会課)</td> </tr> <tr> <td>環 境</td> <td>全県イベントの一環として継続(環境政策課)</td> </tr> <tr> <td>四 季 彩</td> <td>ふれあいの祭典としての地域の魅力発信事業は廃止</td> </tr> <tr> <td>県民提案</td> <td>全県イベントを開催する県民局事業として継続</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) よさこい兵庫の廃止</p> <p>県内において、これまでに多く活動の場が確保されていることから廃止する。</p> <p>2 実施時期 平成20年度</p>	区 分	見 直 し の 方 向 (所管課)	文 化	個別の事業として継続(芸術文化課)	ス ポ ー ツ	個別の事業として継続(スポーツ振興課)	健康福祉	全県イベントの一環として継続(健康増進課、高齢社会課)	環 境	全県イベントの一環として継続(環境政策課)	四 季 彩	ふれあいの祭典としての地域の魅力発信事業は廃止	県民提案	全県イベントを開催する県民局事業として継続	862 (862)
区 分		H19年度 当初予算																																														
全県イベント「ふれあいフェスティバル」		47,873																																														
分野別イベント	文 化	40,868																																														
	ス ポ ー ツ	11,261																																														
	健 康	4,000																																														
	福 祉	3,494																																														
	環 境	2,936																																														
	四季彩(広報事業)	3,870																																														
	県 民 提 案	4,179																																														
よさこい兵庫2007		8,000																																														
広報・事務局経費等		15,519																																														
計		142,000																																														
区 分	見 直 し の 方 向 (所管課)																																															
文 化	個別の事業として継続(芸術文化課)																																															
ス ポ ー ツ	個別の事業として継続(スポーツ振興課)																																															
健康福祉	全県イベントの一環として継続(健康増進課、高齢社会課)																																															
環 境	全県イベントの一環として継続(環境政策課)																																															
四 季 彩	ふれあいの祭典としての地域の魅力発信事業は廃止																																															
県民提案	全県イベントを開催する県民局事業として継続																																															

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																																																															
[事務事業] 県民交流バスの実施	1 事業目的 県立施設等の見学、農林漁業の体験、産業ツーリズム施設の見学等を実施する地域団体等に対して、経費の一部を支援することにより、県政理解、地域間交流等を促進する。	312 (312)	県民交流バスの助成内容等の見直し 県政PRの手法として、広報テレビ番組の充実、インターネットの普及など、広報媒体が充実してきていることや、多自然交流施設、市民農園等の地域間交流の基盤整備も進展していることから、県民交流バスの助成内容の見直しを行うが、県民ニーズの高い事業であることを考慮し、バス1台あたりの助成単価を見直すことにより、現行並の助成台数の確保を図る。 1 見直し内容 (1) 台 数 (単位：台) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H11年度</th> <th>H19年度</th> <th>見直し後</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>走る県民教室</td> <td>2,541</td> <td>4,000</td> <td>3,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市農村交流バス</td> <td>300</td> <td>800</td> <td>750</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ツーリズムバス</td> <td>100</td> <td>1,300</td> <td>1,200</td> <td rowspan="4">4種類のバスをツーリズムバスとして統合</td> </tr> <tr> <td>産業ツーリズムバス</td> <td>0</td> <td>200</td> <td rowspan="3">1,200</td> </tr> <tr> <td>国際教育旅行バス</td> <td>0</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>ひょうごツーリズムバス</td> <td>0</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>しごとツーリズムバス</td> <td>0</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エコツーリズムバス</td> <td>100</td> <td>300</td> <td>250</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,941</td> <td>6,400</td> <td>6,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (2) 助成単価 日 帰：上限 5万円 2.5万円(1.5万円)(定額) 一泊2日：上限 10万円 5万円(3万円)(定額) ただし、補助率が1/2を超えないこととする。 () 書きは、県外団体旅行者の場合の助成単価	区 分	H11年度	H19年度	見直し後	備 考	走る県民教室	2,541	4,000	3,800		都市農村交流バス	300	800	750		ツーリズムバス	100	1,300	1,200	4種類のバスをツーリズムバスとして統合	産業ツーリズムバス	0	200	1,200	国際教育旅行バス	0	100	ひょうごツーリズムバス	0	900	しごとツーリズムバス	0	100		エコツーリズムバス	100	300	250		計	2,941	6,400	6,000		1,705 (1,705)																			
	区 分			H11年度	H19年度	見直し後	備 考																																																												
	走る県民教室			2,541	4,000	3,800																																																													
	都市農村交流バス			300	800	750																																																													
	ツーリズムバス			100	1,300	1,200	4種類のバスをツーリズムバスとして統合																																																												
	産業ツーリズムバス			0	200	1,200																																																													
	国際教育旅行バス			0	100																																																														
	ひょうごツーリズムバス			0	900																																																														
	しごとツーリズムバス			0	100																																																														
	エコツーリズムバス			100	300	250																																																													
計	2,941	6,400	6,000																																																																
2 事業内容 (単位：台、千円)																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">目 的</th> <th rowspan="2">創設年度</th> <th rowspan="2">補助率</th> <th rowspan="2">限 度 額 (1台当たり)</th> <th colspan="2">H19年度当初</th> </tr> <tr> <th>台数</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>走る県民教室</td> <td>県政理解と地域間交流の促進</td> <td>S52</td> <td>バス借上げ料</td> <td>1日コース 5万円 2日コース 10万円</td> <td>4,000</td> <td>197,200</td> </tr> <tr> <td>都市農村交流バス</td> <td>農林漁業体験、生産者グループ等による消費者等との交流促進、地域PR促進</td> <td>H11</td> <td>の1/2以内</td> <td>1日コース 5万円 2日コース 10万円 (県外宿泊5万円)</td> <td>800</td> <td>42,000</td> </tr> <tr> <td>産業ツーリズムバス</td> <td>産業ツーリズムの普及啓発</td> <td>H16</td> <td></td> <td>5万円</td> <td>200</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>国際教育旅行バス</td> <td>訪日教育旅行者の来訪促進</td> <td>H19</td> <td></td> <td>5万円</td> <td>100</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>ひょうごツーリズムバス</td> <td>県外からの県内ツーリズム資源の見学等促進</td> <td>H13</td> <td></td> <td>1日コース2.5万円 2日コース 5万円</td> <td>900</td> <td>37,000</td> </tr> <tr> <td>しごとツーリズムバス</td> <td>小中学生への「ものづくり」学習機会の提供と職業意識の醸成</td> <td>H17</td> <td></td> <td>5万円</td> <td>100</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>エコツーリズムバス</td> <td>環境学習の推進</td> <td>H11</td> <td></td> <td>1日コース 5万円 2日コース 10万円</td> <td>300</td> <td>15,829</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6,400</td> <td>312,029</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	目 的	創設年度	補助率	限 度 額 (1台当たり)	H19年度当初		台数	予算額	走る県民教室	県政理解と地域間交流の促進	S52	バス借上げ料	1日コース 5万円 2日コース 10万円	4,000	197,200	都市農村交流バス	農林漁業体験、生産者グループ等による消費者等との交流促進、地域PR促進	H11	の1/2以内	1日コース 5万円 2日コース 10万円 (県外宿泊5万円)	800	42,000	産業ツーリズムバス	産業ツーリズムの普及啓発	H16		5万円	200	10,000	国際教育旅行バス	訪日教育旅行者の来訪促進	H19		5万円	100	5,000	ひょうごツーリズムバス	県外からの県内ツーリズム資源の見学等促進	H13		1日コース2.5万円 2日コース 5万円	900	37,000	しごとツーリズムバス	小中学生への「ものづくり」学習機会の提供と職業意識の醸成	H17		5万円	100	5,000	エコツーリズムバス	環境学習の推進	H11		1日コース 5万円 2日コース 10万円	300	15,829	計					6,400	312,029	
区 分	目 的						創設年度	補助率	限 度 額 (1台当たり)	H19年度当初																																																									
		台数	予算額																																																																
走る県民教室	県政理解と地域間交流の促進	S52	バス借上げ料	1日コース 5万円 2日コース 10万円	4,000	197,200																																																													
都市農村交流バス	農林漁業体験、生産者グループ等による消費者等との交流促進、地域PR促進	H11	の1/2以内	1日コース 5万円 2日コース 10万円 (県外宿泊5万円)	800	42,000																																																													
産業ツーリズムバス	産業ツーリズムの普及啓発	H16		5万円	200	10,000																																																													
国際教育旅行バス	訪日教育旅行者の来訪促進	H19		5万円	100	5,000																																																													
ひょうごツーリズムバス	県外からの県内ツーリズム資源の見学等促進	H13		1日コース2.5万円 2日コース 5万円	900	37,000																																																													
しごとツーリズムバス	小中学生への「ものづくり」学習機会の提供と職業意識の醸成	H17		5万円	100	5,000																																																													
エコツーリズムバス	環境学習の推進	H11		1日コース 5万円 2日コース 10万円	300	15,829																																																													
計					6,400	312,029																																																													
	[県民交流バス借上料の実績(過去3年平均)] (単位：円/台) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>県内日帰り</th> <th>県内1泊2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>走る県民教室</td> <td>92,803</td> <td>168,658</td> </tr> <tr> <td>都市農村交流バス</td> <td>90,858</td> <td>162,304</td> </tr> <tr> <td>産業ツーリズムバス</td> <td>93,503</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>しごとツーリズムバス</td> <td>74,491</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>エコツーリズムバス</td> <td>80,031</td> <td>142,349</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>91,803</td> <td>166,577</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	県内日帰り	県内1泊2日	走る県民教室	92,803	168,658	都市農村交流バス	90,858	162,304	産業ツーリズムバス	93,503	-	しごとツーリズムバス	74,491	-	エコツーリズムバス	80,031	142,349	平均	91,803	166,577																																													
区 分	県内日帰り	県内1泊2日																																																																	
走る県民教室	92,803	168,658																																																																	
都市農村交流バス	90,858	162,304																																																																	
産業ツーリズムバス	93,503	-																																																																	
しごとツーリズムバス	74,491	-																																																																	
エコツーリズムバス	80,031	142,349																																																																	
平均	91,803	166,577																																																																	
			2 実施時期 平成20年度																																																																

(単位：百万円)

項目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																																																																																																																																																																											
[事務事業] 高齢者大学の運営	<p>1 事業目的 本格的な高齢社会を迎えるなか、高齢者の社会参加と生きがいをづくりを推進するため、県内7地域で高齢者大学を開設し、高齢者の生涯学習やスポーツ活動、社会貢献活動などを支援する。</p> <p>2 事業内容 各高齢者大学の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">いなみ野学園</th> <th colspan="2">阪神シニアカレッジ</th> <th colspan="2">地域高齢者大学</th> </tr> <tr> <th>4年制</th> <th>指導者養成</th> <th>大学院</th> <th>4年制</th> <th>地域活動実践</th> <th>4年制</th> <th>地域活動実践</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対 象</td> <td>60歳以上</td> <td>概ね56歳以上</td> <td>高齢者大学修了者等</td> <td>60歳以上</td> <td>阪神シニア修了者等</td> <td>60歳以上</td> <td>地域高齢者大学修了者等</td> </tr> <tr> <td>講 座 数</td> <td>4学科</td> <td>2系</td> <td>2学科</td> <td>3学科</td> <td>2コース</td> <td>1講座</td> <td>2コース</td> </tr> <tr> <td>学 習 期 間</td> <td>4年</td> <td>2年</td> <td>2年</td> <td>4年</td> <td>2年</td> <td>4年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>定 員</td> <td>1,760人</td> <td>200人</td> <td>200人</td> <td>600人</td> <td>60人</td> <td>240人(1校)</td> <td>60人(1校)</td> </tr> <tr> <td>講 座 方 式</td> <td>学年進行</td> <td>学年進行</td> <td>学年進行</td> <td>学年進行</td> <td>学年進行</td> <td>4学年合同</td> <td>学年進行</td> </tr> <tr> <td>受講料年額</td> <td>24,000円</td> <td>24,000円</td> <td>24,000円</td> <td>24,000円</td> <td>6,000円</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>創 設 年 度</td> <td>昭和44年度</td> <td>昭和62年度</td> <td>平成18年度</td> <td>平成9年度</td> <td>平成16年度</td> <td>昭和45年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>[参考] 県の教育施設等の授業料(1か月あたりの授業料)</p> <table border="1"> <tr> <td>県立高校授業料</td> <td rowspan="3">}</td> <td rowspan="3">9,900円/月</td> </tr> <tr> <td>県立総合衛生学院等</td> </tr> <tr> <td>農業大学校</td> </tr> <tr> <td>但馬技術大学校等</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">16,583円/月</td> </tr> <tr> <td>淡路景観園芸学校(景観園芸専門課程)</td> </tr> <tr> <td>淡路景観園芸学校(景観園芸専門課程)</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">44,650円/月</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	区 分	いなみ野学園			阪神シニアカレッジ		地域高齢者大学		4年制	指導者養成	大学院	4年制	地域活動実践	4年制	地域活動実践	対 象	60歳以上	概ね56歳以上	高齢者大学修了者等	60歳以上	阪神シニア修了者等	60歳以上	地域高齢者大学修了者等	講 座 数	4学科	2系	2学科	3学科	2コース	1講座	2コース	学 習 期 間	4年	2年	2年	4年	2年	4年	2年	定 員	1,760人	200人	200人	600人	60人	240人(1校)	60人(1校)	講 座 方 式	学年進行	学年進行	学年進行	学年進行	学年進行	4学年合同	学年進行	受講料年額	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	6,000円	3,000円	6,000円	創 設 年 度	昭和44年度	昭和62年度	平成18年度	平成9年度	平成16年度	昭和45年度	平成16年度	県立高校授業料	}	9,900円/月	県立総合衛生学院等	農業大学校	但馬技術大学校等	}	16,583円/月	淡路景観園芸学校(景観園芸専門課程)	淡路景観園芸学校(景観園芸専門課程)	}	44,650円/月		145 (140)	<p>高齢者大学の受講料の見直し</p> <p>今後、団塊世代の大量退職、高齢社会の進展により、高齢者大学に対する量的、質的なニーズが増すと考えられる。 このため、市町、民間の状況を踏まえつつ、県の高齢者大学のあり方を見直すこととし、高齢学習者の新たなニーズに対応するため、講座内容の拡充を図ることとあわせ、受益と負担との観点から現行の受講料の水準について見直す。</p> <p>1 見直し内容 高齢者大学は高齢者施策として県が実施してきていることや民間の類似施設の状況等を勘案し、県立高校の授業料月額9,900円の1/2の水準に見直す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">現 行</th> <th colspan="2">見直し後</th> </tr> <tr> <th>月 額</th> <th>年 額</th> <th>月 額</th> <th>年 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いなみ野 4年制 地域活動指導者養成 大学院</td> <td rowspan="2">2,000円</td> <td rowspan="2">24,000円</td> <td rowspan="2">5,000円</td> <td rowspan="2">60,000円</td> </tr> <tr> <td>阪神 4年制 地域 4年制 高齢者 地域活動実践講座 (大学院)</td> <td>250円</td> <td>3,000円</td> <td>1,250円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 実施時期 受講料は、平成20年度新入生から引き上げる。 [いなみ野学園のケース] (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="4">4年制</th> <th colspan="2">地域活動指導者養成</th> <th colspan="2">大学院</th> </tr> <tr> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>1年</th> <th>2年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>60</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>60</td> <td>24</td> <td>60</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>24</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 地域高齢者大学の受講料の考え方 地域高齢者大学は講座時間が60時間/年と、いなみ野学園の1/2であること、また、いなみ野学園、阪神シニアは講義日(1日/週)以外にも活動が可能なスペースを確保していることから、いなみ野学園の受講料の1/4とする。 $5,000円/月 \times 60H / 120H \times 1/2 = 1,250円/月$</p> <p>県内大手民間加チャセンターの平均受講料：約8,000円/月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1ヶ月(4日/月)</th> <th>1回あたり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>9,948円</td> <td>2,487円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>7,064円</td> <td>1,766円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>8,840円</td> <td>2,210円</td> </tr> <tr> <td>3か所平均</td> <td>8,288円</td> <td>2,072円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現 行		見直し後		月 額	年 額	月 額	年 額	いなみ野 4年制 地域活動指導者養成 大学院	2,000円	24,000円	5,000円	60,000円	阪神 4年制 地域 4年制 高齢者 地域活動実践講座 (大学院)	250円	3,000円	1,250円	15,000円	年 度	4年制				地域活動指導者養成		大学院		1年	2年	3年	4年	1年	2年	1年	2年	H20	60	24	24	24	60	24	60	24	H21	60	60	24	24	60	60	60	60	H22	60	60	60	24	60	60	60	60	H23	60	60	60	60	60	60	60	60	区 分	1ヶ月(4日/月)	1回あたり	A	9,948円	2,487円	B	7,064円	1,766円	C	8,840円	2,210円	3か所平均	8,288円	2,072円	571 (571)
区 分	いなみ野学園			阪神シニアカレッジ		地域高齢者大学																																																																																																																																																																									
	4年制	指導者養成	大学院	4年制	地域活動実践	4年制	地域活動実践																																																																																																																																																																								
対 象	60歳以上	概ね56歳以上	高齢者大学修了者等	60歳以上	阪神シニア修了者等	60歳以上	地域高齢者大学修了者等																																																																																																																																																																								
講 座 数	4学科	2系	2学科	3学科	2コース	1講座	2コース																																																																																																																																																																								
学 習 期 間	4年	2年	2年	4年	2年	4年	2年																																																																																																																																																																								
定 員	1,760人	200人	200人	600人	60人	240人(1校)	60人(1校)																																																																																																																																																																								
講 座 方 式	学年進行	学年進行	学年進行	学年進行	学年進行	4学年合同	学年進行																																																																																																																																																																								
受講料年額	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	6,000円	3,000円	6,000円																																																																																																																																																																								
創 設 年 度	昭和44年度	昭和62年度	平成18年度	平成9年度	平成16年度	昭和45年度	平成16年度																																																																																																																																																																								
県立高校授業料	}	9,900円/月																																																																																																																																																																													
県立総合衛生学院等																																																																																																																																																																															
農業大学校																																																																																																																																																																															
但馬技術大学校等	}	16,583円/月																																																																																																																																																																													
淡路景観園芸学校(景観園芸専門課程)																																																																																																																																																																															
淡路景観園芸学校(景観園芸専門課程)	}	44,650円/月																																																																																																																																																																													
区 分	現 行		見直し後																																																																																																																																																																												
	月 額	年 額	月 額	年 額																																																																																																																																																																											
いなみ野 4年制 地域活動指導者養成 大学院	2,000円	24,000円	5,000円	60,000円																																																																																																																																																																											
阪神 4年制 地域 4年制 高齢者 地域活動実践講座 (大学院)					250円	3,000円	1,250円	15,000円																																																																																																																																																																							
年 度	4年制				地域活動指導者養成		大学院																																																																																																																																																																								
	1年	2年	3年	4年	1年	2年	1年	2年																																																																																																																																																																							
H20	60	24	24	24	60	24	60	24																																																																																																																																																																							
H21	60	60	24	24	60	60	60	60																																																																																																																																																																							
H22	60	60	60	24	60	60	60	60																																																																																																																																																																							
H23	60	60	60	60	60	60	60	60																																																																																																																																																																							
区 分	1ヶ月(4日/月)	1回あたり																																																																																																																																																																													
A	9,948円	2,487円																																																																																																																																																																													
B	7,064円	1,766円																																																																																																																																																																													
C	8,840円	2,210円																																																																																																																																																																													
3か所平均	8,288円	2,072円																																																																																																																																																																													

(単位：百万円)

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)
[事務事業] 県民小劇場の運営	1 事業目的 県民小劇場を設置し、芸術文化団体等の利用に供することにより、 県民の音楽・演劇・舞踊活動等の振興を図る。 2 施設概要 (1) 位 置 神戸市中央区 県庁西館地階 (2) 利用時間 9時～21時 (3) 休館日 12月29日～1月3日及び施設点検日 (4) 規 模 客席定員：410人 舞台面積：63㎡(9m×7m) (5) 利用料金(平日) 9時～12時 10,900円 13時～17時 12,000円 18時～21時 12,000円 (6) 管理者 (財)兵庫県芸術文化協会 3 供用開始 昭和46年度	28 (24)	県民小劇場の廃止 昭和46年度以降、芸術文化振興を図るため、庁舎(県庁西館)の地下部分を、県民小劇場として県民の利用に供してきたが、次の状況を踏まえ、県民利用施設としての機能を見直す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県下において、芸術文化センターをはじめ、市町立の会館等、県民が利用できる施設が充実してきている。 ・ 当劇場の舞台装置は、平成7年に震災復旧事業で修復して以降、改修、更新がなされておらず、老朽化が激しく、改修・更新に多額のコストが必要となる。 1 見直し内容 一般利用は廃止し、庁舎施設として利用する。 2 実施時期 平成20年度 : 一般利用について、既に利用受付を行っているため、平成19年度同様、貸館利用を継続(平成21年度の利用受付は中止) 平成21年度～ : 一般利用廃止、庁舎施設として利用	289 (240)

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																											
[事務事業] ひょうご県民交 流の船 兵庫県青年洋上 大学	1 事業目的 県民が世代を超えて洋上に集い、世代間交流、国際交流を深めるとともに、次代を担う青年が規律ある団体活動を通じて自己啓発に努め、広く見聞を深めるために、ひょうご県民交流の船・兵庫県青年洋上大学を開催する。 2 事業概要(平成19年度) <table border="1" data-bbox="528 604 1323 1020"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>ひょうご県民交流の船</th> <th>兵庫県青年洋上大学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始時期</td> <td>H元～(毎年)</td> <td>S46～(毎年)</td> </tr> <tr> <td>募集人員</td> <td>370人</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>対 象 者</td> <td>一 般 県 民</td> <td>大学生・勤労青年</td> </tr> <tr> <td>参 加 費</td> <td>169～368千円(船室、コース別)</td> <td>一律138千円</td> </tr> <tr> <td>訪 問 地</td> <td>中国・ハトム</td> <td>中国</td> </tr> <tr> <td>事 務 局</td> <td colspan="2">(財)兵庫県青少年本部</td> </tr> <tr> <td>県 予 算</td> <td colspan="2">46,707千円</td> </tr> <tr> <td>うち備船料</td> <td colspan="2">34,698千円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	ひょうご県民交流の船	兵庫県青年洋上大学	開始時期	H元～(毎年)	S46～(毎年)	募集人員	370人	100人	対 象 者	一 般 県 民	大学生・勤労青年	参 加 費	169～368千円(船室、コース別)	一律138千円	訪 問 地	中国・ハトム	中国	事 務 局	(財)兵庫県青少年本部		県 予 算	46,707千円		うち備船料	34,698千円		47 (47)	ひょうご県民交流の船・兵庫県青年洋上大学の実施方法の見直し これまで15回の実施で約6,700人の参加を得ており、ひょうご県民交流の船ではリピーターも約3割を占めるなど、船上での交流が定着してきている。 今後はこの成果を踏まえ、さらなる世代間交流を促進することとし、船上での交流を契機とした、これまでの参加者による交流活動に加え、県民交流の船等の参加者となつたりのある団体との交流も深めるなど、船外での交流を充実することとして船上、船外の交流を隔年で実施する。 また、県民交流の船に対する団塊の世代のニーズが高い状況も考慮し、今後、更に事業効果を高めるために実施体制についても見直す。 1 見直し内容 (1) 実施方法の見直し 船上をフィールドとした世代間交流は隔年とし、その前後の年度はこれまでの参加者や、参加者となつたりのある関係団体も交えた交流活動を行うことで、さらなる世代間の交流を促進する。 (2) 事業実施体制の見直し 兵庫県青年洋上大学は、青年リーダー養成のノウハウを持つ(財)兵庫県青少年本部が引き続き実施するが、ひょうご県民交流の船については、参加者の大多数が高齢者の方々となることから、高齢者のニーズに対応できるノウハウを持つ(財)兵庫県生きがい創造協会(仮称)を中心とした実施体制への見直しを検討する。さらに民間旅行会社の一層のノウハウの活用を図る。 2 実施時期 平成20年度：これまでの参加者等との交流事業 平成21年度：ひょうご県民交流の船・兵庫県青年洋上大学の開催以降隔年で実施	280 (280)
区 分	ひょうご県民交流の船	兵庫県青年洋上大学																													
開始時期	H元～(毎年)	S46～(毎年)																													
募集人員	370人	100人																													
対 象 者	一 般 県 民	大学生・勤労青年																													
参 加 費	169～368千円(船室、コース別)	一律138千円																													
訪 問 地	中国・ハトム	中国																													
事 務 局	(財)兵庫県青少年本部																														
県 予 算	46,707千円																														
うち備船料	34,698千円																														

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																
<p>[事務事業] 大学洋上セミナーの実施</p>	<p>1 事業目的 洋上において、単位の取得できる講義を受けながら、アジア・太平洋諸国を訪問し、諸外国との交流、相互理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成、大学間の連携を促進する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 実施期間 30日間</p> <p>(2) 訪問先 友好姉妹州省を中心とするアジア・太平洋諸国</p> <p>(3) 参加大学 県下4年制大学</p> <p>(4) 参加学生数 480名</p> <p>(5) 活動内容 ・選択必修2科目(4単位+2単位) ・特別講師による特別講座 ・大学訪問 ・船上交流会等</p> <p>(6) 事業主体 大学洋上セミナー実行委員会</p> <p>(7) 負担区分 県1/2、参加大学及び学生1/2</p> <p>[行財政構造改革推進方策(平成12年2月)における見直し内容] 学生の国際交流に対するニーズの変化等に対応し、十分な準備期間を確保して事業内容の充実を図り、事業効果を一層高めるため、平成12年度に実施した後は、隔年で実施する。</p> <p>[過去の開催状況]</p> <table border="1" data-bbox="498 1612 1228 1759"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H14(セミナー-2002)</th> <th>H16(セミナー-2004)</th> <th>H18(セミナー-2006)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>募集人数</td> <td>480人</td> <td>480人</td> <td>480人</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>461人</td> <td>480人</td> <td>434人</td> </tr> <tr> <td>参加率</td> <td>96.0%</td> <td>100.0%</td> <td>90.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 創設年度 平成元年度</p>	区 分	H14(セミナー-2002)	H16(セミナー-2004)	H18(セミナー-2006)	募集人数	480人	480人	480人	参加人数	461人	480人	434人	参加率	96.0%	100.0%	90.4%	<p>H19年度 2 (2)</p> <p>H20年度 122 (122)</p>	<p>大学洋上セミナーの廃止</p> <p>大学生の海外渡航機会の増大や各大学における海外研修プログラム、留学機会の増加等、事業を取り巻く環境が変化中、所期の目的である 単位認定協定に基づく船上講義、 船内共同生活を通じた学生交流、 学生の国際性の涵養については概ね達成しつつある。 (日本人出国者数の推移 H元：9,663千人 H18：17,535千人(181.5%)) こうしたなか、制度創設から20年近く経過し、大学生の海外渡航が一般化していることから、事業を廃止する。</p> <p>1 見直し内容 県事業としては、大学洋上セミナーを廃止する。 ただし、平成20年度(大学洋上セミナー2008)については、既に19年度において募集活動を行っていることから、日程短縮(30日→21日)等一部見直しのうえ実施する。</p> <p>2 実施時期 平成21年度</p>	<p>905 (905)</p>
区 分	H14(セミナー-2002)	H16(セミナー-2004)	H18(セミナー-2006)																	
募集人数	480人	480人	480人																	
参加人数	461人	480人	434人																	
参加率	96.0%	100.0%	90.4%																	

(単位：百万円)

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																																																	
[事務事業] 兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク (HUMAP)構 想の推進	<p>1 事業目的 兵庫地域とアジア・太平洋地域の大学間交流を促進し、ネットワークを形成することで、高等教育研究の活性化と人材養成に資する。</p> <p>2 事業内容 (1) 兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク(HUMAP)参加大学 ・HUMAP協定の締結：平成12年5月19日 ・参加大学：131大学(県内26大学、海外105大学)</p> <p>(2) 支援内容(平成19年度当初予算)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支 援 内 容</th> <th>対 象 人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">留学生</td> <td>受 入 : H12~ 奨学金 月額 8万円 渡日準備金 15万円(渡航時1回限り)</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td>派 遣 : H12~ 奨学金 月額 8万円</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>海外インターンシップ</td> <td>H19~ 奨学金 月額 8万円</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研究者</td> <td>受 入 : H14~ 往復渡航費 滞在費 369千円(1か月のみ)</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>派 遣 : H14~ 往復渡航費</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>110人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 留学生の受入・派遣実績 447人(平成18年度末)</p> <p>3 創設年度 平成12年度</p>	区 分	支 援 内 容	対 象 人 数	留学生	受 入 : H12~ 奨学金 月額 8万円 渡日準備金 15万円(渡航時1回限り)	50人	派 遣 : H12~ 奨学金 月額 8万円	25人	海外インターンシップ	H19~ 奨学金 月額 8万円	10人	研究者	受 入 : H14~ 往復渡航費 滞在費 369千円(1か月のみ)	20人	派 遣 : H14~ 往復渡航費	5人	計		110人	88 (88)	<p>兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク(HUMAP)事業の見直し</p> <p>国や各大学における留学生支援制度等の状況を踏まえ、今後も留学生交流など大学間交流の規模確保(留学生交流200人計画等)を図りつつ、県の支援対象人数の見直しを行う。</p> <p>1 見直し内容</p> <p>(1) 留学生交流 交流促進を目的に毎年度200人を目標として支援を行っており、国際化推進のため引き続き県として支援を行う。 ただし、近年の実績(220人~230人)が目標を上回っていることや、国や各大学における留学生支援制度が充実してきたことを踏まえ、県の支援対象人数の見直しを行う。</p> <p>(2) 海外インターンシップ 制度創設後間もないことから、同規模にて継続する。</p> <p>(3) 研究者交流 受入については、途上国からの受入促進の観点から継続するが、各大学の対応状況を踏まえ、支援対象人数の見直しを行う。 派遣については、情報化の進展等により短期化(1ヶ月未満)する傾向にあり、各大学の取組み等によるものが中心となっていることから、廃止する。</p> <p>[見直し後の事業内容] (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>見直し後</th> <th>差 引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">留学生</td> <td>受入</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>派遣</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>海外インターンシップ</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研究者</td> <td>受入</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>派遣</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 実施時期 平成20年度</p>	区 分	現 行	見直し後	差 引	留学生	受入	50	35	15	派遣	25	15	10	海外インターンシップ	10	10	0	研究者	受入	20	10	10	派遣	5	0	5	計	110	70	40	268 (268)
区 分	支 援 内 容	対 象 人 数																																																			
留学生	受 入 : H12~ 奨学金 月額 8万円 渡日準備金 15万円(渡航時1回限り)	50人																																																			
	派 遣 : H12~ 奨学金 月額 8万円	25人																																																			
海外インターンシップ	H19~ 奨学金 月額 8万円	10人																																																			
研究者	受 入 : H14~ 往復渡航費 滞在費 369千円(1か月のみ)	20人																																																			
	派 遣 : H14~ 往復渡航費	5人																																																			
計		110人																																																			
区 分	現 行	見直し後	差 引																																																		
留学生	受入	50	35	15																																																	
	派遣	25	15	10																																																	
海外インターンシップ	10	10	0																																																		
研究者	受入	20	10	10																																																	
	派遣	5	0	5																																																	
計	110	70	40																																																		

(単位：百万円)

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																																																																									
[事務事業] 私立学校経常費 補助 (私立高等学校分)	<p>1 事業目的 私立高等学校を設置する学校法人に対し、教職員人件費を中心とした経費に対して経常費補助を行い、私学の振興を図る。</p> <p>2 事業内容 国基準(国庫補助+地方交付税措置)による補助単価に、県独自財源による単価を上乘せし、私立高等学校を設置する学校法人に対して助成</p> <p>[平成19年度補助単価の全国比較] (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19予算</th> <th>全国平均</th> <th>差 引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助単価 (+ +)</td> <td>335,809</td> <td>322,022</td> <td>13,787</td> </tr> <tr> <td>国 庫</td> <td>51,960</td> <td>51,960</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>交 付 税</td> <td>241,600</td> <td>241,600</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小 計 (+)</td> <td>293,560</td> <td>293,560</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>県 税 (県独自財源)</td> <td>42,249</td> <td>28,462</td> <td>13,787</td> </tr> <tr> <td>県税+交付税 (+)</td> <td>283,849</td> <td>270,062</td> <td>13,787</td> </tr> </tbody> </table> <p>[平成11～19年度の私立高等学校経常費補助の推移]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H11決算</th> <th>H18決算</th> <th>H18決算 /H11決算</th> <th>H19予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生徒数 (人)</td> <td>43,627</td> <td>37,837</td> <td>86.7</td> <td>37,413</td> </tr> <tr> <td>補助単価(円) (+ +)</td> <td>323,309</td> <td>335,629</td> <td>103.8</td> <td>335,809</td> </tr> <tr> <td>国 庫</td> <td>40,040</td> <td>51,360</td> <td>128.3</td> <td>51,960</td> </tr> <tr> <td>交 付 税</td> <td>211,200</td> <td>240,100</td> <td>113.7</td> <td>241,600</td> </tr> <tr> <td>小 計 (+)</td> <td>251,240</td> <td>291,460</td> <td>116.0</td> <td>293,560</td> </tr> <tr> <td>県 税</td> <td>72,069</td> <td>43,169</td> <td>59.9</td> <td>42,249</td> </tr> <tr> <td>県税+交付税 (+)</td> <td>283,269</td> <td>283,269</td> <td>100.0</td> <td>283,849</td> </tr> <tr> <td>補助総額 (百万円)</td> <td>14,106</td> <td>12,700</td> <td>90.0</td> <td>12,564</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 創設年度 昭和44年度</p>	区 分	H19予算	全国平均	差 引	補助単価 (+ +)	335,809	322,022	13,787	国 庫	51,960	51,960	0	交 付 税	241,600	241,600	0	小 計 (+)	293,560	293,560	0	県 税 (県独自財源)	42,249	28,462	13,787	県税+交付税 (+)	283,849	270,062	13,787	区 分	H11決算	H18決算	H18決算 /H11決算	H19予算	生徒数 (人)	43,627	37,837	86.7	37,413	補助単価(円) (+ +)	323,309	335,629	103.8	335,809	国 庫	40,040	51,360	128.3	51,960	交 付 税	211,200	240,100	113.7	241,600	小 計 (+)	251,240	291,460	116.0	293,560	県 税	72,069	43,169	59.9	42,249	県税+交付税 (+)	283,269	283,269	100.0	283,849	補助総額 (百万円)	14,106	12,700	90.0	12,564	<p>12,564 (10,632)</p>	<p>私立学校経常費補助の見直し</p> <p>経常費補助における地方交付税措置単価には、退職金財団補助、共済事業団補助分が含まれていることを踏まえ、重複的な予算措置の段階的解消を図る。 また、平成20年度においては、私立高等学校に対して、県立高等学校における維持管理費等の節減と同程度の経常的経費の節減を求める。</p> <p>1 見直し内容 (1) 経常費補助における地方交付税措置単価には、退職金財団補助、共済事業団補助への地方交付税措置分が含まれていることを踏まえ、当該措置分について、平成20年度から3年間で段階的に縮減を図る。 (2) 県立高等学校においては、維持管理費や備品購入費等の15%の節減を行うこととしている。私立高等学校においても、県立高等学校と同等の節減努力を期待し、平成20年度に経常費補助単価を縮減する。 (3) 見直しにあたっては、上記(1)の見直しによる各年度の縮減額は、地方交付税措置単価の増加額の範囲内とする。また、各年度の見直し後の経常費補助単価が全国平均を下回らないこととする。 なお、国庫補助単価については、各年度の増加額を従前どおり措置する。</p> <p>2 実施時期 平成20年度</p>	<p>4,822 (4,822)</p>
区 分	H19予算	全国平均	差 引																																																																										
補助単価 (+ +)	335,809	322,022	13,787																																																																										
国 庫	51,960	51,960	0																																																																										
交 付 税	241,600	241,600	0																																																																										
小 計 (+)	293,560	293,560	0																																																																										
県 税 (県独自財源)	42,249	28,462	13,787																																																																										
県税+交付税 (+)	283,849	270,062	13,787																																																																										
区 分	H11決算	H18決算	H18決算 /H11決算	H19予算																																																																									
生徒数 (人)	43,627	37,837	86.7	37,413																																																																									
補助単価(円) (+ +)	323,309	335,629	103.8	335,809																																																																									
国 庫	40,040	51,360	128.3	51,960																																																																									
交 付 税	211,200	240,100	113.7	241,600																																																																									
小 計 (+)	251,240	291,460	116.0	293,560																																																																									
県 税	72,069	43,169	59.9	42,249																																																																									
県税+交付税 (+)	283,269	283,269	100.0	283,849																																																																									
補助総額 (百万円)	14,106	12,700	90.0	12,564																																																																									

(単位：百万円)

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																																																																									
[事務事業] 私立学校経常費 補助 (私立幼稚園分)	<p>1 事業目的 私立幼稚園を設置する学校法人に対し、教職員人件費を中心とした経費に対して経常費補助を行い、私学の振興を図る。</p> <p>2 事業内容 国基準(国庫補助+地方交付税措置)による補助単価に、県独自財源による単価を上乗せし、私立幼稚園を設置する学校法人に対して助成</p> <p>[平成19年度補助単価の全国比較] (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19予算</th> <th>全国平均</th> <th>差 引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助単価 (+ +)</td> <td>178,330</td> <td>167,097</td> <td>11,233</td> </tr> <tr> <td>国 庫</td> <td>22,252</td> <td>22,252</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>交 付 税</td> <td>140,200</td> <td>140,200</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小 計 (+)</td> <td>162,452</td> <td>162,452</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>県 税 (県独自財源)</td> <td>15,878</td> <td>4,645</td> <td>11,233</td> </tr> <tr> <td>県税+交付税 (+)</td> <td>156,078</td> <td>144,845</td> <td>11,233</td> </tr> </tbody> </table> <p>[平成11～19年度の私立幼稚園経常費補助(学校法人立)の推移]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H11決算</th> <th>H18決算</th> <th>H18決算 /H11決算</th> <th>H19予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生徒数 (人)</td> <td>40,514</td> <td>43,241</td> <td>106.7</td> <td>43,074</td> </tr> <tr> <td>補助単価(円) (+ +)</td> <td>140,110</td> <td>175,914</td> <td>125.6</td> <td>178,330</td> </tr> <tr> <td>国 庫</td> <td>15,740</td> <td>21,994</td> <td>139.7</td> <td>22,252</td> </tr> <tr> <td>交 付 税</td> <td>111,100</td> <td>138,000</td> <td>124.2</td> <td>140,200</td> </tr> <tr> <td>小 計 (+)</td> <td>126,840</td> <td>159,994</td> <td>126.1</td> <td>162,452</td> </tr> <tr> <td>県 税</td> <td>13,270</td> <td>15,920</td> <td>120.0</td> <td>15,878</td> </tr> <tr> <td>県税+交付税 (+)</td> <td>124,370</td> <td>153,920</td> <td>123.8</td> <td>156,078</td> </tr> <tr> <td>補助総額 (百万円)</td> <td>5,677</td> <td>7,607</td> <td>134.0</td> <td>7,682</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 創設年度 昭和44年度</p>	区 分	H19予算	全国平均	差 引	補助単価 (+ +)	178,330	167,097	11,233	国 庫	22,252	22,252	0	交 付 税	140,200	140,200	0	小 計 (+)	162,452	162,452	0	県 税 (県独自財源)	15,878	4,645	11,233	県税+交付税 (+)	156,078	144,845	11,233	区 分	H11決算	H18決算	H18決算 /H11決算	H19予算	生徒数 (人)	40,514	43,241	106.7	43,074	補助単価(円) (+ +)	140,110	175,914	125.6	178,330	国 庫	15,740	21,994	139.7	22,252	交 付 税	111,100	138,000	124.2	140,200	小 計 (+)	126,840	159,994	126.1	162,452	県 税	13,270	15,920	120.0	15,878	県税+交付税 (+)	124,370	153,920	123.8	156,078	補助総額 (百万円)	5,677	7,607	134.0	7,682	7,682 (6,535)	<p>私立学校経常費補助の見直し</p> <p>経常費補助における地方交付税措置単価には、退職金財団補助、共済事業団補助分が含まれていることを踏まえ、重複的な予算措置の段階的解消を図る。 また、平成20年度においては、私立幼稚園に対して、県立高等学校における維持管理費等の節減と同程度の経常的経費の節減を求める。</p> <p>1 見直し内容</p> <p>(1) 経常費補助における地方交付税措置単価には、退職金財団補助、共済事業団補助への地方交付税措置分が含まれていることを踏まえ、当該措置分について、平成20年度から3年間で段階的に縮減を図る。</p> <p>(2) 県立高等学校においては、維持管理費や備品購入費等の15%の節減を行うこととしている。私立幼稚園においても、県立高等学校と同等の節減努力を期待し、平成20年度に経常費補助単価を縮減する。</p> <p>(3) 見直しにあたっては、上記(1)の見直しによる各年度の縮減額は、地方交付税措置単価の増加額の範囲内とする。また、各年度の見直し後の経常費補助単価が全国平均を下回らないこととする。 なお、国庫補助単価については、各年度の増加額を従前どおり措置する。</p> <p>2 実施時期 平成20年度</p>	4,631 (4,631)
区 分	H19予算	全国平均	差 引																																																																										
補助単価 (+ +)	178,330	167,097	11,233																																																																										
国 庫	22,252	22,252	0																																																																										
交 付 税	140,200	140,200	0																																																																										
小 計 (+)	162,452	162,452	0																																																																										
県 税 (県独自財源)	15,878	4,645	11,233																																																																										
県税+交付税 (+)	156,078	144,845	11,233																																																																										
区 分	H11決算	H18決算	H18決算 /H11決算	H19予算																																																																									
生徒数 (人)	40,514	43,241	106.7	43,074																																																																									
補助単価(円) (+ +)	140,110	175,914	125.6	178,330																																																																									
国 庫	15,740	21,994	139.7	22,252																																																																									
交 付 税	111,100	138,000	124.2	140,200																																																																									
小 計 (+)	126,840	159,994	126.1	162,452																																																																									
県 税	13,270	15,920	120.0	15,878																																																																									
県税+交付税 (+)	124,370	153,920	123.8	156,078																																																																									
補助総額 (百万円)	5,677	7,607	134.0	7,682																																																																									

項目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																																													
[事務事業] 私立高等学校生徒授業料軽減補助	<p>1 事業目的 私立高等学校に在籍する生徒の学費負担者の経済的負担を軽減し、就学の機会を確保する。</p> <p>2 事業内容 県内及び隣接府県の私立高等学校に在籍する県内生徒の学費負担者で、収入が一定基準以下の者を対象として学校法人が行う授業料軽減事業に対して補助を実施</p> <p>[平成19年度補助単価及び所得基準]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽減単価</th> <th colspan="2">所得基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>174千円</td> <td colspan="2">生活保護受給世帯</td> </tr> <tr> <td>123千円</td> <td>0円</td> <td>(年収2,627千円以下)</td> </tr> <tr> <td>95千円</td> <td>課税総所</td> <td>390千円以下(年収3,246千円以下)</td> </tr> <tr> <td>53千円</td> <td>得金額</td> <td>1,540千円以下(年収4,870千円以下)</td> </tr> <tr> <td>31千円</td> <td></td> <td>3,195千円以下(年収7,072千円以下)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(軽減単価の考え方) 生活保護世帯は、県立高等学校と私立高等学校の授業料の差額 その他の単価区分については、前回単価に県立高等学校授業料改定額を傾斜配分して上積みした額</p> <p>(現行制度の問題点) 貸付制度である高等学校奨学資金貸与制度(所得基準：課税所得ベース2,950千円以下)より所得基準の上限が高い。 現行の所得基準、軽減単価が従来からの積み上げで設定していることから考え方が分かりにくい。</p> <p>3 創設年度 昭和43年度</p> <p>(参考)</p> <p>1 平成19年度授業料 (1) 県立 118,800円/年(9,900円/月) (2) 私立 約300千円/年(約25千円/月)</p> <p>2 高等学校奨学資金貸与制度 (1) 収入額の目安 年収6,800千円以下(4人世帯の場合) 課税所得ベース2,950千円以下(試算) (2) 貸与額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自 宅 通 学</th> <th>自 宅 外 通 学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 立</td> <td>216千円/年(18千円/月)</td> <td>276千円/年(23千円/月)</td> </tr> <tr> <td>私 立</td> <td>360千円/年(30千円/月)</td> <td>420千円/年(35千円/月)</td> </tr> </tbody> </table>	軽減単価	所得基準		174千円	生活保護受給世帯		123千円	0円	(年収2,627千円以下)	95千円	課税総所	390千円以下(年収3,246千円以下)	53千円	得金額	1,540千円以下(年収4,870千円以下)	31千円		3,195千円以下(年収7,072千円以下)	区 分	自 宅 通 学	自 宅 外 通 学	県 立	216千円/年(18千円/月)	276千円/年(23千円/月)	私 立	360千円/年(30千円/月)	420千円/年(35千円/月)	1,128 (1,080)	<p>私立高等学校生徒授業料軽減補助の見直し</p> <p>高等学校奨学資金貸与制度(所得基準：課税所得ベース2,950千円以下)より高い所得基準の上限(課税所得3,195千円以下)を改めるとともに、低所得層対策に重点化した授業料軽減単価の見直しを行う。</p> <p>1 見直し内容 (1) 所得基準の上限が高等学校奨学資金貸与制度(課税所得ベース2,950千円以下)以下で、家計調査第五分位(課税所得2,200千円以下)までとし、その下に同第五分位(課税所得1,200千円以下)、県立高等学校半額免除相当の階層(課税所得600千円以下)を設ける。 (2) 軽減単価については、生活保護世帯は措置費(県立高等学校授業料同額を別途措置)と合わせて全額免除になるよう、授業料の公私差額約180千円(私立約300千円-県立約120千円)とする。 (3) その他の階層については、現行単価とのバランスに配慮しつつ、低所得層の負担軽減を図るため傾斜的に軽減単価を設定する。 (4) 見直しにあたっては、学年進行により段階的に実施する。</p> <p>[制度内容案]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽減単価</th> <th colspan="2">所得基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>183千円</td> <td colspan="2">生活保護受給世帯</td> </tr> <tr> <td>150千円</td> <td>課税総所</td> <td>0円(年収2,627千円以下)</td> </tr> <tr> <td>75千円</td> <td>得金額</td> <td>600千円以下(年収3,579千円以下)</td> </tr> <tr> <td>50千円</td> <td></td> <td>1,200千円以下(年収4,310千円以下)</td> </tr> <tr> <td>30千円</td> <td></td> <td>2,200千円以下(年収5,720千円以下)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(軽減単価の考え方) 生活保護世帯(現行どおり) 授業料の公私差額(現行どおり) 課税所得0円世帯(現行どおり) 私学授業料の1/2 同 600千円以下世帯 私学授業料の1/4 同 1,200千円以下世帯 私学授業料の1/6 同 2,200千円以下世帯 私学授業料の1/10 2,200千円以上の世帯は、別途、高等学校奨学資金貸与制度で対応</p> <p>2 実施時期 平成20年度</p>	軽減単価	所得基準		183千円	生活保護受給世帯		150千円	課税総所	0円(年収2,627千円以下)	75千円	得金額	600千円以下(年収3,579千円以下)	50千円		1,200千円以下(年収4,310千円以下)	30千円		2,200千円以下(年収5,720千円以下)	0 (0)
軽減単価	所得基準																																																
174千円	生活保護受給世帯																																																
123千円	0円	(年収2,627千円以下)																																															
95千円	課税総所	390千円以下(年収3,246千円以下)																																															
53千円	得金額	1,540千円以下(年収4,870千円以下)																																															
31千円		3,195千円以下(年収7,072千円以下)																																															
区 分	自 宅 通 学	自 宅 外 通 学																																															
県 立	216千円/年(18千円/月)	276千円/年(23千円/月)																																															
私 立	360千円/年(30千円/月)	420千円/年(35千円/月)																																															
軽減単価	所得基準																																																
183千円	生活保護受給世帯																																																
150千円	課税総所	0円(年収2,627千円以下)																																															
75千円	得金額	600千円以下(年収3,579千円以下)																																															
50千円		1,200千円以下(年収4,310千円以下)																																															
30千円		2,200千円以下(年収5,720千円以下)																																															

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)
<p>[事務事業] 自治振興助成事業</p>	<p>1 事業目的 市町に対する総合財政支援制度として、市町が実施する地域づくり事業に対し、財政支援することにより、その総合的かつ計画的な実施を促進する。</p> <p>2 事業内容 (1) 通常事業 補助事業 ア．全県重点事業 安全と安心の確保等、県重点施策と関連が深い市町事業に対して重点的に助成 イ．地域重点事業 各県民局長が、地域固有の問題解決を図るために行う自主的な市町事業に対して助成 貸付事業 通常債の対象とならない事業又は通常債の充当残に対して貸付 (2) 生活排水処理対策事業 平成16年度まで展開した「生活排水99%大作戦」終了後のフォローアップ支援（「生活排水99%フォローアップ作戦」（平成17～21年度））として、平成16年度末における生活排水処理率が80%未満の市町に対し支援 (3) 台風被害対策事業（知事特認事業） 平成16年度に台風23号等により生じた被害について、県が新たな支援を行うことにより、市町が負担することとなった額に対し支援</p> <p>3 創設年度 昭和39年度</p>	<p>[通常分] 1,350 (0) うち補助 750 (0) 貸付 600 (0) [生排分] 235 (0) [台風分] 210 (0) [合計] 1,795 (0)</p>	<p>自治振興助成事業の見直し</p> <p>市町において、社会資本整備の水準が一定程度向上するとともに、市町合併の進展により、市町の財政基盤が整備されてきた。 また、競馬事業の収益が低迷し、自治振興事業の財源である競馬事業からの配分が困難となっており、その結果、事業区分毎の補助額も小規模化し、事業効果も低下している。 一方、公的資金供給の縮減や地方財政健全化法の導入等に伴い、市町によっては、今後資金調達に支障をきたすことも懸念され、自治振興事業において一定の役割を果たすセーフティネットが求められている。 こうした観点から、自治振興事業の見直しを行う。</p> <p>1 見直し内容 (1) 平成20年度以降は補助事業を休止し、貸付枠の拡充を図る。 ・貸付枠 平成19年度 6億円 平成20年度 10億円 (2) なお、台風被害対策事業は平成20年度まで、生活排水処理対策事業は平成21年度まで計画どおり実施する。 (3) 従来から自治振興助成事業を活用して市町で実施してきた防護柵設置等の野生動物対策については、別途、国庫事業の積極的な活用等により引き続き着実な推進を図る。（主な取組み内容は下記参照）</p> <p>2 実施時期 平成20年度</p> <p>[参 考] 野生動物対策の推進 1 市町において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づくスキームを積極的に活用した施策展開が図られるよう誘導する。 2 平成20年度については、新たな国庫制度の活用が困難な場合においても、市町が防護柵の整備に取り組めるよう、野生動物対策の着実な推進を図る。 3 平成21年度以降の実施については、国庫補助制度の状況等を踏まえ別途検討する。</p> <p>鳥獣被害防止特措法(H19.12.21公布)の概要 農林水産大臣が作成する基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成する。被害防止計画を定めた市町村に対し、施策推進のための必要な措置を講じる。 [具体的な措置] ・鳥獣捕獲許可権限の都道府県からの委譲 ・個体数調整、被害防除等の取組に対する国庫補助制度（国1/2(直通)、市町村1/2）の創設、地方交付税の拡充等 ・鳥獣被害対策実施隊に対する狩猟税の軽減措置 等</p>	<p>- (-)</p>

(単位：百万円)

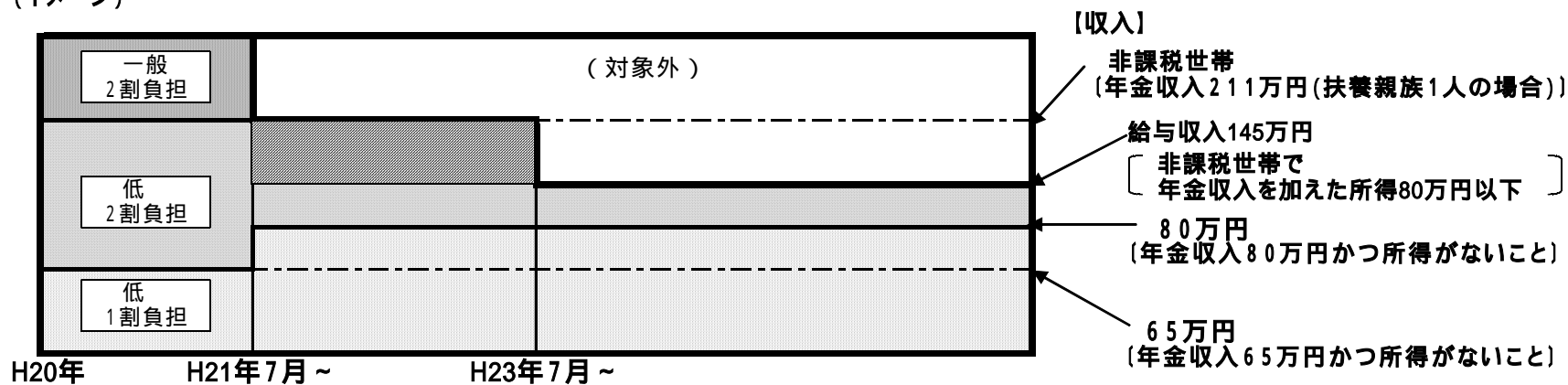
項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																																												
[事務事業] ひょうごキャリア アップ・プロ グラムの実施	<p>1 事業目的 雇用機会の創出を図るため、公務部門においてワークシェアリングを実施する。</p> <p>2 事業内容 (1) 対象者 18才以上29才以下</p> <p>(2) 身 分 非常勤嘱託員</p> <p>(3) 勤務条件 ・報 酬：150千円/月 ・勤務時間：週4日・30時間</p> <p>[採用実績(見込み)] (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H12</th> <th>H13~15</th> <th>H16~18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事部局</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>150</td> <td>60</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>教 委</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>警 察</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100</td> <td>170</td> <td>200</td> <td>170</td> <td>74</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>H20はH19採用の再任者のみ。</p> <p>3 創設年度 平成12年度</p>	区 分	H12	H13~15	H16~18	H19	H20	H21	知事部局	100	150	180	150	60	0	教 委	0	10	10	10	5	0	警 察	0	10	10	10	9	0	計	100	170	200	170	74	0	378 (378)	<p>ひょうごキャリアアップ・プログラムの廃止</p> <p>雇用機会の創出を図るため、公務部門におけるワークシェアリングを推進し、制度創設後延べ1,400名を雇用してきたが、制度創設時と比較して県内の雇用情勢が改善したことから事業の見直しを行う。</p> <p>1 見直し内容 平成20年度以降の新規採用を停止する。 ただし、平成19年度の採用者の中で勤務成績が優秀で29才以下の者のうち、継続任用希望者は平成20年度に限り継続採用する。</p> <p>[県内の雇用情勢]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効求人倍率 平成12年度：0.46倍 平成18年度：0.95倍 (県内) ・大学等卒業者の就職率(全国平均) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>大 学 卒</td> <td>平成12年度：91.1%</td> <td>平成18年度：96.3%</td> </tr> <tr> <td>短 大 卒</td> <td>平成12年度：84.0%</td> <td>平成18年度：94.3%</td> </tr> <tr> <td>高 校 卒</td> <td>平成12年度：95.9%</td> <td>平成18年度：98.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 実施時期 平成20年度</p>	大 学 卒	平成12年度：91.1%	平成18年度：96.3%	短 大 卒	平成12年度：84.0%	平成18年度：94.3%	高 校 卒	平成12年度：95.9%	平成18年度：98.4%	3,988 (3,988)
区 分	H12	H13~15	H16~18	H19	H20	H21																																										
知事部局	100	150	180	150	60	0																																										
教 委	0	10	10	10	5	0																																										
警 察	0	10	10	10	9	0																																										
計	100	170	200	170	74	0																																										
大 学 卒	平成12年度：91.1%	平成18年度：96.3%																																														
短 大 卒	平成12年度：84.0%	平成18年度：94.3%																																														
高 校 卒	平成12年度：95.9%	平成18年度：98.4%																																														

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																																													
[事務事業] 東京宿泊所(市ヶ谷寮)の運営	<p>1 事業目的 職員等が東京地域に出張する際の便宜を図るための宿泊施設として利用に供する。</p> <p>2 施設の概要(平成18年4月1日現在)</p> <p>(1) 所在地 東京都新宿区南町13</p> <p>(2) 建築年月日 平成6年2月8日(3月1日から営業開始)</p> <p>(3) 規模・構造 RC3F・地下1F</p> <p>(4) 延床面積 2,044.22㎡(建面積 763.22㎡)</p> <p>(5) 敷地面積 1,548.53㎡</p> <p>(6) 定 員 50人 (部屋数37室(ツイン10室、シングル24室、特別室3室))</p> <p>[利用状況]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>比-7時(H7)</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿 泊 者 数</td> <td>7,822人</td> <td>4,540人</td> <td>4,569人</td> <td>3,968人</td> </tr> <tr> <td>H7を100としたときの数値</td> <td>100.0</td> <td>58.0</td> <td>58.4</td> <td>50.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>[収支の状況]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>比-7時(H7)</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収 入</td> <td>45,661</td> <td>27,096</td> <td>26,609</td> <td>22,971</td> </tr> <tr> <td>支 出</td> <td>57,331</td> <td>52,072</td> <td>42,507</td> <td>39,192</td> </tr> <tr> <td>収 支 差</td> <td>11,670</td> <td>24,976</td> <td>15,898</td> <td>16,221</td> </tr> <tr> <td>所在市町交付金</td> <td>17,757</td> <td>20,239</td> <td>20,239</td> <td>20,239</td> </tr> <tr> <td>+</td> <td>29,427</td> <td>45,215</td> <td>36,137</td> <td>36,460</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	比-7時(H7)	H16	H17	H18	宿 泊 者 数	7,822人	4,540人	4,569人	3,968人	H7を100としたときの数値	100.0	58.0	58.4	50.7	区 分	比-7時(H7)	H16	H17	H18	収 入	45,661	27,096	26,609	22,971	支 出	57,331	52,072	42,507	39,192	収 支 差	11,670	24,976	15,898	16,221	所在市町交付金	17,757	20,239	20,239	20,239	+	29,427	45,215	36,137	36,460	62 (31)	<p>東京宿泊所(市ヶ谷寮)の廃止</p> <p>鉄道、飛行機等交通手段の充実により、職員の東京への日帰り出張が容易となったことから、宿泊者数は年々減少し、大幅な赤字が生じている。 今後、経費抑制を図っても収支改善が見込めないことから、施設の利用を廃止する。</p> <p>1 見直し内容 (1) 平成19年度(平成20年3月)をもって、施設の利用を廃止する。 (2) 施設は廃止後、すみやかに売却する。</p> <p>2 実施時期 平成20年度</p>	665 (323)
区 分	比-7時(H7)	H16	H17	H18																																													
宿 泊 者 数	7,822人	4,540人	4,569人	3,968人																																													
H7を100としたときの数値	100.0	58.0	58.4	50.7																																													
区 分	比-7時(H7)	H16	H17	H18																																													
収 入	45,661	27,096	26,609	22,971																																													
支 出	57,331	52,072	42,507	39,192																																													
収 支 差	11,670	24,976	15,898	16,221																																													
所在市町交付金	17,757	20,239	20,239	20,239																																													
+	29,427	45,215	36,137	36,460																																													

項目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																															
<p>[事務事業] 老人医療費助成事業</p>	<p>1 事業目的 65歳以上69歳以下の老人の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担額から一部負担金を控除した額を公費で負担することにより、健康の増進を図り、高齢者福祉の向上を図る。</p> <p>[自己負担割合の状況]</p> <table border="1" data-bbox="486 506 1311 772"> <thead> <tr> <th>高齢者区分</th> <th>国 制 度</th> <th>本県老人医療</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65～69歳</td> <td>3 割</td> <td>2 割 (低所得者：1割)</td> </tr> <tr> <td>70～74歳</td> <td>1 割 2 割 (一定以上所得者：3割)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>75歳～</td> <td>1 割 (一定以上所得者：3割)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 対象者 65歳以上69歳以下の者</p> <p>(2) 所得制限 住民税非課税者で一定以上所得者の家族でないこと</p> <p>(3) 給付対象 対象者の疾病及び負傷について、医療保険の給付が行われた場合の自己負担額から一部負担金を控除した額</p> <p>(4) 一部負担金 負担割合：定率2割負担(低所得者は定率1割負担) 負担限度額：老人保健制度に準拠</p> <table border="1" data-bbox="486 1318 1353 1648"> <thead> <tr> <th colspan="2">世帯区分</th> <th rowspan="2">負担割合</th> <th colspan="2">負担限度額</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>住民税非課税者で一定以上所得者の家族でないこと</th> <th>外 来</th> <th>入 院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低所得者</td> <td>住民税非課税世帯</td> <td>2 割</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者</td> <td>住民税非課税世帯で世帯全員に所得がないこと(年金収入65万円以下かつ、所得がないこと)</td> <td>1 割</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 事業主体 市町</p> <p>(6) 補助率 市町の財政力指数に応じ、1/2又は2/3を補助</p> <p>3 創設年度 昭和46年度</p>	高齢者区分	国 制 度	本県老人医療	65～69歳	3 割	2 割 (低所得者：1割)	70～74歳	1 割 2 割 (一定以上所得者：3割)		75歳～	1 割 (一定以上所得者：3割)		世帯区分		負担割合	負担限度額		一般	住民税非課税者で一定以上所得者の家族でないこと	外 来	入 院	低所得者	住民税非課税世帯	2 割	8,000円	24,600円	低所得者	住民税非課税世帯で世帯全員に所得がないこと(年金収入65万円以下かつ、所得がないこと)	1 割	8,000円	15,000円	<p>3,440 (3,440)</p>	<p>老人医療費助成事業の見直し</p> <p>高齢者を取り巻く社会環境や国民意識の変化、医療保険制度改革に対応し、助成対象を低所得者に重点化するとともに、低所得者基準の見直しを行う。 見直しにあたっては、対象者への周知期間の確保を図るため、実施時期を1年間延長し、平成21年7月実施とする。 低所得者基準の見直しにより対象外となる現在の低所得者の者については、平成21年7月から平成23年6月までの2年間、経過措置を講じる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>社会環境の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均寿命 S46 H17 (男：70.2 78.6歳、女：75.6 85.5歳) ・1人当たり医療費 S58 H18 65～69歳：299千円 402千円(1.34倍) 70歳以上：417千円 857千円(2.06倍) ・高齢者と考える年齢に関する意識調査(内閣府) H元 H16 65歳以上：24.3% 14.0%、70歳以上：51.5% 46.7% 75歳以上：8.5% 19.7% <p>医療保険制度改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70～74歳の高齢者の自己負担割合の見直し (1割 2割)[平成20年度実施凍結] ・75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度の創設(H20.4) </div> <p>1 見直し内容</p> <p>(1) 現行の老人医療費助成事業の対象者(65歳以上69歳以下)を低所得者に重点化 高齢者を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、国の医療保険制度改革による高齢者の負担割合の見直しにより、75歳以上1割、70～74歳2割(1割から引き上げ)とされたが、老人医療対象の65歳以上69歳以下は現役と同様の負担割合となっている。 医療保険制度を前提とする老人医療費助成事業においても、これら社会環境の変化や医療保険制度改革を踏まえ、助成の対象を現行制度の低所得者に重点化する。 これに伴い、一般の者については、医療保険制度の本来負担割合とし、制度の対象外とする。</p> <p>(2) 70歳以上74歳以下の低所得者への対応 医療保険制度改革による70～74歳の高齢者の自己負担割合の見直しについて平成20年度実施が凍結されたことから、70～74歳の低所得者を新たに対象とする見直しについては、国の実施に併せて改めて検討する。</p> <p>(3) 低所得者基準の見直し 低所得者は準拠する老人保健医療制度に合わせ、「低所得者の基準のうち年金収入を65万円以下から80万円以下」に緩和する。 低所得者は他の福祉医療の低所得者基準に準じて、「年金収入80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得80万円以下」とする。 ただし、新たな所得制限の基準を上回る現行の低所得者については、平成21年7月から平成23年6月までの2年間、本人負担2割を継続する経過措置を講じる。</p>	<p>16,451 (16,451)</p>
高齢者区分	国 制 度	本県老人医療																																	
65～69歳	3 割	2 割 (低所得者：1割)																																	
70～74歳	1 割 2 割 (一定以上所得者：3割)																																		
75歳～	1 割 (一定以上所得者：3割)																																		
世帯区分		負担割合	負担限度額																																
一般	住民税非課税者で一定以上所得者の家族でないこと		外 来	入 院																															
低所得者	住民税非課税世帯	2 割	8,000円	24,600円																															
低所得者	住民税非課税世帯で世帯全員に所得がないこと(年金収入65万円以下かつ、所得がないこと)	1 割	8,000円	15,000円																															

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																						
			<p>〔見直し後の制度内容〕</p> <p>(1) 対象年齢 現行どおり</p> <p>(2) 所得制限 低所得者 : 住民税非課税世帯で世帯全員に所得がないこと (年金収入80万円以下かつ所得がないこと) 低所得者 : 住民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下であること</p> <p>(3) 給付対象 現行どおり</p> <p>(4) 一部負担金 負担割合 : 定率2割負担(低所得者 は定率1割負担) 負担限度額: 老人保健医療制度に準拠</p> <table border="1" data-bbox="1457 695 2591 1136"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">世帯区分</th> <th rowspan="2">負担割合</th> <th colspan="2">負担限度額</th> </tr> <tr> <th>外 来</th> <th>入 院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般</td> <td>住民税非課税者で一定以上所得者の家族でない者</td> <td>対象外</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>低所得者</td> <td>住民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下であること 但し、平成21年7月から平成23年6月までの間は、住民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円超の者を含む。</td> <td>2割</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者</td> <td>住民税非課税世帯で世帯全員に所得がないこと(年金収入80万円以下かつ、所得がないこと)</td> <td>1割</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 事業主体 現行どおり</p> <p>(6) 補助率 現行どおり</p> <p>(7) 経過措置 1年間の周知期間を設けることとし平成21年7月実施とする。 新たな所得制限の基準を上回る現行の低所得者 については、平成21年7月から平成23年6月までの2年間、本人負担2割を継続する経過措置を講じる。</p> <p>2 実施時期 平成21年7月(1年間の周知期間を設ける)</p>	世帯区分		負担割合	負担限度額		外 来	入 院	一 般	住民税非課税者で一定以上所得者の家族でない者	対象外	-	-	低所得者	住民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下であること 但し、平成21年7月から平成23年6月までの間は、住民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円超の者を含む。	2割	8,000円	24,600円	低所得者	住民税非課税世帯で世帯全員に所得がないこと(年金収入80万円以下かつ、所得がないこと)	1割	8,000円	15,000円	
世帯区分		負担割合	負担限度額																							
			外 来	入 院																						
一 般	住民税非課税者で一定以上所得者の家族でない者	対象外	-	-																						
低所得者	住民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下であること 但し、平成21年7月から平成23年6月までの間は、住民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円超の者を含む。	2割	8,000円	24,600円																						
低所得者	住民税非課税世帯で世帯全員に所得がないこと(年金収入80万円以下かつ、所得がないこと)	1割	8,000円	15,000円																						

(イメージ)



(単位：百万円)

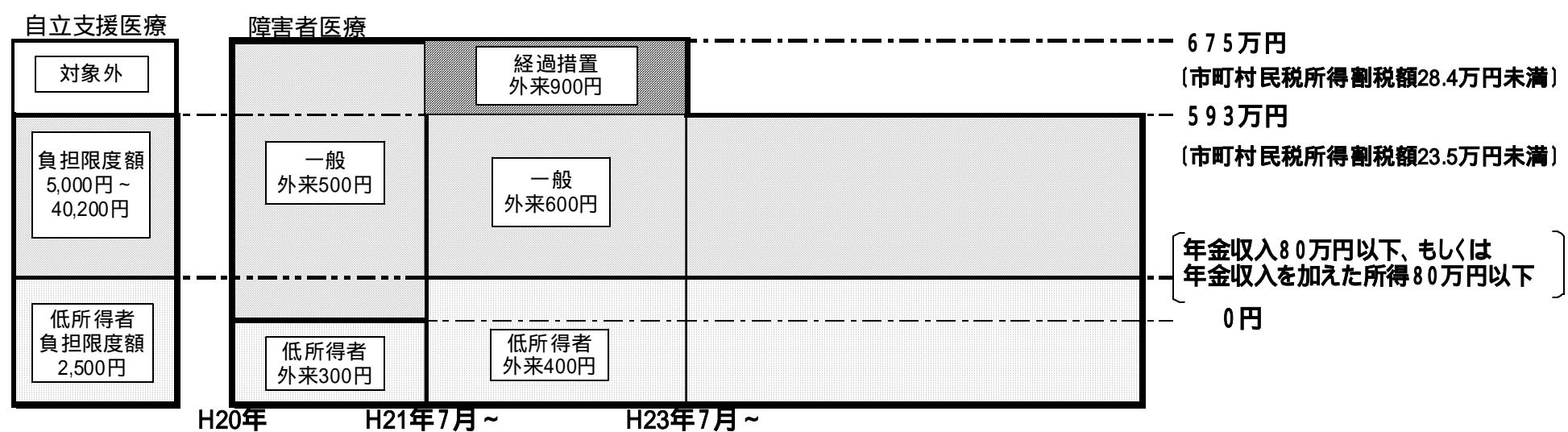
項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																												
<p>[事務事業] 重度障害者医療 費助成事業</p>	<p>1 事業目的 重度障害者児（高齢重度障害者）が自立支援医療以外の一般医療を受け、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担額から一部負担金を控除した額を公費で負担することにより、障害者福祉の向上を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 対象者 障害程度1級及び2級の身体障害者 重度の知的障害者 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者</p> <p>(2) 所得制限 特別障害者手当の所得制限の基準を準用 〔参考：市町村民税所得割税額28.4万円未満に相当 扶養義務者(扶養親族2人の場合の)所得限度額 675万円に相当〕</p> <p>(3) 給付対象 対象者の疾病及び負傷について、医療保険の給付が行われた場合の自己負担額から一部負担金を控除した額</p> <p>(4) 一部負担金 更生医療の最も低い負担限度額に準拠 一部負担金 ア. 外来 1 医療機関等あたり、1日500円（低所得者：300円）を限度に月2回（1,000円（低所得者：600円））までの負担 イ. 入院 定率1割負担 負担限度額 外来の2倍の月額2,000円(低所得者:1,200円) (更生医療・育成医療の外来・入院の負担割合(1:2)に準拠) 低所得者基準 年金収入65万円以下かつ所得がないこと</p> <p>(5) 事業主体 市町</p> <p>(6) 補助率 1/2</p> <p>3 創設年度 昭和48年度</p> <p>(国の障害者医療制度)</p> <table border="1" data-bbox="468 1669 1329 1921"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>更 生 医 療 (～H17)</th> <th>自 立 支 援 医 療 (H18～)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得制限</td> <td>-</td> <td>市町村民税所得割税額23.5万円未満</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>〔所得階層別に自己負担限度額月額が定められている〕</td> <td>1割</td> </tr> <tr> <td>自己負担限度月額(外来) 〔市町村民税所得割税額〕</td> <td>2,250円～全額 〔非課税～3,960千円〕</td> <td>2,500円～40,200円 〔非課税～235千円〕</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	更 生 医 療 (～H17)	自 立 支 援 医 療 (H18～)	所得制限	-	市町村民税所得割税額23.5万円未満	負担割合	〔所得階層別に自己負担限度額月額が定められている〕	1割	自己負担限度月額(外来) 〔市町村民税所得割税額〕	2,250円～全額 〔非課税～3,960千円〕	2,500円～40,200円 〔非課税～235千円〕	<p>4,567 (4,567)</p>	<p>重度障害者医療費助成事業の見直し</p> <p>重度障害者児に対する自立支援医療制度との整合を図るため、所得制限、一部負担金の見直しを行う。 見直しにあたっては、対象者への周知期間の確保を図るため、実施時期を1年間延長し、平成21年7月実施とする。ただし、新たな所得制限の基準を上回る現行制度の対象者については、平成21年7月から平成23年6月までの2年間、経過措置を講じる。</p> <p>1 見直し内容</p> <p>(1) 所得制限の見直し 自立支援医療制度に準拠した所得制限とする。 ただし、新たな所得制限の基準を上回る現行制度の対象者（特別障害者手当の所得制限の基準に該当する、市町村民税所得割税額23.5万円以上の者）については、平成21年7月から平成23年6月までの2年間、経過措置を講じる。</p> <p>(2) 一部負担金の見直し 一部負担金 現行制度では、旧更生医療の一部負担金最低負担限度月額(2,250円)に準拠しているが、平成18年度に更生医療が自立支援医療制度に位置づけられ、その最低負担限度額の見直し(2,250円→2,500円)が行われたため、自立支援医療制度に準拠した一部負担金とする。 ただし、新たな所得制限の基準を上回る現行制度の対象者については、平成21年7月から平成23年6月までの2年間、経過措置として、見直し後の負担額の1.5倍を乗じた一部負担金とする。</p> <table border="1" data-bbox="1656 1081 2350 1270"> <caption>一部負担金 (単位：円)</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H20.7～</th> <th>H21.7～ (2年間)</th> <th>H23.7～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経過措置</td> <td>500</td> <td>900</td> <td>3割(就学前2割)</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>低 所 得</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>低所得者基準 年金収入65万円以下かつ所得なしから、自立支援医療制度に準じ、年金収入80万円以下もしくは、年金収入を加えた所得80万円以下に緩和する。</p> <p>〔見直し後の制度内容〕</p> <p>(1) 対象者 現行どおり</p> <p>(2) 所得制限 自立支援医療制度の所得制限の基準を準用し、市町村民税所得割税額23.5万円未満 (参考：扶養義務者(扶養親族2人の場合の)所得限度額593万円に相当)</p> <p>(3) 給付対象 現行どおり</p>	区 分	H20.7～	H21.7～ (2年間)	H23.7～	経過措置	500	900	3割(就学前2割)	一 般	500	600	600	低 所 得	300	400	400	<p>6,449 (6,449)</p>
区 分	更 生 医 療 (～H17)	自 立 支 援 医 療 (H18～)																														
所得制限	-	市町村民税所得割税額23.5万円未満																														
負担割合	〔所得階層別に自己負担限度額月額が定められている〕	1割																														
自己負担限度月額(外来) 〔市町村民税所得割税額〕	2,250円～全額 〔非課税～3,960千円〕	2,500円～40,200円 〔非課税～235千円〕																														
区 分	H20.7～	H21.7～ (2年間)	H23.7～																													
経過措置	500	900	3割(就学前2割)																													
一 般	500	600	600																													
低 所 得	300	400	400																													

(単位：百万円)

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)
			<p>(4) 一部負担金 自立支援医療（旧更生医療）制度の最も低い負担限度額に準拠 一部負担金 ア．外来 1 医療機関等あたり、1 日600円（低所得者：400円）を限度に月 2 回(1,200円（低所得者：800円）)までの負担 イ．入院 定率 1 割負担（現行どおり） 負担限度額 外来の2倍の月額2,400円（低所得者：1,600円）までの負担 低所得者基準 年金収入80万円以下もしくは、年金収入を加えた所得80万円以下</p> <p>(5) 事業主体 現行どおり</p> <p>(6) 補助率 現行どおり</p> <p>(7) 経過措置 1 年間の周知期間を設けることとし平成21年 7 月実施とする。 新たな所得制限の基準を上回る現行制度の対象者（特別障害者手当の所得制限の基準に該当する、市町村民税所得割税額23.5万円以上の者）については、平成21年 7 月から平成23年 6 月までの 2 年間、外来については、1 医療機関等あたり900円を限度に月 2 回計1,800円まで、入院については、定率 1 割負担、負担限度額を3,600円とする経過措置を講じる。</p> <p>2 実施時期 平成21年 7 月（1 年間の周知期間を設ける）</p>	

(イメージ)

【所得(扶養親族2人の場合)】



項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																
[事務事業] 乳幼児等医療費 助成事業	<p>1 事業目的 乳幼児等の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担額から一部負担金を控除した額を公費で負担することにより、乳幼児等の福祉の向上を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 対象者 小学3年生までの乳幼児等</p> <p>(2) 所得制限 児童手当特例給付の所得制限の基準を準用 ただし、0歳児は所得制限なし 〔参考：市町村民税所得割税額27.6万円未満に相当 扶養義務者(扶養親族2人の場合)の所得 限度額 608万円に相当〕</p> <p>(3) 給付対象 対象者の疾病及び負傷について、医療保険の給付が行われた場合の自己負担額から一部負担金を控除した額</p> <p>(4) 一部負担金 母子家庭と乳幼児世帯との所得格差(1:1.4)に鑑み、母子家庭等医療の1.4倍に設定 一部負担金 ア. 外来 1 医療機関等あたり、1日700円(低所得者：500円)を限度に月2回(1,400円(低所得者：1,000円))までの負担 イ. 入院 定率1割負担 負担限度額 外来の2倍の月額2,800円(低所得者:2,000円) 低所得者基準 年金収入65万円以下かつ所得がないこと</p> <p>(5) 事業主体 市町</p> <p>(6) 補助率 1 / 2</p> <p>3 創設年度 昭和48年度</p>	4,987 (4,987)	<p>乳幼児等医療費助成事業の見直し</p> <p>重度障害者医療費助成事業に準拠した所得制限、一部負担金の見直しを行う。 見直しにあたっては、対象者への周知期間の確保を図るため、実施時期を1年間延長し、平成21年7月実施とする。ただし、新たな所得制限の基準を上回る現行制度の対象者については、平成21年7月から平成23年6月までの2年間、経過措置を講じる。</p> <p>1 見直し内容</p> <p>(1) 所得制限の見直し 重度障害者医療費助成事業との均衡を図るため、所得制限の見直しを行う。 ただし、新たな所得制限の基準を上回る現行制度の対象者(児童手当特例給付の所得制限の基準に該当する、市町村民税所得割税額23.5万円以上の者)については、平成21年7月から平成23年6月までの2年間、経過措置を講じる。</p> <p>(2) 一部負担金の見直し 一部負担金 重度障害者医療費助成事業との均衡を図るため、一部負担金の見直しを行う。 ただし、新たな所得制限の基準を上回る現行制度の対象者については、平成21年7月から平成23年6月までの2年間、経過措置として、見直し後負担額の1.5倍を乗じた一部負担金とする。</p> <table border="1" data-bbox="1673 1079 2362 1285"> <caption>一部負担金 (単位：円)</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H20.7～</th> <th>H21.7～ (2年間)</th> <th>H23.7～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経過措置</td> <td>700</td> <td>1,200</td> <td>3割(就学前2割)</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>低 所 得</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p>低所得者基準 重度障害者医療費助成事業との均衡を図るため、低所得者基準の見直しを行う。</p> <p>(3) さらなる少子対策の推進(主な取組み内容はP49参照) 地域での子育て環境の整備、多子家庭への支援など、総合的な少子対策の推進を図る。 なお、入院にかかる対象年齢の引き上げについて、経過措置終了後、その実施の検討を行う。</p>	区 分	H20.7～	H21.7～ (2年間)	H23.7～	経過措置	700	1,200	3割(就学前2割)	一 般	700	800	800	低 所 得	500	600	600	6,766 (6,766)
区 分	H20.7～	H21.7～ (2年間)	H23.7～																	
経過措置	700	1,200	3割(就学前2割)																	
一 般	700	800	800																	
低 所 得	500	600	600																	

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)
			<p>〔見直し後の制度内容〕</p> <p>(1) 対象者 現行どおり</p> <p>(2) 所得制限 重度障害者医療費助成事業の所得制限の基準を準用し、市町村民税所得割税額23.5万円未満 ただし、0歳児は所得制限なし (参考：扶養義務者(扶養親族2人の場合の)所得限度額540万円に相当)</p> <p>(3) 給付対象 現行どおり</p> <p>(4) 一部負担金 考え方は現行どおり</p> <p>一部負担金</p> <p>ア．外来 1医療機関等あたり、1日800円(低所得者：600円)を限度に月2回(1,600円(低所得者：1,200円))までの負担</p> <p>イ．入院 定率1割負担(現行どおり) 負担限度額 外来の2倍の月額3,200円(低所得者：2,400円)までの負担</p> <p>低所得者基準 年金収入80万円以下もしくは、年金収入を加えた所得80万円以下</p> <p>(5) 事業主体 現行どおり</p> <p>(6) 補助率 現行どおり</p> <p>(7) 経過措置 1年間の周知期間を設けることとし平成21年7月実施とする。 新たな所得制限の基準を上回る現行制度の対象者(児童手当特例給付の所得制限の基準に該当する、市町村民税所得割税額23.5万円以上の者)については、平成21年7月から平成23年6月までの2年間、外来については、1医療機関等当たり1,200円を限度に月2回計2,400円まで、入院については、定率1割負担、負担限度額を4,800円とする経過措置を講じる。</p> <p>2 実施時期 平成21年7月(1年間の周知期間を設ける)</p>	

(単位：百万円)

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)
			<p>〔参 考〕 総合的な少子対策の推進 勤労者の子育て環境の整備等を図るため、次のような措置を講じる。</p> <p>1 多子世帯保育料軽減事業 多子世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもの生みやすい環境づくりを推進するため、第3子以降が利用する幼稚園、保育所等の利用者負担を一部支援</p> <p>2 2歳児等子育て応援事業 在宅2歳児等及びその親の子育て支援のため、私立幼稚園及び保育所の人的・物的資源を活用して行う体験幼児教育等を支援</p> <p>3 病児・病後児保育推進事業 勤労者の仕事と家庭の両立を支援するため、保護者がやむを得ず看ることができない病気の子どもを保育所等で保育できるよう看護師等の加配経費の助成や、保育所等が窓口となって嘱託医等への付き添い及び病児保育施設等への搬送を行う体制を整備</p> <p>4 事業所内保育施設整備推進事業 勤労者の仕事と家庭の両立や企業の子育て支援の促進を図るため、事業所内に保育施設を設置する事業主等に対し、設置・運営費を支援</p>	

(イメージ)

【所得(扶養親族2人の場合)】

自立支援医療	乳幼児等医療		
対象外	経過措置 外来1,200円	経過措置 外来1,200円	608万円 (市町村民税所得割税額27.6万円未満)
負担限度額 5,000円～ 40,200円	一般 外来700円	一般 外来800円	540万円 (市町村民税所得割税額23.5万円未満)
低所得者 負担限度額 2,500円	低所得者 外来500円	低所得者 外来600円	0円 〔年金収入80万円以下、もしくは 年金収入を加えた所得80万円以下〕
	H20年	H21年7月～	H23年7月～

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)
<p>[事務事業] 母子家庭等医療 費助成事業</p>	<p>1 事業目的 母子家庭、父子家庭及び遺児の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担額から一部負担金を控除した額を公費で負担することにより、母子家庭等の福祉の向上を図る。</p> <p>2 事業内容 (1) 対象者 18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母又は父及びその児童 遺児（年齢は同じ）</p> <p>(2) 所得制限 児童扶養手当の所得制限の基準を準用 〔参考：扶養義務者（扶養親族2人の場合）の 所得限度額268万円に相当〕</p> <p>(3) 給付対象 対象者の疾病及び負傷について、医療保険の給付が行われた場合の自己負担額から一部負担金を控除した額</p> <p>(4) 一部負担金（更生医療の最も低い負担限度額に準拠） 重度障害者医療と同一 一部負担金 ア．外来 1 医療機関等あたり、1日500円（低所得者：300円）を限度に月2回（1,000円（低所得者：600円））までの負担 イ．入院 定率1割負担 負担限度額 外来の2倍の月額2,000円 （低所得者：1,200円） 低所得者基準 年金収入65万円以下かつ所得がないこと</p> <p>(5) 事業主体 市町</p> <p>(6) 補助率 市町の財政力指数に応じ、1/3～2/3を補助</p> <p>3 創設年度 昭和54年度</p>	<p>1,229 (1,229)</p>	<p>母子家庭等医療費助成事業の見直し</p> <p>重度障害者医療費助成事業に準拠した一部負担金の見直しを行う。 見直しにあたっては、対象者への周知期間の確保を図るため、実施期間を1年間延期し、平成21年7月実施とする。</p> <p>1 見直し内容 (1) 一部負担金 重度障害者医療費助成事業との均衡を図るため、一部負担金の見直しを行う。 (2) 低所得者基準 重度障害者医療費助成事業との均衡を図るため、低所得者基準の見直しを行う。</p> <p>〔見直し後の制度内容〕 (1) 対象者 現行どおり (2) 所得制限 現行どおり (3) 給付対象 現行どおり (4) 一部負担金 重度障害者医療費助成事業と同一 一部負担金 ア．外来 1 医療機関等あたり、1日600円（低所得者：400円）を限度に月2回（1,200円（低所得者：800円））までの負担 イ．入院 定率1割負担（現行どおり） 負担限度額 外来の2倍の月額2,400円（低所得者：1,600円）までの負担 低所得者基準 年金収入80万円以下もしくは、年金収入を加えた所得80万円以下</p> <p>(5) 事業主体 現行どおり (6) 補助率 現行どおり</p> <p>2 実施時期 平成21年7月（1年間の周知期間を設ける）</p>	<p>1,047 (1,047)</p>

項目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																																																																																		
[事務事業] 民間社会福祉施設運営交付金	<p>1 事業目的 利用者サービスの向上を図るための取り組みを行う民間社会福祉施設に対し、交付金を支給することにより福祉の向上を図る。</p> <p>2 事業内容 (1) 対象施設 県が設置認可権を有する民間社会福祉施設(介護保険施設除く) (2) 交付対象事業 利用者の処遇向上のための研究・研修、専門ボランティアの育成・指導、地域交流・社会参加促進、障害者の在宅復帰支援等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>取り組み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">各施設共通</td> <td>新たな福祉人材の育成にかかる取り組み (社会福祉実習、教員養成介護体験等の受け入れ 等)</td> </tr> <tr> <td>積極的な地域交流・社会参加の取り組み (自治会等と連携した夏祭り等イベントの開催 等)</td> </tr> <tr> <td>処遇向上のための研究・研修の取り組み (施設の処遇向上目標を定め、計画的に行う職員研修 等)</td> </tr> <tr> <td>電話相談等の相談事業の取り組み (在宅利用者等に対する助言窓口の開設 等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">障害者関係施設</td> <td>在宅復帰へ向けた自立支援の取り組み (年間を通じた就労に向けた積極的な取り組み 等)</td> </tr> <tr> <td>在宅生活者に対する施設機能を活用した取り組み (短期入所の積極的な受け入れ 等)</td> </tr> <tr> <td>障害特性に応じた個別支援計画にかかる取り組み (全入所者の個別支援計画の策定及び定期的な見直し 等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害児関係施設</td> <td>障害特性に応じた個別支援計画にかかる取り組み (全入所者の個別支援計画の策定及び定期的な見直し 等)</td> </tr> <tr> <td>重症心身障害児施設 重度障害に対応した専門ケアに係る取り組み (専門職を交えた専門ケア研究 等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">児童関係施設</td> <td>地域の子育て支援に向けた取り組み (子育て不安解消等に向けた子育て教室の開催 等)</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設 虐待防止に向けた取り組み (一時保護の積極的な受け入れ 等)</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設 自立支援に向けた取り組み (就労自立生活に向けた資格取得等の支援 等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人関係施設</td> <td>生きがい活動支援に係る取り組み (クラブ活動の積極的な実施 等)</td> </tr> <tr> <td>痴呆予防、進行防止等の取り組み (入所者の特性に応じた定期的な訓練の実施 等)</td> </tr> <tr> <td>救護施設 婦人保護施設</td> <td>自立支援に向けた取り組み (就労自立生活に向けた資格取得等の支援 等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支給額 施設種別毎に利用者1人あたり単価を設定し、職員配置の評価運営実績を加算</p> <p><積算方法> (交付金単価×職員配置補正+運営実績加算)×施設の定員</p> <p>3 創設年度 昭和42年度～平成15年度 民間社会福祉施設職員処遇改善費 平成16年度～ 民間社会福祉施設運営交付金</p>	施設種別	取り組み	各施設共通	新たな福祉人材の育成にかかる取り組み (社会福祉実習、教員養成介護体験等の受け入れ 等)	積極的な地域交流・社会参加の取り組み (自治会等と連携した夏祭り等イベントの開催 等)	処遇向上のための研究・研修の取り組み (施設の処遇向上目標を定め、計画的に行う職員研修 等)	電話相談等の相談事業の取り組み (在宅利用者等に対する助言窓口の開設 等)	障害者関係施設	在宅復帰へ向けた自立支援の取り組み (年間を通じた就労に向けた積極的な取り組み 等)	在宅生活者に対する施設機能を活用した取り組み (短期入所の積極的な受け入れ 等)	障害特性に応じた個別支援計画にかかる取り組み (全入所者の個別支援計画の策定及び定期的な見直し 等)	障害児関係施設	障害特性に応じた個別支援計画にかかる取り組み (全入所者の個別支援計画の策定及び定期的な見直し 等)	重症心身障害児施設 重度障害に対応した専門ケアに係る取り組み (専門職を交えた専門ケア研究 等)	児童関係施設	地域の子育て支援に向けた取り組み (子育て不安解消等に向けた子育て教室の開催 等)	児童養護施設 虐待防止に向けた取り組み (一時保護の積極的な受け入れ 等)	母子生活支援施設 自立支援に向けた取り組み (就労自立生活に向けた資格取得等の支援 等)	老人関係施設	生きがい活動支援に係る取り組み (クラブ活動の積極的な実施 等)	痴呆予防、進行防止等の取り組み (入所者の特性に応じた定期的な訓練の実施 等)	救護施設 婦人保護施設	自立支援に向けた取り組み (就労自立生活に向けた資格取得等の支援 等)	500 (500)	<p>民間社会福祉施設運営交付金・すくすく相談事業・わくわく保育所開設事業の見直し</p> <p>現行の民間社会福祉施設運営交付金は、 ・多岐にわたる補助メニューの設定により、複雑な制度となり、交付対象となる取組みがわかりにくいこと ・施設の定員に応じて交付金額を算定する仕組みとなっていたため、利用者サービスの向上のためのインセンティブが働きにくいこと、等の問題点があった。 このため、利用者サービスの向上のための施設職員の配置へと交付対象を見直す。 また、今回の見直しにあわせて、職員の配置によるサービスに対する助成という類似の補助制度であるすくすく相談事業、わくわく保育所開設事業を統合し、利用しやすい制度へと見直す。 また、福祉人材の確保対策について、一層の推進を図る。</p> <p>1 見直し内容 (1) 対象施設 県が設置認可権を有する民間社会福祉施設(介護保険施設除く) なお、重症心身障害児施設については、重症心身障害児指導費交付金の見直しに伴い、指導費交付金の加算額として組み替える。</p> <p>(2) 交付対象事業 発達障害児の処遇充実事業、認知症入所者処遇充実事業、障害者の自立支援相談事業、地域の親への指導助言事業、小学校との連携強化事業等を実施するために施設職員を配置した場合の人件費</p> <p>(3) 支給額 施設種別毎に定める配置ポイント×交付金単価(800千円) ただし、施設種別毎・定員毎に配置ポイントの上限を設定する。 なお、実支給額は、現行支給額の80～95%の範囲内とする。</p> <p>(4) 福祉人材確保対策事業の推進(主な取組み内容はP52参照) 社会福祉施設の運営において、喫緊の課題である福祉人材の確保対策事業の一層の推進を図る。</p> <p>2 実施時期 平成20年度</p> <p>[配置メニュー、配置ポイントのイメージ]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設種別</th> <th rowspan="2">配置メニュー</th> <th rowspan="2">配置ポイント</th> <th colspan="3">ポイント上限 施設の定員</th> </tr> <tr> <th>～45</th> <th>～90</th> <th>91～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">児童関連施設</td> <td>発達障害児処遇充実事業</td> <td rowspan="3">0.2</td> <td rowspan="3">0.15</td> <td rowspan="3">0.15</td> <td rowspan="3">0.2</td> </tr> <tr> <td>家庭復帰促進支援事業</td> </tr> <tr> <td>DV被害者処遇充実事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高齢者関連施設</td> <td>要介護認定移行期対策事業</td> <td rowspan="2">1.0</td> <td rowspan="2">1.4</td> <td rowspan="2">1.7</td> <td rowspan="2">2.5</td> </tr> <tr> <td>認知症入所対策事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害者関連施設</td> <td>老人性うつ対策事業</td> <td rowspan="2">1.0</td> <td rowspan="2">1.4</td> <td rowspan="2">1.7</td> <td rowspan="2">2.5</td> </tr> <tr> <td>地域移行コーディネート事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保育所</td> <td>自立支援相談事業</td> <td rowspan="2">1.0</td> <td rowspan="2">1.4</td> <td rowspan="2">1.7</td> <td rowspan="2">2.5</td> </tr> <tr> <td>就労移行事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">救護施設</td> <td>乳幼児発達支援事業</td> <td rowspan="3">0.2</td> <td rowspan="3">0.15</td> <td rowspan="3">0.15</td> <td rowspan="3">0.2</td> </tr> <tr> <td>地域の親への指導助言事業</td> </tr> <tr> <td>小学校との連携強化事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">救護施設</td> <td>居室生活訓練事業</td> <td rowspan="2">0.2</td> <td rowspan="2">0.15</td> <td rowspan="2">0.15</td> <td rowspan="2">0.2</td> </tr> <tr> <td>保護施設通所事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>処遇困難者への特別支援事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)民間保育所における子育て支援事業については、事業費相当額を別途措置</p>	施設種別	配置メニュー	配置ポイント	ポイント上限 施設の定員			～45	～90	91～	児童関連施設	発達障害児処遇充実事業	0.2	0.15	0.15	0.2	家庭復帰促進支援事業	DV被害者処遇充実事業	高齢者関連施設	要介護認定移行期対策事業	1.0	1.4	1.7	2.5	認知症入所対策事業	障害者関連施設	老人性うつ対策事業	1.0	1.4	1.7	2.5	地域移行コーディネート事業	保育所	自立支援相談事業	1.0	1.4	1.7	2.5	就労移行事業	救護施設	乳幼児発達支援事業	0.2	0.15	0.15	0.2	地域の親への指導助言事業	小学校との連携強化事業	救護施設	居室生活訓練事業	0.2	0.15	0.15	0.2	保護施設通所事業		処遇困難者への特別支援事業					999 (999)
施設種別	取り組み																																																																																					
各施設共通	新たな福祉人材の育成にかかる取り組み (社会福祉実習、教員養成介護体験等の受け入れ 等)																																																																																					
	積極的な地域交流・社会参加の取り組み (自治会等と連携した夏祭り等イベントの開催 等)																																																																																					
	処遇向上のための研究・研修の取り組み (施設の処遇向上目標を定め、計画的に行う職員研修 等)																																																																																					
	電話相談等の相談事業の取り組み (在宅利用者等に対する助言窓口の開設 等)																																																																																					
障害者関係施設	在宅復帰へ向けた自立支援の取り組み (年間を通じた就労に向けた積極的な取り組み 等)																																																																																					
	在宅生活者に対する施設機能を活用した取り組み (短期入所の積極的な受け入れ 等)																																																																																					
	障害特性に応じた個別支援計画にかかる取り組み (全入所者の個別支援計画の策定及び定期的な見直し 等)																																																																																					
障害児関係施設	障害特性に応じた個別支援計画にかかる取り組み (全入所者の個別支援計画の策定及び定期的な見直し 等)																																																																																					
	重症心身障害児施設 重度障害に対応した専門ケアに係る取り組み (専門職を交えた専門ケア研究 等)																																																																																					
児童関係施設	地域の子育て支援に向けた取り組み (子育て不安解消等に向けた子育て教室の開催 等)																																																																																					
	児童養護施設 虐待防止に向けた取り組み (一時保護の積極的な受け入れ 等)																																																																																					
	母子生活支援施設 自立支援に向けた取り組み (就労自立生活に向けた資格取得等の支援 等)																																																																																					
老人関係施設	生きがい活動支援に係る取り組み (クラブ活動の積極的な実施 等)																																																																																					
	痴呆予防、進行防止等の取り組み (入所者の特性に応じた定期的な訓練の実施 等)																																																																																					
救護施設 婦人保護施設	自立支援に向けた取り組み (就労自立生活に向けた資格取得等の支援 等)																																																																																					
施設種別	配置メニュー	配置ポイント	ポイント上限 施設の定員																																																																																			
			～45	～90	91～																																																																																	
児童関連施設	発達障害児処遇充実事業	0.2	0.15	0.15	0.2																																																																																	
	家庭復帰促進支援事業																																																																																					
	DV被害者処遇充実事業																																																																																					
高齢者関連施設	要介護認定移行期対策事業	1.0	1.4	1.7	2.5																																																																																	
	認知症入所対策事業																																																																																					
障害者関連施設	老人性うつ対策事業	1.0	1.4	1.7	2.5																																																																																	
	地域移行コーディネート事業																																																																																					
保育所	自立支援相談事業	1.0	1.4	1.7	2.5																																																																																	
	就労移行事業																																																																																					
救護施設	乳幼児発達支援事業	0.2	0.15	0.15	0.2																																																																																	
	地域の親への指導助言事業																																																																																					
	小学校との連携強化事業																																																																																					
救護施設	居室生活訓練事業	0.2	0.15	0.15	0.2																																																																																	
	保護施設通所事業																																																																																					
	処遇困難者への特別支援事業																																																																																					

(単位：百万円)

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)
[事務事業] すくすく相談事業	1 事業目的 民間立保育所に「すくすく相談員」を配置し、保護者に対する相談・指導機会の拡充を図ることにより、地域全体の子育て力向上を図る。 2 事業内容 (1) 対象施設 県所管の民間立保育所 232施設 (2) 委託単価 1 施設あたり月額 30,000円 3 創設年度 平成15年度	88 (88)	[参 考] 福祉人材確保対策事業の推進 1 多様な人材の参入・参画の促進 ・福祉人材センター出張相談の実施(県民総合相談センター内) ・福祉人材リリーフバンクの創設(短期間就労あっせん) ・巡回就職相談会の開催 ・就職説明会の開催(学生、中高年者) ・大学への福祉職場リクルーターの派遣 2 福祉人材のキャリアアップ支援 ・社会福祉研修のあり方研究会の設置 ・社会福祉研修の充実 3 社会福祉法人の経営強化 ・社会福祉法人経営支援協議会の設置(公認会計士等専門家による支援策検討) ・法人経営専門相談会、スキルアップ研修会開催	
[事務事業] ㊴ わくわく保育所 開設事業	1 事業目的 在宅児童に対して、民間保育所において専門的な保育・体験活動を実施することにより、小1プロブレム対策の一助とする。 2 事業内容 (1) 対象施設 県所管の民間立保育所 100施設 (2) 委託単価 1 施設あたり月額 20,000円	24 (24)	4 福祉・介護サービスの周知・理解 ・団塊の世代等を対象とした1日介護・施設体験会の開催 ・中学生を対象とした福祉体験講座の開催 ・福祉系大学と施設経営者意見交換会の開催	

(単位：百万円)

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)
[事務事業] ② 重症心身障害児 指導費交付金	1 事業目的 社会福祉法人立の重症心身障害児施設に対し、運営費を助成することにより、入所児童の適切な治療と保護が与えられるよう療育体制の確保を図る。 2 事業内容 (1) 対象施設 重症心身障害児施設：7施設（県内4、県外3） (2) 助成額 入所児童1人あたり月額 50,000円 びわこ学園（所在地：滋賀県）のみ他府県との均衡を図るため 52,000円 3 創設年度 昭和41年度	230 (230)	重症心身障害児指導費交付金・民間社会福祉施設運営交付金の見直し 児童福祉法の改正による契約制度の導入に伴い、重症心身障害児施設への報酬単価（施設給付費）が引き上げられたことを踏まえ、当該施設への県費交付金助成額の見直しを行う。 また、県内施設については、民間社会福祉施設運営交付金の見直しに伴い、同制度で行っていた看護体制の確保を支援するため、指導費交付金へ加算を行う。 1 見直し内容 (1) 対象施設 現行どおり (2) 助成額 基本額 入所児童1人あたり月額 36,000円 （従来助成額(50,000円) - 報酬単価引上額(14,000円) = 36,000円） 加算額 入所児童1人あたり月額 6,000円 <積算方法> 6,000円/月 × 延入所児童数 入所者の重篤な障害特性に鑑みた看護の実施を図るため、県内施設において、1対1の基準を超えて職員を配置する施設に対して加算する。 2 実施時期 平成20年度	799 (799)

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																																																								
[事務事業] ⑳ 障害者小規模通所援護事業	<p>1 事業目的 障害者が作業を通じて、生活、自立訓練を行う小規模作業所への助成を行うことにより、施設利用者の処遇と施設運営の安定化を図り、障害者の自立、社会参加を促進する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 実施主体 市 町</p> <p>(2) 対象施設 障害者自立支援法の対象外となる小規模作業所</p> <p>(3) 補助基準</p> <table border="1" data-bbox="498 737 1353 1056"> <thead> <tr> <th>基礎的補助 (県単独)</th> <th>地域活動支援センター 国庫補助加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者10人の場合：6,313千円</td> <td>型 600万円 (利用者20人以上)</td> </tr> <tr> <td>利用者20人の場合：7,312千円</td> <td>型 300万円 (利用者15～19人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>型 150万円 (利用者10～14人)</td> </tr> <tr> <td>管理費 80,000円/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員費 181,400円/月・人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費(障害者1人につき) 8,330円/月・人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 補助率</p> <p>基礎的補助 県 3 / 10、市町 7 / 10 (市町の交付税措置分を除いた費用について県1/2、市町1/2)</p> <p>[負担割合の推移]</p> <table border="1" data-bbox="525 1339 920 1480"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県</th> <th>市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ H17</td> <td>1 / 2</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>4 / 10</td> <td>6 / 10</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>3 / 10</td> <td>7 / 10</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域活動支援センター国庫補助加算 国 1 / 2、県 1 / 4、市町 1 / 4</p> <p>(5) 交付税措置 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="525 1690 920 1797"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県</th> <th>市町計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>380</td> <td>425</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>0</td> <td>851</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 創設年度 昭和63年度</p>	基礎的補助 (県単独)	地域活動支援センター 国庫補助加算	利用者10人の場合：6,313千円	型 600万円 (利用者20人以上)	利用者20人の場合：7,312千円	型 300万円 (利用者15～19人)		型 150万円 (利用者10～14人)	管理費 80,000円/月		職員費 181,400円/月・人		事業費(障害者1人につき) 8,330円/月・人		年度	県	市 町	～ H17	1 / 2	1 / 2	H18	4 / 10	6 / 10	H19	3 / 10	7 / 10	年度	県	市町計	H17	380	425	H18	0	851	628 (628)	<p>障害者小規模通所援護事業の見直し</p> <p>県単独の基礎的補助については、平成18年度以降、県への地方交付税措置が廃止され、市町へ一元化されたことを踏まえ、県と市町の負担割合の見直しを行う。 また、対象施設については、小規模作業所から障害者自立支援法による新サービス体系への移行促進等を図る。</p> <p>1 見直し内容</p> <p>(1) 実施主体 現行どおり</p> <p>(2) 対象施設 現行どおり ただし、障害者自立支援法による新サービス体系への移行促進等を図る。</p> <p>[箇所数]</p> <table border="1" data-bbox="1694 842 2237 984"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>19年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業所</td> <td>205</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援センター</td> <td>111</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>316</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 補助基準 現行どおり</p> <p>(4) 補助率</p> <p>基礎的補助 ア 平成20年度から平成24年度までの5年間は県と市町の負担割合を見直した上で県補助を継続する。 市町への交付税措置分を除いた費用について、県：市町 = 1：2で負担</p> <table border="1" data-bbox="1724 1339 2237 1446"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県</th> <th>市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>3 / 10</td> <td>7 / 10</td> </tr> <tr> <td>H20～24</td> <td>2 / 10</td> <td>8 / 10</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 平成25年度以降の取扱いについては、実態に即した適切な対応を検討する。 地域活動支援センター国庫補助加算 現行どおり</p> <p>(5) 国制度への移行の促進 (主な取組み内容はP55参照) 障害者自立支援法による新サービス体系へ円滑に移行できるよう、法人格の取得支援や経営手法の研修など移行促進策を充実強化する。</p> <p>2 実施時期 平成20年度</p>	区 分	19年度	24年度	作業所	205	40	地域活動支援センター	111	150	計	316	190	年度	県	市 町	H19	3 / 10	7 / 10	H20～24	2 / 10	8 / 10	2,217 (2,217)
基礎的補助 (県単独)	地域活動支援センター 国庫補助加算																																																											
利用者10人の場合：6,313千円	型 600万円 (利用者20人以上)																																																											
利用者20人の場合：7,312千円	型 300万円 (利用者15～19人)																																																											
	型 150万円 (利用者10～14人)																																																											
管理費 80,000円/月																																																												
職員費 181,400円/月・人																																																												
事業費(障害者1人につき) 8,330円/月・人																																																												
年度	県	市 町																																																										
～ H17	1 / 2	1 / 2																																																										
H18	4 / 10	6 / 10																																																										
H19	3 / 10	7 / 10																																																										
年度	県	市町計																																																										
H17	380	425																																																										
H18	0	851																																																										
区 分	19年度	24年度																																																										
作業所	205	40																																																										
地域活動支援センター	111	150																																																										
計	316	190																																																										
年度	県	市 町																																																										
H19	3 / 10	7 / 10																																																										
H20～24	2 / 10	8 / 10																																																										

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																																																
			<p>【参考：効果額(基礎的補助)の内訳】</p> <table border="1" data-bbox="1584 323 2555 583"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H20~30計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負担割合の変更による効果</td> <td>193</td> <td>193</td> <td>193</td> <td>193</td> <td>193</td> <td>628</td> <td>5,241</td> </tr> <tr> <td>作業所数の縮減による効果</td> <td>34</td> <td>68</td> <td>101</td> <td>135</td> <td>170</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>227</td> <td>261</td> <td>294</td> <td>328</td> <td>363</td> <td>628</td> <td>5,241</td> </tr> <tr> <td>新サービス体系への移行による県費負担増</td> <td>67</td> <td>134</td> <td>204</td> <td>274</td> <td>335</td> <td>335</td> <td>3,024</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>160</td> <td>127</td> <td>90</td> <td>54</td> <td>28</td> <td>293</td> <td>2,217</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔参 考〕 国制度への移行の促進</p> <p>1 統合の促進 市町、障害当事者団体、兵庫セルフセンターを通じ、持株会社方式による統合に向けた指導を行うとともに、移行を推進する研修を開催するほか、法人格取得関連経費の負担を軽減</p> <p>2 個別給付事業への誘導 地域活動支援センターへの移行では、運営費補助収入が減少するところから、就労継続支援事業B型、生活介護事業等の個別給付事業へ誘導</p> <p>3 工賃倍増への取組み 市町、企業への優先発注制度の展開や兵庫セルフセンター等による小規模作業所等での生産体制の強化を支援</p>	区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H20~30計	負担割合の変更による効果	193	193	193	193	193	628	5,241	作業所数の縮減による効果	34	68	101	135	170			小 計	227	261	294	328	363	628	5,241	新サービス体系への移行による県費負担増	67	134	204	274	335	335	3,024	合 計	160	127	90	54	28	293	2,217	
区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H20~30計																																													
負担割合の変更による効果	193	193	193	193	193	628	5,241																																													
作業所数の縮減による効果	34	68	101	135	170																																															
小 計	227	261	294	328	363	628	5,241																																													
新サービス体系への移行による県費負担増	67	134	204	274	335	335	3,024																																													
合 計	160	127	90	54	28	293	2,217																																													

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																														
[事務事業] ②④ 在宅老人介護手当支給事業	<p>1 事業目的 在宅の寝たきり又は認知症高齢者の介護者に対し、介護手当を支給することにより、当該介護者や高齢者の精神的、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 実施主体 市町</p> <p>(2) 対象者 65歳以上で居宅において常時臥床の状態にある者及び65歳以上で居宅において認知症の状態にある者で常時介護を要する者 過去1年間介護保険サービスを受けなかった者</p> <p>(3) 所得制限 老齢福祉年金の所得制限の基準を準用</p> <p>(4) 支給額 年12万円(家族介護手当事業との差額)</p> <p>(5) 負担割合 県1/2、市町1/2</p> <p>(6) 利用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給人数</td> <td>667人</td> <td>403人</td> <td>289人</td> <td>239人</td> <td>121人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 創設年度 平成元年度</p> <p>[在宅老人介護手当及び家族介護手当の比較]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>在宅老人介護手当 (県)</th> <th>家族介護手当 (市町)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給対象</td> <td>65歳以上で居宅において常時臥床の状態にある者及び65歳以上で居宅において認知症の状態にある者で常時介護を要する者</td> <td>要介護度4又は5に相当する在宅高齢者を現に介護している家族(2号被保険者であって特定疾患に該当する者を含む)</td> </tr> <tr> <td>所得制限</td> <td>老齢福祉年金の所得制限を準用</td> <td>住民税非課税世帯</td> </tr> <tr> <td>その他条件</td> <td>過去1年間介護保険サービスを受けなかった者</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>支給金額</td> <td>・年12万円 ・家族介護手当受給者は12万円と家族介護手当との差額</td> <td>・市町が定める額 10万円 : 29市町 12万円 : 10市町 12万円超 : 2市町</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、市町1/2</td> <td>国40.5%、県20.25%、市町20.25% 保険料19%(地域支援事業交付金)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H14	H15	H16	H17	H18	支給人数	667人	403人	289人	239人	121人	区 分	在宅老人介護手当 (県)	家族介護手当 (市町)	支給対象	65歳以上で居宅において常時臥床の状態にある者及び65歳以上で居宅において認知症の状態にある者で常時介護を要する者	要介護度4又は5に相当する在宅高齢者を現に介護している家族(2号被保険者であって特定疾患に該当する者を含む)	所得制限	老齢福祉年金の所得制限を準用	住民税非課税世帯	その他条件	過去1年間介護保険サービスを受けなかった者	同左	支給金額	・年12万円 ・家族介護手当受給者は12万円と家族介護手当との差額	・市町が定める額 10万円 : 29市町 12万円 : 10市町 12万円超 : 2市町	負担割合	県1/2、市町1/2	国40.5%、県20.25%、市町20.25% 保険料19%(地域支援事業交付金)	8 (8)	<p>在宅老人介護手当支給事業の廃止</p> <p>平成18年度以降、介護保険制度における地域支援事業において、家族介護手当事業が創設されており、市町が支給額、支給対象者とも任意に設定できること、また、介護保険サービスの普及により対象者が年々減少していることから、事業の見直しを行う。</p> <p>1 見直し内容 国において、同様の制度である家族介護手当事業が創設されたことから、当該事業を廃止する。</p> <p>2 実施時期 平成20年度</p>	91 (91)
区 分	H14	H15	H16	H17	H18																													
支給人数	667人	403人	289人	239人	121人																													
区 分	在宅老人介護手当 (県)	家族介護手当 (市町)																																
支給対象	65歳以上で居宅において常時臥床の状態にある者及び65歳以上で居宅において認知症の状態にある者で常時介護を要する者	要介護度4又は5に相当する在宅高齢者を現に介護している家族(2号被保険者であって特定疾患に該当する者を含む)																																
所得制限	老齢福祉年金の所得制限を準用	住民税非課税世帯																																
その他条件	過去1年間介護保険サービスを受けなかった者	同左																																
支給金額	・年12万円 ・家族介護手当受給者は12万円と家族介護手当との差額	・市町が定める額 10万円 : 29市町 12万円 : 10市町 12万円超 : 2市町																																
負担割合	県1/2、市町1/2	国40.5%、県20.25%、市町20.25% 保険料19%(地域支援事業交付金)																																

(単位：百万円)

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)
<p>[事務事業]</p> <p>②⑤ 重度心身障害者 児介護手当支給 事業</p>	<p>1 事業目的 重度心身障害者児の介護者に対し、介護手当を支給することにより、当該介護者や重度心身障害者児の精神的、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 実施主体 市町</p> <p>(2) 対象者 在宅の身体障害者手帳1、2級所持者又は重度知的障害者で、6ヶ月以上臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を要する重度心身障害者児の介護者で65歳未満の者 過去1年間介護保険サービスを受けなかった者</p> <p>(3) 所得制限 介護者：障害福祉年金支給基準を準用 扶養義務者：老齢福祉年金支給基準を準用</p> <p>(4) 支給額 年12万円</p> <p>(5) 負担割合 県1/2、市町1/2</p> <p>3 創設年度 昭和48年度</p>	<p>264 (264)</p>	<p>重度心身障害者児介護手当支給事業の見直し</p> <p>障害者自立支援法による在宅の障害福祉サービスが充実し、そのサービスの利用が容易となったことを踏まえ、当該介護手当の受給者の見直しを行う。 また、介護保険制度における家族介護手当事業との均衡を図るため、所得制限及び支給対象の見直しを行う。</p> <p>1 見直し内容</p> <p>(1) 実施主体 現行どおり</p> <p>(2) 対象者 現行どおり 現行どおり 過去1年間自立支援給付サービスを受けなかった者</p> <p>(3) 所得制限 従来、介護者、扶養義務者毎に設定していた所得制限基準を世帯単位に変更し、対象世帯は、住民税非課税世帯とする(介護保険制度における家族介護手当に準拠)。</p> <p>(4) 負担割合 現行どおり(県1/2、市町1/2) ただし、県負担上限額は5万円とする(市町の家族介護手当のベースとなっている国の旧家族介護手当に準じた額(10万円)の1/2)。</p> <p>2 実施時期 平成20年度</p>	<p>2,359 (2,359)</p>

項目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																																
[事務事業] ②⑥ 長寿祝金支給事業	<p>1 事業目的 老人に対して長寿祝金を支給することにより、多年にわたって社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝福するとともに、福祉の増進を図る。</p> <p>2 事業内容 (1) 支給対象 毎年9月15日現在、100歳及び88歳の者で県の区域内に住所を有する者</p> <p>(2) 支給額（現金支給）H19当初予算ベース</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給額</th> <th>対象者数</th> <th>支給額計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100歳</td> <td>50,000円</td> <td>508人</td> <td>25,400千円</td> </tr> <tr> <td>88歳</td> <td>30,000円</td> <td>13,812人</td> <td>414,360千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 創設年度 昭和32年度</p>	区分	支給額	対象者数	支給額計	100歳	50,000円	508人	25,400千円	88歳	30,000円	13,812人	414,360千円	440 (440)	<p>長寿祝金支給事業・100歳高齢者祝福事業の見直し</p> <p>(1) 100歳の高齢者については、長寿祝金の支給の他、100歳高齢者祝福事業においても記念品の贈呈を実施しており、祝福の事業が重複していることから事業の統合を行う。また、県からの祝福の意をより効果的に伝えるため、支給方法を記念品の贈呈に見直す。</p> <p>(2) 88歳の高齢者については、平均寿命が女性では85歳となっており、制度創設時（昭和32年度）の88歳以上の者の割合が0.09%と、現在の97歳以上の割合に相当することから、祝金の支給を廃止する。</p> <p>[88歳以上の長寿祝金支給者割合の推移]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>県内人口 (人) A</th> <th>88歳以上 (人) B</th> <th>割 合 (%) B / A</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和32年度</td> <td>3,735,163</td> <td>3,280</td> <td>0.09</td> <td>制度創設</td> </tr> <tr> <td>昭和60年度</td> <td>5,278,050</td> <td>14,853</td> <td>0.28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>5,590,601</td> <td>71,237</td> <td>1.27</td> <td>0.09% = 97歳以上</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	県内人口 (人) A	88歳以上 (人) B	割 合 (%) B / A	備 考	昭和32年度	3,735,163	3,280	0.09	制度創設	昭和60年度	5,278,050	14,853	0.28		平成17年度	5,590,601	71,237	1.27	0.09% = 97歳以上	4,173 (4,173)
区分	支給額	対象者数	支給額計																																	
100歳	50,000円	508人	25,400千円																																	
88歳	30,000円	13,812人	414,360千円																																	
区 分	県内人口 (人) A	88歳以上 (人) B	割 合 (%) B / A	備 考																																
昭和32年度	3,735,163	3,280	0.09	制度創設																																
昭和60年度	5,278,050	14,853	0.28																																	
平成17年度	5,590,601	71,237	1.27	0.09% = 97歳以上																																
[事務事業] ②⑦ 100歳高齢者祝福事業	<p>1 事業目的 100歳の高齢者に対して、その長寿を祝い、かつ多年にわたり社会の発展に寄与してきたことに感謝して記念品の贈呈を行う。</p> <p>2 事業内容 (1) 支給対象 県の区域内に住所を有する者で次のいずれかに該当する者 100歳に達した者及びその家族 両名とも100歳に達した夫婦</p> <p>(2) 贈呈品 100歳に達した者 知事賛辞、記念品（花瓶） 100歳に達した者の家族 知事祝状 両名とも100歳に達した夫婦 知事賛辞</p> <p>3 創設年度 昭和38年度</p>	6 (6)	<p>1 見直し内容 長寿祝福の事業として重複する長寿祝金支給事業、100歳高齢者祝福事業を整理統合する。</p> <p>(1) 支給対象 当該年度中に100歳となる者で県の区域内に住所を有する者</p> <p>(2) 贈呈品 県からの祝福の意をより効果的に伝えるため、100歳の高齢者に支給している祝金を本人のみならず、その家族にも目に留めてもらえる県内特産品による記念品贈呈に見直す。 100歳に達した者 知事賛辞（家族への祝状含む） 記念品 両名とも100歳に達した夫婦 知事賛辞</p> <p>2 実施時期 平成20年度</p>																																	

(単位：百万円)

項目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)
[事務事業] ⑳ 妊婦健康診査費 補助事業	<p>1 事業目的 妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えることを推進するとともに、妊婦健康診査の本来の実施主体である市町の積極的な取組みへのインセンティブとして、妊婦後期健康診査費用（1回分）を助成する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助対象 事業を実施する市町</p> <p>(2) 補助額 妊婦後期健康診査費 15,000円</p> <p>(3) 補助率 10 / 10 (定額)</p> <p>(4) 実施状況 (H18年度実績) 41市町 (うち前期健康診査実施市町数 9市町)</p> <p>3 創設年度 平成18年度</p>	660 (660)	<p>妊婦健康診査費補助事業の見直し</p> <p>平成19年度において、市町が実施する妊婦健康診査に対する地方交付税措置が拡充されたことを踏まえ、市町による妊婦への支援を補完する制度へ見直す。</p> <p>1 見直し内容 (1) 補助額 15,000円を上限とする定額補助</p> <p>(2) 補助要件 2回以上かつ、20,000円以上の公費負担を行う市町に対して助成</p> <p>(3) 補助期間 平成20年度～24年度（5年間）</p> <p>(4) 市町の取組促進措置 平成21年度以降、市町の取組みを促進するため、市町に地方交付税が5回程度（35,000円）拡充措置されたことを踏まえ、市町の公費負担状況に応じた段階的な助成措置とする。</p>	3,993 (3,993)

妊娠週数	前 期														後 期														合計														
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35		36	37	38	39	40									
	流産														早産														正期産														
健診回数	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目		6回目		7回目		8回目		9回目		10回目		11回目		12回目		13回目		14回目		94,500円														
県調査推定単価	15,000		15,500		3,000		5,500		9,000		3,500		3,500		15,000		3,500		3,500		7,000		3,500		3,500		3,500																
国通知に基づく推定単価 時期	16,000 1回目						4,000 2回目		5,000 3回目						5,000 4回目						5,000 5回目								35,000円														

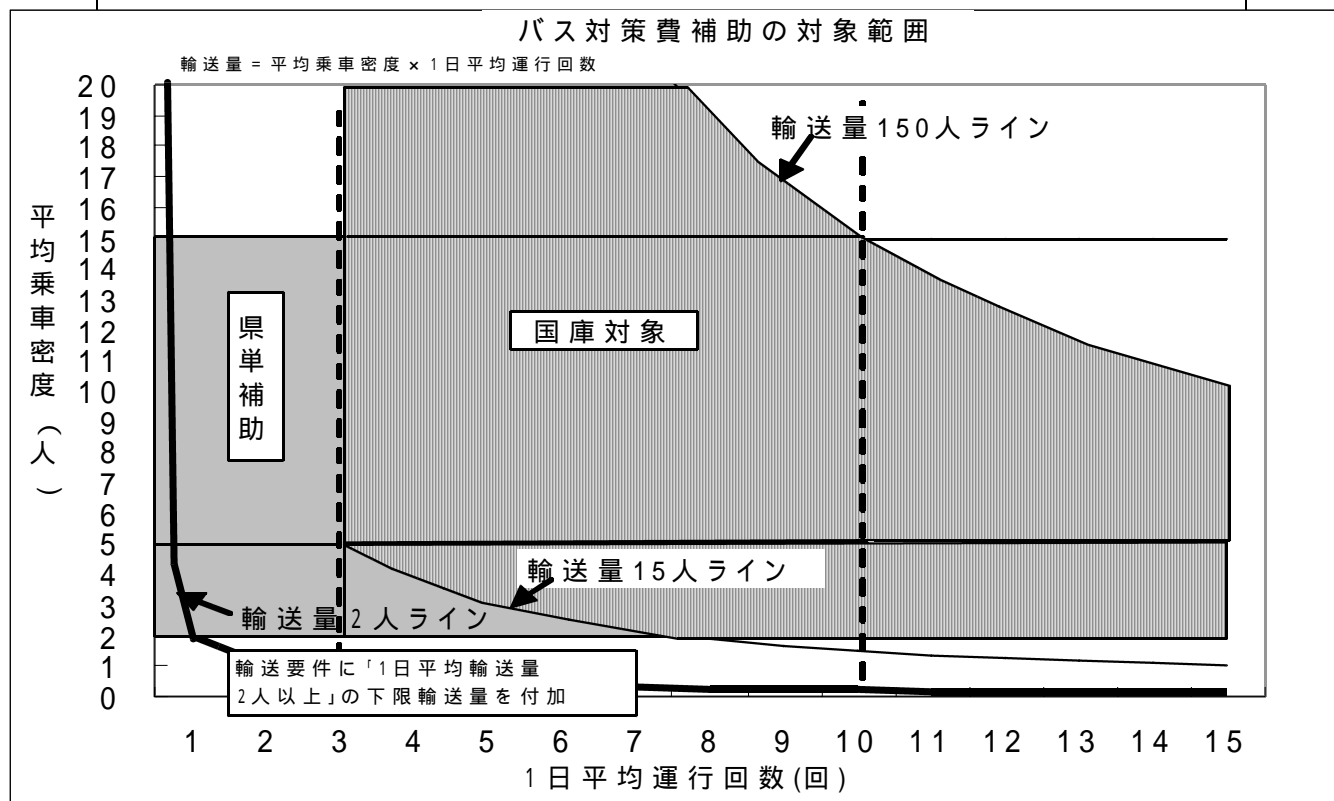
(単位：百万円)

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)
<p>[事務事業]</p> <p>㊸ 市町ボランティア活動支援事業</p>	<p>1 事業目的 市町ボランティアセンターの運営を支援し、支援活動の拡大や地域ネットワークの拡充を図り、全県的なボランティア支援体制を推進する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 実施主体 市町社会福祉協議会</p> <p>(2) 補助対象事業 福祉・環境等ボランティアの養成、交流・ネットワークづくり、マッチング支援、情報収集・発信、相談事業</p> <p>(3) 補助基準額 4,500千円×40市町(神戸市除く) ただし、合併市町は経過措置として合併後3年間につき、旧町単位で補助</p> <p>(4) 負担割合 県1/2、市町1/2</p> <p>3 創設年度 昭和63年度 ボランティアコーディネーター設置事業 ～平成13年度 平成14年度～ 市町ボランティア活動支援事業</p>	<p>196 (196)</p>	<p>市町ボランティア活動支援事業の見直し</p> <p>制度創設から20年が経過していること、県が先導的・奨励的に補助してきたボランティア活動について、市町事業、市町社協事業として同化、定着してきたこと、市町合併の進展により市町の行財政基盤が整備されてきたことから、負担割合の見直し等を行う。</p> <p>1 見直し内容</p> <p>(1) 実施主体 現行どおり</p> <p>(2) 補助対象事業 現行どおり</p> <p>(3) 補助基準額 現行どおり ただし、経過措置対象市町における合併による行財政基盤の充実を踏まえ、経過措置部分の補助基準額を1/2とする(経過措置はH20限り)。</p> <p>(4) 負担割合 県が先導的・奨励的に補助してきたボランティア活動について、市町事業、市町社協事業として同化、定着してきたことを踏まえ、負担割合を見直す。 県1/3、市町(市町社協含む)2/3</p> <p>2 実施時期 平成20年度</p>	<p>1,466 (1,466)</p>

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)
[事務事業] ⑩ 新産業創出支援事業	<p>1 事業目的 研究機関の成果の活用、中小企業の持つ技術の活用等、知的資源を有効に活用し、実用化開発、事業化開発段階の研究開発を支援することにより、地域経済への波及が高い21世紀のひょうごを支える新産業・新事業の創出への取組みを支援する。</p> <p>2 事業概要 実用化に向けた応用技術の研究による試作品（プロトタイプ）製造、商品化のための市場調査などの取組みを支援する。</p> <p>(1) 新製品・新技術創出 産学連携・事業連携による創出 ・補助対象：事業規模20,000千円以上の実用化に必要な研究開発費等 ・補助金額：10,000～50,000千円 / 2年 ・補助率：1 / 2 以内（条例分2 / 3 以内）</p> <p>単独企業による創出 ・補助対象：事業規模20,000千円以下の実用化に必要な研究開発費等 ・補助金額：1,000～10,000千円 ・補助率：1 / 2 以内</p> <p>(2) 生活・サービス産業創出 ・補助対象：サービス実証費、ビジネスモデル開発費等 ・補助金額：500～2,000千円 ・補助率：1 / 2 以内</p> <p>3 創設年度 平成16年度</p> <p>(参考) 兵庫県COEプログラム推進事業 1 事業内容 産学官連携による立ち上がり期の予備的、準備的な研究プロジェクトの取組みを支援する。</p> <p>(1) 補助金額 5,000～10,000千円 / 課題 (2) 対象経費 立ち上がり期の研究開発等に必要な経費 (3) 補助期間 原則1年（最長2年間） (4) 補助率 定額（10/10以内）</p> <p>2 創設年度 平成15年度</p>	283 (283)	<p>新産業創出支援事業の見直し</p> <p>平成18年度末時点では、前身の新産業創造プログラム（制度創設：平成6年度）で338件、新産業創出支援事業では87件の認定を行い、うち新産業創造プログラムで132件、新産業創出支援事業では15件が商品化につながるなど一定の成果をあげてきた。</p> <p>このため、今後の新産業創出に対する支援については、基礎的技術研究に重点化することとし、兵庫県COEプログラムにより、引き続き補助事業として支援するが、実用化研究開発に対する支援である新産業創出支援事業については、補助事業から無利子貸付に見直しを行う。</p> <p>1 見直し内容 実用化研究開発に対する支援である新産業創出支援事業については、平成19年度限りで補助採択を廃止し、無利子貸付制度を創設する。（平成20年度の補助事業は、平成19年度に補助採択した2年目のみ継続実施する。）</p> <p>[新技術・サービス創造資金貸付] (1) 貸付対象者 新規性の高い事業に取り組む中小企業者等</p> <p>(2) 貸付対象事業 試作段階での新製品・新技術の研究開発 商品化・企業化のための市場調査 販路開拓</p> <p>(3) 貸付率 原則70%以内</p> <p>(4) 貸付限度額 産学連携・事業連携による創出 50,000千円 単独企業による創出 10,000千円 生活・サービス産業創出 2,000千円</p> <p>(5) 貸付期間等 10年以内・3年据置、半年賦償還</p> <p>(6) 担保・保証人 原則担保不要・連帯保証人必要</p> <p>(7) 実施方法 貸付資金を県から活性化センターへ無利子貸付を行いその後、センターから企業へ貸し付けることにより事業実施（中小企業経営革新企業支援資金貸付と同様の手法）</p> <p>2 実施時期 平成20年度</p>	2,995 (2,995)

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																																																																																						
[事務事業] ③ 農林水産関係整備事業における 県費随伴補助	<p>1 事業目的 市町、土地改良区等が実施する農林水産関係公共事業等に対し県費随伴補助を行うことにより、生産基盤、生産環境の整備促進を図る。</p> <p>2 事業内容 平成11年度以前の随伴率を2分割し、生産振興の視点を基礎評価項目とした随伴率と政策誘導評価に基づく随伴率とを加えた率で適用</p> <p>(1) 基礎評価 ・評価項目：生産振興 ・随 伴 率：平成11年度随伴率の60%</p> <p>(2) 政策誘導評価(5項目) ・評価項目：安定供給対策、担い手対策、環境対策、活性化対策、防災対策 ・随 伴 率：平成11年度随伴率の最大40%(5項目の評価に全て適合した場合) ・評価方法、評価時期 ア．評価項目を評価指標(全18項目)に分類し、さらに具体的な誘導目標を定めた評価基準(全27項目)に細分化して評価(認定農業者への農地集積計画、事業実施後の営農計画等) イ．1地区で複数工種を行う「指定事業」については、各工種ごとに評価 ウ．事業採択前年度(事業着手前々年度)に随伴率を決定</p>	698 (698)	<p>農林水産関係整備事業における県費随伴補助の見直し</p> <p>農林水産関係公共事業等の実施に当たっては、投資事業評価要綱等に示される評価に加え、県費随伴補助率を上乗せする政策誘導評価を導入し、農林水産業に対する社会的ニーズに、よりの確に対応するものへと誘導を図っている。</p> <p>しかし、政策誘導評価については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度が複雑で、評価が行われるまで地元負担率の予測が困難であること ・最高随伴率が、全国平均を上回っている事業があること ・評価に要する労力が多大であること <p>等の課題がある。</p> <p>このため、現行の随伴率について、全国水準を勘案しながら、過去の実績平均を用いた簡素な設定に見直し、地元負担率の明確化と算定事務の効率化を図る。</p> <p>1 見直し内容(主な事業)</p> <p>指定事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">見直し前</th> <th colspan="4">見直し後</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産基盤</td> <td>50</td> <td>12~20</td> <td>30~38</td> <td>50</td> <td>13.5</td> <td>36.5</td> <td>実績13.3<全国16.5</td> </tr> <tr> <td>近代化施設</td> <td>50</td> <td>6~10</td> <td>40~44</td> <td>50</td> <td>7</td> <td>43</td> <td>実績6.9<全国9.5</td> </tr> <tr> <td>環境施設</td> <td>50</td> <td>6~10</td> <td>40~44</td> <td>50</td> <td>7</td> <td>43</td> <td>実績7.2<全国15.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">見直し前</th> <th colspan="4">見直し後</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備</td> <td>50</td> <td>13.5 ~22.5</td> <td>27.5 ~36.5</td> <td>50</td> <td>13.5</td> <td>36.5</td> <td>全国13.6<実績19.7</td> </tr> <tr> <td>農道</td> <td>50</td> <td>6~10</td> <td>40~44</td> <td>50</td> <td>6.5</td> <td>43.5</td> <td>実績6.5<全国10.0</td> </tr> <tr> <td>用排水路</td> <td>50</td> <td>6~10</td> <td>40~44</td> <td>50</td> <td>6.5</td> <td>43.5</td> <td>実績6.5<全国11.2</td> </tr> <tr> <td>林道開設</td> <td>50</td> <td>12~20</td> <td>30~38</td> <td>50</td> <td>13.5</td> <td>36.5</td> <td>実績13.5<全国15.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>見直し後の県随伴率は、実績平均又は全国平均のいずれか低い率とし、0.5%単位で設定</p> <p>2 実施時期 平成20年度計画認定分から適用</p>	区 分	見直し前			見直し後				国	県	地元	国	県	地元	考え方	生産基盤	50	12~20	30~38	50	13.5	36.5	実績13.3<全国16.5	近代化施設	50	6~10	40~44	50	7	43	実績6.9<全国9.5	環境施設	50	6~10	40~44	50	7	43	実績7.2<全国15.0	区 分	見直し前			見直し後				国	県	地元	国	県	地元	考え方	ほ場整備	50	13.5 ~22.5	27.5 ~36.5	50	13.5	36.5	全国13.6<実績19.7	農道	50	6~10	40~44	50	6.5	43.5	実績6.5<全国10.0	用排水路	50	6~10	40~44	50	6.5	43.5	実績6.5<全国11.2	林道開設	50	12~20	30~38	50	13.5	36.5	実績13.5<全国15.3	748 (748)
区 分	見直し前				見直し後																																																																																					
	国	県	地元	国	県	地元	考え方																																																																																			
生産基盤	50	12~20	30~38	50	13.5	36.5	実績13.3<全国16.5																																																																																			
近代化施設	50	6~10	40~44	50	7	43	実績6.9<全国9.5																																																																																			
環境施設	50	6~10	40~44	50	7	43	実績7.2<全国15.0																																																																																			
区 分	見直し前			見直し後																																																																																						
	国	県	地元	国	県	地元	考え方																																																																																			
ほ場整備	50	13.5 ~22.5	27.5 ~36.5	50	13.5	36.5	全国13.6<実績19.7																																																																																			
農道	50	6~10	40~44	50	6.5	43.5	実績6.5<全国10.0																																																																																			
用排水路	50	6~10	40~44	50	6.5	43.5	実績6.5<全国11.2																																																																																			
林道開設	50	12~20	30~38	50	13.5	36.5	実績13.5<全国15.3																																																																																			

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																																												
<p>[事務事業] ③ バス対策費補助 (県単独路線維持費補助)</p>	<p>1 事業目的 県民の身近な公共交通機関である路線バスの運行を確保するため、市町と協調して赤字補填を行い、生活交通の維持確保を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 対 象 路線バス事業者に係る要件 民営乗合バス事業者であり、その経営する路線バス事業で経常損失を生じていること。 〔対象〕神姫バス、全但バス、ウエスト神姫バス、阪急田園バス、神姫グリーンバス、淡路交通バス 計6社</p> <p>対象路線に係る要件 ア．広域性要件 複数市町を運行する路線 〔平成13年3月31日現在で、複数市町を運行する路線を対象とする。 ただし、市町合併後単一市町内を運行する路線を新たに補助対象としない。〕</p> <p>イ．輸送要件 ・平均乗車密度2人以上、15人以下 ・1日平均運行回数10回以下 〔(参考)国庫補助対象要件 ・1日平均輸送量15人以上、150人以下 ・1日平均運行回数3回以上〕</p> <p>(2) 補助対象経費 経常経費と経常収益の差額</p> <p>(3) 負担区分 県1/2 市町1/2</p> <p>(4) 補助対象運行路線の状況 (単位：路線、百万円)</p> <table border="1" data-bbox="537 1457 1175 1782"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交付対象 路 線</th> <th>うち輸送量 2人以上</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神姫バス</td> <td>42</td> <td>37</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td>全但バス</td> <td>46</td> <td>40</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>ウエスト神姫</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>阪急田園</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>神姫グリーン</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>淡路交通</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100</td> <td>89</td> <td>353</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 創設年度 平成7年度</p>	区 分	交付対象 路 線	うち輸送量 2人以上	補助対象経費	神姫バス	42	37	202	全但バス	46	40	112	ウエスト神姫	3	3	12	阪急田園	1	1	5	神姫グリーン	4	4	11	淡路交通	4	4	11	計	100	89	353	<p>177 (177)</p>	<p>バス対策費補助の見直し</p> <p>県と市町との役割分担を検証し、県は国庫補助対象路線を補完する広域路線の維持を担うこととし、県の補助対象を一定の輸送量を確保する広域路線に重点化する。併せて、路線バス事業の経営の効率化を促す。</p> <p>1 見直し内容</p> <p>(1) 一定の輸送量を確保する広域路線への重点化 現行の輸送要件に、「1日平均輸送量2人()以上」の下限輸送量を付加し、県が補助対象とする路線の重点化を図る。 ()輸送量2人：「平均乗車密度2人[現行の基準]」と「運行回数1日1回」を確保する輸送量(2人×1回/日=2人/日)</p> <table border="1" data-bbox="1656 709 2392 842"> <thead> <tr> <th>輸送要件</th> <th>現 行</th> <th>見 直 し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均乗車密度</td> <td>2人以上、15人以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日平均運行回数</td> <td>10回以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日平均輸送量</td> <td>-</td> <td>2人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 路線バス事業の経営の効率化 補助対象とする経費(経常経費と経常収益の差額)について、経常経費の11/20の限度額を設定する。</p> <p>2 実施時期 平成20年10月～平成21年9月の事業期間から適用する。</p>	輸送要件	現 行	見 直 し	平均乗車密度	2人以上、15人以下		1日平均運行回数	10回以下		1日平均輸送量	-	2人以上	<p>149 (149)</p>
区 分	交付対象 路 線	うち輸送量 2人以上	補助対象経費																																													
神姫バス	42	37	202																																													
全但バス	46	40	112																																													
ウエスト神姫	3	3	12																																													
阪急田園	1	1	5																																													
神姫グリーン	4	4	11																																													
淡路交通	4	4	11																																													
計	100	89	353																																													
輸送要件	現 行	見 直 し																																														
平均乗車密度	2人以上、15人以下																																															
1日平均運行回数	10回以下																																															
1日平均輸送量	-	2人以上																																														



項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																														
[事務事業] ③ 運輸事業振興助成費補助	<p>1 事業目的 昭和51年の税制改正による軽油引取税の税率引上げが、営業用バス及びトラック輸送に与える影響を考慮し、これら公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等に資するため補助を行う。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> バス事業者又はトラック事業者によって構成される都道府県を単位とする公益法人 (社)兵庫県トラック協会、(社)兵庫県バス協会 バス事業を行う地方公共団体 神戸市、尼崎市、姫路市、伊丹市、明石市 <p>(2) 交付金額の基準 $A \times B \times C \times 15/130 \times D \times (1 - 0.07[\text{徴税費率}])$</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A : 軽油引取税収見込額(県)</p> <p>B : 自動車に係る軽油使用量の課税対象総軽油引取量に対する割合(総務省通知)</p> <p>C : 交付対象者ごとの交付割合(総務省通知、兵庫陸運部報告)</p> <p>D : 調整率(総務省通知)</p> </div> <p>(3) 交付基準額(平成19年度当初予算) (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="537 1188 1050 1528"> <thead> <tr> <th>対象者名</th> <th>交付基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(社)兵庫県トラック協会</td> <td>550,469</td> </tr> <tr> <td>(社)兵庫県バス協会</td> <td>46,797</td> </tr> <tr> <td>神戸市交通局</td> <td>7,704</td> </tr> <tr> <td>尼崎市交通局</td> <td>2,138</td> </tr> <tr> <td>姫路市交通局</td> <td>1,098</td> </tr> <tr> <td>伊丹市交通局</td> <td>1,362</td> </tr> <tr> <td>明石市交通局</td> <td>834</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>610,402</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 創設年度 昭和51年度</p>	対象者名	交付基準額	(社)兵庫県トラック協会	550,469	(社)兵庫県バス協会	46,797	神戸市交通局	7,704	尼崎市交通局	2,138	姫路市交通局	1,098	伊丹市交通局	1,362	明石市交通局	834	計	610,402	610 (610)	<p>運輸事業振興助成費補助の見直し</p> <p>新たな行財政構造改革推進方策の策定に向けた事務事業の見直しにおいて、3割削減を目安に各事業の廃止・縮小等見直しを行っていくなか、他府県においても財政再建に向け当該事業を削減している状況も踏まえ、本県においても、当面、改革期間前期の5年間(平成20~24年度)の措置として、見直しを行う。</p> <p>[他道県における主な見直し状況]</p> <table border="1" data-bbox="1596 590 2273 743"> <thead> <tr> <th>府 県 名</th> <th>見直時期</th> <th>見直し率(H19・20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 海 道</td> <td>H18年度</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>和歌山県</td> <td>H16年度</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>その他5県</td> <td>H16~19年度</td> <td>1.9~5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 見直し内容 民間団体に対する事業費補助の一定率の削減(10%)見直しに準じて、当該事業についても見直しを行う。</p> <p>2 実施時期 平成20年度 ただし、当面、改革期間前期の5年間の措置として実施する。</p>	府 県 名	見直時期	見直し率(H19・20年度)	北 海 道	H18年度	10%	和歌山県	H16年度	10%	その他5県	H16~19年度	1.9~5%	335 (335)
対象者名	交付基準額																																	
(社)兵庫県トラック協会	550,469																																	
(社)兵庫県バス協会	46,797																																	
神戸市交通局	7,704																																	
尼崎市交通局	2,138																																	
姫路市交通局	1,098																																	
伊丹市交通局	1,362																																	
明石市交通局	834																																	
計	610,402																																	
府 県 名	見直時期	見直し率(H19・20年度)																																
北 海 道	H18年度	10%																																
和歌山県	H16年度	10%																																
その他5県	H16~19年度	1.9~5%																																

項目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																																																																																																																																																
[事務事業] ③4 播磨・湯村温泉 ヘリポートの運 営	1 事業目的 旅客又は貨物の運送の用に供し、県内の航空交通の推進を図るため、ヘリポートを設置する。 2 事業内容 (1) 播磨ヘリポート ・設置場所：赤穂郡上郡町光都3丁目 ・滑走路長：35m×20m ・面積：1.6ha ・開港：平成元年11月 ・所要経費：5百万円(平成19年度予算額) [利用状況] <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="8">着 陸 回 数</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>警察</th> <th>消防</th> <th>救急</th> <th>国</th> <th>防災 訓練</th> <th>民間 業務</th> <th>操縦 訓練</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>24</td> <td>1</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>26</td> <td>0</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>19</td> <td>1</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着陸回数</td> <td>110</td> <td>147</td> <td>35</td> <td>37</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>運航路線</td> <td colspan="2">臨時便</td> <td colspan="3">廃止</td> </tr> </tbody> </table> (2) 湯村温泉ヘリポート ・設置場所 美方郡新温泉町多子 ・滑走路長 35m×30m ・面積 0.7ha ・開港 平成6年5月 ・所要経費：8百万円(平成19年度予算額) [利用状況] <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="8">着 陸 回 数</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>警察</th> <th>消防</th> <th>救急</th> <th>国</th> <th>防災 訓練</th> <th>民間 業務</th> <th>操縦 訓練</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着陸回数</td> <td>45</td> <td>49</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>運航路線</td> <td colspan="2">臨時便</td> <td colspan="3">廃止</td> </tr> </tbody> </table>	年度	着 陸 回 数								計	警察	消防	救急	国	防災 訓練	民間 業務	操縦 訓練	個人	H16	1	1	1	1	0	6	24	1	35	H17	1	1	0	0	1	8	26	0	37	H18	1	0	1	0	0	15	19	1	37	年度	H14	H15	H16	H17	H18	着陸回数	110	147	35	37	37	運航路線	臨時便		廃止			年度	着 陸 回 数								計	警察	消防	救急	国	防災 訓練	民間 業務	操縦 訓練	個人	H16	3	0	0	0	0	8	0	0	11	H17	5	1	0	0	0	1	0	1	8	H18	3	0	0	0	3	0	0	1	7	年度	H14	H15	H16	H17	H18	着陸回数	45	49	11	8	7	運航路線	臨時便		廃止			13 (11)	播磨ヘリポート、湯村温泉ヘリポートの見直し 播磨ヘリポート、湯村温泉ヘリポートについては、県内の航空交通の推進を図るため公共用ヘリポートとして設置してきたが、運航路線(臨時便)を廃止した平成16年度以降、その活用も防災・操縦訓練、測量・調査等の民間業務の利用に止まり設置の必要性が低下していることから、ヘリポートの位置づけを変更する。 1 見直し内容 公共用ヘリポートから「場外離着陸場」に位置づけを変更する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>公共用ヘリポート</th> <th>場外離着陸場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置者</td> <td colspan="2">・国、地方公共団体、民間</td> </tr> <tr> <td>利用上の 手続き</td> <td>・運航者は、管理者(県)に届出の上利用(県立飛行場の設置及び管理に関する条例第4条)</td> <td>・運航者は、管理者(県)に土地使用を申請・許可を得る ・運航者は、大阪航空局に申請し許可を得た場合に離着陸可能(航空法79条)</td> </tr> <tr> <td>管理体制</td> <td>・最低2名の常駐(緊急連絡、消火活動等)</td> <td>・常駐不要(離発着時の緊急連絡要員等は運航者が確保)</td> </tr> </tbody> </table> 2 実施時期 平成20年度	区 分	公共用ヘリポート	場外離着陸場	設置者	・国、地方公共団体、民間		利用上の 手続き	・運航者は、管理者(県)に届出の上利用(県立飛行場の設置及び管理に関する条例第4条)	・運航者は、管理者(県)に土地使用を申請・許可を得る ・運航者は、大阪航空局に申請し許可を得た場合に離着陸可能(航空法79条)	管理体制	・最低2名の常駐(緊急連絡、消火活動等)	・常駐不要(離発着時の緊急連絡要員等は運航者が確保)	126 (110)
年度	着 陸 回 数								計																																																																																																																																											
	警察	消防	救急	国	防災 訓練	民間 業務	操縦 訓練	個人																																																																																																																																												
H16	1	1	1	1	0	6	24	1	35																																																																																																																																											
H17	1	1	0	0	1	8	26	0	37																																																																																																																																											
H18	1	0	1	0	0	15	19	1	37																																																																																																																																											
年度	H14	H15	H16	H17	H18																																																																																																																																															
着陸回数	110	147	35	37	37																																																																																																																																															
運航路線	臨時便		廃止																																																																																																																																																	
年度	着 陸 回 数								計																																																																																																																																											
	警察	消防	救急	国	防災 訓練	民間 業務	操縦 訓練	個人																																																																																																																																												
H16	3	0	0	0	0	8	0	0	11																																																																																																																																											
H17	5	1	0	0	0	1	0	1	8																																																																																																																																											
H18	3	0	0	0	3	0	0	1	7																																																																																																																																											
年度	H14	H15	H16	H17	H18																																																																																																																																															
着陸回数	45	49	11	8	7																																																																																																																																															
運航路線	臨時便		廃止																																																																																																																																																	
区 分	公共用ヘリポート	場外離着陸場																																																																																																																																																		
設置者	・国、地方公共団体、民間																																																																																																																																																			
利用上の 手続き	・運航者は、管理者(県)に届出の上利用(県立飛行場の設置及び管理に関する条例第4条)	・運航者は、管理者(県)に土地使用を申請・許可を得る ・運航者は、大阪航空局に申請し許可を得た場合に離着陸可能(航空法79条)																																																																																																																																																		
管理体制	・最低2名の常駐(緊急連絡、消火活動等)	・常駐不要(離発着時の緊急連絡要員等は運航者が確保)																																																																																																																																																		

(単位：百万円)

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																					
[事務事業] ③⑤ スクールアシスタント配置事業	1 事業目的 通常学級にLD、ADHD、高機能自閉症等の児童が在籍し、特別な支援を必要とする小学校にスクールアシスタントを配置し、学級運営を支援する。 2 事業内容 (1) 配置人数 350人 (2) 負担区分 県1/2 市町1/2 3 創設年度 平成18年度	303 (303)	スクールアシスタントの配置の見直し LD、ADHD、高機能自閉症等様々な障害をもつ児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の配置について、平成19年度から市町に地方交付税措置が講じられたことから、市町事業へ移行する。 1 見直し内容 市町への地方財政措置を踏まえ、県事業としては廃止し、市町事業へ移行する。 ただし、平成20年度から平成22年度までの3年間は、経過措置として、県補助単価(1,728千円)と交付税単価(1,200千円)の差額の1/2である264千円を助成する。 <div style="text-align: right;">(単位：千円)</div> <table border="1" data-bbox="1605 863 2525 989"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23～</th> <th>補助単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県負担割合</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>0</td> <td>(1,728千円(県補助単価))</td> </tr> <tr> <td>県補助単価</td> <td>864</td> <td>264</td> <td>264</td> <td>264</td> <td>0</td> <td>-1,200千円(交付税単価)×1/2</td> </tr> </tbody> </table> [地方財政措置の状況(市町分)] ・算定費目：小学校費、中学校費 ・測定単位：学校数 ・平成19年度 全国21,000人相当 (全公立小中学校数の7割相当) (本県 1,167校(小815校、中352校)×70%) = 816校(351校分未措置) ・平成20年度 全国30,000人相当 (全公立小中学校数に相当) 2 実施時期 平成20年度 ただし、平成20年度から平成22年度までの3年間、経過措置を講じる。		H19	H20	H21	H22	H23～	補助単価	県負担割合	1/2	1/2	1/2	1/2	0	(1,728千円(県補助単価))	県補助単価	864	264	264	264	0	-1,200千円(交付税単価)×1/2	3,051 (3,051)
	H19	H20	H21	H22	H23～	補助単価																			
県負担割合	1/2	1/2	1/2	1/2	0	(1,728千円(県補助単価))																			
県補助単価	864	264	264	264	0	-1,200千円(交付税単価)×1/2																			

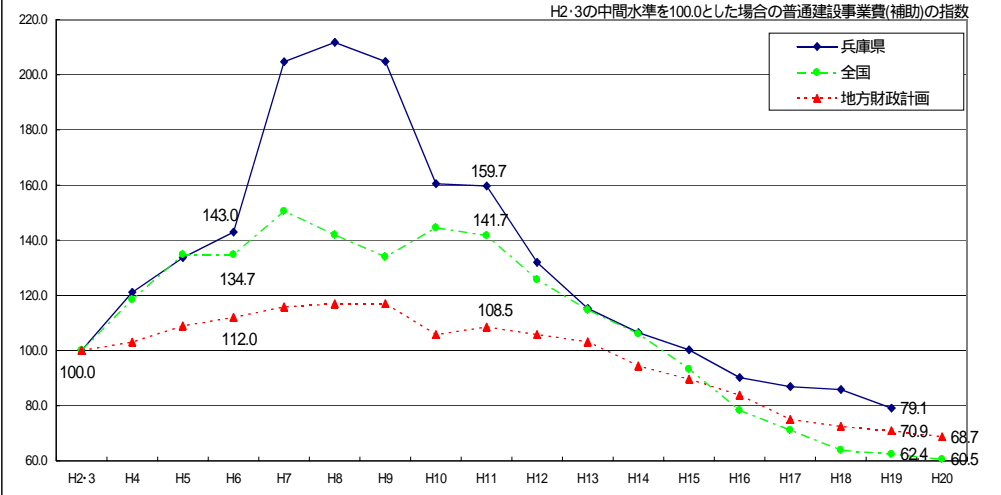
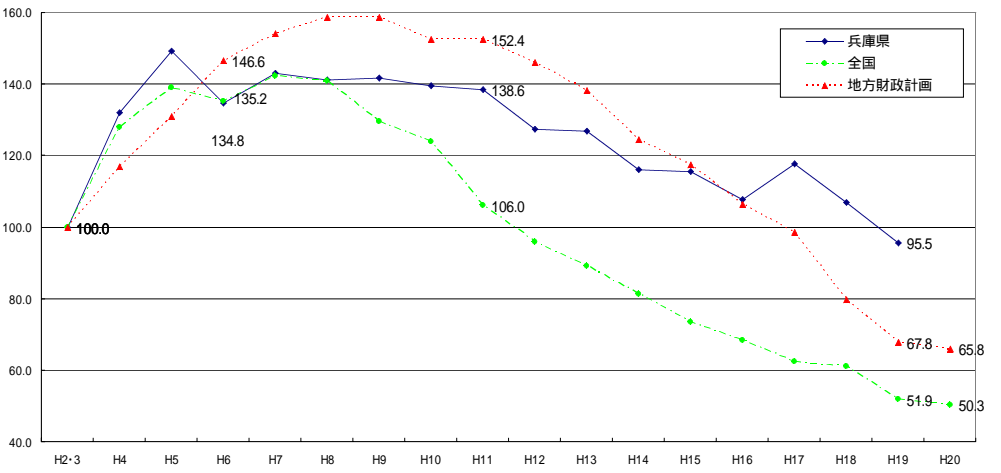
(単位：百万円)

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)
<p>[事務事業]</p> <p>③⑥ 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」</p>	<p>1 事業目的 中学生に、時間的・空間的なゆとりを確保し、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な体験活動を通じて「生きる力」の育成を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 対 象 県下全公立中学校 2年生</p> <p>(2) 所要経費 中学校実施校費 ・市町立分：274百万円 ・県立分：1百万円 評価検証委員会、研究協議会等経費 1百万円</p> <p>(3) 負担区分 県2 / 3 市町1 / 3 (中学校実施校費・市町立分)</p> <p>[行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み(H16年2月)における見直し内容] 平成10年度から、体験活動を通じて生きる力の育成を図るため、市町に対する奨励事業として全県的規模で事業展開しているが、事業創設10年を経過する平成20年度に、市町における定着状況や事業の効果等を踏まえ、県と市町の費用負担の適正化を図る。</p> <p>(4) 「評価検証委員会」での検証 トライやる・ウィークの実施により「社会性の醸成、自己の確立・生き方の探求、職業観・勤労観の育成等の教育的効果」が事業効果として検証されている。</p> <p>3 創設年度 平成10年度</p>	<p>276 (276)</p>	<p>「トライやる・ウィーク」の費用負担の見直し</p> <p>事業創設10年を迎え、全公立中学校で100%実施されており市町事業として定着していることを踏まえ、県と市町の費用負担の適正化を図った上で、市町事業への支援として継続実施する。</p> <p>1 見直し内容 費用負担区分の見直し 県1 / 2 市町1 / 2</p> <p>2 実施時期 平成20年度</p>	<p>754 (754)</p>

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)
<p>[事務事業]</p> <p>⑦ 外国人による英語指導充実事業</p>	<p>1 事業目的</p> <p>社会の国際化の進展に対応した教育を推進するため、総務省・文部科学省等が実施するJETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）を活用の上、語学指導を行う外国語指導助手（ALT：Assistant Language Teacher）を招致し、県立高等学校における英語教育の充実を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p>ALT配置状況 144人</p> <p>[配置状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際系専門学科設置校 : 各3人 ・国際文化系コース設置校 : 各2人 ・英語に重点をおく類型を設定する単位制高校等 : 各2人 ・その他の全日制高校 : 各1人 <p>[地方財政措置の状況]</p> <p>平成18年度まで：地方公共団体の招致経費について配置人数に応じて普通交付税（算定費目：企画振興費）で（密度補正）措置</p> <p>平成19年度から：普通交付税算定費目の統合見直しにより「包括算定経費」となり、配置人数に連動しない一定額（単位費用）での措置に改定</p> <p>3 創設年度</p> <p>昭和62年度</p>	<p>702 (679)</p>	<p>外国人による外国語指導助手配置の見直し</p> <p>外国語指導助手の配置については、平成19年度の普通交付税算定において算定費目の統合見直しが行われ、これまでの配置人数に応じた措置から「包括算定経費」による一定額での措置となり、基準財政需要額の算定額が大幅に削減された。このため、交付税措置の範囲内での配置となるよう配置人数を見直す。</p> <p>1 見直し内容</p> <p>平成19年度の普通交付税算定を踏まえ、配置人数を144人から100人に見直す。見直し後の配置にあたっては、引き続き全ての県立高校でALTによる英語指導が受けられるよう弾力的な派遣を工夫し英語指導の充実に努める。</p> <p>2 実施時期</p> <p>平成20年度</p>	<p>2,398 (2,319)</p>

(単位：百万円)

項目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	見 直 し 内 容	効果額 (うち一般財源)																																																																						
[事務事業] ③ 交番相談員の設置	<p>1 事業目的 事件・事故の増加や警察事象の多様化により、交番勤務員が交番を不在にする時間が増大していることから、警察OBを交番相談員として配置することにより、空き交番を解消し、交番の機能強化を図る。</p> <p>2 事業内容 空き交番を解消するため、1, 2人勤務交番へ交番相談員を配置</p> <p>[配置状況]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交番数</th> <th>相談員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人勤務交番</td> <td>111</td> <td>222</td> </tr> <tr> <td>2人勤務交番</td> <td>247</td> <td>247</td> </tr> <tr> <td>3人以上勤務交番</td> <td>55</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>413</td> <td>469</td> </tr> <tr> <td>警 部 派 出 所</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>署 在 地 交 番</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>併 設 交 番</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>425</td> <td>469</td> </tr> </tbody> </table> <p>[職務内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理案内 ・遺失・拾得届の受理 ・防犯、交通等に係る相談を受理した場合の指導及び助言 ・事件、事故等の届出を受理した場合の警察官への通報 <p>3 創設年度 平成4年度</p>	区 分	交番数	相談員数	1人勤務交番	111	222	2人勤務交番	247	247	3人以上勤務交番	55	0	小 計	413	469	警 部 派 出 所	9	0	署 在 地 交 番	2	0	併 設 交 番	1	0	合 計	425	469	1,049 (1,049)	<p>交番相談員の配置の見直し</p> <p>交番相談員の現行配置数が地財措置を超過していることから、配置人員の削減を行う。 見直しに当たっては、交番における空き時間の実態や来訪者数等の現状を考慮し、より配置効果の高い体制への見直しを行う。</p> <p>1 見直し内容 来訪者数、事件事故への対応等が多く、空き時間も増大している3人以上勤務交番への新規配置を行い、交番相談員の全交番配置による交番機能の強化を図る。 (配置数) 469人 413人 (56人)</p> <p>[配置人数] (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>見直し後</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人勤務交番</td> <td>222</td> <td>111</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>2人勤務交番</td> <td>247</td> <td>247</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3人以上勤務交番</td> <td>0</td> <td>55</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>469</td> <td>413</td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table> <p>[空き時間状況等(7~22時)]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">空き時間</th> <th rowspan="2">(参考) 来訪者数</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>見直後</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人勤務交番</td> <td>4時間11分</td> <td>6時間07分</td> <td>+1時間56分</td> <td>4.6人</td> </tr> <tr> <td>2人勤務交番</td> <td>5時間40分</td> <td>5時間40分</td> <td>-</td> <td>7.6人</td> </tr> <tr> <td>3人以上勤務交番</td> <td>7時間06分</td> <td>5時間05分</td> <td>2時間01分</td> <td>19.9人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">H18.6月調査結果</p> <p>2 実施時期 平成21年度から2年間で段階的に実施</p>	区 分	現 行	見直し後	増 減	1人勤務交番	222	111	111	2人勤務交番	247	247	0	3人以上勤務交番	0	55	55	合 計	469	413	56	区 分	空き時間			(参考) 来訪者数	現 行	見直後	増 減	1人勤務交番	4時間11分	6時間07分	+1時間56分	4.6人	2人勤務交番	5時間40分	5時間40分	-	7.6人	3人以上勤務交番	7時間06分	5時間05分	2時間01分	19.9人	1,728 (1,728)
区 分	交番数	相談員数																																																																								
1人勤務交番	111	222																																																																								
2人勤務交番	247	247																																																																								
3人以上勤務交番	55	0																																																																								
小 計	413	469																																																																								
警 部 派 出 所	9	0																																																																								
署 在 地 交 番	2	0																																																																								
併 設 交 番	1	0																																																																								
合 計	425	469																																																																								
区 分	現 行	見直し後	増 減																																																																							
1人勤務交番	222	111	111																																																																							
2人勤務交番	247	247	0																																																																							
3人以上勤務交番	0	55	55																																																																							
合 計	469	413	56																																																																							
区 分	空き時間			(参考) 来訪者数																																																																						
	現 行	見直後	増 減																																																																							
1人勤務交番	4時間11分	6時間07分	+1時間56分	4.6人																																																																						
2人勤務交番	5時間40分	5時間40分	-	7.6人																																																																						
3人以上勤務交番	7時間06分	5時間05分	2時間01分	19.9人																																																																						

項目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)																														
イ. 投資事業	<p>1 普通建設事業費の推移</p> <p>(1) 国庫補助事業</p>  <p>全国の投資規模 H19 対前年度比 2.3%(地財並)、H20 対前年度比 3.0%で試算</p> <p>(2) 県単独事業</p>  <p>全国の投資規模 H19 対前年度比 14.9%(地財並)、H20 対前年度比 3.0%で試算</p> <p>震災関連の県債発行額(平成6～16年度)は約1兆3,000億円に上り、その残高は、19年度時点でなお8,460億円と、県債残高全体(3兆3,181億円)の4分の1以上を占めている。</p> <p>[公共投資に関する国の基本方針の概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14～18年度までの間、公共事業関係経費及び地方単独事業(投資的経費)について、平成2・3年度の事業規模を目標に重点化・効率化 平成19～23年度についても、これまでの改革努力(名目対前年度比 3%)を基本に継続 	<p>国庫補助事業 152,004 (4,642)</p> <p>県単独事業 127,605 (13,140)</p>	<p>[改革の基本方向]</p> <p>本県は、阪神・淡路大震災からの復旧・復興を目指した結果、高い投資水準となっているが、フェニックス計画の完了を踏まえ、投資水準の是正が必要である。国の構造改革や地方財政計画の動向、他府県の投資規模等を勘案しながら、今後の事業費総額の見直しを行う。</p> <p>県民の安全と安心の確保、多彩な交流の促進、少子高齢社会や老朽化する既存ストックへの対応など、県民生活に密接に関連する社会基盤整備を計画的・重点的に推進する。</p> <p>「つくる」から「つかう」の視点を基本に、既存ストックの有効活用や事業評価の厳格な運用などにより、効率的・効果的な整備を進める。</p> <p>建設企業等の健全な育成と公共工事等の品質確保に努める。</p> <p>1 事業費総額の見直し</p> <p>本県の平成2・3年度の中間水準に平成20年度までの地方財政計画の伸びを反映させた水準まで事業費総額を抑制する。</p> <p>さらに、平成20年度から30年度までの行革期間中の効果額約2,000億円を維持することを前提に、本県の投資水準と全国平均投資水準との乖離を段階的に解消する。</p> <p>(1) 国庫補助事業</p> <p>平成20年度の事業費総額：1,340億円</p> <p>平成20年度において、本県の平成2・3年度の中間水準に平成20年度までの地方財政計画の伸びを反映させた水準まで事業費総額を抑制する。</p> <table border="1" data-bbox="1662 1092 2463 1207"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H2・3年度の中間水準</th> <th>H20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方財政計画</td> <td>9.4兆円</td> <td>6.4兆円 (3兆円、 32%)</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>1,936億円</td> <td>1,340億円 (596億円、 31%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成21年度以降の事業費総額</p> <p>平成20年度時点での、本県投資指数(1)68.7と全国平均投資指数60.5との乖離幅を解消する投資水準を1,200億円(2)とし、その乖離幅の解消に向け、毎年度段階的に削減する。</p> <p>[各年度の事業費総額]</p> <table border="1" data-bbox="1662 1428 2389 1543"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24～30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費総額</td> <td>1,520</td> <td>1,340</td> <td>1,270</td> <td>1,230</td> <td>1,200</td> <td>1,200/年</td> </tr> <tr> <td>対前年比</td> <td>-</td> <td>88.2%</td> <td>95%</td> <td>97%</td> <td>98%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1 投資指数：平成2・3年度の中間水準を100とした場合の普通建設事業費(補助)の伸びを反映させた指数 2 1,200億円：全国平均指数[推計]60.5/本県指数68.7 = 88% 平成20年度：1,340億円×88% 1,200億円</p>	区分	H2・3年度の中間水準	H20年度	地方財政計画	9.4兆円	6.4兆円 (3兆円、 32%)	兵庫県	1,936億円	1,340億円 (596億円、 31%)	区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24～30	事業費総額	1,520	1,340	1,270	1,230	1,200	1,200/年	対前年比	-	88.2%	95%	97%	98%	100%	<p>615,852 (200,419)</p>
区分	H2・3年度の中間水準	H20年度																																
地方財政計画	9.4兆円	6.4兆円 (3兆円、 32%)																																
兵庫県	1,936億円	1,340億円 (596億円、 31%)																																
区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24～30																												
事業費総額	1,520	1,340	1,270	1,230	1,200	1,200/年																												
対前年比	-	88.2%	95%	97%	98%	100%																												

(単位：百万円)

項目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)																																																																		
			<p>(2) 県単独事業 平成20年度の事業費総額：1,040億円 本県の平成2・3年度の間準水準に平成20年度までの地方財政計画の伸びを反映させた水準まで、地域経済への影響等を考慮し、平成20、21年度の2か年で、事業費総額を抑制する。</p> <table border="1" data-bbox="1635 489 2555 674"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H2・3年度の間準水準</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方財政計画</td> <td>12.7兆円</td> <td>8.3兆円 (4.4兆円、 35%)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>1,345億円</td> <td>1,040億円 (305億円、 23%)</td> <td>880億円 (465億円、 35%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成21年度以降の事業費総額 平成20年度時点での、本県投資指数65.8と全国平均投資指数50.3との乖離幅を解消する投資水準を700億円()とし、その乖離幅の解消に向け毎年度段階的に削減する。</p> <p>[各年度の事業費総額] (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="1635 947 2525 1062"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26～30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費総額</td> <td>1,276</td> <td>1,040</td> <td>880</td> <td>810</td> <td>760</td> <td>730</td> <td>700</td> <td>700/年</td> </tr> <tr> <td>対前年比</td> <td>-</td> <td>81.5%</td> <td>85%</td> <td>92%</td> <td>94%</td> <td>96%</td> <td>96%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">〔 700億円：全国平均指数[推計]50.3/本県指数65.8 = 76% 平成21年度：880億円×76% 700億円 〕</p> <p>[各年度の事業費総額(補助+単独)] (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="1635 1220 2540 1335"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26～30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費総額</td> <td>2,796</td> <td>2,380</td> <td>2,150</td> <td>2,040</td> <td>1,960</td> <td>1,930</td> <td>1,900</td> <td>1,900/年</td> </tr> <tr> <td>対前年比</td> <td>-</td> <td>85.1%</td> <td>90%</td> <td>95%</td> <td>96%</td> <td>98%</td> <td>98%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害復旧・経済対策事業等 災害復旧事業や経済雇用対策の要請に係る臨時的・追加的な投資事業については、必要に応じて別途措置する。</p>	区 分	H2・3年度の間準水準	H20年度	H21年度	地方財政計画	12.7兆円	8.3兆円 (4.4兆円、 35%)	—	兵庫県	1,345億円	1,040億円 (305億円、 23%)	880億円 (465億円、 35%)	区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26～30	事業費総額	1,276	1,040	880	810	760	730	700	700/年	対前年比	-	81.5%	85%	92%	94%	96%	96%	100%	区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26～30	事業費総額	2,796	2,380	2,150	2,040	1,960	1,930	1,900	1,900/年	対前年比	-	85.1%	90%	95%	96%	98%	98%	100%	
区 分	H2・3年度の間準水準	H20年度	H21年度																																																																			
地方財政計画	12.7兆円	8.3兆円 (4.4兆円、 35%)	—																																																																			
兵庫県	1,345億円	1,040億円 (305億円、 23%)	880億円 (465億円、 35%)																																																																			
区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26～30																																																														
事業費総額	1,276	1,040	880	810	760	730	700	700/年																																																														
対前年比	-	81.5%	85%	92%	94%	96%	96%	100%																																																														
区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26～30																																																														
事業費総額	2,796	2,380	2,150	2,040	1,960	1,930	1,900	1,900/年																																																														
対前年比	-	85.1%	90%	95%	96%	98%	98%	100%																																																														

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)
	<p>2 整備の基本的な考え方 地域間・分野間の均衡を図りつつ、成熟社会にふさわしい地域づくりを進めるため、県民の参画と協働により策定した「社会基盤整備の基本方針・プログラム」等に基づき、計画的・重点的な推進を図るとともに、21世紀兵庫長期ビジョンが目指す「多彩な交流社会」を実現するため重点プログラムを着実に推進</p> <p>[主な取組み]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会基盤整備の基本方針・プログラムの策定 (平成13年度策定、平成17年度見直し) ・ひょうご農林水産ビジョンの策定 (平成12年度策定、平成17年度見直し) ・ひょうご交通10カ年計画の策定(平成17年度) ・ひょうご治山・治水防災実施計画の策定(平成18年度) ・渋滞交差点解消プログラムの推進(平成14年度～) ・合併支援県道整備事業の推進(平成15年度～) ・地域生活道路緊急整備事業の推進(平成18年度～) ・歩道のリニューアルの推進(平成15年度～) ・環境創生5%システムの導入(平成14年度) ・ひょうごの森・川・海再生プランの推進(平成14年度～)等 		<p>2 整備の基本的な考え方 県民の安全と安心の確保、多彩な交流の促進、少子高齢社会や老朽化する既存ストックへの対応など、整備の遅れている分野や時代の変化に対応すべき分野への選択と集中を図り、県民生活に密着した社会基盤整備を重点的・効率的に推進する。</p> <p>(1) 社会基盤整備 まもる ～安全・安心を確保する防災・減災対策～ (再度災害防止対策) 平成16年災害を踏まえた再度災害防止対策を平成23年度までに実施する。 [主な整備内容] 河川激甚災害対策特別緊急事業、床上浸水対策特別緊急事業 等</p> <p>(水害・土砂災害対策) 過去の災害実績、人家戸数、公共施設・災害時要援護者施設等の重要性の高い施設の有無などを踏まえ、選択と集中による効率的・効果的な水害・土砂災害対策を推進する。 [主な整備内容] 河川改修、高潮対策、土砂・山地災害対策、ため池整備 等</p> <p>(総合的な治水対策) 洪水対策を河川だけに頼るのではなく、流域に降った雨水が河川に流出しにくい仕組みづくりを進めることにより、流域全体で安全度を高めていく。また、都市部における浸水対策を推進する。 [主な整備内容] 河川改修、流域対策 等</p> <p>(減災のためのソフト対策) 県民への危険性の事前周知や警戒避難活動に役立つ危険情報の提供などの減災のためのソフト対策を推進し、地域の自助・共助の取組みを支援する。 [主な整備内容] 河川水位標の設置、土砂災害警戒区域の指定、洪水危険情報通報システムの整備 等</p> <p>(東南海・南海地震等への備え) 今世紀前半に発生が懸念されている東南海・南海地震等に備え、津波対策及び既存の海岸施設や交通基盤の耐震化などを推進する。 [主な整備内容] 津波対策、橋梁補強、港湾の耐震化 等</p>	

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)
			<p>つくる ~活力ある兵庫の基盤整備~ (基幹交通網の整備) 個性豊かな地域の発展と地域間交流の促進を図るため、早期の基幹交通網の構築に向け、高規格幹線道路等の基幹道路ネットワークの整備や鉄道網の強化を重点的に実施する。 [主な整備内容] 基幹道路の整備、鉄道網の強化 等</p> <p>(一般道路・都市基盤の整備) 地域の交流を支える幹線道路や良好な市街地の形成を図る都市基盤整備などを推進する。 合併支援道路整備事業は、新・旧市町の中心部を結ぶ道路などを優先的に整備する。 [主な整備内容] 国道・県道の整備、合併支援道路整備事業、街路事業、連続立体交差事業、土地区画整理事業 等</p> <p>(力強い農林水産業を支える基盤づくり) 農政改革に対応できる担い手の育成のため、生産基盤となるほ場整備などを進める。また、県営林道は現在事業実施中で全線開通の近い路線を優先的に整備する。 [主な整備内容] ほ場整備、林道の整備 等</p> <p>つかう ~生活の質を高める社会基盤の再構築~ (安全・快適で使いやすい交通体系の構築) ひょうご交通10カ年計画に基づき、都市部の交通環境改善や地方部の生活の足の確保に向け、鉄道の高速化や生活交通バス対策などを推進する。日々の生活に支障をきたしている渋滞交差点対策やバリアフリー歩道などの整備を推進する。 [主な整備内容] 鉄道の高速化、渋滞交差点や問題踏切の解消・緩和、交通安全施設の整備、歩道のリニューアル 等</p> <p>(良好な環境の保全・創造) 良好な環境の保全・創造のため、河川・港湾・海岸環境の整備や農地・水・環境保全向上対策などを推進する。 [主な整備内容] 多自然河川・親水空間の整備、下水の高度処理、沿道環境の改善、森林の適正管理、水産資源の増殖場整備、魚礁整備 等</p> <p>(計画的・効率的な維持管理と施設更新の実施) 道路・河川などの維持管理における草刈りや清掃などの環境整備や施設補修等については、頻度の見直しや施工範囲の限定などによりコスト縮減を図る。急増する老朽化施設に対しては、アセットマネジメント等の施設マネジメント手法を取り入れ、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの抑制や管理水準の見直しなどを行い、計画的・効率的に施設の安全性の確保に努める。 [主な整備内容] 環境整備、維持補修、老朽化施設への対応(橋梁、排水機場等の更新) 等</p>	

(単位：百万円)

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)																				
			<p>まもる・つくる・つかうの占める割合(事業費ウエイト)</p> <p>異常気象にともない全国的に頻発している災害などを踏まえ、ハード・ソフト対策が一体となって「まもる」のウエイトは堅持する。</p> <p>社会基盤それぞれの整備水準を踏まえつつ、少子高齢社会や老朽化施設の急増などの時代への変化に的確に対応するため、「つくる」から「つかう」にシフトする。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1703 569 2525 783"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20～25年度</th> <th>平成26～30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まもる</td> <td>29%</td> <td>29%</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>つくる</td> <td>39%</td> <td>33%</td> <td>29%</td> </tr> <tr> <td>つかう</td> <td>32%</td> <td>38%</td> <td>44%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他の投資事業</p> <p>各年度の投資事業費総額のなかで、重点的・効率的な整備を進めるため、県施設の整備について、原則として、次の基準により進捗調整を図る。</p> <p>[進捗調整基準]</p> <p>平成19年度で「計画(構想)」段階の県施設は、改革期間の前期(平成25年度まで)は着手しない。[平成26年度以降に着手延期]</p> <p>平成19年度で「設計」段階の県施設は、建設着手を3年凍結</p> <p>平成19年度で既に工事着手している県施設は、計画どおり実施</p>	区 分	平成19年度	平成20～25年度	平成26～30年度	まもる	29%	29%	27%	つくる	39%	33%	29%	つかう	32%	38%	44%	計	100%	100%	100%	
区 分	平成19年度	平成20～25年度	平成26～30年度																					
まもる	29%	29%	27%																					
つくる	39%	33%	29%																					
つかう	32%	38%	44%																					
計	100%	100%	100%																					

(単位：百万円)

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)
	<p>3 整備の進め方</p> <p>整備を進めるにあたっては、重点化・効率化の推進、「つくる」から「つかう」へ、参画と協働の推進を基本として、事業のスピードアップ、総合的なコスト縮減、既存ストックの有効活用、事業の早期段階における合意形成手続きの導入等の取組みを推進</p> <p>[主な取組み]</p> <ul style="list-style-type: none">・投資事業評価システムの導入(平成12年度～)・ひょうごアドプトの推進(平成13年度～)・事業の完了時期宣言の導入(平成16年度～)・兵庫県公共事業コスト構造改革プログラムの策定(平成18年度)・新技術・新工法活用システムの導入(平成16年度)・民間の技術提案を評価する新たな入札・契約方式の導入(平成10年度～)等		<p>3 整備の進め方</p> <p>(1) 整備分野の重点化</p> <p>必要性・緊急性など各事業の優先度を見極めながら、「社会基盤整備プログラム」などを見直し、整備分野の重点化を推進する。</p> <p>(2) 「つくる」から「つかう」の推進</p> <p>渋滞交差点解消プログラムや歩道のリニューアルなどを推進し、既存ストックの有効活用を図る。</p> <p>老朽化施設が急増することを踏まえ、橋梁等の維持管理計画を策定するなど、計画的な施設の維持管理に取り組む。</p> <p>(3) 効率的・効果的な整備</p> <p>地域の実情にあった規格の設定、新技術・新工法の積極的活用やライフサイクルコストの縮減などによるコストの縮減を図る。</p> <p>事業評価の厳格な運用などにより、事業の重点化・集中化と事業のスピードアップを図る。</p> <p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律」などを踏まえ、公共工事の品質確保に取り組む。</p> <p>(4) 参画と協働による県土づくりの推進</p> <p>河川整備計画などの長期計画や道路・河川事業などの計画・設計に住民参加を促進し、事業過程の透明性の確保や事業効果の早期発現に努める。</p> <p>県民等とのパートナーシップによる道路や河川などの維持管理を、アドプトなどの取組みにより推進する。</p>	

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)
			<p>4 建設企業等の健全な育成と公共工事等の品質確保</p> <p>(1) 建設企業等の健全な育成(県内企業受注の適正化)</p> <p>県内事業者の受注機会を確保する観点から、建設工事の発注基準の適正化など発注方法を見直す。併せて、小規模事業の確保に向けた取組みも推進する。</p> <p>建設工事の発注基準の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業の信用力・技術力向上に伴い県内企業限定範囲を拡大する。 <p>技術・社会貢献評価制度の見直し</p> <p>ア 建設工事関係</p> <p>入札参加要件となる技術・社会貢献評価点数の引上げ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募型一般競争入札の参加要件となる技術・社会貢献評価点数の引上げ等を行う。 ・制限付き一般競争入札において技術・社会貢献評価点数を入札参加要件化する。 <p>技術・社会貢献評価の項目及び点数の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策業務に係る加点を引き上げる。 ・障害者雇用に係る加点を引き上げる。 ・環境活動(エコアクション21認証取得企業)に対する加点を新設する。 <p>イ 測量・建設コンサルタント業務関係</p> <p>指名競争入札において技術・社会貢献評価点数を入札参加要件化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量・建設コンサルタント業務の指名競争入札において、新たに技術・社会貢献評価点数の入札参加要件化を図る。 <p>小規模事業の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の分離・分割発注や規模が小さく不可欠な維持修繕工事等を優先実施することで、小規模事業を確保する。 <p>(2) 公共工事等の品質の確保</p> <p>公共工事の品質確保・向上のため、ダンピング受注の排除等に向けた最低制限価格の見直し等を実施する。</p> <p>低入札価格調査制度等の運用見直し</p> <p>ア 建設工事の入札における調査最低制限価格の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格制度(対象：1億円未満の工事) 最低制限価格を引き上げる。 ・低入札価格調査制度(対象：1億円以上の工事) 調査基準価格及び調査最低制限価格を引き上げる。 <p>イ 測量・建設コンサルタント業務の入札における最低制限価格の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低制限価格を引き上げる。 <p>総合評価落札方式の充実</p> <p>評価項目、評価基準、加算点等の一層の改善を進め、充実を図る。</p>	

項 目	現 状	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)																																																																																																																	
<p>[投資事業] 県営住宅建替事業</p>	<p>1 県営住宅の現況</p> <p>(1) 県営住宅管理戸数：55,317戸（平成19年7月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="507 443 1234 663"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>戸 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公営住宅</td> <td>建設・買取</td> <td>50,814戸</td> </tr> <tr> <td>借り上げ</td> <td>3,058戸</td> </tr> <tr> <td colspan="2">改 良 住 宅</td> <td>789戸</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定公共賃貸住宅等</td> <td>656戸</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>55,317戸</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 200px;">県所有分 (52,259戸)</p> <p>(2) 県営住宅の管理戸数の推移</p> <p style="margin-left: 40px;">震災以前の管理戸数は約45,000戸であったが、震災復興事業により約1万戸増加した。</p> <table border="1" data-bbox="507 926 1299 1293"> <thead> <tr> <th colspan="2">[年度別管理戸数]</th> <th colspan="2">[建設時期別管理戸数(県所有分)]</th> </tr> <tr> <th>年 度</th> <th>管理戸数</th> <th>建設年度</th> <th>建設戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S 60</td> <td>44,386戸</td> <td>～ S 43</td> <td>5,041戸</td> </tr> <tr> <td>H 2</td> <td>44,021戸</td> <td>S 44～ S 48</td> <td>14,856戸</td> </tr> <tr> <td>H 7</td> <td>45,455戸</td> <td>S 49～ S 53</td> <td>8,333戸</td> </tr> <tr> <td>H 12</td> <td>55,801戸</td> <td>S 54～ S 58</td> <td>5,067戸</td> </tr> <tr> <td>H 17</td> <td>55,737戸</td> <td>S 59～ S 63</td> <td>3,225戸</td> </tr> <tr> <td>H 18</td> <td>55,341戸</td> <td>H 元～ H 5</td> <td>3,524戸</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H 6～ H 10</td> <td>8,219戸</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H 11～</td> <td>3,994戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 他府県との比較 (平成18年3月現在)</p> <table border="1" data-bbox="522 1398 1199 1549"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>本 県</th> <th>全 国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯数に対する公営住宅の割合</td> <td>6.3%</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>世帯数に対する県営住宅の割合</td> <td>2.5%</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>県営住宅と市町営住宅の割合</td> <td>4:6</td> <td>4:6</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 県営住宅の課題</p> <p style="margin-left: 40px;">災害復興公営住宅の供給に向けた震災復興の取り組みから12年経過する中、県営住宅の管理戸数の状況も踏まえ、「つくる」から「つかう」の視点を基本に、既存ストックの有効活用や管理の効率化・適正化が求められている。</p>	種 別		戸 数	公営住宅	建設・買取	50,814戸	借り上げ	3,058戸	改 良 住 宅		789戸	特定公共賃貸住宅等		656戸	合 計		55,317戸	[年度別管理戸数]		[建設時期別管理戸数(県所有分)]		年 度	管理戸数	建設年度	建設戸数	S 60	44,386戸	～ S 43	5,041戸	H 2	44,021戸	S 44～ S 48	14,856戸	H 7	45,455戸	S 49～ S 53	8,333戸	H 12	55,801戸	S 54～ S 58	5,067戸	H 17	55,737戸	S 59～ S 63	3,225戸	H 18	55,341戸	H 元～ H 5	3,524戸			H 6～ H 10	8,219戸			H 11～	3,994戸	区 分	本 県	全 国	世帯数に対する公営住宅の割合	6.3%	4.3%	世帯数に対する県営住宅の割合	2.5%	1.8%	県営住宅と市町営住宅の割合	4:6	4:6	<p>7,359 (85)</p> <p>(県住特会 公営住宅 整備予算)</p>	<p>[改革の基本方向] ———</p> <p>「つくる」から「つかう」の視点から、県営住宅ストックの長期有効活用の推進を図る。また、それに伴い、県営住宅建替え事業量を必要最小限の戸数に限定する。</p> <p>県営住宅ストックの効率的、適切な管理を推進する。</p> <p>1 県営住宅ストックの長期有効活用の推進</p> <p>(1) 既存ストックの長期有効活用を図るため、長期使用対策工事の実施や、経年劣化防止に向けた適切な維持修繕など「つくる」から「つかう」の視点を踏まえた取組みを推進する。</p> <p>(2) 今後の県営住宅建替え事業量は、既存ストックの長期有効活用の視点も踏まえ、必要最小限の戸数に絞り込む。</p> <p>(3) そのため、現行の「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」に定めた事業量を見直し、今後の改革期間の事業量として新たに定める。</p> <table border="1" data-bbox="1626 926 2392 1255"> <thead> <tr> <th colspan="2">[今後の改革期間中の建替事業量]</th> <th colspan="4">(単位：百万円)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th rowspan="2">現行計画</th> <th colspan="4">改 革 期 間</th> </tr> <tr> <th>H20～30</th> <th>H20～24</th> <th>H25～29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建替戸数</td> <td>単年度</td> <td>550戸</td> <td>300戸</td> <td>400戸</td> <td>500戸</td> </tr> <tr> <td>期間計</td> <td>6,050戸</td> <td>1,500戸</td> <td>2,000戸</td> <td>500戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業費</td> <td>単年度</td> <td>7,975</td> <td>4,350</td> <td>5,800</td> <td>7,250</td> </tr> <tr> <td>期間計</td> <td>87,725</td> <td>21,750</td> <td>29,000</td> <td>7,250</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="3">58,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 県営住宅ストックの効率的、適切な管理の推進</p> <p>(1) 募集回数の増加による未入居期間の短縮や災害復興公営住宅への被災者以外の入居など、県営住宅のより効率的な管理を推進する。</p> <p>(2) 世帯人数の増加や加齢などによる住替えなど入居者のニーズを的確に把握した住み替えを進める。</p> <p>(3) 民間活力による効率的な管理を推進するため、平成18年度から試行的に実施している公募による指定管理者制度の活用検証を踏まえ、平成21年度以降、順次、対象団地又は団地群を選定し、条件の整ったものから公募を拡大していく。</p>	[今後の改革期間中の建替事業量]		(単位：百万円)				年 度	現行計画	改 革 期 間				H20～30	H20～24	H25～29	H30	建替戸数	単年度	550戸	300戸	400戸	500戸	期間計	6,050戸	1,500戸	2,000戸	500戸	事業費	単年度	7,975	4,350	5,800	7,250	期間計	87,725	21,750	29,000	7,250				58,000			<p>6,275 (6,275)</p> <p>(一般会計 繰出金)</p>
種 別		戸 数																																																																																																																			
公営住宅	建設・買取	50,814戸																																																																																																																			
	借り上げ	3,058戸																																																																																																																			
改 良 住 宅		789戸																																																																																																																			
特定公共賃貸住宅等		656戸																																																																																																																			
合 計		55,317戸																																																																																																																			
[年度別管理戸数]		[建設時期別管理戸数(県所有分)]																																																																																																																			
年 度	管理戸数	建設年度	建設戸数																																																																																																																		
S 60	44,386戸	～ S 43	5,041戸																																																																																																																		
H 2	44,021戸	S 44～ S 48	14,856戸																																																																																																																		
H 7	45,455戸	S 49～ S 53	8,333戸																																																																																																																		
H 12	55,801戸	S 54～ S 58	5,067戸																																																																																																																		
H 17	55,737戸	S 59～ S 63	3,225戸																																																																																																																		
H 18	55,341戸	H 元～ H 5	3,524戸																																																																																																																		
		H 6～ H 10	8,219戸																																																																																																																		
		H 11～	3,994戸																																																																																																																		
区 分	本 県	全 国																																																																																																																			
世帯数に対する公営住宅の割合	6.3%	4.3%																																																																																																																			
世帯数に対する県営住宅の割合	2.5%	1.8%																																																																																																																			
県営住宅と市町営住宅の割合	4:6	4:6																																																																																																																			
[今後の改革期間中の建替事業量]		(単位：百万円)																																																																																																																			
年 度	現行計画	改 革 期 間																																																																																																																			
		H20～30	H20～24	H25～29	H30																																																																																																																
建替戸数	単年度	550戸	300戸	400戸	500戸																																																																																																																
	期間計	6,050戸	1,500戸	2,000戸	500戸																																																																																																																
事業費	単年度	7,975	4,350	5,800	7,250																																																																																																																
	期間計	87,725	21,750	29,000	7,250																																																																																																																
			58,000																																																																																																																		

(単位：百万円)

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)
ウ．公的施設	<p>1 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 施設の廃止、移譲、無償貸付</p> <p>施設の廃止(10施設)</p> <p>(平成12年度)仁川ハイツ、県民ふるさとのいえ (平成13年度)芦屋ユース・ホテル、淡路ユース・ホテル (平成15年度)豊岡労働会館、丹波林間学校 (平成18年度)三室高原青少年野外活動センター、柘の実温泉荘、立雲荘 (平成19年度)昆虫館</p> <p>市町、民間への移譲(8施設)</p> <p>(平成13年度)青年の山 (平成15年度)西はりま青少年館、淡路ふれあい公園 (平成16年度)健康センター、東はりま水辺の里公園、丹波総合スポーツセンター、淡路勤労センター (平成20年度)東はりま青少年館(予定) (平成20年3月に設管条例を廃止済)</p> <p>公社等への無償貸付(5施設)</p> <p>(平成13年度)津名ハイツ、淡路ファームパーク (平成18年度)浜坂心身障害者更生保養センター、いなみ野学園 (平成19年度)六甲保養荘</p> <p>(2) 指定管理者制度への移行</p> <p>平成15年度の地方自治法の改正により、公の施設の管理運営に係る指定管理者制度が創設されたことに伴い、指定管理者制度への移行を推進(平成18年度～)</p> <p>(3) 施設維持費の削減</p> <p>設置目的や市町・民間との役割分担等からみて、引き続き県立施設として運営する必要がある施設について、運営体制や事業内容等の見直しにより合理化・効率化を図り、平成19年度の施設維持費の総額を平成20年度に県一般財源で15%程度削減した。</p>	9,956 (8,896)	<p>[改革の基本方向]</p> <p>地域性の強い施設や市町立施設とすることで一層の利用促進、経営の効率化が見込まれる施設は、市町への移譲又は移管を行うとともに、廃止についても検討する。</p> <p>指定管理者選定における公募の拡大や運営体制等の見直しにより、サービス水準の向上とコスト縮減の両面から運営の合理化・効率化を推進する。</p> <p>1 施設の移譲等</p> <p>(1) 市町への移譲等</p> <p>施設の利用状況や市町における施設整備、県と市町との役割分担等を踏まえ、次の施設について、市町への移譲又は移管を行う方向で協議・調整を進め、協議が整わない場合は原則として廃止する。</p> <p>主たる施設に係る地元利用率が高く、市民利用が中心となっている施設(市への移譲)</p> <ul style="list-style-type: none">・但馬全天候運動場(所在地：養父市) <p>地元利用率が高い、公園内の施設を地元市町が管理しているなど、地域性が強い小規模な都市公園(市町への移譲又は市町への移管)</p> <ul style="list-style-type: none">・神陵台緑地(所在地：神戸市)・明石西公園(所在地：神戸市、明石市)・西武庫公園(所在地：尼崎市)・北播磨余暇村公園(所在地：多可町) <p>市町が指定管理者として運営を行っており、市町立施設とすることで一層の利用促進、経営の効率化が見込まれる施設(市町への移譲)</p> <ul style="list-style-type: none">・東はりま日時計の丘公園(所在地：西脇市)・笠形山自然公園センター(所在地：多可町)・淡路香りの公園(所在地：淡路市) <p>県が市に無償貸付し、自主運営が行われており、市民利用が中心となっている施設(市への移譲)</p> <ul style="list-style-type: none">・たんば田園交響ホール(所在地：篠山市) <p>(2) 民間ノウハウを活用した運営手法の検討</p> <p>民間ノウハウを活用することで一層の利用促進、経営の効率化が見込まれる集客性の強い次の施設について、運営手法を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none">・フラワーセンター(所在地：加西市)	16,717 (14,938)

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)																																	
	<p>2 見直しの検討対象施設(平成20年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="421 315 1317 793"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">施設数</th> <th colspan="3">運 営 形 態</th> </tr> <tr> <th>指定管理者制度 (うち公募)</th> <th>県直営</th> <th>市への 無償貸付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文教施設</td> <td>35施設</td> <td>15施設 (1施設)</td> <td>18施設</td> <td>2施設</td> </tr> <tr> <td>スポーツ・レクリエーション施設</td> <td>22施設</td> <td>22施設 (2施設)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>産業振興関連施設</td> <td>3施設</td> <td>3施設 (1施設)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>都市公園</td> <td>18施設</td> <td>18施設 (6施設)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>78施設</td> <td>58施設 (10施設)</td> <td>18施設</td> <td>2施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>県が設置した公の施設のうち、道路・河川・住宅等の基盤施設、学校、医療・社会福祉施設を除く県民利便施設を対象 昆虫館及び東はりま青少年館については、新行革プラン(第一次)に基づき、平成20年3月末に廃止済</p>	区 分	施設数	運 営 形 態			指定管理者制度 (うち公募)	県直営	市への 無償貸付	文教施設	35施設	15施設 (1施設)	18施設	2施設	スポーツ・レクリエーション施設	22施設	22施設 (2施設)	-	-	産業振興関連施設	3施設	3施設 (1施設)	-	-	都市公園	18施設	18施設 (6施設)	-	-	計	78施設	58施設 (10施設)	18施設	2施設		<p>2 施設の廃止等 設置当初からの施設を取り巻く環境の変化等を踏まえ、次の施設について、廃止・有効活用を図る。</p> <p>(1) 人と防災未来センター「ひと未来館」(所在地：神戸市) ひと未来館の廃止 人と防災未来センター「ひと未来館」は、阪神・淡路大震災の教訓として「いのち」や「共に生きること」の大切さを伝える機能を果たしてきた。 近年、コウノトリの自然放鳥やひょうご環境体験館の開設、小学校3年生での環境学習など、自然とのふれあいの中で「いのち」の大切さを学ぶ体験型環境学習機会が充実されたことを踏まえ、現在の展示を縮小し、地震、津波等の自然災害に対する防災展示を充実する。 これに伴い、「ひと未来館」としての運営は、平成20年度末で廃止する。</p> <p>防災展示の充実 世界的な地震災害等の多発や、東南海・南海地震等への対応の必要性を踏まえ、地震、津波等の防災展示を充実し、「防災未来館」との一体的な展示及び運営を図る。</p> <p>国際的な防災・環境関係機関の拠点 国際的な防災・環境関連機関の集積を図り、国際的な防災・環境に関する調査研究、支援活動等の拠点として活用する。 〔国際エメックスセンター、地球環境戦略研究機関・関西研究センター、アジア太平洋地球変動研究ネットワークセンター等〕</p> <p>(2) 貸館・会議室の有効活用 県庁周辺の貸館・会議室 県庁周辺の貸館・会議室等を集約し、利用の効率化を図るとともに、集約後の余剰施設(産業会館等)について売却等を検討する。</p> <p>姫路労働会館 県民局再編後の総合庁舎の状況を踏まえつつ、姫路総合庁舎に隣接する姫路労働会館の一部について、庁舎としての活用を検討する。</p> <p>3 指定管理者制度の推進 (1) 直営施設への指定管理者制度の導入 効率的で質の高い管理運営を図るため、直営施設への指定管理者制度の導入を推進する。</p> <p>[新たに指定管理者制度を導入する施設] ・東播磨生活創造センター(所在地：加古川市) ・神戸生活創造センター(所在地：神戸市) 東播磨生活創造センターにおけるNPO等への業務委託(20年度)の状況を踏まえ、指定管理者を公募する。</p>	
区 分	施設数			運 営 形 態																																	
		指定管理者制度 (うち公募)	県直営	市への 無償貸付																																	
文教施設	35施設	15施設 (1施設)	18施設	2施設																																	
スポーツ・レクリエーション施設	22施設	22施設 (2施設)	-	-																																	
産業振興関連施設	3施設	3施設 (1施設)	-	-																																	
都市公園	18施設	18施設 (6施設)	-	-																																	
計	78施設	58施設 (10施設)	18施設	2施設																																	

(単位：百万円)

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)
			<p>(2) 公募による指定管理者の選定 公の施設としての公共性、利用の公平性、運営の安定性の確保に支障がなく、民間事業者のノウハウを活用することにより、効率的で質の高い管理運営が期待できる施設は、原則として公募により指定管理者を選定する。 (26施設(東播磨生活創造センター、神戸生活創造センターを含む) (現行10施設))</p> <p>次の施設については、公募によらず、特定の団体等を指定管理者に指定する。 (運営の状況を踏まえ、引き続き公募の是非を検討) (26施設(兔和野高原野外教育センター、丹波年輪の里を含む) (現行48施設))</p> <ul style="list-style-type: none">・管理運営にあたり県行政との一体性が必要とされる施設・高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設・施設の設置目的に沿って関係団体等との利用調整や密接な連携を必要とする施設・隣接施設との一体的な管理運営や近傍市町立施設との密接な連携等により効果的な管理運営が図られる施設・地域住民が管理運営に主体的に参画している施設 <p>[指定管理者を見直す施設]</p> <ul style="list-style-type: none">・兔和野高原野外教育センター(所在地：香美町) 近傍町立施設との密接な連携のもと、効率的な管理運営を図ることにより、施設を核とした地域活性化が期待できることから、地元町に管理運営を委ねる方向で協議・調整を進める。・丹波年輪の里(所在地：丹波市) クラフト創作活動の促進など丹波年輪の里の特徴的な機能をより発揮するため、(財)兵庫丹波の森協会に管理運営を委ね、丹波の森構想の推進拠点である丹波の森公苑と一体的な管理運営を行う。 <p>(3) 透明性・公平性の確保 指定管理者の公募について、より一層の透明性・公平性を確保するため、選定方法や評価基準・配点など、できるだけ多くの情報を事前に公表するとともに、選定委員会における議事内容を公表する。</p> <p>より効率的で質の高い管理運営の提案が選定されるよう、施設の管理運営状況、選定委員会での意見等を踏まえ、選定方法等の見直しを行う。</p>	

(単位：百万円)

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)
			<p>4 運営の合理化・効率化</p> <p>(1) 施設維持費の削減 引き続き県立施設として運営する施設については、運営体制や事業内容等の見直しにより合理化・効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・契約方法の見直し(契約部局の集約化、長期継続契約の実施、複数施設による一括契約(入札)の導入、電力・ガス契約における入札の実施等)・契約内容の見直し(保守点検、清掃、警備等の委託契約の仕様(回数等)の見直し等) <p>(2) 管理運営の評価 指定管理者の業務の改善及びサービスの一層の向上に資するため、管理運営状況についての評価を毎年度実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">・指定管理者による自己評価・施設所管課による総合評価(外部有識者による評価)・評価結果の公表、指定管理者制度の効果分析	

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)																				
工．試験研究機関	<p>科学技術や情報化の進展による研究開発の高度化が進む中、大学や民間企業が高度な研究機能を担いつつあることから、県立試験研究機関としての使命や役割を踏まえ、新たな課題に対応するため、業務の重点化や機能の強化を図るとともに、組織の再編を行った。</p> <p>また、総合的なマネジメント体制のもと、研究評価、コーディネートや情報提供など行政サービス機関としての機能強化に取り組んだ。</p> <p>1 中期事業計画の策定 各試験研究機関が中期的に取り組むべき方向や業務を示した中期事業計画に基づく試験分析、調査研究、普及指導業務の推進 (第1期計画(平成13～17年度)、第2期計画(平成18～22年度))</p> <p>2 組織体制等の主な見直し (1) 組織の再編 ・公害研究所と衛生研究所の健康環境科学研究センターへの統合再編 (平成14年度) ・成人病臨床研究所の廃止(平成14年度) ・高齢者脳機能研究センターの廃止(平成14年度) ・工業技術センターの内部組織の再編(平成14年度) ・農林水産関係6機関の農林水産技術総合センターへの統合再編 (平成14年度)</p> <p>(2) 職員数の見直し (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="492 1199 1086 1360"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H11</th> <th>H20</th> <th>H20-11</th> <th>H20/H11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究員</td> <td>332</td> <td>217</td> <td>115</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>行政職・その他</td> <td>264</td> <td>231</td> <td>33</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>596</td> <td>448</td> <td>148</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 生活科学総合センターにおいて、消費生活課、神戸生活創造センターの一部(計9人)と統合再編(平成20年度) 2 家庭介護・リハビリ研修センター(平成20年度6人)は除く</p> <p>3 業務の重点化、効率化 ・県民等のニーズに直結した研究への重点化(平成13年度～) 研究課題：98課題の廃止(H18-H13) (基礎研究の原則廃止、県施策への反映が見込めない業務等の廃止) ・コーディネート、情報提供、指導・相談の機能強化をめざした普及指導 (平成13年度～) 普及指導事業：36事業の廃止(H18-H13) (対象者が減少し、県民等からのニーズが少ない業務等の廃止・縮小) ・試験分析の外部化の推進(平成13年度～) 試験分析事業：213事業の外部化(H18-H13) (民間で実施可能な業務の廃止、法定検査・権力性を伴う検査等を除く業務の廃止)</p>	年 度	H11	H20	H20-11	H20/H11	研究員	332	217	115	35%	行政職・その他	264	231	33	13%	計	596	448	148	25%	1,226 (704)	<p>[改革の基本方向]</p> <p>大学や民間企業との連携を図りながら、県民等のニーズに直結する実用性の高い研究や成果普及等へ業務を重点化するとともに、組織の統合再編や産学官連携による共同研究などにより、弾力的・効率的な運営体制を整備する。</p> <p>外部資金の積極的獲得等による機動的な研究活動など、運営の効率化に取り組むとともに、評価システムの充実など、効率的・効果的な経営手法の拡充を図る。</p> <p>1 今後の基本方針 (1) 研究成果の地域社会への還元が求められる中、基礎研究、製品の開発研究等を中心に行う大学や民間企業との連携を図りながら、地域の共同研究機関・技術支援機関として、県民や中小企業等のニーズに直結する実用性の高い研究や迅速な成果普及等へ業務の重点化を図る。 (2) 県民のくらしの安全・安心の確保や技術開発の高度化などの新たな県民ニーズや行政課題に的確に対応するため、組織の統合再編を推進するとともに、産学官連携による共同研究、外部人材等の活用を図り、弾力的・効率的な研究体制を整備する。 (3) 外部資金の積極的獲得等による機動的な研究活動など、運営の効率化に取り組むとともに、中期目標の明確化や評価システムの充実など、効率的・効果的な経営手法の拡充を図る。</p> <p>2 業務の重点化 高度な研究機能を担いつつある大学や民間企業と連携を図りながら、県立試験研究機関が実施する研究分野を重点化するとともに、大学や他の研究機関の研究成果を地域に結びつけるコーディネート機能等の強化を図る。</p> <p>(1) 県民等のニーズに直結した研究への重点化 県民や中小企業等のユーザーのニーズを的確に把握し、当該ニーズに直結する技術の開発や実用化を目的とした研究、実証実験等に重点的に取り組む。</p> <p>(2) コーディネート、情報提供、指導相談等の強化 研究成果の迅速な普及と円滑な技術移転を図るため、大学や他の研究機関と連携しながら、コーディネート、情報提供、指導相談等を強化する。</p> <p>(3) 試験分析業務等の外部化 民間で対応可能な試験分析業務や補助的業務については、外部化(民間委託)を推進する。</p>	1,046 (1,481)
年 度	H11	H20	H20-11	H20/H11																				
研究員	332	217	115	35%																				
行政職・その他	264	231	33	13%																				
計	596	448	148	25%																				

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)														
	<p>4 効率的、効果的な業務運営のための仕組みの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究評価システムの導入(平成13年度) ・任期付研究員の導入(平成14年度) ・重点領域研究推進費の導入(平成18年度) <p>5 平成20年度の改革内容</p> <p>(1) 試験研究費の見直し 所長等がリーダーシップを発揮し、機動的に研究活動するための重点領域研究推進費を除き、県一般財源を10%程度削減</p> <p>(2) 維持運営費の見直し 施設の維持運営費について、事務執行の見直しなどにより、県一般財源を15%程度削減</p>		<p>3 組織体制等の見直し</p> <p>(1) 組織の主な統合再編 新たな県民ニーズや行政課題に的確に対応できる効率的・効果的な研究体制を整備するため、類似の試験研究機関との統合再編、小規模な部や業務内容が関連する部の統廃合を行う。</p> <p>健康環境科学研究センターの再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生部門を生活科学総合センターと統合(県立健康生活科学研究所(仮称)として再編) ・環境部門を(財)ひょうご環境創造協会へ移管(兵庫県環境研究センター(仮称)の設置) <p>工業技術センターの施設整備及び内部組織の再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新施設整備に併せて、機械金属工業技術支援センター(三木市)の本所への統合再編 <p>農林水産技術総合センターの内部組織の再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な部や類似関連する部の再編 <p>(2) 弾力的な研究体制の整備 研究グループ制の導入、任期付研究員の活用、外部研究者の受入等を推進し、研究課題に機動的に対応するための弾力的な研究体制を整備するとともに、産学官の連携による共同研究、大学等が中心として行うプロジェクト型研究への参画を引き続き進める。</p> <p>(3) 職員数の見直し 一般行政部門の定員削減の枠組みの中で、業務の重点化や運営体制の見直しにより、平成30年度には概ね3割削減を目指す(対H19年度比)。</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="1745 1243 2499 1430"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度 (実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研 究 員</td> <td>229</td> <td>217</td> <td rowspan="3">職員総数を全 体で概ね3割 減</td> </tr> <tr> <td>行政職・その他</td> <td>248</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>477</td> <td>454</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">家庭介護・リハビリ研修センター(平成20年度6人)を含む</p> <p>(4) 研究アドバイザー(仮称)の設置 主要研究課題について「評価専門委員会」による外部評価を実施することに加え、研究員による研究活動に対する高度かつ専門的な助言を行うため、各試験研究機関に研究アドバイザー(仮称)を設置する。</p> <p>4 外部資金の積極的獲得 国等の競争的資金、産学官連携プロジェクト、企業等との共同研究などの外部資金の積極的獲得に取り組み、試験研究費の充実確保に努める。 獲得した外部資金のうち目標を上回る額については、試験研究の充実に充てることを原則とする。</p>	区 分	H19年度	H20年度 (実績)	H30年度目標 (対H19)	研 究 員	229	217	職員総数を全 体で概ね3割 減	行政職・その他	248	237	計	477	454	
区 分	H19年度	H20年度 (実績)	H30年度目標 (対H19)															
研 究 員	229	217	職員総数を全 体で概ね3割 減															
行政職・その他	248	237																
計	477	454																

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額 (うち一般財源)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額 (うち一般財源)
			<p>5 効率的・効果的な運営手法の拡充 包括外部監査における指摘を踏まえ、業務の数値目標の設定、研究課題の追跡評価、各試験研究機関の機関評価、行政コスト計算書の作成などを実施する。</p> <p>(1) 数値目標の設定 各試験研究機関の役割をより明確化するため、業務や外部資金獲得の数値目標を設定する。</p> <p>(2) 評価システムの充実 追跡評価の実施 研究終了から数年経過した研究課題について、成果の実用化、施策化や普及状況等を把握し、今後の研究課題の選定等への反映を図るため、追跡評価を実施する。 機関評価の実施 第2期中期事業計画(平成18～22年度)の検証にあたり、各試験研究機関の業務及び活動の総合的な評価を実施する。</p> <p>(3) 行政コスト計算書の導入 各試験研究機関における活動の透明性を高めるとともに、コスト意識を醸成し、より効率的な運営に資するため、各試験研究機関ごとに行政コスト計算書を作成する。</p> <p>6 地方独立行政法人化の検討 地方独立行政法人化の利点とされる弾力的な人員配置、透明性の確保、目標による管理と評価等について、任期制研究員の採用や企業からの非常勤研究員の受入、外部委員会による研究評価システムの構築等を通じて具体化を図る。 なお、今後とも、各試験研究機関について、それぞれの使命・役割を踏まえつつ、制度の利点・課題を見極め、移行の可否又は同制度の利点を活かす運営形態のあり方について、引き続き検討する。</p> <p>7 試験研究機関間による広域連携の推進 関西広域連合(仮称)における公設試験研究機関の連携等を推進するとともに、県内及び近畿府県の枠組みを超えた公立の試験研究機関との協力体制を強化し、情報交換、施設・機器の相互利用など、広域的な連携を推進する。</p>	

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																				
<p>[試験研究機関] 県立健康環境科学研究センター</p>	<p>1 概要</p> <p>(1) 所在地：神戸市兵庫区荒田町2丁目（兵庫庁舎） 神戸市須磨区行平町3丁目（須磨庁舎）</p> <p>(2) 組織</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務部（兵庫区、須磨区） — 企画情報部（兵庫区） — 感染症部（兵庫区） — 健康科学部（兵庫区） — 安全科学部（須磨区） — 水質環境部（兵庫区、須磨区） — 大気環境部（須磨区） <p>(3) 業 務：保健衛生又は環境に関する、調査研究、試験分析及び普及指導、情報収集、分析及び提供</p> <p>(4) 主な取組み（平成19年度）</p> <p>調査研究：研究課題 26テーマ （主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ノロウイルス食中毒対策の一環としての生カキの衛生確保 ・ ポジティブリスト制の導入に対応した残留農薬等の多成分一斉分析法 ・ 有害化学物質環境リスク評価の地域特化と総合化に関する研究 ・ 県民の生活習慣病対策に関する疫学的調査研究 <p>普及指導：ホームページを通じた健康科学情報の提供(アクセス) 年間約67,000件 試験分析：行政検査(78業務) 31,051件</p> <p>(5) 平成20年度当初予算額：69百万円（うち一般財源 38百万円）</p> <p>2 主な改革の取組み</p> <p>(1) 機関の役割の重点化（中期事業計画）</p> <p>健康・環境面での科学的、技術的根拠の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康・環境危機管理対応能力の充実 ・ 試験分析法開発のトップランナーをめざす ・ 研究マネジメント機能及び関係機関との連携の強化 ・ 県民の信頼を高めるための科学的、技術的情報の提供 <p>(2) 組織の再編</p> <p>衛生研究所と公害研究所を統合し、人と環境に関わる試験研究等を一体的に取り扱う「健康環境科学研究センター」を設置（平成14年度）</p> <p>(3) 業務の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究課題 : 27課題の廃止 ・ 普及指導事業 : 8事業の廃止 ・ 試験分析事業 : 8事業の外部化 	<p>[改革の基本方向]</p> <p>県民のくらしの安全・安心に関わる諸課題に一元的に対応するため、健康環境科学研究センターの衛生部門を生活科学総合センターと統合し、「県立健康生活科学研究所」（仮称）を設置する。</p> <p>幅広い環境問題に的確に対応するため、健康環境科学研究センターの環境部門を、類似の業務を行っている(財)ひょうご環境創造協会に移管し、県と連携して高度な調査研究及び試験分析を行う「兵庫県環境研究センター（仮称）」を設置する。</p> <p>1 今後の基本方針</p> <p>(1) 県民のくらしの安全・安心に関わる諸課題に一元的に対応するため、健康環境科学研究センターの衛生部門を、消費生活に係る相談、調査研究、情報発信等を担う生活科学総合センターと統合し、「県立健康生活科学研究所(仮称)」を設置する。</p> <p>(2) 地球規模から地域レベルまで幅広い環境問題に的確に対応するため、健康環境科学研究センターの環境部門を、類似の試験分析業務を行っている(財)ひょうご環境創造協会へ移管し、同協会内に県と連携して高度な調査研究及び試験分析を行う「兵庫県環境研究センター（仮称）」を設置する。</p> <p>2 健康環境科学研究センターの衛生部門と生活科学総合センターの統合再編</p> <p>(1) 健康生活科学研究所(仮称)の設置</p> <p>県民のくらしの安全・安心を確保するためには、相談から試験分析・調査研究、事業者指導、情報発信等までの各段階において、関係機関が連携し一元的に対応することが必要なことから、健康環境科学研究センターの衛生部門と生活科学総合センターを統合し、「県立健康生活科学研究所(仮称)」を設置する。</p> <p>新たに設置する研究所には次の2つの組織を置き、各機能の専門性を発揮するとともに、把握した問題や情報の分析・提供など相互に連携し、総合的な対応を図る。</p> <p>健康科学研究センター(仮称)</p> <p>新型インフルエンザ、食品や医薬品による健康被害等の危機管理に対応するため、健康福祉事務所等と連携しながら、危機管理に直接関わる調査研究・試験分析業務を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1647 1249 2715 1501"> <thead> <tr> <th>機 能</th> <th>強化の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康危機管理の総括的機能</td> <td>業務の企画調整、健康福祉事務所等との連携強化</td> </tr> <tr> <td>感染症試験研究機能</td> <td>細菌性・ウイルス性疾患等の分析、結核・エイズ等の検査、食中毒等の感染源・経路調査等の強化</td> </tr> <tr> <td>健康科学試験研究機能</td> <td>食品(残留農薬、食品添加物等)、医薬品、衛生材料、飲料水・水道水等の試験分析の強化</td> </tr> </tbody> </table> <p>生活科学総合センター</p> <p>高度・複雑化する消費生活の諸問題に対応するため、県民に最も身近な市町相談体制の支援を強化するとともに、相談に基づく商品その他の苦情原因究明テスト、関係機関と連携した情報分析と被害防止のための情報発信を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="1647 1669 2715 1921"> <thead> <tr> <th>機 能</th> <th>強化の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談支援機能</td> <td>市町消費生活相談への支援、困難事案の相談処理</td> </tr> <tr> <td>事業者指導機能</td> <td>相談等に応じた迅速な事業者指導、警察等との連携強化</td> </tr> <tr> <td>商品テスト機能</td> <td>相談等に基づく苦情原因究明テストの強化（自主企画研究は縮小）</td> </tr> <tr> <td>情報分析・提供機能</td> <td>消費者被害の未然防止と相談対応充実のための相談情報、商品テスト情報等の収集分析・提供の強化</td> </tr> <tr> <td>教育研修等機能</td> <td>相談員の研修等の人材育成、消費者団体等の支援強化</td> </tr> </tbody> </table>	機 能	強化の方向	健康危機管理の総括的機能	業務の企画調整、健康福祉事務所等との連携強化	感染症試験研究機能	細菌性・ウイルス性疾患等の分析、結核・エイズ等の検査、食中毒等の感染源・経路調査等の強化	健康科学試験研究機能	食品(残留農薬、食品添加物等)、医薬品、衛生材料、飲料水・水道水等の試験分析の強化	機 能	強化の方向	相談支援機能	市町消費生活相談への支援、困難事案の相談処理	事業者指導機能	相談等に応じた迅速な事業者指導、警察等との連携強化	商品テスト機能	相談等に基づく苦情原因究明テストの強化（自主企画研究は縮小）	情報分析・提供機能	消費者被害の未然防止と相談対応充実のための相談情報、商品テスト情報等の収集分析・提供の強化	教育研修等機能	相談員の研修等の人材育成、消費者団体等の支援強化
機 能	強化の方向																					
健康危機管理の総括的機能	業務の企画調整、健康福祉事務所等との連携強化																					
感染症試験研究機能	細菌性・ウイルス性疾患等の分析、結核・エイズ等の検査、食中毒等の感染源・経路調査等の強化																					
健康科学試験研究機能	食品(残留農薬、食品添加物等)、医薬品、衛生材料、飲料水・水道水等の試験分析の強化																					
機 能	強化の方向																					
相談支援機能	市町消費生活相談への支援、困難事案の相談処理																					
事業者指導機能	相談等に応じた迅速な事業者指導、警察等との連携強化																					
商品テスト機能	相談等に基づく苦情原因究明テストの強化（自主企画研究は縮小）																					
情報分析・提供機能	消費者被害の未然防止と相談対応充実のための相談情報、商品テスト情報等の収集分析・提供の強化																					
教育研修等機能	相談員の研修等の人材育成、消費者団体等の支援強化																					

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																												
	<p>(4) 職員数の見直し (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="507 285 1101 436"> <tr><td>年 度</td><td>H11</td><td>H20</td><td>H20-11</td><td>H20/H11</td></tr> <tr><td>研究員</td><td>66</td><td>40</td><td>26</td><td>39%</td></tr> <tr><td>行政職・その他</td><td>23</td><td>20</td><td>3</td><td>13%</td></tr> <tr><td>計</td><td>89</td><td>60</td><td>29</td><td>33%</td></tr> </table> <p>(5) 研究費、施設維持費(一般財源)の見直し (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="507 506 1101 621"> <tr><td>年 度</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H20-19</td><td>H20/H19</td></tr> <tr><td>研究費</td><td>13</td><td>12</td><td>1</td><td>10%</td></tr> <tr><td>施設維持費</td><td>20</td><td>17</td><td>3</td><td>13%</td></tr> </table> <p>研究費は重点領域研究推進費を除く。</p> <p>3 課 題</p> <p>(1) 暮らしの安全・安心に関する課題への対応強化 生命や健康に関わる感染症への対応や食品・医薬品等の安全・安心の確保について、県民等の関心が高まる中、一層的確に対応できる体制が求められる。</p> <p>(2) 環境分野の総合的な調査研究機能の向上 環境分野の課題に一元的に取り組む(財)ひょうご環境創造協会との連携強化により、調査研究機能の向上を図る必要がある。</p>	年 度	H11	H20	H20-11	H20/H11	研究員	66	40	26	39%	行政職・その他	23	20	3	13%	計	89	60	29	33%	年 度	H19	H20	H20-19	H20/H19	研究費	13	12	1	10%	施設維持費	20	17	3	13%	<p>3 健康環境科学研究センターの環境部門と(財)ひょうご環境創造協会との統合再編</p> <p>(1) 環境部門の(財)ひょうご環境創造協会への移管 健康環境科学研究センターの環境部門については、(財)ひょうご環境創造協会の試験分析部門が類似の業務を行っていることから、(財)ひょうご環境創造協会へ移管し、同協会内に県と連携して高度な調査研究及び試験分析を行う「兵庫県環境研究センター(仮称)」を設置する。 (財)ひょうご環境創造協会(兵庫県環境研究センター)は、県から委託を受け、緊急時の試験分析にも対応するとともに、民間検査機関の技術向上のための精度管理、指導助言を行う。</p> <p>(2) (財)ひょうご環境創造協会と(財)兵庫県環境クリエイトセンターとの統合 地球規模(地球温暖化防止等)から地域レベル(廃棄物・リサイクル等)まで幅広い環境問題に対し、関連し合う公的団体が環境学習やエコ活動の実践促進などに一元的・総合的に取り組むため、(財)ひょうご環境創造協会と(財)兵庫県環境クリエイトセンターを統合する。</p> <p>4 運営体制等の見直し 健康環境科学研究センターの環境部門の(財)ひょうご環境創造協会への統合再編、衛生部門の生活科学総合センターとの統合再編等に伴い、組織及び職員数の見直しを行う。</p> <p>(1) 組織の見直し</p>									
年 度	H11	H20	H20-11	H20/H11																																										
研究員	66	40	26	39%																																										
行政職・その他	23	20	3	13%																																										
計	89	60	29	33%																																										
年 度	H19	H20	H20-19	H20/H19																																										
研究費	13	12	1	10%																																										
施設維持費	20	17	3	13%																																										
<p>[試験研究機関] 県立生活科学総合センター</p>	<p>1 概 要</p> <p>(1) 所在地：神戸市中央区港島中町4丁目</p> <p>(2) 業 務：科学的生活の推進並びに消費者の利益の擁護及び増進のための、試験研究、情報収集、管理及び提供、指導者の養成</p> <p>(3) 主な取組み(平成19年度) 調査研究：研究課題 6テーマ (主なもの) ・牛挽肉及び豚肉加工食品中の他肉腫混入に関する試験研究 ・低価格の電磁調理器対応鍋の加熱適性に関する試験研究 普及指導：技術相談491件、情報提供226件 試験分析：苦情原因究明テスト 30件</p> <p>(4) 平成20年度当初予算額：23百万円(うち一般財源 23百万円)</p> <p>2 主な改革の取組み</p> <p>(1) 機関の役割の重点化(中期事業計画) 県民生活の安全・安心の確保と消費者の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活者の視点に立った商品の科学的検証 ・消費者からの商品苦情への適切、迅速な対応 ・生活に密着した情報の提供 ・消費者の自立支援と試験研究施設などの県民への開放 	<p>[健康生活科学研究所(仮称)の組織・主な機能]</p> <table border="1" data-bbox="1614 1098 2733 1434"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>主な機能</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">健康科学研究センター(仮称)</td> </tr> <tr> <td>危機管理部</td> <td>危機管理総括、業務の企画調整</td> <td rowspan="3">・健康環境科学研究センターから衛生部門を移管 (総務部と企画情報部を統合し、危機管理部を設置)</td> </tr> <tr> <td>感染症部</td> <td>細菌・ウイルス検査、食中毒等調査研究</td> </tr> <tr> <td>健康科学部</td> <td>残留農薬、食品、医薬品、水道水等試験分析・調査研究</td> </tr> <tr> <td colspan="3">生活科学総合センター</td> </tr> <tr> <td>相談指導部</td> <td>消費者相談、苦情処理指導</td> <td rowspan="2">・生活科学総合センターから移管</td> </tr> <tr> <td>調査研修部</td> <td>苦情原因究明テスト</td> </tr> </tbody> </table> <p>[(財)ひょうご環境創造協会・(財)兵庫県環境クリエイトセンター統合後の組織・主な機能]</p> <table border="1" data-bbox="1614 1507 2733 1875"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>主な機能</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>予算、決算、人事、営業活動</td> <td>・両財団の総務部の統合</td> </tr> <tr> <td>環境創造部</td> <td>環境学習、地球温暖化防止対策</td> <td rowspan="2">・(財)ひょうご環境創造協会から移管</td> </tr> <tr> <td>環境技術部</td> <td>調査・試験分析、環境影響評価</td> </tr> <tr> <td>資源循環部</td> <td>エコワン推進、廃家電回収、市町支援、溶融処理、フェニックス事業、最終処分場</td> <td rowspan="2">・(財)兵庫県環境クリエイトセンターから移管(企画開発部と事業部の統合)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">兵庫県環境研究センター(仮称)</td> </tr> <tr> <td>安全科学科</td> <td>有害物質、廃棄物等調査研究</td> <td rowspan="3">・健康環境科学研究センターから環境部門を移管</td> </tr> <tr> <td>水質環境科</td> <td>公共用水域・地下水の水質調査</td> </tr> <tr> <td>大気環境科</td> <td>大気汚染、ヒートアイランド対策等</td> </tr> </tbody> </table> <p>組織名は仮称。</p>	組 織	主な機能	備 考	健康科学研究センター(仮称)			危機管理部	危機管理総括、業務の企画調整	・健康環境科学研究センターから衛生部門を移管 (総務部と企画情報部を統合し、危機管理部を設置)	感染症部	細菌・ウイルス検査、食中毒等調査研究	健康科学部	残留農薬、食品、医薬品、水道水等試験分析・調査研究	生活科学総合センター			相談指導部	消費者相談、苦情処理指導	・生活科学総合センターから移管	調査研修部	苦情原因究明テスト	組 織	主な機能	備 考	総務部	予算、決算、人事、営業活動	・両財団の総務部の統合	環境創造部	環境学習、地球温暖化防止対策	・(財)ひょうご環境創造協会から移管	環境技術部	調査・試験分析、環境影響評価	資源循環部	エコワン推進、廃家電回収、市町支援、溶融処理、フェニックス事業、最終処分場	・(財)兵庫県環境クリエイトセンターから移管(企画開発部と事業部の統合)	兵庫県環境研究センター(仮称)		安全科学科	有害物質、廃棄物等調査研究	・健康環境科学研究センターから環境部門を移管	水質環境科	公共用水域・地下水の水質調査	大気環境科	大気汚染、ヒートアイランド対策等
組 織	主な機能	備 考																																												
健康科学研究センター(仮称)																																														
危機管理部	危機管理総括、業務の企画調整	・健康環境科学研究センターから衛生部門を移管 (総務部と企画情報部を統合し、危機管理部を設置)																																												
感染症部	細菌・ウイルス検査、食中毒等調査研究																																													
健康科学部	残留農薬、食品、医薬品、水道水等試験分析・調査研究																																													
生活科学総合センター																																														
相談指導部	消費者相談、苦情処理指導	・生活科学総合センターから移管																																												
調査研修部	苦情原因究明テスト																																													
組 織	主な機能	備 考																																												
総務部	予算、決算、人事、営業活動	・両財団の総務部の統合																																												
環境創造部	環境学習、地球温暖化防止対策	・(財)ひょうご環境創造協会から移管																																												
環境技術部	調査・試験分析、環境影響評価																																													
資源循環部	エコワン推進、廃家電回収、市町支援、溶融処理、フェニックス事業、最終処分場	・(財)兵庫県環境クリエイトセンターから移管(企画開発部と事業部の統合)																																												
兵庫県環境研究センター(仮称)																																														
安全科学科	有害物質、廃棄物等調査研究	・健康環境科学研究センターから環境部門を移管																																												
水質環境科	公共用水域・地下水の水質調査																																													
大気環境科	大気汚染、ヒートアイランド対策等																																													

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																		
	<p>(2) 組織の再編 「生活科学総合センター」への統合再編(平成20年度) 消費生活の諸問題に機動的・効果的に対応するため、生活科学研究所と神戸生活創造センター(生活科学部)及び本庁消費生活課の業務を統合再編し、「生活科学総合センター」を設置。</p> <table border="1" data-bbox="531 470 1240 915"> <thead> <tr> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活科学研究所 (12人)</td> <td>(総務関係) (5人)</td> </tr> <tr> <td>管理部門 (6人) 庶務、指導者育成等</td> <td>庶務、委員会運営等</td> </tr> <tr> <td>研究指導部(6人) 技術指導相談等</td> <td>相談指導部 (9人) 消費者相談、苦情処理指導</td> </tr> <tr> <td>計 12人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費生活課指導係 (3人) 条例、特定商取引等</td> <td>調査研修部 (7人) 調査、苦情原因究明テスト等</td> </tr> <tr> <td>神戸生活創造センター生活科学部 (6人) 団体支援、啓発等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計 21人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 職員数の見直し (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="516 989 1110 1136"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H11</th> <th>H20</th> <th>H20-11</th> <th>H20/H11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究員</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>±0</td> </tr> <tr> <td>行政職・その他</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>6</td> <td>+40%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>6</td> <td>+40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>H20年度において消費生活課、神戸生活創造センターの一部(計9人)と統合再編</p> <p>(4) 研究費、施設維持費(一般財源)の見直し (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="516 1247 1110 1320"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H20-19</th> <th>H20/H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設維持費</td> <td>30</td> <td>21</td> <td>9</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 課 題 くらしの安全・安心に関する課題への対応強化 県民のくらしの安全・安心をサポートするため、高度化・複雑化する消費生活の様々な問題に対し、関係機関と連携を図り、問題把握から原因究明、情報発信に至るまで一貫して対応できる体制の整備が必要である。</p>	H19年度	H20年度	生活科学研究所 (12人)	(総務関係) (5人)	管理部門 (6人) 庶務、指導者育成等	庶務、委員会運営等	研究指導部(6人) 技術指導相談等	相談指導部 (9人) 消費者相談、苦情処理指導	計 12人		消費生活課指導係 (3人) 条例、特定商取引等	調査研修部 (7人) 調査、苦情原因究明テスト等	神戸生活創造センター生活科学部 (6人) 団体支援、啓発等			合計 21人	年度	H11	H20	H20-11	H20/H11	研究員	0	0	0	±0	行政職・その他	15	21	6	+40%	計	15	21	6	+40%	年度	H19	H20	H20-19	H20/H19	施設維持費	30	21	9	30%	<p>(2) 職員数の見直し</p> <p>健康生活科学研究所(仮称) (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="1673 359 2748 768"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度 (実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">健康環境科学研 究センター (衛生部門)</td> <td>研究員</td> <td>23</td> <td>21</td> <td rowspan="6">業務の重点化、運営体制の見直しにより職員総数を概ね3割減</td> </tr> <tr> <td>行政職・その他</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>37</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生活科学総合セ ンター</td> <td>研究員</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>行政職・その他</td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">合 計</td> <td>研究員</td> <td>23</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>行政職・その他</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>58</td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table> <p>(財)ひょうご環境創造協会 兵庫県環境研究センター(仮称) (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="1673 842 2748 1026"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度 (実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">健康環境科学研 究センター (環境部門)</td> <td>研究員</td> <td>22</td> <td>19</td> <td rowspan="3">業務の重点化、運営体制の見直しにより職員総数を概ね3割減</td> </tr> <tr> <td>行政職・その他</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 中期の数値目標</p> <p>(1) 業務に係る数値目標</p> <p>健康科学研究センター(仮称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬等の新規検査可能項目数 年間30項目 ・感染症等の迅速検査手法新規導入数 年間5種類 <p>生活科学総合センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術相談件数 年間 500件 ・苦情原因究明テスト件数 年間 30件 <p>(2) 外部資金獲得に係る数値目標</p> <p>健康科学研究センター(仮称)</p> <p>研究費総額(約7百万円)の1割相当額以上の獲得を目標とする。</p>	区 分		H19年度	H20年度 (実績)	H30年度目標 (対H19)	健康環境科学研 究センター (衛生部門)	研究員	23	21	業務の重点化、運営体制の見直しにより職員総数を概ね3割減	行政職・その他	14	14	小 計	37	35	生活科学総合セ ンター	研究員	0	0	行政職・その他	21	21	小 計	21	21	合 計	研究員	23	21	行政職・その他	35	35	計	58	56	区 分		H19年度	H20年度 (実績)	H30年度目標 (対H19)	健康環境科学研 究センター (環境部門)	研究員	22	19	業務の重点化、運営体制の見直しにより職員総数を概ね3割減	行政職・その他	5	6	計	27	25
H19年度	H20年度																																																																																																			
生活科学研究所 (12人)	(総務関係) (5人)																																																																																																			
管理部門 (6人) 庶務、指導者育成等	庶務、委員会運営等																																																																																																			
研究指導部(6人) 技術指導相談等	相談指導部 (9人) 消費者相談、苦情処理指導																																																																																																			
計 12人																																																																																																				
消費生活課指導係 (3人) 条例、特定商取引等	調査研修部 (7人) 調査、苦情原因究明テスト等																																																																																																			
神戸生活創造センター生活科学部 (6人) 団体支援、啓発等																																																																																																				
	合計 21人																																																																																																			
年度	H11	H20	H20-11	H20/H11																																																																																																
研究員	0	0	0	±0																																																																																																
行政職・その他	15	21	6	+40%																																																																																																
計	15	21	6	+40%																																																																																																
年度	H19	H20	H20-19	H20/H19																																																																																																
施設維持費	30	21	9	30%																																																																																																
区 分		H19年度	H20年度 (実績)	H30年度目標 (対H19)																																																																																																
健康環境科学研 究センター (衛生部門)	研究員	23	21	業務の重点化、運営体制の見直しにより職員総数を概ね3割減																																																																																																
	行政職・その他	14	14																																																																																																	
	小 計	37	35																																																																																																	
生活科学総合セ ンター	研究員	0	0																																																																																																	
	行政職・その他	21	21																																																																																																	
	小 計	21	21																																																																																																	
合 計	研究員	23	21																																																																																																	
	行政職・その他	35	35																																																																																																	
	計	58	56																																																																																																	
区 分		H19年度	H20年度 (実績)	H30年度目標 (対H19)																																																																																																
健康環境科学研 究センター (環境部門)	研究員	22	19	業務の重点化、運営体制の見直しにより職員総数を概ね3割減																																																																																																
	行政職・その他	5	6																																																																																																	
	計	27	25																																																																																																	

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																		
<p>[試験研究機関] 県立福祉の まちづくり 工学研究所</p>	<p>1 概要</p> <p>(1) 所在地：神戸市西区曙町（総合リハビリテーションセンター内）</p> <p>(2) 組織</p> <ul style="list-style-type: none"> — 企画情報課（情報収集・発信） — 研究第1課（まちづくり支援） — 研究第2課（コミュニケーション機器・システム開発） — 研究第3課（住宅・福祉用具） — 研究第4課（義肢装具等） <p>(3) 運営：(社福)兵庫県社会福祉事業団</p> <p>(4) 業務：福祉のまちづくりを推進するための次の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具、住宅その他の建築物、道路等の研究開発 ・工学に関する情報収集及び提供、相談 ・義肢及び装具の製作及び修理 <p>(5) 主な取組み（平成19年度）</p> <p>調査研究：研究課題 25テーマ、製品化（H15～19） 5件 （主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LED照明を用いた誘導システムの活用に関する研究 ・高齢者・障害者のための支援機器の開発研究 （電動ベッドや電化機器等を操作するための環境制御装置（ECS）の改良等） ・車いす構造等が使用者に及ぼす影響及び快適性に関する研究 ・下肢装具の処方・訓練支援のための生体力学情報呈示システムの開発 <p>普及啓発：福祉用具等に係る相談 563件 ホームページを通じた情報提供（アクセス）年間約19万件</p> <p>(6) 平成20年度当初予算額：64百万円（うち一般財源 64百万円）</p> <p>2 主な改革の取組み</p> <p>(1) 機関の役割の重点化（中期事業計画）</p> <p>すべての人々が安心して生活、社会参加できるユニバーサル社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先導的、実践的な研究開発の推進 ・開かれた試験研究機関・研究体制づくり ・立地環境を活かした関係機関、施設との連携 <p>(2) 職員数の見直し（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="507 1577 1101 1728"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H11</th> <th>H20</th> <th>H20-11</th> <th>H20/H11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究員</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>22%</td> </tr> <tr> <td>行政職・その他</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 研究費、施設維持費（一般財源）の見直し（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="507 1801 1101 1913"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H20-19</th> <th>H20/H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究費</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>施設維持費</td> <td>37</td> <td>36</td> <td>1</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H11	H20	H20-11	H20/H11	研究員	9	7	2	22%	行政職・その他	6	5	1	17%	計	15	12	3	20%	年度	H19	H20	H20-19	H20/H19	研究費	11	10	1	10%	施設維持費	37	36	1	3%	<p>[改革の基本方向]</p> <p>介護ニーズに即した研究開発等を強化するため、「家庭介護・リハビリ研修センター」を統合する。 大学や企業等との連携のもと、研究テーマに弾力的に対応するグループ制の採用、任期制による人材確保や外部資金の活用を推進する。</p> <p>1 今後の基本方針</p> <p>(1) 大学や民間等で代替不可能な研究開発（高齢者・障害者等の自立支援に必要な機器・用具の製作等）を重点的に推進する。</p> <p>(2) 介護ニーズに即した研究開発等を強化するため、「家庭介護・リハビリ研修センター」を統合し、研究所の内部組織とする。</p> <p>(3) 産・官・学や医・工との連携のもと、研究テーマに弾力的に対応する研究グループ制の採用、任期制による人材確保や外部資金の活用を推進する。</p> <p>2 高齢者・障害者等の自立支援のための研究開発の推進</p> <p>介護やリハビリテーションの機能が集積する研究施設の立地環境を活かし、大学や民間等で代替不可能な研究開発（高齢者・障害者等の自立支援に必要な機器・用具の製作等）を重点的に推進する。</p> <p>3 運営体制等の見直し</p> <p>(1) 「家庭介護・リハビリ研修センター」の統合</p> <p>介護機器・用具の展示、利用者からの相談や介護・リハビリ従事者等への研修との一体的な運営を図り、介護ニーズに即した研究開発や情報発信等の機能を強化するため、「家庭介護・リハビリ研修センター」を福祉のまちづくり工学研究所の内部組織として統合する。</p> <p>(2) 研究グループ制の採用等</p> <p>研究テーマに弾力的に対応する研究グループ制の採用、研究員の新規採用の任期制化、企業からの非常勤研究員の受入促進を図る。</p> <p>[見直し後の組織]</p> <table border="1" data-bbox="1656 1430 2694 1839"> <thead> <tr> <th colspan="2">H21年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画情報課</td> <td>情報収集発信・普及啓発 福祉用具の展示・相談</td> <td>・家庭介護・リハビリ研修センターから 移管（福祉用具の展示・相談）</td> </tr> <tr> <td>第1研究グループ</td> <td>まちづくり支援 コミュニケーション機器・システム開発 住宅・福祉用具</td> <td>・研究4課体制を研究グループ（2グループ）に再編</td> </tr> <tr> <td>第2研究グループ</td> <td>義肢装具等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭介護・リハビリ研修センター</td> <td>介護・リハビリ従事者への研修</td> <td>・家庭介護・リハビリ研修センターから 移管</td> </tr> </tbody> </table>	H21年度		備考	企画情報課	情報収集発信・普及啓発 福祉用具の展示・相談	・家庭介護・リハビリ研修センターから 移管（福祉用具の展示・相談）	第1研究グループ	まちづくり支援 コミュニケーション機器・システム開発 住宅・福祉用具	・研究4課体制を研究グループ（2グループ）に再編	第2研究グループ	義肢装具等		家庭介護・リハビリ研修センター	介護・リハビリ従事者への研修	・家庭介護・リハビリ研修センターから 移管
年度	H11	H20	H20-11	H20/H11																																																
研究員	9	7	2	22%																																																
行政職・その他	6	5	1	17%																																																
計	15	12	3	20%																																																
年度	H19	H20	H20-19	H20/H19																																																
研究費	11	10	1	10%																																																
施設維持費	37	36	1	3%																																																
H21年度		備考																																																		
企画情報課	情報収集発信・普及啓発 福祉用具の展示・相談	・家庭介護・リハビリ研修センターから 移管（福祉用具の展示・相談）																																																		
第1研究グループ	まちづくり支援 コミュニケーション機器・システム開発 住宅・福祉用具	・研究4課体制を研究グループ（2グループ）に再編																																																		
第2研究グループ	義肢装具等																																																			
家庭介護・リハビリ研修センター	介護・リハビリ従事者への研修	・家庭介護・リハビリ研修センターから 移管																																																		

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																				
	<p>3 課 題</p> <p>高齢者や障害者が住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送れるよう、保健・医療・福祉の専門施設が集積する立地環境等を活かし、高齢者や障害者のニーズに即した実践的な研究開発を推進していく必要がある。</p> <p>〔家庭介護・リハビリ研修センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：神戸市西区曙町（総合リハビリテーションセンター内） ・運 営：(社福)兵庫県社会福祉事業団 ・業 務： <ul style="list-style-type: none"> ・介護技術の普及・啓発 ・保健、福祉、医療に携わる専門従事者の資質の向上 ・介護や福祉用具、住宅回収等の相談・情報提供 	<p>(3) 職員数の見直し</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="1647 321 2611 730"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度 （実績）</th> <th>H30年度目標 （対H19）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">福祉のまちづくり工学研究所</td> <td>研 究 員</td> <td>8</td> <td>7</td> <td rowspan="6">業務の重点化、運営体制の見直しにより職員総数を概ね3割減</td> </tr> <tr> <td>行政職・その他</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>14</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">家庭介護・リハビリ研修センター</td> <td>研 究 員</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>行政職・その他</td> <td>11</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>11</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">合 計</td> <td>研 究 員</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>行政職・その他</td> <td>17</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 中期の数値目標</p> <p>(1) 業務に係る数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品化件数 行革期間中15件以上 ・共同研究件数 行革期間中35件以上 <p>(2) 外部資金獲得に係る数値目標</p> <p>研究費総額（約16百万円）の3.5割相当額以上の獲得を目標とする。</p>	区 分		H19年度	H20年度 （実績）	H30年度目標 （対H19）	福祉のまちづくり工学研究所	研 究 員	8	7	業務の重点化、運営体制の見直しにより職員総数を概ね3割減	行政職・その他	6	5	小 計	14	12	家庭介護・リハビリ研修センター	研 究 員	0	0	行政職・その他	11	6	小 計	11	6	合 計	研 究 員	8	7	行政職・その他	17	11	計	25	18
区 分		H19年度	H20年度 （実績）	H30年度目標 （対H19）																																		
福祉のまちづくり工学研究所	研 究 員	8	7	業務の重点化、運営体制の見直しにより職員総数を概ね3割減																																		
	行政職・その他	6	5																																			
	小 計	14	12																																			
家庭介護・リハビリ研修センター	研 究 員	0	0																																			
	行政職・その他	11	6																																			
	小 計	11	6																																			
合 計	研 究 員	8	7																																			
	行政職・その他	17	11																																			
	計	25	18																																			

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容												
<p>[試験研究機関] 県立工業技術センター</p>	<p>1 概要</p> <p>(1) 所在地：神戸市須磨区行平町3丁目（本所）</p> <p>(2) 組織</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務部 — 技術企画部 — 技術支援部 — 材料技術部 — ものづくり開発部 — 環境・バイオ部 — 情報技術部 — 機械金属工業技術支援センター（三木市平田） — 繊維工業技術支援センター（西脇市野村町） — 皮革工業技術支援センター（姫路市野里） <p>(3) 業 務：鋳業及び工業に関する試験、研究、分析、検定、鑑定、技術調査及び技術支援並びに加工</p> <p>(4) 主な取組み（平成19年度） 調査研究：研究課題 41テーマ （主なもの） ・キトサンを用いた新規生分解性材料の開発 ・放置竹林の竹を用いた竹繊維強化グリーン複合材料の開発 ・皮革の多品種小ロット染色技術の開発 ・食品素材の機能性に着目した新規食品開発手法の開発 ・関節駆動型マネキンの開発 普及指導：技術相談 10,046件、企業訪問 282社 試験分析：依頼試験加工 656件、2,241項、機器開放利用 1,733件、7,338項</p> <p>(5) 平成20年度当初予算額：250百万円（うち一般財源 139百万円）</p> <p>2 主な改革の取組み</p> <p>(1) 機関の役割の重点化（中期事業計画） ひょうご元気産業の発展、育成のための総合的、多角的な技術支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小製造業の「技術の駆け込み寺」としての機能 ・開放型の研究開発室(オープンラボ)としての役割 ・大学シーズと企業ニーズの橋渡し、媒介役 <p>(2) 組織の再編 県内企業への技術支援機関としての機能充実のため、所内体制を全面的に再編（平成14年度）</p> <p>(3) 業務の見直し ・研究課題 : 6課題の廃止 ・普及指導事業：21事業の廃止 ・試験分析事業：196事業の外部化</p>	<p>[改革の基本方向]</p> <p>中小企業に対する技術支援の中核拠点として、先端研究開発機器や産学連携・交流機能を備えた開放型の研究開発施設を整備し、機能強化を図る。 新研究開発施設の整備に併せて、機械金属工業技術支援センター(三木市)を廃止し、本所へ機能を集約する。</p> <p>1 今後の基本方針</p> <p>(1) 中小企業に対する技術支援の中核拠点として、高度なニーズに対応できる先端研究開発機器や産学連携・交流機能を有する開放型の研究開発施設を整備し、産学官連携、技術高度化支援などの機能強化を図る。 当面、施設整備は繰り延べるものの、ソフト事業の実施等によりサービス機能を高め、中小企業への技術支援水準を確保する。</p> <p>(2) 新研究開発施設の整備に併せて、機械金属工業技術支援センターの本所への機能集約、N I R O (新産業創造研究機構)との連携体制の強化を図る。</p> <p>2 工業技術センターのリニューアル</p> <p>(1) 新研究開発施設の整備 老朽化した本館棟（築後54年）を建て替え、県内技術支援機関の拠点として、高度なニーズに対応できる先端研究開発機器や産学連携・交流機能を有する開放型の研究開発施設を整備する。 中小企業の技術開発ニーズと大学等のシーズとの橋渡し・媒介役としての役割だけでなく、基幹的企業の基盤的技術ニーズに対応し、企業、大学等との共同研究やプロジェクト研究に取り組むなど、機能の強化を図る。</p> <p>施設整備内容 本館棟を技術交流館(仮称)として建て替えるとともに、開放研究棟及び実験作業棟等を改修する。</p> <p>主な機能強化</p> <table border="1" data-bbox="1632 1396 2715 1879"> <thead> <tr> <th>強化する機能等</th> <th>主な整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産学官連携機能</td> <td>・産学官プロジェクト研究室(新設) ・大学連携室(新設) ・共同研究室(拡充)</td> </tr> <tr> <td>技術高度化支援機能</td> <td>・先端研究開発機器の重点整備 (金型、鋳造、めっき等の幅広い基盤的技術産業、次世代成長産業の研究開発に必要な機器配置)</td> </tr> <tr> <td>技術相談支援機能</td> <td>・ハローテクノ(総合相談窓口) 支援機関(兵庫ものづくり支援センター神戸、N I R O、発明協会等)の集積等による相談のワンストップ化 ・企業秘密に配慮した相談室(拡充)</td> </tr> <tr> <td>研究環境の確保</td> <td>・高度機器の性能を最大限発揮させる振動対策 ・機器・執務室の効率的な配置による機動的な研究体制の確保</td> </tr> <tr> <td>ランチ機能の強化</td> <td>・県内技術支援機関の拠点施設として遠隔技術相談の充実</td> </tr> </tbody> </table>	強化する機能等	主な整備内容	産学官連携機能	・産学官プロジェクト研究室(新設) ・大学連携室(新設) ・共同研究室(拡充)	技術高度化支援機能	・先端研究開発機器の重点整備 (金型、鋳造、めっき等の幅広い基盤的技術産業、次世代成長産業の研究開発に必要な機器配置)	技術相談支援機能	・ハローテクノ(総合相談窓口) 支援機関(兵庫ものづくり支援センター神戸、N I R O、発明協会等)の集積等による相談のワンストップ化 ・企業秘密に配慮した相談室(拡充)	研究環境の確保	・高度機器の性能を最大限発揮させる振動対策 ・機器・執務室の効率的な配置による機動的な研究体制の確保	ランチ機能の強化	・県内技術支援機関の拠点施設として遠隔技術相談の充実
強化する機能等	主な整備内容													
産学官連携機能	・産学官プロジェクト研究室(新設) ・大学連携室(新設) ・共同研究室(拡充)													
技術高度化支援機能	・先端研究開発機器の重点整備 (金型、鋳造、めっき等の幅広い基盤的技術産業、次世代成長産業の研究開発に必要な機器配置)													
技術相談支援機能	・ハローテクノ(総合相談窓口) 支援機関(兵庫ものづくり支援センター神戸、N I R O、発明協会等)の集積等による相談のワンストップ化 ・企業秘密に配慮した相談室(拡充)													
研究環境の確保	・高度機器の性能を最大限発揮させる振動対策 ・機器・執務室の効率的な配置による機動的な研究体制の確保													
ランチ機能の強化	・県内技術支援機関の拠点施設として遠隔技術相談の充実													

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																
	<p>(4) 職員数の見直し (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="507 247 1101 394"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H11</th> <th>H20</th> <th>H20-11</th> <th>H20/H11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究員</td> <td>98</td> <td>64</td> <td>34</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>行政職・その他</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>3</td> <td>19%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>114</td> <td>77</td> <td>37</td> <td>33%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 研究費、施設維持費（一般財源）の見直し (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="507 472 1101 577"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H20-19</th> <th>H20/H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究費</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>施設維持費</td> <td>85</td> <td>67</td> <td>18</td> <td>22%</td> </tr> </tbody> </table> <p>研究費は重点領域研究推進費を除く。</p> <p>3 課 題</p> <p>(1) 新研究開発施設の整備 老朽化した本館棟（築後54年）を建て替え、県内技術支援機関の拠点として、高度なニーズに対応できる先端研究開発機器や産学連携・交流機能を有する開放型の研究開発施設を整備する必要がある。</p> <p>(2) 効率的な連携体制の構築 新研究開発施設の整備に併せて、本所以外の施設との役割分担、N I R O (新産業創造研究機構) との連携について、再検討する必要がある。</p>	年 度	H11	H20	H20-11	H20/H11	研究員	98	64	34	35%	行政職・その他	16	13	3	19%	計	114	77	37	33%	年 度	H19	H20	H20-19	H20/H19	研究費	10	9	1	10%	施設維持費	85	67	18	22%	<p>(2) 機械金属工業技術支援センターの廃止 機械金属分野の高度で多様な企業ニーズに対し、次のようなワンストップかつ総合的な技術支援サービスを提供するため、新研究開発施設の整備に併せて、機械金属工業技術支援センターを本所へ機能集約する。 設備・機器が老朽化する中、本所への最新鋭機器の集中的な整備による技術支援の高度化 機械金属分野の枠を超えた多分野にわたる複合的な技術ニーズに対する対応強化 ・金属材料の熱処理・加工に加え、ゴム・プラスチック、デザイン、機械設計や品質管理等の金物製造全般に関わる分野横断的な支援 ・本所内に設置されている兵庫ものづくり支援センター神戸やN I R O (新産業創造研究機構) と連携した総合的な支援体制の強化 なお、機械金属工業技術支援センターの廃止後は、地元市や経済団体と連携して技術相談・指導等を実施し、産地振興に取り組む。</p> <p>(3) N I R O (新産業創造研究機構) との連携強化 高度化・多様化する企業ニーズに対応した技術相談、技術移転等のコーディネートに一体的に取り組むため、新研究開発施設の整備に併せて、N I R O との連携体制を強化する。</p> <p>3 戦略的な研究開発の推進 産業全体への高い波及性と大きな成長が期待される次世代を担う成長産業や兵庫の強みであるものづくり基盤技術への戦略的な研究開発、技術移転等を推進する。 ・ものづくり基盤を支える次世代成長産業の育成 素材開発、マイクロ加工技術及び評価技術の開発 ロボットハンドのセンサー、制御技術等の開発 医療・環境配慮材料、機能性食品等の開発 環境負荷の少ない製造技術・材料、エネルギー変換材料及びバイオ素材の開発 ・地域産業・地場産業の高度化 ・ブランド力向上のための先端技術導入、製品の高付加価値化</p> <p>4 運営体制等の見直し</p> <p>(1) 大学等との人事交流の促進 大学等との共同プロジェクトを促進し、工業技術センターの研究員が客員研究員として大学での研究に従事するほか、大学院で講義を行ったり、同センターに大学院生を受け入れ、単位認定するなどの連携大学院のシステムを導入する。</p> <p>(2) 職員数の見直し (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="1676 1453 2745 1600"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度 (実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究員</td> <td>64</td> <td>64</td> <td rowspan="3">研究員は業務の重点化、任期付研究員の活用により削減を図り、その他の職員は運営体制の見直し等により概ね3割減</td> </tr> <tr> <td>行政職・その他</td> <td>13</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>77</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 中期の数値目標</p> <p>(1) 業務に係る数値目標</p> <table border="1" data-bbox="1676 1696 2433 1843"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H16～18実績</th> <th>H20～22目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術相談件数 (年平均)</td> <td>9,687件</td> <td>10,500件</td> </tr> <tr> <td>技術移転件数 (延べ数)</td> <td>229件</td> <td>250件</td> </tr> <tr> <td>利用企業数 (延べ数)</td> <td>4,073社</td> <td>4,500社</td> </tr> <tr> <td>5回以上利用企業数 (延べ数)</td> <td>1,209社</td> <td>1,300社</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 外部資金獲得に係る数値目標 研究費総額（約71百万円）の8割相当額の獲得を目標とする。</p>	区 分	H19年度	H20年度 (実績)	H30年度目標 (対H19)	研究員	64	64	研究員は業務の重点化、任期付研究員の活用により削減を図り、その他の職員は運営体制の見直し等により概ね3割減	行政職・その他	13	13	計	77	77	区 分	H16～18実績	H20～22目標	技術相談件数 (年平均)	9,687件	10,500件	技術移転件数 (延べ数)	229件	250件	利用企業数 (延べ数)	4,073社	4,500社	5回以上利用企業数 (延べ数)	1,209社	1,300社
年 度	H11	H20	H20-11	H20/H11																																																														
研究員	98	64	34	35%																																																														
行政職・その他	16	13	3	19%																																																														
計	114	77	37	33%																																																														
年 度	H19	H20	H20-19	H20/H19																																																														
研究費	10	9	1	10%																																																														
施設維持費	85	67	18	22%																																																														
区 分	H19年度	H20年度 (実績)	H30年度目標 (対H19)																																																															
研究員	64	64	研究員は業務の重点化、任期付研究員の活用により削減を図り、その他の職員は運営体制の見直し等により概ね3割減																																																															
行政職・その他	13	13																																																																
計	77	77																																																																
区 分	H16～18実績	H20～22目標																																																																
技術相談件数 (年平均)	9,687件	10,500件																																																																
技術移転件数 (延べ数)	229件	250件																																																																
利用企業数 (延べ数)	4,073社	4,500社																																																																
5回以上利用企業数 (延べ数)	1,209社	1,300社																																																																

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
<p>[試験研究機関] 県立農林水産技術総合センター</p>	<p>1 概要</p> <p>(1) 所在地：加西市別府町南ノ岡甲1533（本所）</p> <p>(2) 組織</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部（加西市） 農業大学校（加西市） 企画調整・産学官連携部（加西市） 環境部（加西市） 生物工学部（加西市） 普及部（加西市） 食品加工流通部（朝来市和田山町） 農業技術センター（加西市） <ul style="list-style-type: none"> 作物・経営機械部 園芸部 病虫害防除部 北部農業技術センター（朝来市和田山町） <ul style="list-style-type: none"> 農業部 畜産部 淡路農業技術センター（南あわじ市） <ul style="list-style-type: none"> 農業部 畜産部 畜産技術センター（加西市） <ul style="list-style-type: none"> 家畜部 森林林業技術センター（宍粟市山崎町） <ul style="list-style-type: none"> 資源部 木材利用部 普及部 緑化センター 水産技術センター（明石市） <ul style="list-style-type: none"> 資源部 増殖部 普及部 但馬水産技術センター 内水面漁業センター <p>(3) 業 務：・農作物の品種改良及び栽培法、家畜の改良及び飼養管理、林業技術、水産資源及び魚介藻類の増養殖等の試験研究 ・農林水産技術の普及、研修及び教育 ・種苗の育成及び配布並びに家畜精液及び家畜受精卵の配布</p> <p>(4) 主な取組み（平成19年度） 調査研究：研究課題 84テーマ （主なもの） ・正月、3月（彼岸）の需要期に収穫できるキク切り花の技術の開発 ・消費者が求める美味しい牛肉の評価基準の開発 ・生物多様性保全を重視した緑化工法の開発 ・マコガレイの資源回復技術の開発 普及指導：相談・情報提供 63,023件、技術指導 11,722件 試験分析：513項目</p> <p>(5) 平成20年度当初予算額：767百万円（うち一般財源 341百万円）</p>	<p>[改革の基本方向]</p> <p>ひょうごの「農」を生かす社会の実現を支える技術開発と研究成果の普及を進めるため、現行の研究機能を維持する。 小規模な部や業務内容が関連する部の統廃合等を行い、弾力的かつ効率的な研究体制を整備する。</p> <p>1 今後の基本方針</p> <p>(1) 農業・畜産・林業・水産それぞれの分野において、消費者や生産者のニーズを的確に捉え、生産性の向上や安全・安心な食品の供給等に寄与する技術開発と研究成果の迅速な普及を進めるため、現行の研究機能を維持する。</p> <p>(2) 小規模な部や業務内容が関連する部の統廃合等を図り、農林水産分野の横断的なニーズに的確に対応できる、弾力的かつ効率的な研究開発体制を整備する。</p> <p>2 ひょうごの「農」を生かす社会の実現を支える技術開発の推進 食の安全・安心、地球温暖化問題など、食や農林水産物をめぐる新たな課題への対応、ひょうごのブランド力を支える技術開発等を重点的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の担い手育成のための経営支援 ・食の安全・安心を支える技術開発 ・温暖化等気象変動に対応した農林水産技術の開発 ・省エネ・低コスト技術と高品質生産技術の開発 ・自然災害に強い森づくりのための技術開発 ・水産資源の持続的利用を可能にする技術開発 <p>3 運営体制等の見直し</p> <p>(1) 弾力的・効率的な研究開発体制の整備 小規模な部や業務が関連する部の統廃合を行い、弾力的かつ効率的な体制のもと、現場のニーズに的確に対応した研究の実施と研究成果の普及に取り組む。</p> <p>企画調整・経営支援部の設置（企画調整・産学官連携部と普及部の統合） 生産現場の課題把握と試験研究課題の企画を一元化し、普及現場のニーズに応じた試験研究とその成果の迅速かつ効率的な普及を進める。</p> <p>環境部、農業技術センターの統合再編 環境部、農業技術センターに属する3部（作物・経営機械部、園芸部、病虫害防除部）を2部に再編し、農業技術センターに弾力的な研究体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産・経営技術分野に重点を置く「農産園芸部(仮称)」 ・環境・病虫害分野に重点を置く「環境・病虫害部(仮称)」 <p>生物工学部の再編 生物工学部が担ってきたバイオテクノロジーの手法を用いた品種改良等に関する研究を応用部門の育種・栽培部門（再編後の農産園芸部（仮称））に移管し、優良品種・系統の早期実用化、技術手法の効率化及び技術開発期間の短縮を図る。</p> <p>食品加工流通部と北部農業技術センター農業部の統合 北部農業技術センター（朝来市和田山町）と同一所在地にある食品加工流通部を、同センター農業部に統合し、組織の効率化を図る。</p>

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																						
	<p>2 主な改革の取組み</p> <p>(1) 機関の役割の重点化（中期事業計画） ひょうごの「農」を生かす社会の実現を支える技術開発、普及 ・地域における農林水産振興を主導する研究の実施 ・健康で安全、快適な県民生活の実現 ・農林水産の持つ多面的機能の維持、保全 ・農林水産政策を技術面から強力に支援</p> <p>(2) 組織の再編 農林水産分野の横断的な研究課題や普及指導等への総合的な対応を図るため、関係6機関を統合（平成14年度）</p> <p>(3) 業務の見直し ・研究課題：65課題の廃止 ・普及指導事業：7事業の廃止 ・試験分析事業：9事業の外部化</p> <p>(4) 職員数の見直し（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="507 919 1397 1182"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H11</th> <th>H20</th> <th>H20-H11</th> <th>H20/H11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究員</td> <td>159</td> <td>106</td> <td>53</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>行政事務職</td> <td>37</td> <td>32</td> <td>5</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>農業大学校教員、普及指導専門員</td> <td>32</td> <td>29</td> <td>3</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>漁業調査・取締船管理等船員</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>± 0</td> <td>± 0</td> </tr> <tr> <td>動植物の栽培管理・飼養管理等技術員</td> <td>117</td> <td>93</td> <td>24</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>363</td> <td>278</td> <td>85</td> <td>23%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 研究費、施設維持費（一般財源）の見直し（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="507 1255 1397 1367"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H20-H19</th> <th>H20/H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究費</td> <td>79</td> <td>58</td> <td>21</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>施設維持費</td> <td>308</td> <td>281</td> <td>27</td> <td>9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>試験研究費は重点領域研究推進費を除く。</p> <p>3 課 題</p> <p>(1) ひょうごの「農」を生かす社会の実現を支える技術開発の推進 食の安全・安心、地球温暖化等の食や農林水産物をめぐる新たな課題に対応するため、研究分野の重点化を図る必要がある。</p> <p>(2) 弾力的・効率的な研究体制の整備 弾力的・効率的な研究体制を整備するため、小規模な部や業務が関連する部の統廃合を行う必要がある。</p>	年 度	H11	H20	H20-H11	H20/H11	研究員	159	106	53	33%	行政事務職	37	32	5	14%	農業大学校教員、普及指導専門員	32	29	3	9%	漁業調査・取締船管理等船員	18	18	± 0	± 0	動植物の栽培管理・飼養管理等技術員	117	93	24	21%	計	363	278	85	23%	年 度	H19	H20	H20-H19	H20/H19	研究費	79	58	21	27%	施設維持費	308	281	27	9%	<p>森林林業技術センター及び水産技術センターの各普及部の資源部への統合 試験研究課題の調整部門（資源部）に普及業務を統合し、普及現場のニーズに応じた試験研究とその成果の迅速かつ効率的な普及を進める。</p> <p>見直し後の組織(案)</p> <pre> graph LR A[総務部(加西市)] --- B[農業大学校(加西市)] B --- C[企画調整・経営支援部(加西市)] C --- D[農業技術センター(加西市)] D --- E[農産園芸部] D --- F[環境・病害虫部] G[畜産技術センター(加西市)] --- H[家畜部] I[北部農業技術センター(朝来市和田山町)] --- J[農業・加工流通部] I --- K[畜産部] L[淡路農業技術センター(南あわじ市)] --- M[農業部] L --- N[畜産部] O[森林林業技術センター(宍粟市山崎町)] --- P[資源部] O --- Q[木材利用部] O --- R[緑化センター] S[水産技術センター(明石市)] --- T[資源部] S --- U[増殖部] S --- V[但馬水産技術センター] S --- W[内水面漁業センター] </pre> <p>(2) 組織再編に対応した体制整備（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="1659 1167 2579 1465"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度 (実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究員</td> <td>112</td> <td>106</td> <td rowspan="5">OB職員の活用、 補助的業務の委託等 により、職員総数で 概ね3割減</td> </tr> <tr> <td>行政事務職</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>農業大学校教員、普及指導専門員</td> <td>34</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>漁業調査・取締船管理等船員</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>動植物の栽培管理・飼養管理等技術員</td> <td>94</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>290</td> <td>278</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 中期の数値目標</p> <p>(1) 業務に係る数値目標</p> <table border="1" data-bbox="1644 1650 2300 1766"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H18(現状)</th> <th>H22</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発技術数</td> <td>224件</td> <td>280件</td> <td>430件</td> </tr> <tr> <td>普及技術数</td> <td>196件</td> <td>210件</td> <td>310件</td> </tr> </tbody> </table> <p>件数はH13以降の累計</p> <p>(2) 外部資金獲得に係る数値目標 研究費総額（約387百万円）の2割相当額の獲得を目標とする。</p>	区 分	H19年度	H20年度 (実績)	H30年度目標 (対H19)	研究員	112	106	OB職員の活用、 補助的業務の委託等 により、職員総数で 概ね3割減	行政事務職	32	32	農業大学校教員、普及指導専門員	34	29	漁業調査・取締船管理等船員	18	18	動植物の栽培管理・飼養管理等技術員	94	93	計	290	278		区 分	H18(現状)	H22	H27	開発技術数	224件	280件	430件	普及技術数	196件	210件	310件
年 度	H11	H20	H20-H11	H20/H11																																																																																				
研究員	159	106	53	33%																																																																																				
行政事務職	37	32	5	14%																																																																																				
農業大学校教員、普及指導専門員	32	29	3	9%																																																																																				
漁業調査・取締船管理等船員	18	18	± 0	± 0																																																																																				
動植物の栽培管理・飼養管理等技術員	117	93	24	21%																																																																																				
計	363	278	85	23%																																																																																				
年 度	H19	H20	H20-H19	H20/H19																																																																																				
研究費	79	58	21	27%																																																																																				
施設維持費	308	281	27	9%																																																																																				
区 分	H19年度	H20年度 (実績)	H30年度目標 (対H19)																																																																																					
研究員	112	106	OB職員の活用、 補助的業務の委託等 により、職員総数で 概ね3割減																																																																																					
行政事務職	32	32																																																																																						
農業大学校教員、普及指導専門員	34	29																																																																																						
漁業調査・取締船管理等船員	18	18																																																																																						
動植物の栽培管理・飼養管理等技術員	94	93																																																																																						
計	290	278																																																																																						
区 分	H18(現状)	H22	H27																																																																																					
開発技術数	224件	280件	430件																																																																																					
普及技術数	196件	210件	310件																																																																																					

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容									
才・教育機関 県立大学	<p>1 「第2期中期計画」に基づく取組みの推進 平成16年4月に神戸商科大学、姫路工業大学、県立看護大学を統合し、開学後4年を経過した兵庫県立大学は、統合の効果を確かなものとし、自主・自律的で計画的な大学運営を行うため、「第2期中期計画（平成19～21年度）」に基づき大学運営を展開している。</p> <p>[学生定員・教職員実数] (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="477 470 1098 583"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H15(統合前)</th> <th>H20(現状)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学 生 数</td> <td>5,728</td> <td>5,936</td> </tr> <tr> <td>教職員数</td> <td>714</td> <td>724</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 課題</p> <p>(1) 教育の一層の充実・強化 豊かな人間性の涵養とグローバルコミュニケーション能力の向上を重視し、教育内容の一層の充実を図るとともに、高度化・多様化する社会ニーズに対応し、さらに質の高い教育体制を確立する必要がある。</p> <p>(2) 研究のさらなる発展・高度化 地域や大学の有する特色ある資源を生かし、研究体制の一層の充実を図り、先導的・独創的な研究を推進する必要がある。</p> <p>(3) 社会貢献の積極的な展開 地域とともに発展する県立大学として、生涯学習、産学連携等を全学的な体制で推進し、地域社会への貢献を積極的に展開する必要がある。</p> <p>(4) 自主的・自律的な管理運営体制の確立 学長のリーダーシップの下、大学の自主性・自律性を確保しつつ、責任ある大学運営を戦略的・機動的に行い、県立大学の総合力を発揮できる全学的運営システムの充実を図る必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組</p> <p>(1) 開学(統合)にあたり導入した取組み(公立大学法人と同様のメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長が強いリーダーシップを発揮できるよう、副学長を配置するとともに、学長の裁量予算を大幅に拡充した。 ・大学が作成する「中期計画」に基づき自主性の高い運営を行い、県がその業績を評価してその運営に反映させる仕組み(評価委員会)を導入した。 ・大学運営に対する審議機関として「運営協議会」を創設し、学外者の意見を反映するシステムを導入した。 ・大学の運営状況の公表を義務づけた。 ・教員の公募制、助手の任期制を導入した。 <p>(2) 運営費・研究費の効率的な執行(平成20年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定型事務の集約化や電子化、機器の保守、清掃、警備等の委託・契約内容の見直しにより経費削減を図り、一般事務費を平成19年度の70%(施設維持費は85%)とした。 ・研究水準を維持するため、研究費予算は総額の確保を図る中で、教員当・学生当積算校費を10%削減とし、外部資金獲得努力を行うこととした。 	区 分	H15(統合前)	H20(現状)	学 生 数	5,728	5,936	教職員数	714	724	<p>[改革の基本方向]— 知識基盤社会の到来や18歳人口の減少が進む中、より高度な人材の育成や国際競争力のある研究水準の確保、地域社会との連携強化など多様化するニーズに対応するため、教育・研究・社会貢献等の各分野に積極的に取り組み、自律的かつ効率的な大学運営を行う。</p> <p>1 県立大学運営の基本方針</p> <p>(1) 教育 幅広い教養や専門知識・技能を含めた課題探求能力とグローバルリテラシー(国際対話能力)を備えた、地域や国際社会で活躍できる創造性と自律性を有する人材を育成する。</p> <p>(2) 研究 SPring-8など県内の高度な研究基盤や、コウノトリや震災復興など地域特性を生かした先導的・創造的な研究を、様々な分野の研究機関等との連携の中で進め、最先端の知識と技術の蓄積と地域社会への還元を行う。</p> <p>(3) 社会貢献 先端的な研究や地域資源等を生かした創造的な教育研究などの成果を、産学連携や地域課題の解決、県民の生涯学習ニーズなどに最大限活用し、県民生活の向上、地域の振興など地域社会の発展に貢献する。</p> <p>(4) 県政との連携 県との密接な連携のもと、地域における「知の拠点」としてその高いポテンシャルを生かし、政策形成や施策展開において重要な役割を担う。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 教育・研究の充実・強化 時代や社会のニーズに的確に対応した教育・研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度専門職業人育成のための専門職大学院等(経営専門職大学院、景観園芸専門職大学院、管理栄養士養成課程)の設置を検討する。 ・大学院への進学率が高い分野等での学部・大学院一貫教育(6年又は5年)を充実する。(経営学部と会計専門職大学院、工学部と工学研究科等) ・安全・安心な出産・子育てを支援し、産科医減少にも対応するモデルとして、質の高い助産ケアの提供や人材育成などを行う大学附置の教育研究施設の設置を検討する。 ・英語による専門教育の実施など国際化に対応できる人材育成プログラムを検討する。 <p>県政と連携し、地域資源等を活用した特色ある教育・研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代スーパーコンピュータと連携した大学院研究科を新設し、国際的な大学連携拠点を形成する。 ・生命科学研究科ピコバイオロジー研究所による先導的研究を推進する。 ・高度産業科学技術研究所ニュースパルの産業利用を促進する。 ・震災の教訓を生かした国際的な災害看護拠点(地域ケア開発研究所等)を形成する。 ・自然・環境科学研究所(コウノトリの郷公園、西はりま天文台公園等)への大学院機能の附与を検討する。
区 分	H15(統合前)	H20(現状)									
学 生 数	5,728	5,936									
教職員数	714	724									

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																		
	<p>(参考)</p> <p>1 兵庫県立大学の各学部及び定員 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="430 331 1469 1444"> <thead> <tr> <th colspan="2">学部名等</th> <th>総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">学 部</td> <td>経済学部</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>経営学部</td> <td>920</td> </tr> <tr> <td>工学部</td> <td>1,408</td> </tr> <tr> <td>理学部</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>環境人間学部</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>看護学部</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td colspan="2">学部計</td> <td>5,048</td> </tr> <tr> <td rowspan="18">大 学 院</td> <td rowspan="9">博士前期課程 専門職学位課程</td> <td>経済学研究科</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>経営学研究科</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>会計研究科</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>工学研究科</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>物質理学研究科</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>生命理学研究科</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>環境人間学研究科</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>看護学研究科</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>応用情報科学研究科</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">博士後期課程</td> <td>経済学研究科</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>経営学研究科</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>工学研究科</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>物質理学研究科</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>生命理学研究科</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>環境人間学研究科</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>看護学研究科</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>応用情報科学研究科</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>228</td> </tr> <tr> <td colspan="2">大学院計</td> <td>888</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>5,936</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 附置研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済経営研究所 ・ 高度産業科学技術研究所 ・ 自然・環境科学研究所 (田園生態系、宇宙天文系、自然環境系、景観園芸系、森林・動物系) ・ 地域ケア開発研究所 	学部名等		総定員	学 部	経済学部	800	経営学部	920	工学部	1,408	理学部	700	環境人間学部	800	看護学部	420	学部計		5,048	大 学 院	博士前期課程 専門職学位課程	経済学研究科	40	経営学研究科	30	会計研究科	80	工学研究科	200	物質理学研究科	64	生命理学研究科	56	環境人間学研究科	60	看護学研究科	50	応用情報科学研究科	80	計	660	博士後期課程	経済学研究科	15	経営学研究科	18	工学研究科	75	物質理学研究科	33	生命理学研究科	27	環境人間学研究科	18	看護学研究科	12	応用情報科学研究科	30	計	228	大学院計		888	合 計		5,936	<p>教育・研究組織の特色化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会ニーズに対応し、特色ある教育研究をより一層進めるために、学部、学科、コース等の再編や附置研究所の見直しを行う。 <p>外部資金、競争的資金の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産学連携センターのコーディネーターや各教員の活動強化により、受託研究費、共同研究費、寄付講座等の獲得を図る。 ・ 競争的資金を獲得するため、テーマ選定、申請・プレゼンテーション技法の向上を図る委員会等を設置する。 ・ 資金獲得実績等に応じた研究費加算や表彰等処遇への反映を行う。 <p>(2) 社会貢献の積極的展開</p> <p>産学連携から地域連携、社会連携へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産学連携の分野、地域、対象の拡充を図るとともに、産学連携センターのコーディネーター機能の強化や方針決定の迅速化により一層の充実を図る。 ・ 国や県の試験研究機関、病院等との連携により、大学の総合力を発揮する。 <p>生涯学習の支援、社会人向け教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の専門教育、研究資源を活用した社会人のリカレント教育、高度な教養教育などの生涯学習機会を提供する。 ・ 科目等履修生、聴講生、研究生等の活用による教育研究機会、昼夜開講制度等の活用による社会人に対する就学機会を提供する。 <p>(3) 自主的・自律的な管理運営体制の確立</p> <p>教職員体制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員定数は、平成30年度までに10%程度削減するとともに、次世代スーパーコンピュータ新研究科の設置など新たな教育研究ニーズに対応するため、削減した定数の1/2に相当する5%程度を新規事業枠として設ける。 ・ 教育、研究、社会貢献、学内業務等の活動に対する教員評価を導入し(平成20年度から試行)、評価結果を処遇等へ反映させる。 ・ 教員任期制(一部教員に導入済)について、適用範囲の拡大、更新基準の厳格化など制度の充実を図る。 ・ 教育・研究の活性化に資する人材(客員教員、研究員)について、外部資金等も活用し、確保を図る。 ・ 事務局職員は、前期3年間で概ね15%の削減を行うとともに、中後期においても、教育研究内容の見直しや教員体制等に応じた適正配置を行う。 <p>神戸キャンパス(本部機能等)の移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部事務局等は、経費節減とともに、キャンパスの一体感醸成及び大学の効率的運営を図るため、現有建物を最大限活用することを基本に、神戸学園都市キャンパス等適地へ移転する。 ・ 応用情報科学研究科は、経費節減とともに、教育研究機能の集積と高度化のため、ポートアイランドに移転し、次世代スーパーコンピュータと連携した大学院研究科と一体的に整備する。
学部名等		総定員																																																																		
学 部	経済学部	800																																																																		
	経営学部	920																																																																		
	工学部	1,408																																																																		
	理学部	700																																																																		
	環境人間学部	800																																																																		
	看護学部	420																																																																		
学部計		5,048																																																																		
大 学 院	博士前期課程 専門職学位課程	経済学研究科	40																																																																	
		経営学研究科	30																																																																	
		会計研究科	80																																																																	
		工学研究科	200																																																																	
		物質理学研究科	64																																																																	
		生命理学研究科	56																																																																	
		環境人間学研究科	60																																																																	
		看護学研究科	50																																																																	
		応用情報科学研究科	80																																																																	
	計	660																																																																		
	博士後期課程	経済学研究科	15																																																																	
		経営学研究科	18																																																																	
		工学研究科	75																																																																	
		物質理学研究科	33																																																																	
		生命理学研究科	27																																																																	
		環境人間学研究科	18																																																																	
		看護学研究科	12																																																																	
		応用情報科学研究科	30																																																																	
計		228																																																																		
大学院計		888																																																																		
合 計		5,936																																																																		

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
		<p>評価システム等の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立大学評価委員会及び認証評価機関による評価や評価結果の公表など、評価システムの確立による質の向上を図る。 ・外部意見を大学運営に反映させるため、経済団体・マスコミ等との意見交換、企業へのアンケートの実施等を行う。 <p>各学部等の個性・特色の確立</p> <p>神戸、姫路、明石など各学部等における教育・研究の新たな展開に加え、広報・産学連携・地域連携の推進等による個性化・特色化を進める。</p> <p>3 新たな中期計画の策定</p> <p>県立大学として、具体的な改革方策を主体的に検討し、大学設置者である県と協議の上、平成22年度以降の新たな中期計画の策定に反映させ、学内一体となって計画的な推進を図る。</p> <p>4 公立大学法人化の検討</p> <p>県立大学の法人化については、当面、他大学の法人化の成果や課題、県立大学の運営状況等を踏まえ、引き続き検討を行う。</p>

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
<p>[教育機関] 県立高等学校</p>	<p>1 「県立高等学校教育改革第一次実施計画（平成12～20年度）」に基づく取組みの推進 平成12年2月に策定した「県立高等学校教育改革第一次実施計画」に基づき次の4つの視点を柱とし、「学びたいことが学べる魅力ある学校づくり」を目指した取組みを推進してきた。</p> <p>(1) 個性を尊重する多様で柔軟な高校教育への転換を図る。 (2) 生徒急減に対応した学校の望ましい規模の確保と配置の適正化を進める。 (3) 過度の受験競争を緩和し、生徒の主体性を生かせる選抜システムを工夫する。 (4) 生涯学習社会に対応し、地域に開かれた学校づくりを進める。</p> <p>2 課題 国際化や高度情報化など、多様化が進む社会の中では、柔軟な発想のできる生徒、幅広い教養やコミュニケーション能力・問題解決能力等を身に付けた生徒を育てることが求められていることを踏まえ、次の課題に対応する必要がある。</p> <p>(1) 各学校において、教育課程における特色ある教育、特色ある特別活動等を通じた学校文化の創造、大学や地域と連携した幅広い教育、生きる力を育むためのキャリア教育等を推進する必要がある。</p> <p>(2) 高校進学率が97%を超える状況や今後の生徒数の動向等を考慮しつつ、活力ある教育活動を維持し、生徒の多様なニーズに対応した教育を一層進める必要がある。</p> <p>3 「県立高等学校教育改革第二次実施計画（平成21～25年度）」の策定 上記課題に対応するため、平成20年2月に「県立高等学校教育改革第二次実施計画（平成21～平成25年度）」を策定した。</p> <p>(参考) 県立高等学校等の概要</p> <p>(1) 公立高等学校数（平成20年4月1日現在） 全日制高等学校 148校5分校（県立131校5分校、市立17校）</p> <p>ア 普通科 108校2分校（県立95校2分校、市立13校） ・学年制 101校2分校（県立89校2分校、市立12校） ・単位制 7校（県立6校、市立1校）</p> <p>イ 専門学科 49校3分校（県立40校3分校、市立9校） うち21校（県立16校、市立5校）は普通科と併置</p> <p>ウ 総合学科 14校 うち2校は専門学科と併置</p> <p>定時制高等学校[多部制単位制高校2校含む] 26校1分校（県立20校1分校、市立6校）</p> <p>中高一貫教育校 2校</p> <p>ア 中等教育学校 1校 イ 併設型 1校</p>	<p>[改革の基本方向] 各学校での教育内容の一層の充実を図るとともに、今後の生徒数の動向等を考慮しつつ、活力ある教育活動を維持し、生徒の多様な学習ニーズに対応した教育の充実を図るため、平成21年度から25年度までの高校教育改革の方向と推進計画を示した「第二次実施計画」に基づき、県立高等学校教育改革を進める。</p> <p>1 県立高等学校教育改革の基本方針</p> <p>(1) 魅力ある学校づくりの推進 生徒の個性やニーズに対応し、教育内容を充実させ、バランスのとれた人間の育成をめざす教育を展開するとともに、学びたいことが学べる魅力ある学校づくりを推進する。</p> <p>(2) 今後の生徒数等の状況を見据えた望ましい規模の確保と配置の適正化 生徒数の動向や市町合併等の社会状況を見極めながら、高等学校の望ましい規模の確保と配置の適正化を進める。</p> <p>(3) 学びたい学校を選択できる入学者選抜制度・方法の改善 生徒がそれぞれの学校の特色や自分の適性・進路希望等に応じて、学びたい学校を選択できる入学者選抜制度・方法の改善を図る。</p> <p>(4) 定時制・通信制高校の活性化と望ましい配置の推進 経済社会情勢の変化や多様な学習ニーズを踏まえて、定時制・通信制高等学校の活性化と望ましい配置を推進する。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 魅力ある学校づくりの推進 総合学科の充実 ・多様な生徒のニーズに対応し、既設総合学科の教育内容の充実を一層図る。</p> <p>全日制普通科単位制高等学校の設置 ・多様な選択科目の拡大など、単位制の特性を活かした教育内容の充実を図る。 ・学校数が多い地域や今後の生徒数の増加が見込める地域については、既設の学校に加えて、新たに設置する。</p> <p>新しい専門高校及び特色ある専門学科の設置 ・新しい専門高校については、総合学科の系列等において、専門的な学びが広がっていることから、新たに設置はしない。 ・生徒のニーズがあり、特色ある学びを継続・発展させているコースの専門学科への改編を推進する。</p> <p>各学科の特色化の推進 ・普通科は、特色ある類型の設置や特色ある類型のコースへの改編を検討する。 ・職業教育を主とする専門学科は、全県的な学科の配置バランスを考慮し、地域の事情や生徒のニーズに対応した学科の改編や統合を検討する。</p> <p>中学校と高等学校の連携及び中高一貫教育校の設置 ・中学校と高等学校の連携を促進することにより中等教育の充実を図る。 ・将来の地域づくりの担い手を育成する観点から、すべての学年が1学級となった学校を、連携型中高一貫教育校に改編することを推進する。</p>

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																				
	<p>(2) 通学区域及び入学者選抜制度(平成20年度)</p> <p>通学区域 16学区</p> <p>入学者選抜制度</p> <p>ア 単独選抜 5学区 イ 総合選抜 3学区 ウ 複数志願選抜・特色選抜 6学区 エ 連携校方式 2学区</p> <p>平成22年度から複数志願選抜11学区、単独選抜3学区、連携校方式2学区となる。</p> <p>(3) 中学校卒業見込者数の推移</p> <table border="1" data-bbox="504 703 890 892"> <thead> <tr> <th colspan="2">(第一次実施計画期間)</th> </tr> <tr> <th>年 度</th> <th>卒業見込者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H11年度</td> <td>62,058人</td> </tr> <tr> <td>H20年度</td> <td>49,019人(見込)</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td>13,039人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="934 703 1320 892"> <thead> <tr> <th colspan="2">(第二次実施計画期間)</th> </tr> <tr> <th>年 度</th> <th>卒業見込者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20年度</td> <td>49,019人(見込)</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>49,216人(見込)</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td>197人</td> </tr> </tbody> </table>	(第一次実施計画期間)		年 度	卒業見込者数	H11年度	62,058人	H20年度	49,019人(見込)	増 減	13,039人	(第二次実施計画期間)		年 度	卒業見込者数	H20年度	49,019人(見込)	H25年度	49,216人(見込)	増 減	197人	<p>(2) 県立高校の望ましい規模と配置</p> <p>望ましい規模と配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校の望ましい規模については、普通科は6～8学級、総合学科は4学級以上、職業教育を主とする学科の単独校は3学級以上とする。 なお、生徒数の減少が続く地域における普通科については3学級以上とする。 高等学校の配置については、通学区域毎に普通科と専門学科との学級数のバランスや専門学科の配置状況を視野に入れ検討する。 <p>小規模校及び分校</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模校であることを活かした教育を行う特色ある学校として必要な場合には、1学年2学級以下の小規模校として存続する。 すべての学年が1学級となった学校は、地域と連携してその活性化方策を研究するとともに、連携型中高一貫教育校などの特色ある学校として存続するか、近隣校と統合するかを検討する。 分校については、小規模校として存続する必要性、学区内の生徒数の推移や本校及び近隣校と分校との学級数のバランスを考慮した上で、その在り方を検討する。 <p>通学区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい選抜制度を導入する際に、学校数の少ない学区については、生徒の学校選択の幅を拡大する観点から、近隣学区との統合を検討する。 今後、全県の通学区域の見直しも含めて望ましい在り方を検討する。 <p>(3) 入学者選抜制度・方法の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい選抜制度については、引き続き複数志願選抜と特色選抜の成果と課題を検証しながら、全県的に導入を推進する。 広い地域に学校が点在している学区へ新しい選抜制度を導入する際には、地域の実情を踏まえた有効な方法を検討する。 <p>(4) 定時制・通信制高等学校の活性化と望ましい配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 多部制単位制高等学校については、働きながら学ぶ生徒や中途退学者の学び直し、自分のペースで学びたい生徒など幅広いニーズをもつ生徒に対応するための設置を推進する。その際、二部制の設置も検討するとともに、近隣の定時制高等学校を募集停止し、多部制単位制高等学校に統合することを検討する。 定時制・通信制高等学校のさらなる活性化の推進策を検討する。 <p>3 体制の見直し</p> <p>法令等により配置基準が定められている教職員は、基準に基づき適正配置を行う。</p> <p>4 運営の効率化</p> <p>知事部局に準じて一般事務費及び学校施設維持運営費、教職員旅費を削減する。</p>
(第一次実施計画期間)																						
年 度	卒業見込者数																					
H11年度	62,058人																					
H20年度	49,019人(見込)																					
増 減	13,039人																					
(第二次実施計画期間)																						
年 度	卒業見込者数																					
H20年度	49,019人(見込)																					
H25年度	49,216人(見込)																					
増 減	197人																					

項 目	現 状	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																					
<p>[教育機関] 県立特別 支援学校</p>	<p>(1) 特別支援学校</p> <p>特別支援学校数(平成19年4月現在)</p> <p>県立 23校: 特別支援学校(知的障害) 12校 特別支援学校(肢体不自由) 3校 特別支援学校(視覚障害) 2校 特別支援学校(聴覚障害) 5校 特別支援学校(病弱) 1校</p> <p>市立 18校: 特別支援学校(知的障害) 6校 特別支援学校(肢体不自由) 11校 特別支援学校(視覚障害) 1校</p> <p>国立 1校: 特別支援学校(知的障害) 1校 計42校</p> <p>県立特別支援学校在籍者数の推移(5月1日現在) (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="492 655 973 865"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H8年度</th> <th>H19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害</td> <td>1,553</td> <td>2,255</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>200</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>視覚障害</td> <td>105</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>248</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>病 弱</td> <td>29</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,135</td> <td>2,782</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 小・中学校特別支援学級</p> <p>特別支援学級数(5月1日現在)</p> <p>小学校 771学級、中学校 334学級(平成8年度) 小学校 1,325学級、中学校 516学級(平成19年度)</p> <p>特別支援学級在籍者数(5月1日現在)</p> <p>小学校 1,928人、中学校 944人(平成8年度) 小学校 3,452人、中学校 1,329人(平成19年度)</p>	区 分	H8年度	H19年度	知的障害	1,553	2,255	肢体不自由	200	108	視覚障害	105	56	聴覚障害	248	302	病 弱	29	61	合 計	2,135	2,782	<p>[改革の基本方向]</p> <p>「障害児教育の在り方検討委員会」からの提言を踏まえ、平成19～23年度の5カ年間に取 り組む方策について取りまとめた「兵庫県特別支援教育推進計画」に基づき特別支援教育を 推進する。</p> <p>1 「兵庫県特別支援教育推進計画」の推進</p> <p>(1) 県立特別支援学校の整備推進 学校規模・学校配置の適正化の推進 大規模化している知的障害特別支援学校の過大解消を図るため、必要な地域に新たな学 校を設置する。 また、障害の重度・重複化、多様化や遠距離通学解消に対応するため、在籍者の状況や 地域の実情に応じて、複数の障害種別に対応する学校への再編・整備を図る。</p> <p>後期中等教育の充実 高等部へ進学する生徒の障害の多様化を踏まえ、自立に向けた職業教育の充実を図るた め、高等特別支援学校を整備する。</p> <p>(2) 学校におけるLD・ADHD等の理解と支援 幼・小・中・高等学校における体制整備に向けた取組み 現行の小・中学校特別支援学級制度の維持・充実を図るとともに、LD・ADHD等へ の対応を含め、通級指導教室の充実を図るなど体制整備に向けた取組みを行う。</p> <p>特別支援学校における体制整備に向けた取組み 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた教育の充実を図るととも に、地域の幼・小・中・高等学校の要請に応じて、必要な助言又は支援を行う特別支援教 育のセンター的役割を担えるよう体制の整備を図る。</p> <p>地域における体制整備に向けた取組み 各地域において、ひょうご学習障害相談室をはじめとする教育機関と福祉、医療、労働 などの関係機関等との適切な連携を図り、地域連携支援体制を整備する。</p> <p>(3) 後期中等教育の充実 高等部教育の充実 教育の一貫性、継続性を確保するため、小・中学部設置校に高等部を設置する。 また、自立に向けた職業教育の充実を図るため、高等特別支援学校を整備するなど後期 中等教育の充実を図る。</p> <p>高等学校との連携 高等学校と特別支援学校に調査研究協力校を指定し、共同学習の取組や施設の活用等 について、連携して研究を進める。</p> <p>(4) 特別支援教育にかかる教職員の専門性の向上 研修体制の整備 教職員の特別支援教育に関する理解を深める研修を実施するとともに、特別支援教育コ ーディネーターの計画的な養成を図る。 また、県立特別支援教育センター等の研修内容・方法を検討し、特別支援教育に係る研 修体制の整備を図る。</p> <p>専門性の確保 特別支援学校教諭免許状保有率の向上を図り、特別支援学校教員の別枠採用の継続、採 用枠の拡大を行い専門性の確保を図る。</p> <p>2 体制の見直し 法令等により配置基準が定められている教職員は、基準に基づき適正配置を行う。</p> <p>3 運営の効率化 知事部局に準じて一般事務費及び学校施設維持運営費を削減する。</p>
区 分	H8年度	H19年度																					
知的障害	1,553	2,255																					
肢体不自由	200	108																					
視覚障害	105	56																					
聴覚障害	248	302																					
病 弱	29	61																					
合 計	2,135	2,782																					

(4) 公営企業

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容										
ア．企業庁	<p>1 総合経営計画前期5カ年計画に基づく取組みの推進 「成長から成熟へ」等の社会経済環境の変化に対応するため、平成15年度に「企業庁経営ビジョン」を策定し、企業庁の概ね10年先のあるべき姿や方向性を示すとともに、その達成に向けた具体的行動計画として「総合経営計画」を定め、各事業ごとにその経営目標や収支計画等に則した経営を推進してきた。 総合経営計画の前期5カ年計画(平成16～20年度)は、後期計画を1年前倒しして6カ年(平成20～25)計画として策定することとしたため、4カ年計画(平成16～19年度)に変更</p> <p>〔主な取組内容〕</p> <table border="1" data-bbox="379 634 1397 1264"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>主 な 取 組 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域整備事業</td> <td>分譲収入の確保（平成16～19年度）分譲67.0ha、344.9億円 費用の抑制 ・金出地ダム利水事業の中止等（平成14～19年度） 59億円 第3セクターの経営健全化等 ・(株)夢舞台の減・増資への支援（平成19年度） ・(株)おのころ愛ランドの解散（平成19年度）</td> </tr> <tr> <td>水道用水供給事業</td> <td>料金収入の確保(平成16～19年度) 収入587億円 費用の抑制 ・公庫債借換等による金利負担の軽減等（14～19年度） 58億円</td> </tr> <tr> <td>工業用水道事業</td> <td>料金収入の確保(平成16～19年度) 収入141億円 費用の抑制 ・公庫債借換等による金利負担の軽減等(14～19年度) 3.3億円</td> </tr> <tr> <td>組織・人員等</td> <td>定員の見直し ・職員数の削減 11年度：352人 19年度：215人(137人、 39%) 組織の統廃合 ・12年度：3局7課8事務所 19年度：2局5課8事務所 給与の見直し ・給料表及び特殊勤務手当の見直し等(平成12年度～)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 地域整備事業 (1) 現状 阪神、播磨及び淡路の各地域において、産業・住宅用地の造成・供給を実施している。 (2) 課題 土地需要の動向に応じた事業展開 県内への企業立地は近年順調に推移しているものの、中長期的には景気減速も懸念され、産業用地の需要は不透明である。また、宅地需要は、人口の減少や第2次ベビーブーム世代の住宅取得の終了等により、今後も縮小傾向が続くと予測されており、土地需要の動向に応じた事業展開が必要である。 地価の地域格差、地域間競争の激化に対応した分譲促進 地価動向は、阪神地域は上昇傾向、北摂・播磨内陸部は下降から下げ止まり傾向である一方、淡路地域は縮小傾向にあるが下落が続くなど、土地需要の二極化が進行していることや、競合する工業団地での企業誘致優遇策の充実や分譲価格の値下げ等による積極的な誘致活動の展開など民間分譲も加わった地域間競争が激化していることを踏まえ、ニーズに的確に対応した分譲戦略が必要である。</p>	項目	主 な 取 組 内 容	地域整備事業	分譲収入の確保（平成16～19年度）分譲67.0ha、344.9億円 費用の抑制 ・金出地ダム利水事業の中止等（平成14～19年度） 59億円 第3セクターの経営健全化等 ・(株)夢舞台の減・増資への支援（平成19年度） ・(株)おのころ愛ランドの解散（平成19年度）	水道用水供給事業	料金収入の確保(平成16～19年度) 収入587億円 費用の抑制 ・公庫債借換等による金利負担の軽減等（14～19年度） 58億円	工業用水道事業	料金収入の確保(平成16～19年度) 収入141億円 費用の抑制 ・公庫債借換等による金利負担の軽減等(14～19年度) 3.3億円	組織・人員等	定員の見直し ・職員数の削減 11年度：352人 19年度：215人(137人、 39%) 組織の統廃合 ・12年度：3局7課8事務所 19年度：2局5課8事務所 給与の見直し ・給料表及び特殊勤務手当の見直し等(平成12年度～)	<p>〔改革の基本方向〕 地域整備事業は、平成30年度末分譲進捗率約90%を目指し、既開発団地の分譲促進等に取り組む。 水道用水供給事業は、料金の低減化を図るとともに、安全・安心な水を供給し、工業用水道事業は、安定的な給水を確保し、経営の健全性を維持する。 電気事業は、電気事業法の改正により、県が卸電気事業者とみなされる経過措置が終了し、電気事業者との現在の契約が満了する平成22年度以降、廃止する。</p> <p>1 企業庁の果たすべき役割 地域の活性化を先導する産業用地や良質な住宅地を提供するとともに、安全・安心な水道用水や安定的工業用水を供給することにより、生活・産業基盤の重要な一端を支える。</p> <p>2 企業庁経営の基本方針 上記のような公共的役割を十分認識しつつ、土地需要や水需要の動向など社会経済情勢を踏まえ、経営体質・基盤の強化に努め、健全経営の維持・確保を図る。</p> <p>(1) 総合経営計画(後期6カ年)の策定 新行革プランによる改革内容については、「企業庁経営ビジョン」(平成16～25年度)の具体的行動計画である「総合経営計画」の後期計画(平成21～25年度)を1年前倒しして6カ年(平成20～25年度)計画として策定し、着実な実現を図る。 なお、平成26年度以降は次期経営ビジョンを新たに策定し、改革を推進する。</p> <p>(2) 地域整備事業 平成30年代前半の町の熟成を目指し(平成30年度末分譲進捗率約90%)、既開発団地の分譲を促進するとともに、新規開発の抑制、事業進捗の調整及び工事コストの縮減等費用の抑制により、経営の健全性を確保する。</p> <p>(3) 水道用水供給事業 県による水道用水供給事業を維持するとともに、料金収入の確保、工事コスト縮減等の費用の抑制により、黒字経営の継続及び企業債残高の削減に取り組み、経営の健全性を維持する。 また、料金の低減化及び施設の耐震化、老朽管路等の計画的更新を推進し、安心・安全な水の供給を図る。</p> <p>(4) 工業用水道事業 料金収入の確保、工事コスト縮減等の費用の抑制により、黒字経営の継続及び企業債残高の削減に取り組み、経営の健全性を維持する。また、施設の耐震化、老朽管路等の計画的更新を推進し、安定的な給水確保を図る。</p> <p>(5) 電気事業 電気事業法の改正により、県が卸電気事業者とみなされる経過措置が終了し、電気事業者との現在の契約が満了する平成22年度以降、廃止する。</p> <p>3 地域整備事業 (1) 新規開発の抑制 人口減少等による土地需要の縮小傾向等に鑑み、新たな住宅・産業団地の開発には、原則として着手しない。 (2) 事業進捗の調整 産業用地への需要動向が不透明であること等から、播磨科学公園都市2・3工区等(1,164ha)及びひょうご情報公園都市2～4工区(184ha)は、引き続き事業進捗の調整を行う。</p>
項目	主 な 取 組 内 容											
地域整備事業	分譲収入の確保（平成16～19年度）分譲67.0ha、344.9億円 費用の抑制 ・金出地ダム利水事業の中止等（平成14～19年度） 59億円 第3セクターの経営健全化等 ・(株)夢舞台の減・増資への支援（平成19年度） ・(株)おのころ愛ランドの解散（平成19年度）											
水道用水供給事業	料金収入の確保(平成16～19年度) 収入587億円 費用の抑制 ・公庫債借換等による金利負担の軽減等（14～19年度） 58億円											
工業用水道事業	料金収入の確保(平成16～19年度) 収入141億円 費用の抑制 ・公庫債借換等による金利負担の軽減等(14～19年度) 3.3億円											
組織・人員等	定員の見直し ・職員数の削減 11年度：352人 19年度：215人(137人、 39%) 組織の統廃合 ・12年度：3局7課8事務所 19年度：2局5課8事務所 給与の見直し ・給料表及び特殊勤務手当の見直し等(平成12年度～)											

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																								
	<p>3 水道用水供給事業</p> <p>(1) 現状</p> <p>一庫ダムなど8ダムを水源とし、多田浄水場など6浄水場から、神戸・阪神、播磨、丹波及び淡路地域の17市6町1企業団に日最大量750,700m³の水道用水を供給する計画で、現在、16市5町1企業団に、日量378,430m³を供給している。</p> <table border="1" data-bbox="439 472 1359 804"> <thead> <tr> <th>浄水場</th> <th>計画給水量 (m³/日)</th> <th>H2O申込水量 (m³/日)</th> <th>契 約 率 (申込水量/計画給水量)</th> <th>H2O施設能力 (m³/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多 田</td> <td>164,100</td> <td>85,700</td> <td>52.2%</td> <td>110,880</td> </tr> <tr> <td>神 出</td> <td>146,300</td> <td>87,650</td> <td>59.9%</td> <td>98,496</td> </tr> <tr> <td>三 田</td> <td>120,000</td> <td>62,400</td> <td>52.0%</td> <td>92,000</td> </tr> <tr> <td>中西条</td> <td>88,500</td> <td>48,600</td> <td>54.9%</td> <td>30,450</td> </tr> <tr> <td>船 木</td> <td>50,150</td> <td>17,160</td> <td>34.2%</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>船 津</td> <td>181,650</td> <td>76,920</td> <td>42.3%</td> <td>97,056</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>750,700</td> <td>378,430</td> <td>50.4%</td> <td>428,882</td> </tr> </tbody> </table> <p>中西条浄水場系の一部は、船津浄水場から連絡管を使用して給水 船木浄水場系は、三田浄水場から連絡管を使用して給水</p> <p>(2) 課題</p> <p>県水道用水供給事業の継続</p> <p>水源の不安定な市町等に対し、良質な水道用水を広域的・安定的に供給する県事業の役割を維持しつつ、より効果的・効率的な事業運営を推進する必要がある。</p> <p>健全経営の維持</p> <p>水需要の伸び悩みにより、計画給水量に対する申込水量が低迷傾向にあることから、健全経営維持のため、給水量を安定的に確保する取組が必要である。また、費用を抑制するため、修繕等維持管理費や工事コスト等経費の効率的執行を行う必要がある。</p> <p>水道料金の低減化</p> <p>受水市町からの要望を踏まえ、20年度から平均供給単価を引き下げた。今後とも、県民生活における水道料金への関心の高まりに対応し、効率的運営による料金低減化の取組みが必要である。</p> <p>災害に強い施設整備</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓をもとに水道施設の耐震化を順次進めるとともに、洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域内にある浄水場の浸水防止対策を講じる必要がある。</p> <p>老朽施設の計画的更新</p> <p>昭和50年代に設置した水道管路が全体の約4分の1を占めることから、大規模な漏水事故の発生や老朽化の進行に伴う更新時期の集中が予測されるため、安全・安心な水の安定供給に向けた、適正な更新計画等が必要である。</p>	浄水場	計画給水量 (m ³ /日)	H2O申込水量 (m ³ /日)	契 約 率 (申込水量/計画給水量)	H2O施設能力 (m ³ /日)	多 田	164,100	85,700	52.2%	110,880	神 出	146,300	87,650	59.9%	98,496	三 田	120,000	62,400	52.0%	92,000	中西条	88,500	48,600	54.9%	30,450	船 木	50,150	17,160	34.2%	0	船 津	181,650	76,920	42.3%	97,056	計	750,700	378,430	50.4%	428,882	<p>(3) 既開発団地の分譲促進</p> <p>地区ごとの付加価値・魅力を高め、地域に合わせた競争力のある分譲戦略を構築する。</p> <p>ア 潮芦屋：計画人口9,000人、3,000戸</p> <p>多様なライフスタイルを創出する安全安心でウォーターフロントを活かした魅力ある住宅街区・集客施設づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設(センターゾーン 期施設)等の整備による利便性の向上と賑わいの創出 ・民間ノウハウ・企画力を活かしたマーケティングなど民間事業者との共同による住宅用地分譲の促進 <p>イ 神戸三田国際公園都市：計画人口40,000人、10,442戸</p> <p>教育と文化が暮らしに豊かさをもたらす住宅街区・集客施設づくりを推進する。</p> <p>(ア) カルチャータウン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設や生活利便施設等の整備(地区センター)による賑わいの創出 ・学園ゾーンは、研究所、オフィス等も対象とした弾力的な誘致活動を実施 ・無電柱化など景観美に配慮するとともに、ゆとりある敷地を確保するなど、高品質でゆとりのある住環境を提供 ・民間ノウハウ・企画力を活かしたマーケティングなど民間事業者との共同による住宅用地分譲の促進、大区画の卸売分譲の検討 ・初期負担の少ない定期借地権付宅地の分譲 <p>(イ) フラワータウン(業務用地のみ 住宅用地は分譲終了)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象業種の拡大による業務施設用地の分譲促進 <p>ウ 播磨科学公園都市：計画人口5,100人、1,800戸</p> <p>(ア) 産業用地</p> <p>先端技術・地域技術を活用したものづくり産業の集積を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SPRING-8やニュースパルの利用企業及び西播磨地域の元気なものづくり企業等をターゲットにした誘致促進(小規模研究所用地の設定、事業用定期借地権制度の導入等) ・企業立地促進法に基づく支援策(立地補助、税の軽減等)の活用による企業誘致の促進 <p>(イ) 住宅用地</p> <p>多様で魅力ある住宅の分譲を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地企業と連携した都市内勤務者向け社宅・住宅の分譲推進 ・民間ノウハウ・企画力を活かした広告宣伝・イベントでのPRなど民間事業者との共同による住宅分譲の促進、大区画の卸売分譲の検討 ・定期借地権付宅地や区画面積の拡大など多様なニーズに対応した分譲手法の検討 ・バリアフリー住宅、省エネ住宅等への助成制度の活用による分譲促進 <p>エ ひょうご情報公園都市</p> <p>高速交通基盤を活かし大都市に近接したものづくり・流通関連産業の集積を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業ニーズに合わせたオーダーメイド方式による産業用地の整備検討 <p>オ 津名地区(志筑・生穂・佐野地区)</p> <p>環境立島の理念を活かした環境配慮型企業等の誘致を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境立島「公園島淡路」にふさわしい環境循環型・環境配慮型企業の誘致促進方策の検討 ・企業立地促進法に基づく支援策(立地補助、税の軽減等)の活用による企業誘致の促進 <p>地価変動、競合する工業団地の分譲価格等を踏まえ、地区ごとの付加価値・魅力の高まり等に応じた適正な分譲価格を設定する。また、ターゲットを絞った企業訪問、ホームページ及びメール通信等による効果的なPR活動により、積極的な誘致を行う。</p>
浄水場	計画給水量 (m ³ /日)	H2O申込水量 (m ³ /日)	契 約 率 (申込水量/計画給水量)	H2O施設能力 (m ³ /日)																																						
多 田	164,100	85,700	52.2%	110,880																																						
神 出	146,300	87,650	59.9%	98,496																																						
三 田	120,000	62,400	52.0%	92,000																																						
中西条	88,500	48,600	54.9%	30,450																																						
船 木	50,150	17,160	34.2%	0																																						
船 津	181,650	76,920	42.3%	97,056																																						
計	750,700	378,430	50.4%	428,882																																						

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																																																																																																						
	<p>4 工業用水道事業</p> <p>(1) 現状 揖保川、市川、加古川を水源とする4工業用水道から、播磨工業地帯の98事業所に日量676,580m³を給水している。</p> <table border="1" data-bbox="421 394 1383 655"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>計画給水量 (m³/日)</th> <th>H20申込水量 (m³/日)</th> <th>契約率 (契約水量/計画給水量)</th> <th>H20施設能力 (m³/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揖保川第1</td> <td>257,880</td> <td>257,880</td> <td>100.0%</td> <td>257,880</td> </tr> <tr> <td>揖保川第2</td> <td>75,800</td> <td>75,800</td> <td>100.0%</td> <td>75,800</td> </tr> <tr> <td>市川</td> <td>140,000</td> <td>115,680</td> <td>82.6%</td> <td>140,000</td> </tr> <tr> <td>加古川</td> <td>500,000</td> <td>227,220</td> <td>45.4%</td> <td>236,250</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>973,680</td> <td>676,580</td> <td>69.5%</td> <td>709,930</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 課題</p> <p>健全経営の維持 加古川工水などの水需要の伸び悩みにより、計画給水量に対する契約率が低迷傾向にあることから、健全経営維持のための安定的な給水量確保の取組みが必要である。 また、費用を抑制するため、修繕等維持管理費や工事コスト等経費の効率的執行を行う必要がある</p> <p>災害に強い施設整備 阪神・淡路大震災の教訓をもとに工水施設の耐震化を順次進めるとともに、洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域内にあるポンプ場の浸水防止対策を講じる必要がある。</p> <p>老朽施設の計画的更新 昭和40年代以前に設置した工水管路が全体の約2分の1を占めることから、大規模な漏水事故の発生や老朽化の進行に伴う更新時期の集中が予測されるため、安定的な給水に向けた、適正な更新計画等が必要である。</p> <p>5 電気事業</p> <p>(1) 現状 引原ダムを利用して水力発電を行い、電気事業者に卸供給している。 最大出力：5,000kW 供給電力量：年間25,600,000kWh(基準) 売電単価：1kWhにつき10円60銭(H19・20年度)</p> <p>(2) 課題 電気事業法の改正による電力自由化等に対応するため、電気事業者との契約期間が満了する平成22年度以降の事業のあり方について検討する必要がある。</p>	事業名	計画給水量 (m ³ /日)	H20申込水量 (m ³ /日)	契約率 (契約水量/計画給水量)	H20施設能力 (m ³ /日)	揖保川第1	257,880	257,880	100.0%	257,880	揖保川第2	75,800	75,800	100.0%	75,800	市川	140,000	115,680	82.6%	140,000	加古川	500,000	227,220	45.4%	236,250	計	973,680	676,580	69.5%	709,930	<p>〔分譲計画の目標〕(平成20～25年度)</p> <table border="1" data-bbox="1478 285 2748 394"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分譲面積</th> <th>分譲収入</th> <th>企業数、住宅数</th> <th>分譲計画面積に対する進捗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業用地</td> <td>約60ha</td> <td>約190億円</td> <td>30社程度</td> <td>平成19年度末：60% 平成25年度末：80%(+20%)</td> </tr> <tr> <td>住宅用地</td> <td>約20ha</td> <td>約260億円</td> <td>800戸程度</td> <td>平成19年度末：75% 平成25年度末：85%(+10%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>「総合経営計画」の後期計画の実施年度である平成20～25年度の目標を記載</p> <p>保有土地の分譲状況等の内訳 (単位：ha)</p> <table border="1" data-bbox="1531 474 2653 1503"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">分譲計画 面積</th> <th rowspan="2">H19年度末 分譲済面積</th> <th rowspan="2">今後の 分譲面積</th> <th colspan="2">後期6カ年(H20～25年度)</th> </tr> <tr> <th>分譲面積</th> <th>H25末累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">潮 芦 屋</td> <td>住宅用地</td> <td>28.4</td> <td>11.6</td> <td>16.8</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>業務用地</td> <td>58.8</td> <td>42.5</td> <td>16.3</td> <td>54.7</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>87.2</td> <td>54.1</td> <td>33.1</td> <td>78.2</td> </tr> <tr> <td>尼崎臨海</td> <td>産業用地</td> <td>15.4</td> <td>13.3</td> <td>2.1</td> <td>15.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">神戸三田 公園都市</td> <td>住宅用地</td> <td>154.0</td> <td>139.3</td> <td>14.7</td> <td>145.4</td> </tr> <tr> <td>業務用地</td> <td>111.5</td> <td>95.0</td> <td>16.5</td> <td>110.7</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>265.5</td> <td>234.3</td> <td>31.2</td> <td>256.1</td> </tr> <tr> <td>西 宮 浜</td> <td>産業用地</td> <td>2.1</td> <td>2.1</td> <td>0.0</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">播磨科学 公園都市</td> <td>産業用地</td> <td>79.0</td> <td>54.6</td> <td>24.4</td> <td>72.8</td> </tr> <tr> <td>住宅用地</td> <td>36.0</td> <td>11.8</td> <td>24.2</td> <td>15.8</td> </tr> <tr> <td>業務用地</td> <td>118.0</td> <td>52.8</td> <td>65.2</td> <td>65.1</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>233.0</td> <td>119.2</td> <td>113.8</td> <td>153.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ひょうご 情報公園</td> <td>産業用地</td> <td>48.6</td> <td>22.5</td> <td>26.1</td> <td>36.0</td> </tr> <tr> <td>業務用地</td> <td>4.8</td> <td>0.0</td> <td>4.8</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>53.4</td> <td>22.5</td> <td>30.9</td> <td>38.4</td> </tr> <tr> <td>網 干</td> <td>業務用地</td> <td>15.3</td> <td>15.3</td> <td>0.0</td> <td>15.3</td> </tr> <tr> <td>津名地区</td> <td>産業用地等</td> <td>145.6</td> <td>82.8</td> <td>62.8</td> <td>105.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">分譲土地 合計</td> <td>産業用地 (分譲率)</td> <td>290.7</td> <td>175.3 (60.3%)</td> <td>115.4</td> <td>231.4 (79.6%)</td> </tr> <tr> <td>業務用地 (分譲率)</td> <td>308.4</td> <td>205.6 (66.7%)</td> <td>102.8</td> <td>248.2 (80.5%)</td> </tr> <tr> <td>住宅用地 (分譲率)</td> <td>218.4</td> <td>162.7 (74.5%)</td> <td>55.7</td> <td>184.7 (84.5%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>817.5</td> <td>543.6 (66.5%)</td> <td>273.9</td> <td>664.3 (81.3%)</td> </tr> <tr> <td>別途、事業進度の調整を行う土地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>播磨科学公園都市2・3工区等</td> <td>1,163.6ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ひょうご情報公園都市2～4工区</td> <td>184.2ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 費用の抑制 オーダーメイド方式による産業用地整備等により、造成初期投資を抑制する。 まち全体の水需要に応じた浄水施設の整備や区画道路の見直しなどインフラ等整備計画の見直しにより、経費の節減を図る。 効率的な管理運営により、維持管理経費の削減、P R経費の抑制等を図る。</p>	区分	分譲面積	分譲収入	企業数、住宅数	分譲計画面積に対する進捗率	産業用地	約60ha	約190億円	30社程度	平成19年度末：60% 平成25年度末：80%(+20%)	住宅用地	約20ha	約260億円	800戸程度	平成19年度末：75% 平成25年度末：85%(+10%)	区 分	分譲計画 面積	H19年度末 分譲済面積	今後の 分譲面積	後期6カ年(H20～25年度)		分譲面積	H25末累計	潮 芦 屋	住宅用地	28.4	11.6	16.8	23.5	業務用地	58.8	42.5	16.3	54.7	小 計	87.2	54.1	33.1	78.2	尼崎臨海	産業用地	15.4	13.3	2.1	15.4	神戸三田 公園都市	住宅用地	154.0	139.3	14.7	145.4	業務用地	111.5	95.0	16.5	110.7	小 計	265.5	234.3	31.2	256.1	西 宮 浜	産業用地	2.1	2.1	0.0	2.1	播磨科学 公園都市	産業用地	79.0	54.6	24.4	72.8	住宅用地	36.0	11.8	24.2	15.8	業務用地	118.0	52.8	65.2	65.1	小 計	233.0	119.2	113.8	153.7	ひょうご 情報公園	産業用地	48.6	22.5	26.1	36.0	業務用地	4.8	0.0	4.8	2.4	小 計	53.4	22.5	30.9	38.4	網 干	業務用地	15.3	15.3	0.0	15.3	津名地区	産業用地等	145.6	82.8	62.8	105.1	分譲土地 合計	産業用地 (分譲率)	290.7	175.3 (60.3%)	115.4	231.4 (79.6%)	業務用地 (分譲率)	308.4	205.6 (66.7%)	102.8	248.2 (80.5%)	住宅用地 (分譲率)	218.4	162.7 (74.5%)	55.7	184.7 (84.5%)	計	817.5	543.6 (66.5%)	273.9	664.3 (81.3%)	別途、事業進度の調整を行う土地								播磨科学公園都市2・3工区等	1,163.6ha				ひょうご情報公園都市2～4工区	184.2ha
事業名	計画給水量 (m ³ /日)	H20申込水量 (m ³ /日)	契約率 (契約水量/計画給水量)	H20施設能力 (m ³ /日)																																																																																																																																																																																				
揖保川第1	257,880	257,880	100.0%	257,880																																																																																																																																																																																				
揖保川第2	75,800	75,800	100.0%	75,800																																																																																																																																																																																				
市川	140,000	115,680	82.6%	140,000																																																																																																																																																																																				
加古川	500,000	227,220	45.4%	236,250																																																																																																																																																																																				
計	973,680	676,580	69.5%	709,930																																																																																																																																																																																				
区分	分譲面積	分譲収入	企業数、住宅数	分譲計画面積に対する進捗率																																																																																																																																																																																				
産業用地	約60ha	約190億円	30社程度	平成19年度末：60% 平成25年度末：80%(+20%)																																																																																																																																																																																				
住宅用地	約20ha	約260億円	800戸程度	平成19年度末：75% 平成25年度末：85%(+10%)																																																																																																																																																																																				
区 分	分譲計画 面積	H19年度末 分譲済面積	今後の 分譲面積	後期6カ年(H20～25年度)																																																																																																																																																																																				
				分譲面積	H25末累計																																																																																																																																																																																			
潮 芦 屋	住宅用地	28.4	11.6	16.8	23.5																																																																																																																																																																																			
	業務用地	58.8	42.5	16.3	54.7																																																																																																																																																																																			
	小 計	87.2	54.1	33.1	78.2																																																																																																																																																																																			
尼崎臨海	産業用地	15.4	13.3	2.1	15.4																																																																																																																																																																																			
神戸三田 公園都市	住宅用地	154.0	139.3	14.7	145.4																																																																																																																																																																																			
	業務用地	111.5	95.0	16.5	110.7																																																																																																																																																																																			
	小 計	265.5	234.3	31.2	256.1																																																																																																																																																																																			
西 宮 浜	産業用地	2.1	2.1	0.0	2.1																																																																																																																																																																																			
播磨科学 公園都市	産業用地	79.0	54.6	24.4	72.8																																																																																																																																																																																			
	住宅用地	36.0	11.8	24.2	15.8																																																																																																																																																																																			
	業務用地	118.0	52.8	65.2	65.1																																																																																																																																																																																			
	小 計	233.0	119.2	113.8	153.7																																																																																																																																																																																			
ひょうご 情報公園	産業用地	48.6	22.5	26.1	36.0																																																																																																																																																																																			
	業務用地	4.8	0.0	4.8	2.4																																																																																																																																																																																			
	小 計	53.4	22.5	30.9	38.4																																																																																																																																																																																			
網 干	業務用地	15.3	15.3	0.0	15.3																																																																																																																																																																																			
津名地区	産業用地等	145.6	82.8	62.8	105.1																																																																																																																																																																																			
分譲土地 合計	産業用地 (分譲率)	290.7	175.3 (60.3%)	115.4	231.4 (79.6%)																																																																																																																																																																																			
	業務用地 (分譲率)	308.4	205.6 (66.7%)	102.8	248.2 (80.5%)																																																																																																																																																																																			
	住宅用地 (分譲率)	218.4	162.7 (74.5%)	55.7	184.7 (84.5%)																																																																																																																																																																																			
	計	817.5	543.6 (66.5%)	273.9	664.3 (81.3%)																																																																																																																																																																																			
	別途、事業進度の調整を行う土地																																																																																																																																																																																							
			播磨科学公園都市2・3工区等	1,163.6ha																																																																																																																																																																																				
			ひょうご情報公園都市2～4工区	184.2ha																																																																																																																																																																																				

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容						
		<p>4 水道用水供給事業</p> <p>(1) 県水道用水供給事業の継続 不安定水源を持つ市町等に対し、安全・安心な水道用水を広域的・安定的に供給するため、県による水道用水供給事業を継続して実施する。 なお、県下の他の水道用水供給事業者及び水道事業者との統合については、施設の設置場所が離れている等の理由から、施設統廃合等による経費軽減などの統合のメリットが期待できないため、当面、現状の事業体制・形態を維持する。</p> <p>(2) 健全経営の維持 料金収入の確保 給水量の維持・向上により料金収入を確保する。〔目標：H19=96.7百万m³/年 H25=97.9百万m³/年〕 ア 安全・安心な水道用水の供給、おいしい水づくり等付加価値の向上により、給水量を確保する。 イ 市町に対する不安定水源の県水への転換要請等により、給水量を確保する。 費用の抑制 ア 水道管路等の老朽化による修繕・更新等の集中に対応し、中長期的な経営効率性の確保を目的としたアセットマネジメント推進計画を策定し、維持更新コストを縮減する。 イ 強化プラスチック防水塗装の採用など工法の改善等により、施設整備のライフサイクルコストの縮減を図る。 ウ 低金利債への借換等により、資金調達コストの軽減を図る。 エ 水需要が伸びない状況下、三田浄水場への送水を目的とした大川瀬導水路の整備の繰延など、今後の水需要に対応した施設整備の見直しを行う。 オ 浄水場の運転管理業務等の夜間全面委託を推進する。 企業債残高の削減 企業債の計画的償還、新規発行の抑制により、企業債残高の削減を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1546 1136 2226 1209"> <thead> <tr> <th>平成19年度末</th> <th>平成25年度末</th> <th>平成30年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約990億円</td> <td>約600億円</td> <td>約350億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 水道料金の低減化 企業債金利負担の低減、管理経費コスト削減等により水道料金を低減する。(10円/m³程度引下げ)</p> <p>(4) 災害に強い施設整備 地震対策としての水道管・水管橋の耐震補強工事や水害対策として浄水場での浸水防止擁壁工事等災害に強い施設整備を推進する。</p> <p>(5) 老朽施設の計画的更新 施設の老朽化による大規模漏水や給水停止等の事態に対応するため、平成20年度にアセットマネジメント推進計画を策定し、施設事故のリスクを軽減して安全・安心な水の供給を維持するとともに、効率的かつ計画的な施設の修繕・更新を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>対象施設：全管路(235km)、浄水場(5箇所)の浄水池、管理棟建物及び電気・機械設備等 計画期間：平成21年度～平成60年度(予定) 計画内容： 管路の点検調査等から施設の劣化度を評価し、耐用年数を設定 補修方法の見直しに基づく施設の延命化によるライフサイクルコストの低減 長期収支に基づくコスト面に配慮した施設更新計画 更新時期の調整による費用の平準化 適正な人員配置計画 計画内容等の適切な情報開示による受水団体の信頼確保</p> </div>	平成19年度末	平成25年度末	平成30年度末	約990億円	約600億円	約350億円
平成19年度末	平成25年度末	平成30年度末						
約990億円	約600億円	約350億円						

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容														
		<p>5 工業用水道事業</p> <p>(1) 健全経営の維持 料金収入の確保 受水企業の水量確保・増量要請や新規水需要の開拓等により給水量を維持し、収入を確保する。 〔目標：H19=250.7百万m³/年 H25=248.7百万m³/年(うち新規需要開拓 7.3百万m³/年)〕 費用の抑制 ア 工水管路等の老朽化による修繕・更新等の集中に対応し、中長期的な経営効率性の確保を目的としたアセットマネジメント推進計画を策定し、維持更新コストを縮減する。 イ 低金利債への借換等により、資金調達コストの軽減を図る。 ウ 市川、揖保川工水連絡管の整備工事の繰延など、水需要に対応した施設整備の見直しを行う。 企業債残高の削減 企業債の計画的償還、新規発行の抑制により、企業債残高の削減を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1549 604 2226 667"> <tr> <td>平成19年度末</td> <td>平成25年度末</td> <td>平成30年度末</td> </tr> <tr> <td>約160億円</td> <td>約100億円</td> <td>約85億円</td> </tr> </table> <p>(2) 災害に強い施設整備 地震対策としての工水管・水管橋の耐震補強工事や水害対策としてポンプ場での浸水防止擁壁工事等災害に強い施設整備を推進する。</p> <p>(3) 老朽施設の計画的更新 施設の老朽化による大規模漏水や給水停止等の事態に対応するため、平成20年度にアセットマネジメント推進計画を策定し、施設事故のリスクを軽減して安定的な水の供給を維持するとともに、効率的かつ計画的な施設の修繕・更新を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>対象施設：全管路(148km)、ポンプ場(3箇所)の管理棟建物及び電気・機械設備等 計画期間：平成21年度～平成60年度(予定) 計画内容： 管路の点検調査等から施設の劣化度を評価し、耐用年数を設定 補修方法の見直しに基づく施設の延命化によるライフサイクルコストの低減 長期収支に基づくコスト面に配慮した施設更新計画 更新時期の調整による費用の平準化 適正な人員配置計画 計画内容等の適切な情報開示による受水団体の信頼確保</p> </div> <p>6 電気事業 電力自由化が進展する中、公営電気事業者としての役割の変化等を踏まえ、電気事業法の改正により、県が卸電気事業者とみなされる経過措置が終了し、電気事業者との現在の契約が満了して買取義務がなくなる平成22年度以降、廃止する。</p> <p>7 組織・人員等の見直し 平成22年度以降の電気事業の廃止や各事業の進捗状況等を踏まえ、所期の設置目的を達成した組織は廃止・統合するなど、業務量等に応じた簡素で効率的な組織体制を構築する。</p> <table border="1" data-bbox="1478 1528 2647 1591"> <tr> <td>平成19年度末定員</td> <td>前期末(平成22年度末)定員</td> <td>平成25年度末</td> <td>平成30年度末</td> </tr> <tr> <td>215人</td> <td>15%</td> <td>20%</td> <td>30%</td> </tr> </table> <p>8 地方独立行政法人化等の検討 地方独立行政法人化については、対象事業が水道事業等に限定されていることや起債発行に制約があること、同法人制度が持つ評価すべき取組みは公営企業でも既に導入済み又は導入可能であること等から、コストをかけて法人化するメリットがないため、当面行わず、民間委託の拡大等を検討する。</p>	平成19年度末	平成25年度末	平成30年度末	約160億円	約100億円	約85億円	平成19年度末定員	前期末(平成22年度末)定員	平成25年度末	平成30年度末	215人	15%	20%	30%
平成19年度末	平成25年度末	平成30年度末														
約160億円	約100億円	約85億円														
平成19年度末定員	前期末(平成22年度末)定員	平成25年度末	平成30年度末													
215人	15%	20%	30%													

(参考)

1 経費削減効果の目標 (平成20~25年度)

項目	内 容	効果額(億円)
組織・定員の見直し	・職員定員の削減 20%	19
事業の見直し	・播磨科学公園都市の水道施設工事の繰延 ・大川瀬導水路の整備工事の繰延 ・市川、揖保川工水連絡管の整備工事の繰延 ほか	81
工事コストの縮減	・「兵庫県公共事業コスト構造改革プログラム」によるコスト縮減 ・入札方法の改善	19
資金調達コストの軽減	・借換、繰上償還に伴う支払利息の削減	26
事務経費の見直し	・管理経費の削減 (30%(H20))、PR経費の抑制 ほか	20
合 計		165

平成26年度以降の目標については、次期総合経営計画(平成26年度~)において設定予定

2 事業別財務状況の見込み

(1) 地域整備事業

ア 経営収支見込み

(単位:億円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収 入	96	143	110	123	109	126	141	112	102	64	59
(うち分割による未収額)	(30)	(12)	(11)	(16)	(39)	(15)	(17)	(17)	(16)	(17)	(12)
支 出	92	133	105	115	106	119	134	109	95	59	54
(うち土地売却原価等)	(79)	(117)	(91)	(99)	(90)	(104)	(116)	(90)	(78)	(43)	(38)
当期損益	4	10	5	8	3	7	7	3	7	5	5
資本的収支											
収 入	334	80	41	56	18	12	24	88	95	85	266
支 出	433	234	149	181	84	105	175	152	180	165	360
(うち企業債償還金)	(259)	(139)	(70)	(104)	(23)	(48)	(130)	(93)	(127)	(108)	(301)
差 引	99	154	108	125	66	93	151	64	85	80	94
過年度分割未収額回収	10	21	10	40	21	10	12	26	27	34	27
資金残高	168	150	137	143	152	165	132	170	181	166	130
=前年度資金残高-											
企業債残高	1,155	1,073	1,027	965	952	910	804	798	767	743	708

(前提)

- ・分譲率:平成30年度末90%目途
- ・分譲単価:最近の処分単価を基に算定
- ・借入金利:年2.5%~3.0%

イ 貸借対照表の見込み

(単位:億円)

平成25年度末	
資 産 の 部	負 債 の 部
1 固定資産 979	4 固定負債 111
(1)有形固定資産等 246	(1)長期未払金等 111
(2)投資等 733	5 流動負債 60
	(1)預り金等 60
2 未成事業資産 810	負債の部 計 171
	資 本 の 部
3 流動資産 234	6 資本金 1,630
	(1)自己資本金 300
	(2)借入資本金 1,330
	(うち企業債 910)
	7 剰余金 222
	(1)資本剰余金 13
	(2)利益剰余金 209
	資本の部 計 1,852
資産の部 合計 2,023	負債・資本の部 合計 2,023

(単位:億円)

平成30年度末	
資 産 の 部	負 債 の 部
1 固定資産 908	4 固定負債 71
(1)有形固定資産等 224	(1)長期未払金等 71
(2)投資等 684	5 流動負債 69
	(1)預り金等 69
2 未成事業資産 700	負債の部 計 140
	資 本 の 部
3 流動資産 208	6 資本金 1,455
	(1)自己資本金 327
	(2)借入資本金 1,128
	(うち企業債 708)
	7 剰余金 221
	(1)資本剰余金 12
	(2)利益剰余金 209
	資本の部 計 1,676
資産の部 合計 1,816	負債・資本の部 合計 1,816

(2) 水道用水供給事業

ア 経営収支見込み

(単位：億円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収益的収入	153	153	153	153	141	142	141	141	141	141	141
収益的支出 (うち減価償却費等)	142	150	146	140	144	141	141	137	133	133	120
当期損益	(72)	(82)	(81)	(75)	(73)	(68)	(70)	(67)	(66)	(69)	(61)
資本的収入	11	3	7	13	3	1	1	4	8	8	21
資本的支出 (うち企業債償還金)	173	49	16	19	8	5	8	0	0	0	0
差引	217	129	90	93	111	126	93	69	59	67	48
	(204)	(93)	(58)	(56)	(80)	(107)	(64)	(57)	(50)	(44)	(41)
資金残高	44	80	74	74	103	121	85	69	59	67	48
	126	131	145	159	126	74	60	62	77	87	121
=前年度資金残高+											
企業債残高	949	889	834	782	705	601	540	484	434	389	349

(前提)

・給水量：H20～23=協定水量
H24～=H23協定水量を基に算定

イ 貸借対照表の見込み

(単位：億円)

平成25年度末		平成30年度末	
資産の部		負債の部	
1 固定資産	2,233	3 固定負債	36
(1)有形固定資産等	2,233	(1)引当金等	36
		負債の部計	36
2 流動資産	110	資本の部	
		4 資本金	1,539
		(1)自己資本金	936
		(2)借入資本金	603
		(うち企業債)	601
		5 剰余金	768
		(1)資本剰余金	761
		(2)利益剰余金	7
		資本の部計	2,307
資産の部 合計	2,343	負債・資本の部 合計	2,343

(単位：億円)

平成30年度末		平成30年度末	
資産の部		負債の部	
1 固定資産	1,980	3 固定負債	36
(1)有形固定資産等	1,980	(1)引当金等	36
		負債の部計	36
2 流動資産	157	資本の部	
		4 資本金	1,309
		(1)自己資本金	959
		(2)借入資本金	350
		(うち企業債)	349
		5 剰余金	792
		(1)資本剰余金	765
		(2)利益剰余金	27
		資本の部計	2,101
資産の部 合計	2,137	負債・資本の部 合計	2,137

(3) 工業用水道事業

ア 経営収支見込み

(単位：億円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収益的収入	36	33	33	33	33	34	34	34	34	34	34
収益的支出 (うち減価償却費等)	30	28	28	28	27	27	26	26	26	26	26
当期損益	(14)	(13)	(13)	(13)	(13)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)
資本的収入	6	5	5	5	6	7	8	8	8	8	8
資本的支出 (うち企業債償還金)	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引	36	20	18	19	14	14	12	13	12	13	12
	(18)	(14)	(12)	(9)	(6)	(5)	(4)	(4)	(3)	(3)	(3)
資金残高	30	20	18	19	14	14	12	13	12	13	12
	20	18	18	17	22	27	35	42	50	57	65
=前年度資金残高+											
企業債残高	150	136	124	115	109	104	99	96	92	89	86

(前提)

・給水量：現行契約水量等を基に予測

イ 貸借対照表の見込み (単位：億円)

平成25年度末		平成25年度末	
資産の部		負債の部	
1 固定資産	557	3 固定負債	48
(1)有形固定資産等	557	(1) 引当金等	48
2 流動資産	69		
		負債の部 計	48
		資本の部	
		4 資本金	313
		(1) 自己資本金	164
		(2) 借入資本金	149
		(うち企業債)	104)
		5 剰余金	265
		(1) 資本剰余金	252
		(2) 利益剰余金	13
		資本の部 計	578
資産の部 合計	626	負債・資本の部 合計	626

(単位：億円)

平成30年度末		平成30年度末	
資産の部		負債の部	
1 固定資産	515	3 固定負債	48
(1)有形固定資産等	515	(1) 引当金等	48
2 流動資産	107		
		負債の部 計	48
		資本の部	
		4 資本金	308
		(1) 自己資本金	202
		(2) 借入資本金	106
		(うち企業債)	86)
		5 剰余金	266
		(1) 資本剰余金	252
		(2) 利益剰余金	14
		資本の部 計	574
資産の部 合計	622	負債・資本の部 合計	622

(4) 電気事業

ア 経営収支見込み (単位：百万円)

区分	20年度	21年度	22年度～
収益的収支			
収入	282	260	-
支出	260	238	-
(うち減価償却費等)	(64)	(67)	-
当期損益	22	22	-
資本的収支			
収入	0	0	-
支出	57	108	-
(うち企業債償還金)	(41)	(42)	-
差引	57	108	-
資金残高	1,222	1,203	-
=前年度資金残高+	+ +		
企業債残高	321	280	-

(前提)

・発電量：基準供給電力量25,600MWh

イ 貸借対照表の見込み (単位：百万円)

平成21年度末		平成21年度末	
資産の部		負債の部	
1 固定資産	722	3 固定負債	169
(1)有形固定資産等	722	(1) 引当金	169
(2)投資等	0	4 流動負債	1
2 流動資産	1,373	(1) 預り金等	1
		負債の部 計	170
		資本の部	
		5 資本金	1,879
		(1) 自己資本金	1,599
		(2) 借入資本金	280
		(うち企業債)	280)
		6 剰余金	46
		(1) 資本剰余金	1
		(2) 利益剰余金	45
		資本の部 計	1,925
資産の部 合計	2,095	負債・資本の部 合計	2,095

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																						
イ．病院局	<p>1 病院構造改革の取組み</p> <p>病院事業では、経営責任の明確化と自立性の拡大による効率的・効果的な運営体制の確立を図るため、平成14年4月に地方公営企業法の全部適用を行い、病院事業管理者の設置、院長権限の拡大等を行ってきた。また、平成15年9月に「病院構造改革推進方策」を、平成17年2月に「県立病院の基本的方向」を策定し、病院事業全般にわたる抜本的な改革を行い、県民から信頼され安心できる県立病院づくりを推進している。</p> <p>(1) 「病院構造改革推進方策」に基づく取組み</p> <table border="1" data-bbox="388 491 1389 1066"> <thead> <tr> <th>主な推進項目</th> <th>主な取組状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>より良質な医療の提供 ・診療機能の充実 ・診療科目等の見直し</td> <td>・「県立病院の基本的方向」に基づく診療機能等の見直し</td> </tr> <tr> <td>安心してかかる県立病院の実現 ・より安全な病院の実現 ・患者相談の充実</td> <td>・「医療事故防止マニュアル」の作成、活用 ・医療紛争相談員の設置(病院局) ・医療相談窓口の設置(各病院)</td> </tr> <tr> <td>自立した経営の確保 ・収入の確保 ・費用の節減</td> <td>・7対1看護加算の取得 ・D P C (診断群分類別包括評価)の導入 ・診療材料の一元管理システムの導入 ・委託化の推進(滅菌業務等)</td> </tr> <tr> <td>運営体制・基盤の確立 ・組織、職制等の見直し ・定数、給与の見直し</td> <td>・診療部の担当部長制の導入 ・参事(医療連携担当)等の設置 ・業務部の総務部への統合 ・看護師、医療技術職等の定数見直し ・給与構造改革の実施、特殊勤務手当の見直し</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・医師の公募 ・専攻医制度、臨床研修医制度の充実 ・病理診断センター、麻酔センターの設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「県立病院の基本的方向」に基づく診療機能等の見直し</p> <table border="1" data-bbox="388 1129 1389 1927"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>主な取組状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尼 崎</td> <td>脳神経外科、呼吸器科、呼吸器外科の設置</td> </tr> <tr> <td>塚 口</td> <td>成育医療の提供(アレルギー科、小児外科等の設置)</td> </tr> <tr> <td>西 宮</td> <td>腎疾患総合医療センターの設置</td> </tr> <tr> <td>加古川</td> <td>新病院における診療機能の検討(生活習慣病医療、緩和ケア医療、3次救急医療等)</td> </tr> <tr> <td>淡 路</td> <td>精神科病棟に結核患者対応病床(1床)を設置</td> </tr> <tr> <td>光 風</td> <td>精神科救急医療センターの設置(精神科3次救急医療)</td> </tr> <tr> <td>柏 原</td> <td>がん医療におけるリニアックの導入、結核病棟(50床)の廃止</td> </tr> <tr> <td>こども</td> <td>小児救急医療センターの設置(小児3次救急医療)</td> </tr> <tr> <td>が ん</td> <td>腫瘍内科、緩和医療科の設置、PET検査の実施</td> </tr> <tr> <td>姫 路</td> <td>脳卒中センターの設置</td> </tr> <tr> <td>粒子線</td> <td>陽子線治療の充実、炭素線治療の開始</td> </tr> <tr> <td>災 害</td> <td>高度救命救急センターの指定</td> </tr> </tbody> </table>	主な推進項目	主な取組状況	より良質な医療の提供 ・診療機能の充実 ・診療科目等の見直し	・「県立病院の基本的方向」に基づく診療機能等の見直し	安心してかかる県立病院の実現 ・より安全な病院の実現 ・患者相談の充実	・「医療事故防止マニュアル」の作成、活用 ・医療紛争相談員の設置(病院局) ・医療相談窓口の設置(各病院)	自立した経営の確保 ・収入の確保 ・費用の節減	・7対1看護加算の取得 ・D P C (診断群分類別包括評価)の導入 ・診療材料の一元管理システムの導入 ・委託化の推進(滅菌業務等)	運営体制・基盤の確立 ・組織、職制等の見直し ・定数、給与の見直し	・診療部の担当部長制の導入 ・参事(医療連携担当)等の設置 ・業務部の総務部への統合 ・看護師、医療技術職等の定数見直し ・給与構造改革の実施、特殊勤務手当の見直し		・医師の公募 ・専攻医制度、臨床研修医制度の充実 ・病理診断センター、麻酔センターの設置	病院名	主な取組状況	尼 崎	脳神経外科、呼吸器科、呼吸器外科の設置	塚 口	成育医療の提供(アレルギー科、小児外科等の設置)	西 宮	腎疾患総合医療センターの設置	加古川	新病院における診療機能の検討(生活習慣病医療、緩和ケア医療、3次救急医療等)	淡 路	精神科病棟に結核患者対応病床(1床)を設置	光 風	精神科救急医療センターの設置(精神科3次救急医療)	柏 原	がん医療におけるリニアックの導入、結核病棟(50床)の廃止	こども	小児救急医療センターの設置(小児3次救急医療)	が ん	腫瘍内科、緩和医療科の設置、PET検査の実施	姫 路	脳卒中センターの設置	粒子線	陽子線治療の充実、炭素線治療の開始	災 害	高度救命救急センターの指定	<p>[改革の基本方向]</p> <p>県立病院は高度専門・特殊医療を中心とした政策医療を効果的かつ効率的に提供するとともに、県立病院の他に中核となる医療機関がない地域においては、地域医療の確保も行う。そのため、診療機能の高度化・効率化や平成28年度に病院事業全体での当期純損益の黒字化の達成を図る経営改革の推進など、病院構造改革の一層の推進を行う。</p> <p>1 県立病院の果たすべき役割</p> <p>(1) 高度専門・特殊医療を中心とした政策医療の提供 県立病院の他に中核となる医療機関がない地域においては、他の医療機関と連携して、地域医療の確保も行う。</p> <p>(2) 他に中核となる医療機関がない地域における地域医療の確保 県立病院の他に中核となる医療機関がない地域においては、他の医療機関と連携して、地域医療の確保も行う。</p> <p>2 病院構造改革の基本方針</p> <p>(1) 「病院構造改革推進方策」の見直しと「県立病院改革プラン」の策定 県立病院を取り巻く環境の変化やこれまでの取組みの結果明らかになった課題を踏まえ、「病院構造改革推進方策」(平成15年度策定)の見直しを行うとともに、公立病院改革ガイドラインに基づき「県立病院改革プラン」(平成21～25年度)を策定し、取組みを着実に推進する。</p> <p>(2) より良質な医療の提供 診療機能の高度化・効率化 医療技術の進歩、疾病構造の変化や医療提供体制の状況等を踏まえ、高度専門・特殊医療を中心とした政策医療を提供するため、診療機能の高度化・効率化を進める。</p> <p>県立病院の建替整備 診療機能の充実、施設の老朽化や療養環境の向上に対応するため、厳しい経営状況も踏まえながら、建替整備を計画的に推進する。</p> <p>(3) 自立した経営の確保 経営改革の推進 自立した経営基盤の確立を図るため、より一層の収入の確保及び費用の抑制を行うなど、経営改革を推進し、平成28年度には病院事業全体での当期純損益の黒字化を達成する。</p> <p>(4) 運営体制・基盤の確立 医師確保対策の推進 県立病院の医師の診療科及び地域における偏在・不足状況を解消し、安定した医療提供体制を確立するため、総合的な医師確保対策を推進する。</p> <p>定員・給与の見直し 医療サービスの水準を維持しつつ、職員給与費の抑制による病院運営の一層の効率化を図るため、定員・給与の見直しを進める。</p> <p>病院事業の経営形態のあり方検討 自立した経営基盤の下でより良質な医療を継続して提供するため、当面は地方公営企業法の全部適用を維持しつつ、地方独立行政法人など本県病院事業に相応しい経営形態のあり方を検討する。</p>
主な推進項目	主な取組状況																																							
より良質な医療の提供 ・診療機能の充実 ・診療科目等の見直し	・「県立病院の基本的方向」に基づく診療機能等の見直し																																							
安心してかかる県立病院の実現 ・より安全な病院の実現 ・患者相談の充実	・「医療事故防止マニュアル」の作成、活用 ・医療紛争相談員の設置(病院局) ・医療相談窓口の設置(各病院)																																							
自立した経営の確保 ・収入の確保 ・費用の節減	・7対1看護加算の取得 ・D P C (診断群分類別包括評価)の導入 ・診療材料の一元管理システムの導入 ・委託化の推進(滅菌業務等)																																							
運営体制・基盤の確立 ・組織、職制等の見直し ・定数、給与の見直し	・診療部の担当部長制の導入 ・参事(医療連携担当)等の設置 ・業務部の総務部への統合 ・看護師、医療技術職等の定数見直し ・給与構造改革の実施、特殊勤務手当の見直し																																							
	・医師の公募 ・専攻医制度、臨床研修医制度の充実 ・病理診断センター、麻酔センターの設置																																							
病院名	主な取組状況																																							
尼 崎	脳神経外科、呼吸器科、呼吸器外科の設置																																							
塚 口	成育医療の提供(アレルギー科、小児外科等の設置)																																							
西 宮	腎疾患総合医療センターの設置																																							
加古川	新病院における診療機能の検討(生活習慣病医療、緩和ケア医療、3次救急医療等)																																							
淡 路	精神科病棟に結核患者対応病床(1床)を設置																																							
光 風	精神科救急医療センターの設置(精神科3次救急医療)																																							
柏 原	がん医療におけるリニアックの導入、結核病棟(50床)の廃止																																							
こども	小児救急医療センターの設置(小児3次救急医療)																																							
が ん	腫瘍内科、緩和医療科の設置、PET検査の実施																																							
姫 路	脳卒中センターの設置																																							
粒子線	陽子線治療の充実、炭素線治療の開始																																							
災 害	高度救命救急センターの指定																																							

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
	<p>2 課題</p> <p>(1) より良質な医療の提供 他の医療機関との役割分担に留意しつつ、引き続き各県立病院の診療機能の高度化、効率化を図るとともに、老朽化や医療技術の進展に応じた施設や医療機器の整備を計画的に行う必要がある。</p> <p>(2) 自立した経営の確保 平成19年度決算において当期純損益が45億円の赤字となる見込みであり、不良債務も発生しかねない状況にあることから、単年度黒字を目指し、経営改革を推進する必要がある。</p> <p>(3) 運営体制・基盤の確立 病院運営の効率化を進めるため定員・給与の見直しを行うほか、医師の偏在を踏まえ総合的な医師確保対策に取り組むとともに、病院事業に相応しい経営形態のあり方を検討する必要がある。</p>	<p>3 具体的な取組内容</p> <p>(1) 診療機能の高度化・効率化 医療機関の機能分担と地域医療連携のもとで、県立病院に求められる高度専門・特殊医療を提供するため、診療機能の高度化を図り、公立病院、公的病院等との再編・ネットワーク化を図る。</p> <p>診療機能の高度化</p> <p>ア がん医療 ・ 全県及び地域がん診療拠点病院としての診療機能を充実する。 ・ 粒子線治療や緩和ケア医療等がんの特殊医療を充実する。</p> <p>イ 循環器疾患医療 脳疾患、心疾患の全県及び地域の拠点的病院としての急性期医療機能を充実する。</p> <p>ウ 生活習慣病医療 内分泌・代謝性疾患医療等の全県的拠点機能を整備する。</p> <p>エ 救急医療 東播磨地域や淡路地域における3次救急医療を充実する。</p> <p>オ 小児救急医療 小児中核病院の拡充等小児3次救急医療を充実する。</p> <p>カ 周産期医療 総合、地域周産期母子医療センター機能を充実する。</p> <p>キ 精神医療 児童・思春期等の精神科専門医療を充実する。</p> <p>ク その他政策医療 神経難病医療、腎疾患医療、感染症医療、災害医療等を充実する</p> <p>診療機能の効率化</p> <p>ア 再編 (ア) 高度専門・特殊医療をさらに充実し、病院運営の一層の効率化を図るため、統合再編を行う。 ・ 尼崎病院と塚口病院において、総合的な診療機能を生かし、小児医療、周産期医療等の充実に必要な機能をはじめ、両病院の有する診療機能の再編の具体案、そのために必要な施設・設備等の整備や統合再編後の既存施設等の利活用等について、別途、外部委員会を設置し、平成21年度前半までを目途に検討を行う。</p> <p>(イ) 診療機能の重複の解消や必要な機能の充実など他の医療機関と相互に適切な機能分担を図るため、必要な診療機能等を見直しを行う。 ・ 加古川病院において産科等を廃止し、生活習慣病等の政策医療を中心とした診療機能に再編する。</p> <p>イ ネットワーク化 医療資源を有効に活用し、県民に対してより良質な医療を効率的かつ効果的に提供するため、他の医療機関との連携体制を強化する。 ・ 西宮病院と西宮市立中央病院、芦屋市立病院の役割分担を明確にするため、協議の場を設置するなど、相互の連携を強化する。 ・ 柏原病院と柏原赤十字病院の連携により、一体的に医療を提供する。</p>

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																																																																																																																																			
	<p>(参考) 病院事業の概要</p> <p style="text-align: right;">(単位:床、人、㎡)</p> <table border="1" data-bbox="388 310 1403 1304"> <thead> <tr> <th rowspan="2">病院名</th> <th rowspan="2">病床数 (H19末)</th> <th colspan="4">内 訳</th> <th colspan="2">H19年度患者数</th> <th colspan="2">建物の状況</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>精神</th> <th>結核</th> <th>感染</th> <th>入 院</th> <th>外 来</th> <th>延床面積</th> <th>主な整備年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>尼 崎</td><td>500</td><td>492</td><td>0</td><td>0</td><td>8</td><td>169,271</td><td>286,364</td><td>33,348</td><td>昭和62年3月</td></tr> <tr><td>塚 口</td><td>300</td><td>300</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>84,527</td><td>172,752</td><td>19,905</td><td>昭和43年11月</td></tr> <tr><td>西 宮</td><td>400</td><td>400</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>130,699</td><td>254,532</td><td>28,578</td><td>平成 4年5月</td></tr> <tr><td>加古川</td><td>311</td><td>311</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>98,119</td><td>152,332</td><td>23,110</td><td>昭和38年1月</td></tr> <tr><td>淡 路</td><td>452</td><td>377</td><td>45</td><td>26</td><td>4</td><td>142,513</td><td>199,010</td><td>31,059</td><td>昭和43年3月</td></tr> <tr><td>光 風</td><td>448</td><td>0</td><td>448</td><td>0</td><td>0</td><td>101,120</td><td>39,509</td><td>21,786</td><td>平成 8年3月</td></tr> <tr><td>柏 原</td><td>214</td><td>214</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>49,636</td><td>77,066</td><td>29,549</td><td>昭和54年3月</td></tr> <tr><td>こども</td><td>266</td><td>266</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>86,111</td><td>85,922</td><td>31,638</td><td>昭和45年4月</td></tr> <tr><td>が ん</td><td>400</td><td>400</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>131,586</td><td>151,482</td><td>27,934</td><td>昭和59年6月</td></tr> <tr><td>姫 路</td><td>330</td><td>330</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>88,496</td><td>87,735</td><td>29,112</td><td>昭和56年9月</td></tr> <tr><td>粒子線</td><td>50</td><td>50</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>16,867</td><td>7,257</td><td>16,510</td><td>平成15年3月</td></tr> <tr><td>災 害</td><td>30</td><td>30</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>10,130</td><td>263</td><td>6,313</td><td>平成15年4月</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>3,701</td><td>3,170</td><td>493</td><td>26</td><td>12</td><td>1,109,075</td><td>1,514,224</td><td>-</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>	病院名	病床数 (H19末)	内 訳				H19年度患者数		建物の状況		一般	精神	結核	感染	入 院	外 来	延床面積	主な整備年月	尼 崎	500	492	0	0	8	169,271	286,364	33,348	昭和62年3月	塚 口	300	300	0	0	0	84,527	172,752	19,905	昭和43年11月	西 宮	400	400	0	0	0	130,699	254,532	28,578	平成 4年5月	加古川	311	311	0	0	0	98,119	152,332	23,110	昭和38年1月	淡 路	452	377	45	26	4	142,513	199,010	31,059	昭和43年3月	光 風	448	0	448	0	0	101,120	39,509	21,786	平成 8年3月	柏 原	214	214	0	0	0	49,636	77,066	29,549	昭和54年3月	こども	266	266	0	0	0	86,111	85,922	31,638	昭和45年4月	が ん	400	400	0	0	0	131,586	151,482	27,934	昭和59年6月	姫 路	330	330	0	0	0	88,496	87,735	29,112	昭和56年9月	粒子線	50	50	0	0	0	16,867	7,257	16,510	平成15年3月	災 害	30	30	0	0	0	10,130	263	6,313	平成15年4月	合 計	3,701	3,170	493	26	12	1,109,075	1,514,224	-	-	<p>各県立病院の役割を踏まえた診療機能及び を踏まえた各病院の役割と診療機能の基本方向は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1495 279 2733 951"> <thead> <tr> <th>病 院 名</th> <th>全 県 機 能</th> <th>二 次 医 療 圏 域 機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尼崎・塚口病院 (統合再編)</td> <td>成育医療、小児医療、 神経難病医療</td> <td>周産期医療、がん医療、心疾患医療、 呼吸器医療、感染症医療(2類)、エイズ医療</td> </tr> <tr> <td>西宮病院</td> <td>腎疾患医療(腎移植等)</td> <td>救急医療、がん医療、脳血管疾患医療、 糖尿病医療</td> </tr> <tr> <td>新加古川病院</td> <td>生活習慣病医療、緩和ケア 医療、感染症医療(1類)</td> <td>3次救急医療、災害医療、感染症医療(2類)、 リハビリテーション医療、神経難病医療</td> </tr> <tr> <td>光風病院</td> <td>精神科3次救急医療、 精神科専門医療(児童思春期等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>こども病院</td> <td>小児医療、小児3次救急医療、 周産期医療</td> <td></td> </tr> <tr> <td>がんセンター</td> <td>がん医療</td> <td></td> </tr> <tr> <td>姫路循環器病セ ンター</td> <td>脳血管疾患医療、 心疾患医療</td> <td>3次救急医療</td> </tr> <tr> <td>粒子線医療セン ター</td> <td>粒子線医療</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害医療センタ ー</td> <td>災害医療、 3次(高度救命)救急医療</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1495 982 2733 1161"> <thead> <tr> <th>病 院 名</th> <th>地 域 医 療</th> <th>二 次 医 療 圏 域 機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淡路病院</td> <td>他に中核となる医療機関がない 地域においては他の医療機 関等と連携しながら、地域医 療を確保</td> <td>がん医療、脳血管疾患医療、心疾患医療、3次救 急医療、災害医療、周産期医療、小児救急医療等</td> </tr> <tr> <td>柏原病院</td> <td></td> <td>がん医療、3次的救急医療、災害医療、 へき地医療、リハビリテーション医療</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県立病院の建替整備</p> <p>県民に対し良質な医療を提供していくためには、高度専門医療等の医療機能の充実や施設の老朽化、狭隘化等への対応が必要であることから、厳しい経営状況も踏まえるとともに、一般会計の負担の平準化にも留意しつつ、計画的な建替整備を行う。</p> <p>なお、移転跡地については、地元の意向に配慮しつつ、売却することを基本とする。</p> <p>【平成30年度までの整備計画】</p> <table border="1" data-bbox="1531 1444 2754 1654"> <thead> <tr> <th>病 院 名</th> <th>種 別</th> <th>供用開始予定</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加古川病院</td> <td>移転整備</td> <td>平成21年度</td> <td>加古川市神野町へ移転整備</td> </tr> <tr> <td>尼崎病院・塚口病院</td> <td>統合再編整備</td> <td>平成24年度(目途)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>淡路病院</td> <td>移転整備</td> <td>平成25年度</td> <td>洲本市塩屋へ移転整備</td> </tr> <tr> <td>こども病院</td> <td>建替整備</td> <td>平成29年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柏原病院</td> <td>建替整備</td> <td>平成30年度(着工)</td> <td>柏原赤十字病院との役割分担等要調整</td> </tr> </tbody> </table> <p>姫路循環器病センター、がんセンターについても、平成30年度以降の順次建替を行う。</p> <p>尼崎病院と塚口病院との統合再編に際しては、小児医療、周産期医療等の充実に必要な機能をはじめ、両病院の有する診療機能の再編の具体案、そのために必要な施設・設備等の整備や統合再編後の既存施設等の利活用等について、別途、外部委員会を設置し、平成21年度前半までを目途に検討を行う。</p>	病 院 名	全 県 機 能	二 次 医 療 圏 域 機 能	尼崎・塚口病院 (統合再編)	成育医療、小児医療、 神経難病医療	周産期医療、がん医療、心疾患医療、 呼吸器医療、感染症医療(2類)、エイズ医療	西宮病院	腎疾患医療(腎移植等)	救急医療、がん医療、脳血管疾患医療、 糖尿病医療	新加古川病院	生活習慣病医療、緩和ケア 医療、感染症医療(1類)	3次救急医療、災害医療、感染症医療(2類)、 リハビリテーション医療、神経難病医療	光風病院	精神科3次救急医療、 精神科専門医療(児童思春期等)		こども病院	小児医療、小児3次救急医療、 周産期医療		がんセンター	がん医療		姫路循環器病セ ンター	脳血管疾患医療、 心疾患医療	3次救急医療	粒子線医療セン ター	粒子線医療		災害医療センタ ー	災害医療、 3次(高度救命)救急医療		病 院 名	地 域 医 療	二 次 医 療 圏 域 機 能	淡路病院	他に中核となる医療機関がない 地域においては他の医療機 関等と連携しながら、地域医 療を確保	がん医療、脳血管疾患医療、心疾患医療、3次救 急医療、災害医療、周産期医療、小児救急医療等	柏原病院		がん医療、3次的救急医療、災害医療、 へき地医療、リハビリテーション医療	病 院 名	種 別	供用開始予定	備 考	加古川病院	移転整備	平成21年度	加古川市神野町へ移転整備	尼崎病院・塚口病院	統合再編整備	平成24年度(目途)		淡路病院	移転整備	平成25年度	洲本市塩屋へ移転整備	こども病院	建替整備	平成29年度		柏原病院	建替整備	平成30年度(着工)	柏原赤十字病院との役割分担等要調整
病院名	病床数 (H19末)			内 訳				H19年度患者数		建物の状況																																																																																																																																																																																																											
		一般	精神	結核	感染	入 院	外 来	延床面積	主な整備年月																																																																																																																																																																																																												
尼 崎	500	492	0	0	8	169,271	286,364	33,348	昭和62年3月																																																																																																																																																																																																												
塚 口	300	300	0	0	0	84,527	172,752	19,905	昭和43年11月																																																																																																																																																																																																												
西 宮	400	400	0	0	0	130,699	254,532	28,578	平成 4年5月																																																																																																																																																																																																												
加古川	311	311	0	0	0	98,119	152,332	23,110	昭和38年1月																																																																																																																																																																																																												
淡 路	452	377	45	26	4	142,513	199,010	31,059	昭和43年3月																																																																																																																																																																																																												
光 風	448	0	448	0	0	101,120	39,509	21,786	平成 8年3月																																																																																																																																																																																																												
柏 原	214	214	0	0	0	49,636	77,066	29,549	昭和54年3月																																																																																																																																																																																																												
こども	266	266	0	0	0	86,111	85,922	31,638	昭和45年4月																																																																																																																																																																																																												
が ん	400	400	0	0	0	131,586	151,482	27,934	昭和59年6月																																																																																																																																																																																																												
姫 路	330	330	0	0	0	88,496	87,735	29,112	昭和56年9月																																																																																																																																																																																																												
粒子線	50	50	0	0	0	16,867	7,257	16,510	平成15年3月																																																																																																																																																																																																												
災 害	30	30	0	0	0	10,130	263	6,313	平成15年4月																																																																																																																																																																																																												
合 計	3,701	3,170	493	26	12	1,109,075	1,514,224	-	-																																																																																																																																																																																																												
病 院 名	全 県 機 能	二 次 医 療 圏 域 機 能																																																																																																																																																																																																																			
尼崎・塚口病院 (統合再編)	成育医療、小児医療、 神経難病医療	周産期医療、がん医療、心疾患医療、 呼吸器医療、感染症医療(2類)、エイズ医療																																																																																																																																																																																																																			
西宮病院	腎疾患医療(腎移植等)	救急医療、がん医療、脳血管疾患医療、 糖尿病医療																																																																																																																																																																																																																			
新加古川病院	生活習慣病医療、緩和ケア 医療、感染症医療(1類)	3次救急医療、災害医療、感染症医療(2類)、 リハビリテーション医療、神経難病医療																																																																																																																																																																																																																			
光風病院	精神科3次救急医療、 精神科専門医療(児童思春期等)																																																																																																																																																																																																																				
こども病院	小児医療、小児3次救急医療、 周産期医療																																																																																																																																																																																																																				
がんセンター	がん医療																																																																																																																																																																																																																				
姫路循環器病セ ンター	脳血管疾患医療、 心疾患医療	3次救急医療																																																																																																																																																																																																																			
粒子線医療セン ター	粒子線医療																																																																																																																																																																																																																				
災害医療センタ ー	災害医療、 3次(高度救命)救急医療																																																																																																																																																																																																																				
病 院 名	地 域 医 療	二 次 医 療 圏 域 機 能																																																																																																																																																																																																																			
淡路病院	他に中核となる医療機関がない 地域においては他の医療機 関等と連携しながら、地域医 療を確保	がん医療、脳血管疾患医療、心疾患医療、3次救 急医療、災害医療、周産期医療、小児救急医療等																																																																																																																																																																																																																			
柏原病院		がん医療、3次的救急医療、災害医療、 へき地医療、リハビリテーション医療																																																																																																																																																																																																																			
病 院 名	種 別	供用開始予定	備 考																																																																																																																																																																																																																		
加古川病院	移転整備	平成21年度	加古川市神野町へ移転整備																																																																																																																																																																																																																		
尼崎病院・塚口病院	統合再編整備	平成24年度(目途)																																																																																																																																																																																																																			
淡路病院	移転整備	平成25年度	洲本市塩屋へ移転整備																																																																																																																																																																																																																		
こども病院	建替整備	平成29年度																																																																																																																																																																																																																			
柏原病院	建替整備	平成30年度(着工)	柏原赤十字病院との役割分担等要調整																																																																																																																																																																																																																		

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																												
		<p>(3) 医師確保対策の推進 地域や診療科における医師の不足・偏在を解消するため、医師の確保・育成、勤務環境の充実、女性医師への対応など、総合的な医師確保対策を推進する。</p> <p>医師の確保・育成 ア 神戸大学と連携し、柏原病院における新たな医師育成システムを構築する。 イ 麻酔センターの活用により、麻酔科医師を独自に養成する。 ウ 関係大学等との連携を強化するとともに、公募の実施や任期付採用制度を積極的に活用する。</p> <p>魅力ある環境の整備 ア 医療秘書の設置により、医師の業務負担の軽減を図る。 イ 給与の見直し等による処遇改善を検討する。</p> <p>女性医師の確保 ア 女性勤務医に対する柔軟な勤務形態を整備する。 イ 女性医師バンクの活用により、女性医師を確保する。</p> <p>(4) 経営改革の推進 経営改革の推進により病院事業全体の当期純損益を平成28年度に黒字化するとともに、早期に全病院での黒字化を目指す。</p> <p>主要な経営指標について具体的な数値目標を設定し、より実効性及び透明性の高い経営改革を進め、収益の確保を図るとともに、収益に見合った費用への抑制に努める。</p> <p>ア 収益確保 (ア) 高度専門・特殊医療の充実、医師の確保、地域医療連携の推進等により患者確保を図る。 (イ) 建替整備による診療機能の充実、手術件数の増加、平均在院日数の短縮等により、診療単価の向上を図る。</p> <p>イ 費用抑制 (ア) 定員・給与を見直し、職員給与費を抑制する。 (イ) 同種同効の安価材料への統一化等により、診療材料費を抑制する。 (ウ) 後発医薬品の使用拡大、本庁・病院一体による価格交渉の実施等により、薬品費を抑制する。 (エ) 医療機器保守の県立病院一括契約化等事務改善等により、経費を節減する。</p> <p>自立した経営の確保を基本としつつ、高度専門・特殊医療及びその他の政策医療の提供に要する経費にかかる一般会計からの負担金について、現行水準を基本に、適時適切に見直しを行う。</p> <p>【病院事業全体の経営見通し】</p> <table border="1" data-bbox="1507 1577 2724 1766"> <thead> <tr> <th></th> <th>区 分</th> <th>平成19年度(実績)</th> <th>平成28年度(目標)</th> <th>差引</th> <th>(参考)平成30年度(目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">経営 指標</td> <td>病床利用率</td> <td>81.4%</td> <td>88.3%</td> <td>+6.9%</td> <td>88.3%</td> </tr> <tr> <td>職員給与比率</td> <td>66.6%</td> <td>60.6%</td> <td>6.0%</td> <td>60.6%</td> </tr> <tr> <td>経常収支比率</td> <td>95.0%</td> <td>100.2%</td> <td>+5.2%</td> <td>100.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>当期純損益</td> <td>45億円</td> <td>+2億円</td> <td>+47億円</td> <td>+2億円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	平成19年度(実績)	平成28年度(目標)	差引	(参考)平成30年度(目標)	経営 指標	病床利用率	81.4%	88.3%	+6.9%	88.3%	職員給与比率	66.6%	60.6%	6.0%	60.6%	経常収支比率	95.0%	100.2%	+5.2%	100.2%		当期純損益	45億円	+2億円	+47億円	+2億円
	区 分	平成19年度(実績)	平成28年度(目標)	差引	(参考)平成30年度(目標)																									
経営 指標	病床利用率	81.4%	88.3%	+6.9%	88.3%																									
	職員給与比率	66.6%	60.6%	6.0%	60.6%																									
	経常収支比率	95.0%	100.2%	+5.2%	100.2%																									
	当期純損益	45億円	+2億円	+47億円	+2億円																									

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
		<p>(5) 定員・給与の見直し 自立した経営の実現に向け、職員給与費比率の改善を図る必要があることから、定員及び給与制度の見直しを行う。 定員の見直し [平成30年度までの削減数：約300人（正規職員）] ア 嘱託化、委託化を推進し、医療技術職員（検査、放射線等）の定員の概ね2割を削減する。 イ 看護業務の嘱託化等の見直しにより、外来部門の看護師定員の概ね3割を削減する。 ウ 事務職、技能労務職等職員の定員の概ね3割を削減する。 なお、医師等については診療機能の高度化、診療報酬基準の改定等に応じた適正配置を行う</p> <p>給与の見直し ア 新看護職給料表を適用し、給与費を抑制する。 イ 給料月額削減等給与の見直しを図る。</p> <p>4 病院事業の経営形態のあり方検討 自立した経営のもとで県民に対して高度専門・特殊医療等を継続して提供するため、本県病院事業に相応しい経営形態のあり方を引き続き検討する。</p> <p>(1) 地方独立行政法人制度については、導入事例も少なく実績が十分検証できていない等の課題があるため、引き続き検討を行う。</p> <p>(2) 当面（県立病院改革プランの終期である平成25年度まで）は地方公営企業法の全部適用を維持し、当期純損益の黒字化に向けた経営改善や、診療機能の充実、再編・ネットワーク化を推進するなど病院構造改革に取り組む。</p>

(参考)

1 病院事業全体の経営見通し

(単位：%、億円)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
指 標	病床利用率	81.4	85.1	85.4	86.6	87.2	87.6	86.8	88.3	88.3	88.3	87.6	88.3
	職員給与費比率	66.6	63.8	63.4	62.1	60.6	60.3	61.3	60.6	60.6	60.6	61.3	60.6
	経常収支比率	95.0	97.9	97.9	98.8	99.7	100.0	98.8	99.7	99.9	100.2	99.8	100.2
収 支	収 益(A)	832	854	874	890	910	899	900	912	913	918	914	925
	(うち一般会計繰入金)(B)	(110)	(108)	(113)	(113)	(110)	(109)	(110)	(108)	(107)	(106)	(106)	(106)
	費 用(C)	877	873	893	901	913	899	911	915	914	916	916	923
	(うち減価償却費等)(D)	36	39	40	42	43	40	40	39	36	34	31	33
	当期純損益(A-C)	45	19	19	11	3	0	11	3	1	+2	2	+2
	資金収支(E=A-C+D)	9	20	21	31	40	40	29	36	35	36	29	35
	資 本 的 収 支	収 入(F)	189	163	142	137	176	174	83	100	113	132	104
(うち一般会計繰入金)(G)	(43)	(40)	(41)	(40)	(41)	(41)	(40)	(47)	(38)	(40)	(38)	(32)	
(うち一般会計借入金)(H)	(10)	(1)	(2)	(8)	(6)	(8)	(9)	(13)	(11)	(12)	(13)	(12)	
支 出(I)	199	184	170	160	205	205	108	130	148	170	134	112	
(うち一般会計借入金返却)(J)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(13)	(13)	(10)	(18)	
差引(資金収支)(K=F-I)	10	21	28	23	29	31	25	30	35	38	30	33	
一般会計負担額の合計(B+G+H-J)	163	149	156	161	157	158	159	167	143	145	147	132	
退職手当債の発行(L)	13	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
退職手当債の償還(M)	0	3	5	7	7	7	4	2	0	0	0	0	
総資金収支(N=E+K+L-M)	6	6	2	1	4	2	0	4	0	2	1	2	
内部留保資金残高(O=N+O[前年度])	5	11	9	10	14	16	16	20	20	18	17	19	

収益的収支は、建替整備に伴う資産減耗費を除いた額で記載(平成21、24、25、29年度)

2 各県立病院の経営目標

(単位：%、億円)

区 分	尼崎・塚口			西 宮	加 古 川	淡 路	光 風	柏 原	こ ども	が ん	姫 路	粒 子 線	災 害	合 計		
	尼崎	塚口	合計													
指 標	病床利用率	H19	92.5	77.0	86.5	89.3	86.2	86.1	61.7	57.2	89.5	89.9	73.3	92.2	92.3	81.4
		H30	-	-	91.5	92.0	87.5	89.0	81.0	90.0	91.0	92.2	76.0	92.8	91.0	88.3
		差引	-	-	+5.0	+2.7	+1.3	+2.9	+19.3	+32.8	+1.5	+2.3	+2.7	+0.6	1.3	+6.9
指 標	職員給与費比率	H19	55.9	79.2	62.7	65.2	70.6	76.3	155.9	120.2	77.2	52.8	46.2	21.6	69.5	66.6
		H30	-	-	57.8	64.8	59.9	66.2	99.8	82.2	73.7	52.7	46.1	21.5	64.7	60.6
		差引	-	-	4.9	0.4	10.7	10.1	56.1	38.0	3.5	0.1	0.1	0.1	4.8	6.0
指 標	経常収支比率	H19	100.4	87.3	96.2	93.8	93.5	95.2	81.6	67.9	97.4	99.6	102.5	97.5	100.0	95.0
		H30	-	-	101.2	100.1	100.6	98.5	100.8	90.3	100.9	99.7	102.6	104.8	100.0	100.2
		差引	-	-	+5.0	+6.3	+7.1	+3.3	+19.2	+22.4	+3.5	+0.1	+0.1	+7.3	0.0	+5.2
当期純損益	H19	1	8	7	6	3	5	8	15	2	1	+3	1	0	45	
	H30	-	-	2	0	1	1	0	4	+1	1	+3	+1	0	+2	
	差引	-	-	+9	+6	+4	+4	+8	+11	+3	0	0	+2	0	+47	

上記1、2については、現時点での試算であり、さらに精査の上、「県立病院改革プラン」において最終的に決定する。

(5) 公社等

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																								
公 社 等	<p>社会経済情勢や民間との役割分担等の変化を踏まえ、団体の統廃合、県の支援の適正化とともに、公社等による自主的な経営改善等に取り組んできた。</p> <p>1 団体の統廃合と県の支援の適正化</p> <p>[団体数の推移]</p> <table border="1" data-bbox="477 464 1314 537"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成11年度</th> <th>平成20年度</th> <th>H20年度 - H11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団 体 数</td> <td>51団体</td> <td>43団体</td> <td>8団体 (15.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成11年度以降新設 4 団体</p> <p>[統廃合した団体]</p> <p>(平成12年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(財)夢の架け橋記念事業協会の廃止 ・(財)兵庫県国民年金福祉協会の国指定法人への移行 <p>(平成13年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(財)関西中小企業総合センターの廃止 ・(財)ひょうご地域福祉財団の廃止 ・(財)兵庫県水産公害対策基金と(財)兵庫県栽培漁業協会の統合 (財)ひょうご豊かな海づくり協会に改組 <p>(平成14年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうごヒューマンケア(株)の廃止 <p>(平成15年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(財)21世紀ひょうご創造協会と(財)兵庫県ヒューマンケア研究機構の統合 (財)21世紀ヒューマンケア研究機構に改組 ・(社)兵庫県森と緑の公社と(財)ひょうご農村活性化公社の統合 (社)兵庫みどり公社に改組 ・(財)兵庫県都市整備協会と(財)兵庫県建設技術センターの統合 (財)兵庫県まちづくり技術センターに改組 <p>(平成16年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(財)阪神・淡路産業復興推進機構の廃止 <p>(平成18年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(財)阪神・淡路大震災記念協会と(財)21世紀ヒューマンケア研究機構の統合 (財)ひょうご震災記念21世紀研究機構に改組 <p>[県の人的支援・財政支出の推移]</p> <table border="1" data-bbox="477 1629 1451 1776"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成11年度</th> <th>平成20年度</th> <th>H20年度 - H11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員 数</td> <td>781人</td> <td>535人</td> <td>246人 (31.5%)</td> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>平成11年度決算</th> <th>平成18年度決算</th> <th>H18年度決算 - H11年度決算</th> </tr> <tr> <td>県財政支出額(委託・補助)</td> <td>58,568百万円</td> <td>49,403百万円</td> <td>9,165百万円 (15.6%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>公社等プロパー職員数：平成20年度2,197人 (うち収益部門等従事職員を除く削減対象職員数：830人)</p>	区 分	平成11年度	平成20年度	H20年度 - H11年度	団 体 数	51団体	43団体	8団体 (15.7%)	区 分	平成11年度	平成20年度	H20年度 - H11年度	県 派 遣 職 員 数	781人	535人	246人 (31.5%)	区 分	平成11年度決算	平成18年度決算	H18年度決算 - H11年度決算	県財政支出額(委託・補助)	58,568百万円	49,403百万円	9,165百万円 (15.6%)	<p>[改革の基本方向]</p> <p>公社等を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、公社等が担う行政サービスの必要性を検証し、団体の統廃合や経営改善の促進、県の財政支出・人的支援の見直しを図る。 地方財政健全化法を踏まえたさらなる経営改善の促進、情報公開や公認会計士等による監査の導入など運営の透明性の向上を図る。 公社等に対する指導監督を強化するため、外部有識者等で構成する第三者委員会を設置する。</p> <p>1 今後の基本方針</p> <p>(1) 公社等外郭団体は、県行政の代替的・補完的機能を担い、県が直接実施するよりも効果的・効率的な行政サービスの提供が可能な分野について、県行政の実施機関として事業推進を図ってきた。</p> <p>(2) 従来は公共の対象領域であった分野にも民間事業者の参入が進むなど、公社等を巡る環境も大きく変化している。</p> <p>(3) このため、県民のニーズや民間との役割分担など、公社等を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、公社等が担う行政サービスの必要性を検証し、団体の統廃合や経営改善の促進、県の財政支出・人的支援の見直しを図る。</p> <p>(4) また、地方財政健全化法を踏まえたさらなる経営改善の促進、情報公開や公認会計士等による監査の導入など運営の透明性の向上を図る。</p> <p>2 見直しの基準</p> <p>(1) 社会経済情勢の変化、設置目的の達成、事業実施期間の満了等により、存在意義が乏しくなった団体は廃止する。</p> <p>(2) 設置目的が民間や他団体と類似・関連しており、統合により効率的・効果的な運営が期待できる団体は統合する。</p> <p>(3) 主要事業の採算性や需要が低下し、今後も回復が見込まれない団体等は、経営方針を転換し、事業や体制の抜本的見直しを行う。</p> <p>(4) 一定の自己収入を有し、自主的な運営を促すことが適当な団体は、県の財政的・人的支援を可能な限り抑制し、経営の自立化を図る。</p> <p>(5) 公社等を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、団体が果たすべき役割に立ち返って、事業の重点化、執行体制の見直しを図る。 この場合、県から公社等への事業委託等の見直しを併せて行う。</p> <p>(6) 地方財政健全化法の将来負担比率に、土地開発公社・地方道路公社等の負債の額及び第3セクター等の損失補償債務額のうち、当該法人の財務・経営状況を勘案した実質負担見込額が算入されることを踏まえ、これまで以上に県行政の実施機関の面からの運営の合理化・効率化を促進する。</p>
区 分	平成11年度	平成20年度	H20年度 - H11年度																							
団 体 数	51団体	43団体	8団体 (15.7%)																							
区 分	平成11年度	平成20年度	H20年度 - H11年度																							
県 派 遣 職 員 数	781人	535人	246人 (31.5%)																							
区 分	平成11年度決算	平成18年度決算	H18年度決算 - H11年度決算																							
県財政支出額(委託・補助)	58,568百万円	49,403百万円	9,165百万円 (15.6%)																							

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
		<p>3 見直し内容(団体ごとの見直し内容は、P121～194参照)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">団体数 6 団体削減 [44団体 38団体(13.6%)]</p> <p>(1) 団体の廃止 設置目的の達成、主たる事業の実施期間の満了等により、設置の必要性が低下した団体は廃止する。</p> <p>(株)おのころ愛ランド 明石海峡大橋開通後の淡路地域における集客拠点として、「淡路ワールドパーク ONOKORO」を運営し、淡路島への観光客入込数を増加させる一翼を担い、淡路地域の振興に大きな役割を果たしてきた。 近年、他の集客施設の整備等に伴い、年間入場者が低迷し、多額の債務超過が生じたため、今後の施設運営を民間事業者に委ねることとし、団体を廃止して、平成20年度に清算する。</p> <p>(財)兵庫県自治協会 県内市町の行財政運営の向上に資するため、研修事業等を実施してきたが、県の自治研修所等で類似の業務を実施していることから、これらの機関に業務を引き継ぐこととし、団体を廃止する。</p> <p>(財)ひょうご情報教育機構 情報セキュリティ等に関する最先端の教育・研究手法を活用して、カーネギーメロン大学日本校を運営し、高度情報化社会を支える専門人材を育成してきた。 最先端の情報セキュリティ人材の育成に関する国内の環境が成熟していないことを踏まえ、カーネギーメロン大学との契約期間満了(平成22年3月末)後、現契約を更新せず、原則として日本校の事業を廃止する。 これに伴い、日本校を運営するために設立した(財)ひょうご情報教育機構を廃止する。</p> <p>(2) 団体の統合 事業の目的・内容等が他の団体と類似又は関連するため、統合により効率的・効果的な運営が期待できる団体は、統合を行う。</p> <p>(財)ひょうご環境創造協会と(財)兵庫県環境クリエイトセンターの統合 地球規模から地域レベルまで幅広い環境問題に対し、一元的・総合的な取組みと効率的な運営を図るため、地球温暖化防止や環境の保全・創造に関する調査・普及啓発を担う(財)ひょうご環境創造協会と、廃棄物処理やリサイクル等の循環型社会づくりを担う(財)兵庫県環境クリエイトセンターを統合する。 なお、健康環境科学研究センターの環境部門については、(財)ひょうご環境創造協会の試験分析部門が類似の業務を行っていることから、同部門を(財)ひょうご環境創造協会へ移管し、同協会内に県と連携して高度な調査研究及び試験分析を行う「兵庫県環境研究センター(仮称)」を設置する。</p> <p>(財)兵庫県まちづくり技術センターと(財)兵庫県下水道公社の統合 県及び市町からの土木関係の受託業務を一元的に処理するため、県及び市町の公共土木工事の積算・工事監理業務を受託している(財)兵庫県まちづくり技術センターと、県の下水道施設の維持管理及び市町の下水道施設の建設技術支援を行っている(財)兵庫県下水道公社を統合する。</p> <p>(財)淡路花博記念事業協会と(財)淡路21世紀協会の統合 「人と自然のコミュニケーション」という淡路花博(平成12年度)の理念を継承・発展するため、淡路地域において「花と緑」の普及啓発事業等を行い、成果を上げてきた。 今後は、淡路地域の振興を図る取組みを中心に、地域主体で効果的な事業展開を図るため、淡路の地域振興事業を実施している(財)淡路21世紀協会と統合する。</p> <p>兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社及び兵庫県住宅供給公社の総務管理部門の統合 団体のより効率的な運営を図るため、同一施設内に入居している兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社及び兵庫県住宅供給公社について、役員及び担当職員に双方の業務を兼務させることとし、総務管理部門を統合する。</p>

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																								
		<p>(3) 事業や体制の抜本的な見直し 事業開始当初からの著しい状況の変化等を踏まえ、事業方針の転換や事業の縮小など、事業や体制の抜本的な見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社)兵庫みどり公社 ・兵庫県住宅供給公社 ・(財)兵庫県園芸・公園協会 ・(財)兵庫県高齢者生きがい創造協会 <p>(4) 経営の自立化 一定の自己収入を有する団体については、自助努力を基本とした計画的な経営改善による経営の自立化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社福)兵庫県社会福祉事業団 ・(財)兵庫県健康財団 ・(財)兵庫県勤労福祉協会 ・(株)夢舞台 <p>4 運営の合理化・効率化 引き続き存続する団体については、団体が担っている県の事務事業等を見直すとともに、事業執行の効率化やOB職員の活用により、県の財政支出及び派遣職員の削減を図る。 また、情報公開の推進、監査体制の強化など、運営の透明性の向上等を指導する。</p> <p>(1) 職員数の見直し 団体が担っている県の事務事業等を見直すとともに、事務執行の効率化やOB職員の活用により、県派遣職員やプロパー職員の削減を図る。</p> <p>県派遣職員の見直し 県派遣職員数については、事務事業・組織の徹底した見直し等により現行派遣職員数の概ね50%の削減を行うこととし、前期3年間(平成20～22年度)に概ね25%、その後の中後期で残りの概ね25%の削減に取り組む。 なお、この措置にあわせ概ね20%程度のOB職員の活用により振り替えを行うこととし、公社ごとに求められる知識・技能を精査の上、人件費の合理化や即戦力となる人材確保を図っていく。</p> <p>公社等プロパー職員の見直し 一般行政部門に類似する業務への従事職員については、退職不補充を基本に、県の一般行政部門に準じ、平成30年度までに概ね30%の職員削減に取り組む。 ただし、公社経営に直結する収益部門等の従事職員については、経営状況を踏まえた適正配置を行う。</p> <p>[職員数の見直し]</p> <table border="1" data-bbox="1546 1556 2748 1913"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度 (実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>620人</td> <td>535人(13.7%)</td> <td>約50%削減</td> </tr> <tr> <td>プ ロ パ ー 職 員</td> <td>2,194人</td> <td>2,197人(±0.0%)</td> <td>一般行政部門に類似するプロパー職員(830人)を約30%削減 (全プロパー職員に対しては約10%削減)</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>2,814人</td> <td>2,732人(2.9%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>114人</td> <td>123人(+ 7.9%)</td> <td>知識・技能等公社ごとの要請に応じて概ね20%程度のOB職員を活用</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,928人</td> <td>2,855人(2.5%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>県OB職員は常勤職員を記載。</p>	区 分	H19年度	H20年度 (実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	620人	535人(13.7%)	約50%削減	プ ロ パ ー 職 員	2,194人	2,197人(±0.0%)	一般行政部門に類似するプロパー職員(830人)を約30%削減 (全プロパー職員に対しては約10%削減)	小 計	2,814人	2,732人(2.9%)		県OB職員の活用	114人	123人(+ 7.9%)	知識・技能等公社ごとの要請に応じて概ね20%程度のOB職員を活用	計	2,928人	2,855人(2.5%)	
区 分	H19年度	H20年度 (実績)	H30年度目標 (対H19)																							
県 派 遣 職 員	620人	535人(13.7%)	約50%削減																							
プ ロ パ ー 職 員	2,194人	2,197人(±0.0%)	一般行政部門に類似するプロパー職員(830人)を約30%削減 (全プロパー職員に対しては約10%削減)																							
小 計	2,814人	2,732人(2.9%)																								
県OB職員の活用	114人	123人(+ 7.9%)	知識・技能等公社ごとの要請に応じて概ね20%程度のOB職員を活用																							
計	2,928人	2,855人(2.5%)																								

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																															
	<p>2 給与の見直し</p> <p>(1) 役員報酬等の見直し</p> <table border="1" data-bbox="507 275 1386 1050"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>見直し内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長等の給料月額引下げ [標準給料月額] 大規模団体や職務が困難な団体の理事長等 570,000円 540,000円 大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等 490,000円 470,000円 中小規模団体の専務理事・常務理事等 450,000円 430,000円 平均約5%減額 ・ 退職手当の不支給 県を退職し、県から退職手当の支給を受けた後、役職員に就任した者については、退職手当を支給しない。 </td> </tr> <tr> <td>18</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長等の給料月額引下げ [標準給料月額] 大規模団体や職務が困難な団体の理事長等 540,000円 500,000円 大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等 470,000円 450,000円 中小規模団体の専務理事・常務理事等 430,000円 400,000円 平均約6%減額 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) プロパー職員の給与の見直し</p> <p>給与制度が県に準拠している団体（27団体） 平成11年度から着手した行財政構造改革推進方策の取組みの一環として、昇給の12月延伸、管理職手当の減額、給与構造改革における給与水準の引き下げなど、県職員と同様に給与の見直しを実施してきた。</p> <p>給与制度が県と異なっている団体（4団体） 収益事業により独立採算が求められる部門を有する団体においては、当該部門に従事する職員について、類似の業種を参考にした給与制度を適用してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (社福)兵庫県社会福祉事業団 平成14年4月に病院や介護施設など事業部門の職員の給料表を、民間ベースの給料表に改正。 ・ (財)兵庫県勤労福祉協会 平成14年10月に宿泊部門の職員の給料表を、民間ベースの給料表に改正。 ・ ひょうご埠頭(株)及び(株)夢舞台については、従前から民間ベースの給料表を適用。 <p>その他、一般行政職に相当する常勤職員がいない団体（12団体）計43団体</p>	年度	見直し内容	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長等の給料月額引下げ [標準給料月額] 大規模団体や職務が困難な団体の理事長等 570,000円 540,000円 大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等 490,000円 470,000円 中小規模団体の専務理事・常務理事等 450,000円 430,000円 平均約5%減額 ・ 退職手当の不支給 県を退職し、県から退職手当の支給を受けた後、役職員に就任した者については、退職手当を支給しない。 	18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長等の給料月額引下げ [標準給料月額] 大規模団体や職務が困難な団体の理事長等 540,000円 500,000円 大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等 470,000円 450,000円 中小規模団体の専務理事・常務理事等 430,000円 400,000円 平均約6%減額 	<p>(2) 給与の見直し</p> <p>役員報酬の見直し 行財政構造改革の趣旨を踏まえ、平成20年4月から次の抑制措置を実施</p> <p>ア 理事長等の常勤の役員報酬の見直し ・ 給与の減額については、防災監の減額措置を基本とする（給料月額 7%減額、地域手当 2%引下げ、期末手当 3%減額） [標準給料月額] 大規模団体や職務が困難な団体の理事長等 : 500,000円 465,000円 大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等 : 450,000円 418,000円 中小規模団体の専務理事・常務理事等 : 400,000円 372,000円 ・ 期末手当の役職に応じた加算の減額については1/2減額を行う。</p> <p>(参考) 役員報酬の見直し状況（年収額ベース） (単位：万円)</p> <table border="1" data-bbox="1590 625 2665 909"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H14年度まで (A)</th> <th>H15-17年度</th> <th>H18-19年度</th> <th>H20年度- (B)</th> <th>(A) - (B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模団体や職務が困難な団体の理事長等</td> <td>1,070</td> <td>1,009</td> <td>922</td> <td>819</td> <td>251 (23%)</td> </tr> <tr> <td>大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等</td> <td>919</td> <td>878</td> <td>830</td> <td>737</td> <td>182 (20%)</td> </tr> <tr> <td>中小規模団体の専務理事・常務理事等</td> <td>844</td> <td>803</td> <td>738</td> <td>655</td> <td>189 (22%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 非常勤監事 月額報酬を15%減額 [標準給料月額] 240,000円 204,000円</p> <p>プロパー職員の給与の見直し</p> <p>ア 給与制度が県に準拠している団体 ・ 平成20年4月から給料の減額や期末・勤勉手当の減額など、県職員に準じた見直しを実施。 ・ 収益部門を有する団体については、採算性を確保する観点から、必要に応じて見直しを図る。</p> <p>イ 給与制度が県と異なっている団体 ・ (社福)兵庫県社会福祉事業団、(財)兵庫県勤労福祉協会 独立採算を徹底するなど、自主的な経営基盤を確保する観点から、引き続き見直しを図る。 ・ ひょうご埠頭(株)、(株)夢舞台 各団体の経営状況に応じた見直しを図る。</p> <p>毎年度の具体的内容 及び を基本に、社会経済情勢等の変化を踏まえ、毎年度具体的に定める。</p> <p>(3) 県の財政支出の見直し</p> <p>財政支出の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに35%程度縮減することとなる。</p> <p>[県の財政支出の見直し] (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1552 1644 2733 1959"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 増減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 増減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>43,271 (9,643)</td> <td>38,161 (8,483)</td> <td>11.8% (12.0%)</td> <td>28,200 (9,300)</td> <td>42.1% (35.2%)</td> <td rowspan="3">63,600 (32,000)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>5,393 (4,710)</td> <td>4,818 (4,210)</td> <td>10.7% (10.6%)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基金充当額</td> <td>5,637</td> <td>5,047</td> <td>10.5%</td> <td>2,900</td> <td>48.6%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>54,301 (14,353)</td> <td>48,026 (12,693)</td> <td>11.6% (11.6%)</td> <td>31,100 (9,300)</td> <td>42.7% (35.2%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H14年度まで (A)	H15-17年度	H18-19年度	H20年度- (B)	(A) - (B)	大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	1,070	1,009	922	819	251 (23%)	大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	919	878	830	737	182 (20%)	中小規模団体の専務理事・常務理事等	844	803	738	655	189 (22%)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	43,271 (9,643)	38,161 (8,483)	11.8% (12.0%)	28,200 (9,300)	42.1% (35.2%)	63,600 (32,000)	補 助 金	5,393 (4,710)	4,818 (4,210)	10.7% (10.6%)			基金充当額	5,637	5,047	10.5%	2,900	48.6%	計	54,301 (14,353)	48,026 (12,693)	11.6% (11.6%)	31,100 (9,300)	42.7% (35.2%)	
年度	見直し内容																																																																
15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長等の給料月額引下げ [標準給料月額] 大規模団体や職務が困難な団体の理事長等 570,000円 540,000円 大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等 490,000円 470,000円 中小規模団体の専務理事・常務理事等 450,000円 430,000円 平均約5%減額 ・ 退職手当の不支給 県を退職し、県から退職手当の支給を受けた後、役職員に就任した者については、退職手当を支給しない。 																																																																
18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長等の給料月額引下げ [標準給料月額] 大規模団体や職務が困難な団体の理事長等 540,000円 500,000円 大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等 470,000円 450,000円 中小規模団体の専務理事・常務理事等 430,000円 400,000円 平均約6%減額 																																																																
区 分	H14年度まで (A)	H15-17年度	H18-19年度	H20年度- (B)	(A) - (B)																																																												
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	1,070	1,009	922	819	251 (23%)																																																												
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	919	878	830	737	182 (20%)																																																												
中小規模団体の専務理事・常務理事等	844	803	738	655	189 (22%)																																																												
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																																											
委 託 料	43,271 (9,643)	38,161 (8,483)	11.8% (12.0%)	28,200 (9,300)	42.1% (35.2%)	63,600 (32,000)																																																											
補 助 金	5,393 (4,710)	4,818 (4,210)	10.7% (10.6%)																																																														
基金充当額	5,637	5,047	10.5%	2,900	48.6%																																																												
計	54,301 (14,353)	48,026 (12,693)	11.6% (11.6%)	31,100 (9,300)	42.7% (35.2%)																																																												

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																		
	<p>3 経営改善計画の策定・推進の指導等 特に経営改善を要する5団体を指定し、経営改善計画の策定と推進を指導</p> <p>[経営改善計画策定指導団体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社福)兵庫県社会福祉事業団 ・(財)兵庫県勤労福祉協会 ・(社)兵庫みどり公社 ・兵庫県土地開発公社 ・兵庫県住宅供給公社 	<p>損失補償等債務額の縮減 地方財政健全化法に基づく県の将来負担比率への影響を低減するため、公社等の経営改善を進め、県の損失補償等債務額の縮減を図る。</p> <p>[公社等に係る将来負担額(平成19年度決算)] (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1605 415 2706 1192"> <thead> <tr> <th>公 社 等</th> <th>将来負担額</th> <th>説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県土地開発公社</td> <td>8,854</td> <td>負債 - (設立団体からの借入金 + 県債務負担行為予定額 + 国依頼土地価額 + 現金・預金等 + 分譲・賃貸事業用資産等)</td> </tr> <tr> <td>兵庫県道路公社</td> <td>21,529</td> <td>借入金残高 - (設立団体からの借入金 + 今後見込まれる収支差額 + 道路事業損失補てん引当金 充当可能額)</td> </tr> <tr> <td>(社)兵庫みどり公社</td> <td>28,437 (区分 D)</td> <td rowspan="4"> 県が損失補償を付した債務を法人の財務、経営状況を勘案して、以下の5ランクに区分して算入 A: 正常償還見込債務 (算入率10%) B: 地方団体要関与債務 (算入率30%) C: 地方団体要支援債務 (算入率50%) D: 地方団体実質管理債務 (算入率70%) E: 地方団体実質負担債務 (算入率90%) </td> </tr> <tr> <td>兵庫県住宅供給公社</td> <td>3,272 (区分 A)</td> </tr> <tr> <td>(財)兵庫県園芸・公園協会</td> <td>1 (区分 A)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>62,093</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成19年度決算における将来負担比率(361.7%)への影響は7.2%</p> <p>(4) 運営の透明性の向上等 情報公開・情報提供の推進や公認会計士等による外部監査の導入など、運営の透明性の向上及び契約手続等の適正化を指導する。</p> <p>情報公開の推進 行政改革推進法の趣旨を踏まえ、業務・財務等に関する文書に加え、県からの財政支援・人的支援に係る事項についても、情報公開・情報提供を推進する。 県においても、これらの事項についてホームページ等において一元的に情報提供を行う。</p> <p>監査体制の強化 公益法人制度改革を踏まえ、法人が公益目的事業を行うために必要な経理的基礎が備わるよう、収支決算額が10億円以上の団体等について、外部監査を導入する。それ以外の団体についても、監事を公認会計士、税理士又は経理事務に精通した者が務めるなど、監査体制の強化を図る。</p> <p>契約手続の適正化 県の入札制度改革を踏まえ、公社等と他の事業者との契約手続について、一般競争入札の適用範囲の拡大等を図り、透明性・競争性の確保と効率的な運営を図る。</p>	公 社 等	将来負担額	説 明	兵庫県土地開発公社	8,854	負債 - (設立団体からの借入金 + 県債務負担行為予定額 + 国依頼土地価額 + 現金・預金等 + 分譲・賃貸事業用資産等)	兵庫県道路公社	21,529	借入金残高 - (設立団体からの借入金 + 今後見込まれる収支差額 + 道路事業損失補てん引当金 充当可能額)	(社)兵庫みどり公社	28,437 (区分 D)	県が損失補償を付した債務を法人の財務、経営状況を勘案して、以下の5ランクに区分して算入 A: 正常償還見込債務 (算入率10%) B: 地方団体要関与債務 (算入率30%) C: 地方団体要支援債務 (算入率50%) D: 地方団体実質管理債務 (算入率70%) E: 地方団体実質負担債務 (算入率90%)	兵庫県住宅供給公社	3,272 (区分 A)	(財)兵庫県園芸・公園協会	1 (区分 A)	計	62,093
公 社 等	将来負担額	説 明																		
兵庫県土地開発公社	8,854	負債 - (設立団体からの借入金 + 県債務負担行為予定額 + 国依頼土地価額 + 現金・預金等 + 分譲・賃貸事業用資産等)																		
兵庫県道路公社	21,529	借入金残高 - (設立団体からの借入金 + 今後見込まれる収支差額 + 道路事業損失補てん引当金 充当可能額)																		
(社)兵庫みどり公社	28,437 (区分 D)	県が損失補償を付した債務を法人の財務、経営状況を勘案して、以下の5ランクに区分して算入 A: 正常償還見込債務 (算入率10%) B: 地方団体要関与債務 (算入率30%) C: 地方団体要支援債務 (算入率50%) D: 地方団体実質管理債務 (算入率70%) E: 地方団体実質負担債務 (算入率90%)																		
兵庫県住宅供給公社	3,272 (区分 A)																			
(財)兵庫県園芸・公園協会	1 (区分 A)																			
計	62,093																			

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
		<p>5 公社等の運営等に対する指導監督 県行政と密接な関連のある公社等について、引き続き、業務内容、経営状況等の調査を定期的 に実施し、経営方針の見直し、組織・人員・給与制度の適正化その他の指導監督を行う。</p> <p>[対象団体の基準] 住宅供給公社、道路公社、土地開発公社、県の出資又は出捐の割合（債務の負担を含む。）が50 %以上の団体（地方自治法第221条第3項に規定する法人）</p> <p>県の出資又は出捐の割合が1/3以上の団体</p> <p>県の出資又は出捐の割合が25%以上1/3未満の団体で、県から常勤役員を派遣し、財政支出があ るもの</p> <p>県の出資又は出捐の割合が25%未満の団体で、県からの派遣常勤役員が50%以上かつ県からの 派遣職員が5人以上のもの</p> <p>県の職員を対象とした福利厚生事業を行う団体</p> <p>地方財政健全化法の将来負担比率の算定基礎となる損失補償債務額等を有する団体</p> <p>ただし、次の団体を除く ア 県から常勤役職員の派遣も財政支出もない団体 イ 県が団体運営に主導的な役割を果たしていない団体（民間企業が出資割合の過半数を占める 特例子会社、指導監督を県警本部長が補助執行している警察関係公益法人等）</p> <p>6 さらなる改革の推進 (1) 基本方針 引き続き存続する公社等について、団体を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、団体が果 たすべき役割に立ち返って、事業の重点化、執行体制の見直しを継続的に推進する。</p> <p>団体が担っている県の事務事業等を見直すとともに、事業執行の効率化やOB職員の活用によ り、県の財政支出及び派遣職員の削減を図る。</p> <p>県行政と一体となって事業を推進している公社等については、県・公社等を通じた業務量を踏 まえた適正な事務分担、定数配置を図る。</p> <p>地方財政健全化法に基づく県の将来負担比率の算定基礎となる損失補償債務額等を有する団体 については、特に経営改善を求める。</p> <p>情報公開・情報提供の推進や公認会計士等による外部監査の導入など、運営の透明性の向上及 び契約手続等の適正化を指導する。</p> <p>(2) フォローアップの強化 公社等経営評価委員会（仮称）の設置 公社等に対する指導監督を強化するため、「公社等経営評価委員会（仮称）」（地方財政、財務 ・経営に関する外部の専門家等で構成）を設置し、公社経営の課題等に応じた専門的な助言指 導を行う。</p> <p>指導の強化 ア 点検・評価の強化 毎年度の決算を踏まえ、公社等の事務事業の見直し、経営状況、組織体制、給与制度等、 公社等の経営状況全般について、「公社等経営評価委員会（仮称）」による点検・評価を実施す る。</p> <p>イ 予算編成時の見直し 毎年度の予算編成にあたって、県からの委託事業・補助事業はもとより、自主事業も含め たすべての事務事業、組織体制等について、徹底した見直しを行う。</p> <p>ウ 会計指導の実施 県関係団体支援・指導マニュアル（平成14年度策定）に基づき、引き続き公社等への会計 指導を実施する。</p>

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容														
		<p>[対象団体](計33団体)</p> <p>(1) 地方自治法第221条第3項に規定する法人 (15団体)</p> <table border="1" data-bbox="1234 380 1703 1045"> <thead> <tr> <th data-bbox="1234 380 1703 451">団 体 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1234 451 1703 1045"> (財)兵庫県青少年本部 (財)阪神・淡路大震災復興基金 (財)兵庫県住宅再建共済基金 (財)ひょうご科学技術協会 (財)ひょうご産業活性化センター (財)兵庫県勤労福祉協会 (財)兵庫県国際交流協会 (社)兵庫みどり公社 (財)兵庫県営林緑化労働基金 兵庫県土地開発公社 兵庫県道路公社 (財)兵庫県住宅建築総合センター 兵庫県住宅供給公社 (株)夢舞台 (財)兵庫県体育協会 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (1)以外で対象とする法人(18団体)</p> <table border="1" data-bbox="1730 380 2748 1633"> <thead> <tr> <th data-bbox="1730 380 2252 451">基 準</th> <th data-bbox="2252 380 2748 451">団 体 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1730 451 2252 968"> 1 県の出資又は出捐の割合が1/3以上の団体 (11団体) </td> <td data-bbox="2252 451 2748 968"> (財)ひょうご震災記念21世紀研究機構 (財)兵庫県芸術文化協会 (財)兵庫県人権啓発協会 (財)兵庫県健康財団 (社福)兵庫県社会福祉事業団 (財)計算科学振興財団 (平成20年1月設立) (財)ひょうご環境創造協会【統合後】 (財)兵庫県まちづくり技術センター【統合後】 ひょうご埠頭(株) 新西宮ヨットハーバー(株) (財)兵庫県園芸・公園協会 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1730 968 2252 1119"> 2 県の出資又は出捐の割合が25%以上1/3未満の団体で、県から常勤役員を派遣し、財政支出があるもの(3団体) </td> <td data-bbox="2252 968 2748 1119"> (財)兵庫県生きがい創造協会(仮称) (財)ひょうご豊かな海づくり協会 但馬空港ターミナル(株) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1730 1119 2252 1304"> 3 県の出資又は出捐の割合が25%未満の団体で、県からの派遣常勤役員が50%以上かつ県からの派遣職員が5人以上のもの (2団体) </td> <td data-bbox="2252 1119 2748 1304"> (財)兵庫丹波の森協会 (社福)兵庫県社会福祉協議会 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1730 1304 2252 1413"> 4 県の職員を対象とした福利厚生事業を行う団体 (2団体) </td> <td data-bbox="2252 1304 2748 1413"> (財)兵庫県職員互助会 (財)兵庫県学校厚生会 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1730 1413 2252 1633"> 5 地方財政健全化法の将来負担比率の算定基礎となる損失補償債務額等を有するもの </td> <td data-bbox="2252 1413 2748 1633"> (社)兵庫みどり公社(再掲) 兵庫県土地開発公社(再掲) 兵庫県道路公社(再掲) 兵庫県住宅供給公社(再掲) (財)兵庫県園芸・公園協会(再掲) </td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、次の団体を除く</p> <p>ア 県から常勤役職員の派遣も財政支出もない団体</p> <p>イ 県が団体運営に主導的な役割を果たしていない団体(民間企業が出資割合の過半数を占める特例子会社、指導監督を県警本部長が補助執行している警察関係公益法人等)</p>	団 体 名	(財)兵庫県青少年本部 (財)阪神・淡路大震災復興基金 (財)兵庫県住宅再建共済基金 (財)ひょうご科学技術協会 (財)ひょうご産業活性化センター (財)兵庫県勤労福祉協会 (財)兵庫県国際交流協会 (社)兵庫みどり公社 (財)兵庫県営林緑化労働基金 兵庫県土地開発公社 兵庫県道路公社 (財)兵庫県住宅建築総合センター 兵庫県住宅供給公社 (株)夢舞台 (財)兵庫県体育協会	基 準	団 体 名	1 県の出資又は出捐の割合が1/3以上の団体 (11団体)	(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構 (財)兵庫県芸術文化協会 (財)兵庫県人権啓発協会 (財)兵庫県健康財団 (社福)兵庫県社会福祉事業団 (財)計算科学振興財団 (平成20年1月設立) (財)ひょうご環境創造協会【統合後】 (財)兵庫県まちづくり技術センター【統合後】 ひょうご埠頭(株) 新西宮ヨットハーバー(株) (財)兵庫県園芸・公園協会	2 県の出資又は出捐の割合が25%以上1/3未満の団体で、県から常勤役員を派遣し、財政支出があるもの(3団体)	(財)兵庫県生きがい創造協会(仮称) (財)ひょうご豊かな海づくり協会 但馬空港ターミナル(株)	3 県の出資又は出捐の割合が25%未満の団体で、県からの派遣常勤役員が50%以上かつ県からの派遣職員が5人以上のもの (2団体)	(財)兵庫丹波の森協会 (社福)兵庫県社会福祉協議会	4 県の職員を対象とした福利厚生事業を行う団体 (2団体)	(財)兵庫県職員互助会 (財)兵庫県学校厚生会	5 地方財政健全化法の将来負担比率の算定基礎となる損失補償債務額等を有するもの	(社)兵庫みどり公社(再掲) 兵庫県土地開発公社(再掲) 兵庫県道路公社(再掲) 兵庫県住宅供給公社(再掲) (財)兵庫県園芸・公園協会(再掲)
団 体 名																
(財)兵庫県青少年本部 (財)阪神・淡路大震災復興基金 (財)兵庫県住宅再建共済基金 (財)ひょうご科学技術協会 (財)ひょうご産業活性化センター (財)兵庫県勤労福祉協会 (財)兵庫県国際交流協会 (社)兵庫みどり公社 (財)兵庫県営林緑化労働基金 兵庫県土地開発公社 兵庫県道路公社 (財)兵庫県住宅建築総合センター 兵庫県住宅供給公社 (株)夢舞台 (財)兵庫県体育協会																
基 準	団 体 名															
1 県の出資又は出捐の割合が1/3以上の団体 (11団体)	(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構 (財)兵庫県芸術文化協会 (財)兵庫県人権啓発協会 (財)兵庫県健康財団 (社福)兵庫県社会福祉事業団 (財)計算科学振興財団 (平成20年1月設立) (財)ひょうご環境創造協会【統合後】 (財)兵庫県まちづくり技術センター【統合後】 ひょうご埠頭(株) 新西宮ヨットハーバー(株) (財)兵庫県園芸・公園協会															
2 県の出資又は出捐の割合が25%以上1/3未満の団体で、県から常勤役員を派遣し、財政支出があるもの(3団体)	(財)兵庫県生きがい創造協会(仮称) (財)ひょうご豊かな海づくり協会 但馬空港ターミナル(株)															
3 県の出資又は出捐の割合が25%未満の団体で、県からの派遣常勤役員が50%以上かつ県からの派遣職員が5人以上のもの (2団体)	(財)兵庫丹波の森協会 (社福)兵庫県社会福祉協議会															
4 県の職員を対象とした福利厚生事業を行う団体 (2団体)	(財)兵庫県職員互助会 (財)兵庫県学校厚生会															
5 地方財政健全化法の将来負担比率の算定基礎となる損失補償債務額等を有するもの	(社)兵庫みどり公社(再掲) 兵庫県土地開発公社(再掲) 兵庫県道路公社(再掲) 兵庫県住宅供給公社(再掲) (財)兵庫県園芸・公園協会(再掲)															

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容															
<p>[公 社 等] (財)兵庫県自治協会</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 県下市町の行政運営の向上に資する事業及び新しい地域づくりに資する事業の推進を通じて、地方自治の発展と地域づくりの振興に寄与する。</p> <p>(2) 基本財産：31,800千円 (うち県出捐：15,000千円(47.2%))</p> <p>(3) 基金等：地域活性化基金：100,000千円</p> <p>(4) 平成20年度予算額(歳出)：108百万円 (うち県支出額：49百万円)</p> <p>(5) 主な事業 研修事業 IT研修、実務担当者研修(選挙、栄典、財務事務等)、部局長等管理職研修等の開催(平成19年度実績：59研修、3,344人) 調査研究事業 地方行政課題研究会の開催 等 情報提供事業 「ひょうご自治」、「市町要覧」の発行 新しい地域づくり事業 市町域を越える広域を対象とした新しい地域づくりに資する事業への助成(平成19年度：生野銀山開杭1,200年事業等7事業)</p> <p>2 課 題 事業執行方法等の見直し 県内市町の行政運営の向上に資するため、研修事業、情報提供事業等を実施してきたが、市町の行財政基盤が一定程度充実してきたことから、事業内容及びその執行方法等について検討する必要がある。</p> <p>3 県支出額 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="546 1430 1222 1654"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>37 (37)</td> <td>18 (18)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>基金充当額</td> <td>31 (0)</td> <td>31 (0)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>68 (37)</td> <td>49 (18)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	委 託 料	37 (37)	18 (18)	補 助 金	0 (0)	0 (0)	基金充当額	31 (0)	31 (0)	計	68 (37)	49 (18)	<p>[改革の基本方向]</p> <p>県の自治研修所等で類似の業務を実施していることから、これらの機関に業務を引き継ぐこととし、団体を廃止する。</p> <p>1 団体の廃止 県内市町の行財政運営の向上に資するため、研修事業等を実施してきたが、県の自治研修所等で類似の業務を実施していることから、これらの機関に業務を引き継ぐこととし、平成21年3月末で団体を廃止する。</p> <p>2 団体廃止後の事業の実施 研修事業、調査研究事業、新しい地域づくり事業 県の自治研修所などが実施 情報提供事業 (財)兵庫県市町村振興協会などが実施</p> <p>【(財)兵庫県市町村振興協会の概要】</p> <p>(1) 設立目的 市町村の健全な発展を図るために必要な諸事業を行い、もって住民福祉の増進に資する。</p> <p>(2) 基本財産：1,000千円(うち県出捐：0千円)</p> <p>(3) 出捐団体：市長会、町村会</p> <p>(4) 主な事業 県内市町に対する貸付、市町の情報発信、事業費等助成、研修事業助成、広告宣伝事業等</p>
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)															
委 託 料	37 (37)	18 (18)															
補 助 金	0 (0)	0 (0)															
基金充当額	31 (0)	31 (0)															
計	68 (37)	49 (18)															

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																								
<p>[公 社 等] (財)ひょうご 情報教育機構</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 情報セキュリティ等に関する最先端の教育・研究手法及び成果を活用し、兵庫県を拠点に、高度情報化社会を支える専門能力を有する人材を育成するため、カーネギーメロン大学日本校の設置・運営を行うとともに、調査・研究、情報発信等の活動を行う。</p> <p>(2) 基本財産：200,000千円 (うち県出捐：100,000千円(50.0%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：514百万円 (うち県支出額：1百万円)</p> <p>2 課 題 学生数の確保 「カーネギーメロン大学日本校」の運営主体として、平成17年3月に設立されたが、当初計画(年間20人)どおりの学生数が確保できていないため、授業料収入が減少し、事業収支が悪化している。</p> <p>【入学者の推移】 (人)</p> <table border="1" data-bbox="519 945 964 1024"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学者</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等</p> <table border="1" data-bbox="519 1134 1202 1354"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>7人</td> <td>7人(± 0.0%)</td> </tr> <tr> <td>プ ロ パ ー 職 員</td> <td>6人</td> <td>4人(33.3%)</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>13人</td> <td>11人(15.4%)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>1人</td> <td>0人(皆減)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14人</td> <td>11人(21.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="519 1428 1202 1617"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>1 (1)</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>2 (2)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3 (3)</td> <td>1 (1)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H17	H18	H19	H20	入学者	9	8	10	9	区 分	H19年度	H20年度(実績)	県 派 遣 職 員	7人	7人(± 0.0%)	プ ロ パ ー 職 員	6人	4人(33.3%)	小 計	13人	11人(15.4%)	県OB職員の活用	1人	0人(皆減)	計	14人	11人(21.4%)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	委 託 料	1 (1)	1 (1)	補 助 金	2 (2)	0 (0)	計	3 (3)	1 (1)	<p>[改革の基本方向]</p> <p>カーネギーメロン大学との契約期間満了(平成22年3月末)後、現契約を更新せず、原則として日本校の事業を廃止する。 これに伴い、カーネギーメロン大学日本校を運営するために設立した(財)ひょうご情報教育機構を廃止する。</p> <p>1 今後の経営方針</p> <p>(1) 契約の終了 情報セキュリティ等に関する最先端の教育・研究手法を活用して、カーネギーメロン大学日本校を運営し、高度情報化社会を支える専門人材を育成してきた。 最先端の情報セキュリティ人材の育成を自前で行う企業はまだ少なく、この分野の国内環境が成熟していないことを踏まえ、カーネギーメロン大学との契約期間満了(平成22年3月末)後、現契約を更新せず、原則として日本校の事業を廃止する。</p> <p>(2) 財団の廃止 これに伴い、カーネギーメロン大学日本校を運営するために設立した(財)ひょうご情報教育機構を廃止する。</p> <p>(3) 学生の取り扱い 契約期間終了時の学生(5期生)については、カーネギーメロン大学本校へ移管する。</p> <p>2 運営の合理化・効率化 カーネギーメロン大学日本校の事業の円滑な廃止を図るとともに、収支改善のための学生確保の努力や一般管理経費の縮減等に努め、運営の合理化・効率化を図る。</p> <p>3 県立大学への成果の継承 カーネギーメロン大学日本校の成果を継承させるため、県立大学において、カーネギーメロン大学と連携した情報セキュリティ教育・研究の充実を検討する。</p>
年度	H17	H18	H19	H20																																						
入学者	9	8	10	9																																						
区 分	H19年度	H20年度(実績)																																								
県 派 遣 職 員	7人	7人(± 0.0%)																																								
プ ロ パ ー 職 員	6人	4人(33.3%)																																								
小 計	13人	11人(15.4%)																																								
県OB職員の活用	1人	0人(皆減)																																								
計	14人	11人(21.4%)																																								
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)																																								
委 託 料	1 (1)	1 (1)																																								
補 助 金	2 (2)	0 (0)																																								
計	3 (3)	1 (1)																																								

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																												
<p>[公 社 等] (財)ひょうご環境創造協会</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 環境適合型社会の形成を目指して、県民の日常生活や事業者の事業活動を環境に配慮したものに改めるための促進事業、環境に関する調査研究、工場、事業場等から排出する物質等の分析測定を行うことにより、環境の保全と創造に資する。</p> <p>(2) 基本財産：250,000千円 (うち県出捐：60,000千円(24.0%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：1,218百万円 (うち県支出額：178百万円)</p> <p>(4) 主な事業 環境調査・測定分析 環境保全創造事業 ・地球温暖化に関する分野別排出量調査 ・環境学習推進事業 県立施設の管理運営 ひょうご環境体験館(平成19年度利用実績：723人(平成20年3月～))</p> <p>2 課 題</p> <p>(1) 環境への取組みの強化 地球温暖化対策、生物多様性保全等の取組みの強化が必要である。</p> <p>(2) 環境に係る研究機能の強化 未規制有害物質対策等の研究機能を拡充するための組織体制の強化が必要である。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) (財)ひょうご環境創造協会と(財)兵庫県環境クリエイトセンターの管理部門の統合(平成20年4月) 管理部門の共通する業務の効率化を進めるため、両団体の役員及び担当職員業務の兼務及び県派遣職員の削減を行った。 両団体の総務機能の一体化 両団体の重複事業の整理及び費用対効果の見直し 県派遣職員の削減</p> <p>(2) 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>県派遣職員等</p> <table border="1" data-bbox="549 1522 1231 1732"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>11人</td> <td>7人(36.4%)</td> </tr> <tr> <td>プ ロ パ ー 職 員</td> <td>54人</td> <td>53人(1.9%)</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>65人</td> <td>60人(7.7%)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>4人</td> <td>9人(+125%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>69人</td> <td>69人(± 0.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>県支出額 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="549 1753 1231 1953"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>93 (88)</td> <td>87 (82)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>56 (56)</td> <td>49 (49)</td> </tr> <tr> <td>基 金 充 当 額</td> <td>52 (0)</td> <td>42 (0)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>201 (144)</td> <td>178 (131)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	県 派 遣 職 員	11人	7人(36.4%)	プ ロ パ ー 職 員	54人	53人(1.9%)	小 計	65人	60人(7.7%)	県OB職員の活用	4人	9人(+125%)	計	69人	69人(± 0.0%)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	委 託 料	93 (88)	87 (82)	補 助 金	56 (56)	49 (49)	基 金 充 当 額	52 (0)	42 (0)	計	201 (144)	178 (131)	<p>[改革の基本方向]</p> <p>環境問題への一元的・総合的な取組みと効率的な運営を図るため、(財)ひょうご環境創造協会と(財)兵庫県環境クリエイトセンターを統合する。 環境分野の試験研究について、類似・関連する機能を有する健康環境科学研究センターの環境部門と(財)ひょうご環境創造協会を統合再編し、県と連携して高度な調査研究及び試験分析を行う「兵庫県環境研究センター(仮称)」を設置する。</p> <p>1 (財)ひょうご環境創造協会と(財)兵庫県環境クリエイトセンターの統合 地球規模から地域レベルまで幅広い環境問題に対し、一元的・総合的な取組みと効率的な運営を図るため、地球温暖化防止や環境の保全・創造に関する調査・普及啓発を担う(財)ひょうご環境創造協会と、廃棄物処理やリサイクル等の循環型社会づくりを担う(財)兵庫県環境クリエイトセンターを統合する。</p> <p>[統合後の主な事業]</p> <p>(1) 環境保全創造事業 地球温暖化防止対策 環境学習の推進(ひょうご環境体験館の管理運営等)</p> <p>(2) 環境調査・測定分析</p> <p>(3) 循環型社会づくりの推進 エコタウン構想の推進 溶融処理事業 大阪湾フェニックス受託事業</p> <p>2 兵庫県環境研究センター(仮称)の設置 健康環境科学研究センターの環境部門については、(財)ひょうご環境創造協会の試験分析部門が類似の業務を行っていることから、(財)ひょうご環境創造協会へ移管し、同協会内に県と連携して高度な調査研究及び試験分析を行う「兵庫県環境研究センター(仮称)」を設置する。</p> <p>[統合後の組織・主な機能]</p> <table border="1" data-bbox="1543 1207 2671 1575"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>主な機能</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 部</td> <td>予算、決算、人事、営業活動</td> <td>・総務部の統合</td> </tr> <tr> <td>環境創造部</td> <td>環境学習、地球温暖化防止対策</td> <td>・(財)ひょうご環境創造協会から移管</td> </tr> <tr> <td>環境技術部</td> <td>環境調査・測定分析</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資源循環部</td> <td>リサイクル推進、廃家電回収、市町支援、溶融処理、フェニックス事業、最終処分場</td> <td>・(財)兵庫県環境クリエイトセンターから移管(企画開発部と事業部の統合)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">兵庫県環境研究センター(仮称)</td> </tr> <tr> <td>安全科学科</td> <td>有害物質、廃棄物等調査研究</td> <td>・健康環境科学研究センターから環境部門を移管</td> </tr> <tr> <td>水質環境科</td> <td>公共用水域・地下水の水質調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大気環境科</td> <td>大気汚染、ヒートアイランド対策等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>組織名は仮称。 (財)兵庫県環境クリエイトセンターの各事業所を除く。</p>	組 織	主な機能	備 考	総 務 部	予算、決算、人事、営業活動	・総務部の統合	環境創造部	環境学習、地球温暖化防止対策	・(財)ひょうご環境創造協会から移管	環境技術部	環境調査・測定分析		資源循環部	リサイクル推進、廃家電回収、市町支援、溶融処理、フェニックス事業、最終処分場	・(財)兵庫県環境クリエイトセンターから移管(企画開発部と事業部の統合)	兵庫県環境研究センター(仮称)			安全科学科	有害物質、廃棄物等調査研究	・健康環境科学研究センターから環境部門を移管	水質環境科	公共用水域・地下水の水質調査		大気環境科	大気汚染、ヒートアイランド対策等	
区 分	H19年度	H20年度(実績)																																																												
県 派 遣 職 員	11人	7人(36.4%)																																																												
プ ロ パ ー 職 員	54人	53人(1.9%)																																																												
小 計	65人	60人(7.7%)																																																												
県OB職員の活用	4人	9人(+125%)																																																												
計	69人	69人(± 0.0%)																																																												
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)																																																												
委 託 料	93 (88)	87 (82)																																																												
補 助 金	56 (56)	49 (49)																																																												
基 金 充 当 額	52 (0)	42 (0)																																																												
計	201 (144)	178 (131)																																																												
組 織	主な機能	備 考																																																												
総 務 部	予算、決算、人事、営業活動	・総務部の統合																																																												
環境創造部	環境学習、地球温暖化防止対策	・(財)ひょうご環境創造協会から移管																																																												
環境技術部	環境調査・測定分析																																																													
資源循環部	リサイクル推進、廃家電回収、市町支援、溶融処理、フェニックス事業、最終処分場	・(財)兵庫県環境クリエイトセンターから移管(企画開発部と事業部の統合)																																																												
兵庫県環境研究センター(仮称)																																																														
安全科学科	有害物質、廃棄物等調査研究	・健康環境科学研究センターから環境部門を移管																																																												
水質環境科	公共用水域・地下水の水質調査																																																													
大気環境科	大気汚染、ヒートアイランド対策等																																																													

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																										
<p>[公 社 等] (財)兵庫県環境クリエイトセンター</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 廃棄物等の適正で広域的かつ効率的な減量、再生及び処分、廃棄物に関する調査研究等を行うことにより、公害の防止に資するとともに、県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。</p> <p>(2) 基本財産：400,000千円 (うち県出捐：100,000千円(25.0%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：967百万円 (うち県支出額：20百万円)</p> <p>(4) 主な事業 研究啓発事業 ・広報誌の発行、県・広東省等環境ビジネス交流推進会議 ・ひょうごエコタウン推進会議 溶融処理事業 ・市町の一般廃棄物処理施設で発生するばいじん及び焼却灰の溶融処理 大阪湾フェニックス受託事業 ・大阪湾フェニックス事業の廃棄物積出基地での廃棄物受入業務の受託 但馬処分場事業 ・安定型最終処分場(香美町)への産業廃棄物の受入及び処理</p> <p>2 課 題 循環型社会づくりへの対応 但馬最終処分場が事業終了することを見据え、新規事業の開拓又は業務体制の縮小を検討する必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) (財)ひょうご環境創造協会と(財)兵庫県環境クリエイトセンターの管理部門の統合(平成20年4月) 管理部門の共通する業務の効率化を進めるため、両団体の役員及び担当職員の兼務及び県派遣職員を削減した。 両団体の総務機能の一体化 両団体の重複事業の整理及び費用対効果の見直し 県派遣職員の削減</p> <p>(2) 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>県派遣職員等</p> <table border="1" data-bbox="549 1522 1222 1726"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県派遣職員</td> <td>5人</td> <td>3人(40.0%)</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>4人</td> <td>4人(±0.0%)</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>9人</td> <td>7人(22.2%)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>3人</td> <td>3人(±0.0%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12人</td> <td>10人(16.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>県支出額 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="549 1753 1222 1957"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td>13 (13)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>基金充当額</td> <td>19 (0)</td> <td>20 (0)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>32 (13)</td> <td>20 (0)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	県派遣職員	5人	3人(40.0%)	プロパー職員	4人	4人(±0.0%)	小 計	9人	7人(22.2%)	県OB職員の活用	3人	3人(±0.0%)	計	12人	10人(16.7%)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	委託料	0 (0)	0 (0)	補助金	13 (13)	0 (0)	基金充当額	19 (0)	20 (0)	計	32 (13)	20 (0)	<p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減 県OB職員の活用：県派遣職員の約10%をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1578 373 2516 613"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H21)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県派遣職員</td> <td>16人</td> <td>10人(37.5%)</td> <td>約40%削減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>58人</td> <td>57人(1.7%)</td> <td>約10%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>74人</td> <td>67人(9.5%)</td> <td>(約20%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>7人</td> <td>12人(+71.4%)</td> <td>(県派遣の約10%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>81人</td> <td>79人(2.5%)</td> <td>(約10%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成19、20年度の数値は両公社の合計 平成30年度目標：平成21年に健康環境科学研究センターの環境部門を兵庫県環境研究センターとして移管した場合の職員数と比較した目標値。</p> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに25%程度縮減することとなる。</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1578 877 2766 1186"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td>93 (88)</td> <td>87 (82)</td> <td>6.5% (6.8%)</td> <td>120</td> <td>25.9%</td> <td rowspan="3">700 (500)</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td>69 (69)</td> <td>49 (49)</td> <td>29.0% (29.0%)</td> <td>(120)</td> <td>(23.6%)</td> </tr> <tr> <td>基金充当額</td> <td>71</td> <td>62</td> <td>12.7%</td> <td>60</td> <td>15.5%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>233 (157)</td> <td>198 (131)</td> <td>15.0% (16.6%)</td> <td>180 (120)</td> <td>22.7% (23.6%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>平成19、20年度の数値は、両公社の合計</p>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H21)	県派遣職員	16人	10人(37.5%)	約40%削減	プロパー職員	58人	57人(1.7%)	約10%削減	小 計	74人	67人(9.5%)	(約20%削減)	県OB職員の活用	7人	12人(+71.4%)	(県派遣の約10%をOB化)	計	81人	79人(2.5%)	(約10%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委託料	93 (88)	87 (82)	6.5% (6.8%)	120	25.9%	700 (500)	補助金	69 (69)	49 (49)	29.0% (29.0%)	(120)	(23.6%)	基金充当額	71	62	12.7%	60	15.5%	計	233 (157)	198 (131)	15.0% (16.6%)	180 (120)	22.7% (23.6%)	
区 分	H19年度	H20年度(実績)																																																																																										
県派遣職員	5人	3人(40.0%)																																																																																										
プロパー職員	4人	4人(±0.0%)																																																																																										
小 計	9人	7人(22.2%)																																																																																										
県OB職員の活用	3人	3人(±0.0%)																																																																																										
計	12人	10人(16.7%)																																																																																										
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)																																																																																										
委託料	0 (0)	0 (0)																																																																																										
補助金	13 (13)	0 (0)																																																																																										
基金充当額	19 (0)	20 (0)																																																																																										
計	32 (13)	20 (0)																																																																																										
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H21)																																																																																									
県派遣職員	16人	10人(37.5%)	約40%削減																																																																																									
プロパー職員	58人	57人(1.7%)	約10%削減																																																																																									
小 計	74人	67人(9.5%)	(約20%削減)																																																																																									
県OB職員の活用	7人	12人(+71.4%)	(県派遣の約10%をOB化)																																																																																									
計	81人	79人(2.5%)	(約10%削減)																																																																																									
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																																																																						
委託料	93 (88)	87 (82)	6.5% (6.8%)	120	25.9%	700 (500)																																																																																						
補助金	69 (69)	49 (49)	29.0% (29.0%)	(120)	(23.6%)																																																																																							
基金充当額	71	62	12.7%	60	15.5%																																																																																							
計	233 (157)	198 (131)	15.0% (16.6%)	180 (120)	22.7% (23.6%)																																																																																							

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																	
<p>[公 社 等] (財)兵庫県まちづくり技術センター</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 兵庫県及び県内の市町の建設技術の向上と公共事業の効率的な推進を図るとともに、土地区画整理事業、住民の参画と協働によるまちづくり活動等を支援することにより、より質の高い社会基盤づくり及びまちづくりに寄与する。</p> <p>(2) 基本財産：402,000千円 } うち県出捐：200,000千円(49.8%) 旧(財)兵庫県都市整備協会県出捐分：60,000千円(県全体 64.7%)</p> <p>(3) 基金等：景観基金：179,100千円</p> <p>(4) 平成20年度予算額(歳出)：1,560百万円 (うち県支出額：1,171百万円)</p> <p>(5) 主な事業 県・市町からの積算・工事監理等受託業務 平成19年度実績：317件、1,159百万円 市町、組合等からの土地区画整理等受託業務 平成19年度実績：45件、312百万円</p> <p>2 課 題</p> <p>(1) 人員・組織の見直し 公共事業の減少や復興基金事業の終了を踏まえた人員・組織の見直しが必要である。</p> <p>(2) 技術・ノウハウの継承 団塊の世代の大量退職に伴い、これまで蓄積した高度な技術・ノウハウの継承等が必要である。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>県派遣職員等</p> <table border="1" data-bbox="549 1444 1222 1665"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>42人</td> <td>32人(23.8%)</td> </tr> <tr> <td>プ ロ パ ー 職 員</td> <td>60人</td> <td>55人(8.3%)</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>102人</td> <td>87人(14.7%)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>12人</td> <td>13人(+ 8.3%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>114人</td> <td>100人(12.3%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>県支出額 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="549 1696 1222 1917"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>1,372 (47)</td> <td>1,095 (31)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>82 (72)</td> <td>66 (58)</td> </tr> <tr> <td>基金充当額</td> <td>38 (0)</td> <td>10 (0)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,492 (119)</td> <td>1,171 (89)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	県 派 遣 職 員	42人	32人(23.8%)	プ ロ パ ー 職 員	60人	55人(8.3%)	小 計	102人	87人(14.7%)	県OB職員の活用	12人	13人(+ 8.3%)	計	114人	100人(12.3%)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	委 託 料	1,372 (47)	1,095 (31)	補 助 金	82 (72)	66 (58)	基金充当額	38 (0)	10 (0)	計	1,492 (119)	1,171 (89)	<p>[改革の基本方向]</p> <p>県及び市町からの土木関係の受託事業を一元的に処理するため、(財)兵庫県まちづくり技術センターと(財)兵庫県下水道公社を統合する。</p> <p>1 (財)兵庫県まちづくり技術センターと(財)兵庫県下水道公社の統合 県及び市町からの土木関係の受託業務を一元的に処理するため、県及び市町の公共土木工事の積算・工事監理業務を受託している(財)兵庫県まちづくり技術センターと、県の下水道施設の維持管理及び市町の下水道施設の建設技術支援を行っている(財)兵庫県下水道公社を平成21年度中に統合する。</p> <p>2 下水道部門の業務の見直し</p> <p>(1) 包括的民間委託の導入 運転管理業務 流域下水道及び広域汚泥処理施設の運転管理業務について、民間事業者の創意工夫を活かしてコスト縮減を図るため、平成23年度末までに県の7施設すべてに「包括的民間委託」を導入する。 これにより、新財団においては、民間事業者の業務遂行の確認・評価等に業務を縮小し、人員・組織の見直しを図る。 施設管理業務 施設管理業務については、施設能力や劣化度の確認・評価とこれに伴う修繕工事を引き続き新財団において実施する。</p> <p>(2) 市町下水道施設に係る支援の強化 市町の下水道施設の建設に対する支援に加え、維持管理についても新たに支援するなど、適正な負担を求めつつ、蓄積した技術力を活用した支援を行う。</p> <p>3 まちづくり技術部門の業務の見直し</p> <p>(1) 積算・工事監理の集約化の拡大 従来から受託している大規模工事や特殊工事などの積算・工事監理に加え、中小規模工事のうち、重要構造物に係る積算・工事監理も受託することにより、県全体としての効率的な事務執行を図る。</p> <p>(2) 復興まちづくり支援事業等の廃止・縮小 復興まちづくり支援事業等は、その財源である復興基金事業が平成21年度に終了することから、廃止するとともに、土地区画整理事業への支援は、事業量の減少に伴い規模を縮小する。</p> <p>(3) 技術・ノウハウの継承 退職した技術者の能力を積算・工事監理に積極的に活用するとともに、培ってきた技術・ノウハウを若手職員に継承していく。</p>
区 分	H19年度	H20年度(実績)																																	
県 派 遣 職 員	42人	32人(23.8%)																																	
プ ロ パ ー 職 員	60人	55人(8.3%)																																	
小 計	102人	87人(14.7%)																																	
県OB職員の活用	12人	13人(+ 8.3%)																																	
計	114人	100人(12.3%)																																	
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)																																	
委 託 料	1,372 (47)	1,095 (31)																																	
補 助 金	82 (72)	66 (58)																																	
基金充当額	38 (0)	10 (0)																																	
計	1,492 (119)	1,171 (89)																																	

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																							
<p>[公 社 等] (財)兵庫県下水道公社</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 流域下水道事業及び流域下水汚泥処理事業に係る維持管理を行うとともに、公共下水道の整備の促進、下水道に関する知識の普及等並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図ることにより、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与する。</p> <p>(2) 基本財産：155,000千円 (うち県出捐：77,500千円(50.0%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：10,612百万円 (うち県支出額：10,172百万円)</p> <p>(4) 主な事業 県管理下水道施設の維持管理(運転管理、施設管理) 平成19年度実績：流域下水道(4流域6処理区)汚泥処理施設(2事業) 市町下水道の建設支援 平成19年度実績：3市</p> <p>2 課 題</p> <p>(1) 包括的民間委託の導入 下水道維持管理業務への包括的民間委託の導入により、業務量が減少することを踏まえ、人員・組織の見直しが必要である。</p> <p>(2) 市町下水道施設に係る支援の強化 技術者不足に悩む市町からの要請が強い、公共下水道施設の維持管理支援への対応が必要である。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 包括的民間委託の導入(平成20年4月) 武庫川上流流域下水道に包括的民間委託を導入(試行)した。</p> <p>(2) 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>県派遣職員等</p> <table border="1" data-bbox="549 1465 1222 1690"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県派遣職員</td> <td>41人</td> <td>42人(+2.4%)</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>32人</td> <td>32人(±0.0%)</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>73人</td> <td>74人(+1.4%)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>2人</td> <td>4人(+100%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>75人</td> <td>78人(+4.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>県支出額 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="549 1724 1222 1913"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>9,968 (0)</td> <td>10,172 (0)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,968 (0)</td> <td>10,172 (0)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	県派遣職員	41人	42人(+2.4%)	プロパー職員	32人	32人(±0.0%)	小 計	73人	74人(+1.4%)	県OB職員の活用	2人	4人(+100%)	計	75人	78人(+4.0%)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	委 託 料	9,968 (0)	10,172 (0)	補 助 金	0 (0)	0 (0)	計	9,968 (0)	10,172 (0)	<p>4 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減 県OB職員の活用：県派遣職員の約40%をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1605 394 2528 655"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県派遣職員</td> <td>83人</td> <td>74人(10.8%)</td> <td>約65%削減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>92人</td> <td>87人(5.4%)</td> <td>約20%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>175人</td> <td>161人(8.0%)</td> <td>(約40%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>14人</td> <td>17人(+21.4%)</td> <td>(県派遣の約40%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>189人</td> <td>178人(5.8%)</td> <td>(約20%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成19、20年度の数値は、両公社の合計</p> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに皆減することとなる。(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1578 835 2763 1171"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>11,340 (47)</td> <td>11,267 (31)</td> <td>0.6% (34.0%)</td> <td>10,600</td> <td>7.2%</td> <td rowspan="3">1,300 (300)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>82 (72)</td> <td>66 (58)</td> <td>19.5% (19.4%)</td> <td>(0)</td> <td>(100.0%)</td> </tr> <tr> <td>基金充当額</td> <td>38</td> <td>10</td> <td>73.7%</td> <td>10</td> <td>73.7%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,460 (119)</td> <td>11,343 (89)</td> <td>1.0% (25.2%)</td> <td>10,610 (0)</td> <td>7.4% (100.0%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>平成19、20年度の数値は、両公社の合計</p>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県派遣職員	83人	74人(10.8%)	約65%削減	プロパー職員	92人	87人(5.4%)	約20%削減	小 計	175人	161人(8.0%)	(約40%削減)	県OB職員の活用	14人	17人(+21.4%)	(県派遣の約40%をOB化)	計	189人	178人(5.8%)	(約20%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	11,340 (47)	11,267 (31)	0.6% (34.0%)	10,600	7.2%	1,300 (300)	補 助 金	82 (72)	66 (58)	19.5% (19.4%)	(0)	(100.0%)	基金充当額	38	10	73.7%	10	73.7%	計	11,460 (119)	11,343 (89)	1.0% (25.2%)	10,610 (0)	7.4% (100.0%)	
区 分	H19年度	H20年度(実績)																																																																																							
県派遣職員	41人	42人(+2.4%)																																																																																							
プロパー職員	32人	32人(±0.0%)																																																																																							
小 計	73人	74人(+1.4%)																																																																																							
県OB職員の活用	2人	4人(+100%)																																																																																							
計	75人	78人(+4.0%)																																																																																							
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)																																																																																							
委 託 料	9,968 (0)	10,172 (0)																																																																																							
補 助 金	0 (0)	0 (0)																																																																																							
計	9,968 (0)	10,172 (0)																																																																																							
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																																																						
県派遣職員	83人	74人(10.8%)	約65%削減																																																																																						
プロパー職員	92人	87人(5.4%)	約20%削減																																																																																						
小 計	175人	161人(8.0%)	(約40%削減)																																																																																						
県OB職員の活用	14人	17人(+21.4%)	(県派遣の約40%をOB化)																																																																																						
計	189人	178人(5.8%)	(約20%削減)																																																																																						
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																																																																			
委 託 料	11,340 (47)	11,267 (31)	0.6% (34.0%)	10,600	7.2%	1,300 (300)																																																																																			
補 助 金	82 (72)	66 (58)	19.5% (19.4%)	(0)	(100.0%)																																																																																				
基金充当額	38	10	73.7%	10	73.7%																																																																																				
計	11,460 (119)	11,343 (89)	1.0% (25.2%)	10,610 (0)	7.4% (100.0%)																																																																																				

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																			
<p>[公 社 等] (財)淡路花博 記念事業協会</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 淡路花博を記念し、花と緑あふれるまちづくり、緑の地球環境の創造に寄与する。</p> <p>(2) 基本財産：100,000千円 (うち県出捐：55,000千円(55.0%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：1,729百万円 (うち県支出額：1,334百万円)</p> <p>(4) 主な事業内容 淡路地域振興事業 ・淡路花博記念事業 国際花のフェスティバル開催事業 国際景観園芸シンポジウム開催事業 ・あわじ花へんろ事業 「花へんろ札所」PR事業 花木による名所づくり事業 淡路島内の花と緑の関連施設の管理運営 淡路夢舞台公苑、温室・野外劇場(平成19年度入場者数：213千人) 淡路島公園(平成19年度入場者数：1,686千人) 淡路佐野運動公園(平成19年度入場者数：174千人) 灘山緑地(平成19年度入場者数：213千人)</p> <p>2 課 題 淡路地域の振興に係る役割分担の検討 淡路地域の振興を図るソフト事業の実施については、くにうみの祭典を契機に地元主体で設立された(財)淡路21世紀協会が類似の事業を行っていることから、両団体の役割分担について検討する必要がある。</p> <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等</p> <table border="1" data-bbox="519 1430 1190 1654"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>18人</td> <td>17人(5.6%)</td> </tr> <tr> <td>プ ロ パ ー 職 員</td> <td>24人</td> <td>22人(8.3%)</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>42人</td> <td>39人(7.1%)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>3人</td> <td>4人(+33.3%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>45人</td> <td>43人(4.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="519 1688 1190 1913"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>1,049 (1,024)</td> <td>965 (940)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>91 (91)</td> <td>58 (58)</td> </tr> <tr> <td>基金充当額</td> <td>402 (0)</td> <td>311 (0)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,542 (1,115)</td> <td>1,334 (998)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	県 派 遣 職 員	18人	17人(5.6%)	プ ロ パ ー 職 員	24人	22人(8.3%)	小 計	42人	39人(7.1%)	県OB職員の活用	3人	4人(+33.3%)	計	45人	43人(4.4%)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	委 託 料	1,049 (1,024)	965 (940)	補 助 金	91 (91)	58 (58)	基金充当額	402 (0)	311 (0)	計	1,542 (1,115)	1,334 (998)	<p>[改革の基本方向]</p> <p>淡路地域の振興を図るための事業について、地域主体での効果的な事業展開を図るため、(財)淡路21世紀協会と統合する。</p> <p>1 (財)淡路21世紀協会との統合 「人と自然のコミュニケーション」という淡路花博(平成12年度)の理念を継承・発展するため、淡路地域において「花と緑」の普及啓発事業等を行い、成果を上げてきた。 今後は、淡路地域の振興を図る取組みを中心に、地域主体で効果的な事業展開を図るため、淡路の地域振興事業を実施している(財)淡路21世紀協会と統合する。</p> <p>2 業務の見直し (財)淡路21世紀協会と統合することにより、淡路の地域振興を総合的に推進する協会となることから、現在受託を受けている業務については、以下のように再編する。</p> <table border="1" data-bbox="1576 747 2611 1562"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業内容</th> <th>再編後の事業実施団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">自 主 事 業</td> <td>淡路花博記念事業 (花のフェスティバル、シンポジウム等)</td> <td rowspan="3">統合後の新財団が実施</td> </tr> <tr> <td>あわじ花へんろ事業等 (花の札所のPR等)</td> </tr> <tr> <td>シンクタンク事業 (花と緑のまちづくり研究等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">委 託 ・ 補 助 事 業 等</td> <td>ハイウェイオアシス管理運営事業</td> <td rowspan="2">(株)夢舞台が一括管理運営</td> </tr> <tr> <td>淡路夢舞台公苑等施設管理運営事業</td> </tr> <tr> <td>都市公園管理運営事業 (淡路島公園、淡路佐野運動公園)</td> <td rowspan="2">(財)兵庫県園芸・公園協会等が実施</td> </tr> <tr> <td>淡路公園島推進特別対策事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>あわじ花さじき植栽事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【(財)淡路21世紀協会の概要】</p> <p>(1) 設立目的 名実ともに阪神都市圏の新しい要衝を形成する淡路島づくりを目指し、島民の創意と工夫を結集して、地域の活性化と地域開発を促進する。</p> <p>(2) 基本財産：125,100千円(うち県出捐：0千円)</p> <p>(3) 出捐団体：淡路信用金庫、企業・個人、くにうみの祭典実行委員会等</p> <p>(4) 主な事業 情報発信、淡路地域づくり研修会、淡路かがやき未来塾、観光振興、緑化事業 等</p>		事業内容	再編後の事業実施団体	自 主 事 業	淡路花博記念事業 (花のフェスティバル、シンポジウム等)	統合後の新財団が実施	あわじ花へんろ事業等 (花の札所のPR等)	シンクタンク事業 (花と緑のまちづくり研究等)	委 託 ・ 補 助 事 業 等	ハイウェイオアシス管理運営事業	(株)夢舞台が一括管理運営	淡路夢舞台公苑等施設管理運営事業	都市公園管理運営事業 (淡路島公園、淡路佐野運動公園)	(財)兵庫県園芸・公園協会等が実施	淡路公園島推進特別対策事業		あわじ花さじき植栽事業	
区 分	H19年度	H20年度(実績)																																																			
県 派 遣 職 員	18人	17人(5.6%)																																																			
プ ロ パ ー 職 員	24人	22人(8.3%)																																																			
小 計	42人	39人(7.1%)																																																			
県OB職員の活用	3人	4人(+33.3%)																																																			
計	45人	43人(4.4%)																																																			
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)																																																			
委 託 料	1,049 (1,024)	965 (940)																																																			
補 助 金	91 (91)	58 (58)																																																			
基金充当額	402 (0)	311 (0)																																																			
計	1,542 (1,115)	1,334 (998)																																																			
	事業内容	再編後の事業実施団体																																																			
自 主 事 業	淡路花博記念事業 (花のフェスティバル、シンポジウム等)	統合後の新財団が実施																																																			
	あわじ花へんろ事業等 (花の札所のPR等)																																																				
	シンクタンク事業 (花と緑のまちづくり研究等)																																																				
委 託 ・ 補 助 事 業 等	ハイウェイオアシス管理運営事業	(株)夢舞台が一括管理運営																																																			
	淡路夢舞台公苑等施設管理運営事業																																																				
	都市公園管理運営事業 (淡路島公園、淡路佐野運動公園)	(財)兵庫県園芸・公園協会等が実施																																																			
淡路公園島推進特別対策事業																																																					
	あわじ花さじき植栽事業																																																				

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																												
<p>[公 社 等] 兵庫県土地 開発公社</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、国、地方公共団体等からの依頼による公有地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と活性化に寄与する。</p> <p>(2) 基本財産：105,000千円 (うち県出捐：105,000千円(100.0%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)： 21,870百万円 (うち県委託にかかる先行取得、造成事業等：16,619百万円)</p> <p>(4) 借入金残高(H19年度末)： 109,948百万円(うち県債務保証額：106,064百万円)</p> <table border="1" data-bbox="489 688 1044 804"> <tr> <td>うち土地開発公社債</td> <td>： 84,000百万円</td> </tr> <tr> <td>市中金融機関借入金</td> <td>： 22,064百万円</td> </tr> <tr> <td>県長期貸付金</td> <td>： 3,884百万円</td> </tr> </table> <p>(5) 主な事業 道路・河川等公共事業用地の先行取得事業 平成19年度実績：11.82ha、12,697百万円 産業団地造成・立地事業 平成19年度実績：12.86ha(分譲：6.56ha、賃貸：6.3ha)</p> <p>〔産業団地立地状況(平成19年度末)〕 (単位：ha、%)</p> <table border="1" data-bbox="531 1060 1332 1247"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>全体面積</th> <th>立地済面積</th> <th>残面積</th> <th>立地進捗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加西南</td> <td>41.01</td> <td>32.12</td> <td>8.89</td> <td>78.3</td> </tr> <tr> <td>加西東</td> <td>14.57</td> <td>13.05</td> <td>1.52</td> <td>89.6</td> </tr> <tr> <td>夢 前</td> <td>4.65</td> <td>3.79</td> <td>0.86</td> <td>81.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>60.23</td> <td>48.96</td> <td>11.27</td> <td>81.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 公社用地の状況(平成19年度末)</p> <table border="1" data-bbox="501 1318 1332 1579"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積(ha)</th> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路・河川等公共事業用地</td> <td>114.62</td> <td>45,065</td> </tr> <tr> <td>先行取得用地</td> <td>982.53</td> <td>41,986</td> </tr> <tr> <td>自主事業用地</td> <td>52.52</td> <td>5,948</td> </tr> <tr> <td>産業団地(未分譲区画)</td> <td>11.27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他用地</td> <td>41.25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,149.67</td> <td>92,999</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 課 題</p> <p>(1) 公共事業用地先行取得事業の効率化等 今後の公共事業の縮減を踏まえ、用地取得業務の執行体制の見直しや運営の効率化を行う必要がある。</p> <p>(2) 産業団地の早期分譲の完了 産業用地の充足状況等を踏まえ、既存産業団地への企業立地を促進し、早期に分譲事業を完了させる必要がある。</p>	うち土地開発公社債	： 84,000百万円	市中金融機関借入金	： 22,064百万円	県長期貸付金	： 3,884百万円	団地名	全体面積	立地済面積	残面積	立地進捗率	加西南	41.01	32.12	8.89	78.3	加西東	14.57	13.05	1.52	89.6	夢 前	4.65	3.79	0.86	81.5	計	60.23	48.96	11.27	81.3	区分	面積(ha)	金額(百万円)	道路・河川等公共事業用地	114.62	45,065	先行取得用地	982.53	41,986	自主事業用地	52.52	5,948	産業団地(未分譲区画)	11.27		その他用地	41.25		計	1,149.67	92,999	<p>[改革の基本方向]</p> <p>今後の業務量の動向を踏まえ、公共事業用地先行取得事業の執行体制を縮小するとともに、産業団地造成事業は、今後新たな造成は行わず、現保有地への企業立地を促進し、平成20年度内に分譲・賃貸の完了を目指す。 同一施設内に入居している兵庫県道路公社及び兵庫県住宅供給公社と総務管理部門を統合し運営の効率化を図る。</p> <p>1 今後の経営方針</p> <p>(1) 公共事業用地先行取得事業の効率化 今後の業務量の動向を踏まえ、職員数の見直し等により執行体制を縮小するなど、運営を一層効率化する。</p> <p>(2) 自主事業用地(産業団地)の早期分譲の完了 産業団地については、今後新たな造成は行わず、現保有地への企業立地を促進し、平成20年度内に分譲・賃貸の完了を目指す。</p> <p>(3) 総務管理部門の統合 同一施設内に入居している兵庫県道路公社及び兵庫県住宅供給公社と総務管理部門を統合し、運営の効率化を図る。</p> <p>(4) 先行取得用地等の適切な管理 乱開発抑制等のために取得した先行取得用地等については、森林の持つ公益的機能に着目し、公社債の期限到来等に応じて、環境林として県が取得し、適切な管理を行う。(詳細P202)</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 公共事業用地先行取得事業の効率化 公共事業の縮減による業務量の動向を踏まえ、執行体制を順次縮減する。 道路、河川等事業用地取得の職員一人あたり実施目標額を一層高めるとともに、効率的な事務執行を図る。 県派遣職員等の見直し ア 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 イ プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減 ウ 県OB職員の活用：県派遣職員の約10%をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1605 1465 2516 1726"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>12人</td> <td>5人(58.3%)</td> <td>約80%削減</td> </tr> <tr> <td>プ ロ パ ー 職 員</td> <td>64人</td> <td>56人(12.5%)</td> <td>約70%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>76人</td> <td>61人(19.7%)</td> <td>(約70%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>1人</td> <td>1人(±0.0%)</td> <td>(県派遣の約10%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>77人</td> <td>62人(19.5%)</td> <td>(約70%削減)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	12人	5人(58.3%)	約80%削減	プ ロ パ ー 職 員	64人	56人(12.5%)	約70%削減	小 計	76人	61人(19.7%)	(約70%削減)	県OB職員の活用	1人	1人(±0.0%)	(県派遣の約10%をOB化)	計	77人	62人(19.5%)	(約70%削減)
うち土地開発公社債	： 84,000百万円																																																																													
市中金融機関借入金	： 22,064百万円																																																																													
県長期貸付金	： 3,884百万円																																																																													
団地名	全体面積	立地済面積	残面積	立地進捗率																																																																										
加西南	41.01	32.12	8.89	78.3																																																																										
加西東	14.57	13.05	1.52	89.6																																																																										
夢 前	4.65	3.79	0.86	81.5																																																																										
計	60.23	48.96	11.27	81.3																																																																										
区分	面積(ha)	金額(百万円)																																																																												
道路・河川等公共事業用地	114.62	45,065																																																																												
先行取得用地	982.53	41,986																																																																												
自主事業用地	52.52	5,948																																																																												
産業団地(未分譲区画)	11.27																																																																													
その他用地	41.25																																																																													
計	1,149.67	92,999																																																																												
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																																											
県 派 遣 職 員	12人	5人(58.3%)	約80%削減																																																																											
プ ロ パ ー 職 員	64人	56人(12.5%)	約70%削減																																																																											
小 計	76人	61人(19.7%)	(約70%削減)																																																																											
県OB職員の活用	1人	1人(±0.0%)	(県派遣の約10%をOB化)																																																																											
計	77人	62人(19.5%)	(約70%削減)																																																																											

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																													
	<p>(3) 総務管理部門の統合 同一施設内に入居している団体と共通部門を統合するなど、運営の効率化を図る必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 経営改善計画に基づく取組み 平成12年度に策定した「経営改善計画」に基づき、保有用地の早期処分、産業団地の販売促進等に努めてきた。</p> <p>(2) 業務量に見合う組織の統合・縮小（平成20年4月） 用地特別対策担当(2人)と企業立地室(4人)を統合し、立地部（3人）に改組但馬事務所の規模を縮小（5人 2人） 会社の中長期にわたる経営戦略方針の策定に向けた推進体制を整備（業務調整担当、担当部長の配置）</p>	<p>(2) 自主事業用地 産業団地分譲事業の完了 全ての産業団地について、平成20年度内に分譲・賃貸を完了させ、平成21年度以降は新規造成を行わず、賃貸の管理業務のみを行う。 その他用地 森林の持つ公益的機能に着目し、先行取得用地に準じた適切な管理を検討する。</p> <p>(3) 総務管理部門の統合 平成22年4月に、同一施設内に入居している兵庫県道路公社及び兵庫県住宅供給公社と総務管理部門を統合し、運営の効率化を図る。</p> <p>(4) 先行取得用地の適切な管理 乱開発抑制等のために取得した先行取得用地について、水源涵養、温室効果ガス排出抑制など、森林の持つ公益的機能に着目し、公社債の期限到来等に応じて、環境林として県が取得し、適切な管理を行う。 (詳細P202)</p> <p>3 改革による収支見込み (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1507 913 2760 1281"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26 ~ H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">収 入</td> <td>道路・河川等事業用地の先行取得事業収入</td> <td>359</td> <td>381</td> <td>376</td> <td>273</td> <td>243</td> <td>239</td> <td>219</td> </tr> <tr> <td>自 主 事 業 収 入</td> <td>455</td> <td>355</td> <td>305</td> <td>305</td> <td>305</td> <td>305</td> <td>283</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 収 入</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>854</td> <td>776</td> <td>721</td> <td>618</td> <td>588</td> <td>584</td> <td>542</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支 出</td> <td>人 件 費</td> <td>622</td> <td>551</td> <td>500</td> <td>425</td> <td>404</td> <td>384</td> <td>345</td> </tr> <tr> <td>経 費</td> <td>177</td> <td>149</td> <td>137</td> <td>126</td> <td>114</td> <td>104</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>799</td> <td>700</td> <td>637</td> <td>551</td> <td>518</td> <td>488</td> <td>442</td> </tr> <tr> <td></td> <td>収 支 差</td> <td>55</td> <td>76</td> <td>84</td> <td>67</td> <td>70</td> <td>96</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記収支は、新行革プラン（第一次）における投資事業計画及び西日本高速道路(株)による新名神高速道路の事業量見込みを勘案して試算。 先行取得事業収入：用地取得事業の事務費収入 自主事業収入：自主事業賃貸料収入及び自主事業未精算金精算収入</p>	区 分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26 ~ H30	収 入	道路・河川等事業用地の先行取得事業収入	359	381	376	273	243	239	219	自 主 事 業 収 入	455	355	305	305	305	305	283	そ の 他 収 入	40	40	40	40	40	40	40		計	854	776	721	618	588	584	542	支 出	人 件 費	622	551	500	425	404	384	345	経 費	177	149	137	126	114	104	97	計	799	700	637	551	518	488	442		収 支 差	55	76	84	67	70	96	100
区 分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26 ~ H30																																																																							
収 入	道路・河川等事業用地の先行取得事業収入	359	381	376	273	243	239	219																																																																							
	自 主 事 業 収 入	455	355	305	305	305	305	283																																																																							
	そ の 他 収 入	40	40	40	40	40	40	40																																																																							
	計	854	776	721	618	588	584	542																																																																							
支 出	人 件 費	622	551	500	425	404	384	345																																																																							
	経 費	177	149	137	126	114	104	97																																																																							
	計	799	700	637	551	518	488	442																																																																							
	収 支 差	55	76	84	67	70	96	100																																																																							

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																							
<p>[公 社 等] 兵庫県道路 公社</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 地方道路公社法に基づき、兵庫県の区域及びその周辺の地域において、有料道路の整備及び管理等を行い、交通の円滑化と産業経済の発展に寄与する。</p> <p>(2) 基本財産：55,561,000千円 (うち県出資：55,561,000千円(100.0%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：10,390百万円 (うち県支出額：0百万円)</p> <p>(4) 借入金残高(平成19年度末)：75,955百万円(うち県債務保証額：52,592百万円)</p> <table border="1" data-bbox="519 619 1083 808"> <tr> <td>うち、国貸付</td> <td>：40,976百万円</td> </tr> <tr> <td>公営企業金融公庫</td> <td>：11,179百万円</td> </tr> <tr> <td>市中金融機関等</td> <td>：22,585百万円</td> </tr> <tr> <td>西宮市貸付</td> <td>：1,215百万円</td> </tr> <tr> <td>別途、県短期貸付金</td> <td>：22,148百万円</td> </tr> </table> <p>(5) 主な事業(公社管理路線の概要)</p> <table border="1" data-bbox="451 882 1454 1417"> <thead> <tr> <th>有料道路名</th> <th>播但連絡有料道路</th> <th>播但連絡有料道路 (期)</th> <th>遠阪トンネル</th> <th>西宮北道路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路線名</td> <td colspan="2">一般国道312号</td> <td>一般国道483号</td> <td>県道大沢西宮線</td> </tr> <tr> <td>路線区間</td> <td>姫路市砥堀～ 朝来市和田山町</td> <td>姫路市豊富町 ～姫路市の形町</td> <td>朝来市山東町 ～丹波市青垣町</td> <td>西宮市山口町船坂 ～西宮市越水</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>55.5km</td> <td>9.6km</td> <td>4.7km (トンネル部2.6km)</td> <td>4.3km (トンネル部1.7km)</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>135,890百万円</td> <td>45,000百万円</td> <td>11,120百万円</td> <td>12,800百万円</td> </tr> <tr> <td>建設期間</td> <td>S45～H12年度</td> <td>S47～H5年度 (対距離料金制移行 H6～12年度)</td> <td>S48～S52年度 (改築 H15～18年度)</td> <td>S62年度～H2年度 (南伸 H12～15年度)</td> </tr> <tr> <td>H19計画利用台数</td> <td colspan="2">38,732台/日</td> <td>8,768台/日</td> <td>12,820台/日</td> </tr> <tr> <td>H19実績利用台数</td> <td colspan="2">40,835台/日 (計画比105.4%)</td> <td>6,684台/日 (計画比76.2%)</td> <td>13,156台/日 (計画比102.6%)</td> </tr> <tr> <td>料金徴収期間</td> <td colspan="2">～H44</td> <td>～H37</td> <td>～H32</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 課 題</p> <p>(1) 有料道路事業の利用促進 播但連絡道路の料金引き下げにより、料金収入が大幅に減少している中で、早期に債務の解消を図るため、一層の利用促進や経費縮減に取り組む必要がある。</p> <p>(2) 債務の縮減 より効率的な運営を行うため、これまでの維持管理水準及び業務管理手法を抜本的に見直し、より一層のコスト削減を図る必要がある。</p> <p>(3) 借入金利子負担の低減 現行制度では、公営企業金融公庫の繰上げ償還では補償金が課され、金利負担軽減効果が期待できないことから、補償金の免除等の実現に向け取り組む必要がある。</p>	うち、国貸付	：40,976百万円	公営企業金融公庫	：11,179百万円	市中金融機関等	：22,585百万円	西宮市貸付	：1,215百万円	別途、県短期貸付金	：22,148百万円	有料道路名	播但連絡有料道路	播但連絡有料道路 (期)	遠阪トンネル	西宮北道路	路線名	一般国道312号		一般国道483号	県道大沢西宮線	路線区間	姫路市砥堀～ 朝来市和田山町	姫路市豊富町 ～姫路市の形町	朝来市山東町 ～丹波市青垣町	西宮市山口町船坂 ～西宮市越水	延長	55.5km	9.6km	4.7km (トンネル部2.6km)	4.3km (トンネル部1.7km)	事業費	135,890百万円	45,000百万円	11,120百万円	12,800百万円	建設期間	S45～H12年度	S47～H5年度 (対距離料金制移行 H6～12年度)	S48～S52年度 (改築 H15～18年度)	S62年度～H2年度 (南伸 H12～15年度)	H19計画利用台数	38,732台/日		8,768台/日	12,820台/日	H19実績利用台数	40,835台/日 (計画比105.4%)		6,684台/日 (計画比76.2%)	13,156台/日 (計画比102.6%)	料金徴収期間	～H44		～H37	～H32	<p>[改革の基本方向]</p> <p>債務の縮減を図るために、有料道路事業の利用促進や経費縮減対策を強化するとともに、料金徴収期間の延長等を検討する。 同一施設内に入居している兵庫県土地開発公社及び兵庫県住宅供給公社と総務管理部門を統合し、運営の効率化を図る。</p> <p>1 今後の経営方針 有料道路事業の利用促進や維持管理コストの縮減を図ることにより、料金徴収期間の終了時における債務の縮減を図る。</p> <p>(1) 有料道路事業の利用促進 利用者サービスを向上させることにより、利用促進を図る。</p> <p>(2) 債務の縮減 これまでの維持管理水準や業務管理手法を抜本的に見直し、一層のコスト縮減を図る。 料金徴収期間の延長を国に働きかけるとともに、管理する道路の料金プール制について国と協議を行う。</p> <p>(3) 借入金利子負担の低減 公営企業金融公庫借入金の繰上償還に対する補償金の減額及び免除等の実現に向け、全国地方道路公社連絡協議会や地方有料道路問題連絡協議会を通じて引き続き要望を行う。</p> <p>(4) 総務管理部門の統合 同一施設内に入居している兵庫県土地開発公社及び兵庫県住宅供給公社と総務管理部門を統合し、運営の効率化を図る。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 有料道路事業の利用促進 利用者サービスの確保・向上</p> <p>ア 積雪による通行止めを極力回避して、冬季交通の確保を図るため、積雪時でも冬用タイヤ装着車であれば通行可能となるよう関係機関と協議・調整を行う。</p> <p>イ 中国道以南の区間においてETCを設置し、料金支払時の停止や渋滞の発生を防止して、高速走行性の確保を図る。また、中国道以北の区間においても、今後のETCの利用状況を踏まえ、設置について検討を進める。</p> <p>ウ 維持修繕工事による片側通行規制の削減や、排水性舗装、事故低減対策等のハード対策を講じて、安全で快適な走行環境の確保を図る。</p> <p>周辺観光施設との連携 周辺各観光施設との連携・協力により、スタンプラリーやキャンペーン等を展開し、リピーターや新たな観光客を確保することにより、交通量の増加を図る。</p> <p>情報発信の強化 時間短縮効果のPRや観光帰りの車に向けた案内看板の設置等により、一般道路から播但連絡道路への車両誘導を図る。</p> <p>(2) 債務の縮減 利用者の安全走行を確保しながら、除草工の面積の縮減や維持修繕委託内容の見直しなど、これまでの維持管理水準及び業務管理手法を抜本的に見直し、より一層のコスト縮減を実施する。 業務の見直しや県OB職員の活用により、県派遣職員等を約30%縮減する。 高速自動車国道と一体的なネットワークを形成する路線について、料金徴収期間を高速会社並みに延長することを国に働きかけるとともに、管理する道路の料金プール制についても国と協議を行う。</p>
うち、国貸付	：40,976百万円																																																								
公営企業金融公庫	：11,179百万円																																																								
市中金融機関等	：22,585百万円																																																								
西宮市貸付	：1,215百万円																																																								
別途、県短期貸付金	：22,148百万円																																																								
有料道路名	播但連絡有料道路	播但連絡有料道路 (期)	遠阪トンネル	西宮北道路																																																					
路線名	一般国道312号		一般国道483号	県道大沢西宮線																																																					
路線区間	姫路市砥堀～ 朝来市和田山町	姫路市豊富町 ～姫路市の形町	朝来市山東町 ～丹波市青垣町	西宮市山口町船坂 ～西宮市越水																																																					
延長	55.5km	9.6km	4.7km (トンネル部2.6km)	4.3km (トンネル部1.7km)																																																					
事業費	135,890百万円	45,000百万円	11,120百万円	12,800百万円																																																					
建設期間	S45～H12年度	S47～H5年度 (対距離料金制移行 H6～12年度)	S48～S52年度 (改築 H15～18年度)	S62年度～H2年度 (南伸 H12～15年度)																																																					
H19計画利用台数	38,732台/日		8,768台/日	12,820台/日																																																					
H19実績利用台数	40,835台/日 (計画比105.4%)		6,684台/日 (計画比76.2%)	13,156台/日 (計画比102.6%)																																																					
料金徴収期間	～H44		～H37	～H32																																																					

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																														
	<p>(4) 総務管理部門の統合 同一施設内に入居している団体と共通部門を統合するなど、運営の効率化を図る必要がある。</p> <p>【参 考】 播但連絡道路の料金引下げ 平成18年度に、播但連絡道路について基本料金の3割引下げ等の料金引下げを行い利用促進を図るとともに、料金徴収期間を5年間延長し、債務負担行為を設定した。 [料金引下げの内容] 基本料金 : 3割引(試行からさらに1割引) ETC通勤時間帯割引 : 2割引(平日、朝夕2時間、軽・普通車限定) 料金徴収期間 : 5年延伸(35年 40年、満了時期 平成39年 平成44年)</p>	<p>(3) 借入金利子負担の低減 公営企業金融公庫借入金の繰上償還に対する補償金の減額及び免除等の実現に向け、全国地方道路公社連絡協議会や地方有料道路問題連絡協議会を通じて引き続き要望を行う。 支払利息の軽減を図るため、内部留保金を用いて、民間借入金の繰上償還を実施する。 (繰上償還 1,418百万円(H18~22)、縮減利息効果額 約150百万円)</p> <p>(4) 総務管理部門の統合 平成22年4月に、同一施設内に入居している兵庫県土地開発公社及び兵庫県住宅供給公社と総務管理部門を統合し、運営の効率化を図る。</p> <p>3 県派遣職員等の見直し (1) 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 (2) プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減 (3) 県OB職員の活用：県派遣職員の約10%をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1567 766 2502 1024"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>23人</td> <td>22人(4.3%)</td> <td>約40%削減</td> </tr> <tr> <td>プ ロ パ ー 職 員</td> <td>11人</td> <td>9人(18.2%)</td> <td>約50%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>34人</td> <td>31人(8.8%)</td> <td>(約40%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>7人</td> <td>7人(±0.0%)</td> <td>(県派遣の約10%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>41人</td> <td>38人(7.3%)</td> <td>(約30%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 改革による収支見込み (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="1578 1136 2407 1612"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H30</th> <th>H44</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収 入 計</td> <td>134</td> <td>74</td> <td>77</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td> 事業収入</td> <td>74</td> <td>74</td> <td>77</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td> 借入金受入</td> <td>60</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>支 出 計</td> <td>116</td> <td>104</td> <td>73</td> <td>279</td> </tr> <tr> <td> 管理事業費</td> <td>44</td> <td>41</td> <td>41</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td> 損失補填引当金</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td> 支払利息</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 償 還 金</td> <td>61</td> <td>52</td> <td>23</td> <td>259</td> </tr> <tr> <td> うち県借入金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td> うち県出資金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td> うち公庫等</td> <td>6</td> <td>52</td> <td>23</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>収 支 差</td> <td>18</td> <td>30</td> <td>4</td> <td>248</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1578 1633 2407 1671"> <tr> <td>内部留保金累計</td> <td>139</td> <td>165</td> <td>9</td> <td>248</td> </tr> </table> <p>上記の収支は、料金徴収期間が平成44年度で満了する場合(現計画ベース)の見込みを記載 内部留保金累計は、前期末内部留保金残高に当該年度損失補填引当金を加えた額を記載 収支差(248億円)については、内部留保金累計で相殺可能 県出資金(507億円)のうち、129億円が事業終了後に県に返還 平成44年度(料金徴収期間満了時)における道路等の事業資産は1,819億円 県短期貸付金については、料金徴収期間が満了するまでの間、継続</p>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	23人	22人(4.3%)	約40%削減	プ ロ パ ー 職 員	11人	9人(18.2%)	約50%削減	小 計	34人	31人(8.8%)	(約40%削減)	県OB職員の活用	7人	7人(±0.0%)	(県派遣の約10%をOB化)	計	41人	38人(7.3%)	(約30%削減)	区 分	H19	H20	H30	H44	収 入 計	134	74	77	31	事業収入	74	74	77	31	借入金受入	60	0	0	0	支 出 計	116	104	73	279	管理事業費	44	41	41	16	損失補填引当金	8	8	9	4	支払利息	3	3	0	0	償 還 金	61	52	23	259	うち県借入金	0	0	0	130	うち県出資金	0	0	0	129	うち公庫等	6	52	23	0	収 支 差	18	30	4	248	内部留保金累計	139	165	9	248
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																																																													
県 派 遣 職 員	23人	22人(4.3%)	約40%削減																																																																																													
プ ロ パ ー 職 員	11人	9人(18.2%)	約50%削減																																																																																													
小 計	34人	31人(8.8%)	(約40%削減)																																																																																													
県OB職員の活用	7人	7人(±0.0%)	(県派遣の約10%をOB化)																																																																																													
計	41人	38人(7.3%)	(約30%削減)																																																																																													
区 分	H19	H20	H30	H44																																																																																												
収 入 計	134	74	77	31																																																																																												
事業収入	74	74	77	31																																																																																												
借入金受入	60	0	0	0																																																																																												
支 出 計	116	104	73	279																																																																																												
管理事業費	44	41	41	16																																																																																												
損失補填引当金	8	8	9	4																																																																																												
支払利息	3	3	0	0																																																																																												
償 還 金	61	52	23	259																																																																																												
うち県借入金	0	0	0	130																																																																																												
うち県出資金	0	0	0	129																																																																																												
うち公庫等	6	52	23	0																																																																																												
収 支 差	18	30	4	248																																																																																												
内部留保金累計	139	165	9	248																																																																																												

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																											
[公 社 等] (社)兵庫みどり公社	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立の目的 森林の適正管理や資源活用を図るため、分収造林事業等を実施するとともに、農地の有効活用や農業農村の活性化、後継者育成等を通じて、活力ある農業・農村づくりを積極的に支援する。</p> <p>(2) 基本財産：1,050,224千円 うち県出資： 5,000千円(0.5%) 旧(財)兵庫県農業後継者育成基金県出捐分：343,340千円(県全体 33.2%)</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：2,816百万円 (うち県支出額 2,209百万円)</p> <p>(4) 借入金残高(平成18年度末)：62,053百万円(うち県損失補償額：43,083百万円) うち県短期貸付金：16,572百万円 うち分収造林事業分：54,344百万円(うち県損失補償額：43,055百万円)</p> <p>(5) 主な事業等 分収造林事業 ア 保育が必要な森林面積(平成19年度末)(単位：ha)</p> <table border="1" data-bbox="549 1024 1181 1098"> <thead> <tr> <th>林 齢</th> <th>40年以下</th> <th>41年以上</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面 積</td> <td>14,052</td> <td>2,775</td> <td>16,827</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 松くい虫被害地等不成績地(約3,000ha)を除く 2 伐採適齢期に達した面積 334ha(ヒノキ45年以上)</p> <p>イ 平成18年度末借入金残高(分収造林事業分)</p> <table border="1" data-bbox="549 1207 1439 1396"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金額(百万円)</th> <th>平均年利(最低～最高)</th> <th>借入期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>11,289(20.8%)</td> <td>無利子</td> <td>毎年度更新</td> </tr> <tr> <td>農林漁業金融公庫</td> <td>12,915(23.8%)</td> <td>1.85%(無利子～3.3%)</td> <td>30～55年</td> </tr> <tr> <td>市中金融機関</td> <td>30,140(55.4%)</td> <td>1.75%(1.21～2.025%)</td> <td>9年</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>54,344(100.0%)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>県損失補償額：農林公庫 + 市中銀行 = 43,055百万円</p> <p>農地保有合理化事業 平成19年度末長期保有農地保有状況：9地区、61,998㎡</p> <p>農村地域工業導入促進事業(氷上工業団地) 平成19年度末保有状況：2地区、51,540㎡</p> <p>緑の保全対策</p> <table border="1" data-bbox="549 1617 1210 1801"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">H12～19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里山林の再生事業</td> <td>56箇所</td> <td>1,464ha</td> </tr> <tr> <td>災害に強い森づくり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 里山防災林整備</td> <td>37箇所</td> <td>804ha</td> </tr> <tr> <td> 野生動物育成林整備</td> <td>15箇所</td> <td>456ha</td> </tr> </tbody> </table>	林 齢	40年以下	41年以上	合 計	面 積	14,052	2,775	16,827	区 分	金額(百万円)	平均年利(最低～最高)	借入期間	県	11,289(20.8%)	無利子	毎年度更新	農林漁業金融公庫	12,915(23.8%)	1.85%(無利子～3.3%)	30～55年	市中金融機関	30,140(55.4%)	1.75%(1.21～2.025%)	9年	合 計	54,344(100.0%)			区 分	H12～19年度		里山林の再生事業	56箇所	1,464ha	災害に強い森づくり			里山防災林整備	37箇所	804ha	野生動物育成林整備	15箇所	456ha	<p>[改革の基本方向]</p> <p>分収造林事業は、多額の将来負担の軽減を図るため、全ての分収林について主伐を行うのではなく、経済性や公益性を考慮した施業への転換を図る。また、公社の資金調達の円滑化、借入利息の軽減を図るため、国等への支援を要請するとともに、県が低利(又は無利子)貸付を行う。長期保有農地等の売却促進を図るほか、緑の保全対策、市民農園整備など「楽農生活」を推進する。</p> <p>1 今後の経営方針</p> <p>(1) 分収造林事業の抜本的見直し 多額の将来負担の軽減を図るため、全ての分収林について主伐を行うのではなく、経済性や公益性を考慮した施業への転換を図る。 また、公社の資金調達の円滑化、借入利息の軽減を図るため、国等への支援を要請するとともに、県が低利(又は無利子)貸付を行う。</p> <p>(2) 長期保有農地等の早期売却促進 国庫補助制度の活用等により長期保有農地の早期売却を図るとともに、氷上工業団地の早期分譲を進める。</p> <p>(3) 緑の保全対策の推進 公社の持つ森林造成技術を活かして、「災害に強い森づくり」「新ひょうごの森づくり」など、緑の保全対策に取り組む。</p> <p>(4) 「楽農生活」の推進 兵庫楽農生活センターを拠点に食と「農」に親しむ楽農生活を推進するとともに、農地の有効活用の観点も踏まえ、市民農園の整備に取り組む。</p> <p>(5) 短期経営目標の設定による経営改善への取組み 人員体制の見直しや管理経費の削減等の経営合理化努力を継続することにより、単年度収支黒字を確保することとし、平成30年度までの経営改善計画を策定する。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 分収造林事業の抜本的見直し 経済性・公益性を考慮した施業への転換 ア 施業方法の見直し 造林地(約20千ha)を(ア)収益性の高い林(経済林)、(イ)収益性の低い林(環境林)、(ウ)収益が見込めない林(自然林)に区分し、それぞれの形態や経済性に応じて施業方法を見直す。</p> <p>(ア) 経済林：皆伐を実施し、経済性と公益性を合わせ持つ針広混交林化する。 皆伐後は、収入総額から経費総額を差し引いた収益を分収する「純収益分収方式」により再造林を行う。 皆伐・再造林の可否については、今後、皆伐までの間に、約10年単位で材価や金利動向、搬出コスト等を勘案して検証する。 [約12千ha]</p> <p>(イ) 環境林：択伐を繰り返し、広葉樹を自然発生により育成する。 現契約終了時に広葉樹林で土地所有者に引き渡す。 [約3千ha]</p> <p>(ウ) 自然林：必要最小限の保育のみを実施して、高齢林に移行する。 現契約終了時に土地所有者へ引き渡す。 [約5千ha]</p>
林 齢	40年以下	41年以上	合 計																																										
面 積	14,052	2,775	16,827																																										
区 分	金額(百万円)	平均年利(最低～最高)	借入期間																																										
県	11,289(20.8%)	無利子	毎年度更新																																										
農林漁業金融公庫	12,915(23.8%)	1.85%(無利子～3.3%)	30～55年																																										
市中金融機関	30,140(55.4%)	1.75%(1.21～2.025%)	9年																																										
合 計	54,344(100.0%)																																												
区 分	H12～19年度																																												
里山林の再生事業	56箇所	1,464ha																																											
災害に強い森づくり																																													
里山防災林整備	37箇所	804ha																																											
野生動物育成林整備	15箇所	456ha																																											

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																										
	<p>「楽農生活」の推進</p> <p>ア 兵庫楽農生活センターの運営 平成19年度入園者数：203,208人</p> <p>イ ひょうご市民農園（公社型）の整備 平成19年度末整備状況：整備区画数 127区画、利用率 72.4% (淡路市、小野市、豊岡市、三田市)</p> <p>農業後継者の育成</p> <p>ア 青年農業者等育成センター設置・運営 平成19年度就農支援資金貸付実績：7件、20百万円</p> <p>イ シニア世代等新規就農加速支援事業（新規就農駅前講座の開催） 平成19年度受講者数：182名</p> <p>ウ 農業後継者育成基金による農業後継者の育成（基本財産：1,020百万円）</p> <p>2 課 題</p> <p>(1) 分収造林事業の抜本的見直し 本格的な主伐収入が得られる主伐期が始まるまでの間、借入金が増大し、金利負担も多額となる。 現時点で、全ての分収造林地の契約が終了する時点（平成90年度）において、約670億円の赤字が発生する見込みとなっており、将来負担の軽減に向け、抜本的な見直しが必要である。 公社造林地は、個人有林よりも奥地など条件不利地で展開していることから、あらためて各造林地の経済性を見極める必要がある。 一方で、経済性のない造林地においても、森林の持つ公益機能を一定程度維持していく必要がある。 公社の経営状況を勘案した市中金融機関からの資金調達が困難となっており、事業継続のためには早急に措置を講じる必要がある。</p> <p>[長期収支見通し] 現在契約しているすべての分収造林地の契約期間終了時点（平成90年度）における収支見通し（単位：億円）</p> <table border="1" data-bbox="519 1245 1003 1713"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H90年度までの長期収支見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造林事業補助金等</td> <td>222</td> </tr> <tr> <td>主伐・間伐収入</td> <td>1,040</td> </tr> <tr> <td>借 入 金</td> <td>6,165</td> </tr> <tr> <td>県 利 子 補 給 金</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>立 木 補 償 金 等</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>収入計</td> <td>7,485</td> </tr> <tr> <td>事 業 費</td> <td>648</td> </tr> <tr> <td>土地所有者分収金</td> <td>212</td> </tr> <tr> <td>元 利 償 還 金</td> <td>7,295</td> </tr> <tr> <td>支出計</td> <td>8,155</td> </tr> <tr> <td>収 支</td> <td>670</td> </tr> </tbody> </table> <p>(前提条件) ・金融機関借入金（期間9年） ：変動金利1.875% ・公庫借入金（期間30～55年） ：固定金利平均1.85% ・県借入金 ：無利子による113億円 （短期貸付金）</p> <p>(2) 長期保有農地等の早期売却促進 長期保有農地の早期売却や工業団地の早期分譲など、遊休資産の処分を促進する必要がある。</p>	区 分	H90年度までの長期収支見込	造林事業補助金等	222	主伐・間伐収入	1,040	借 入 金	6,165	県 利 子 補 給 金	41	立 木 補 償 金 等	17	収入計	7,485	事 業 費	648	土地所有者分収金	212	元 利 償 還 金	7,295	支出計	8,155	収 支	670	<p>[伐採・再造林の見直し案]</p> <table border="1" data-bbox="1576 243 2748 495"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>土 壌</th> <th>施業方法</th> <th>めざすべき森林の姿</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済林（収入総額＞経費総額）</td> <td>肥沃度が高く生育は旺盛</td> <td>皆伐</td> <td>針広混交林化</td> </tr> <tr> <td>環境林（収入総額＜経費総額） （伐採収入＞伐採・搬出経費）</td> <td>肥沃度が中程度で経済林より生育は劣る</td> <td>択伐</td> <td>広葉樹林化</td> </tr> <tr> <td>自然林（収入総額＜経費総額） （伐採収入＜伐採・搬出経費）</td> <td>肥沃度が低く生育が悪い</td> <td>保育のみ</td> <td>高齢林化</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 分収割合の見直し 土地所有者の理解を得ながら、現契約にかかる分収割合を、公社：土地所有者＝6：4から8：2に変更する。</p> <p>事業運営の合理化・効率化 新規借入金を抑制するため、管理費（3億円）を概ね25%削減する。</p> <p>ア 組織・人員の見直し (ア) プロパー職員を対象として退職者不補充を実施する。 (イ) 県派遣職員数を見直し、収益確保のための主伐事業の拡大等には非常勤嘱託員を活用する。</p> <p>イ 管理経費の削減 (ア) 福利厚生事業の見直し、臨時職員の削減などにより、事務経費を削減する。 (イ) 出先事務所の建替計画をとりやめる。</p> <p>ウ 収入確保対策 森林整備地域活動支援交付金を活用する。</p> <p>国への支援要請</p> <p>ア 農林漁業金融公庫資金制度の拡充 人件費等管理経費や市中金融機関からの既往借入金の借換資金、伐採時期に合わせて償還できる低利融資制度の創設等</p> <p>イ 県が行う経営改善対策への支援の強化 分収造林事業の特殊性を考慮した特別転貸債の拡充又は貸付金制度の創設や公社への無利子貸付や利子補給等への支援に対する特別交付税措置の拡充等</p> <p>ウ 森林整備事業の拡充及び予算確保 針広混交林化に向けた小面積伐採への助成制度の拡充など</p> <p>県の支援</p> <p>ア 市中金融機関からの資金調達が困難となっている状況を勘案し、県において資金調達に対する支援を行う。[貸付期間：H21～72（ピーク：平成38年度 約530億円）]</p> <p>イ 貸付に当たっては、経済林、環境林、自然林のそれぞれの条件を踏まえて、貸付金利を検討する。</p> <p>長期収支見通し 上記のような対策を講じることにより、現契約終了時点（平成90年度）における収支見通しは、対策前の670億円から+47億円に改善される。（単位：億円）</p> <table border="1" data-bbox="1605 1581 2703 1934"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>金 額</th> <th>説明(前提条件等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期収支見通し（対策前）</td> <td>670</td> <td>契約期間終了時点における借入金残高</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">対策（効果額）</td> <td>+170</td> <td>皆伐・再造林面積の見直し(約17千ha 約12千ha)等</td> </tr> <tr> <td>+100</td> <td>組織・人員見直し(人員削減等) 管理経費削減(事務費削減等)</td> </tr> <tr> <td>+93</td> <td>造林補助事業の確保 (小面積皆伐の国庫補助対象化等)</td> </tr> <tr> <td>+354</td> <td>経済林：有利子(短プラ、1.875%) 環境林、自然林：無利子</td> </tr> <tr> <td>長期収支見通し（対策後）</td> <td>+47</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分 類	土 壌	施業方法	めざすべき森林の姿	経済林（収入総額＞経費総額）	肥沃度が高く生育は旺盛	皆伐	針広混交林化	環境林（収入総額＜経費総額） （伐採収入＞伐採・搬出経費）	肥沃度が中程度で経済林より生育は劣る	択伐	広葉樹林化	自然林（収入総額＜経費総額） （伐採収入＜伐採・搬出経費）	肥沃度が低く生育が悪い	保育のみ	高齢林化	項 目	金 額	説明(前提条件等)	長期収支見通し（対策前）	670	契約期間終了時点における借入金残高	対策（効果額）	+170	皆伐・再造林面積の見直し(約17千ha 約12千ha)等	+100	組織・人員見直し(人員削減等) 管理経費削減(事務費削減等)	+93	造林補助事業の確保 (小面積皆伐の国庫補助対象化等)	+354	経済林：有利子(短プラ、1.875%) 環境林、自然林：無利子	長期収支見通し（対策後）	+47	
区 分	H90年度までの長期収支見込																																																											
造林事業補助金等	222																																																											
主伐・間伐収入	1,040																																																											
借 入 金	6,165																																																											
県 利 子 補 給 金	41																																																											
立 木 補 償 金 等	17																																																											
収入計	7,485																																																											
事 業 費	648																																																											
土地所有者分収金	212																																																											
元 利 償 還 金	7,295																																																											
支出計	8,155																																																											
収 支	670																																																											
分 類	土 壌	施業方法	めざすべき森林の姿																																																									
経済林（収入総額＞経費総額）	肥沃度が高く生育は旺盛	皆伐	針広混交林化																																																									
環境林（収入総額＜経費総額） （伐採収入＞伐採・搬出経費）	肥沃度が中程度で経済林より生育は劣る	択伐	広葉樹林化																																																									
自然林（収入総額＜経費総額） （伐採収入＜伐採・搬出経費）	肥沃度が低く生育が悪い	保育のみ	高齢林化																																																									
項 目	金 額	説明(前提条件等)																																																										
長期収支見通し（対策前）	670	契約期間終了時点における借入金残高																																																										
対策（効果額）	+170	皆伐・再造林面積の見直し(約17千ha 約12千ha)等																																																										
	+100	組織・人員見直し(人員削減等) 管理経費削減(事務費削減等)																																																										
	+93	造林補助事業の確保 (小面積皆伐の国庫補助対象化等)																																																										
	+354	経済林：有利子(短プラ、1.875%) 環境林、自然林：無利子																																																										
長期収支見通し（対策後）	+47																																																											

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
	<p>(3) 緑の保全対策の推進 洪水や土砂流出の防止、温室効果ガス排出抑制など森林の持つ公益的機能がますます重要となっていることから、「災害に強い森づくり」「新ひょうごの森づくり」などの県施策を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>(4) 「楽農生活」の推進 兵庫楽農生活センターの運営 暮らしの中で県民誰もが気軽に「農」を学び、体験し、実践できる拠点として平成18年11月にオープンした兵庫楽農生活センターの安定的運営を図る必要がある。 利用者ニーズにあった市民農園整備の推進 近年、「生きがい農業」を志向する人の増加に伴い、県民のニーズにあった市民農園の整備が求められていることから、利用者ニーズにあった市民農園整備を推進する必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 経営改善計画に基づく取組み 平成12年度に策定した「経営改善計画」に基づき、長期保有農地の売却、分収造林事業の経費削減等による収支改善に努めてきた。</p> <p>(2) 組織の見直し 造林・緑化部門の2部5課体制を1部3課体制に再編した。</p> <p>(3) 人件費・管理経費の削減 県に準じた給与の削減を行った（平成20年4月）。</p>	<p>今後の改革の基本方向と具体的な取組内容</p> <p>億円 収支</p> <p>みどり公社借入金残高と収支見通し(H18～H90)</p> <p>億円 借入金残高・県貸付</p> <p>収入 支出 県貸付 借入残高 県損失補償額</p> <p>H18 H19 H20 H25 H30 H35 H38 H40 H45 H50 H55 H60 H65 H70 H72 H75 H80 H85 H90</p> <p>年度</p> <p>H32 公社借入金最大 623億円</p> <p>H38 県貸付最大 530億円</p> <p>スギ 伐採本格化</p> <p>ヒノキ 伐採本格化</p> <p>H72末 県貸付終了</p> <p>県損失補償付債務は、県からの貸付けにより低減していく。</p> <p>(2) 長期保有農地等の早期売却促進 長期保有農地の売却促進 売却差損に対する国庫補助制度(平成18～20年度)の活用などにより、長期保有農地の早期売却を図る。早期売却が困難な用地は、企業の農業参入などでの活用も含めた検討を行い、処分を進める。 氷上工業団地の分譲促進 近隣府県や地元市等と連携した企業誘致活動の強化と各種媒体を通じた情報提供により、早期の企業誘致を進め、借入金の縮減を図る。</p> <p>(3) 緑の保全対策の推進 森林が持つ多面的な公益的機能をより一層発揮させるため、「災害に強い森づくり」「新ひょうごの森づくり」など県施策の実行機関として、緑の保全対策推進の中心的な役割を担っていく。</p> <p>(4) 「楽農生活」の推進 兵庫楽農生活センターの運営 センターの運営を軌道に乗せるまでの間（開設後概ね5年程度）、公社が引き続き運営を担うとともに、平成23年度以降の指定管理者の公募に対応するため、民間事業者との競争力強化に向けた運営の見直しを行う。 利用者ニーズにあった市民農園整備の推進 近年、「生きがい農業」を志向する人の増加に伴い、県民のニーズにあった市民農園の整備が求められていることから、兵庫楽農生活センターにおける情報提供や相談等の充実を図るとともに、遊休農地等を活用した市民農園の整備を促進する。</p> <p>(5) 短期経営目標の設定による経営改善への取組み 人員体制の見直しや管理費の見直しを継続することにより単年度収支黒字を確保することとし、平成30年度までの経営改善計画を策定する。</p>

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																								
		<p>人員体制の見直し 造林事業会計、緑化・森林ふれあい事業会計の組織見直し(2部5課 1部3課)等を進めることにより、県派遣職員、プロパー職員を含めた全体の人員を、平成19年度比で約30%削減</p> <p>事務事業の見直し 平成20年度の管理費を平成19年度比で約20%縮減したことをはじめ、さらに造林事業会計の臨時職員を削減(H19:3名 H21:0名)とするなど、引き続き経営の合理化に取組む。</p> <p>単年度収支黒字の確保 経営改善に継続的に取り組むことにより、毎年度の単年度収支の黒字を確保</p> <p>(収支見通し) (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1578 583 2706 720"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収 益</td> <td>4,782</td> <td>3,057</td> <td>3,042</td> <td>3,058</td> <td>3,053</td> <td>3,062</td> <td>3,043</td> <td>3,021</td> <td>3,031</td> <td>3,062</td> <td>3,045</td> </tr> <tr> <td>費 用</td> <td>4,774</td> <td>3,048</td> <td>3,036</td> <td>3,051</td> <td>3,047</td> <td>3,055</td> <td>3,037</td> <td>3,014</td> <td>3,025</td> <td>3,052</td> <td>3,034</td> </tr> <tr> <td>当期収支</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し 分収造林事業の運営の合理化や県委託事業の効率化等により、県派遣職員等及び県支出額の縮減を図る。</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減 県OB職員の活用：県派遣職員の約10%をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1578 1060 2487 1312"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>32人</td> <td>23人(28.1%)</td> <td>約50%削減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>56人</td> <td>52人(7.1%)</td> <td>約30%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>88人</td> <td>75人(14.8%)</td> <td>(約40%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>4人</td> <td>3人(25.0%)</td> <td>(県派遣の約10%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>92人</td> <td>78人(15.2%)</td> <td>(約30%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに55%程度縮減することとなる。(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1578 1459 2760 1795"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>1,340 (862)</td> <td>976 (800)</td> <td>27.2% (7.2%)</td> <td>900</td> <td>56.7%</td> <td rowspan="4">6,300 (1,400)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>740 (327)</td> <td>553 (268)</td> <td>25.3% (18.0%)</td> <td>(500)</td> <td>(57.9%)</td> </tr> <tr> <td>基金充当額</td> <td>679</td> <td>680</td> <td>+ 0.1%</td> <td>300</td> <td>55.8%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,759 (1,189)</td> <td>2,209 (1,068)</td> <td>19.9% (10.2%)</td> <td>1,200 (500)</td> <td>56.5% (57.9%)</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	収 益	4,782	3,057	3,042	3,058	3,053	3,062	3,043	3,021	3,031	3,062	3,045	費 用	4,774	3,048	3,036	3,051	3,047	3,055	3,037	3,014	3,025	3,052	3,034	当期収支	8	9	6	7	6	7	6	7	6	10	11	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	32人	23人(28.1%)	約50%削減	プロパー職員	56人	52人(7.1%)	約30%削減	小 計	88人	75人(14.8%)	(約40%削減)	県OB職員の活用	4人	3人(25.0%)	(県派遣の約10%をOB化)	計	92人	78人(15.2%)	(約30%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	1,340 (862)	976 (800)	27.2% (7.2%)	900	56.7%	6,300 (1,400)	補 助 金	740 (327)	553 (268)	25.3% (18.0%)	(500)	(57.9%)	基金充当額	679	680	+ 0.1%	300	55.8%	計	2,759 (1,189)	2,209 (1,068)	19.9% (10.2%)	1,200 (500)	56.5% (57.9%)
年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																															
収 益	4,782	3,057	3,042	3,058	3,053	3,062	3,043	3,021	3,031	3,062	3,045																																																																																															
費 用	4,774	3,048	3,036	3,051	3,047	3,055	3,037	3,014	3,025	3,052	3,034																																																																																															
当期収支	8	9	6	7	6	7	6	7	6	10	11																																																																																															
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																																																																							
県 派 遣 職 員	32人	23人(28.1%)	約50%削減																																																																																																							
プロパー職員	56人	52人(7.1%)	約30%削減																																																																																																							
小 計	88人	75人(14.8%)	(約40%削減)																																																																																																							
県OB職員の活用	4人	3人(25.0%)	(県派遣の約10%をOB化)																																																																																																							
計	92人	78人(15.2%)	(約30%削減)																																																																																																							
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																																																																																				
委 託 料	1,340 (862)	976 (800)	27.2% (7.2%)	900	56.7%	6,300 (1,400)																																																																																																				
補 助 金	740 (327)	553 (268)	25.3% (18.0%)	(500)	(57.9%)																																																																																																					
基金充当額	679	680	+ 0.1%	300	55.8%																																																																																																					
計	2,759 (1,189)	2,209 (1,068)	19.9% (10.2%)	1,200 (500)	56.5% (57.9%)																																																																																																					

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																																										
<p>[公 社 等] 兵庫県住宅供給公社</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 県の住宅政策の一翼を担う公的機関として、良好な住宅や宅地等を供給し、県民の住生活の向上に寄与する。</p> <p>(2) 基本財産：15,000千円 (うち県出資：8,000千円(53.3%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：34,971百万円 (うち県支出額：14,120百万円)</p> <p>(4) 借入金残高(H19年度末)：100,968百万円(うち県損失補償額：32,724百万円)</p> <table border="1" data-bbox="519 640 1053 787"> <tr> <td>うち、住宅供給公社債</td> <td>46,600百万円</td> </tr> <tr> <td>市中金融機関借入金等</td> <td>53,868百万円</td> </tr> <tr> <td>県長期貸付金</td> <td>500百万円</td> </tr> <tr> <td>別途、県短期貸付金</td> <td>13,000百万円</td> </tr> </table> <p>(5) 組織体制・事業費(平成20年度)</p> <table border="1" data-bbox="519 850 1409 1102"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職 員 数</th> <th>うち県派遣職員数</th> <th>県支出額</th> <th>うち一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理部門</td> <td>20人</td> <td>5人</td> <td>0百万円</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸住宅等管理事業</td> <td>28人</td> <td>1人</td> <td>436百万円</td> <td>235百万円</td> </tr> <tr> <td>特定優良賃貸住宅</td> <td>4人</td> <td>0人</td> <td>183百万円</td> <td>148百万円</td> </tr> <tr> <td>宅地造成事業等</td> <td>6人</td> <td>0人</td> <td>259百万円</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>県営住宅整備・管理事業</td> <td>81人</td> <td>36人</td> <td>13,242百万円</td> <td>159百万円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>139人</td> <td>42人</td> <td>14,120百万円</td> <td>543百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 主な事業(平成19年度末)</p> <p>公社賃貸住宅等管理事業(5,636戸)</p> <table border="1" data-bbox="549 1207 1305 1417"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19末管理戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般賃貸住宅</td> <td>4,612戸</td> </tr> <tr> <td>特定優良賃貸住宅(公社直接供給)</td> <td>607戸</td> </tr> <tr> <td>高齢者向け優良賃貸住宅(公社直接供給)</td> <td>174戸</td> </tr> <tr> <td>その他の賃貸住宅</td> <td>243戸</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,636戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>特定優良賃貸住宅(2,854戸)</p> <p>ア 管理戸数 (単位：戸、%)</p> <table border="1" data-bbox="549 1491 1409 1743"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>管理戸数</th> <th>入居戸数</th> <th>空屋戸数</th> <th>入 居 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内特優賃 計</td> <td>12,019</td> <td>10,372</td> <td>1,647</td> <td>86.3</td> </tr> <tr> <td>うち公社直接供給</td> <td>607</td> <td>534</td> <td>73</td> <td>88.0</td> </tr> <tr> <td>うち公社借上</td> <td>1,916</td> <td>1,598</td> <td>318</td> <td>83.4</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>1,787</td> <td>1,524</td> <td>263</td> <td>85.3</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>129</td> <td>74</td> <td>55</td> <td>57.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,523</td> <td>2,132</td> <td>391</td> <td>84.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 収支の状況 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="549 1774 1454 1921"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接供給</td> <td>181</td> <td>246</td> <td>217</td> <td>212</td> <td>236</td> <td>289</td> <td>306</td> </tr> <tr> <td>借 上</td> <td>1,167</td> <td>1,080</td> <td>1,231</td> <td>1,255</td> <td>1,126</td> <td>985</td> <td>893</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>986</td> <td>834</td> <td>1,014</td> <td>1,043</td> <td>890</td> <td>696</td> <td>587</td> </tr> </tbody> </table>	うち、住宅供給公社債	46,600百万円	市中金融機関借入金等	53,868百万円	県長期貸付金	500百万円	別途、県短期貸付金	13,000百万円	区 分	職 員 数	うち県派遣職員数	県支出額	うち一般財源	管理部門	20人	5人	0百万円	0百万円	賃貸住宅等管理事業	28人	1人	436百万円	235百万円	特定優良賃貸住宅	4人	0人	183百万円	148百万円	宅地造成事業等	6人	0人	259百万円	1百万円	県営住宅整備・管理事業	81人	36人	13,242百万円	159百万円	合 計	139人	42人	14,120百万円	543百万円	区 分	H19末管理戸数	一般賃貸住宅	4,612戸	特定優良賃貸住宅(公社直接供給)	607戸	高齢者向け優良賃貸住宅(公社直接供給)	174戸	その他の賃貸住宅	243戸	計	5,636戸	区 分	管理戸数	入居戸数	空屋戸数	入 居 率	県内特優賃 計	12,019	10,372	1,647	86.3	うち公社直接供給	607	534	73	88.0	うち公社借上	1,916	1,598	318	83.4	20年	1,787	1,524	263	85.3	10年	129	74	55	57.4	計	2,523	2,132	391	84.5	区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	直接供給	181	246	217	212	236	289	306	借 上	1,167	1,080	1,231	1,255	1,126	985	893	計	986	834	1,014	1,043	890	696	587	<p>[改革の基本方向]</p> <p>公社賃貸住宅については、新規供給は行わず、既存ストックの有効活用を図るとともに、原則として、行革期間中は建替も行わない。</p> <p>特定優良賃貸住宅については、直接供給型は、新規供給は行わず、既存ストックの有効活用を図る。借上型は、入居率の向上を図るとともに、借上期間満了後、当該事業を終了する。</p> <p>県営住宅管理事業については、立地状況等からみて効率的な管理が望めず、民間の参入が見込めない地域に特化し、民間と競合する地域からは順次撤退する。</p> <p>同一施設内に入居している兵庫県土地開発公社及び兵庫県道路公社と総務管理部門を統合し運営の効率化を図る。</p> <p>1 今後の経営方針</p> <p>今後の人口減少社会を見据え、民間住宅市場において住宅の量的な充足も見られることから、既存の住宅ストックを活用した賃貸住宅管理業務を経営の根幹とし、公社が持つ技術力等を活かしながら、公的セクターとして必要な事業に特化し、組織体制の縮小を図る。</p> <p>(1) 公社賃貸住宅の管理戸数の適正化 新規供給は行わず、既存ストックの有効活用を図る。 原則として、行革期間中は建替も行わない。</p> <p>(2) 特定優良賃貸住宅の収支改善 直接供給型 新規供給は行わず、既存ストックの有効活用を図る。 借上型 ア 借上期間(10年又は20年)満了後、当該事業を終了する。 イ 借上期間中は、公社独自の家賃補助制度の実施による入居率の向上を図る。</p> <p>(3) 分譲宅地の早期処分 新規着手は行わず、未処分宅地の早期処分を行う。</p> <p>(4) 事業用土地の利活用 民間への売却を積極的に進めるが、直ちに利活用が見込めない用地については、森林の持つ公益的機能に着目し、先行取得用地に準じた適切な管理を検討する。(詳細P202)</p> <p>(5) 県営住宅整備・管理の的確化 県営住宅整備業務の透明性確保 ア 設計積算・入居者調整等の業務は公社がこれまで培ったノウハウを活用して引き続き受託する一方、建設工事に係る契約は県が直接行い、県が事業主体であることを明確にする。 イ 県営住宅整備の事業量に応じた組織体制への移行を図る。 県営住宅管理業務の縮小 ア 公社は、立地状況等からみて効率的な管理が望めず、指定管理者の公募をしても民間の参入が見込めない地域に特化し、民間と競合する地域からは順次撤退する。 イ 管理戸数の減少に伴い、組織体制を縮小する。</p> <p>(6) その他の自主事業の見直し ケア付高齢者住宅事業については、運営の一層の適正化等を図る。 パストラール加古川併設スポーツ施設(エルポート)は、公社の経費支出が伴わないかたちで民間事業者による運営を検討する。</p>
うち、住宅供給公社債	46,600百万円																																																																																																																											
市中金融機関借入金等	53,868百万円																																																																																																																											
県長期貸付金	500百万円																																																																																																																											
別途、県短期貸付金	13,000百万円																																																																																																																											
区 分	職 員 数	うち県派遣職員数	県支出額	うち一般財源																																																																																																																								
管理部門	20人	5人	0百万円	0百万円																																																																																																																								
賃貸住宅等管理事業	28人	1人	436百万円	235百万円																																																																																																																								
特定優良賃貸住宅	4人	0人	183百万円	148百万円																																																																																																																								
宅地造成事業等	6人	0人	259百万円	1百万円																																																																																																																								
県営住宅整備・管理事業	81人	36人	13,242百万円	159百万円																																																																																																																								
合 計	139人	42人	14,120百万円	543百万円																																																																																																																								
区 分	H19末管理戸数																																																																																																																											
一般賃貸住宅	4,612戸																																																																																																																											
特定優良賃貸住宅(公社直接供給)	607戸																																																																																																																											
高齢者向け優良賃貸住宅(公社直接供給)	174戸																																																																																																																											
その他の賃貸住宅	243戸																																																																																																																											
計	5,636戸																																																																																																																											
区 分	管理戸数	入居戸数	空屋戸数	入 居 率																																																																																																																								
県内特優賃 計	12,019	10,372	1,647	86.3																																																																																																																								
うち公社直接供給	607	534	73	88.0																																																																																																																								
うち公社借上	1,916	1,598	318	83.4																																																																																																																								
20年	1,787	1,524	263	85.3																																																																																																																								
10年	129	74	55	57.4																																																																																																																								
計	2,523	2,132	391	84.5																																																																																																																								
区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19																																																																																																																					
直接供給	181	246	217	212	236	289	306																																																																																																																					
借 上	1,167	1,080	1,231	1,255	1,126	985	893																																																																																																																					
計	986	834	1,014	1,043	890	696	587																																																																																																																					

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																																																																													
	<p>宅地造成事業等</p> <p>ア 分譲宅地</p> <table border="1" data-bbox="578 321 1240 541"> <thead> <tr> <th>宅地名</th> <th>未処分宅地面積</th> <th>処分率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸小東台</td> <td>0.4ha</td> <td>89.1%</td> </tr> <tr> <td>和田山弥生が丘</td> <td>2.2ha</td> <td>66.7%</td> </tr> <tr> <td>龍野芦原台</td> <td>1.6ha</td> <td>80.0%</td> </tr> <tr> <td>北淡浅野</td> <td>1.2ha</td> <td>41.3%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5.4ha</td> <td>69.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 事業用土地</p> <table border="1" data-bbox="578 579 1062 877"> <thead> <tr> <th>用地名</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加古川神野台</td> <td>1.3ha</td> </tr> <tr> <td>和田山弥生が丘</td> <td>2.7ha</td> </tr> <tr> <td>神戸三田フラワータウン</td> <td>2.7ha</td> </tr> <tr> <td>高砂松波</td> <td>0.6ha</td> </tr> <tr> <td>有馬峠堂</td> <td>1.6ha</td> </tr> <tr> <td>西脇郷瀬</td> <td>0.5ha</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9.4ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>県営住宅の管理 管理戸数：55,050戸（うち公社管理 52,076戸）</p> <table border="1" data-bbox="549 951 1305 1098"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定管理者</th> <th>団地数</th> <th>管理戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募実施</td> <td>(株)ジークレフサービス</td> <td>17団地</td> <td>2,974戸</td> </tr> <tr> <td>公募以外</td> <td>兵庫県住宅供給公社</td> <td>498団地</td> <td>52,076戸</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>515団地</td> <td>55,050戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の自主事業</p> <p>ア ケア付き高齢者住宅</p> <table border="1" data-bbox="578 1171 1187 1470"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>パストラル加古川</th> <th>パストラル尼崎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設</td> <td>H6.4月</td> <td>H10.4月</td> </tr> <tr> <td>総戸数</td> <td>208戸</td> <td>132戸</td> </tr> <tr> <td>入居戸数</td> <td>191戸</td> <td>130戸</td> </tr> <tr> <td>(入居率)</td> <td>(91.8%)</td> <td>(98.5%)</td> </tr> <tr> <td>入居者数</td> <td>240名</td> <td>154名</td> </tr> <tr> <td>(平均年齢)</td> <td>(80.6歳)</td> <td>(79.8歳)</td> </tr> <tr> <td>要介護者割合</td> <td>約30%</td> <td>約38%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ パストラル加古川併設スポーツ施設(エルポート)</p> <table border="1" data-bbox="578 1507 1291 1837"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造等</td> <td>RC造 地上2F 地下1F(延床4,332㎡)</td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td>温水プール(25m、子供プール、サウナ等) スタジオ、トレーニングジム等</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>フィットネス会員： 717人</td> </tr> <tr> <td>(H18年度末実績)</td> <td>スイミングスクール：1,054人 プール会員： 1,076人</td> </tr> <tr> <td>営業状況</td> <td>プール：H19年7月以降営業休止 フィットネス：H20年2月以降営業休止</td> </tr> </tbody> </table>	宅地名	未処分宅地面積	処分率	神戸小東台	0.4ha	89.1%	和田山弥生が丘	2.2ha	66.7%	龍野芦原台	1.6ha	80.0%	北淡浅野	1.2ha	41.3%	計	5.4ha	69.8%	用地名	面積	加古川神野台	1.3ha	和田山弥生が丘	2.7ha	神戸三田フラワータウン	2.7ha	高砂松波	0.6ha	有馬峠堂	1.6ha	西脇郷瀬	0.5ha	計	9.4ha	区分	指定管理者	団地数	管理戸数	公募実施	(株)ジークレフサービス	17団地	2,974戸	公募以外	兵庫県住宅供給公社	498団地	52,076戸	計		515団地	55,050戸	区分	パストラル加古川	パストラル尼崎	開設	H6.4月	H10.4月	総戸数	208戸	132戸	入居戸数	191戸	130戸	(入居率)	(91.8%)	(98.5%)	入居者数	240名	154名	(平均年齢)	(80.6歳)	(79.8歳)	要介護者割合	約30%	約38%	区 分	概 要	構造等	RC造 地上2F 地下1F(延床4,332㎡)	施設	温水プール(25m、子供プール、サウナ等) スタジオ、トレーニングジム等	会員数	フィットネス会員： 717人	(H18年度末実績)	スイミングスクール：1,054人 プール会員： 1,076人	営業状況	プール：H19年7月以降営業休止 フィットネス：H20年2月以降営業休止	<p>(7) 長期借入金の圧縮 経営の合理化・効率化や分譲宅地の早期処分により、長期借入金の計画的な圧縮を図る。</p> <p>(8) 総務管理部門の統合 同一施設内に入居している兵庫県土地開発公社及び兵庫県道路公社と総務管理部門を統合し、運営の効率化を図る。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 公社賃貸住宅の管理戸数の適正化 公社賃貸住宅の新規供給は行わない。 原則として、行革期間中は建替も行わない。 老朽化が著しいなど課題のある団地については、利便性の高い団地への集約を図り、集約により生じる余剰地については、民間売却等を検討する。 アセットマネジメントの考え方に基づく改修等の維持管理を適切に実施することにより、既存の住宅ストックの長期有効活用を図る。</p> <p>【公社賃貸住宅の管理戸数】</p> <table border="1" data-bbox="1617 840 2537 955"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H19年度</th> <th>H30年度</th> <th>差引</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>5,636戸</td> <td>5,265戸</td> <td>371戸</td> <td>6.6%</td> </tr> <tr> <td>うち一般賃貸</td> <td>4,612戸</td> <td>4,351戸</td> <td>261戸</td> <td>5.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特定優良賃貸住宅の収支改善 直接供給型 新規供給は行わず、既存ストックの有効活用を図る。 借上型 ア 民間所有者からの新規借上事業は引き続き凍結するとともに、既借上事業についても借上契約期間（10年又は20年）満了後は、当該事業を終了する。 イ 公社独自の補助制度（新規入居する新婚・子育て世帯等への入居者負担額の軽減等）の実施、県営住宅や借上社宅としての活用等により、行革期間内の85%の入居率を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="1602 1281 2285 1354"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H19年度末</th> <th>H30年度末</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理戸数</td> <td>1,916戸</td> <td>0戸</td> <td>1,916戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>入居率 平成19年1月末 : 73.5% 平成20年3月末 : 85.3% (20年借上) 平成20～30年度目標 : 85.0%</p> <p>(参考) 収支見通し (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1558 1543 2760 1690"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接供給</td> <td>301</td> <td>284</td> <td>274</td> <td>276</td> <td>277</td> <td>279</td> <td>282</td> <td>283</td> <td>304</td> <td>233</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td>借 上</td> <td>554</td> <td>550</td> <td>553</td> <td>553</td> <td>553</td> <td>538</td> <td>508</td> <td>481</td> <td>436</td> <td>282</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>253</td> <td>266</td> <td>279</td> <td>277</td> <td>276</td> <td>259</td> <td>226</td> <td>198</td> <td>132</td> <td>49</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 分譲宅地の早期処分 宅地分譲事業については、土地の新規取得によるものは原則行わず、未処分宅地については地元業者への販売委託など積極的な販売促進に努め、早期の処分を行う。 ・分譲宅地処分率：平成19年度末 69.8% 平成30年度末 89%</p>	区分	H19年度	H30年度	差引	削減率	全体	5,636戸	5,265戸	371戸	6.6%	うち一般賃貸	4,612戸	4,351戸	261戸	5.6%	区分	H19年度末	H30年度末	差引	管理戸数	1,916戸	0戸	1,916戸	区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	直接供給	301	284	274	276	277	279	282	283	304	233	188	借 上	554	550	553	553	553	538	508	481	436	282	62	計	253	266	279	277	276	259	226	198	132	49	126
宅地名	未処分宅地面積	処分率																																																																																																																																																													
神戸小東台	0.4ha	89.1%																																																																																																																																																													
和田山弥生が丘	2.2ha	66.7%																																																																																																																																																													
龍野芦原台	1.6ha	80.0%																																																																																																																																																													
北淡浅野	1.2ha	41.3%																																																																																																																																																													
計	5.4ha	69.8%																																																																																																																																																													
用地名	面積																																																																																																																																																														
加古川神野台	1.3ha																																																																																																																																																														
和田山弥生が丘	2.7ha																																																																																																																																																														
神戸三田フラワータウン	2.7ha																																																																																																																																																														
高砂松波	0.6ha																																																																																																																																																														
有馬峠堂	1.6ha																																																																																																																																																														
西脇郷瀬	0.5ha																																																																																																																																																														
計	9.4ha																																																																																																																																																														
区分	指定管理者	団地数	管理戸数																																																																																																																																																												
公募実施	(株)ジークレフサービス	17団地	2,974戸																																																																																																																																																												
公募以外	兵庫県住宅供給公社	498団地	52,076戸																																																																																																																																																												
計		515団地	55,050戸																																																																																																																																																												
区分	パストラル加古川	パストラル尼崎																																																																																																																																																													
開設	H6.4月	H10.4月																																																																																																																																																													
総戸数	208戸	132戸																																																																																																																																																													
入居戸数	191戸	130戸																																																																																																																																																													
(入居率)	(91.8%)	(98.5%)																																																																																																																																																													
入居者数	240名	154名																																																																																																																																																													
(平均年齢)	(80.6歳)	(79.8歳)																																																																																																																																																													
要介護者割合	約30%	約38%																																																																																																																																																													
区 分	概 要																																																																																																																																																														
構造等	RC造 地上2F 地下1F(延床4,332㎡)																																																																																																																																																														
施設	温水プール(25m、子供プール、サウナ等) スタジオ、トレーニングジム等																																																																																																																																																														
会員数	フィットネス会員： 717人																																																																																																																																																														
(H18年度末実績)	スイミングスクール：1,054人 プール会員： 1,076人																																																																																																																																																														
営業状況	プール：H19年7月以降営業休止 フィットネス：H20年2月以降営業休止																																																																																																																																																														
区分	H19年度	H30年度	差引	削減率																																																																																																																																																											
全体	5,636戸	5,265戸	371戸	6.6%																																																																																																																																																											
うち一般賃貸	4,612戸	4,351戸	261戸	5.6%																																																																																																																																																											
区分	H19年度末	H30年度末	差引																																																																																																																																																												
管理戸数	1,916戸	0戸	1,916戸																																																																																																																																																												
区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																																																																				
直接供給	301	284	274	276	277	279	282	283	304	233	188																																																																																																																																																				
借 上	554	550	553	553	553	538	508	481	436	282	62																																																																																																																																																				
計	253	266	279	277	276	259	226	198	132	49	126																																																																																																																																																				

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																				
	<p>2 課 題</p> <p>(1) 一般賃貸住宅等の管理戸数の適正化 民間市場における住宅の量的充足状況を踏まえ、管理戸数の適正化を図るとともに、住宅の老朽化等に対応するため、既存ストックの適切な維持管理を実施する必要がある。</p> <p>(2) 特定優良賃貸住宅（借上型）の収支改善 他の民間賃貸住宅と比べ割高感があることから、空室が多く発生しており、一層の入居促進を図りながら、今後の事業のあり方を抜本的に見直す必要がある。</p> <p>(3) 分譲宅地の早期処分 住宅市場における需給状況を踏まえ、新規分譲については原則として行わず、未処分宅地の早期処分を図る必要がある。</p> <p>(4) 事業用土地の活用 事業用土地について、今後の民間売却の見通しも踏まえながら、利活用を検討する必要がある。</p> <p>(5) 県営住宅整備・管理の合理化、効率化 入居者ニーズ、管理実態を踏まえた合理的な設計を行い、コストの縮減を徹底するとともに、入居者の利便性向上のため、共益費の徴収方法の見直しに合わせ、その対応方法について検討する必要がある。</p> <p>(6) その他の自主事業の見直し ケア付き高齢者住宅（パストラール） ア 今後、入居金の償却期間を超えた居住者の増加により、収支状況が悪化するおそれがある。 イ 長期要介護者が介護居室を利用しながら、一般居室も併せて使用しているため、合理的な施設利用を図る必要がある。 パストラール加古川併設のスポーツ施設（エルポート） 民間ノウハウの活用等、公社の経費支出が伴わないよう施設の有効活用を図る必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 経営五か年計画に基づく取組み 平成17年度に策定した「経営五か年計画」に基づき、特定優良賃貸住宅の収支改善などに努めてきた。</p> <p>(2) 特定優良賃貸住宅にかかる減損処理 借上賃貸住宅資産減損勘定の設定（平成16年度） <table border="1" data-bbox="534 1669 1231 1785"> <tr><td>未経過年数（平成17～21年度）の損失見込額を計上</td></tr> <tr><td>計上額：2,584百万円（平成16年度に一括計上）</td></tr> <tr><td>取 崩：516.8百万円/年×5年（平成17～21年度）</td></tr> </table> 借上賃貸住宅損失引当金の計上（平成18～26年度） <table border="1" data-bbox="534 1848 1231 1963"> <tr><td>平成22～30年（9年間）の損失見込額を計上</td></tr> <tr><td>計上額：2,901百万円（322百万円×9年間）</td></tr> <tr><td>取 崩：団地毎に定額取崩し（平成22～30年度）</td></tr> </table> </p>	未経過年数（平成17～21年度）の損失見込額を計上	計上額：2,584百万円（平成16年度に一括計上）	取 崩：516.8百万円/年×5年（平成17～21年度）	平成22～30年（9年間）の損失見込額を計上	計上額：2,901百万円（322百万円×9年間）	取 崩：団地毎に定額取崩し（平成22～30年度）	<p>(4) 事業用土地の利活用 民間への売却を積極的に進めるが、直ちに利活用が見込めない用地については、森林の持つ公益的機能に着目し、先行取得用地に準じた適切な管理を検討する。（詳細P202）</p> <table border="1" data-bbox="1573 304 2700 567"> <thead> <tr> <th>用 地 名</th> <th>今後の活用方策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加 古 川 神 野 台</td> <td>県立加古川病院の移転に伴う周辺整備構想と併せて活用を検討</td> </tr> <tr> <td>和 田 山 弥 生 が 丘</td> <td>事業の採算性を考慮し、早期の分譲を検討</td> </tr> <tr> <td>神戸三田フラワータウン</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>高 砂 松 波</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>有 馬 峠 堂</td> <td>先行取得用地に準じた適正管理を検討</td> </tr> <tr> <td>西 脇 郷 瀬</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 県営住宅整備・管理の的確化 県営住宅整備業務の透明性確保 ア 県営住宅整備業務については、業務の全般を公社が受託していたが、今後は、設計積算・入居者調整等の業務は公社がこれまで培ったノウハウを活用して引き続き受託する一方、建設工事に係る契約は県が直接行い、県が事業主体であることを明確にする。 なお、このことにより、公社との契約締結に係る議会議決に代え、建築・設備工事等の民間との個別契約ごとに議会議決を経ることになる。 イ 県営住宅整備の事業量に応じた組織体制への移行を図る。 ウ これまでに培った技術力や知識、体制を活用し、新技術・新工法の積極的採用や入居者ニーズ、管理実態を踏まえた合理的な設計を行い、コスト縮減を徹底する。 県営住宅管理業務の縮小 ア 県営住宅の管理運営に係る今後の県の方針 平成21年度以降、立地状況等からみて効率的な管理が望めず、指定管理者の公募をしても民間の参入が見込めない地域を除き、県営住宅の指定管理者の公募対象を順次拡大する。 イ 民間参入が見込めない地域への特化 公社は、立地状況等からみて効率的な管理が望めず、指定管理者の公募をしても民間の参入が見込めない地域に特化し、民間と競合する地域からは順次撤退する。 なお、民間と競合する地域における指定管理者の公募には、公社賃貸住宅の管理を実施している関連会社が応募する。 ウ 組織体制の縮小 管理戸数の減少に伴い、組織体制を縮小する。</p> <p>(6) その他の自主事業の見直し ケア付き高齢者住宅（パストラール） ア 入居金の改定や償却期間の延長などを検討する。 イ 長期要介護者が介護居室を占有しながら一般居室も現状のまま専有する状況であり、収益悪化の要因となっていることから、介護居室への移り住み条件を整理する等、施設運営のより一層の適正化と収支改善に取り組む。 パストラール加古川併設のスポーツ施設（エルポート） ア 地域住民からの要請が強く、健康増進のニーズの高まりを踏まえ、再開する。 イ 再開にあたっては、効果的・効率的な運営を行うため、公社の経費支出が伴わないかたちでスポーツ施設の運営実績やノウハウを有する民間事業者による運営を検討する。</p> <p>(7) 長期借入金の圧縮 新規分譲・借入れを行わない中で、経営の一層の合理化・効率化や分譲宅地の早期処分を進めることにより、長期借入金の計画的な圧縮を図る。 [長期借入金残高を平成30年度末には、平成19年度末の約8割程度に圧縮] (平成19年度末 1,010億円 平成30年度末 830億円 (180億円))</p>	用 地 名	今後の活用方策	加 古 川 神 野 台	県立加古川病院の移転に伴う周辺整備構想と併せて活用を検討	和 田 山 弥 生 が 丘	事業の採算性を考慮し、早期の分譲を検討	神戸三田フラワータウン	〃	高 砂 松 波	〃	有 馬 峠 堂	先行取得用地に準じた適正管理を検討	西 脇 郷 瀬	〃
未経過年数（平成17～21年度）の損失見込額を計上																						
計上額：2,584百万円（平成16年度に一括計上）																						
取 崩：516.8百万円/年×5年（平成17～21年度）																						
平成22～30年（9年間）の損失見込額を計上																						
計上額：2,901百万円（322百万円×9年間）																						
取 崩：団地毎に定額取崩し（平成22～30年度）																						
用 地 名	今後の活用方策																					
加 古 川 神 野 台	県立加古川病院の移転に伴う周辺整備構想と併せて活用を検討																					
和 田 山 弥 生 が 丘	事業の採算性を考慮し、早期の分譲を検討																					
神戸三田フラワータウン	〃																					
高 砂 松 波	〃																					
有 馬 峠 堂	先行取得用地に準じた適正管理を検討																					
西 脇 郷 瀬	〃																					

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																																								
		<p>(8) 総務管理部門の統合 平成22年4月に、同一施設内に入居している兵庫県土地開発公社及び兵庫県道路公社と総務管理部門を統合し、運営の効率化を図る。</p> <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 今後の経営の中心となる公社賃貸住宅管理事業に人員配置を重点化し、その他の業務量に応じて計画的に職員数を削減し、組織のスリム化を図るとともに、給与制度等の見直しについて検討する。 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減 県OB職員の活用：県派遣職員の約10%をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1567 619 2475 877"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>47人</td> <td>42人(10.6%)</td> <td>約40%削減</td> </tr> <tr> <td>プ ロ パ ー 職 員</td> <td>112人</td> <td>96人(14.3%)</td> <td>約60%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>159人</td> <td>138人(13.2%)</td> <td>(約50%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>1人</td> <td>1人(±0.0%)</td> <td>(県派遣の約10%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>160人</td> <td>139人(13.1%)</td> <td>(約50%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>プロパー職員数：関連会社への派遣を含む</p> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに80%程度縮減することとなる。 なお、県の短期貸付(130億円)は、特定優良賃貸住宅の借り上げ等による収支悪化に対する支援であるため、借上型特優賃の収支不足が見込まれる期間とする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1567 1171 2748 1472"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>16,554 (219)</td> <td>13,528 (162)</td> <td>18.3% (26.0%)</td> <td rowspan="2">3,900 (100)</td> <td rowspan="2">77.0% (80.0%)</td> <td rowspan="3">9,200 (200)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>404 (282)</td> <td>592 (381)</td> <td>+46.5% (+35.1%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16,958 (501)</td> <td>14,120 (543)</td> <td>16.7% (+ 8.4%)</td> <td>3,900 (100)</td> <td>77.0% (80.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 改革による収支見込み</p> <p>(1) 収支見込み (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1486 1577 2763 1801"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸管理事業等</td> <td>739</td> <td>622</td> <td>463</td> <td>462</td> <td>406</td> <td>430</td> <td>414</td> <td>377</td> <td>371</td> <td>367</td> <td>367</td> </tr> <tr> <td>借上特優賃</td> <td>554</td> <td>550</td> <td>553</td> <td>553</td> <td>553</td> <td>538</td> <td>508</td> <td>481</td> <td>436</td> <td>282</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>分譲事業等</td> <td>56</td> <td>117</td> <td>166</td> <td>120</td> <td>161</td> <td>20</td> <td>29</td> <td>331</td> <td>303</td> <td>187</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>単年度収支</td> <td>241</td> <td>189</td> <td>256</td> <td>29</td> <td>14</td> <td>128</td> <td>123</td> <td>227</td> <td>238</td> <td>272</td> <td>348</td> </tr> <tr> <td>剰余金残高</td> <td>4,978</td> <td>5,167</td> <td>4,911</td> <td>4,940</td> <td>4,954</td> <td>4,826</td> <td>4,703</td> <td>4,930</td> <td>5,168</td> <td>5,440</td> <td>5,788</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	47人	42人(10.6%)	約40%削減	プ ロ パ ー 職 員	112人	96人(14.3%)	約60%削減	小 計	159人	138人(13.2%)	(約50%削減)	県OB職員の活用	1人	1人(±0.0%)	(県派遣の約10%をOB化)	計	160人	139人(13.1%)	(約50%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	16,554 (219)	13,528 (162)	18.3% (26.0%)	3,900 (100)	77.0% (80.0%)	9,200 (200)	補 助 金	404 (282)	592 (381)	+46.5% (+35.1%)	計	16,958 (501)	14,120 (543)	16.7% (+ 8.4%)	3,900 (100)	77.0% (80.0%)	区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	賃貸管理事業等	739	622	463	462	406	430	414	377	371	367	367	借上特優賃	554	550	553	553	553	538	508	481	436	282	62	分譲事業等	56	117	166	120	161	20	29	331	303	187	43	単年度収支	241	189	256	29	14	128	123	227	238	272	348	剰余金残高	4,978	5,167	4,911	4,940	4,954	4,826	4,703	4,930	5,168	5,440	5,788
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																																																																																							
県 派 遣 職 員	47人	42人(10.6%)	約40%削減																																																																																																																							
プ ロ パ ー 職 員	112人	96人(14.3%)	約60%削減																																																																																																																							
小 計	159人	138人(13.2%)	(約50%削減)																																																																																																																							
県OB職員の活用	1人	1人(±0.0%)	(県派遣の約10%をOB化)																																																																																																																							
計	160人	139人(13.1%)	(約50%削減)																																																																																																																							
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																																																																																																				
委 託 料	16,554 (219)	13,528 (162)	18.3% (26.0%)	3,900 (100)	77.0% (80.0%)	9,200 (200)																																																																																																																				
補 助 金	404 (282)	592 (381)	+46.5% (+35.1%)																																																																																																																							
計	16,958 (501)	14,120 (543)	16.7% (+ 8.4%)	3,900 (100)	77.0% (80.0%)																																																																																																																					
区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																															
賃貸管理事業等	739	622	463	462	406	430	414	377	371	367	367																																																																																																															
借上特優賃	554	550	553	553	553	538	508	481	436	282	62																																																																																																															
分譲事業等	56	117	166	120	161	20	29	331	303	187	43																																																																																																															
単年度収支	241	189	256	29	14	128	123	227	238	272	348																																																																																																															
剰余金残高	4,978	5,167	4,911	4,940	4,954	4,826	4,703	4,930	5,168	5,440	5,788																																																																																																															

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																																								
		<p>(2) 貸借対照表見込</p> <p>平成20年度末 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産の部</th> <th colspan="2">負債の部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 流動資産</td> <td>7,182</td> <td>3 流動負債</td> <td>79,806</td> </tr> <tr> <td>(1) 未収金</td> <td>1,114</td> <td>(1) 短期借入金等</td> <td>73,554</td> </tr> <tr> <td>(2) 分譲事業資産</td> <td>2,218</td> <td>(2) 未払金等</td> <td>6,252</td> </tr> <tr> <td>(3) その他の流動資産等</td> <td>3,850</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 固定負債</td> <td>40,323</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1) 長期借入金</td> <td>26,906</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(2) 預り保証金等</td> <td>13,417</td> </tr> <tr> <td>2 固定資産</td> <td>117,940</td> <td>負債の部 計</td> <td>120,129</td> </tr> <tr> <td>(1) 賃貸事業資産</td> <td>110,485</td> <td colspan="2">資本の部</td> </tr> <tr> <td>(2) 事業用土地資産</td> <td>959</td> <td>5 資本金</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>(3) その他の固定資産等</td> <td>6,496</td> <td>6 剰余金</td> <td>4,978</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1) 利益剰余金</td> <td>4,978</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資本の部 計</td> <td>4,993</td> </tr> <tr> <td>資産の部 計</td> <td>125,122</td> <td>負債・資本の部 計</td> <td>125,122</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成30年度末 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産の部</th> <th colspan="2">負債の部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 流動資産</td> <td>6,319</td> <td>3 流動負債</td> <td>64,984</td> </tr> <tr> <td>(1) 未収金</td> <td>933</td> <td>(1) 短期借入金等</td> <td>58,100</td> </tr> <tr> <td>(2) 分譲事業資産</td> <td>1,208</td> <td>(2) 未払金等</td> <td>6,884</td> </tr> <tr> <td>(3) その他の流動資産等</td> <td>4,178</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 固定負債</td> <td>35,478</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1) 長期借入金</td> <td>24,786</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(2) 預り保証金等</td> <td>10,692</td> </tr> <tr> <td>2 固定資産</td> <td>99,946</td> <td>負債の部 計</td> <td>100,462</td> </tr> <tr> <td>(1) 賃貸事業資産</td> <td>93,396</td> <td colspan="2">資本の部</td> </tr> <tr> <td>(2) 事業用土地資産</td> <td>959</td> <td>5 資本金</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>(3) その他の固定資産等</td> <td>5,591</td> <td>6 剰余金</td> <td>5,788</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1) 利益剰余金</td> <td>5,788</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資本の部 計</td> <td>5,803</td> </tr> <tr> <td>資産の部 計</td> <td>106,265</td> <td>負債・資本の部 計</td> <td>106,265</td> </tr> </tbody> </table>	資産の部		負債の部		1 流動資産	7,182	3 流動負債	79,806	(1) 未収金	1,114	(1) 短期借入金等	73,554	(2) 分譲事業資産	2,218	(2) 未払金等	6,252	(3) その他の流動資産等	3,850					4 固定負債	40,323			(1) 長期借入金	26,906			(2) 預り保証金等	13,417	2 固定資産	117,940	負債の部 計	120,129	(1) 賃貸事業資産	110,485	資本の部		(2) 事業用土地資産	959	5 資本金	15	(3) その他の固定資産等	6,496	6 剰余金	4,978			(1) 利益剰余金	4,978			資本の部 計	4,993	資産の部 計	125,122	負債・資本の部 計	125,122	資産の部		負債の部		1 流動資産	6,319	3 流動負債	64,984	(1) 未収金	933	(1) 短期借入金等	58,100	(2) 分譲事業資産	1,208	(2) 未払金等	6,884	(3) その他の流動資産等	4,178					4 固定負債	35,478			(1) 長期借入金	24,786			(2) 預り保証金等	10,692	2 固定資産	99,946	負債の部 計	100,462	(1) 賃貸事業資産	93,396	資本の部		(2) 事業用土地資産	959	5 資本金	15	(3) その他の固定資産等	5,591	6 剰余金	5,788			(1) 利益剰余金	5,788			資本の部 計	5,803	資産の部 計	106,265	負債・資本の部 計	106,265
資産の部		負債の部																																																																																																																								
1 流動資産	7,182	3 流動負債	79,806																																																																																																																							
(1) 未収金	1,114	(1) 短期借入金等	73,554																																																																																																																							
(2) 分譲事業資産	2,218	(2) 未払金等	6,252																																																																																																																							
(3) その他の流動資産等	3,850																																																																																																																									
		4 固定負債	40,323																																																																																																																							
		(1) 長期借入金	26,906																																																																																																																							
		(2) 預り保証金等	13,417																																																																																																																							
2 固定資産	117,940	負債の部 計	120,129																																																																																																																							
(1) 賃貸事業資産	110,485	資本の部																																																																																																																								
(2) 事業用土地資産	959	5 資本金	15																																																																																																																							
(3) その他の固定資産等	6,496	6 剰余金	4,978																																																																																																																							
		(1) 利益剰余金	4,978																																																																																																																							
		資本の部 計	4,993																																																																																																																							
資産の部 計	125,122	負債・資本の部 計	125,122																																																																																																																							
資産の部		負債の部																																																																																																																								
1 流動資産	6,319	3 流動負債	64,984																																																																																																																							
(1) 未収金	933	(1) 短期借入金等	58,100																																																																																																																							
(2) 分譲事業資産	1,208	(2) 未払金等	6,884																																																																																																																							
(3) その他の流動資産等	4,178																																																																																																																									
		4 固定負債	35,478																																																																																																																							
		(1) 長期借入金	24,786																																																																																																																							
		(2) 預り保証金等	10,692																																																																																																																							
2 固定資産	99,946	負債の部 計	100,462																																																																																																																							
(1) 賃貸事業資産	93,396	資本の部																																																																																																																								
(2) 事業用土地資産	959	5 資本金	15																																																																																																																							
(3) その他の固定資産等	5,591	6 剰余金	5,788																																																																																																																							
		(1) 利益剰余金	5,788																																																																																																																							
		資本の部 計	5,803																																																																																																																							
資産の部 計	106,265	負債・資本の部 計	106,265																																																																																																																							

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																				
<p>[公 社 等] (財)兵庫県園芸・公園協会</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 兵庫県の管理する都市公園及び県立フラワーセンターの安全・快適な利用を図るとともに、花と緑を育てる技術の研究、指導等を促進することにより、花と公園緑地事業の振興等に寄与する。</p> <p>(2) 基本財産：81,500千円 { うち県出捐：5,000千円(6.1%) 旧(財)兵庫県フラワーセンター協会県出捐分：10,000千円(県全体 18.4%) }</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：2,806百万円 (うち県支出額：1,488百万円)</p> <p>(4) 主な事業 都市公園維持管理事業</p> <table border="1" data-bbox="546 716 1374 1119"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>運営・事業費(H20当初)</th> <th>H19利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>明石公園</td><td>278百万円</td><td>2,856千人</td></tr> <tr><td>西武庫公園</td><td>40百万円</td><td>564千人</td></tr> <tr><td>甲山森林公園</td><td>40百万円</td><td>907千人</td></tr> <tr><td>播磨中央公園</td><td>188百万円</td><td>402千人</td></tr> <tr><td>西猪名公園</td><td>59百万円</td><td>245千人</td></tr> <tr><td>北播磨余暇村公園</td><td>33百万円</td><td>111千人</td></tr> <tr><td>赤穂海浜公園</td><td>141百万円</td><td>476千人</td></tr> <tr><td>舞子公園・神陵台緑地</td><td>162百万円</td><td>1,762千人</td></tr> <tr><td>一庫公園</td><td>45百万円</td><td>177千人</td></tr> <tr><td>有馬富士公園</td><td>58百万円</td><td>677千人</td></tr> <tr><td>三木総合防災公園</td><td>239百万円</td><td>457千人</td></tr> </tbody> </table> <p>フラワーセンターの管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大温室、中央花壇、バラ園、花の展示ホール等(46.0ha) (昭和51年4月開園) ・運営・事業費(平成20年度)：332百万円 ・利用者数(平成19年度)：197千人 <p>花と緑のまちづくりセンター(明石公園内)の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織：花緑推進課、調査研究課 ・事業費(平成20年度)：243百万円 ・事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ア 花と緑のまちづくりに向けた調査研究の実施 イ まちなみガーデンショーの開催、ひょうごフローラフェスタへの支援 ウ 緑のパトロール隊の設置(各県民局に配置) 等 <p>2 課 題</p> <p>(1) 県立都市公園の管理運営の効率化 県による県立都市公園の管理運営方針を踏まえ、公募が予定される施設の管理の継続に向け、専門的技術等を活かした運営体制を整備する必要がある。</p> <p>(2) フラワーセンターの運営手法の検討 近年、利用者が減少傾向にあるフラワーセンターについては、民間ノウハウを活用した一層の利用促進、運営の効率化を図る必要がある。</p> <p>3 平成20年度の主な改革の取組み</p> <p>(1) 給与の見直し プロパー職員の地域手当を見直した。</p>	施設名	運営・事業費(H20当初)	H19利用者数	明石公園	278百万円	2,856千人	西武庫公園	40百万円	564千人	甲山森林公園	40百万円	907千人	播磨中央公園	188百万円	402千人	西猪名公園	59百万円	245千人	北播磨余暇村公園	33百万円	111千人	赤穂海浜公園	141百万円	476千人	舞子公園・神陵台緑地	162百万円	1,762千人	一庫公園	45百万円	177千人	有馬富士公園	58百万円	677千人	三木総合防災公園	239百万円	457千人	<p>[改革の基本方向] 県立都市公園等の施設管理の合理化・効率化と魅力あふれる公園づくりに取り組むとともに、花と緑のまちづくりセンターを中心に花と緑のまちづくりを推進する。</p> <p>1 今後の経営方針</p> <p>(1) 県立都市公園の管理運営の効率化 広域防災拠点としての機能を有する三木総合防災公園、園内の広範囲が史跡に指定されている明石公園、大阪空港周辺環境整備のために設置した西猪名公園については、公的団体による管理が望ましいことから、協会を指定管理者に指定する。 その他の都市公園については、指定管理者の公募に対応すべく、競争力を備えた運営体制を構築する。 このため、指定管理を行う都市公園について、引き続き施設管理の合理化・効率化を図るとともに、魅力あふれる公園づくりに取り組む。</p> <p>(2) フラワーセンターの運営手法の検討 (財)兵庫県園芸・公園協会が指定管理者となっているフラワーセンターについては、集客施設としての性格が強く、民間のノウハウを活用することで一層の利用促進、経営の効率化が見込まれることから、平成20年度において公設民営などの運営手法の導入を検討する。</p> <p>(3) 花と緑のまちづくりの推進 明石公園内にある花と緑のまちづくりセンターを中心に、県が進める「花と緑あふれる美しい県土づくり」の一翼を担い、調査研究や普及啓発、花緑活動団体等への指導等を実施する。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 県立都市公園の管理運営の効率化 都市公園の管理運営に係る今後の県の方針</p> <table border="1" data-bbox="1590 1125 2745 1455"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>公 園 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協会を指定管理者に指定</td> <td>三木総合防災、明石、西猪名 (防災、文化財、環境等公益性が高い公園)</td> </tr> <tr> <td>所在市町への移譲、所在市町による管理(協議が整わない場合は廃止)</td> <td>神陵台緑地、明石西、西武庫、北播磨余暇村 (比較的小規模で地域性が高い公園)</td> </tr> <tr> <td>民間のノウハウを活用した運営手法の検討</td> <td>フラワーセンター (集客性の強い施設)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公 募</td> <td>H19年度公募実施</td> <td>一庫、有馬富士、丹波並木道中央</td> </tr> <tr> <td>H20年度公募実施</td> <td>甲山森林</td> </tr> <tr> <td>募</td> <td>条件が整ったものから順次公募</td> <td>舞子、赤穂海浜、淡路佐野運動、淡路島、播磨中央</td> </tr> </tbody> </table> <p>公益性の高い県立都市公園の管理運営</p> <p>ア 三木総合防災公園 平時には、スポーツの振興拠点として機能するが、災害時には、平常時の公園利用を停止し、広域防災拠点として、県立広域防災センターと一体となった管理運営を行う。</p> <p>イ 明石公園 園内の広範囲が史跡に指定されていることから、県と連携し文化財の保護・保全を図りながら管理運営を行うとともに、花と緑のまちづくりセンターを設置して花と緑のまちづくりを実践する。</p> <p>ウ 西猪名公園 大阪空港周辺環境整備という広域的な行政課題に対応するために設置した公共性・公益性が高い公園であり、進入路指示灯など航空保安施設が設置され管理に係る国からの制約があることから、県と一体となった管理運営を行う。</p>	区 分	公 園 名	協会を指定管理者に指定	三木総合防災、明石、西猪名 (防災、文化財、環境等公益性が高い公園)	所在市町への移譲、所在市町による管理(協議が整わない場合は廃止)	神陵台緑地、明石西、西武庫、北播磨余暇村 (比較的小規模で地域性が高い公園)	民間のノウハウを活用した運営手法の検討	フラワーセンター (集客性の強い施設)	公 募	H19年度公募実施	一庫、有馬富士、丹波並木道中央	H20年度公募実施	甲山森林	募	条件が整ったものから順次公募	舞子、赤穂海浜、淡路佐野運動、淡路島、播磨中央
施設名	運営・事業費(H20当初)	H19利用者数																																																				
明石公園	278百万円	2,856千人																																																				
西武庫公園	40百万円	564千人																																																				
甲山森林公園	40百万円	907千人																																																				
播磨中央公園	188百万円	402千人																																																				
西猪名公園	59百万円	245千人																																																				
北播磨余暇村公園	33百万円	111千人																																																				
赤穂海浜公園	141百万円	476千人																																																				
舞子公園・神陵台緑地	162百万円	1,762千人																																																				
一庫公園	45百万円	177千人																																																				
有馬富士公園	58百万円	677千人																																																				
三木総合防災公園	239百万円	457千人																																																				
区 分	公 園 名																																																					
協会を指定管理者に指定	三木総合防災、明石、西猪名 (防災、文化財、環境等公益性が高い公園)																																																					
所在市町への移譲、所在市町による管理(協議が整わない場合は廃止)	神陵台緑地、明石西、西武庫、北播磨余暇村 (比較的小規模で地域性が高い公園)																																																					
民間のノウハウを活用した運営手法の検討	フラワーセンター (集客性の強い施設)																																																					
公 募	H19年度公募実施	一庫、有馬富士、丹波並木道中央																																																				
	H20年度公募実施	甲山森林																																																				
募	条件が整ったものから順次公募	舞子、赤穂海浜、淡路佐野運動、淡路島、播磨中央																																																				

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																								
		<p>指定管理者として県立都市公園の適切な管理運営の実施</p> <p>ア 利用者ニーズに対応した適切な管理運営 公園利用者の安全・安心を確保するとともに、やすらぎと潤いのある快適な空間を提供するため、利用者のニーズにきめ細かく対応した、適切な管理運営を行う。</p> <p>イ 広報・PRの拡充 公園の持つ四季折々の魅力や自然環境をより多くの県民に知ってもらうとともに、有料施設等への利用者拡大を図るため、広報・PRの充実を図る。</p> <p>ウ 災害時等救助・救援活動の拠点機能の充実 防災拠点として位置づけられた三木総合防災公園、播磨中央公園、西猪名公園、赤穂海浜公園等については、災害時にその機能が十分に発揮できるよう指定管理者として適切な管理を行う。</p> <p>魅力あふれる公園づくり</p> <p>ア 住民等の参画による公園づくり 公園の計画、整備、管理運営等への県民の主体的な参画を呼びかける仕組みづくりについて、公園ごとに管理運営協議会を設置し意見を求めるとともに、植栽管理ボランティア、公園案内ボランティア等県民の自発的な取組みを支援する。</p> <p>イ 「美しい公園づくり」の推進 ゴミ持ち帰り運動の推進等、廃棄物の発生抑制を図るとともに、再生可能エネルギーの導入・活用を検討する。</p> <p>ウ 公園機能の充実と利用促進 「明石公園能舞台」の利用促進を図るとともに、ありまふじフェスティバル等の自主事業の開催、各種スポーツ大会への協賛等を行い、公園機能の充実と施設の利用促進を図る。</p> <p>県派遣職員等の見直し</p> <p>ア 県派遣職員：都市公園の運営体制を見直すことにより、県派遣職員を必要最小限に抑制</p> <p>イ プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減 給与制度の見直しについても検討</p> <p>ウ 県OB職員の活用：県派遣職員の約20%をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1576 1224 2487 1470"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>25人</td> <td>16人(36.0%)</td> <td>約70%削減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>56人</td> <td>55人(1.8%)</td> <td>約30%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>81人</td> <td>71人(12.3%)</td> <td>(約40%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>2人</td> <td>2人(±0.0%)</td> <td>(県派遣の約20%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>83人</td> <td>73人(12.0%)</td> <td>(約30%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>維持管理費の縮減 公園業務のマルチスタッフ化など業務体制等の見直しによる維持管理費の縮減等により、県一般財源を平成20年度に対前年20%程度縮減するとともに、平成30年度まで引き続き縮減を図る。 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1644 2733 1959"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>1,646 (1,239)</td> <td>1,018 (915)</td> <td>38.2% (26.2%)</td> <td>1,000 (1,000)</td> <td>41.5% (23.1%)</td> <td rowspan="4">7,300 (3,100)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>62 (62)</td> <td>90 (90)</td> <td>+45.2% (+45.2%)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基金充当額</td> <td>412</td> <td>380</td> <td>7.8%</td> <td>300</td> <td>27.2%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,120 (1,301)</td> <td>1,488 (1,005)</td> <td>29.8% (22.8%)</td> <td>1,300 (1,000)</td> <td>38.7% (23.1%)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	25人	16人(36.0%)	約70%削減	プロパー職員	56人	55人(1.8%)	約30%削減	小 計	81人	71人(12.3%)	(約40%削減)	県OB職員の活用	2人	2人(±0.0%)	(県派遣の約20%をOB化)	計	83人	73人(12.0%)	(約30%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	1,646 (1,239)	1,018 (915)	38.2% (26.2%)	1,000 (1,000)	41.5% (23.1%)	7,300 (3,100)	補 助 金	62 (62)	90 (90)	+45.2% (+45.2%)			基金充当額	412	380	7.8%	300	27.2%	計	2,120 (1,301)	1,488 (1,005)	29.8% (22.8%)	1,300 (1,000)	38.7% (23.1%)
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																							
県 派 遣 職 員	25人	16人(36.0%)	約70%削減																																																							
プロパー職員	56人	55人(1.8%)	約30%削減																																																							
小 計	81人	71人(12.3%)	(約40%削減)																																																							
県OB職員の活用	2人	2人(±0.0%)	(県派遣の約20%をOB化)																																																							
計	83人	73人(12.0%)	(約30%削減)																																																							
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																																				
委 託 料	1,646 (1,239)	1,018 (915)	38.2% (26.2%)	1,000 (1,000)	41.5% (23.1%)	7,300 (3,100)																																																				
補 助 金	62 (62)	90 (90)	+45.2% (+45.2%)																																																							
基金充当額	412	380	7.8%	300	27.2%																																																					
計	2,120 (1,301)	1,488 (1,005)	29.8% (22.8%)	1,300 (1,000)	38.7% (23.1%)																																																					

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																							
		<p>(2) フラワーセンターの運営手法の検討 花や緑に対する県民の関心が高まるなか、花と緑の地域づくりを目指す県民活動への支援をはじめ、幅広い県民に対する花と緑への理解促進、企業・消費者と生産・流通者との交流の促進等が求められている。 そのため、「花と緑の総合ガーデン」としての機能を引き続き発揮していくこととし、多様化する県民ニーズに対応できるよう、民間のノウハウを活用した運営手法を平成20年度において検討する。</p> <p>(3) 花と緑のまちづくりセンターの設置・運営 調査研究 県下の花と緑のまちづくり団体への支援方策、花と緑のまちづくりと環境対策、オープンガーデンと地域活性化等、花と緑の実践活動に資する調査研究を実施する。</p> 普及啓発 県民の花と緑への関心をより高め、花と緑のまちづくりに活かしていくため、まちなみガーデンショーの開催、ひょうごガーデンマイスターの認定、花緑いっぱい運動推進員研修会やワークショップの開催、園芸相談、園芸教室等を実施する。 活動支援 県民の参画と協働による花と緑のまちづくりを推進するため、緑化資材の提供など花緑活動団体の実践活動を支援する。 <p>3 収支見通し 上記2の見直し方針に基づき、協会が現在管理している12公園のうち少なくとも7公園を受託した場合、改革効果が平年度化する平成25年度以降は安定運営が可能となる。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1522 1226 2754 1507"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">収 入</td> <td>指定管理料収入</td> <td>787</td> <td>790</td> <td>790</td> <td>790</td> <td>790</td> <td>790</td> <td>790</td> <td>790</td> <td>790</td> <td>790</td> </tr> <tr> <td>利用料金等収入</td> <td>262</td> <td>262</td> <td>262</td> <td>262</td> <td>262</td> <td>262</td> <td>262</td> <td>262</td> <td>262</td> <td>262</td> </tr> <tr> <td>補助金収入</td> <td>83</td> <td>74</td> <td>68</td> <td>68</td> <td>68</td> <td>49</td> <td>49</td> <td>49</td> <td>49</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,132</td> <td>1,126</td> <td>1,120</td> <td>1,120</td> <td>1,120</td> <td>1,101</td> <td>1,101</td> <td>1,101</td> <td>1,101</td> <td>1,101</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支 出</td> <td>人 件 費</td> <td>539</td> <td>520</td> <td>506</td> <td>500</td> <td>495</td> <td>484</td> <td>484</td> <td>484</td> <td>474</td> <td>474</td> </tr> <tr> <td>その他維持費</td> <td>633</td> <td>633</td> <td>633</td> <td>633</td> <td>633</td> <td>614</td> <td>614</td> <td>614</td> <td>614</td> <td>614</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,172</td> <td>1,153</td> <td>1,139</td> <td>1,133</td> <td>1,128</td> <td>1,098</td> <td>1,098</td> <td>1,098</td> <td>1,088</td> <td>1,084</td> </tr> <tr> <td>収 支 差</td> <td>40</td> <td>27</td> <td>19</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	収 入	指定管理料収入	787	790	790	790	790	790	790	790	790	790	利用料金等収入	262	262	262	262	262	262	262	262	262	262	補助金収入	83	74	68	68	68	49	49	49	49	49	計	1,132	1,126	1,120	1,120	1,120	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	支 出	人 件 費	539	520	506	500	495	484	484	484	474	474	その他維持費	633	633	633	633	633	614	614	614	614	614	計	1,172	1,153	1,139	1,133	1,128	1,098	1,098	1,098	1,088	1,084	収 支 差	40	27	19	13	8	3	3	3	13	13	17
区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																														
収 入	指定管理料収入	787	790	790	790	790	790	790	790	790	790																																																																																														
	利用料金等収入	262	262	262	262	262	262	262	262	262	262																																																																																														
	補助金収入	83	74	68	68	68	49	49	49	49	49																																																																																														
	計	1,132	1,126	1,120	1,120	1,120	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101																																																																																														
支 出	人 件 費	539	520	506	500	495	484	484	484	474	474																																																																																														
	その他維持費	633	633	633	633	633	614	614	614	614	614																																																																																														
	計	1,172	1,153	1,139	1,133	1,128	1,098	1,098	1,098	1,088	1,084																																																																																														
収 支 差	40	27	19	13	8	3	3	3	13	13	17																																																																																														

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
<p>[公 社 等] (財)兵庫県高 齢者生きがい 創造協会</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 広く県民の理解と参画を得て、高齢者自らが積極的に生きがいを創造する活動を支援し、もって、高齢者福祉の向上に寄与する。</p> <p>(2) 基本財産：73,170千円 (うち県出捐：19,000千円(26.0%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：458百万円 (うち県支出額：232百万円)</p> <p>(4) 主な事業 いなみ野学園・大学院の運営 ・4年制：平成20年度入学者492人 ・地域活動指導者養成講座：平成20年度入学者 59人 ・大学院：平成20年度入学者 28人 阪神シニアカレッジの運営 ・4年制：平成20年度入学者134人 ・地域活動実践講座：平成20年度入学者 19人 中央高齢者総合相談センターの運営 平成19年度相談件数：961件</p> <p>2 課 題</p> <p>(1) 生涯学習全般の支援機能の拡充 県民誰もが生涯学習を通じて生きがいづくりができる環境を整備するため、高齢者だけでなく、あらゆる世代を対象とした生きがい創造ニーズへの対応が必要である。</p> <p>(2) 高齢者学習・生きがいづくりの強化 団塊の世代の大量退職期を迎え、高齢者の多様な学習ニーズに対応するための高齢者学習のレベルアップや、地域づくり活動に対する支援の強化、市町・民間の講座の状況を踏まえた専門性の高い事業の実施を図る必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 高齢者大学の拡充(平成20年4月) ・高齢者大学について、高齢者学習の新たなニーズに対応した講座内容に拡充した。 ・団体の自主財源を安定的に確保するため、受講料を引き上げた。 (24千円 60千円：平成20年度から学年進行に合わせ実施)</p> <p>(2) ひょうご県民交流の船事業の移管(平成20年4月) ひょうご県民交流の船事業を(財)兵庫県青少年本部から移管した。</p>	<p>[改革の基本方向]</p> <p>あらゆる世代の学習・生きがい創造ニーズに対応するため、(財)兵庫県高齢者生きがい創造協会を(財)兵庫県生きがい創造協会(仮称)に改組することとし、同協会に嬉野台生涯教育センターの運営を移管する。</p> <p>1 今後の経営方針</p> <p>(1) (財)兵庫県生きがい創造協会(仮称)への改組 あらゆる世代の学習・生きがい創造ニーズに対応するため、(財)兵庫県高齢者生きがい創造協会を(財)兵庫県生きがい創造協会(仮称)に改組し、生涯学習全般の支援機能を拡充する。</p> <p>(2) 嬉野台生涯教育センターの運営の移管 全県的な生涯学習の拠点としての嬉野台生涯教育センターの運営を協会に移管し、青少年をはじめあらゆる世代を対象とした生涯学習の支援機能を強化する。</p> <p>(3) 高齢者大学の拡充 高齢者の多様な学習ニーズに対応するため、いなみ野学園等の講座の見直しを図るとともに、先導的な運営ノウハウを提供することにより、県内高齢者大学全体のレベルアップを図る。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) (財)兵庫県生きがい創造協会(仮称)への改組 高齢者はもとより、あらゆる世代の学習・生きがい創造ニーズに対応するため、(財)兵庫県高齢者生きがい創造協会を(財)兵庫県生きがい創造協会(仮称)に改組する。 これに伴い、同協会に生涯学習情報プラザ事業を移管し、全県的な生涯学習全般の支援機能の拡充を図る。 ・高齢者大学の運営を通じて把握している高齢者の学習ニーズを生涯学習の相談・研修に活用 ・ふるさとひょうご創生塾の地域活動リーダー養成のノウハウを生涯学習の講座充実に活用</p> <p>(2) 嬉野台生涯教育センターの充実 全県的な生涯学習の拠点として、文化会館等の他の学習拠点との連携のもと、生涯学習全般を支援するため、嬉野台生涯教育センターの運営を(財)兵庫県生きがい創造協会に移管する。 ・高齢者大学におけるノウハウや生涯学習情報プラザのネットワーク機能を活かした生涯学習プログラムの充実 ・キャンプ場や自然環境を活かした野外活動プログラムの提供</p> <p>(3) 高齢者大学の拡充 いなみ野学園・阪神シニアカレッジのプログラムの充実 ・いなみ野学園・阪神シニアカレッジにおいて、地域づくり活動への参画を支援するため、実践的なカリキュラムへ見直す。 ・団塊世代等の学習ニーズに対応するため、阪神シニアカレッジにおいて新たな講座を開設するための準備を進める。 ・いなみ野学園40周年記念事業(平成20年11月)として学習成果の発表機会の拡充を図る。 県内高齢者大学全体のレベルアップ支援 ・高齢者学習研究協議会を活用し、いなみ野学園・阪神シニアカレッジの運営ノウハウを地域高齢者大学(県下5か所)や市町高齢者大学に提供する。</p>

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																		
		<p>高齢者大学OBの地域づくり活動への参画支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習成果を社会に生かす取り組みとして、県民交流広場等を舞台に高齢者大学OBが地域づくり活動に参画できるよう、地域活動グループの情報発信やマッチング機能を強化する。 <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し</p> <p>県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減 県OB職員の活用：県派遣の25%をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1578 583 2487 842"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H21)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>3人</td> <td>3人(±0.0%)</td> <td>約30%削減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>9人</td> <td>9人(±0.0%)</td> <td>約55%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>12人</td> <td>12人(±0.0%)</td> <td>(約40%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>20人</td> <td>20人(±0.0%)</td> <td>(県派遣の約25%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>32人</td> <td>32人(±0.0%)</td> <td>(約10%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成30年度目標：平成21年度に嬉野台生涯教育センター(H20:18人)及び生涯学習プラザ事業(H20:4人)を移管した場合の職員数と比較した目標値</p> <p>(2) 県支出額の見直し</p> <p>県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに10%程度縮減することとなる。(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1578 1062 2763 1360"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>5 (1)</td> <td>4 (0)</td> <td>20.0% (100.0%)</td> <td>200</td> <td>16.3%</td> <td rowspan="3">100 (200)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>234 (224)</td> <td>228 (210)</td> <td>2.6% (6.3%)</td> <td>(200)</td> <td>(11.1%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>239 (225)</td> <td>232 (210)</td> <td>2.9% (6.7%)</td> <td>200 (200)</td> <td>16.3% (11.1%)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H21)	県 派 遣 職 員	3人	3人(±0.0%)	約30%削減	プロパー職員	9人	9人(±0.0%)	約55%削減	小 計	12人	12人(±0.0%)	(約40%削減)	県OB職員の活用	20人	20人(±0.0%)	(県派遣の約25%をOB化)	計	32人	32人(±0.0%)	(約10%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	5 (1)	4 (0)	20.0% (100.0%)	200	16.3%	100 (200)	補 助 金	234 (224)	228 (210)	2.6% (6.3%)	(200)	(11.1%)	計	239 (225)	232 (210)	2.9% (6.7%)	200 (200)	16.3% (11.1%)
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H21)																																																	
県 派 遣 職 員	3人	3人(±0.0%)	約30%削減																																																	
プロパー職員	9人	9人(±0.0%)	約55%削減																																																	
小 計	12人	12人(±0.0%)	(約40%削減)																																																	
県OB職員の活用	20人	20人(±0.0%)	(県派遣の約25%をOB化)																																																	
計	32人	32人(±0.0%)	(約10%削減)																																																	
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																														
委 託 料	5 (1)	4 (0)	20.0% (100.0%)	200	16.3%	100 (200)																																														
補 助 金	234 (224)	228 (210)	2.6% (6.3%)	(200)	(11.1%)																																															
計	239 (225)	232 (210)	2.9% (6.7%)	200 (200)	16.3% (11.1%)																																															

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																														
[公 社 等] (社福)兵庫県 社会福祉事業 団	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 県立社会福祉施設等を効率的、効果的に運営することにより、県と一体となって社会福祉事業の推進を図る。</p> <p>(2) 基本財産：11,000千円 (うち県出捐：10,500千円(95.5%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：15,821百万円 (うち県支出額：5,657百万円) (別途、県短期貸付金：1,186百万円)</p> <p>(4) 主な事業 県立施設の管理運営</p> <table border="1" data-bbox="477 730 1374 1619"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施 設 名</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">障害者施設等 (15施設)</td> <td rowspan="3">知的障害児施設 (3)</td> <td>出石精和園</td> <td>30名</td> </tr> <tr> <td>五色精光園</td> <td>30名</td> </tr> <tr> <td>赤穂精華園</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">知的障害者更生施設 (6)</td> <td>出石精和園(成人寮・第2成人寮)</td> <td>140名</td> </tr> <tr> <td>五色精光園</td> <td>100名</td> </tr> <tr> <td>赤穂精華園</td> <td>184名</td> </tr> <tr> <td>丹南精明園</td> <td>100名</td> </tr> <tr> <td>三木精愛園</td> <td>75名</td> </tr> <tr> <td>知的障害者授産施設</td> <td>赤穂精華園</td> <td>50名</td> </tr> <tr> <td>身体障害者更生施設</td> <td>自立生活訓練センター(総合リハビリテーションセンター内)</td> <td>150名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">身体障害者授産施設 (2)</td> <td>小野起生園</td> <td>50名</td> </tr> <tr> <td>あけぼのの家(総合リハビリテーションセンター内)</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td>身体障害者福祉工場</td> <td>小野福祉工場</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>救護施設</td> <td>のぞみの家(総合リハビリテーションセンター内)</td> <td>100名</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">その他の県立施設</td> <td rowspan="7">総合リハビリテーションセンター</td> <td>中央病院(リハビリ療養部門)</td> <td>300床</td> </tr> <tr> <td>(小児部門)</td> <td>30床</td> </tr> <tr> <td>職業能力開発施設</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>家庭介護・リハビリ研修センター</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児療護施設(おおぞらのいえ)</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>障害者スポーツ交流館</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>福祉のまちづくり工学研究所</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">西播磨総合リハビリテーションセンター</td> <td>西播磨病院</td> <td>100床</td> </tr> <tr> <td>研修交流センター</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ふれあいスポーツ交流館</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>清水が丘学園</td> <td>35名</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別養護老人ホーム等の自主運営</p> <table border="1" data-bbox="477 1696 1299 1940"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施 設 名</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">特別養護老人ホーム (5)</td> <td>朝陽ヶ丘荘</td> <td>110名</td> </tr> <tr> <td>たじま荘</td> <td>110名</td> </tr> <tr> <td>あわじ荘</td> <td>110名</td> </tr> <tr> <td>丹寿荘</td> <td>90名</td> </tr> <tr> <td>万寿の家(総合リハビリテーションセンター内)</td> <td>100名</td> </tr> <tr> <td>障害者更生センター</td> <td>浜坂温泉保養荘</td> <td>80名</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	施 設 名	定 員	障害者施設等 (15施設)	知的障害児施設 (3)	出石精和園	30名	五色精光園	30名	赤穂精華園	40名	知的障害者更生施設 (6)	出石精和園(成人寮・第2成人寮)	140名	五色精光園	100名	赤穂精華園	184名	丹南精明園	100名	三木精愛園	75名	知的障害者授産施設	赤穂精華園	50名	身体障害者更生施設	自立生活訓練センター(総合リハビリテーションセンター内)	150名	身体障害者授産施設 (2)	小野起生園	50名	あけぼのの家(総合リハビリテーションセンター内)	40名	身体障害者福祉工場	小野福祉工場	-	救護施設	のぞみの家(総合リハビリテーションセンター内)	100名	その他の県立施設	総合リハビリテーションセンター	中央病院(リハビリ療養部門)	300床	(小児部門)	30床	職業能力開発施設	-	家庭介護・リハビリ研修センター	-	肢体不自由児療護施設(おおぞらのいえ)	20名	障害者スポーツ交流館	-	福祉のまちづくり工学研究所	-	西播磨総合リハビリテーションセンター	西播磨病院	100床	研修交流センター	-	ふれあいスポーツ交流館	-	情緒障害児短期治療施設	清水が丘学園	35名	区 分	施 設 名	定 員	特別養護老人ホーム (5)	朝陽ヶ丘荘	110名	たじま荘	110名	あわじ荘	110名	丹寿荘	90名	万寿の家(総合リハビリテーションセンター内)	100名	障害者更生センター	浜坂温泉保養荘	80名	<p>[改革の基本方向]</p> <p>県立障害者施設等15施設を平成21年度から事業団立化し、運営費に係る県費継ぎ足しゼロを実現する。 西播磨総合リハビリテーションセンター西播磨病院について、外来患者の確保等に取り組むことにより、平成21年度に収支の黒字転換を目指す。</p> <p>1 今後の経営方針 県立社会福祉施設等の運営を担う団体として、広く県民福祉の向上と増進に寄与するため、医療・福祉など各施設種別単位での運営の独立性を確保し、利用者本位の支援と自主的経営基盤の確立を図る。</p> <p>(1) 県立障害者施設等(15施設)の移譲による自主運営 平成21年度から県立障害者施設等(15施設)を移譲して事業団立化し、自主経営基盤を確保する。</p> <p>(2) 病院の安定的な運営 地域連携クリティカルパスの推進や診療体制の充実等により利用者を増加させ、安定的な経営を図る。</p> <p>(3) その他の県立施設の指定管理の継続 福祉のまちづくり工学研究所等、高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる県立施設については、医療・福祉等を一体的に管理運営するため、事業団による指定管理を継続し、事業団の持つ人材・ノウハウを活用した利用者本位のサービスを提供する。</p> <p>(4) 特別養護老人ホーム等自主運営施設の安定的な運営 利用者本位のサービスの充実に努め、安定的な経営を図る。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 県立障害者施設等(15施設)の移譲による自主運営 県立施設として先導してきた役割が希薄化してきたため、民間活力を活用し、平成21年度から県立障害者施設等(15施設)を移譲して事業団立化することにより、自主経営基盤を確保する。</p> <p>県と事業団との費用負担の明確化 運営費にかかる県費継ぎ足しゼロの実現(平成21年度～) 退職者の嘱託化等による人件費の削減や事業拡充、給付費単価改定による収入増により、給付費等収入に県が継ぎ足して負担している額をゼロとする。 なお、施設を事業団立化することにより、障害者福祉サービス等に要する費用の額の算定における公立減算が適用除外となり、一定額の増収となる。</p> <p>【障害児施設等の管理運営に要する経費】 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1635 1654 2436 1766"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理運営に要する経費</td> <td>3,629</td> <td>3,551</td> <td>3,551</td> </tr> <tr> <td>うち県費継ぎ足し額</td> <td>625</td> <td>319</td> <td>0(目標達成)</td> </tr> </tbody> </table> <p>県費負担の明確化による自主運営基盤の確保</p> <p>ア 移譲施設の大規模改修、建替時の経費負担 (独)福祉医療機構の貸付金制度を活用する中で、事業団と県との適切な負担割合を検討する。</p>	区 分	H19年度	H20年度	H21年度	管理運営に要する経費	3,629	3,551	3,551	うち県費継ぎ足し額	625	319	0(目標達成)
区 分	施 設 名	定 員																																																																																														
障害者施設等 (15施設)	知的障害児施設 (3)	出石精和園	30名																																																																																													
		五色精光園	30名																																																																																													
		赤穂精華園	40名																																																																																													
	知的障害者更生施設 (6)	出石精和園(成人寮・第2成人寮)	140名																																																																																													
		五色精光園	100名																																																																																													
		赤穂精華園	184名																																																																																													
		丹南精明園	100名																																																																																													
		三木精愛園	75名																																																																																													
	知的障害者授産施設	赤穂精華園	50名																																																																																													
	身体障害者更生施設	自立生活訓練センター(総合リハビリテーションセンター内)	150名																																																																																													
	身体障害者授産施設 (2)	小野起生園	50名																																																																																													
		あけぼのの家(総合リハビリテーションセンター内)	40名																																																																																													
	身体障害者福祉工場	小野福祉工場	-																																																																																													
	救護施設	のぞみの家(総合リハビリテーションセンター内)	100名																																																																																													
	その他の県立施設	総合リハビリテーションセンター	中央病院(リハビリ療養部門)	300床																																																																																												
(小児部門)			30床																																																																																													
職業能力開発施設			-																																																																																													
家庭介護・リハビリ研修センター			-																																																																																													
肢体不自由児療護施設(おおぞらのいえ)			20名																																																																																													
障害者スポーツ交流館			-																																																																																													
福祉のまちづくり工学研究所			-																																																																																													
西播磨総合リハビリテーションセンター	西播磨病院	100床																																																																																														
	研修交流センター	-																																																																																														
	ふれあいスポーツ交流館	-																																																																																														
情緒障害児短期治療施設	清水が丘学園	35名																																																																																														
区 分	施 設 名	定 員																																																																																														
特別養護老人ホーム (5)	朝陽ヶ丘荘	110名																																																																																														
	たじま荘	110名																																																																																														
	あわじ荘	110名																																																																																														
	丹寿荘	90名																																																																																														
	万寿の家(総合リハビリテーションセンター内)	100名																																																																																														
障害者更生センター	浜坂温泉保養荘	80名																																																																																														
区 分	H19年度	H20年度	H21年度																																																																																													
管理運営に要する経費	3,629	3,551	3,551																																																																																													
うち県費継ぎ足し額	625	319	0(目標達成)																																																																																													

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																																																																																																		
	<p>2 課 題</p> <p>(1) 県立障害者施設等（15施設）の移譲による自主運営 「兵庫県社会福祉事業団経営ビジョン」に基づき、職員配置や給与制度の抜本の見直し、業務の外部委託等による人件費の削減を図るとともに、職員の資質向上に努めてきた。 また、県立特別養護老人ホームの事業団への移譲など、施設の自主運営化を進めてきた。 今後とも、利用者本位の支援と自主経営基盤の確立を目指し、県立障害者施設等の県費継ぎ足し補助をゼロとして、経営の自立化を図る必要がある。</p> <p>(2) 病院の安定的な運営 総合リハビリテーションセンター中央病院について、平成20年4月に開設した小児病棟運営を早期に平準化し、安定的な経営を図っていく必要がある。 また、平成18年7月に開設した西播磨総合リハビリテーションセンター西播磨病院では、患者確保による収支の改善を図る必要がある。</p> <p>(3) その他の県立施設の指定管理の継続 各施設の特性を活かした機能を充実強化し、県施策との連携を図りながら運営を行っていく必要がある。</p> <p>(4) 特別養護老人ホーム等自主運営施設の安定的な運営 利用者のニーズに応じたサービスを提供し、安定的な経営を図っていく必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 経営改善計画に基づく取組み（平成12年度～） 「兵庫県社会福祉事業団経営ビジョン」に基づき、職員配置や給与制度の抜本の見直し、業務の外部委託等による人件費の削減を図るとともに、職員の資質向上に努めてきた。</p> <p>(2) 県立特別養護老人ホーム（5施設）の事業団立化（平成17年度～） 民間法人による施設が量的・質的に充実したことに伴い、県立施設として先導してきた役割が薄れてきたため、自主運営化を推進した。 〔朝陽ヶ丘荘、たじま荘、あわじ荘、丹寿荘、万寿の家〕</p> <p>(3) 保養施設の見直し（平成18年度） 利用者が減少し、運営状況の改善が見込まれない2施設を廃止するなど、経営の改善に取り組んだ。 廃 止：立雲荘、栃の実温泉荘 事業団立化：浜坂温泉保養荘（無償貸付）</p> <p>(4) 西播磨病院経営の安定（平成19年度～） 病院経営を安定軌道に乗せるための患者確保対策等に取り組んだ。 精神科の標榜 園芸療法の本格実施 西播磨、中播磨圏域における地域連携の確立及び強化</p>	<p>イ 退職手当の経費負担 （独）福祉医療機構の退職共済への加入状況を勘案しながら、移譲前の県立施設での勤務期間相当を県が負担することを基本とする。</p> <p>(2) 病院の安定的な運営 総合リハビリテーションセンター中央病院の経営の安定化 医療の質の向上や地域との連携に取り組むとともに、患者確保対策を推進し、安定的な経営を図る。</p> <p>ア 収入確保対策 ・一般病棟部門 急性期病院との連携や地域連携クリティカルパス（ ）を推進するとともに、医療安全対策、訪問看護・リハ事業等を進めることにより単年度収支で黒字を確保している。今後さらに利用者を拡大し、安定的な経営を図る。 地域の医療機関が治療の際に共有する診療計画表</p> <p>・小児部門（ひょうご こどもリハビリセンター） 平成20年4月に開設したところであり、肢体不自由児に対するリハビリテーション医療のほか、新たな分野である睡眠障害の診断・治療の実施等により、利用者を確保し、安定的な経営を図る。</p> <p>イ 収支見通し （単位：％・人／日・百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1617 955 2745 1564"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院（病床稼働率）一般病棟部門</td> <td>90.3%</td> <td>92.8%</td> <td>93%</td> <td>93%</td> <td>93%</td> <td>93%</td> </tr> <tr> <td>小児部門</td> <td>-</td> <td>67%</td> <td>76%</td> <td>87%</td> <td>93%</td> <td>93%</td> </tr> <tr> <td>外来（1日あたり平均患者数）一般病棟部門</td> <td>277.1人</td> <td>276.5人</td> <td>280人</td> <td>282人</td> <td>284人</td> <td>298人</td> </tr> <tr> <td>小児部門</td> <td></td> <td>44.8人</td> <td>50人</td> <td>50人</td> <td>50人</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">収 入</td> <td>医業収入</td> <td>3,847</td> <td>4,183</td> <td>4,238</td> <td>4,276</td> <td>4,301</td> <td>4,350</td> </tr> <tr> <td>入院収入</td> <td>2,847</td> <td>3,143</td> <td>3,174</td> <td>3,205</td> <td>3,222</td> <td>3,222</td> </tr> <tr> <td>外来収入</td> <td>930</td> <td>967</td> <td>985</td> <td>992</td> <td>999</td> <td>1,048</td> </tr> <tr> <td>その他収入</td> <td>70</td> <td>73</td> <td>79</td> <td>79</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>医業外収入</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,865</td> <td>4,195</td> <td>4,250</td> <td>4,288</td> <td>4,313</td> <td>4,362</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">支 出</td> <td>人件費</td> <td>2,132</td> <td>2,365</td> <td>2,391</td> <td>2,391</td> <td>2,391</td> <td>2,391</td> </tr> <tr> <td>材料費</td> <td>1,167</td> <td>1,209</td> <td>1,229</td> <td>1,234</td> <td>1,238</td> <td>1,252</td> </tr> <tr> <td>研究研修費</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>その他経費</td> <td>773</td> <td>841</td> <td>841</td> <td>841</td> <td>841</td> <td>841</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,097</td> <td>4,440</td> <td>4,486</td> <td>4,491</td> <td>4,495</td> <td>4,509</td> </tr> <tr> <td>繰入前の収支</td> <td>232</td> <td>245</td> <td>236</td> <td>203</td> <td>182</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">繰 入 金</td> <td>リハビリテーション運営損費</td> <td>203</td> <td>219</td> <td>223</td> <td>226</td> <td>228</td> <td>242</td> </tr> <tr> <td>研修研究費</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>院内保育事業、小児部門運営</td> <td>4</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>総合相談室運営費</td> <td>37</td> <td>34</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>初年度開設損費</td> <td>0</td> <td>28</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>文書手数料</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>285</td> <td>343</td> <td>322</td> <td>325</td> <td>327</td> <td>341</td> </tr> <tr> <td>繰入後の収支</td> <td>53</td> <td>98</td> <td>86</td> <td>122</td> <td>145</td> <td>194</td> </tr> </tbody> </table> <p>現時点での試算であり、さらに精査の上、「新経営計画」において最終的に決定する。 機器整備等については、収支の状況を勘案して別途検討する。</p> <p>西播磨総合リハビリテーションセンター西播磨病院の経営の安定化 外来患者の更なる確保等の経営改善に取り組むことにより、開設（平成18年7月）から3年を経過する平成21年度での収支黒字転換を目指す。</p> <p>ア 収入確保対策 ・認知症など精神科等外来の充実、外来リハビリの本格的実施等 ・常勤医師の確保による循環器系疾患や合併症患者等に対応できる体制の整備</p>	区分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H30年度	入院（病床稼働率）一般病棟部門	90.3%	92.8%	93%	93%	93%	93%	小児部門	-	67%	76%	87%	93%	93%	外来（1日あたり平均患者数）一般病棟部門	277.1人	276.5人	280人	282人	284人	298人	小児部門		44.8人	50人	50人	50人	50人	収 入	医業収入	3,847	4,183	4,238	4,276	4,301	4,350	入院収入	2,847	3,143	3,174	3,205	3,222	3,222	外来収入	930	967	985	992	999	1,048	その他収入	70	73	79	79	80	80	医業外収入	18	12	12	12	12	12	計	3,865	4,195	4,250	4,288	4,313	4,362	支 出	人件費	2,132	2,365	2,391	2,391	2,391	2,391	材料費	1,167	1,209	1,229	1,234	1,238	1,252	研究研修費	25	25	25	25	25	25	その他経費	773	841	841	841	841	841	計	4,097	4,440	4,486	4,491	4,495	4,509	繰入前の収支	232	245	236	203	182	147	繰 入 金	リハビリテーション運営損費	203	219	223	226	228	242	研修研究費	19	19	19	19	19	19	院内保育事業、小児部門運営	4	20	20	20	20	20	総合相談室運営費	37	34	37	37	37	37	初年度開設損費	0	28	0	0	0	0	文書手数料	22	23	23	23	23	23	計	285	343	322	325	327	341	繰入後の収支	53	98	86	122	145	194
区分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H30年度																																																																																																																																																																														
入院（病床稼働率）一般病棟部門	90.3%	92.8%	93%	93%	93%	93%																																																																																																																																																																														
小児部門	-	67%	76%	87%	93%	93%																																																																																																																																																																														
外来（1日あたり平均患者数）一般病棟部門	277.1人	276.5人	280人	282人	284人	298人																																																																																																																																																																														
小児部門		44.8人	50人	50人	50人	50人																																																																																																																																																																														
収 入	医業収入	3,847	4,183	4,238	4,276	4,301	4,350																																																																																																																																																																													
	入院収入	2,847	3,143	3,174	3,205	3,222	3,222																																																																																																																																																																													
	外来収入	930	967	985	992	999	1,048																																																																																																																																																																													
	その他収入	70	73	79	79	80	80																																																																																																																																																																													
	医業外収入	18	12	12	12	12	12																																																																																																																																																																													
計	3,865	4,195	4,250	4,288	4,313	4,362																																																																																																																																																																														
支 出	人件費	2,132	2,365	2,391	2,391	2,391	2,391																																																																																																																																																																													
	材料費	1,167	1,209	1,229	1,234	1,238	1,252																																																																																																																																																																													
	研究研修費	25	25	25	25	25	25																																																																																																																																																																													
	その他経費	773	841	841	841	841	841																																																																																																																																																																													
計	4,097	4,440	4,486	4,491	4,495	4,509																																																																																																																																																																														
繰入前の収支	232	245	236	203	182	147																																																																																																																																																																														
繰 入 金	リハビリテーション運営損費	203	219	223	226	228	242																																																																																																																																																																													
	研修研究費	19	19	19	19	19	19																																																																																																																																																																													
	院内保育事業、小児部門運営	4	20	20	20	20	20																																																																																																																																																																													
	総合相談室運営費	37	34	37	37	37	37																																																																																																																																																																													
	初年度開設損費	0	28	0	0	0	0																																																																																																																																																																													
	文書手数料	22	23	23	23	23	23																																																																																																																																																																													
計	285	343	322	325	327	341																																																																																																																																																																														
繰入後の収支	53	98	86	122	145	194																																																																																																																																																																														

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																																	
	<p>(5) 組織体制の見直し（平成17年度～） 運営の効率化のため法人本部を総合リハビリテーションセンターに移転するとともに、管理部門の共通する業務の効率化を図るため、本部事務局と総合リハビリテーションセンター管理部門を統合した。</p> <p>(6) 人件費等の見直し（平成12年度～） 経営改革の一環として、正規職員の退職不補充に伴う嘱託員制度の導入などの職員配置の見直し、職能給制度への移行など人事給与制度の見直しにより人件費の抑制を行った。</p>	<p>イ 収支見通し (単位：％・人/日・百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">区 分</th> <th style="width:10%;">H19年度</th> <th style="width:10%;">H20年度</th> <th style="width:10%;">H21年度</th> <th style="width:10%;">H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院（病床稼働率）</td> <td>76%</td> <td>87%</td> <td>93%</td> <td>93%</td> </tr> <tr> <td>外来（1日あたり平均患者数）</td> <td>24人</td> <td>31人</td> <td>50人</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">収 入</td> <td>医 業 収 入</td> <td>874</td> <td>1,044</td> <td>1,121</td> <td>1,121</td> </tr> <tr> <td> 入院収入</td> <td>768</td> <td>922</td> <td>934</td> <td>934</td> </tr> <tr> <td> 外来収入</td> <td>80</td> <td>94</td> <td>161</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td> その他収入</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入</td> <td>医 業 外 収 入</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>885</td> <td>1,057</td> <td>1,132</td> <td>1,132</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">支 出</td> <td>人 件 費</td> <td>685</td> <td>736</td> <td>736</td> <td>736</td> </tr> <tr> <td>材 料 費</td> <td>95</td> <td>110</td> <td>110</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>研 究 研 修 費</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 経 費</td> <td>350</td> <td>374</td> <td>374</td> <td>374</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>1,138</td> <td>1,228</td> <td>1,240</td> <td>1,240</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰入前の収支</td> <td>253</td> <td>171</td> <td>108</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">繰 入 金</td> <td>リハビリテーション運営損費</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>99</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>研 修 研 究 費</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>総合相談室運営費</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>文 書 手 数 料</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>93</td> <td>88</td> <td>119</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰入後の収支</td> <td>160</td> <td>83</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>現時点での試算であり、さらに精査の上、「新経営計画」において最終的に決定する。 機器整備等については、収支の状況を勘案して別途検討する。</p> <p>(3) その他の県立施設の指定管理の継続</p> <p>職業能力開発施設の充実強化 「県障害者就労支援計画(H19策定)」の基本目標（H23までに新たに1万人の障害者が一般就労へ移行）の達成に向け、障害者就労支援の中核機関として充実強化を図る。</p> <p>福祉のまちづくり工学研究所と家庭介護・リハビリ研修センターの統合 まちづくり工学研究所のまちづくりや義肢装具等の研究開発機能と家庭介護・リハビリ研修センターの介護機器・用具の展示機能や相談・研修機能の一体的な運営を図り、介護ニーズに即した研究開発や研究成果を取り入れた研修機能の充実を図るため、家庭介護・リハビリ研修センターを福祉のまちづくり工学研究所の内部組織として再編する。</p> <p>肢体不自由児療護施設（おおぞらのいえ）の自主運営化 平成20年4月に開設して間もないため、県立施設として運営していくが、利用者の確保により早期に運営の平準化を図り、行革期間中における自主運営を目指す。</p> <p>障害者スポーツ交流館・ふれあいスポーツ交流館の充実強化 「県スポーツ振興プログラム（H19策定）」に基づき、障害者スポーツの拠点施設として充実強化を図る。</p> <p>情緒障害児短期治療施設（清水が丘学園）のあり方検討 処遇困難児に対するセーフティネット機能や地域支援機能の拡充など、より高度な治療的・専門的ケアを実施する体制の構築に向けて、平成20年度に検討委員会を設置し、今後のあり方の検討を行う。</p>	区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H30年度	入院（病床稼働率）	76%	87%	93%	93%	外来（1日あたり平均患者数）	24人	31人	50人	50人	収 入	医 業 収 入	874	1,044	1,121	1,121	入院収入	768	922	934	934	外来収入	80	94	161	161	その他収入	26	28	26	26	入	医 業 外 収 入	11	13	11	11	計	885	1,057	1,132	1,132	支 出	人 件 費	685	736	736	736	材 料 費	95	110	110	122	研 究 研 修 費	8	8	8	8	そ の 他 経 費	350	374	374	374		計	1,138	1,228	1,240	1,240	繰入前の収支		253	171	108	108	繰 入 金	リハビリテーション運営損費	69	69	99	99	研 修 研 究 費	8	8	8	8	総合相談室運営費	12	6	7	7	文 書 手 数 料	4	5	5	5		計	93	88	119	119	繰入後の収支		160	83	11	11
区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H30年度																																																																																																															
入院（病床稼働率）	76%	87%	93%	93%																																																																																																															
外来（1日あたり平均患者数）	24人	31人	50人	50人																																																																																																															
収 入	医 業 収 入	874	1,044	1,121	1,121																																																																																																														
	入院収入	768	922	934	934																																																																																																														
	外来収入	80	94	161	161																																																																																																														
	その他収入	26	28	26	26																																																																																																														
入	医 業 外 収 入	11	13	11	11																																																																																																														
	計	885	1,057	1,132	1,132																																																																																																														
支 出	人 件 費	685	736	736	736																																																																																																														
	材 料 費	95	110	110	122																																																																																																														
	研 究 研 修 費	8	8	8	8																																																																																																														
	そ の 他 経 費	350	374	374	374																																																																																																														
	計	1,138	1,228	1,240	1,240																																																																																																														
繰入前の収支		253	171	108	108																																																																																																														
繰 入 金	リハビリテーション運営損費	69	69	99	99																																																																																																														
	研 修 研 究 費	8	8	8	8																																																																																																														
	総合相談室運営費	12	6	7	7																																																																																																														
	文 書 手 数 料	4	5	5	5																																																																																																														
	計	93	88	119	119																																																																																																														
繰入後の収支		160	83	11	11																																																																																																														

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																		
		<p>(4) 特別養護老人ホーム等自主運営施設の安定的な運営 特別養護老人ホーム(5施設)の経営の安定化 利用者に対するユニットケア(個別支援)を推進するとともに、地域支援機能を拡充し、安定的な経営を図る。 障害者更生センター(浜坂温泉保養荘)の経営の安定化 心身障害者とその家族の保養と健康づくりを目的とした施設であることから運営を継続することとし、以下の取組により安定的な経営を図る。 ア 障害者のリハビリ・健康相談事業等の充実による利用者の拡大 イ 人件費の見直しによる経費削減</p> <p>(5) 新たな経営計画の策定 上記の取組を進めるため、平成20年度に「新経営計画」(平成21～30年度)を策定する。</p> <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し 県立障害者施設等の事業団立化やその他の県立施設の見直しにより、県派遣職員等及び県支出額を縮減する。</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減 県OB職員の活用：県派遣職員の約10%をOB化 ただし、医師、看護師等医療職員及び社会福祉施設職員については、法令等の配置基準を基本として業務量に応じた適正配置を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1576 1098 2487 1358"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>28人</td> <td>23人(17.9%)</td> <td>約60%削減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>884人</td> <td>924人(+ 4.5%)</td> <td>約10%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>912人</td> <td>947人(+ 3.8%)</td> <td>(約15%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>5人</td> <td>2人(60.0%)</td> <td>(県派遣の約10%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>917人</td> <td>949人(+ 3.5%)</td> <td>(約10%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに35%程度縮減することとなる。 なお、県の単年度貸付金については、人件費や施設処遇費など一時的に不足する資金需要のための短期貸付であることから、貸付を継続する。(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1577 2763 1875"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>4,894 (1,875)</td> <td>4,922 (1,655)</td> <td>+ 0.6% (11.7%)</td> <td>2,000</td> <td>64.9%</td> <td rowspan="3">6,600 (8,800)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>805 (801)</td> <td>735 (731)</td> <td>8.7% (8.7%)</td> <td>(1,700)</td> <td>(36.5%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,699 (2,676)</td> <td>5,657 (2,386)</td> <td>0.7% (10.8%)</td> <td>2,000 (1,700)</td> <td>64.9% (36.5%)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	28人	23人(17.9%)	約60%削減	プロパー職員	884人	924人(+ 4.5%)	約10%削減	小 計	912人	947人(+ 3.8%)	(約15%削減)	県OB職員の活用	5人	2人(60.0%)	(県派遣の約10%をOB化)	計	917人	949人(+ 3.5%)	(約10%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	4,894 (1,875)	4,922 (1,655)	+ 0.6% (11.7%)	2,000	64.9%	6,600 (8,800)	補 助 金	805 (801)	735 (731)	8.7% (8.7%)	(1,700)	(36.5%)	計	5,699 (2,676)	5,657 (2,386)	0.7% (10.8%)	2,000 (1,700)	64.9% (36.5%)
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																	
県 派 遣 職 員	28人	23人(17.9%)	約60%削減																																																	
プロパー職員	884人	924人(+ 4.5%)	約10%削減																																																	
小 計	912人	947人(+ 3.8%)	(約15%削減)																																																	
県OB職員の活用	5人	2人(60.0%)	(県派遣の約10%をOB化)																																																	
計	917人	949人(+ 3.5%)	(約10%削減)																																																	
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																														
委 託 料	4,894 (1,875)	4,922 (1,655)	+ 0.6% (11.7%)	2,000	64.9%	6,600 (8,800)																																														
補 助 金	805 (801)	735 (731)	8.7% (8.7%)	(1,700)	(36.5%)																																															
計	5,699 (2,676)	5,657 (2,386)	0.7% (10.8%)	2,000 (1,700)	64.9% (36.5%)																																															

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																																																																																								
<p>[公 社 等] (財)兵庫県健康財団</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 県民の健康増進、保健及び医療に関し必要な事業を実施するとともに、健康に関する知識の普及啓発、調査研究及び地域組織活動の支援を行い、もって県民の健康福祉の向上に寄与する。</p> <p>(2) 基本財産：64,300千円 (うち県出捐：13,000千円(20.2%) 旧(財)ひょうご母と子の協会県出捐分：12,000千円(県全体 38.9%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：2,445百万円(事業活動費) (うち県支出額：182百万円)</p> <p>(4) 主な事業 健診事業 ・人間ドック：平成19年度利用者数：12,787件、利用率：74% ・出張健診：平成19年度 448,000件、うち新規 4,748件 健康ひょうご21県民運動 「健康ひょうご21県民運動推進会議」(各種団体、学識経験者等で構成)の事務局 健康指導推進事業 各医療保険者が実施する特定保健指導の受託 健康道場の管理運営 絶食療法を提供する全国唯一の公的専門施設として昭和57年に五色町(現洲本市)により開設 (平成19年度延べ利用者数：6,009人)</p> <p>2 課 題</p> <p>(1) 健診事業の強化による経営改善 検診車両の運行などにより、県下全域を対象に結核・がん検診の出張健診を実施する唯一の健診機関であり、県民の健康増進と疾病予防を担う機関として、精度の高い健診事業を行っているが、平成16～18年度にかけて投資的支出が増大し、医療機器更新のための減価償却積立金が不足している。 今後は、平成20年度から生活習慣病対策として医療保険者に義務づけられた特定健診・特定保健指導に対応して健診事業を強化し、収支改善を図る必要がある。</p> <p>(2) 「健康ひょうご21県民運動」の推進 「健康ひょうご21県民運動」の推進組織である「健康ひょうご21県民運動推進会議」(各種団体、学識者等で構成)の事務局として、県施策と連携し、健康に関する知識の普及啓発、調査研究、地域組織活動の支援を行い、県民の健康づくりを推進している。 今後は、地域における県民運動の普及状況を踏まえ、推進体制の効率化を図る必要がある。</p> <p>(3) 健康道場の運営改善 絶食療法を提供する全国唯一の公的専門施設として昭和57年に開設され、全国から利用者が訪れているが、震災を機に利用者が減少している。県民の健康づくりを支援する施設として、今後一層の利用促進を図る必要がある。</p>	<p>[改革の基本方向] 平成20年度から生活習慣病対策として義務化された特定健診・特定保健指導に対応し、高精度で質の高い健診と保健指導を推進するとともに、「健康ひょうご21県民運動」など、県施策と連携した事業を推進する。</p> <p>1 今後の経営方針</p> <p>(1) 大都市以外の地域等を対象とした健診事業の強化 結核・がん等の高度・専門的な検診について、民間健診機関の事業展開が困難な、主として大都市以外の地域等において、健診を実施するための経営基盤を確保する。</p> <p>(2) 質の高い特定健診・特定保健指導の充実 平成20年度から医療保険者に義務化された特定健診・特定保健指導に対応し、専門性の高い健診機関として精度の高い健診と質の高い保健指導を実施する。</p> <p>(3) 「健康ひょうご21県民運動」の推進 「健康ひょうご21県民運動」を推進し、生活習慣病予防に係る普及啓発活動等に取り組むとともに、結核予防やがん制圧など、県施策や各種民間団体と連携した健康づくり事業を推進する。</p> <p>(4) 健康道場の運営改善 近年利用者が減少していることから、県民の健康づくりを支援する施設として、利用者ニーズを踏まえた利用促進と収支改善を図る。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 健診事業の強化による経営改善 質の高い健診・保健指導に積極的に取り組み、健診事業の拡充・効率化を図り、累積欠損額の解消(平成24年度目標)、減価償却積立金の積立不足の縮減(平成30年度目標75%)等、経営改善を図る。 施設健診の利用促進 ・人間ドック利用率：年2%アップ(平成18年度:72% 平成23年度:82%) ・施設集団健診(既契約団体の被扶養者特定健診)の実施 出張健診の収支改善 ・住民総合健診、被扶養者特定健診の新規獲得(平成20年度見込み：13,020件) ・1日複数団体の健診実施等、効率的な出張健診の推進 ・全日健診化など利益率の高い契約への移行、血液等検体検査や車両運行など外部委託契約に係る競争入札の導入等</p> <p>【健診事業に係る収支見込】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設健診収入</td> <td>565</td> <td>574</td> <td>584</td> <td>594</td> <td>603</td> <td>604</td> <td>604</td> </tr> <tr> <td>出張健診収入</td> <td>1,721</td> <td>1,859</td> <td>1,861</td> <td>1,862</td> <td>1,864</td> <td>1,865</td> <td>1,875</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導収入</td> <td>0</td> <td>35</td> <td>39</td> <td>44</td> <td>49</td> <td>54</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>事業収入計</td> <td>2,286</td> <td>2,468</td> <td>2,484</td> <td>2,500</td> <td>2,516</td> <td>2,523</td> <td>2,562</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>1,279</td> <td>1,295</td> <td>1,289</td> <td>1,294</td> <td>1,299</td> <td>1,301</td> <td>1,323</td> </tr> <tr> <td>その他健診事業費</td> <td>978</td> <td>966</td> <td>971</td> <td>975</td> <td>979</td> <td>980</td> <td>988</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>減価償却費(A)</td> <td>176</td> <td>176</td> <td>176</td> <td>176</td> <td>176</td> <td>176</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>事業支出計</td> <td>2,433</td> <td>2,438</td> <td>2,437</td> <td>2,446</td> <td>2,455</td> <td>2,458</td> <td>2,487</td> </tr> <tr> <td>差 額 (B)</td> <td>147</td> <td>30</td> <td>47</td> <td>54</td> <td>61</td> <td>65</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>(累積欠損額)</td> <td>202</td> <td>172</td> <td>125</td> <td>71</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>資本的収入(借入金)</td> <td>0</td> <td>60</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>借入金返済</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>医療機器等購入</td> <td>48</td> <td>82</td> <td>105</td> <td>51</td> <td>111</td> <td>50</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>資本的支出計</td> <td>48</td> <td>85</td> <td>113</td> <td>59</td> <td>119</td> <td>58</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>差 額 (C)</td> <td>48</td> <td>25</td> <td>113</td> <td>59</td> <td>119</td> <td>58</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>積立可能額 (A)+(B)+(C)</td> <td>19</td> <td>181</td> <td>110</td> <td>171</td> <td>118</td> <td>183</td> <td>221</td> </tr> <tr> <td>当期末減価償却積立資産 (a)</td> <td>109</td> <td>253</td> <td>313</td> <td>433</td> <td>505</td> <td>645</td> <td>1,546</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額 (b)</td> <td>1,127</td> <td>1,212</td> <td>1,297</td> <td>1,382</td> <td>1,467</td> <td>1,552</td> <td>2,062</td> </tr> <tr> <td>積 立 率 (a/b)</td> <td>9.7%</td> <td>20.9%</td> <td>24.1%</td> <td>31.3%</td> <td>34.4%</td> <td>41.6%</td> <td>75.0%</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H30	施設健診収入	565	574	584	594	603	604	604	出張健診収入	1,721	1,859	1,861	1,862	1,864	1,865	1,875	特定保健指導収入	0	35	39	44	49	54	83	事業収入計	2,286	2,468	2,484	2,500	2,516	2,523	2,562	人件費	1,279	1,295	1,289	1,294	1,299	1,301	1,323	その他健診事業費	978	966	971	975	979	980	988	支払利息	0	1	1	1	1	1	0	減価償却費(A)	176	176	176	176	176	176	176	事業支出計	2,433	2,438	2,437	2,446	2,455	2,458	2,487	差 額 (B)	147	30	47	54	61	65	75	(累積欠損額)	202	172	125	71	10	0	0	資本的収入(借入金)	0	60	0	0	0	0	0	借入金返済	0	3	8	8	8	8	0	医療機器等購入	48	82	105	51	111	50	30	資本的支出計	48	85	113	59	119	58	30	差 額 (C)	48	25	113	59	119	58	30	積立可能額 (A)+(B)+(C)	19	181	110	171	118	183	221	当期末減価償却積立資産 (a)	109	253	313	433	505	645	1,546	減価償却累計額 (b)	1,127	1,212	1,297	1,382	1,467	1,552	2,062	積 立 率 (a/b)	9.7%	20.9%	24.1%	31.3%	34.4%	41.6%	75.0%
科 目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H30																																																																																																																																																																			
施設健診収入	565	574	584	594	603	604	604																																																																																																																																																																			
出張健診収入	1,721	1,859	1,861	1,862	1,864	1,865	1,875																																																																																																																																																																			
特定保健指導収入	0	35	39	44	49	54	83																																																																																																																																																																			
事業収入計	2,286	2,468	2,484	2,500	2,516	2,523	2,562																																																																																																																																																																			
人件費	1,279	1,295	1,289	1,294	1,299	1,301	1,323																																																																																																																																																																			
その他健診事業費	978	966	971	975	979	980	988																																																																																																																																																																			
支払利息	0	1	1	1	1	1	0																																																																																																																																																																			
減価償却費(A)	176	176	176	176	176	176	176																																																																																																																																																																			
事業支出計	2,433	2,438	2,437	2,446	2,455	2,458	2,487																																																																																																																																																																			
差 額 (B)	147	30	47	54	61	65	75																																																																																																																																																																			
(累積欠損額)	202	172	125	71	10	0	0																																																																																																																																																																			
資本的収入(借入金)	0	60	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																			
借入金返済	0	3	8	8	8	8	0																																																																																																																																																																			
医療機器等購入	48	82	105	51	111	50	30																																																																																																																																																																			
資本的支出計	48	85	113	59	119	58	30																																																																																																																																																																			
差 額 (C)	48	25	113	59	119	58	30																																																																																																																																																																			
積立可能額 (A)+(B)+(C)	19	181	110	171	118	183	221																																																																																																																																																																			
当期末減価償却積立資産 (a)	109	253	313	433	505	645	1,546																																																																																																																																																																			
減価償却累計額 (b)	1,127	1,212	1,297	1,382	1,467	1,552	2,062																																																																																																																																																																			
積 立 率 (a/b)	9.7%	20.9%	24.1%	31.3%	34.4%	41.6%	75.0%																																																																																																																																																																			

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																
	<p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 管理部門の統合(平成20年4月) 管理部門を再編(4課 2課)し、プロパー職員を削減(67人 64人)した。</p> <p>(2) 健診事業の経営改善(平成20年4月) 住民総合健診、被扶養者特定健診の新規獲得に取り組むとともに、健康増進プログラムを活用した特定保健指導を実施した。 (平成20年度見込み:13,020件)</p> <p>(3) 健康ひょうご21県民運動の推進(平成20年4月) 県民運動推進体制の設置(平成13年度)から7年経過することを踏まえ、県派遣職員を削減した。(1人)</p> <p>(4) 健康道場の財団直営化(平成20年4月) 民間の強みを生かした利用促進を図るため、(財)兵庫県健康財団による直営に移行した。</p>	<p>(2) 特定健診・特定保健指導への対応 平成20年度から医療保険者に義務化された特定健診・特定保健指導に対応して、精度の高い健診と質の高い保健指導を実施し、県下の他の健診機関を先導する役割を担う。 ・「健康増進プログラム」を活用した一人ひとりの健康状態、生活状況に応じた改善指導 ・被扶養者特定健診の新規獲得(再掲)</p> <p>(3) 「健康ひょうご21県民運動」の推進 県民、関係団体、行政が一丸となって健康づくりに取り組む「健康ひょうご21県民運動」の推進団体として、推進体制の効率化を図りながら、引き続き、県民主体の健康づくりを支援するための事業を展開する。 ・県民運動推進会議・総合フォーラム、地域会議の開催 ・県民運動推進員の設置・育成 ・県民運動の実践活動に対する助成 など</p> <p>(4) 健康道場の運営改善 心身医学に基づく健康指導の実施、利用者ニーズを踏まえた柔軟なサービスの提供(日帰りカウンセリング外来の設置、個室の増、冬季閑散期のサービス料金設定等)等により、より一層の利用促進と収支改善を図る。</p> <p>【収支見込】 (単位:人・千円)</p> <table border="1" data-bbox="1596 856 2457 1033"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23~30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用延べ人数</td> <td>6,009</td> <td>6,105</td> <td>6,119</td> <td>6,207</td> <td>6,236</td> </tr> <tr> <td>事業収入</td> <td>108,893</td> <td>97,387</td> <td>97,579</td> <td>98,822</td> <td>99,225</td> </tr> <tr> <td>事業支出</td> <td>108,893</td> <td>92,979</td> <td>93,019</td> <td>93,529</td> <td>93,694</td> </tr> <tr> <td>収支差額</td> <td>0</td> <td>4,408</td> <td>4,560</td> <td>5,293</td> <td>5,531</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県派遣職員:事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 プロパー職員:一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減 県OB職員の活用:県派遣職員の約30%をOB化 ただし、医師、看護師等医療職員については、法令等の配置基準を基本として、業務量に応じた適正配置を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1576 1306 2487 1549"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県派遣職員</td> <td>13人</td> <td>11人(15.4%)</td> <td>約50%削減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>67人</td> <td>64人(4.5%)</td> <td>約10%削減</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>80人</td> <td>75人(6.3%)</td> <td>(約15%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>1人</td> <td>3人(+200.0%)</td> <td>(県派遣の約30%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>81人</td> <td>78人(3.7%)</td> <td>(約10%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに60%程度縮減することとなる。(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1684 2763 1961"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td>86 (85)</td> <td>84 (83)</td> <td>2.3% (2.4%)</td> <td>100</td> <td>59.8%</td> <td rowspan="3">800 (800)</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td>163 (163)</td> <td>98 (98)</td> <td>39.9% (39.9%)</td> <td>(100)</td> <td>(59.7%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>249 (248)</td> <td>182 (181)</td> <td>26.9% (27.0%)</td> <td>100 (100)</td> <td>59.8% (59.7%)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19	H20	H21	H22	H23~30	利用延べ人数	6,009	6,105	6,119	6,207	6,236	事業収入	108,893	97,387	97,579	98,822	99,225	事業支出	108,893	92,979	93,019	93,529	93,694	収支差額	0	4,408	4,560	5,293	5,531	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県派遣職員	13人	11人(15.4%)	約50%削減	プロパー職員	67人	64人(4.5%)	約10%削減	小計	80人	75人(6.3%)	(約15%削減)	県OB職員の活用	1人	3人(+200.0%)	(県派遣の約30%をOB化)	計	81人	78人(3.7%)	(約10%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委託料	86 (85)	84 (83)	2.3% (2.4%)	100	59.8%	800 (800)	補助金	163 (163)	98 (98)	39.9% (39.9%)	(100)	(59.7%)	計	249 (248)	182 (181)	26.9% (27.0%)	100 (100)	59.8% (59.7%)
区 分	H19	H20	H21	H22	H23~30																																																																													
利用延べ人数	6,009	6,105	6,119	6,207	6,236																																																																													
事業収入	108,893	97,387	97,579	98,822	99,225																																																																													
事業支出	108,893	92,979	93,019	93,529	93,694																																																																													
収支差額	0	4,408	4,560	5,293	5,531																																																																													
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																																															
県派遣職員	13人	11人(15.4%)	約50%削減																																																																															
プロパー職員	67人	64人(4.5%)	約10%削減																																																																															
小計	80人	75人(6.3%)	(約15%削減)																																																																															
県OB職員の活用	1人	3人(+200.0%)	(県派遣の約30%をOB化)																																																																															
計	81人	78人(3.7%)	(約10%削減)																																																																															
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																																																												
委託料	86 (85)	84 (83)	2.3% (2.4%)	100	59.8%	800 (800)																																																																												
補助金	163 (163)	98 (98)	39.9% (39.9%)	(100)	(59.7%)																																																																													
計	249 (248)	182 (181)	26.9% (27.0%)	100 (100)	59.8% (59.7%)																																																																													

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																								
<p>[公 社 等] (財)兵庫県勤 労福祉協会</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 中小企業に従事する勤労者の健康増進や自己実現など、勤労者福祉の向上を図るため、各種共同利用施設の運営等を行う。</p> <p>(2) 基本財産：15,000千円 (うち県出捐：10,000千円(66.7%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：1,683百万円 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>うち県支出額</td> <td>： 339百万円</td> </tr> <tr> <td>別途、県短期貸付金</td> <td>： 1,000百万円</td> </tr> </table> </p> <p>(4) 主な事業 憩いの宿(6施設)の管理運営</p> <p>ア 宿泊人員の推移 (単位：人)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>城崎大会議館</td> <td>8,107</td> <td>8,929</td> <td>8,192</td> </tr> <tr> <td>新たなんば荘</td> <td>9,899</td> <td>10,148</td> <td>10,014</td> </tr> <tr> <td>津名ハイツ</td> <td>11,807</td> <td>12,344</td> <td>12,423</td> </tr> <tr> <td>赤穂ハイツ</td> <td>14,866</td> <td>14,666</td> <td>13,562</td> </tr> <tr> <td>いこいの村はりま</td> <td>17,189</td> <td>19,201</td> <td>18,345</td> </tr> <tr> <td>六甲保養荘(H19~)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>13,055</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>61,868</td> <td>65,288</td> <td>75,591</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 損益の推移 (単位：千円)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>城崎大会議館</td> <td>+ 2,004</td> <td>+ 2,151</td> <td>+ 119</td> </tr> <tr> <td>新たなんば荘</td> <td>+ 809</td> <td>+ 1,192</td> <td>+ 53</td> </tr> <tr> <td>津名ハイツ</td> <td>+ 5,042</td> <td>+ 3,725</td> <td>+ 392</td> </tr> <tr> <td>赤穂ハイツ</td> <td>+ 6,385</td> <td>+ 2,628</td> <td>+ 568</td> </tr> <tr> <td>いこいの村はりま</td> <td>+ 8,433</td> <td>+ 6,526</td> <td>+ 1,111</td> </tr> <tr> <td>六甲保養荘(H19~)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>+ 920</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>+ 22,673</td> <td>+ 16,222</td> <td>+ 3,163</td> </tr> <tr> <td>正味財産期末残高</td> <td>32,201</td> <td>15,979</td> <td>12,816</td> </tr> </tbody> </table> <p>勤労者福祉施策の実施</p> <p>ア 調査研究事業 昭和40年代の兵庫県における労働運動を記録し、体系的に編纂・刊行(事業期間：平成18~20年度)</p> <p>イ 労働相談事業 労使関係の安定及び労使紛争の未然防止のため、専門的な労働相談を実施(平成19年度相談実績：291件)</p> <p>ウ ひょうご労働図書館 中央労働センター内に設置(平成19年度利用者数：11,831人)</p> <p>エ 中小企業従業員共済事業 県内中小企業の従業員に対して各種給付事業や福利厚生事業、貸付あっせん事業を実施(平成19年度末被共済者数：18,067人)</p> <p>オ 勤労者福祉融資事業 勤労者のスキルアップのための資金や勤労者家族の教育資金を近畿労働金庫と提携し、低利で融資(平成19年度融資実績：22件、15,600千円)</p>	うち県支出額	： 339百万円	別途、県短期貸付金	： 1,000百万円	施設名	H17	H18	H19	城崎大会議館	8,107	8,929	8,192	新たなんば荘	9,899	10,148	10,014	津名ハイツ	11,807	12,344	12,423	赤穂ハイツ	14,866	14,666	13,562	いこいの村はりま	17,189	19,201	18,345	六甲保養荘(H19~)	-	-	13,055	計	61,868	65,288	75,591	施設名	H17	H18	H19	城崎大会議館	+ 2,004	+ 2,151	+ 119	新たなんば荘	+ 809	+ 1,192	+ 53	津名ハイツ	+ 5,042	+ 3,725	+ 392	赤穂ハイツ	+ 6,385	+ 2,628	+ 568	いこいの村はりま	+ 8,433	+ 6,526	+ 1,111	六甲保養荘(H19~)	-	-	+ 920	計	+ 22,673	+ 16,222	+ 3,163	正味財産期末残高	32,201	15,979	12,816	<p>[改革の基本方向]</p> <p>事業本部制の導入により、運営の一層の効率化と効果的な施策展開を図る。 「憩の宿」については、累積損失を平成21年度に解消するとともに、平成30年度までに退職給与引当金不足額の控除後についても黒字化を目指す。</p> <p>1 今後の経営方針</p> <p>(1) 事業本部制の導入 「憩の宿経営」と「勤労者福祉」の2つの事業本部を設置して運営の一層の効率化を図る。 事業本部毎に会計区分を明確化し、憩の宿経営の独立採算を徹底する。</p> <p>(2) 「憩の宿」の安定経営の確保 集客対策の強化や業務の効率化、外部人材の活用等により、累積損失を平成21年度に解消する。 平成30年度までに退職給与引当金不足額の控除後についても黒字化を目指す。</p> <p>(3) 勤労者福祉施策の充実強化 政労使の協調と一体的な取組みにより、中小企業勤労者の福祉向上に資する以下の施策を引き続き推進する。 調査研究事業 労働相談事業 ひょうご労働図書館 中小企業従業員共済事業 勤労者福祉融資事業</p> <p>(4) 県立施設の管理運営の効率化 施設維持費の削減など一層の効率化を図りつつ、勤労者福祉の拠点として継続運営する。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 事業本部制の導入 「憩の宿経営」と「勤労者福祉」の2つの事業本部を設置し、業務執行における権限と責任を明確化して、運営の一層の効率化と効果的な施策推進を図る。 現在設置している一般会計及び特別会計を事業本部毎に明確に区分し、収益事業である「憩の宿経営事業本部」の独立採算を徹底するなど運営責任を明確にする。</p> <p>(2) 「憩の宿」の安定経営の確保</p> <p>経営の効率化</p> <p>ア 集客対策の強化 地域の交流拠点としての機能を維持しつつ、集客力を強化していくため、多彩な利用プランの開発や地域特産品の展示販売等、各施設の特色を生かした利用促進策を実施し、増収を確保する。</p> <p>イ 業務の効率化 (ア) 人件費：OBの活用等により、人件費を削減する。 (イ) 事業費：集客対策の強化に伴う経費増を抑制するため、業者選定方法の見直し等による仕入れコストの削減に取り組む。</p> <p>ウ 外部人材の活用 民間経営手法の導入を進めるため、「憩の宿経営事業本部」への外部人材の活用を図る。</p> <p>エ 累積損失の解消 累積損失を平成21年度に解消する。</p> <p>オ 退職給与引当金不足額の縮減 平成28年度に退職給与引当金不足額の控除後の正味財産期末残高の黒字化を目指す。</p>
うち県支出額	： 339百万円																																																																									
別途、県短期貸付金	： 1,000百万円																																																																									
施設名	H17	H18	H19																																																																							
城崎大会議館	8,107	8,929	8,192																																																																							
新たなんば荘	9,899	10,148	10,014																																																																							
津名ハイツ	11,807	12,344	12,423																																																																							
赤穂ハイツ	14,866	14,666	13,562																																																																							
いこいの村はりま	17,189	19,201	18,345																																																																							
六甲保養荘(H19~)	-	-	13,055																																																																							
計	61,868	65,288	75,591																																																																							
施設名	H17	H18	H19																																																																							
城崎大会議館	+ 2,004	+ 2,151	+ 119																																																																							
新たなんば荘	+ 809	+ 1,192	+ 53																																																																							
津名ハイツ	+ 5,042	+ 3,725	+ 392																																																																							
赤穂ハイツ	+ 6,385	+ 2,628	+ 568																																																																							
いこいの村はりま	+ 8,433	+ 6,526	+ 1,111																																																																							
六甲保養荘(H19~)	-	-	+ 920																																																																							
計	+ 22,673	+ 16,222	+ 3,163																																																																							
正味財産期末残高	32,201	15,979	12,816																																																																							

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																																																												
	<p>県立施設の管理運営 利用者数の推移 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="528 321 1234 543"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央労働センター</td> <td>298,963</td> <td>335,036</td> <td>332,611</td> </tr> <tr> <td>姫路労働会館</td> <td>195,107</td> <td>208,998</td> <td>216,680</td> </tr> <tr> <td>但馬ドーム</td> <td>413,103</td> <td>433,237</td> <td>400,551</td> </tr> <tr> <td>丹波年輪の里</td> <td>247,360</td> <td>274,011</td> <td>229,695</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,154,533</td> <td>1,251,282</td> <td>1,179,537</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 課 題</p> <p>(1) 「憩の宿」の安定経営の確保 経営の効率化 施設の老朽化や職員の高齢化等、今後の経営の動向を見極めながら、引き続き収支改善に取り組む必要がある。 城崎大会議館宿泊機能の廃止 宿泊機能について、民間との役割分担を明確にするなど、施設のあり方を検討する必要がある。</p> <p>(2) 勤労者福祉施策の推進 中小企業勤労者のニーズを踏まえ、今後の勤労者福祉施策のあり方について検討する必要がある。</p> <p>(3) 県立施設の管理運営の効率化 県立施設の管理運営については、指定管理者制度の導入など、環境変化に対応しうる体制整備等が必要となっている。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 経営改善計画に基づく取組み 平成12年度に策定した「憩の宿経営改善計画」等に基づき、経費削減や利用促進に努めてきた。</p> <p>(2) 組織体制・経営管理体制の充実強化(平成13年度～) 平成13～19年度の間、7年連続単年度黒字を確保 平成19年度: +3百万円 「憩の宿」会計の累積損失の改善 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="546 1577 1056 1652"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H13決算</th> <th>H18決算</th> <th>H19決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>累積損失</td> <td>201</td> <td>16</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 経費削減対策の実施(平成13年度～)</p> <p>人件費の削減 78百万円、 16.6%(平成13年度:470百万円 平成19年度:392百万円)</p> <p>職員数の削減 ア 全 体: 49人、 33%(平成13年度:147人 平成19年度:98人) イ プロパー: 34人、 38%(平成13年度:90人 平成19年度:56人)</p>	施設名	H17	H18	H19	中央労働センター	298,963	335,036	332,611	姫路労働会館	195,107	208,998	216,680	但馬ドーム	413,103	433,237	400,551	丹波年輪の里	247,360	274,011	229,695	計	1,154,533	1,251,282	1,179,537	区 分	H13決算	H18決算	H19決算	累積損失	201	16	13	<p>憩の宿会計収支見直し (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1519 279 2754 678"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収 入 料 金 入 A</td> <td>943</td> <td>945</td> <td>948</td> <td>950</td> <td>850</td> <td>852</td> <td>854</td> <td>856</td> <td>858</td> <td>861</td> <td>862</td> </tr> <tr> <td>支 出 人 件 費</td> <td>451</td> <td>447</td> <td>441</td> <td>437</td> <td>403</td> <td>403</td> <td>403</td> <td>403</td> <td>401</td> <td>394</td> <td>386</td> </tr> <tr> <td>事業費等</td> <td>483</td> <td>491</td> <td>497</td> <td>502</td> <td>446</td> <td>445</td> <td>451</td> <td>445</td> <td>441</td> <td>450</td> <td>456</td> </tr> <tr> <td>計 B</td> <td>934</td> <td>938</td> <td>938</td> <td>939</td> <td>849</td> <td>848</td> <td>854</td> <td>848</td> <td>842</td> <td>844</td> <td>842</td> </tr> <tr> <td>収 支 A-B</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>正味財産期末残高 C</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>13</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>29</td> <td>29</td> <td>37</td> <td>53</td> <td>70</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>退職給与引当金不足額 D</td> <td>143</td> <td>131</td> <td>120</td> <td>108</td> <td>96</td> <td>84</td> <td>72</td> <td>60</td> <td>48</td> <td>36</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>C + D</td> <td>147</td> <td>128</td> <td>107</td> <td>84</td> <td>71</td> <td>55</td> <td>43</td> <td>23</td> <td>5</td> <td>34</td> <td>66</td> </tr> </tbody> </table> <p>城崎大会議館宿泊機能の廃止 城崎大会議館については、民間との役割分担を踏まえて宿泊機能を廃止し、会議機能に特化して豊岡市への移譲等を行う方向で協議・調整を行う。</p> <p>(3) 勤労者福祉施策の充実強化 調査研究事業 ア 昭和50年代以降の労働運動史に関して、関係者の高齢化が進んでいることから、ヒアリング調査を実施し、編纂事業に取り組む。 イ 仕事と生活のバランスを踏まえた今後の勤労者福祉施策のあり方についての調査研究の実施を検討する。 労働相談事業 労使連携による専門的な労働相談の拠点としての機能のあり方について検討する。 ひょうご労働図書館 県内唯一の労働分野の専門図書館として、時代の変化に対応した新しい働き方など勤労者のニーズに応じた情報を迅速かつ的確に提供する。 中小企業従業員共済事業 ア 勤労者のニーズを踏まえたサービス内容の見直しによる会員の確保に努める。 イ 県内8市が実施している共済事業との連携・協力方策について検討する。 勤労者福祉融資事業 効果的な広報や制度の見直し等を検討する。</p> <p>(4) 県立施設の管理運営の効率化 中央労働センター、姫路労働会館 勤労者福祉の拠点として、引き続き協会を指定管理者とし、施設維持費の削減など運営の効率化を図る。 なお、県民局再編後の総合庁舎の状況を踏まえつつ、姫路総合庁舎に隣接する姫路労働会館の一部について、庁舎としての活用を検討する。 但馬ドーム 平成21年度から指定管理者が公募されるのに伴い、協会がこれまでに培った地元観光関係団体等とのネットワークを生かし、引き続き管理運営を行うために、指定管理者に応募する。 丹波年輪の里 クラフト創作活動の促進など丹波年輪の里の特徴的な機能をより発揮するため、(財)兵庫丹波の森協会を指定管理者に指定し、同協会が運営している丹波の森公苑と一体的な管理運営を行う。</p>	区 分	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	収 入 料 金 入 A	943	945	948	950	850	852	854	856	858	861	862	支 出 人 件 費	451	447	441	437	403	403	403	403	401	394	386	事業費等	483	491	497	502	446	445	451	445	441	450	456	計 B	934	938	938	939	849	848	854	848	842	844	842	収 支 A-B	9	7	10	11	1	4	0	8	16	17	20	正味財産期末残高 C	4	3	13	24	25	29	29	37	53	70	90	退職給与引当金不足額 D	143	131	120	108	96	84	72	60	48	36	24	C + D	147	128	107	84	71	55	43	23	5	34	66
施設名	H17	H18	H19																																																																																																																																											
中央労働センター	298,963	335,036	332,611																																																																																																																																											
姫路労働会館	195,107	208,998	216,680																																																																																																																																											
但馬ドーム	413,103	433,237	400,551																																																																																																																																											
丹波年輪の里	247,360	274,011	229,695																																																																																																																																											
計	1,154,533	1,251,282	1,179,537																																																																																																																																											
区 分	H13決算	H18決算	H19決算																																																																																																																																											
累積損失	201	16	13																																																																																																																																											
区 分	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																																																																																																																																			
収 入 料 金 入 A	943	945	948	950	850	852	854	856	858	861	862																																																																																																																																			
支 出 人 件 費	451	447	441	437	403	403	403	403	401	394	386																																																																																																																																			
事業費等	483	491	497	502	446	445	451	445	441	450	456																																																																																																																																			
計 B	934	938	938	939	849	848	854	848	842	844	842																																																																																																																																			
収 支 A-B	9	7	10	11	1	4	0	8	16	17	20																																																																																																																																			
正味財産期末残高 C	4	3	13	24	25	29	29	37	53	70	90																																																																																																																																			
退職給与引当金不足額 D	143	131	120	108	96	84	72	60	48	36	24																																																																																																																																			
C + D	147	128	107	84	71	55	43	23	5	34	66																																																																																																																																			

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																									
	<p>給与制度の見直し 平成14年度：県技労職準拠から民間準拠型給与制度（基礎給＋職務給、調整手当の廃止）への移行 給与水準 平成13年度 平成14年度： 6.4% 平成17年度：民間準拠型の退職金制度の導入（支給率の引き下げ等） 支給水準 平成16年度 平成17年度： 8.5%</p>	<p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し 県立施設の管理運営の効率化等により、県派遣職員等及び県支出額を縮減する。</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減 県OB職員の活用：県派遣の約10%をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1567 472 2478 730"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>7人</td> <td>7人(± 0.0%)</td> <td>約70%削減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>56人</td> <td>48人(14.3%)</td> <td>約40%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>63人</td> <td>55人(12.7%)</td> <td>(約50%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>3人</td> <td>3人(± 0.0%)</td> <td>(県派遣の約10%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>66人</td> <td>58人(12.1%)</td> <td>(約40%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに約35%縮減することとなる。 なお、平成28年度には憩の宿会計における退職給与引当金不足額が解消し、収支改善がすすむが、その黒字幅は少なく、協会の収支は安定していないことから、経営改善に資する県短期貸付金を行革期間中は継続する。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1552 1008 2736 1339"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>51 (49)</td> <td>51 (48)</td> <td>± 0.0% (2.0%)</td> <td>40</td> <td>36.5%</td> <td rowspan="3">700 (700)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>12 (12)</td> <td>13 (13)</td> <td>8.3% 8.3%</td> <td>(40)</td> <td>(34.4%)</td> </tr> <tr> <td>基金充当額</td> <td>322</td> <td>275</td> <td>14.6%</td> <td>200</td> <td>37.9%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>385 (61)</td> <td>339 (61)</td> <td>11.9% (± 0.0%)</td> <td>240 (40)</td> <td>37.7% (34.4%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	7人	7人(± 0.0%)	約70%削減	プロパー職員	56人	48人(14.3%)	約40%削減	小 計	63人	55人(12.7%)	(約50%削減)	県OB職員の活用	3人	3人(± 0.0%)	(県派遣の約10%をOB化)	計	66人	58人(12.1%)	(約40%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	51 (49)	51 (48)	± 0.0% (2.0%)	40	36.5%	700 (700)	補 助 金	12 (12)	13 (13)	8.3% 8.3%	(40)	(34.4%)	基金充当額	322	275	14.6%	200	37.9%	計	385 (61)	339 (61)	11.9% (± 0.0%)	240 (40)	37.7% (34.4%)	
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																								
県 派 遣 職 員	7人	7人(± 0.0%)	約70%削減																																																								
プロパー職員	56人	48人(14.3%)	約40%削減																																																								
小 計	63人	55人(12.7%)	(約50%削減)																																																								
県OB職員の活用	3人	3人(± 0.0%)	(県派遣の約10%をOB化)																																																								
計	66人	58人(12.1%)	(約40%削減)																																																								
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																																					
委 託 料	51 (49)	51 (48)	± 0.0% (2.0%)	40	36.5%	700 (700)																																																					
補 助 金	12 (12)	13 (13)	8.3% 8.3%	(40)	(34.4%)																																																						
基金充当額	322	275	14.6%	200	37.9%																																																						
計	385 (61)	339 (61)	11.9% (± 0.0%)	240 (40)	37.7% (34.4%)																																																						

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容															
<p>[公 社 等] (株)夢舞台</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 「淡路島国際公園都市」の中核施設である「淡路夢舞台」のホテル、展望レストランの経営をはじめ、施設群全体の一元的な管理業務を行う。</p> <p>(2) 資 本 金：1,508,500千円 (うち県出資：1,250,000千円(82.9%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額：3,816百万円 (うち県支出額： 8百万円)</p> <p>(4) 主な事業 ウェスティンホテル淡路・レストラン等経営 平成19年度利用者数：721,093人(延べ人数) 淡路夢舞台施設の管理運営 平成19年度利用者数：国際会議場会議件数314件 温室入場者数212,746人 淡路交流の翼港の管理運営 平成19年度利用状況：903隻</p> <p>2 課 題</p> <p>(1) ホテル事業部門の収益向上 初期投資に伴う多額の減価償却費負担等により赤字が続いていたが、経営努力と企業庁のリースバック支援により、平成16年度から黒字経営に転換した。 しかしながら、単年度当たりの黒字幅が小さく、平成19年度末に債務超過を解消したものの、多額の累積損失の解消には至っていないことから、今後、さらなる経営改善が必要である。</p> <p>(2) 淡路夢舞台等施設の管理運営の一元化による効率的な運営 淡路夢舞台等施設については、国際交流協会、淡路花博記念事業協会が管理しているため、運営体制が非効率となっており、一体的・効率的な管理運営体制となるよう見直す必要がある。</p> <p>(3) 累積損失の解消 これまでの経営努力により、平成15年度に約60億円あった累積損失を、平成19年度には1/5の約12億円まで圧縮してきたが、累積損失の解消に向け、更に経営改革に取り組む必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 収益確保と経費節減 ホテル売上増対策 ア 客室料金の値上げ(平均8.1%アップ) イ 営業強化による「新規顧客」の取り込み ウ 設備・サービスレベルの維持・向上による「リピーター」の確保 ホテル経費抑制・削減対策 ア 人件費の伸びを抑制 イ 売上原価の現水準(売上比率25%程度)の堅持 ウ 光熱水費の削減(5%削減) 本社経費(オーナー経費等)のさらなる削減 ア 本社人件費の削減(会長、社長等の報酬カット等 15百万円)</p>	<p>[改革の基本方向]</p> <p>ホテル事業部門の一層の収益向上や、淡路夢舞台におけるホテル及び県立施設群の一体的・効率的な管理運営など、さらなる経営改善を推進し、平成28年度に累積損失の解消を目指す。</p> <p>1 今後の経営方針</p> <p>(1) ホテル事業部門の一層の収益向上 営業強化による新規顧客の確保、営業経費の抑制・削減、本社経費のさらなる削減などに取り組み、一層の収益向上を図る。</p> <p>(2) 淡路夢舞台施設の管理運営の一元化 淡路夢舞台におけるホテル及び県立施設群の一体的・効率的な管理運営を図る。</p> <p>(3) 累積損失の解消 さらなる経営改善を推進し、平成28年度に累積損失の解消を目指す。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) ホテル事業部門の収益向上 営業強化による新規顧客の確保 営業エリアの拡大、ターゲットを絞ったプランの設定等により、新規顧客を確保する。 営業経費の抑制・削減 ア 組織体制の集約・再編による人員の削減 イ ホテル事業に係る売上原価の現水準(売上比率25%程度)の堅持 ウ 光熱水費の5%削減等 本社経費のさらなる削減 ア 社長報酬のカット(30%削減) 会長・参与の廃止、一般社員給与等のカット(17百万円/年) イ ホテルの直営方式への移行によるマネジメントフィーの削減(70百万円/年) ウ 社員寮施設(賃貸契約)の買い上げによる経費削減(35百万円/年)</p> <p>(2) 淡路夢舞台等施設の管理運営の一元化による効率的な運営 淡路夢舞台におけるホテル及び県立施設群について、実態的には(株)夢舞台が関係団体からの委託により運営を担ってきたことから、平成21年度以降、(株)夢舞台が直接、指定管理者の指定等を受けて施設全体を管理運営する。 管理運営の一元化により、一体的・効率的な運営及び組織の統合を行い、人件費・事務費等の経費節減等を図る。 ハイウェイオアシスについては、集客力向上・利活用促進のための経営ノウハウを有している(株)夢舞台が運営を担う。</p> <table border="1" data-bbox="1573 1480 2611 1690"> <thead> <tr> <th colspan="2">[現 行]</th> <th>[見直し後]</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>指定管理者等</th> <th>指定管理者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淡路夢舞台国際会議場</td> <td>国際交流協会</td> <td rowspan="4">⇒ (株)夢舞台</td> </tr> <tr> <td>淡路夢舞台公苑(温室、野外劇場等)</td> <td>淡路花博</td> </tr> <tr> <td>灘山緑地</td> <td>記念事業協会</td> </tr> <tr> <td>淡路ハイウェイオアシス</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	[現 行]		[見直し後]	施設名	指定管理者等	指定管理者等	淡路夢舞台国際会議場	国際交流協会	⇒ (株)夢舞台	淡路夢舞台公苑(温室、野外劇場等)	淡路花博	灘山緑地	記念事業協会	淡路ハイウェイオアシス	
[現 行]		[見直し後]															
施設名	指定管理者等	指定管理者等															
淡路夢舞台国際会議場	国際交流協会	⇒ (株)夢舞台															
淡路夢舞台公苑(温室、野外劇場等)	淡路花博																
灘山緑地	記念事業協会																
淡路ハイウェイオアシス																	

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																																																																																																																																
	<p>(2) 累積損失の圧縮と債務超過の解消 累積損失の圧縮のための減資 : 約51億円 約 5億円 (46億円) 債務超過の解消等のための増資 : 約 5億円 約15億円 (+10億円)</p> <p>(3) 県(企業庁)による支援 リースバックによる支援 団体の減価償却費等の資本費負担を軽減し、経営の健全性を確保するため、県(企業庁)が団体所有のホテル建物等資産を買取り、団体に有償で貸し付けるリースバック方式による支援を実施(平成15年3月) ホテル建物等資産の取得 : 124.1億円 貸付期間内の賃料収入により投下資本の回収を図る。 減資・増資への支援 団体の収益向上対策を前提に、県(企業庁)において、債務超過の解消及び累積損失の圧縮のための適切な支援を実施(平成20年3月) ア 減資に伴う特別損失の計上 : 22.5億円 イ 債務超過の解消等のための増資 : 10.0億円</p> <p>4 収支の状況 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="489 913 1424 1281"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収 益</td> <td>3,797</td> <td>3,832</td> <td>3,814</td> <td>3,750</td> <td>3,824</td> <td>3,709</td> </tr> <tr> <td>費 用</td> <td>5,138</td> <td>4,294</td> <td>3,677</td> <td>3,702</td> <td>3,726</td> <td>3,682</td> </tr> <tr> <td>当 期 損 益</td> <td>1,341</td> <td>462</td> <td>137</td> <td>48</td> <td>98</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>減価償却費を除く当期利益</td> <td>106</td> <td>198</td> <td>273</td> <td>156</td> <td>168</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>減 資 差 益</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4,577</td> </tr> <tr> <td>累 積 損 失</td> <td>5,628</td> <td>6,090</td> <td>5,953</td> <td>5,905</td> <td>5,807</td> <td>1,202</td> </tr> <tr> <td>増 資</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>債務超過及び純資産</td> <td>542</td> <td>1,004</td> <td>867</td> <td>819</td> <td>721</td> <td>306</td> </tr> <tr> <td>資 金 残 高</td> <td>1,017</td> <td>956</td> <td>986</td> <td>902</td> <td>836</td> <td>1,563</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	収 益	3,797	3,832	3,814	3,750	3,824	3,709	費 用	5,138	4,294	3,677	3,702	3,726	3,682	当 期 損 益	1,341	462	137	48	98	27	減価償却費を除く当期利益	106	198	273	156	168	103	減 資 差 益	-	-	-	-	-	4,577	累 積 損 失	5,628	6,090	5,953	5,905	5,807	1,202	増 資	-	-	-	-	-	1,000	債務超過及び純資産	542	1,004	867	819	721	306	資 金 残 高	1,017	956	986	902	836	1,563	<p>3 県派遣職員等及び県支出の見直し 淡路夢舞台施設全体の一元管理等により、管理運営の一層の効率化を図り、県派遣職員等及び県支出額を縮減する。</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県派遣職員 : 事業執行の効率化により削減 プロパー職員 : 経営状況を踏まえた適正配置を行う 県OB職員の活用 : 県派遣職員のうち一定数のOB化も検討</p> <table border="1" data-bbox="1558 504 2478 766"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>3人</td> <td>3人(± 0.0%)</td> <td>約30%削減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>176人</td> <td>204人(+15.9%)</td> <td>± 0.0</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>179人</td> <td>207人(+15.6%)</td> <td>(± 0.0)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>3人</td> <td>2人(33.3%)</td> <td>(± 0.0)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>182人</td> <td>209人(+14.8%)</td> <td>(± 0.0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額の見直し 淡路夢舞台施設に対する県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに10%程度縮減することとなる。 [淡路夢舞台施設に対する県の支出額] (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1543 945 2597 1165"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>823 (823)</td> <td>731 (731)</td> <td>11.0% (11.0%)</td> <td>700 (700)</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>823 (823)</td> <td>731 (731)</td> <td>11.0% (11.0%)</td> <td>700 (700)</td> <td>(1,000)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 今後の収支見通し 今後、収支改善努力を更に継続することにより、平成28年度には累積損失が解消できると見込まれる。 [今後の収支見通し] (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1558 1354 2760 1627"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収 益</td> <td>3,816</td> <td>4,298</td> <td>4,305</td> <td>4,338</td> <td>4,338</td> <td>4,338</td> <td>4,338</td> <td>4,338</td> <td>4,338</td> <td>4,338</td> <td>4,338</td> </tr> <tr> <td>費 用</td> <td>3,922</td> <td>4,128</td> <td>4,109</td> <td>4,208</td> <td>4,169</td> <td>4,153</td> <td>4,151</td> <td>4,150</td> <td>4,149</td> <td>4,149</td> <td>4,149</td> </tr> <tr> <td>当 期 損 益</td> <td>106</td> <td>170</td> <td>196</td> <td>130</td> <td>169</td> <td>185</td> <td>187</td> <td>188</td> <td>189</td> <td>189</td> <td>189</td> </tr> <tr> <td>減価償却費等を除く当期損益</td> <td>44</td> <td>231</td> <td>236</td> <td>158</td> <td>181</td> <td>191</td> <td>191</td> <td>190</td> <td>190</td> <td>190</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>累 積 損 益</td> <td>1,308</td> <td>1,138</td> <td>942</td> <td>812</td> <td>643</td> <td>458</td> <td>271</td> <td>83</td> <td>106</td> <td>295</td> <td>484</td> </tr> <tr> <td>純 資 産</td> <td>200</td> <td>370</td> <td>567</td> <td>697</td> <td>866</td> <td>1,051</td> <td>1,238</td> <td>1,426</td> <td>1,615</td> <td>1,804</td> <td>1,993</td> </tr> <tr> <td>資 金 残 高</td> <td>687</td> <td>672</td> <td>651</td> <td>558</td> <td>503</td> <td>458</td> <td>481</td> <td>671</td> <td>861</td> <td>1,052</td> <td>1,242</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	3人	3人(± 0.0%)	約30%削減	プロパー職員	176人	204人(+15.9%)	± 0.0	小 計	179人	207人(+15.6%)	(± 0.0)	県OB職員の活用	3人	2人(33.3%)	(± 0.0)	計	182人	209人(+14.8%)	(± 0.0)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	823 (823)	731 (731)	11.0% (11.0%)	700 (700)	1,000	計	823 (823)	731 (731)	11.0% (11.0%)	700 (700)	(1,000)	区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	収 益	3,816	4,298	4,305	4,338	4,338	4,338	4,338	4,338	4,338	4,338	4,338	費 用	3,922	4,128	4,109	4,208	4,169	4,153	4,151	4,150	4,149	4,149	4,149	当 期 損 益	106	170	196	130	169	185	187	188	189	189	189	減価償却費等を除く当期損益	44	231	236	158	181	191	191	190	190	190	190	累 積 損 益	1,308	1,138	942	812	643	458	271	83	106	295	484	純 資 産	200	370	567	697	866	1,051	1,238	1,426	1,615	1,804	1,993	資 金 残 高	687	672	651	558	503	458	481	671	861	1,052	1,242
区 分	H14	H15	H16	H17	H18	H19																																																																																																																																																																																																												
収 益	3,797	3,832	3,814	3,750	3,824	3,709																																																																																																																																																																																																												
費 用	5,138	4,294	3,677	3,702	3,726	3,682																																																																																																																																																																																																												
当 期 損 益	1,341	462	137	48	98	27																																																																																																																																																																																																												
減価償却費を除く当期利益	106	198	273	156	168	103																																																																																																																																																																																																												
減 資 差 益	-	-	-	-	-	4,577																																																																																																																																																																																																												
累 積 損 失	5,628	6,090	5,953	5,905	5,807	1,202																																																																																																																																																																																																												
増 資	-	-	-	-	-	1,000																																																																																																																																																																																																												
債務超過及び純資産	542	1,004	867	819	721	306																																																																																																																																																																																																												
資 金 残 高	1,017	956	986	902	836	1,563																																																																																																																																																																																																												
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																																																																																																																																																																															
県 派 遣 職 員	3人	3人(± 0.0%)	約30%削減																																																																																																																																																																																																															
プロパー職員	176人	204人(+15.9%)	± 0.0																																																																																																																																																																																																															
小 計	179人	207人(+15.6%)	(± 0.0)																																																																																																																																																																																																															
県OB職員の活用	3人	2人(33.3%)	(± 0.0)																																																																																																																																																																																																															
計	182人	209人(+14.8%)	(± 0.0)																																																																																																																																																																																																															
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H20-30効果額 (うち一般財源)																																																																																																																																																																																																													
委 託 料	823 (823)	731 (731)	11.0% (11.0%)	700 (700)	1,000																																																																																																																																																																																																													
計	823 (823)	731 (731)	11.0% (11.0%)	700 (700)	(1,000)																																																																																																																																																																																																													
区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度																																																																																																																																																																																																							
収 益	3,816	4,298	4,305	4,338	4,338	4,338	4,338	4,338	4,338	4,338	4,338																																																																																																																																																																																																							
費 用	3,922	4,128	4,109	4,208	4,169	4,153	4,151	4,150	4,149	4,149	4,149																																																																																																																																																																																																							
当 期 損 益	106	170	196	130	169	185	187	188	189	189	189																																																																																																																																																																																																							
減価償却費等を除く当期損益	44	231	236	158	181	191	191	190	190	190	190																																																																																																																																																																																																							
累 積 損 益	1,308	1,138	942	812	643	458	271	83	106	295	484																																																																																																																																																																																																							
純 資 産	200	370	567	697	866	1,051	1,238	1,426	1,615	1,804	1,993																																																																																																																																																																																																							
資 金 残 高	687	672	651	558	503	458	481	671	861	1,052	1,242																																																																																																																																																																																																							

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																
<p>[公 社 等] (財)ひょうご 震災記念21世 紀研究機構</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 阪神・淡路大震災の教訓から得た21世紀の成熟社会の基本課題である安全・安心なまちづくり、共生社会の実現を着実に推進するため、命の尊厳と生きる喜びを高めるヒューマンケアの理念に基づき、総合的なシンクタンクとして調査研究を進めるとともに、諸課題について政策提言等を行い、もって21世紀文明の創造に寄与する。</p> <p>(2) 基本財産：1,007,110千円 うち県出捐：100,000千円（9.9%） 旧(財)21世紀ヒューマンケア研究機構県出捐分 ：23,850千円（県全体 12.3%）</p> <p>(3) 平成20年度予算額（歳出）：1,484百万円 （うち県支出額：1,208百万円）</p> <p>(4) 組織体制・事業費（平成20年度）</p> <table border="1" data-bbox="519 787 1439 1060"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職 員 数</th> <th>うち県派遣職員数</th> <th>県支出額</th> <th>うち一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管 理 部</td> <td>11人</td> <td>8人</td> <td>82百万円</td> <td>72百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">調 査 研 究 部 門</td> <td>研究調査本部</td> <td>6人</td> <td>114百万円</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>学术交流センター</td> <td>8人</td> <td>107百万円</td> <td>71百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14人</td> <td>221百万円</td> <td>71百万円</td> </tr> <tr> <td>人と防災未来センター</td> <td>20人</td> <td>10人</td> <td>713百万円</td> <td>360百万円</td> </tr> <tr> <td>こころのケアセンター</td> <td>12人</td> <td>7人</td> <td>192百万円</td> <td>188百万円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>57人</td> <td>36人</td> <td>1,208百万円</td> <td>691百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>管理部において、財団全体の組織、人事、庶務、経理を一括処理</p> <p>(5) 主な事業 調査研究の実施及び研究成果の発信 ア 調査研究 安全・安心なまちづくり政策研究、共生社会づくり政策研究、コミュニティ防災調査研究 等 平成20年度研究費 76百万円 〔国庫15百万円、交付金26百万円、一般財源35百万円〕 〔研究の成果例〕</p> <table border="1" data-bbox="519 1407 1439 1711"> <thead> <tr> <th>研究テーマ</th> <th>成 果（施策等への反映）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多自然居住地域における安全・安心の実現方策</td> <td>限界集落等の活性化のための小規模集落元気作戦の検討</td> </tr> <tr> <td>兵庫型体験学習の効果・評価の分析</td> <td>自然学校、トライやるウィークの検証、事業内容の検討</td> </tr> <tr> <td>防災情報と避難による減災に関する研究</td> <td>津波、高潮、洪水の水災害を中心とするハザードマップの作成や住民への意識啓発</td> </tr> <tr> <td>災害や大事故被災集団への早期介入に関する研究</td> <td>災害発生時のこころのケアの初期対応（心理的応急処置）マニュアルの日本版の作成</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 学术交流センター事業 ・21世紀文明シンポジウムの開催、ニュースレター「Hem21」の発行 ・HUMAP（兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク） 留学生交流（50人）、海外インターンシップ（10人）、研究者交流（10人） ・大学連携ひょうご講座 （平成19年度：32コース、500人） ・アジア太平洋フォーラム・淡路会議</p>	区 分	職 員 数	うち県派遣職員数	県支出額	うち一般財源	管 理 部	11人	8人	82百万円	72百万円	調 査 研 究 部 門	研究調査本部	6人	114百万円	0百万円	学术交流センター	8人	107百万円	71百万円	計	14人	221百万円	71百万円	人と防災未来センター	20人	10人	713百万円	360百万円	こころのケアセンター	12人	7人	192百万円	188百万円	合 計	57人	36人	1,208百万円	691百万円	研究テーマ	成 果（施策等への反映）	多自然居住地域における安全・安心の実現方策	限界集落等の活性化のための小規模集落元気作戦の検討	兵庫型体験学習の効果・評価の分析	自然学校、トライやるウィークの検証、事業内容の検討	防災情報と避難による減災に関する研究	津波、高潮、洪水の水災害を中心とするハザードマップの作成や住民への意識啓発	災害や大事故被災集団への早期介入に関する研究	災害発生時のこころのケアの初期対応（心理的応急処置）マニュアルの日本版の作成	<p>[改革の基本方向]</p> <p>震災の教訓と経験を国内外へ発信するとともに、兵庫の地域課題の解決につながる公益性の高い調査研究を推進する。 人と防災未来センター「ひと未来館」を廃止し、自然災害に対する防災展示を充実するとともに、国際的な防災・環境関連機関の拠点としての機能の充実を図る。</p> <p>1 今後の経営方針 被災地を代表するシンクタンクとして、平成20年度に統合再編した効率的な体制のもと、震災の教訓と経験を国内外へ発信するとともに、安全で安心なまちづくりや共生社会の実現に向けた総合的で実践的な政策提言を行い、兵庫の地域課題の解決につながる公益性の高い調査研究を推進する。</p> <p>(1) 公益性・政策性の高い調査研究の推進 調査研究の重点化 平成20年度に統合再編した「安全安心なまちづくり政策研究群」「共生社会づくり政策研究群」の2つの研究群のもと、県との連携を強化し、公益性・政策性の高い課題に重点化した調査研究を実施する。</p> <p>学术交流センター事業の推進 平成20年度に再編整備した学术交流センターを拠点に、研究成果の還元や情報発信を行うとともに、人材育成や学習事業の再編による体系的な学术交流事業を実施する。</p> <p>(2) 人と防災未来センターの管理運営 人と防災未来センターの効率的な運営 震災の経験と教訓を後世に継承し、国内外の災害による被害の軽減に貢献するために設置された「人と防災未来センター」について、指定管理者として効率的運営を図るとともに、実践的な防災研究等を推進する。</p> <p>ひと未来館の廃止と防災展示の充実等 「ひと未来館」を廃止し、防災展示を充実するとともに、国際的な防災・環境関連機関の拠点としての機能の充実を図る。</p> <p>(3) こころのケアセンターの管理運営 震災を契機に取り組み、蓄積されてきたトラウマ・PTSDなどこころのケアに関する全国的な拠点として、調査研究をはじめ、研修・相談・診療、普及啓発等を推進する。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 公益性・政策性の高い調査研究の実施 調査研究の重点化 人と防災未来センター及びこころのケアセンターとの連携を強化し、「安全・安心なまちづくり」と「共生社会の実現」を重点研究領域として、県との連携を強化しながら、安全安心にかかる基礎的データの収集、被災地のまちづくりや人口減少社会の課題など、公益性・政策性の高い課題に重点化した調査研究を推進する。 研究の推進にあたっては、国内外の研究機関と連携するとともに、外部資金の導入を図る。</p> <p>学术交流センター事業の推進 21世紀文明シンポジウムの開催等による研究成果の発信・還元、HUMAP事業、アジア太平洋フォーラム等の実施による国際的な学术交流・人材育成等を引き続き推進する。</p>
区 分	職 員 数	うち県派遣職員数	県支出額	うち一般財源																																														
管 理 部	11人	8人	82百万円	72百万円																																														
調 査 研 究 部 門	研究調査本部	6人	114百万円	0百万円																																														
	学术交流センター	8人	107百万円	71百万円																																														
	計	14人	221百万円	71百万円																																														
人と防災未来センター	20人	10人	713百万円	360百万円																																														
こころのケアセンター	12人	7人	192百万円	188百万円																																														
合 計	57人	36人	1,208百万円	691百万円																																														
研究テーマ	成 果（施策等への反映）																																																	
多自然居住地域における安全・安心の実現方策	限界集落等の活性化のための小規模集落元気作戦の検討																																																	
兵庫型体験学習の効果・評価の分析	自然学校、トライやるウィークの検証、事業内容の検討																																																	
防災情報と避難による減災に関する研究	津波、高潮、洪水の水災害を中心とするハザードマップの作成や住民への意識啓発																																																	
災害や大事故被災集団への早期介入に関する研究	災害発生時のこころのケアの初期対応（心理的応急処置）マニュアルの日本版の作成																																																	

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																																																													
	<p>人と防災未来センターの管理運営 (利用実績)</p> <table border="1" data-bbox="519 220 1389 373"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災未来館</td> <td>350千人</td> <td>363千人</td> <td>364千人</td> <td>360千人</td> <td>358千人</td> </tr> <tr> <td>ひと未来館</td> <td>183千人</td> <td>178千人</td> <td>168千人</td> <td>160千人</td> <td>168千人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>533千人</td> <td>541千人</td> <td>532千人</td> <td>520千人</td> <td>526千人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策専門職員の育成(年間8コース、352人) ・交流ネットワーク事業(国際防災・人道支援協議会) ・ひょうご安全の日推進事業支援事業、1.17防災未来賞等 <p>こころのケアセンターの管理運営 (利用実績)</p> <table border="1" data-bbox="519 506 1389 646"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診 療 件 数</td> <td>-</td> <td>809件</td> <td>2,464件</td> <td>2,841件</td> <td>2,769件</td> </tr> <tr> <td>相 談 件 数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>来 所</td> <td>-</td> <td>272件</td> <td>392件</td> <td>306件</td> <td>270件</td> </tr> <tr> <td>電話等</td> <td>-</td> <td>651件</td> <td>1,332件</td> <td>1,160件</td> <td>1,109件</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 課 題</p> <p>(1) 実践的な政策研究の推進 被災地を代表するシンクタンクとして、震災の教訓と経験を国内外へ発信をするとともに、兵庫の地域課題の解決につながる公益性の高い調査研究が求められている。</p> <p>(2) 人と防災未来センター「ひと未来館」の見直し 自然とのふれあいの中で「いのち」の大切さを学ぶ体験型環境学習機会が充実されたことや、世界的な地震災害等の多発や東南海・南海地震等へ対応するための防災展示の充実の必要性を踏まえ、施設の機能の見直しを検討する必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 総合的なシンクタンクの設立(平成18年4月) 「(財)阪神・淡路大震災記念協会」と「(財)21世紀ヒューマンケア研究機構」を統合し、総合的なシンクタンクとしての体制を整備。</p> <p>(2) 平成20年度の見直し 研究所の再編 重点研究領域である2つの研究群への再編、研究テーマの厳選等により、効率的な研究体制を整備。</p> <table border="1" data-bbox="489 1381 1374 1759"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究調査本部長</td> <td>五百旗頭真(防衛大学校長)</td> <td>五百旗頭真(防衛大学校長)</td> </tr> <tr> <td>研 究 所</td> <td>安全安心社会研究所 地域政策研究所 長寿社会政策研究所 少子・家庭政策研究所</td> <td>安全安心なまちづくり政策 研究群(研究統括:林敏彦) 共生社会づくり政策研究群 (研究統括:野々山久也)</td> </tr> <tr> <td>研究テーマ</td> <td>25テーマ</td> <td>16テーマ</td> </tr> <tr> <td>研 究 費</td> <td>37,300千円</td> <td>25,400千円</td> </tr> <tr> <td>非常勤研究員</td> <td>28人</td> <td>21人</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>-</td> <td>シニアフェロー制度の導入 (安藤忠雄、伊藤元重等15名)</td> </tr> </tbody> </table> <p>学術交流本部の再編 国際的な学術交流、研究成果の発信・還元、人材育成等を推進する体制を整備</p> <table border="1" data-bbox="489 1858 1374 1961"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研 究 体 制</td> <td>学術交流本部研究部</td> <td>研究調査本部へ移管</td> </tr> <tr> <td>事務局場所</td> <td>三宮学習プラザ</td> <td>H A T 神戸</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H15	H16	H17	H18	H19	防災未来館	350千人	363千人	364千人	360千人	358千人	ひと未来館	183千人	178千人	168千人	160千人	168千人	合 計	533千人	541千人	532千人	520千人	526千人	区 分	H15	H16	H17	H18	H19	診 療 件 数	-	809件	2,464件	2,841件	2,769件	相 談 件 数						来 所	-	272件	392件	306件	270件	電話等	-	651件	1,332件	1,160件	1,109件	区 分	H19年度	H20年度	研究調査本部長	五百旗頭真(防衛大学校長)	五百旗頭真(防衛大学校長)	研 究 所	安全安心社会研究所 地域政策研究所 長寿社会政策研究所 少子・家庭政策研究所	安全安心なまちづくり政策 研究群(研究統括:林敏彦) 共生社会づくり政策研究群 (研究統括:野々山久也)	研究テーマ	25テーマ	16テーマ	研 究 費	37,300千円	25,400千円	非常勤研究員	28人	21人	そ の 他	-	シニアフェロー制度の導入 (安藤忠雄、伊藤元重等15名)	区 分	H19年度	H20年度	研 究 体 制	学術交流本部研究部	研究調査本部へ移管	事務局場所	三宮学習プラザ	H A T 神戸	<p>(2) 人と防災未来センターの管理運営 人と防災未来センターの効率的な運営 指定管理者として効率的運営を図るとともに、実践的な防災研究、災害対策専門人材の育成、国内外の災害発生時の現地支援、ひょうご安全の日推進事業等に取り組む。 ひと未来館の廃止と防災展示の充実等 ア 震災の教訓として「いのち」や「共に生きること」の大切さを伝える機能を果たしてきたが、近年、コウノトリの自然放鳥やひょうご環境体験館の開設、小学校3年生での環境学習など、自然とのふれあいの中で「いのち」の大切さを学ぶ体験型環境学習機会が充実された。 イ また、世界的な地震災害等の多発や、東南海・南海地震等への対応の必要性を踏まえ、防災展示の充実が求められている。 ウ これらのことを踏まえ、現在の展示を縮小し、「ひと未来館」としての運営は平成20年度末で廃止する。 エ 今後、地震、津波等の自然災害に対する防災展示を充実し、「防災未来館」と一体的な展示・運営を図るとともに、国際的な防災・環境に関する調査研究、支援活動等の拠点として活用する。</p> <p>(3) こころのケアセンターの管理運営 こころのケアに関する実践的研究や研修、トラウマ・PTSD等の専門的な相談・診療等に取り組むとともに、ヒューマンケアカレッジ等の各種講座や音楽療法の普及を推進する。</p> <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減を検討 県OB職員の活用：県派遣職員の約20%をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1558 1045 2472 1287"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>46人</td> <td>36人(21.7%)</td> <td>約40%削減</td> </tr> <tr> <td>プ ロ パ ー 職 員</td> <td>19人</td> <td>19人(± 0.0%)</td> <td>± 0.0%</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>65人</td> <td>55人(15.4%)</td> <td>(約30%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>2人</td> <td>2人(± 0.0%)</td> <td>(県派遣の約20%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>67人</td> <td>57人(14.9%)</td> <td>(約20%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額等の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに10%程度縮減することとなる。(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1546 1417 2733 1724"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 増減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 増減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>1,287 (686)</td> <td>887 (619)</td> <td>31.1% (9.8%)</td> <td>959</td> <td>32.4%</td> <td rowspan="3">7,100 (2,000)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>132 (119)</td> <td>72 (72)</td> <td>45.5% (39.5%)</td> <td>(691)</td> <td>(14.2%)</td> </tr> <tr> <td>基 金 充 当 額</td> <td>366</td> <td>249</td> <td>32.0%</td> <td>200</td> <td>45.4%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,785 (805)</td> <td>1,208 (691)</td> <td>32.3% (14.2%)</td> <td>1,159 (691)</td> <td>35.1% (14.2%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	46人	36人(21.7%)	約40%削減	プ ロ パ ー 職 員	19人	19人(± 0.0%)	± 0.0%	小 計	65人	55人(15.4%)	(約30%削減)	県OB職員の活用	2人	2人(± 0.0%)	(県派遣の約20%をOB化)	計	67人	57人(14.9%)	(約20%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	1,287 (686)	887 (619)	31.1% (9.8%)	959	32.4%	7,100 (2,000)	補 助 金	132 (119)	72 (72)	45.5% (39.5%)	(691)	(14.2%)	基 金 充 当 額	366	249	32.0%	200	45.4%	計	1,785 (805)	1,208 (691)	32.3% (14.2%)	1,159 (691)	35.1% (14.2%)	
区 分	H15	H16	H17	H18	H19																																																																																																																																										
防災未来館	350千人	363千人	364千人	360千人	358千人																																																																																																																																										
ひと未来館	183千人	178千人	168千人	160千人	168千人																																																																																																																																										
合 計	533千人	541千人	532千人	520千人	526千人																																																																																																																																										
区 分	H15	H16	H17	H18	H19																																																																																																																																										
診 療 件 数	-	809件	2,464件	2,841件	2,769件																																																																																																																																										
相 談 件 数																																																																																																																																															
来 所	-	272件	392件	306件	270件																																																																																																																																										
電話等	-	651件	1,332件	1,160件	1,109件																																																																																																																																										
区 分	H19年度	H20年度																																																																																																																																													
研究調査本部長	五百旗頭真(防衛大学校長)	五百旗頭真(防衛大学校長)																																																																																																																																													
研 究 所	安全安心社会研究所 地域政策研究所 長寿社会政策研究所 少子・家庭政策研究所	安全安心なまちづくり政策 研究群(研究統括:林敏彦) 共生社会づくり政策研究群 (研究統括:野々山久也)																																																																																																																																													
研究テーマ	25テーマ	16テーマ																																																																																																																																													
研 究 費	37,300千円	25,400千円																																																																																																																																													
非常勤研究員	28人	21人																																																																																																																																													
そ の 他	-	シニアフェロー制度の導入 (安藤忠雄、伊藤元重等15名)																																																																																																																																													
区 分	H19年度	H20年度																																																																																																																																													
研 究 体 制	学術交流本部研究部	研究調査本部へ移管																																																																																																																																													
事務局場所	三宮学習プラザ	H A T 神戸																																																																																																																																													
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																																																																																																												
県 派 遣 職 員	46人	36人(21.7%)	約40%削減																																																																																																																																												
プ ロ パ ー 職 員	19人	19人(± 0.0%)	± 0.0%																																																																																																																																												
小 計	65人	55人(15.4%)	(約30%削減)																																																																																																																																												
県OB職員の活用	2人	2人(± 0.0%)	(県派遣の約20%をOB化)																																																																																																																																												
計	67人	57人(14.9%)	(約20%削減)																																																																																																																																												
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																																																																																																																									
委 託 料	1,287 (686)	887 (619)	31.1% (9.8%)	959	32.4%	7,100 (2,000)																																																																																																																																									
補 助 金	132 (119)	72 (72)	45.5% (39.5%)	(691)	(14.2%)																																																																																																																																										
基 金 充 当 額	366	249	32.0%	200	45.4%																																																																																																																																										
計	1,785 (805)	1,208 (691)	32.3% (14.2%)	1,159 (691)	35.1% (14.2%)																																																																																																																																										

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
<p>[公 社 等] (財)兵庫丹波 の森協会</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立の目的 丹波地域のすべての人々の創意と行動力を結集し、地域のすぐれた自然環境を守り育てるとともに、緑を基軸とした地域づくり事業を行い、「人と自然と文化」の調和した、うるおいと、安らぎと、活力に満ちた丹波の森づくりを推進する。</p> <p>(2) 基 本 財 産：200,000千円 (県出捐： 0千円 (地元自治体が自主的に設立) (丹波市120,000千円、篠山市80,000千円))</p> <p>(3) 平成20年度予算額 (歳出)：200百万円 (うち県支出額：122百万円)</p> <p>(4) 組織体制 丹波の森公苑長 ┌ 活動支援部長 (丹波県民局県民担当参事を兼務) ├ 丹波生活科学センター所長を兼務) └ 文化振興部長 (丹波県民局文化担当参事を兼務)</p> <p>(5) 主な事業等 森林文化の創造 ・丹波の森大学の開設 平成19年度実施回数・受講者数：10講座、132人 ・丹波の森研究所の運営 専門アドバイザーの派遣、調査・研究・施策提案 生活創造活動への支援 ・地域高齢者大学の開催 平成19年度受講者数：4年制 232人、大学院 38人 ・講座丹波学の開催 平成19年度実施回数・受講者数：5講座、70人 ・県民交流広場ネットワーク事業、丹波青少年本部事業等の推進 芸術文化の振興 ・丹波の森国際音楽祭の開催 平成19年度公演回数・参加者：延31公演、6,612人 ・丹波の森子どもミュージカル体験塾の開催 平成19年度開催回数・受講者数：14回、48人 ささやまの森公園の事業 里山体験プログラム、自然学習型プログラム等の開催</p>	<p>[改革の基本方向] 「丹波の森構想」に基づく取組みをさらに進めるため、県・篠山市・丹波市や住民と連携しながら、幅広い世代が取り組む多彩な分野の学習、交流、地域づくり等の活動を推進する。</p> <p>1 今後の経営方針 地元自治体と地域住民が一体となって、丹波地域の地域づくりの共通理念である「丹波の森構想」を実現するために設立された団体として、幅広い世代が取り組む多彩な分野の学習、交流、地域づくり等の活動を推進する。</p> <p>(1) 地域主体の「丹波の森づくり」の推進 地域の人々が主体となって取り組む、多彩な分野の学習、交流、地域づくり等の活動を支援するとともに、「丹波の森づくり」の推進主体としての先導的役割を担う。 「丹波の森構想」策定から20年を迎え、これまでの取組みの検証を行うとともに、今後の組織体制等について見直しを検討する。</p> <p>(2) 「丹波の森づくり」の関連施設の運営 住民、事業者、県及び篠山市、丹波市が一体となって、地域の人々が主体的に進める「丹波の森づくり」活動の新しい展開と実践活動を支援するため、3つの県立施設を一体的・効果的・効率的に運営する。</p> <p>2 具体的な取組内容 (1) 地域主体の「丹波の森づくり」の推進 多彩な学習、交流、地域づくり等の推進 よりよい地域づくり、真に豊かな生活の実現に向けた地域の人々の様々な主体的な活動を支援するとともに、「丹波の森づくり」を推進するため、環境、文化、生活など様々な分野の学習、交流、地域づくり等の取組みを行う。 ・丹波の森大学の開設 ・ウィーンの森との親善訪問交流 ・丹波の森研究所の運営 ・丹波の森国際音楽祭の開催</p> <p>組織体制等の見直し 「丹波の森構想」策定から20年間の取組みの検証を行うとともに、地域主体の取組みをより一層推進するため、県の関与のあり方を含め、今後の組織体制等について見直しを検討する。</p> <p>ア 県民局業務と丹波の森協会業務の役割分担の再整理 県と丹波の森協会の業務を再整理し、県民交流広場事業や青少年愛護など県民局県民室の業務については、他の県民局と同様に、県民局により直接実施</p> <p>イ 県派遣職員など県の関与の見直し 丹波の森協会への派遣、県民局との兼務を見直し</p> <p>ウ 地元自治体、地域団体による自主的運営の強化 ・地域主体の取組みを推進するため、市派遣職員の増員を要請 ・地域の創意を活かした効率的な施設運営に向け、生活創造活動支援業務の地域団体への委託等を検討</p>

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																									
	<p>2 丹波の森構想</p> <p>(1) 策定時期：平成元年3月</p> <p>(2) 考え方 丹波全域を「丹波の森」と位置づけ、人と自然と文化の調和した地域づくりを目指す。</p> <p>(3) 基本理念 自然と共に生きる地域社会の実現 潤いと安らぎのある地域社会の実現 活力ある開かれた地域社会の実現</p> <p>(4) 「丹波の森づくり」の取組み 美しいまちづくり 森との語らいの場づくり 心豊かなコミュニティづくり</p> <p>3 課 題 「丹波の森づくり」の総合調整機能の充実 「丹波の森づくり」(地域づくり)推進の中心的組織として丹波の森協会が有するシンクタンク機能・コーディネート機能をさらに充実するとともに、これらを活かして行政、住民の取組みの総合調整機能を発揮する必要がある。</p> <p>4 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 組織の見直し 生活情報活動アドバイザー、調査研究活動アドバイザー及びくらしの安全・安心アドバイザー(非常勤)の各1名を削減(平成20年4月)</p> <p>(2) 人件費・管理経費の削減 時間外勤務の3割削減(平成19年度) 外灯の一部の電球の取り外しによる電気代の削減(平成20年度から)</p>	<p>(2) 「丹波の森づくり」の関連施設の運営</p> <p>丹波の森公苑 「丹波の森づくり」と生活創造活動の推進・支援や自然とのふれあいを一体的に進めるため、「丹波の森づくり」の推進主体である丹波の森協会が引き続き、関連施設の管理運営を担い、効果的・効率的な施設の利用促進と事業推進を行う。</p> <p>ささやまの森公園 県が指定管理者として指定している篠山市から管理運営委託を受け、地域住民と連携した地元主体の森づくりを推進する。</p> <p>丹波年輪の里 クラフト創作活動の促進など丹波年輪の里の特徴的な機能をより発揮するため、丹波の森協会が指定管理者として、丹波の森公苑と一体的な管理運営を行う。</p> <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県派遣職員：県民局業務との役割分担や事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 県OB職員の活用：県派遣職員の約25%をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1576 835 2487 1098"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>20人</td> <td>20人(± 0.0%)</td> <td>約50%削減</td> </tr> <tr> <td>プ ロ パ ー 職 員</td> <td>2人</td> <td>2人(± 0.0%)</td> <td>± 0.0%</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>22人</td> <td>22人(± 0.0%)</td> <td>(約50%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>0人</td> <td>0人(-)</td> <td>(県派遣の約25%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>22人</td> <td>22人(± 0.0%)</td> <td>(約20%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに25%程度縮減することとなる。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1276 2763 1619"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>3 (3)</td> <td>3 (3)</td> <td>± 0.0% (± 0.0%)</td> <td>9</td> <td>25.0%</td> <td rowspan="3">300 (300)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>9 (9)</td> <td>6 (6)</td> <td>33.3% (33.3%)</td> <td>(9)</td> <td>(25.0%)</td> </tr> <tr> <td>基金充当額</td> <td>138</td> <td>113</td> <td>18.1%</td> <td>200</td> <td>+44.9%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>150 (12)</td> <td>122 (9)</td> <td>18.7% (25.0%)</td> <td>209 (9)</td> <td>+39.3% (25.0%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	20人	20人(± 0.0%)	約50%削減	プ ロ パ ー 職 員	2人	2人(± 0.0%)	± 0.0%	小 計	22人	22人(± 0.0%)	(約50%削減)	県OB職員の活用	0人	0人(-)	(県派遣の約25%をOB化)	計	22人	22人(± 0.0%)	(約20%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	3 (3)	3 (3)	± 0.0% (± 0.0%)	9	25.0%	300 (300)	補 助 金	9 (9)	6 (6)	33.3% (33.3%)	(9)	(25.0%)	基金充当額	138	113	18.1%	200	+44.9%	計	150 (12)	122 (9)	18.7% (25.0%)	209 (9)	+39.3% (25.0%)	
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																								
県 派 遣 職 員	20人	20人(± 0.0%)	約50%削減																																																								
プ ロ パ ー 職 員	2人	2人(± 0.0%)	± 0.0%																																																								
小 計	22人	22人(± 0.0%)	(約50%削減)																																																								
県OB職員の活用	0人	0人(-)	(県派遣の約25%をOB化)																																																								
計	22人	22人(± 0.0%)	(約20%削減)																																																								
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																																					
委 託 料	3 (3)	3 (3)	± 0.0% (± 0.0%)	9	25.0%	300 (300)																																																					
補 助 金	9 (9)	6 (6)	33.3% (33.3%)	(9)	(25.0%)																																																						
基金充当額	138	113	18.1%	200	+44.9%																																																						
計	150 (12)	122 (9)	18.7% (25.0%)	209 (9)	+39.3% (25.0%)																																																						

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																											
[公 社 等] (財)兵庫県青少年本部	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 青少年問題の持つ重要性に鑑み、広く県民の創意の下に青少年健全育成活動を推進し、明日の兵庫を担う心身ともに健全な青少年の育成を図る。</p> <p>(2) 基本財産：55,406千円 （うち県出捐：42,000千円（75.8%））</p> <p>(3) 平成20年度予算額（歳出）：583百万円 （うち県支出額：477百万円）</p> <p>(4) 組織体制・事業費（平成20年度）</p> <table border="1" data-bbox="519 619 1424 861"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職 員 数</th> <th>うち県派遣職員数</th> <th>県支出額</th> <th>うち一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 部</td> <td>18人</td> <td>15人</td> <td>177百万円</td> <td>174百万円</td> </tr> <tr> <td>いえしま自然体験センター</td> <td>10人</td> <td>5人</td> <td>67百万円</td> <td>67百万円</td> </tr> <tr> <td>兔和野高原野外教育センター</td> <td>7人</td> <td>1人</td> <td>98百万円</td> <td>98百万円</td> </tr> <tr> <td>神出学園</td> <td>17人</td> <td>16人</td> <td>102百万円</td> <td>102百万円</td> </tr> <tr> <td>山の学校</td> <td>7人</td> <td>7人</td> <td>33百万円</td> <td>33百万円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>59人</td> <td>44人</td> <td>477百万円</td> <td>474百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 主な事業 こころ豊かな人づくり500人委員会の運営 第10期（H19～20）委員会の開催 青少年の多様な体験活動の推進 若者ゆうゆう広場 子どもの冒険ひろば ひょうごっ子いきいき体験塾 青少年を守り育てる県民スクラム運動の推進 スクラム会議、大人が変わろう全県決起大会の開催 ひょうごユースケアネット活動の展開 保健・医療、福祉、教育・育成等の関係21機関で構成 相談等の連携強化 青少年活動コーディネーター・若者応援団の設置 企業等と青少年団体、地域団体とのマッチング（囑託：各県民局1人） 県立施設等の管理運営</p> <table border="1" data-bbox="549 1407 1350 1543"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>H19利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いえしま自然体験センター</td> <td>32,828人</td> </tr> <tr> <td>兔和野高原野外教育センター</td> <td>40,517人</td> </tr> <tr> <td>神出学園(第28期(平成20年4月))</td> <td>入学者 17人、在籍者 69人</td> </tr> </tbody> </table> <p>山の学校の運営</p> <table border="1" data-bbox="549 1575 1261 1711"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定 員</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>入学者数</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>11</td> <td>18</td> <td>13</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>修了者数</td> <td>9</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>9</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>ひょうご出会いサポートセンターの運営 平成19年12月末現在会員団体数：186団体、協賛団体数：51団体 （会員団体の独身者数：男性17,360人、女性12,089人） 平成19年度イベント実施回数：50回</p>	区 分	職 員 数	うち県派遣職員数	県支出額	うち一般財源	本 部	18人	15人	177百万円	174百万円	いえしま自然体験センター	10人	5人	67百万円	67百万円	兔和野高原野外教育センター	7人	1人	98百万円	98百万円	神出学園	17人	16人	102百万円	102百万円	山の学校	7人	7人	33百万円	33百万円	合 計	59人	44人	477百万円	474百万円	施 設 名	H19利用者数	いえしま自然体験センター	32,828人	兔和野高原野外教育センター	40,517人	神出学園(第28期(平成20年4月))	入学者 17人、在籍者 69人	年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	定 員	20	20	20	20	20	20	20	入学者数	15	17	18	11	18	13	12	修了者数	9	14	13	9	13	9	-	<p>[改革の基本方向]</p> <p>行政と民間の協働による青少年健全育成運動を推進するため、青少年団体やNPO等と連携した多様な青少年活動を推進するとともに、青少年を取り巻く今日的な課題解決に向けた先導的・専門的事業を実施する。</p> <p>1 今後の経営方針 行政と民間の協働による青少年健全育成運動を推進するため、青少年団体やNPO等で実施可能な事業はこれらを活用することとし、青少年本部は次の役割に重点化する。 また、青少年健全育成施策の企画・立案等を担う県との役割分担を図り、簡素で効率的な体制とする。</p> <p>(1) 多様な活動主体と連携した協働事業の推進 青少年団体やNPO等の多様主体と連携し、青少年育成の機運醸成、人材育成、交流・ネットワーク化の支援、相談・コーディネート等の協働事業を推進する。</p> <p>(2) 青少年の生きる力を育む先導的な体験学習の推進 「子どもの冒険ひろば」や「若者ゆうゆう広場」など先導的な体験活動事業の実施や、いえしま自然体験センターの運営等を通じ、青少年の生きる力を育む多様な体験学習の機会を提供する。</p> <p>(3) 課題を抱える青少年への専門的な支援 不登校等課題を抱える青少年を対象に、共同生活や様々な体験を通じ、進路の発見を支援するため、神出学園等の専門的施設を運営するとともに、蓄積されたノウハウの普及等により青少年の自立支援を図る。</p> <p>(4) 新たな社会問題に即応する先導的事業の推進 公平性、安定性を重視する行政サービスを補完するため、緊急性や予防・警鐘的観点から、青少年を巡る新たな社会問題に即応する先導的事業を推進する。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 多様な活動主体と連携した協働事業の推進 青少年活動に必要な資源、ノウハウ等の仲介・調整 「ひょうご若者応援団」を設置し、青少年団体等が必要とする資源や技術、ノウハウ等を提供者との間で仲介するほか、事業の協働を調整する。 また、地方青少年本部と連携し、地域のニーズに応じた事業を地域の様々な実施主体と協働して実施する。 青少年育成活動の担い手の育成 青少年育成活動等の担い手となる人たちの学習と実践の場として「こころ豊かな人づくり500人委員会」の充実を図る。 交流・ネットワークの場の提供 多様な団体、グループ、企業、行政等が必要に応じて結びつき、役割分担や協働を行うことができるよう、「ひょうごユースケアネット推進会議」等、交流・ネットワークの場を提供する。</p> <p>(2) 青少年の生きる力を育む先導的な体験学習の推進 体験活動の機会の提供 「子どもの冒険ひろば」や「若者ゆうゆう広場」など、先導的な体験活動事業を展開し、青少年の生きる力を育む多様な体験活動の機会を提供する。 いえしま自然体験センターの管理運営 いえしま自然体験センターにおいて、自然学校や海の環境教育プログラムの充実を図る。 平成23年度以降の指定管理者の選定に向け、公募に対応するための競争力を備えた運営体制の構築を図る。</p>
区 分	職 員 数	うち県派遣職員数	県支出額	うち一般財源																																																																									
本 部	18人	15人	177百万円	174百万円																																																																									
いえしま自然体験センター	10人	5人	67百万円	67百万円																																																																									
兔和野高原野外教育センター	7人	1人	98百万円	98百万円																																																																									
神出学園	17人	16人	102百万円	102百万円																																																																									
山の学校	7人	7人	33百万円	33百万円																																																																									
合 計	59人	44人	477百万円	474百万円																																																																									
施 設 名	H19利用者数																																																																												
いえしま自然体験センター	32,828人																																																																												
兔和野高原野外教育センター	40,517人																																																																												
神出学園(第28期(平成20年4月))	入学者 17人、在籍者 69人																																																																												
年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20																																																																						
定 員	20	20	20	20	20	20	20																																																																						
入学者数	15	17	18	11	18	13	12																																																																						
修了者数	9	14	13	9	13	9	-																																																																						

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																									
	<p>2 課 題</p> <p>(1) 役割の明確化による事業の重点化 青少年問題に対応する県施策の実施機関として、青少年団体等と連携しながら、県の青少年施策を推進するとともに、神出学園や山の学校など県立施設等の管理運営や、賛助会費等を財源とする自主事業を実施してきた。 民間の青少年団体やNPO等による多様で主体的な活動が活発になりつつあることから、これらの団体等との役割分担を踏まえ、青少年本部の果たすべき役割を明確化し、事業を重点化する必要がある。</p> <p>(2) 県立施設等の管理運営 指定管理者となっている県立施設等について、指定管理者の公募等の見直し検討を踏まえた効率的な業務執行体制を検討する。 また、山の学校、ひょうご出会いサポートセンター事業等については、民間の教育施設・事業者の状況等を踏まえ、運営形態の見直しを検討する必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) ひょうご県民交流の船事業の移管(平成20年4月) ひょうご県民交流の船事業を(財)兵庫県高齢者生きがい創造協会へ移管した。</p> <p>(2) 東はりま青少年館の廃止・移譲(平成20年3月末) これまで指定管理者として管理運営を行ってきた東はりま青少年館について、平成20年度に加古川市へ移譲することとし、県立施設としては廃止した。</p>	<p>(3) 課題を抱える青少年への専門的な支援 神出学園の管理運営 不登校の青少年等による自らの進路発見への支援を充実するとともに、非常勤講師の活用や維持管理費の見直しにより、業務執行の効率化を図る。 山の学校事業の実施 自然の中での体験活動と共同生活を通じて、たくましく生きる力を培い、自らの進路を拓くことを支援してきたが、在籍者数が低迷していることを踏まえ、3年連続して在籍者数が定員の半分以上となる状況が生じた場合には、事業を廃止する。 青少年自立支援プログラムの拡充 神出学園、山の学校で蓄積したノウハウを生かし、学外生に対する青少年自立支援プログラムを拡充する。</p> <p>(4) 新たな社会問題に即応する先導的事业の推進 インターネット上の有害情報対策の推進 地域、学校、事業者、行政等が一体となり、青少年がインターネットと正しく向き合う方法、有害情報を制限するフィルタリング活用等の普及啓発を図る。 「ひょうご出会いサポートセンター」の推進 民間の事業者の状況等を踏まえ、運営形態等の見直しを検討する。</p> <p>(5) 事業の展開を支える組織基盤の充実 専門的人材の確保やスキルアップ、外部人材の登用等により、組織基盤の充実を図る。 円滑な運営と充実した活動の展開のため、企業等から資金を導入するなど、自主財源を拡大する。</p> <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減 県OB職員の活用：県派遣職員の約10%をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1576 1245 2487 1497"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>46人</td> <td>44人(4.3%)</td> <td>約40%削減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>14人</td> <td>13人(7.1%)</td> <td>約10%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>60人</td> <td>57人(5.0%)</td> <td>(約30%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>3人</td> <td>2人(33.3%)</td> <td>(県派遣の約10%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>63人</td> <td>59人(6.3%)</td> <td>(約20%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに30%程度縮減することとなる。(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1640 2763 1955"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>314 (314)</td> <td>309 (309)</td> <td>1.6% (1.6%)</td> <td>300</td> <td>32.1%</td> <td rowspan="3">900 (900)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>128 (128)</td> <td>165 (165)</td> <td>+28.9% (+28.9%)</td> <td>(300)</td> <td>(32.1%)</td> </tr> <tr> <td>基金充当額</td> <td>120</td> <td>3</td> <td>97.5%</td> <td>3</td> <td>97.5%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>562 (442)</td> <td>477 (474)</td> <td>15.1% (+ 7.2%)</td> <td>303 (300)</td> <td>46.1% (32.1%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	46人	44人(4.3%)	約40%削減	プロパー職員	14人	13人(7.1%)	約10%削減	小 計	60人	57人(5.0%)	(約30%削減)	県OB職員の活用	3人	2人(33.3%)	(県派遣の約10%をOB化)	計	63人	59人(6.3%)	(約20%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	314 (314)	309 (309)	1.6% (1.6%)	300	32.1%	900 (900)	補 助 金	128 (128)	165 (165)	+28.9% (+28.9%)	(300)	(32.1%)	基金充当額	120	3	97.5%	3	97.5%	計	562 (442)	477 (474)	15.1% (+ 7.2%)	303 (300)	46.1% (32.1%)	
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																								
県 派 遣 職 員	46人	44人(4.3%)	約40%削減																																																								
プロパー職員	14人	13人(7.1%)	約10%削減																																																								
小 計	60人	57人(5.0%)	(約30%削減)																																																								
県OB職員の活用	3人	2人(33.3%)	(県派遣の約10%をOB化)																																																								
計	63人	59人(6.3%)	(約20%削減)																																																								
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																																					
委 託 料	314 (314)	309 (309)	1.6% (1.6%)	300	32.1%	900 (900)																																																					
補 助 金	128 (128)	165 (165)	+28.9% (+28.9%)	(300)	(32.1%)																																																						
基金充当額	120	3	97.5%	3	97.5%																																																						
計	562 (442)	477 (474)	15.1% (+ 7.2%)	303 (300)	46.1% (32.1%)																																																						

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																					
<p>[公 社 等]</p> <p>②(財)兵庫県芸術文化協会</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 芸術文化の創造と交流、調査研究、普及啓発及び学習機会の提供など、多様な芸術文化活動を展開することにより、芸術文化の振興を図り、県民文化の向上に寄与するとともに、こころ豊かな人づくりに資する。</p> <p>(2) 基 本 財 産：637,151千円 { うち県出捐：53,000千円（8.3%） 旧(財)兵庫現代芸術劇場県出捐分：500,000千円（県全体 86.8%） </p> <p>(3) 平成20年度予算額（歳出）：4,046百万円 （うち県支出額：2,191百万円）</p> <p>(4) 組織体制・事業費（平成20年度）</p> <table border="1" data-bbox="519 766 1374 1024"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職 員 数</th> <th>うち県派遣職員数</th> <th>県支出額</th> <th>うち一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 部</td> <td>18人</td> <td>4人</td> <td>170百万円</td> <td>77百万円</td> </tr> <tr> <td>兵庫県民会館</td> <td>7人</td> <td>0人</td> <td>82百万円</td> <td>73百万円</td> </tr> <tr> <td>芸術文化センター</td> <td>46人</td> <td>12人</td> <td>1,539百万円</td> <td>1,043百万円</td> </tr> <tr> <td>原田の森ギャラリー</td> <td>3人</td> <td>0人</td> <td>60百万円</td> <td>60百万円</td> </tr> <tr> <td>ピッコロシアター</td> <td>16人</td> <td>3人</td> <td>340百万円</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>90人</td> <td>19人</td> <td>2,191百万円</td> <td>1,253百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 主な事業</p> <p>県立施設の管理運営</p> <table border="1" data-bbox="546 1136 1166 1356"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>H19利用者数</th> <th>H20運営費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県民会館</td> <td>534,700人</td> <td>281百万円</td> </tr> <tr> <td>芸術文化センター</td> <td>842,261人</td> <td>809百万円</td> </tr> <tr> <td>原田の森ギャラリー</td> <td>168,969人</td> <td>86百万円</td> </tr> <tr> <td>ピッコロシアター</td> <td>104,021人</td> <td>189百万円</td> </tr> <tr> <td>県民小劇場</td> <td>42,855人</td> <td>24百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>運営費には利用料金等を含む</p> <p>ピッコロ劇団の運営 （平成19年度公演回数：51公演）</p> <p>芸術文化センター管弦楽団の運営 （平成19年度公演回数：88公演）</p> <p>定期演奏会、特別公演、わくわくオーケストラ教室等の開催</p> <p>芸術文化センター事業 （平成19年度公演回数：249公演）</p> <p>プロデュース事業、招聘・共催・提携公演等の開催</p> <p>芸術文化振興事業等 県民芸術劇場、伝統文化体験フェア、文化交流のつどい、ひょうごアーティストサロン等の開催</p>	区 分	職 員 数	うち県派遣職員数	県支出額	うち一般財源	本 部	18人	4人	170百万円	77百万円	兵庫県民会館	7人	0人	82百万円	73百万円	芸術文化センター	46人	12人	1,539百万円	1,043百万円	原田の森ギャラリー	3人	0人	60百万円	60百万円	ピッコロシアター	16人	3人	340百万円	0百万円	合 計	90人	19人	2,191百万円	1,253百万円	施 設 名	H19利用者数	H20運営費	兵庫県民会館	534,700人	281百万円	芸術文化センター	842,261人	809百万円	原田の森ギャラリー	168,969人	86百万円	ピッコロシアター	104,021人	189百万円	県民小劇場	42,855人	24百万円	<p>[改革の基本方向]</p> <p>民間文化団体とのネットワーク等を活かしつつ、芸術文化の拠点施設の運営、人材育成、創造・発信、普及・啓発等をより効果的かつ効率的に実施する。</p> <p>1 今後の経営方針 県が企画立案する芸術文化施策の実施主体として、総合的文化団体としての専門性や民間文化団体との幅広いネットワークを活かし、質の高い芸術文化の拠点施設の運営、人材育成、多彩な活動の創造・発信、普及・啓発等をより効果的かつ効率的に実施していく。</p> <p>(1) 芸術文化振興事業の実施 協会の専門性やネットワーク、機動性、柔軟性を活用した芸術文化振興事業を実施する。 ・総合的文化団体としての専門性を活かした芸術文化の振興・普及事業 ・芸術文化団体及び県内文化施設等とのネットワークを活かした事業</p> <p>(2) 芸術文化拠点施設の運営 協会が有する専門的知識やプロのスタッフを活用した芸術文化拠点施設を運営する。 ・「芸術文化センター」「ピッコロシアター」等の県立施設の管理運営 ・施設専属の芸術団体「兵庫芸術文化センター管弦楽団」「ピッコロ劇団」の運営</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 芸術文化振興事業の実施 事業の重点化 芸術文化の裾野の拡大につながる事業や採算ベースにのりにくい芸術文化の振興・普及に資する部門に重点を置いた事業の展開 ・「ふれあいの祭典 - 県民文化普及事業」、新進アーティストへの支援事業など</p> <p>多彩な団体とのネットワークの活用 芸術文化団体とのネットワークを活かした効果的・効率的な事業の展開 ・ジャンルを越えた伝統文化の団体が一堂に会して開催する「伝統文化体験フェア」 ・県内舞台芸術団体と公立文化施設等とのコーディネートを行う「県民芸術劇場」など</p> <p>文化施設との連携 各種文化事業の実施を通じてネットワークを培ってきた施設と連携した事業の展開 ・「陶芸美術館」「考古博物館」「県立美術館」「歴史博物館」等の施設や人材を活用し、学習機会や情報を提供する「兵庫県生活文化大学」など</p> <p>(2) 芸術文化拠点施設の運営 芸術文化センター ア 事業費の県費負担は縮減するものの（5億円 3.5億円）経営効率を高めながら、開館記念期間（平成17～19年度）に匹敵する質・量の事業を実施 ・芸術監督プロデュースオペラ・コンサート、芸術文化センター管弦楽団定期演奏会など</p> <p>イ 県立施設として音楽の裾野の拡大に資する事業を展開 ・県内の中学1年生全員に本格的なオーケストラを体験させる「わくわくオーケストラ教室」 ・500円で気軽にコンサートを楽しめる「ワンコイン・コンサート」など</p> <p>ウ 平成20年度にホールのネーミングライツを導入し財源と安定的な運営を確保</p>
区 分	職 員 数	うち県派遣職員数	県支出額	うち一般財源																																																			
本 部	18人	4人	170百万円	77百万円																																																			
兵庫県民会館	7人	0人	82百万円	73百万円																																																			
芸術文化センター	46人	12人	1,539百万円	1,043百万円																																																			
原田の森ギャラリー	3人	0人	60百万円	60百万円																																																			
ピッコロシアター	16人	3人	340百万円	0百万円																																																			
合 計	90人	19人	2,191百万円	1,253百万円																																																			
施 設 名	H19利用者数	H20運営費																																																					
兵庫県民会館	534,700人	281百万円																																																					
芸術文化センター	842,261人	809百万円																																																					
原田の森ギャラリー	168,969人	86百万円																																																					
ピッコロシアター	104,021人	189百万円																																																					
県民小劇場	42,855人	24百万円																																																					

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																									
	<p>2 課 題</p> <p>(1) 芸術文化振興事業の重点化 民間文化団体との役割分担を踏まえ、芸術文化協会の果たすべき役割を明確化し、業務を重点化する必要がある。</p> <p>(2) 県立施設の管理運営 指定管理者の公募等の見直し検討を踏まえた効率的な業務執行体制を検討する必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 県民小劇場の廃止(平成20年4月) 平成20年度末での一般利用廃止に伴い、平成21年度から協会への管理・運営の委託を終了することとした。</p> <p>(2) ピッコロシアター(平成20年4月) 演劇学校、舞台技術学校の生徒を確保するため、より魅力的な授業内容等に見直しを行った。</p> <p>(3) 芸術文化センター(平成20年度) 開館記念期間(平成17～19年度)が経過したことから、事業内容の質・量は維持しつつ、事業費の県費負担額を縮減した。(5億円 3.5億円)</p>	<p>ピッコロシアター</p> <p>ア 青少年の自由な創造活動の促進を目的に、演劇を中心とした鑑賞機会の提供、発表の場の提供、人材育成事業を実施 ピッコロ劇団の運営、鑑賞劇場の開催、演劇学校・舞台技術学校の運営など</p> <p>イ 県立施設として演劇の裾野の拡大に資する事業を展開 ピッコロ劇団による学校公演、高校・大学での演劇指導、ワークショップ、ファミリー向け公演など</p> <p>原田の森ギャラリー 県民に鑑賞機会や創作活動の発表の場を提供することにより、美術の裾野を拡大</p> <p>県民会館 協会本部と県民会館管理運営業務を区分するとともに、協会本部の組織のスリム化、運営の効率化を図ることにより、平成20年度の指定管理者の公募に対応</p> <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減 県OB職員の活用：県派遣職員の約20%をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1576 913 2487 1171"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>19人</td> <td>19人(±0.0%)</td> <td>約50%削減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>70人</td> <td>68人(2.9%)</td> <td>約15%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>89人</td> <td>87人(2.2%)</td> <td>(約20%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>4人</td> <td>3人(25.0%)</td> <td>(県派遣の約20%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>93人</td> <td>90人(3.2%)</td> <td>(約20%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに5%程度縮減することとなる。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1354 2763 1690"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>1,405 (1,242)</td> <td>1,240 (1,176)</td> <td>11.7% (5.3%)</td> <td>1,200</td> <td>17.1%</td> <td rowspan="3">4,400 (2,900)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>42 (42)</td> <td>77 (77)</td> <td>+83.3% (+83.3%)</td> <td>(1,200)</td> <td>(6.5%)</td> </tr> <tr> <td>基金充当額</td> <td>1,065</td> <td>874</td> <td>17.9%</td> <td>870</td> <td>18.3%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,512 (1,284)</td> <td>2,191 (1,253)</td> <td>12.8% (2.4%)</td> <td>2,070 (1,200)</td> <td>17.6% (6.5%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>平成20年度の補助金の増は、プロパー職員(2名)の定年退職に伴う退職手当の増による。</p>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	19人	19人(±0.0%)	約50%削減	プロパー職員	70人	68人(2.9%)	約15%削減	小 計	89人	87人(2.2%)	(約20%削減)	県OB職員の活用	4人	3人(25.0%)	(県派遣の約20%をOB化)	計	93人	90人(3.2%)	(約20%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果 (うち一般財源)	委 託 料	1,405 (1,242)	1,240 (1,176)	11.7% (5.3%)	1,200	17.1%	4,400 (2,900)	補 助 金	42 (42)	77 (77)	+83.3% (+83.3%)	(1,200)	(6.5%)	基金充当額	1,065	874	17.9%	870	18.3%	計	2,512 (1,284)	2,191 (1,253)	12.8% (2.4%)	2,070 (1,200)	17.6% (6.5%)	
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																								
県 派 遣 職 員	19人	19人(±0.0%)	約50%削減																																																								
プロパー職員	70人	68人(2.9%)	約15%削減																																																								
小 計	89人	87人(2.2%)	(約20%削減)																																																								
県OB職員の活用	4人	3人(25.0%)	(県派遣の約20%をOB化)																																																								
計	93人	90人(3.2%)	(約20%削減)																																																								
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果 (うち一般財源)																																																					
委 託 料	1,405 (1,242)	1,240 (1,176)	11.7% (5.3%)	1,200	17.1%	4,400 (2,900)																																																					
補 助 金	42 (42)	77 (77)	+83.3% (+83.3%)	(1,200)	(6.5%)																																																						
基金充当額	1,065	874	17.9%	870	18.3%																																																						
計	2,512 (1,284)	2,191 (1,253)	12.8% (2.4%)	2,070 (1,200)	17.6% (6.5%)																																																						

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																	
<p>[公 社 等] ②(財)兵庫県職員互助会</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立の目的 地方公務員法第42条に定める県の責務としての県職員に対する福利厚生事業を効果的に実施するため、「職員の共済制度に関する条例」に基づき職員互助会を組織している。 職員の福利厚生事業の実施を通じ、県政の能率的な執行に寄与し、県民の福祉の増進に資する。 県職員から多額の掛金を徴収して事業を実施しており、適正に資産管理・会計処理を行うために、法人格を有する団体としている。</p> <p>(2) 基本財産：10,000千円 (うち県出捐： 0千円(0.0%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：5,647百万円 (うち県支出額： 116百万円)</p> <p>(4) 主な事業等 負担金充当事業：生活設計講座、文化教養講座等 掛金事業：保健給付金(医療給付金、休職療養補助金等) 罹災給付金(死亡弔慰金、障害見舞金等) その他(カフェテリアプラン、退会餞別金、永年勤続表彰祝品等) 自主事業：団体保険、団体扱い保険、印紙・証紙販売、直営宿泊施設運営等</p> <p>2 課 題</p> <p>(1) 県負担金の縮減への対応 県からの負担金は今後とも縮減していく必要があり、負担金の縮減に応じて事業の見直しを行う必要がある。</p> <p>(2) 社会情勢への対応 公務員を取り巻く社会情勢の変化に応じ、個々の事業について、県民からの批判を受けることのないように事業の見直しを行っていく必要がある。</p> <p>(3) 職員の福利厚生事業の推進 今後とも職員が安心して、かつ、意欲を持って公務に従事できるよう、福利厚生事業を推進する必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 県派遣職員の縮減 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="519 1438 1320 1570"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県負担金の縮減 他府県の実施状況を踏まえた縮減を図っている。</p> <table border="1" data-bbox="519 1669 1261 1831"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掛 金 比 率(対給料月額)</td> <td>5/1000</td> <td>5/1000</td> <td>5/1000</td> </tr> <tr> <td>負担金比率(対給料月額)</td> <td>5/1000</td> <td>2.5/1000</td> <td>2/1000</td> </tr> <tr> <td>掛 金 : 負 担 金 比 率</td> <td>1 : 1</td> <td>1 : 0.5</td> <td>1 : 0.4</td> </tr> <tr> <td>負 担 金 額 (百 万 円)</td> <td>294</td> <td>145</td> <td>116</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 事業の見直し 銀婚記念品、成人祝品、義務教育終了祝品の廃止(H18.4.1) 負担金の縮減を踏まえ、負担金充当事業から掛金事業への振替を実施(H19.4.1)</p>	区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	県 派 遣 職 員	12	12	9	8	7	6	プロパー職員	7	7	7	6	6	5	合 計	19	19	16	14	13	11	区 分	H18年度	H19年度	H20年度	掛 金 比 率(対給料月額)	5/1000	5/1000	5/1000	負担金比率(対給料月額)	5/1000	2.5/1000	2/1000	掛 金 : 負 担 金 比 率	1 : 1	1 : 0.5	1 : 0.4	負 担 金 額 (百 万 円)	294	145	116	<p>[改革の基本方向] 職員に対する福利厚生事業を効果的に実施していくため、引き続き、法人格を有する団体として事業を運営する。 県負担金の縮減に対応しつつ、事業の見直しを進める。</p> <p>1 今後の経営方針</p> <p>(1) 職員の福利厚生事業の推進 今後とも職員が安心して、かつ、意欲を持って公務に従事できるよう、地方公務員法第42条の規定に基づき、使用者としての県の責務である福利厚生事業を推進する。</p> <p>(2) 事業の見直し 県負担金の縮減に対応しつつ、事業区分に応じ、以下の視点に立って見直しを行う。 負担金充当事業：社会情勢の変化を踏まえつつ、使用者である県として必要な事業に限定掛金事業・自主事業：職員のニーズに応じた事業に見直し</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 平成20年度見直し 負担金充当事業：職員文化祭、職員運動会の休止 掛金事業・自主事業：職員ふれあいの船を休止するとともに、緊急生活資金貸付を創設</p> <p>(2) 平成21年度以降の見直し 事業対策検討会を引き続き設置し、以下の見直しを行う。 負担金充当事業：県負担金の削減に対応しつつ、事業の見直しを進める。 掛金事業・自主事業：職員ニーズに応じた事業の見直しを進める。</p> <p>3 県派遣職員等及び県負担金の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 事業の見直しに伴い、事業規模に見合った適正な人員の配置を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1573 1144 2487 1375"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>7人</td> <td>6人(14.3%)</td> <td>約60%削減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>6人</td> <td>5人(16.7%)</td> <td>約30%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>13人</td> <td>11人(15.4%)</td> <td>(約50%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>0人</td> <td>0人(-)</td> <td>(-)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13人</td> <td>11人(15.4%)</td> <td>(約50%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県負担金の見直し 使用者としての県の責務を考慮するとともに、他府県の状況等を踏まえ、関係機関と調整を図りつつ、下記を目的に県負担金の縮減を行っていく。</p> <table border="1" data-bbox="1558 1501 2457 1669"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掛 金 比 率(対給料月額)</td> <td>5/1000</td> <td>5/1000</td> <td>5/1000</td> <td>5/1000</td> </tr> <tr> <td>負担金比率(対給料月額)</td> <td>2/1000</td> <td>1.5/1000</td> <td>1.25/1000</td> <td>1.0/1000</td> </tr> <tr> <td>掛 金 : 負 担 金 比 率</td> <td>1 : 0.4</td> <td>1 : 0.3</td> <td>1 : 0.25</td> <td>1 : 0.2</td> </tr> <tr> <td>負 担 金 額 (百 万 円)</td> <td>116</td> <td>86</td> <td>73</td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	7人	6人(14.3%)	約60%削減	プロパー職員	6人	5人(16.7%)	約30%削減	小 計	13人	11人(15.4%)	(約50%削減)	県OB職員の活用	0人	0人(-)	(-)	計	13人	11人(15.4%)	(約50%削減)	区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	掛 金 比 率(対給料月額)	5/1000	5/1000	5/1000	5/1000	負担金比率(対給料月額)	2/1000	1.5/1000	1.25/1000	1.0/1000	掛 金 : 負 担 金 比 率	1 : 0.4	1 : 0.3	1 : 0.25	1 : 0.2	負 担 金 額 (百 万 円)	116	86	73	56
区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20																																																																																													
県 派 遣 職 員	12	12	9	8	7	6																																																																																													
プロパー職員	7	7	7	6	6	5																																																																																													
合 計	19	19	16	14	13	11																																																																																													
区 分	H18年度	H19年度	H20年度																																																																																																
掛 金 比 率(対給料月額)	5/1000	5/1000	5/1000																																																																																																
負担金比率(対給料月額)	5/1000	2.5/1000	2/1000																																																																																																
掛 金 : 負 担 金 比 率	1 : 1	1 : 0.5	1 : 0.4																																																																																																
負 担 金 額 (百 万 円)	294	145	116																																																																																																
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																																																																
県 派 遣 職 員	7人	6人(14.3%)	約60%削減																																																																																																
プロパー職員	6人	5人(16.7%)	約30%削減																																																																																																
小 計	13人	11人(15.4%)	(約50%削減)																																																																																																
県OB職員の活用	0人	0人(-)	(-)																																																																																																
計	13人	11人(15.4%)	(約50%削減)																																																																																																
区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度																																																																																															
掛 金 比 率(対給料月額)	5/1000	5/1000	5/1000	5/1000																																																																																															
負担金比率(対給料月額)	2/1000	1.5/1000	1.25/1000	1.0/1000																																																																																															
掛 金 : 負 担 金 比 率	1 : 0.4	1 : 0.3	1 : 0.25	1 : 0.2																																																																																															
負 担 金 額 (百 万 円)	116	86	73	56																																																																																															

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																						
<p>[公 社 等]</p> <p>②(財)阪神・淡路大震災復興基金</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立の目的 阪神・淡路大震災からの早期復興に向け、国、県、市町の取組みを補完し、被災者の救済・自立支援、被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進め、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生する。</p> <p>(2) 基本財産：100,000千円 (うち県出捐：67,000千円(67.0%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：2,163百万円 (うち県支出額：1,259百万円)</p> <p>(4) 主な事業等 平成17年度には、阪神・淡路震災復興計画の計画期間(10年)が満了したが、未だ被災地固有の課題が残されていることから、高齢者の自立支援とまちのにぎわいづくりを中心とする22事業について、平成21年度まで受付を延長するとともに、基本財産を縮減(200億円→1億円)のうえ、高齢者自立支援対策等のための事業財源を確保した。</p> <p>[平成19年度支給実績] (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="492 913 1442 1136"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="2">受付継続事業</th> <th colspan="2">支払いのみ事業</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅対策事業</td> <td>703,772</td> <td>10</td> <td>317,344</td> <td>10</td> <td>1,021,116</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>産業対策事業</td> <td>244,087</td> <td>4</td> <td>79,898</td> <td>4</td> <td>323,985</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>生活対策事業</td> <td>345,442</td> <td>8</td> <td>72,921</td> <td>3</td> <td>418,363</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,293,301</td> <td>22</td> <td>470,163</td> <td>17</td> <td>1,763,464</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p>住宅対策事業：被災マンション建替支援利子補給事業、 まちのにぎわいづくり一括助成事業など(10事業)</p> <p>産業対策事業：復興市街地再開発商業施設等入居促進事業、 商店街・小売市場復興イベント開催支援事業補助など(4事業)</p> <p>平成20年度から、本格復興促進支援利子補給事業を追加</p> <p>生活対策事業：高齢世帯生活援助員設置事業、 高齢者自立支援ひろば設置事業など(8事業)</p> <p>2 課 題 事務執行体制の見直し 復興基金事業の新規受付の終了に伴い、事務量が減少することから、事務執行体制を見直す必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 財団設立当初の事務執行体制 財団の事務執行体制は、基金創設時より、基金事業の取りまとめ・市との調整、申請書の受理、審査等については、県や市町との分担を見直し、適切な人員配置に努めてきた。</p> <p>(2) 震災復興計画満了時の執行体制の見直し 平成17年度の阪神・淡路大震災復興計画満了時の事業見直しに伴い、職員体制を見直した。(平成17年度：9人 平成18年度：6人)</p>	事業名	受付継続事業		支払いのみ事業		合計		金額	件数	金額	件数	金額	件数	住宅対策事業	703,772	10	317,344	10	1,021,116	20	産業対策事業	244,087	4	79,898	4	323,985	8	生活対策事業	345,442	8	72,921	3	418,363	11	計	1,293,301	22	470,163	17	1,763,464	39	<p>[改革の基本方向]</p> <p>復興基金事業の事務量の減少等に対応し、事務局を廃止する。 助成金の支給が平成32年度で終了することから、平成33年度に団体を廃止する。</p> <p>1 今後の経営方針 阪神・淡路大震災復興計画の計画期間を踏まえ、すでに受け付けている事業の残務整理を行うとともに、残余財産の範囲内で復興の残された課題である「被災高齢者の自立支援」「まちのにぎわいの回復」に対応するための事業を実施する。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 財団事務局の廃止 事務量の減少に応じ、平成21年度末に独立した事務局を廃止する。 (職員が兼務により財団の事務処理に従事する体制に改める。)</p> <p>(2) 復興基金事業の終了 被災者住宅購入支援事業補助、被災者住宅再建支援事業補助など、助成金の支給が平成32年度で終了することから、平成33年度に団体を廃止する。</p> <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し</p> <table border="1" data-bbox="1576 989 2487 1247"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県派遣職員</td> <td>3人</td> <td>2人(33.3%)</td> <td>皆減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>0人</td> <td>0人(-)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>3人</td> <td>2人(33.3%)</td> <td>(皆減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>0人</td> <td>0人(-)</td> <td>(-)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3人</td> <td>2人(33.3%)</td> <td>(皆減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県支出額が平成30年度までに95%程度縮減することとなる。(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1394 2763 1577"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基金充当額</td> <td>664</td> <td>1,259</td> <td>+89.6%</td> <td>30</td> <td>95.5%</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>664 (0)</td> <td>1,259 (0)</td> <td>+89.6% (-)</td> <td>30 (0)</td> <td>95.5% (-)</td> <td>(0)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県派遣職員	3人	2人(33.3%)	皆減	プロパー職員	0人	0人(-)	-	小計	3人	2人(33.3%)	(皆減)	県OB職員の活用	0人	0人(-)	(-)	計	3人	2人(33.3%)	(皆減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	基金充当額	664	1,259	+89.6%	30	95.5%	0	計	664 (0)	1,259 (0)	+89.6% (-)	30 (0)	95.5% (-)	(0)
事業名	受付継続事業		支払いのみ事業		合計																																																																																			
	金額	件数	金額	件数	金額	件数																																																																																		
住宅対策事業	703,772	10	317,344	10	1,021,116	20																																																																																		
産業対策事業	244,087	4	79,898	4	323,985	8																																																																																		
生活対策事業	345,442	8	72,921	3	418,363	11																																																																																		
計	1,293,301	22	470,163	17	1,763,464	39																																																																																		
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																																																					
県派遣職員	3人	2人(33.3%)	皆減																																																																																					
プロパー職員	0人	0人(-)	-																																																																																					
小計	3人	2人(33.3%)	(皆減)																																																																																					
県OB職員の活用	0人	0人(-)	(-)																																																																																					
計	3人	2人(33.3%)	(皆減)																																																																																					
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																																																																		
基金充当額	664	1,259	+89.6%	30	95.5%	0																																																																																		
計	664 (0)	1,259 (0)	+89.6% (-)	30 (0)	95.5% (-)	(0)																																																																																		

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																													
<p>[公 社 等] ②(財)兵庫県住宅再建共済基金</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立の目的 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、住宅所有者の相互扶助により自然災害で被害を受けた住宅の再建・補修等を支援するために創設された兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)を運営する。(平成17年3月設立)</p> <p>(2) 基本財産:100,000千円 (うち県出捐:100,000千円(100%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出):763百万円 (うち県支出額 69百万円)</p> <p>(4) 主な事業等 兵庫県住宅再建共済制度管理・運営事業 加入手続、収納管理システム維持運営、運営協議会開催 等 兵庫県住宅再建共済制度普及啓発事業 各種広報媒体、イベント等を活用したPR、加入勧奨や関係団体と連携した普及啓発 等</p> <p>平成19年度末実績(平成20年3月31日時点) 加入戸数:13,613戸(累計 118,732戸) 加入率: 6.7%(加入目標 15%、最終目標 10年間で50%)</p> <p>2 課 題 加入率の当面目標15%、最終目標50%を達成するため、県・市町・推進会議構成団体と連携し、普及活動の強化を図る必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 職員数の見直し 財団における業務執行の徹底した合理化、効率化により、職員数を見直した。(平成17年度:9人 平成20年度:8人)</p> <p>(2) 人件費、運営費等の削減 ・常勤の役員報酬の削減(平成20年4月) ・運営費30%、普及啓発費50%の削減(平成20年4月、対平成19年度比)</p>	<p>[改革の基本方向] ————— フェニックス共済の加入率の当面目標15%、最終目標50%の達成をめざして、一層の加入促進を図るとともに、財団運営の透明性の確保に努め、効率的・効果的な運営を図る。</p> <p>1 今後の経営方針</p> <p>(1) 自然災害に対する備えとして、住宅所有者間の相互扶助の仕組み(共助)である共済制度について、公助との区分を明確にしながら、長期的・安定的な運営を図る。</p> <p>(2) 加入率の当面目標15%、最終目標50%の達成をめざして、普及啓発活動を強化する。</p> <p>(3) 民間事業者等との提携による加入者獲得方策を検討する。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 加入促進対策の推進 県民がより加入しやすい制度への定着をめざし、社会経済情勢の変化に応じた制度運営の確保とともに、制度の一層の普及を図る。 県・市町・推進会議構成団体等の広報媒体を活用した広報活動の展開 ・広報誌、組織内LAN、テレビ・ラジオ番組、タウン誌等の活用 ・団体とのタイアップリーフレットの作成・配布 重点広報期間及び「フェニックス共済の日」のPR ・重点広報期間の設定を行い、重点的な広報やキャンペーン等を展開 ・「フェニックス共済の日」(毎月17日)のPR マンション関係者の理解促進 ・マンション共用部分再建共済制度の加入促進、分譲マンション等の共済附帯の推進 民間活用による加入促進 県内全郵便局(840局)の加入申込書の取り次ぎに加え、郵便局(株)等への勧誘・契約業務の委託による加入者獲得方策を検討する。</p> <p>(2) 運営の透明性の確保 ホームページでの財団の業務・財務等の公開、制度運営に関する重要事項を審議する運営協議会や、給付金積立金の安全・確実な運用を図る資金運用委員会の適切な運営など、県民から信頼される財団運営を行う。</p> <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県派遣職員:事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 県OB職員の活用:県派遣職員の約60%をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1576 1415 2487 1640"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県派遣職員</td> <td>10人</td> <td>9人(10.0%)</td> <td>皆 減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>0人</td> <td>0人(-)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>10人</td> <td>9人(10.0%)</td> <td>(皆 減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>1人</td> <td>1人(±0.0%)</td> <td>(県派遣の約60%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11人</td> <td>10人(9.1%)</td> <td>(約40%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに60%程度縮減することとなる。(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1759 2763 1963"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>99 (55)</td> <td>69 (38)</td> <td>30.3% (30.9%)</td> <td>50 (20)</td> <td>49.5% (63.6%)</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>99 (55)</td> <td>69 (38)</td> <td>30.3% (30.9%)</td> <td>50 (20)</td> <td>49.5% (63.6%)</td> <td>(200)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県派遣職員	10人	9人(10.0%)	皆 減	プロパー職員	0人	0人(-)	-	小 計	10人	9人(10.0%)	(皆 減)	県OB職員の活用	1人	1人(±0.0%)	(県派遣の約60%をOB化)	計	11人	10人(9.1%)	(約40%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	99 (55)	69 (38)	30.3% (30.9%)	50 (20)	49.5% (63.6%)	300	計	99 (55)	69 (38)	30.3% (30.9%)	50 (20)	49.5% (63.6%)	(200)
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																												
県派遣職員	10人	9人(10.0%)	皆 減																																												
プロパー職員	0人	0人(-)	-																																												
小 計	10人	9人(10.0%)	(皆 減)																																												
県OB職員の活用	1人	1人(±0.0%)	(県派遣の約60%をOB化)																																												
計	11人	10人(9.1%)	(約40%削減)																																												
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																									
委 託 料	99 (55)	69 (38)	30.3% (30.9%)	50 (20)	49.5% (63.6%)	300																																									
計	99 (55)	69 (38)	30.3% (30.9%)	50 (20)	49.5% (63.6%)	(200)																																									

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																		
<p>[公 社 等] 29(財)兵庫県人権啓発協会</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立の目的 兵庫県民の人権意識の高揚を図るため、研修、啓発等に関する諸事業を行い、もって同和問題を初めとする人権問題の解決に寄与することを目的に県・市町の共同出資により設立。</p> <p>(2) 基 本 財 産：102,700千円 (うち県出捐：50,000千円(48.7%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：138百万円 (うち県支出額：129百万円)</p> <p>(4) 主な事業</p> <p>研修事業 ・啓発研修、特定職種従事者研修、企業経営者研修、講師派遣研修 等 平成19年度実施回数・参加者数：168回・12,780人</p> <p>啓発事業 ・人権啓発フェスティバル 平成19年度参加者数：10,000人 ・「ひょうご人権ジャーナルきずな」の発行 毎月30,000部 ・人権文化をすすめる県民運動推進市町補助 ・人権啓発活動地方委託事業</p> <p>県立施設の管理運営事業 人権啓発の拠点となる、県立のじぎく会館の管理運営 (平成20年度運営費：28百万円)</p> <p>自主事業 ア 啓発ビデオ作成事業 「こころに咲く花」作成 イ 相談事業(平成19年度相談件数：302件)</p> <p>2 課 題 人権課題への対応 人権尊重の理念についての理解は進んできているものの、態度や行動に結びつくという点ではいまだ十分とはいえない状況にあり、また、児童虐待、DV・女性問題、高齢者虐待、外国人、H I V感染者など、人権課題はより複雑・多様化している。 今後、「人権文化」の創造から定着に向けた一層の取組みが求められている。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 県派遣職員の見直し ・平成14年度：12人 平成20年度8人(4人) ・研究部長を事務局次長が兼務(平成20年度)</p> <p>(2) 事業の見直し 人権啓発ビデオを自主事業化(ビデオ販売収入のみで制作)(平成19年度)</p>	<p>[改革の基本方向] 県民の人権意識の高揚を図るため、研修事業、啓発事業等を通じて、複雑・多様化する人権問題の解決に努める。</p> <p>1 今後の経営方針 複雑・多様化する人権課題の解決を図るため、自治体の責務である人権啓発活動を適切かつ円滑に実施しうる公益法人として、研修、啓発等の諸事業を積極的に展開する。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 人権啓発事業の実施 人権尊重の理念について、県民の理解を一層深めるため、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」(平成13年3月策定)に基づき、人権課題全般にわたる研修・啓発事業に取り組む。 研修・啓発事業の重点化 「人権に関する県民意識調査」(平成20年度)の結果を踏まえ、家庭、学校、地域、職場等に応じ、多様な人権問題を身近な課題と捉え理解できる、効果的な研修・啓発に重点化を図る。 効果的な啓発教材の制作 啓発ビデオ作成事業(自主事業)の強化など、市町の住民学習会、各種研修会で活用される視聴覚教材の制作を強化する。</p> <p>(2) 人権啓発拠点施設の管理運営 県立のじぎく会館については、今後とも、さらなる維持管理経費の効率的執行と利用料金収入の確保に努め、人権啓発の拠点施設としての機能が発揮できるよう、引き続き協会を指定管理者とする。</p> <p>(3) 組織体制の見直し ・4部体制(企画管理、研修、啓発、研究)の見直し(平成21年度) 啓発部と研究部の統合(啓発研究部) ・事務局次長の廃止(平成21年度)</p> <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 県OB職員の活用：県派遣職員の約20%をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1576 1318 2487 1556"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>9人</td> <td>8人(11.1%)</td> <td>約30%削減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>0人</td> <td>0人(-)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>9人</td> <td>8人(11.1%)</td> <td>(約30%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>1人</td> <td>1人(±0.0%)</td> <td>(県派遣の約20%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10人</td> <td>9人(10.0%)</td> <td>(約10%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県支出額が平成30年度までに30%程度縮減することとなる。(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1688 2763 1963"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>93 (24)</td> <td>87 (22)</td> <td>6.5% (8.3%)</td> <td>100</td> <td>29.6%</td> <td rowspan="3">100 (70)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>49 (49)</td> <td>42 (42)</td> <td>14.3% (14.3%)</td> <td>(100)</td> <td>(+37.0%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>142 (73)</td> <td>129 (64)</td> <td>9.2% (12.3%)</td> <td>100 (100)</td> <td>29.6% (+37.0%)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	9人	8人(11.1%)	約30%削減	プロパー職員	0人	0人(-)	-	小 計	9人	8人(11.1%)	(約30%削減)	県OB職員の活用	1人	1人(±0.0%)	(県派遣の約20%をOB化)	計	10人	9人(10.0%)	(約10%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	93 (24)	87 (22)	6.5% (8.3%)	100	29.6%	100 (70)	補 助 金	49 (49)	42 (42)	14.3% (14.3%)	(100)	(+37.0%)	計	142 (73)	129 (64)	9.2% (12.3%)	100 (100)	29.6% (+37.0%)
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																	
県 派 遣 職 員	9人	8人(11.1%)	約30%削減																																																	
プロパー職員	0人	0人(-)	-																																																	
小 計	9人	8人(11.1%)	(約30%削減)																																																	
県OB職員の活用	1人	1人(±0.0%)	(県派遣の約20%をOB化)																																																	
計	10人	9人(10.0%)	(約10%削減)																																																	
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																														
委 託 料	93 (24)	87 (22)	6.5% (8.3%)	100	29.6%	100 (70)																																														
補 助 金	49 (49)	42 (42)	14.3% (14.3%)	(100)	(+37.0%)																																															
計	142 (73)	129 (64)	9.2% (12.3%)	100 (100)	29.6% (+37.0%)																																															

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																									
<p>[公 社 等] ⑳(社福)兵庫県 社会福祉協議 会</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 兵庫県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な 発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。</p> <p>(2) 基 本 財 産：196,000千円 (うち県出捐： 0千円(0.0%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：9,194百万円 (うち県支出額 692百万円)</p> <p>(4) 組織体制・事業費(平成20年度)</p> <table border="1" data-bbox="519 655 1400 842"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職 員 数</th> <th>うち県派遣職員数</th> <th>県支出額</th> <th>うち一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局</td> <td>31人</td> <td>1人</td> <td>303百万円</td> <td>213百万円</td> </tr> <tr> <td>ひょうごボランティアプラザ</td> <td>11人</td> <td>6人</td> <td>367百万円</td> <td>164百万円</td> </tr> <tr> <td>社会福祉研修所</td> <td>7人</td> <td>1人</td> <td>22百万円</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>49人</td> <td>8人</td> <td>692百万円</td> <td>398百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 主な事業等 福祉のまちづくりの推進 市町社会福祉協議会の福祉コミュニティ活動等の技術的な援助 ボランティア活動の推進 ・ひょうごボランティアプラザの運営 ・ボランティア活動団体等の活動資金支援 (平成19年度実績3,207件、128百万円) 福祉人材の育成と定着・確保 ・社会福祉研修所の運営 ・福祉人材センターの運営等(事業費：38百万円) 民間社会福祉職員の互助会・退職共済年金制度の運営 社会福祉法人など民間福祉事業者への経営相談・支援 福祉サービス利用援助事業の推進 高齢者・障害者権利擁護センターの運営 生活福祉資金の貸付 低所得者等を対象とする生活支援のための公的資金貸付制度の運営</p> <p>2 課 題</p> <p>(1) 福祉人材の確保 社会福祉研修所での県、市町の福祉関係職員への研修、福祉人材センター における就業あっせんなど、福祉人材の確保が必要である。</p> <p>(2) ボランティア活動への支援 県民のボランティア活動の一層の促進を図るため、全県の支援拠点である ひょうごボランティアプラザの支援施策の充実を図るとともに、市町社協ボ ランティアセンター等との連携強化が必要である。</p>	区 分	職 員 数	うち県派遣職員数	県支出額	うち一般財源	事務局	31人	1人	303百万円	213百万円	ひょうごボランティアプラザ	11人	6人	367百万円	164百万円	社会福祉研修所	7人	1人	22百万円	21百万円	合 計	49人	8人	692百万円	398百万円	<p>[改革の基本方向] 県内の社会福祉に関する活動の振興を図るため、地域福祉の担い手である市町社会福祉協議 会、社会福祉施設経営者等を会員とし、広域的な見地に立った地域福祉事業を展開する。</p> <p>1 今後の経営方針 社会福祉法に基づき、県内の社会福祉に関する活動の振興を図るため、「県民の参画による豊かな 市民福祉社会づくり」を目標として、市町単位では難しい広域的な見地に立った地域福祉事業に取り 組む。</p> <p>(1) 全県的な地域福祉の推進 県民や市町社会福祉協議会、福祉サービスの利用者、民間福祉事業者等への支援の充実を図る。</p> <p>(2) 福祉人材の育成と確保 総合的な福祉人材確保対策を推進するとともに、社会福祉研修所の運営等を通じて人材の育成 を図る。</p> <p>(3) ボランティア活動への支援 寄附金控除の優遇措置が講じられる特定公益増進法人としての利点を活用し、市町との役割分 担を図りながら、ボランティア活動団体等への支援を推進する。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 全県的な地域福祉の推進 市町社協活動の支援の充実 県民に身近な市町社協が取り組むべき先導的・戦略的な取組みの方向性の明示、市町社協地 域福祉推進計画の策定への助言など、コンサルティング機能を強化する。 民間福祉事業者への支援の充実 公認会計士等による経営相談の充実、経営計画の策定支援など、事業者ニーズに即した情報 提供・技術支援機能を強化する。 民間社会福祉職員の福利厚生事業の充実 資産運用方法の見直し等退職共済年金制度の安全かつ安定的な運営、新メニューの開拓等、 満足度の高い互助会事業の展開を図る。 高齢者・障害者権利擁護センターの運営強化 市町社協の生活支援活動の支援強化により、福祉サービス利用者等の権利擁護の徹底を図る。 生活福祉資金制度の適正な運営 低所得者等の有効な生活支援策として、市町等の相談機関と連携し、相談、貸付から償還指 導まで生活福祉資金制度の円滑な運営を図る。</p> <p>(2) 福祉人材の育成と確保 県内の社会福祉に関する活動を強化するため、市町単位では難しい人材確保等に取り組む。 総合的な福祉人材確保対策の推進 ・福祉人材リリーフバンク(短期就労あっせん)の創設 ・対象者の拡大、地方開催等による就職説明会の充実 ・再就労支援等による多様な人材の参入・参画の促進 ・福祉・介護職への県民理解促進(中学生から団塊世代までを対象とした福祉体験の講座等) 福祉人材のキャリアアップ支援 社会福祉従事者の研修体系を明確化し、施設・職能団体との役割分担のうえ、社会福祉研修 所における研修内容を重点化</p>
区 分	職 員 数	うち県派遣職員数	県支出額	うち一般財源																							
事務局	31人	1人	303百万円	213百万円																							
ひょうごボランティアプラザ	11人	6人	367百万円	164百万円																							
社会福祉研修所	7人	1人	22百万円	21百万円																							
合 計	49人	8人	692百万円	398百万円																							

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																								
	<p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 中期計画の策定・推進 兵庫県社協2010年計画(後期計画)を策定し、機能強化に取り組んでいる。</p> <p>(2) 組織の見直し(平成20年4月) 社会福祉研修所について、経理業務を本部に集約、3部を2部に再編し、県派遣職員2名を引き上げた。</p> <p>(3) ひょうごボランティアプラザの運営の見直し(平成20年3月) 地域の市民活動支援センター等の整備等に伴い、県民の身近にボランティア活動の交流等の場が充実しつつあることから、ひょうごボランティアプラザの交流サロンの面積を縮小した。</p>	<p>(3) ボランティア活動への支援 ボランティアセンターの活動の強化 ひょうごボランティアプラザの全県支援機能の充実を図るため、ボランティア・市民活動支援センター間情報ネットワークの構築など、市町社協ボランティアセンター、市民活動支援センター等との連携を強化する。 ボランティア活動団体等への支援の充実 ボランティアグループ・団体・NPO等の活動を一層促進するため、ボランティア基金を活用した県民ボランティア活動の裾野の更なる拡大に繋がる支援施策の見直し・充実を図る。</p> <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減 県OB職員の活用：県派遣職員の約20%をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1576 766 2487 1024"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>10人</td> <td>8人(20.0%)</td> <td>約50%削減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>42人</td> <td>39人(7.1%)</td> <td>約10%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>52人</td> <td>47人(9.6%)</td> <td>(約20%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>2人</td> <td>2人(±0.0%)</td> <td>(県派遣の約20%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>54人</td> <td>49人(9.3%)</td> <td>(約15%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに5%程度縮減することとなる。(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1171 2763 1507"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>73 (67)</td> <td>63 (46)</td> <td>13.7% (31.3%)</td> <td>470</td> <td>3.5%</td> <td rowspan="4">1,400 (1,200)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>414 (330)</td> <td>430 (352)</td> <td>+ 3.9% (+ 6.7%)</td> <td>(370)</td> <td>(6.8%)</td> </tr> <tr> <td>基金充当額</td> <td>209</td> <td>199</td> <td>4.8%</td> <td>200</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>696 (397)</td> <td>692 (398)</td> <td>0.6% (+ 0.3%)</td> <td>670 (370)</td> <td>3.7% (6.8%)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	10人	8人(20.0%)	約50%削減	プロパー職員	42人	39人(7.1%)	約10%削減	小 計	52人	47人(9.6%)	(約20%削減)	県OB職員の活用	2人	2人(±0.0%)	(県派遣の約20%をOB化)	計	54人	49人(9.3%)	(約15%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	73 (67)	63 (46)	13.7% (31.3%)	470	3.5%	1,400 (1,200)	補 助 金	414 (330)	430 (352)	+ 3.9% (+ 6.7%)	(370)	(6.8%)	基金充当額	209	199	4.8%	200	4.3%	計	696 (397)	692 (398)	0.6% (+ 0.3%)	670 (370)	3.7% (6.8%)
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																							
県 派 遣 職 員	10人	8人(20.0%)	約50%削減																																																							
プロパー職員	42人	39人(7.1%)	約10%削減																																																							
小 計	52人	47人(9.6%)	(約20%削減)																																																							
県OB職員の活用	2人	2人(±0.0%)	(県派遣の約20%をOB化)																																																							
計	54人	49人(9.3%)	(約15%削減)																																																							
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																																				
委 託 料	73 (67)	63 (46)	13.7% (31.3%)	470	3.5%	1,400 (1,200)																																																				
補 助 金	414 (330)	430 (352)	+ 3.9% (+ 6.7%)	(370)	(6.8%)																																																					
基金充当額	209	199	4.8%	200	4.3%																																																					
計	696 (397)	692 (398)	0.6% (+ 0.3%)	670 (370)	3.7% (6.8%)																																																					

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
<p>[公 社 等]</p> <p>⑦(財)ひょうご 科学技術協会</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 兵庫県における創造的な科学技術の振興を総合的に推進するとともに、西播磨テクノポリス地域高度技術産業集積活性化計画で定められた地域を中心に高度技術に立脚した工業開発を促進し、もって魅力ある地域社会の建設及び国際社会の発展に寄与する。</p> <p>(2) 基 本 財 産：4,200,000千円 { うち県出捐：4,000,000千円（95.2%） 旧(財)播磨テクノポリス財団県出捐分：100,000千円（県全体 97.6%） </p> <p>(3) 基金等：技術振興基金：800,000千円 地域産業活性化基金：300,000千円（国1/2補助）</p> <p>(4) 平成20年度予算額（歳出）：624百万円 （うち県支出額：329百万円）</p> <p>(5) 主な事業</p> <p>研究助成事業 県内に在住・在勤する研究者等の研究計画や海外渡航への助成 ・ 学術研究への支援（一般学術研究助成、奨励研究助成） ・ 学術交流への支援（研究者海外派遣助成）</p> <p>普及・啓発事業 科学技術への関心を高め、正しい知識の普及啓発を行うとともに、協会の活動を広くPRする。</p> <p>ア 青少年向け事業 ・ 科学技術ミュージアム事業（小学生のための科学学習体験ツアー） ・ サイエンスボランティア活動への支援 ・ 青少年向け科学の祭典の開催 ・ 高校生向けサマー・サイエンスセミナー、サイエンスサマーキャンプの実施</p> <p>イ 一般向け事業 ・ ひょうご科学技術トピックスセミナーの開催 ・ 科学技術最前線に関する講演会の開催（XFEL、次世代AIコン） ・ サイエンスカフェひょうごの開催 ・ 機関誌「ひょうごサイエンス」の発行、播磨産業科学情報の発行 ・ ひょうご研究機関メーリングリストの発行</p> <p>播磨地域の産業の技術開発力の育成・強化</p> <p>ア 産学官共同研究開発事業（CASTクラブ） 播磨地域の研究開発型の中堅企業のニーズと大学等研究機関のシーズのマッチングの場を提供し、企業が実施する新事業・新製品開発を支援する。</p> <p>イ 技術高度化研究開発支援助成事業（年3件程度）</p> <p>ウ 先進的ものづくり研究会運営事業（技術講習会、研修会、共同研究等）</p>	<p>[改革の基本方向]</p> <p>放射光産業利用を一層促進するとともに、次世代成長分野やものづくり分野の産業技術の高度化について、産学連携による取組みを充実・強化する。 事務の合理化と事業の再構築を進める一方、基本財産の運用方針を見直すことにより、学術研究助成等の自主事業の充実を図る。</p> <p>1 今後の経営方針</p> <p>(1) 放射光産業利用の推進 兵庫県放射光ナノテク研究所を核に、(財)高輝度光科学研究センターをはじめとする関係機関との連携により、企業への技術支援機能の充実を図るとともに、産学官の共同研究プロジェクトを推進する。</p> <p>(2) 研究助成事業の見直し 協会の基幹事業である学術研究助成及び学術交流助成について、財源となる基金運用益が昨今の低金利状況で減少していることを踏まえ、助成メニューの重点化を図る。 また、安定した財源を確保するため、基本財産等の一部を取り崩し可能な基金へ繰り入れる等の措置を検討する。</p> <p>(3) 産学連携等の事業運営の充実 科学技術に関する普及・啓発事業の充実 青少年の理科離れ対策を目的とした事業に重点を置き、一般県民への科学技術理解の促進を図る。 播磨地域の産業の技術開発力の育成・強化 兵庫ものづくり支援センター播磨を核に、企業への技術支援・技術相談事業の充実を図り、姫路を中心とする播磨地域の企業の技術開発力を一層高める。</p> <p>(4) 先端科学技術支援センターの管理運営 交流促進、情報提供及び研究開発支援の諸機能を有する先端科学技術支援センターについて、効率的・効果的な管理運営を図る。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 放射光産業利用の推進 産業界の放射光利用の促進 SPring-8、ニュースバル等との連携を図りながら、兵庫県放射光ナノテク研究所及び兵庫県ビームラインを活用した産学官の共同研究プロジェクトや、企業の研究支援、受託分析を行う。 県内企業への普及啓発 産業界における放射光に対する普及啓発を積極的に推進するため、県内企業を中心とした技術者養成や研修会、成果報告会、技術相談等を実施する。</p> <p>(2) 研究助成事業の見直し 国及び大学等による助成制度の状況も踏まえつつ、助成メニューの重点化を図るとともに、安定的な財政運営を図るため、基本財産等の一部を取り崩し可能な基金に繰り入れて運用財産化する。</p>

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																													
	<p>兵庫ものづくり支援センター播磨の管理・運営 先端共同利用機器を設置、研究コーディネーター、技術コーディネーターを配置し、共同研究推進のための支援を実施 ・ものづくり関連機器等の効果的活用、技術支援等 ・播磨ものづくりクラスター協議会の運営(シボ・ジムの開催)</p> <p>放射光産業利用推進事業 兵庫県放射光ナノテク研究所を活用し、企業の放射光利用を支援する。 ・放射光関連施設の管理運営(県ビームライン、ナノテク研究所等) ・共同研究、技術支援(測定受託・技術相談等) ・普及啓発(技術講習会、研修会、成果発表会、ひょうごSPring-8賞)</p> <p>県立施設の管理運営 先端科学技術支援センター 〔平成19年度利用者数：30,903人、利用率：51.8%〕 〔 宿泊者数：8,333人、稼働率：65.5% 〕</p> <p>2 課 題</p> <p>(1) 放射光産業利用の促進 科学技術振興の中核機構としての使命を果たすとともに、県におけるSPring-8の産業利用、X F E Lやスパコンの活用に関する拠点として、ナノテク研究所を核とした、(財)高輝度光科学研究センターをはじめとする関係機関との連携や、企業への技術支援機能の充実を図る必要がある。</p> <p>(2) 自主財源の確保 研究助成事業に充当している基本財産運用益について、昨今の低金利状況により運用益が減少しており、自主事業の実施に今後支障が生じるおそれがあることから、運営の合理化を図るとともに、財源確保策を検討する必要がある。</p> <p>(3) 産学連携等の事業運営の充実 県施策との連携の一層の向上と効率的な事業執行を図りつつ、県立大学や先端研究機関とのネットワーク構築に努め、県の科学技術振興の中核機関としての役割を果たす必要がある。</p> <p>(4) 先端科学技術支援センターの管理運営 先端的な科学技術に関する研究開発の支援拠点としてふさわしい管理運営のあり方を検討する必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 基金統合(平成18年3月) 事業の意義が低下した、債務保証基金について、同趣旨の技術振興基金に統合し、業務の見直しを実施</p> <p>(2) 事業の見直し 大学院生海外派遣助成事業の廃止等による経費削減</p>	<p>(3) 産学連携等の事業運営の充実 科学技術に関する普及・啓発事業の充実 一般県民への科学技術理解を促進するため、青少年の理科離れ対策として取り組む。 ・科学技術ミュージアム事業の対象地域を播磨地域から全県への拡大、事業の拡充 ・サイエンスカフェの全県展開 播磨地域の産業の技術開発力の育成・強化 姫路を中心とする播磨地域の企業の技術開発力を一層高めるため、地域の関係機関等との連携を一層強化し、企業に対する支援事業の充実を図る。 ・兵庫ものづくり支援センター播磨を活用した共同研究や技術指導の実施 ・「先進的ものづくり研究会」や「播磨ものづくりクラスター協議会」の運営を通じた産学官ネットワークの強化</p> <p>(4) 先端科学技術支援センターの管理運営 ・ 期施設(宿泊室・貸会議室) 指定管理者を公募する。 ・ 期施設(貸研究室、開放型・試験分析室) 期(放射光ナノテク研究所) 高度な研究環境を提供するため、引き続き協会を指定管理者とする。</p> <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 県OB職員の活用：県派遣職員のうち一定数のOB化も検討</p> <table border="1" data-bbox="1576 1060 2487 1318"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>10人</td> <td>10人(± 0.0%)</td> <td>約50%削減</td> </tr> <tr> <td>プ ロ パ ー 職 員</td> <td>0人</td> <td>0人(-)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>10人</td> <td>10人(± 0.0%)</td> <td>(約50%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>2人</td> <td>2人(± 0.0%)</td> <td>(± 0.0%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12人</td> <td>12人(± 0.0%)</td> <td>(約40%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに10%程度縮減することとなる。(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1465 2763 1690"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>357 (332)</td> <td>329 (319)</td> <td>7.8% (3.9%)</td> <td>300 (300)</td> <td>16.0% (9.6%)</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>357 (332)</td> <td>329 (319)</td> <td>7.8% (3.9%)</td> <td>300 (300)</td> <td>16.0% (9.6%)</td> <td>(100)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	10人	10人(± 0.0%)	約50%削減	プ ロ パ ー 職 員	0人	0人(-)	-	小 計	10人	10人(± 0.0%)	(約50%削減)	県OB職員の活用	2人	2人(± 0.0%)	(± 0.0%)	計	12人	12人(± 0.0%)	(約40%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	357 (332)	329 (319)	7.8% (3.9%)	300 (300)	16.0% (9.6%)	300	計	357 (332)	329 (319)	7.8% (3.9%)	300 (300)	16.0% (9.6%)	(100)
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																												
県 派 遣 職 員	10人	10人(± 0.0%)	約50%削減																																												
プ ロ パ ー 職 員	0人	0人(-)	-																																												
小 計	10人	10人(± 0.0%)	(約50%削減)																																												
県OB職員の活用	2人	2人(± 0.0%)	(± 0.0%)																																												
計	12人	12人(± 0.0%)	(約40%削減)																																												
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																									
委 託 料	357 (332)	329 (319)	7.8% (3.9%)	300 (300)	16.0% (9.6%)	300																																									
計	357 (332)	329 (319)	7.8% (3.9%)	300 (300)	16.0% (9.6%)	(100)																																									

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
<p>[公 社 等] 29(財)ひょうご産業活性化センター</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 県下中小企業の経営基盤強化をはじめ、中小企業の経営革新及び創業、第二創業の促進、地場産業や小売商業等地域産業の活性化及び国内外企業立地の促進等、県が推進する産業振興事業を実施する。</p> <p>(2) 基本財産：183,000千円 〔うち県出捐：80,000千円(43.7%) 旧(財)阪神・淡路産業復興機構県出捐分：67,000千円(県全体 80.3%)〕</p> <p>(3) 基金等：指導体制強化基金：100,000千円</p> <p>(4) 平成20年度予算額(歳出)：3,819百万円(うち県支出額：478百万円) 別途、県短期貸付金：3,000百万円 〔貸倒引当金不足対策等分2,000百万円 商工中金貸付金分 1,000百万円〕 その他 県の損失補償残高：3,148百万円(H19年度末残高)</p> <p>(5) 主な事業</p> <p> 中小企業支援ネットひょうご</p> <p> 中小企業支援センター事業 (平成19年度相談件数：80,045件)</p> <p> ひょうご中小企業技術評価制度(平成19年度評価書発行件数：109件)</p> <p> 経営革新及び新事業創出</p> <p> 経営革新計画承認 (平成19年度承認数：197件)</p> <p> 新事業創出支援事業 (平成19年度利用数：379人・社)</p> <p> 地域産業の活性化</p> <p>ア 貸付事業</p> <p> (ア) 小規模企業者等設備資金貸付事業 平成19年度貸付実績：27件312百万円 損失補償実績：なし</p> <p> (イ) 地域産業振興資金貸付事業 平成19年度貸付実績：21件173百万円 損失補償実績：平成17～18年度 なし、平成19年度 1件 2百万円</p> <p>イ 貸与事業</p> <p> (ア) 小規模企業者等設備貸与事業 平成19年度貸付実績：133件1,915百万円 損失補償実績：なし</p> <p> (イ) 先進機器・省エネルギー等設備貸与事業 平成19年度貸与実績：38件1,049百万円 損失補償実績：なし</p> <p> (ウ) 最新規制適合車等代替促進貸与事業 平成19年度貸付実績：5件124百万円 損失補償実績：なし</p> <p>ウ 空き店舗活用支援事業 (平成19年度利用数：462件)</p> <p>エ 中心市街地商業活性化推進事業(平成19年度利用数：6件)</p> <p>オ 中小小売商業経営支援事業 (平成19年度利用数：89件)</p> <p>カ 下請企業対策事業 (平成19年度登録企業数：5,364件)</p>	<p>[改革の基本方向]</p> <p> 中小企業への総合的な支援、経営革新及び新事業の創出、地域産業の活性化等を推進し、ひょうごの元気創出に取り組む。 設備貸与事業の利用向上や経費節減を図り、貸倒引当金等の積立不足額の解消を図る。</p> <p>1 今後の経営方針</p> <p> 民間機関等とのネットワークを有効に活用しつつ、機能を充実・強化するとともに、事業の重点化等効率的・効果的な執行に努め、県下の中小企業が抱える多様な課題に対して迅速・的確に実効性のある解決手段を提供するなど、県が推進する産業振興事業を引き続き実施する。</p> <p>(1) 中小企業への総合的な支援の推進 「中小企業支援ネットひょうご」における各支援機関の連携体制を強化するなかで、「ビジネスプラザひょうご」等を活用して企業間交流を促進するなど、中小企業への総合的な支援を推進する。</p> <p>(2) 経営革新及び新事業創出の促進 既存中小企業等に対する経営革新及び新事業の創出促進等の事業について、事業の重点化や組織体制の簡素化など、経費の削減に取り組みながら推進する。</p> <p>(3) 地域産業の活性化 小規模零細企業の経営基盤強化を図るため、設備資金の無利子貸付、設備貸与等の信用供与事業や商店街への各種支援、下請中小企業への販路拡大支援を行う。</p> <p>(4) 国内外企業の立地促進 ひょうご・神戸投資サポートセンター等を総合窓口として、民間企業情報の収集等を強化し、国内企業・外資系企業・外国企業のさまざまな企業ニーズに即応したワンストップサービスを展開する。</p> <p>(5) 貸倒引当金等の積立不足額の解消 事業収益の確保と経費節減等に取り組むことで収支改善を図り、貸倒引当金等不足額を解消し、貸倒引当金等の積立不足額対策として借り入れていた県短期貸付金を20億円縮減する。 事業収益の確保 小規模企業者等設備貸与事業について、現行の貸与規模を確保する。 経費の節減 人件費、事務費等の経費節減により、収支改善に取り組む。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 既貸付金の着実な償還による新規貸付財源の確保 小規模企業者等設備資金貸付等の貸付事業について、今後とも、県からの新たな一般財源負担は原則行わず、適切な貸付審査や債権管理を行い、既貸付金の着実な償還を進めることにより、新規貸付財源を確保する。 事業計画の妥当性や設備投資の効果を踏まえた適切な貸付審査の実施 貸付企業に対する適切な経営指導による適切な債権管理の実施</p>

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																																																																																		
	<p>企業誘致の促進 ひょうご・神戸投資サポートセンター事業 〔平成19年度企業訪問数：1,242件 進出相談件数：861件〕</p> <p>2 課 題</p> <p>(1) 既貸付金の着実な償還による新規貸付財源の確保 今後も引き続き、貸付金の適正管理を行うことで、着実に償還を進め、新規貸付財源を確保する必要がある。</p> <p>(2) 貸倒引当金等の積立不足額の解消 平成18年度から新公益法人会計基準を適用した結果、債務者区分の変更等により貸倒引当金の積立必要額が増加したことなどから、貸倒引当金等の積立不足額が生じており、解消する必要がある。</p> <p>〔貸倒引当金等の状況〕 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="468 804 1418 951"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積立必要額</td> <td>377</td> <td>312</td> <td>548</td> <td>868</td> <td>916</td> <td>964</td> </tr> <tr> <td>積立実績</td> <td>87</td> <td>138</td> <td>211</td> <td>378</td> <td>422</td> <td>560</td> </tr> <tr> <td>積立不足額</td> <td>290</td> <td>174</td> <td>337</td> <td>490</td> <td>494</td> <td>404</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 組織体制の見直し 事業規模の見直し等により、組織体制と職員数を見直す必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 貸倒引当金等積立不足額の縮減（平成15～20年度） 収益の確保と経費節減（平成15～20年度） 小規模企業者等設備貸与事業等について、一定規模を保つことで収益を確保するとともに、事務費節減など、適切な経費節減を実施した。 小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金の交付（平成15～18年度） 小規模企業者等設備貸与事業に係る機械類信用保険制度が平成15年度に廃止され、貸倒引当金積立必要額の一部を割賦損料収入の増額で捻出せざるを得なくなったことから、その対策として県から円滑化補助金を交付。 平成19年度からは、円滑化補助金を廃止し、県の短期貸付の支援で対応。 県短期貸付金（平成17年度～） 景気低迷等による設備貸与事業の利用の減少や倒産の増加及び新公益法人会計基準の適用に伴う貸倒引当金の積立必要額の増加に対応するため、県の短期貸付を実施。</p> <p>(2) 新産業創出支援事業補助金の廃止（平成20年度） 成長分野における新技術やサービス産業等の創出に一定の成果を上げたことから、新産業等の創出に係る取組みに対する円滑な資金供給を図るため、補助を廃止し、無利子貸付制度を創設した。</p> <p>(3) 近畿圏企業誘致強化事業の廃止（平成20年度） 既存データの活用など、企業訪問の効率化により、近畿圏企業誘致強化事業を廃止した。</p>	区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	積立必要額	377	312	548	868	916	964	積立実績	87	138	211	378	422	560	積立不足額	290	174	337	490	494	404	<p>(2) 貸倒引当金等の積立不足額の解消 設備貸与事業の利用向上、経費節減等に取り組むことにより収支改善を図り、平成23年度に貸倒引当金等の不足額を解消し、県短期貸付金を20億円縮減する。 事業収益の確保 小規模企業者等設備貸与事業等について、制度説明会等において、事業の積極的なPRや成功事例の紹介等を実施し、小規模企業者の利用促進を図る。 市場金利に対応した適正な水準の損料率を設定するなど、利用者が利用しやすい条件に配慮し、当事業の損益分岐点である概ね30億円の貸与規模を確保する。</p> <p>経費の削減 従事職員数の適正化による人件費の削減及び事務的経費の節減等に取り組み、収支改善を図る。</p> <p>〔収支見通し（設備貸与事業）〕 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1528 730 2745 1140"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">収入</td> <td>事業収益</td> <td>2,683</td> <td>2,856</td> <td>3,047</td> <td>3,042</td> <td>3,160</td> <td>3,383</td> <td>3,394</td> <td>3,322</td> <td>3,322</td> <td>3,322</td> <td>3,322</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>256</td> <td>206</td> <td>256</td> <td>206</td> <td>206</td> <td>206</td> <td>206</td> <td>206</td> <td>206</td> <td>206</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>計 A</td> <td>2,939</td> <td>3,062</td> <td>3,303</td> <td>3,248</td> <td>3,366</td> <td>3,589</td> <td>3,600</td> <td>3,528</td> <td>3,528</td> <td>3,528</td> <td>3,528</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支出</td> <td>事業支出</td> <td>2,477</td> <td>2,593</td> <td>2,733</td> <td>2,732</td> <td>2,858</td> <td>3,067</td> <td>3,070</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>328</td> <td>328</td> <td>328</td> <td>328</td> <td>318</td> <td>318</td> <td>318</td> <td>318</td> <td>318</td> <td>318</td> <td>318</td> </tr> <tr> <td>計 B</td> <td>2,805</td> <td>2,921</td> <td>3,061</td> <td>3,060</td> <td>3,176</td> <td>3,385</td> <td>3,388</td> <td>3,318</td> <td>3,318</td> <td>3,318</td> <td>3,318</td> </tr> <tr> <td>収支 A-B=C</td> <td>134</td> <td>141</td> <td>242</td> <td>188</td> <td>190</td> <td>204</td> <td>212</td> <td>210</td> <td>210</td> <td>210</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金等充当額 D</td> <td>134</td> <td>141</td> <td>242</td> <td>80</td> <td>134</td> <td>134</td> <td>134</td> <td>134</td> <td>134</td> <td>134</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>引当金等充当後収支 C-D</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>108</td> <td>56</td> <td>70</td> <td>78</td> <td>76</td> <td>76</td> <td>76</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金等不足額</td> <td>404</td> <td>280</td> <td>80</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他経費の削減 事業の見直しにより経費の削減を図り、効率的・効果的な事業運営を行う。 「経営革新及び新事業創出の促進」の見直し ・新産業創出支援事業補助金を無利子貸付に見直し ・経営革新貸付事業については平成23年度に廃止を検討 ・新産業創造キャピタル事業による保有株式を平成26年度末に売却完了 ・その他専門家の派遣単価や回数の見直し等による経費の削減</p> <p>「中小企業支援ネットひょうごの推進」の見直し ・専門家派遣における派遣回数の見直しによる経費削減 ・コストパフォーマンスを追求した情報システムの改善 ・各報酬・謝金単価の見直し 経営等専門家派遣事業（@39千円 @30千円） 起業家支援専門家派遣事業（@39千円 @30千円）等</p> <p>(4) 組織体制の見直し 産業企画部と新事業支援部の統合による体制の見直し 指揮系統の簡素化と事務効率の向上を図るため、産業企画部と新事業支援部を統合する。</p> <p>資金支援課と設備貸与課の統合 事業規模の適正化に伴い、資金支援課と設備貸与課を統合し、職員を削減する。</p>	区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	収入	事業収益	2,683	2,856	3,047	3,042	3,160	3,383	3,394	3,322	3,322	3,322	3,322	その他	256	206	256	206	206	206	206	206	206	206	206	計 A	2,939	3,062	3,303	3,248	3,366	3,589	3,600	3,528	3,528	3,528	3,528	支出	事業支出	2,477	2,593	2,733	2,732	2,858	3,067	3,070	3,000	3,000	3,000	3,000	その他	328	328	328	328	318	318	318	318	318	318	318	計 B	2,805	2,921	3,061	3,060	3,176	3,385	3,388	3,318	3,318	3,318	3,318	収支 A-B=C	134	141	242	188	190	204	212	210	210	210	210	貸倒引当金等充当額 D	134	141	242	80	134	134	134	134	134	134	134	引当金等充当後収支 C-D	0	0	0	108	56	70	78	76	76	76	76	貸倒引当金等不足額	404	280	80	0	0	0	0	0	0	0	0
区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20																																																																																																																																																														
積立必要額	377	312	548	868	916	964																																																																																																																																																														
積立実績	87	138	211	378	422	560																																																																																																																																																														
積立不足額	290	174	337	490	494	404																																																																																																																																																														
区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																																																																									
収入	事業収益	2,683	2,856	3,047	3,042	3,160	3,383	3,394	3,322	3,322	3,322	3,322																																																																																																																																																								
	その他	256	206	256	206	206	206	206	206	206	206	206																																																																																																																																																								
	計 A	2,939	3,062	3,303	3,248	3,366	3,589	3,600	3,528	3,528	3,528	3,528																																																																																																																																																								
支出	事業支出	2,477	2,593	2,733	2,732	2,858	3,067	3,070	3,000	3,000	3,000	3,000																																																																																																																																																								
	その他	328	328	328	328	318	318	318	318	318	318	318																																																																																																																																																								
	計 B	2,805	2,921	3,061	3,060	3,176	3,385	3,388	3,318	3,318	3,318	3,318																																																																																																																																																								
収支 A-B=C	134	141	242	188	190	204	212	210	210	210	210																																																																																																																																																									
貸倒引当金等充当額 D	134	141	242	80	134	134	134	134	134	134	134																																																																																																																																																									
引当金等充当後収支 C-D	0	0	0	108	56	70	78	76	76	76	76																																																																																																																																																									
貸倒引当金等不足額	404	280	80	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																									

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																								
		<p>3 県の財政支援・人的支援の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し</p> <p>県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減 県OB職員の活用：県派遣職員の約20%をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1578 432 2487 693"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>30人</td> <td>29人(3.3%)</td> <td>約50%削減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>15人</td> <td>15人(± 0.0%)</td> <td>約30%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>45人</td> <td>44人(2.2%)</td> <td>(約40%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>2人</td> <td>2人(±0.0%)</td> <td>(県派遣の約20%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>47人</td> <td>46人(2.1%)</td> <td>(約30%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額の見直し</p> <p>県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに35%程度縮減することとなる。(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1578 835 2760 1171"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>2 (2)</td> <td>1 (1)</td> <td>50.0% (50.0%)</td> <td>360</td> <td>35.4%</td> <td rowspan="4">6,900 (1,200)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>555 (529)</td> <td>428 (424)</td> <td>22.9% (19.8%)</td> <td>(350)</td> <td>(34.1%)</td> </tr> <tr> <td>基金充当額</td> <td>546</td> <td>49</td> <td>91.0%</td> <td>49</td> <td>91.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,103 (531)</td> <td>478 (425)</td> <td>56.7% (20.0%)</td> <td>409 (350)</td> <td>62.9% (34.1%)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	30人	29人(3.3%)	約50%削減	プロパー職員	15人	15人(± 0.0%)	約30%削減	小 計	45人	44人(2.2%)	(約40%削減)	県OB職員の活用	2人	2人(±0.0%)	(県派遣の約20%をOB化)	計	47人	46人(2.1%)	(約30%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	2 (2)	1 (1)	50.0% (50.0%)	360	35.4%	6,900 (1,200)	補 助 金	555 (529)	428 (424)	22.9% (19.8%)	(350)	(34.1%)	基金充当額	546	49	91.0%	49	91.0%	計	1,103 (531)	478 (425)	56.7% (20.0%)	409 (350)	62.9% (34.1%)
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																							
県 派 遣 職 員	30人	29人(3.3%)	約50%削減																																																							
プロパー職員	15人	15人(± 0.0%)	約30%削減																																																							
小 計	45人	44人(2.2%)	(約40%削減)																																																							
県OB職員の活用	2人	2人(±0.0%)	(県派遣の約20%をOB化)																																																							
計	47人	46人(2.1%)	(約30%削減)																																																							
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																																				
委 託 料	2 (2)	1 (1)	50.0% (50.0%)	360	35.4%	6,900 (1,200)																																																				
補 助 金	555 (529)	428 (424)	22.9% (19.8%)	(350)	(34.1%)																																																					
基金充当額	546	49	91.0%	49	91.0%																																																					
計	1,103 (531)	478 (425)	56.7% (20.0%)	409 (350)	62.9% (34.1%)																																																					

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
<p>[公 社 等] ⑨(財)計算科学振興財団</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 次世代スーパーコンピュータの活用を図るため、研究開発及び産業利用の推進並びに広く普及啓発を行うことにより、計算科学分野の振興と産業経済の発展に寄与する。</p> <p>(2) 設立年月日：平成20年1月22日</p> <p>(3) 基 本 財 産：101,000千円 （うち県出捐：50,000千円（49.5%））</p> <p>(4) 平成20年度予算額（歳出）：89百万円 （うち県支出額：20百万円）</p> <p>(5) 役職員 役員 11名 うち常勤 1名（県派遣 1名） 職員 6名 （県派遣 2名）</p> <p>(6) 主な事業等</p> <p>普及啓発事業 企業の経営者・研究者・技術者等対象のセミナーの開催 青少年・一般対象のセミナーの開催 普及啓発冊子等の作成</p> <p>情報収集・調査事業 企業に対する利用ニーズ調査 大学、研究施設の実地調査</p> <p>技術支援事業 技術支援事業スタッフの採用、育成 企業の技術者に対する実践セミナーの開催</p> <p>高度計算科学研究支援センター（仮称）整備事業 次世代スーパーコンピュータの利活用を推進するため、隣接地に整備 ・機 能：共同利用支援、産業利用支援、普及啓発 ・施 設：共同利用研究室、実習室、展示コーナー等 ・開 設：平成23年4月</p> <p>2 課 題</p> <p>(1) 次世代スーパーコンピュータの利活用の促進 平成22年度末予定の稼動直後からの利活用を促進していくことが必要。</p> <p>(2) 全国的な利活用体制の整備 国家的なプロジェクトにふさわしい、全国的な利活用体制の整備が必要。</p>	<p>[改革の基本方向]</p> <p>次世代スーパーコンピュータの利活用を促進するため、普及啓発や技術支援事業等を推進する。</p> <p>1 今後の経営方針</p> <p>(1) 次世代スーパーコンピュータの利活用の促進 世界最先端・最高性能の次世代スーパーコンピュータの利活用を促進するため、高度計算科学研究支援センター（仮称）の整備を推進するとともに、同センターを中核とした県内企業等への支援事業を展開する。</p> <p>(2) 全国的な利活用支援体制の整備 次世代スーパーコンピュータの立地効果を全国に波及させるため、国内の主要な大学や企業等が利用しやすい支援体制の整備を図る。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 次世代スーパーコンピュータの利活用の促進 高度計算科学研究支援センター（仮称）の整備を図るとともに、次世代スーパーコンピュータの稼動直後からの産業利用を促進するため、普及啓発事業、情報収集・調査事業、技術支援事業の拡充を図る。</p> <p>(2) 全国的な利活用支援体制の整備 次世代スーパーコンピュータの立地効果を全国に波及させ、全国的な利活用促進を図るため、国内の主要な大学や企業等の利用がしやすい支援体制の整備を図る。</p> <p>3 県派遣職員等の見直し 今後の次世代スーパーコンピュータの利活用支援体制の整備を踏まえ、今後検討する。</p> <p>(参考)</p> <p>次世代スーパーコンピュータの概要 第3期科学技術基本計画において位置づけられた「国家基幹技術」の1つとして、今後の先端科学技術に欠かせない高精度なシミュレーションに必要となる高い性能と、産業界を含めた幅広い分野で共用できる汎用性を持つ、世界最先端・最高性能の超高速計算機システムを整備する。 ・性 能：10ペタフロップス級（1秒間に1京回 10¹⁶回の演算性能） ・整備主体：独立行政法人理化学研究所 ・総事業費：1,154億円 ・施設整備スケジュール 平成19年度 着工 平成22年度末 稼動 平成24年度 完成 ・設置場所：ポートアイランド2期地区内（神戸市中央区港島南町7丁目）</p>

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																														
<p>[公 社 等] ③(財)兵庫県国際交流協会</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 外国人県民の増加等に伴う地域国際化の諸課題を効果的・効率的に解決し、多様性がメリットを生む多文化共生社会の構築を推進するとともに、市町国際交流団体、外国人支援団体、外国人コミュニティと連携・支援しながら、日本語教育の支援や外国人子弟の学習支援などを推進する機能を果たす。</p> <p>(2) 基本財産：500,000千円 (うち県出捐：500,000千円(100.0%))</p> <p>(3) 基金等：国際交流基金：413,818千円</p> <p>(4) 平成20年度予算額(歳出)：1,340百万円 (うち県支出額：826百万円)</p> <p>(5) 主な事業 外国人県民・留学生支援事業 外国人県民インフォメーションセンター運営事業 (平成19年度外国人県民相談件数：4,356件) 県政・生活情報提供事業(FM COCOLO) 外国人留学生支援 ・私費外国人留学生奨学金支給事業(平成19年度支給者数：299人) ・留学生住宅機関保証推進システム</p> <p>海外事務所の運営(平成20年度)</p> <table border="1" data-bbox="546 1171 1386 1394"> <thead> <tr> <th>事務所名</th> <th>職員</th> <th>うち現地職員</th> <th>面積</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワシントン州(シアトル)</td> <td>3人</td> <td>2人</td> <td>160m²</td> <td>36百万円</td> </tr> <tr> <td>西オーストラリア州(パース)</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>240m²</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>パリ</td> <td>3人</td> <td>2人</td> <td>120m²</td> <td>47百万円</td> </tr> <tr> <td>ブラジル(クリチーバ)</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>31m²</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>12人</td> <td>10人</td> <td>-</td> <td>135百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>県立施設の管理運営 淡路夢舞台国際会議場(H20事業費：184百万円) (平成19年度国際会議等開催件数：314件)</p> <p>ひょうご国際プラザ運営事業(H20事業費：160百万円) (平成19年度利用者数：47,212人) 所在地：国際健康開発センタービル2階 施設：国際情報センター、外国人ビジターズセンター、日本語教育推進室、活動支援室、国際交流サロン</p>	事務所名	職員	うち現地職員	面積	予算額	ワシントン州(シアトル)	3人	2人	160m ²	36百万円	西オーストラリア州(パース)	3人	3人	240m ²	40百万円	パリ	3人	2人	120m ²	47百万円	ブラジル(クリチーバ)	3人	3人	31m ²	12百万円	合 計	12人	10人	-	135百万円	<p>[改革の基本方向]</p> <p>兵庫県をはじめとする行政との役割分担等を踏まえ、県内の中核的民間国際交流組織として、市町国際交流団体や外国人支援団体などのNGOと協働した先導的事业等を効果的・効率的に推進し、多様性がメリットを生む多文化共生社会の実現をめざす。</p> <p>1 今後の経営方針 国際交流施策の企画・立案等を行う県との役割分担のもと、県内の中核的民間国際交流組織として、市町国際交流団体や外国人支援団体などのNGO等との協働による事業等を推進する。</p> <p>(1) 多文化共生社会に向けた外国人県民支援事業の推進 外国人県民の定住化や居住地域の分散化などに対応するため、県内各地の外国人コミュニティ等NGOと連携し、多文化共生社会の実現に向けた事業展開に重点を置いた取組みを進める。</p> <p>(2) 国際交流・協力事業の推進 草の根交流事業に加え、ホームステイ網や訪日旅行手配のノウハウを活用した外客誘致による交流人口の拡大や諸外国の人材育成に繋がる事業について、外部資金の積極的な活用を図りながら取り組む。</p> <p>(3) 国際交流基盤の効率的な活用 海外事務所の体制や県立施設の管理運営のあり方を見直すとともに、整備中の海外日系人会館(仮称)との連携による外国人県民支援事業の実施など、国際交流基盤の有効活用を図る。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 多文化共生社会に向けた外国人県民支援事業の推進 外国人児童・生徒への学習支援事業の強化 市町やNGO等との連携をより一層強化し、県内各地に居住する外国人子弟への学習支援事業を展開するほか、多様な文化的背景を持つ留学生との協働により事業を実施する。 母語・日本語教育の支援 日本語ボランティアの養成やアドバイザー派遣等により、外国人県民及びその子弟に対する母語・日本語教育の充実を図る。 外国人県民への生活支援事業の強化 市町、市町国際交流団体と連携し、各地に居住する外国人県民への生活相談や基本的な生活関連情報提供等の安全・安心ネットを拡充する。</p> <p>(2) 国際交流・協力事業の推進 訪日教育旅行の促進 学校交流コーディネーターの設置や県の環境教育、グリーンツーリズム等を活用し、広東省をはじめ、香港、台湾、韓国からの訪日教育旅行を促進する。 外部資金を活用した事業展開 マレーシア職業訓練員研修事業や香港城市大学日本語学科大学生の受入事業など、外部資金を活用した事業展開を図る。 外国人留学生支援の見直し 民間の私費奨学金制度が充実しつつある(1,015人 1,341人)ことから、協会の奨学金支給人員を縮小する。</p>
事務所名	職員	うち現地職員	面積	予算額																												
ワシントン州(シアトル)	3人	2人	160m ²	36百万円																												
西オーストラリア州(パース)	3人	3人	240m ²	40百万円																												
パリ	3人	2人	120m ²	47百万円																												
ブラジル(クリチーバ)	3人	3人	31m ²	12百万円																												
合 計	12人	10人	-	135百万円																												

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																									
	<p>2 課 題</p> <p>(1) 外国人県民支援事業等への重点化 N G O等の民間組織や市町国際交流団体による活動が定着しつつあることから、県及びこれらの団体との役割分担の明確化と連携により、事業を重点化する必要がある。</p> <p>(2) 国際交流・協力事業の推進 これまでの事業実施によるノウハウを活用した外客誘致や人材育成を通じた交流人口の拡大と外部資金を活用した事業実施を検討する必要がある。</p> <p>(3) 国際交流基盤の効率的な活用 他団体との海外事務所の共同化や県立施設の管理体制の見直しを検討する必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 海外事務所の見直し(平成20年度) 香港事務所を廃止し、現地連絡員に活動を委託 ワシントン州事務所の職員を1名削減 西オーストラリア州事務所の所長を非常勤化</p> <p>(2) 大学洋上セミナー事業の廃止(平成21年度～) 大学生の海外渡航が一般化していることから、平成21年度に廃止することとした。</p> <p>(3) ひょうご海外研修員等受入事業の縮小(平成20年度) 昭和46年度より41カ国から延べ424名の研修員を受け入れ、一定の成果を果たしたことから、受入人員を縮小した。(11人 3人)</p> <p>(4) ニューリーダー受入事業の廃止(平成20年度) 平成3年度からの事業実施により、八バロフスク地方での一定の人材育成につながったことから、事業を廃止した。</p> <p>(5) ひょうご国際プラザの規模縮小(平成20年度) プラザ機能の維持確保を図りつつ、交流ホール(345㎡)の廃止等により管理費を削減した。</p>	<p>(3) 国際交流基盤の効率的な活用 海外事務所の見直し ・ワシントン州事務所 神戸市との共同事務所化を検討する。 ・西オーストラリア州事務所 パス日本人学校移転(平成21年4月)に併せて同施設内での設置を検討する。 ・ブラジル事務所 移住100周年事業の成果を踏まえ、事務所体制の見直しを検討する。 海外日系人会館(仮称)との連携強化 わが国に現存する唯一の移住施設である旧神戸移住センターをリニューアルし、平成21年5月末にオープンすることに伴い、神戸市やN G Oと連携しながら、同施設を活用した外国人県民支援事業を実施する。</p> <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 プロパー職員：退職不補充を基本に削減 県O B職員の活用：県派遣職員の約20%をO B化</p> <table border="1" data-bbox="1576 911 2487 1171"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>29人</td> <td>25人(13.8%)</td> <td>約50%削減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>10人</td> <td>10人(±0.0%)</td> <td>皆減(H21 9)</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>39人</td> <td>35人(10.3%)</td> <td>(約60%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>0人</td> <td>2人(-)</td> <td>(県派遣の約20%をO B化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>39人</td> <td>37人(5.1%)</td> <td>(約50%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成21年度のプロパー職員の減は、平成20年度末で淡路夢舞台国際会議場の指定管理が終了するため。</p> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに55%程度縮減することとなる。(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1394 2763 1726"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>611 (611)</td> <td>511 (502)</td> <td>16.4% (17.8%)</td> <td>300</td> <td>56.8%</td> <td rowspan="3">2,100 (1,800)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>83 (83)</td> <td>36 (36)</td> <td>56.6% (56.6%)</td> <td>(300)</td> <td>(56.8%)</td> </tr> <tr> <td>基金充当額</td> <td>318</td> <td>279</td> <td>12.3%</td> <td>200</td> <td>37.1%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,012 (694)</td> <td>826 (538)</td> <td>18.4% (22.5%)</td> <td>500 (300)</td> <td>50.6% (56.8%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>平成30年度の委託料の減には、淡路夢舞台国際会議場の指定管理の終了に伴う減(183百万円)を含む。</p>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	29人	25人(13.8%)	約50%削減	プロパー職員	10人	10人(±0.0%)	皆減(H21 9)	小 計	39人	35人(10.3%)	(約60%削減)	県OB職員の活用	0人	2人(-)	(県派遣の約20%をO B化)	計	39人	37人(5.1%)	(約50%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	611 (611)	511 (502)	16.4% (17.8%)	300	56.8%	2,100 (1,800)	補 助 金	83 (83)	36 (36)	56.6% (56.6%)	(300)	(56.8%)	基金充当額	318	279	12.3%	200	37.1%	計	1,012 (694)	826 (538)	18.4% (22.5%)	500 (300)	50.6% (56.8%)	
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																								
県 派 遣 職 員	29人	25人(13.8%)	約50%削減																																																								
プロパー職員	10人	10人(±0.0%)	皆減(H21 9)																																																								
小 計	39人	35人(10.3%)	(約60%削減)																																																								
県OB職員の活用	0人	2人(-)	(県派遣の約20%をO B化)																																																								
計	39人	37人(5.1%)	(約50%削減)																																																								
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																																					
委 託 料	611 (611)	511 (502)	16.4% (17.8%)	300	56.8%	2,100 (1,800)																																																					
補 助 金	83 (83)	36 (36)	56.6% (56.6%)	(300)	(56.8%)																																																						
基金充当額	318	279	12.3%	200	37.1%																																																						
計	1,012 (694)	826 (538)	18.4% (22.5%)	500 (300)	50.6% (56.8%)																																																						

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
<p>[公 社 等]</p> <p>③(財)兵庫県営 林緑化労働基 金</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 県内の林業労働者に対して退職一時金を支給することを主たる事業とする とともに、林業労働者に関する各種の事業を行うことにより県土の緑化の推 進並びに林業の発展と林業労働者の福祉の向上に寄与する。</p> <p>(2) 基 本 財 産：126,000千円 （うち県出捐：80,000千円（63.5%））</p> <p>(3) 平成20年度予算額（歳出）：110百万円 （うち県支出額：35百万円）</p> <p>(4) 役職員：役 員16人（うち常勤0人）*県費負担役職員(0人) 職 員 2人（県OB 1人 プロパー 1人）</p> <p>(5) 主な事業等（平成19年度実績） 退職一時金給付事業（給付総額37,395千円 給付対象者38人） 林業振動障害特殊健康診断（受診者479人） 森林整備担い手対策基金事業（資格取得経費の助成等） 林業労働力確保支援センター事業（林業基幹技術者研修の実施等）</p> <p>2 課 題</p> <p>(1) 団体存続の必要性 林業労働者の労働環境を改善するために必要な事業を継続する。</p> <p>(2) 運営の合理化と効率化 運用益の減少等に伴う管理経費の削減や事業の見直しを行う必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 管理経費の削減 事務所の移転及び(社)兵庫みどり公社職員の兼務 ・事務所を移転（林業会館 産業会館：平成15年度）し、賃借料を削減 ・財団の経理事務を、兵庫みどり公社企画経営部職員が兼務し、的確・効 率的に実施 人件費の削減（平成16年度～） ・職員給与の昇給を停止 ・嘱託員の報酬額を減額（常勤 非常勤）</p> <p>(2) 運用益の減少に伴う事業の見直し 「退職一時金給付事業」について、掛け金増額・支給額減の見直しを実施 （平成14～15年度） 「インターン養成事業」（加入事業体に対する新規採用者養成経費の貸付） について、平成15年度から休止</p>	<p>[改革の基本方向]</p> <p>税制上の「特定退職金共済団体」として、退職一時金給付事業をはじめとした労働環境の改 善事業を引き続き実施する。</p> <p>1 今後の経営方針 林業労働者の確保・育成を図るため、税制上の「特定退職金共済団体」として、退職一時金給付 事業をはじめとした労働環境の改善を図る事業を引き続き実施する。</p> <p>昭和49年に神戸税務署から「特定退職金共済団体」の承認を受け、林業労働者・加入事業体 （森林組合等）に対し、税制上の優遇措置が認められている。 〔・林業労働者：退職金にかかる所得税を免除 ・加入事業体（森林組合等）：掛け金を損金算入〕 当該事業が団体の主たる事業でなくなった場合（総事業費に占める割合が1/2未満）、税制上 の優遇措置の承認が取り消される。</p> <p>2 具体的な取組内容 林業労働者の確保・育成を図るため、退職一時金給付事業、林業振動障害特殊健康診断、森林整 備担い手対策基金事業、林業労働力確保支援センター事業等を引き続き実施する。</p>

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																		
	<p>(3) 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>県派遣職員等</p> <table border="1" data-bbox="519 321 1193 546"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>0人</td> <td>0人(-)</td> </tr> <tr> <td>プ ロ パ ー 職 員</td> <td>1人</td> <td>1人(± 0.0%)</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>1人</td> <td>1人(± 0.0%)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>1人</td> <td>1人(± 0.0%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2人</td> <td>2人(± 0.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>県支出額 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="519 615 1207 877"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 助 金</td> <td>2 (1)</td> <td>1 (1)</td> <td>50.0% (± 0.0%)</td> </tr> <tr> <td>基金充当額</td> <td>32</td> <td>34</td> <td>+ 6.3%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>34 (1)</td> <td>35 (1)</td> <td>+ 2.9% (± 0.0%)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	県 派 遣 職 員	0人	0人(-)	プ ロ パ ー 職 員	1人	1人(± 0.0%)	小 計	1人	1人(± 0.0%)	県OB職員の活用	1人	1人(± 0.0%)	計	2人	2人(± 0.0%)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	補 助 金	2 (1)	1 (1)	50.0% (± 0.0%)	基金充当額	32	34	+ 6.3%	計	34 (1)	35 (1)	+ 2.9% (± 0.0%)	
区 分	H19年度	H20年度(実績)																																		
県 派 遣 職 員	0人	0人(-)																																		
プ ロ パ ー 職 員	1人	1人(± 0.0%)																																		
小 計	1人	1人(± 0.0%)																																		
県OB職員の活用	1人	1人(± 0.0%)																																		
計	2人	2人(± 0.0%)																																		
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率																																	
補 助 金	2 (1)	1 (1)	50.0% (± 0.0%)																																	
基金充当額	32	34	+ 6.3%																																	
計	34 (1)	35 (1)	+ 2.9% (± 0.0%)																																	

項目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																													
<p>[公 社 等] ③(財)ひょうご豊かな海づくり協会</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 漁業者の生産活動の促進を図るため、栽培漁業の推進及び生産環境の保全等に関する事業を行い、もって兵庫県の水産業の発展に寄与する。</p> <p>(2) 基 本 財 産：2,893,000千円 } <ul style="list-style-type: none"> うち県出捐： 0千円（ 0.0% ） 旧(財)兵庫県水産公害対策基金県出捐分： 300,000千円 旧(財)兵庫県水産公害対策基金寄附採納分： 451,830千円 <li style="text-align: right;">（ 県全体：26.0% ） </p> <p>(3) 平成20年度予算額（歳出）：365百万円 （うち県支出額：181百万円）</p> <p>(4) 主な事業等 栽培資源事業 ア 県営栽培漁業センター運営事業 栽培漁業センターの維持管理、放流用種苗の生産、新魚種に係る量産技術開発試験 イ 中間育成指導事業 漁協等が県から配付を受けたマダイ、ヒラメ等の種苗を適正放流サイズまで中間育成するための技術指導等 海洋保全事業 ア 漁場環境保全等対策事業 漁業被害の実態調査、被害防止に係る啓蒙普及、海洋不法投棄廃棄物処理に対する助成等 イ 漁業操業安全等対策事業 明石海峡とその周辺海域において航行船舶と漁業操業の安全を確保するための指導及び海難防止対策の実施等</p> <p>2 課 題 沿岸漁場整備開発法で求められている、沿岸漁業の安定的発展と水産物の供給の増大を図るため、県と業界が役割分担を図りつつ、栽培漁業を効率的に推進する必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み 団体統合による効率化 平成13年に(財)兵庫県水産公害対策基金と(財)兵庫県栽培漁業協会が統合し、栽培漁業による積極的な資源づくりと漁場環境保全とを一体的に担う新財団として発足。</p>	<p>[改革の基本方向] 漁業者の生産活動を促進し本県水産業の発展に寄与するため、引き続き栽培資源事業及び海洋保全事業を実施する。</p> <p>1 今後の経営方針</p> <p>(1) 栽培資源事業の推進 水産業界との役割分担を図りつつ、効率的な栽培漁業を推進し、放流実績の向上、漁獲量の増加に取り組む。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>栽培漁業における役割分担</p> <p>国：大回遊種（サワラ、ブリ等の魚種）及び量産技術の確立されていない魚種の技術開発 県：中回遊種（マダイ、ヒラメ等の魚種）の種苗生産 業界：小回遊種（クルマエビ、ガザミ等の魚種）の種苗生産 定着性種（アワビ、サザエ等の魚種）の種苗生産 中・小回遊種、定着性種の中間育成と放流 定着性種の種苗生産については、高度な技術を要することから、当面の間、県と水産業界が共同で生産</p> </div> <p>(2) 海洋保全事業の推進 漁場環境保全及び漁業操業安全のための事業を引き続き実施する。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 栽培漁業の推進 平成17年4月に策定された「兵庫県第5次栽培漁業基本計画」に基づき、引き続き栽培漁業センターの管理運営を行うとともに、平成22年度の計画見直しに向け、魚種や生産数量等、生産規模の見直しを検討する。</p> <p>(2) 海洋保全事業 海洋不法投棄廃棄物対策、海難防止対策等に引き続き取り組む。</p> <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>1人</td> <td>1人(± 0.0%)</td> <td>± 0.0%</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>17人</td> <td>16人(5.9%)</td> <td>約10%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>18人</td> <td>17人(5.6%)</td> <td>(約10%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>1人</td> <td>1人(± 0.0%)</td> <td>(± 0.0%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19人</td> <td>18人(5.3%)</td> <td>(約10%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制の見直しにより、引き続き縮減に努める。 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>180 (180)</td> <td>181 (181)</td> <td>+ 0.6% (+ 0.6%)</td> <td>180 (180)</td> <td>± 0.0% (+ 0.0%)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>180 (180)</td> <td>181 (181)</td> <td>+ 0.6% (+ 0.6%)</td> <td>180 (180)</td> <td>+ 0.0% (+ 0.0%)</td> <td>(0)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	1人	1人(± 0.0%)	± 0.0%	プロパー職員	17人	16人(5.9%)	約10%削減	小 計	18人	17人(5.6%)	(約10%削減)	県OB職員の活用	1人	1人(± 0.0%)	(± 0.0%)	計	19人	18人(5.3%)	(約10%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	180 (180)	181 (181)	+ 0.6% (+ 0.6%)	180 (180)	± 0.0% (+ 0.0%)	0	計	180 (180)	181 (181)	+ 0.6% (+ 0.6%)	180 (180)	+ 0.0% (+ 0.0%)	(0)
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																												
県 派 遣 職 員	1人	1人(± 0.0%)	± 0.0%																																												
プロパー職員	17人	16人(5.9%)	約10%削減																																												
小 計	18人	17人(5.6%)	(約10%削減)																																												
県OB職員の活用	1人	1人(± 0.0%)	(± 0.0%)																																												
計	19人	18人(5.3%)	(約10%削減)																																												
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																									
委 託 料	180 (180)	181 (181)	+ 0.6% (+ 0.6%)	180 (180)	± 0.0% (+ 0.0%)	0																																									
計	180 (180)	181 (181)	+ 0.6% (+ 0.6%)	180 (180)	+ 0.0% (+ 0.0%)	(0)																																									

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																	
<p>[公 社 等] ③但馬空港ターミナル(株)</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 但馬空港ターミナルビル及びその周辺施設の管理運営を公共性を確保しながら効率的かつ柔軟に行うため、県、地元市町、経済界、航空会社等の出資により設立された。</p> <p>(2) 資 本 金：308,000千円 (うち県出資：100,000千円(32.5%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：115百万円 (うち県支出額：64百万円)</p> <p>(4) 主な事業等 ターミナルビル等管理業務 燃料販売・給油代行業務 航空機リース、物販業務 公園管理業務 着陸帯・法面除草、防災拠点管理業務</p> <p>2 課 題</p> <p>(1) 地元・航空会社が連携した空港支援体制の構築 空港の利用促進・活性化、定期路線の円滑な運航のためには、地元地域や航空会社の協力が不可欠である。 現在、(株)日本航空インターナショナルから職員(常務取締役・常勤)1名が当社に出向し、航空会社と連携した空港運営・利用促進活動を行っている。 県、地元市町、経済界、航空会社等が共同出資した当会社を活用し、地域をあげた空港の利用促進活動、航空会社と連携した空港運営・利用促進活動等に取り組み、空港活性化を図る必要がある。</p> <p>(2) 定期便を維持するための取組みの継続 航空機のリース 定期便維持のため、運航に必要な航空機を引き続き航空会社に提供(リース)していく必要がある。 航空機燃料の販売 但馬空港では、当会社以外には航空機燃料販売を行う事業者がなく、定期便の維持及び航空機使用事業者の活動継続のため、引き続き当会社が航空機燃料の販売を行う必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 人件費・管理経費の削減 税制改革により新たに認められることとなった95%を超える航空機の減価償却を実施することにより、税負担を軽減化(平成19年度)。</p> <p>(2) これまでの収支状況 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="519 1711 1350 1900"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収 入</td> <td>119,335</td> <td>118,937</td> <td>120,090</td> </tr> <tr> <td>支 出</td> <td>114,137</td> <td>115,058</td> <td>119,821</td> </tr> <tr> <td>収 支 差 額</td> <td>5,198</td> <td>3,879</td> <td>269</td> </tr> <tr> <td>期末利益剰余金</td> <td>3,141</td> <td>738</td> <td>1,007</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H17	H18	H19	収 入	119,335	118,937	120,090	支 出	114,137	115,058	119,821	収 支 差 額	5,198	3,879	269	期末利益剰余金	3,141	738	1,007	<p>[改革の基本方向]</p> <p>円滑な空港運営、定期路線の安定的な就航を図るため、地元市町・経済界等との一体性、航空会社とのより緊密な連携のもと、空港の活性化、定期路線の円滑な運航維持を図る。 平成17年度に単年度黒字化、平成18年度末で累積損失解消を達成しており、引き続き安定的経営の維持に努める。</p> <p>1 今後の経営方針</p> <p>(1) 地元、航空会社が連携した空港支援体制の構築 関係者が共同出資した第3セクターという利点を活かし、空港管理者である県のほか、地元市町、航空会社等と連携した空港運営、利用促進活動を展開することにより、空港の活性化、定期路線の円滑な運航維持を図る。</p> <p>(2) 安定的経営の維持 平成17年度に単年度黒字化、平成18年度に累積損失解消を達成しており、引き続き安定的経営の維持に努める。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 定期路線の維持と空港利活用策 航空機リース事業、航空機燃料販売事業の継続により、空港利用者へのサービス確保、定期便運航、航空機使用事業者の活動を維持する。 ターミナルビルと周辺施設が魅力ある施設となるよう、適正な維持管理に努めるとともに、地元市町や但馬空港推進協議会等と連携し、空港でのイベント等交流事業への積極的な参画により空港の利活用を促進する。</p> <p>(2) 人件費、維持費の見直しによる安定的経営の維持 県行革にあわせ、職員給与等を削減 除草業務の回数・範囲の見直しによる管理経費の削減</p> <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 県OB職員の活用：県派遣職員の削減相当分をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1573 1333 2478 1585"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>2人</td> <td>2人(± 0.0%)</td> <td>約50%削減</td> </tr> <tr> <td>プ ロ パ ー 職 員</td> <td>0人</td> <td>0人(-)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>2人</td> <td>2人(± 0.0%)</td> <td>(約50%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>0人</td> <td>0人(-)</td> <td>(派遣相当分をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2人</td> <td>2人(± 0.0%)</td> <td>(± 0.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに10%程度縮減することとなる。</p> <table border="1" data-bbox="1573 1711 2760 1921"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>69 (69)</td> <td>64 (64)</td> <td>7.2% (7.2%)</td> <td>60 (60)</td> <td>13.0% (13.0%)</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>69 (69)</td> <td>64 (64)</td> <td>7.2% (7.2%)</td> <td>60 (60)</td> <td>13.0% (13.0%)</td> <td>(50)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	2人	2人(± 0.0%)	約50%削減	プ ロ パ ー 職 員	0人	0人(-)	-	小 計	2人	2人(± 0.0%)	(約50%削減)	県OB職員の活用	0人	0人(-)	(派遣相当分をOB化)	計	2人	2人(± 0.0%)	(± 0.0%)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	69 (69)	64 (64)	7.2% (7.2%)	60 (60)	13.0% (13.0%)	50	計	69 (69)	64 (64)	7.2% (7.2%)	60 (60)	13.0% (13.0%)	(50)
区 分	H17	H18	H19																																																																
収 入	119,335	118,937	120,090																																																																
支 出	114,137	115,058	119,821																																																																
収 支 差 額	5,198	3,879	269																																																																
期末利益剰余金	3,141	738	1,007																																																																
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																																
県 派 遣 職 員	2人	2人(± 0.0%)	約50%削減																																																																
プ ロ パ ー 職 員	0人	0人(-)	-																																																																
小 計	2人	2人(± 0.0%)	(約50%削減)																																																																
県OB職員の活用	0人	0人(-)	(派遣相当分をOB化)																																																																
計	2人	2人(± 0.0%)	(± 0.0%)																																																																
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																																													
委 託 料	69 (69)	64 (64)	7.2% (7.2%)	60 (60)	13.0% (13.0%)	50																																																													
計	69 (69)	64 (64)	7.2% (7.2%)	60 (60)	13.0% (13.0%)	(50)																																																													

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																								
<p>[公 社 等] ③ひょうご埠頭 (株)</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 兵庫県から、姫路港並びに尼崎西宮芦屋港の港湾施設の使用許可を受け、公共性を維持しつつ、その施設機能を十分活用して産業の振興に貢献し、かつ、港湾施設の増強と運営の合理化を図り、もって姫路港並びに尼崎西宮芦屋港の発展を期する。</p> <p>(2) 資 本 金：40,000千円 (うち県出資：16,500千円(41.3%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：608百万円 (うち県支出額：0百万円)</p> <p>(4) 主な事業等 埠頭管理業務 港湾貨物の取扱い、上屋・野積場の管理運営、貨物計量業務、船舶給水業務、旅客船ターミナル・駐車場等の管理運営</p> <p>2 課 題 公共的性格を有する企業形態による運営 県の港湾施設の管理業務は、公共性を維持するとともに、迅速かつ柔軟な対応が求められており、港湾施設の効率的な運営を行うためには、引き続き、県、市、関係港湾施設利用者が参画する同社による運営が必要である。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 団体の統合(平成11年度) 姫路埠頭(株)と西宮埠頭(株)が統合し、ひょうご埠頭(株)を設立</p> <p>(2) 職員数の見直し 西宮支店長(平成13年度)及び本店事務部長(平成15年度)の退職にあたって後任の補充は行わず、職員数を見直し</p>	<p>[改革の基本方向]</p> <p>県の港湾施設の管理業務は、公共性を維持しつつ、迅速かつ柔軟な対応が求められることから、引き続き公共的性格を有する企業形態により、港湾施設の効率的な運営を行う。</p> <p>1 今後の経営方針 公共的性格を有する企業形態による運営 県の港湾施設の管理業務は、港湾荷役事業の特殊性(排他的性格)を念頭に置きながら、円滑な調整を要し、公共性を維持しつつ、迅速かつ柔軟な対応が求められることから、県、市、港湾施設利用者が参画する現在の企業形態により、引き続き港湾施設の効率的な運営を行う。</p> <p>2 具体的な取組内容 埠頭の管理運営に精通した職員や高度な技能を有するクレーンオペレーターの継続的な確保を図ることにより、港湾施設利用者へのサービス向上に努める。</p> <p>3 県派遣職員等の見直し プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減</p> <table border="1" data-bbox="1576 877 2487 1136"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>0人</td> <td>0人(-)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>15人</td> <td>14人(6.7%)</td> <td>約10%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>15人</td> <td>14人(6.7%)</td> <td>(約10%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>1人</td> <td>1人(± 0.0%)</td> <td>(± 0.0%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16人</td> <td>15人(6.3%)</td> <td>(約10%削減)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	0人	0人(-)	-	プロパー職員	15人	14人(6.7%)	約10%削減	小 計	15人	14人(6.7%)	(約10%削減)	県OB職員の活用	1人	1人(± 0.0%)	(± 0.0%)	計	16人	15人(6.3%)	(約10%削減)
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																							
県 派 遣 職 員	0人	0人(-)	-																							
プロパー職員	15人	14人(6.7%)	約10%削減																							
小 計	15人	14人(6.7%)	(約10%削減)																							
県OB職員の活用	1人	1人(± 0.0%)	(± 0.0%)																							
計	16人	15人(6.3%)	(約10%削減)																							

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																																																												
<p>[公 社 等] ③新西宮ヨットハーバー(株)</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 尼崎西宮芦屋港内に係留されているヨット・モーターボート等の誘導・集約を行い、水域利用の適正化と船舶航行の安全を確保するとともに、増加するプレジャーボートにも対応するために、親水機能を備えた安全な海洋レクリエーションの場を創造する。</p> <p>(2) 資 本 金：2,500,000千円 (うち県出資： 850,000千円 (34.0%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)： 645,500千円 (うち県支出額： 23,042千円)</p> <p>(4) 借入金残高(H19年度末)：1,524,975千円 <table border="1" data-bbox="519 682 1023 787"> <tr> <td>うち、市中金融機関</td> <td>133,880千円</td> </tr> <tr> <td>国長期貸付金</td> <td>452,935千円</td> </tr> <tr> <td>県長期貸付金</td> <td>938,160千円</td> </tr> </table> </p> <p>(5) 主な事業 ヨットハーバーにおけるマリーナ施設の管理運営業務 施設概要 ・主要施設：センターハウス、レストラン、ビジターバース、係留棧橋、給油施設、駐車場等 ・収容隻数：海上係留(約600隻)、陸上保管(約100隻) ・供用開始：平成7年度(一部供用：平成5年度)</p> <p>艇置契約状況 (平成20年3月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="549 1123 1409 1270"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>収容隻数</th> <th>当初計画a</th> <th>艇置数 b</th> <th>b / a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上係留</td> <td>600隻</td> <td>480隻</td> <td>378隻</td> <td>0.79</td> </tr> <tr> <td>陸上保管</td> <td>100隻</td> <td>80隻</td> <td>106隻</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>700隻</td> <td>560隻</td> <td>484隻</td> <td>0.86</td> </tr> </tbody> </table> <p>1艇当たり、年間平均約720千円の収入</p> <p>2 課 題</p> <p>(1) 県施策と連動した水域利用の適正化等 水域利用の適正化と船舶航行の安全を確保するため、港内に係留されているヨット、モーターボート等放置艇の誘導・集約を図る必要がある。</p> <p>(2) 経営の安定化及び累積損失の縮減 係留施設の利用促進 近年の長引く不況の影響やそれに伴う県下のプレジャーボート隻数の減少傾向もあり、当初計画の艇置契約隻数を下回っていることから、隻数増加に向け取り組む必要がある。</p> <p>累積損失の縮減 これまで、平成5年の台風13号や震災による復旧事業等(約16億円)の影響により累積損失が発生しているが、累積損失解消に向けた経営改革に取り組む必要がある。</p>	うち、市中金融機関	133,880千円	国長期貸付金	452,935千円	県長期貸付金	938,160千円	区 分	収容隻数	当初計画a	艇置数 b	b / a	海上係留	600隻	480隻	378隻	0.79	陸上保管	100隻	80隻	106隻	1.33	計	700隻	560隻	484隻	0.86	<p>[改革の基本方向] マリーナ施設における艇置契約数を計画的に増加させることにより、累積損失の縮減を進めるなかで、県借入金の解消を図る。</p> <p>1 今後の経営方針</p> <p>(1) 県施策と連動した水域利用の適正化等 公共的性格を有する現在の企業形態による運営を継続し、港内に係留されているヨット・モーターボート等放置艇の誘導・集約を行い、県が取り組んでいる水域利用の適正化と船舶航行の安全確保に取り組む。</p> <p>(2) 経営の安定化及び累積損失の縮減 係留施設の利用促進 さらなる積極的な営業活動の展開により、主な収入である艇置契約数の増加(平成30年度末で平成20年3月末対比10%)を図る。 県借入金の解消と累積損失の縮減 艇置契約数の増加により収支改善を図ることで、累積損失の縮減を進め、県借入金の解消を図る。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 県施策と連動した水域利用の適正化等 不法係留艇の受入や代執行したヨット・モーターボート等の一時保管を行うなど、県が行う放置艇対策の受け皿としての機能を担う。 センターハウスやボードウォークを開放するなど、引き続き、県民に開かれたマリーナの運営を行う。</p> <p>(2) 経営の安定化及び累積損失の縮減 係留施設の利用促進 施設のテナントである、ヤマハ発動機(株)等各メーカー・ディーラーとの連携を強化して、積極的な営業活動を展開することにより、平成30年度隻数で平成20年3月末対比10%増を図る。 ア 新たに当社主催によるヨット・モーターボートの展示会を実施することにより、積極的な顧客誘致に努める。 また、実際に体験出来る船舶数を増やすなど、試乗会の規模拡大を図る。 イ 艇置者におけるバッテリー故障等各種トラブルについて、当社が修理業者への仲介を行うなど、艇置者へのサービス向上を図る。</p> <p>[艇置数目標]</p> <table border="1" data-bbox="1617 1438 2715 1543"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>艇置数(隻)</td> <td>504</td> <td>507</td> <td>510</td> <td>513</td> <td>516</td> <td>519</td> <td>522</td> <td>525</td> <td>528</td> <td>531</td> <td>534</td> </tr> <tr> <td>収容率(%)</td> <td>72.0</td> <td>72.4</td> <td>72.9</td> <td>73.3</td> <td>73.7</td> <td>74.1</td> <td>74.6</td> <td>75.0</td> <td>75.4</td> <td>75.9</td> <td>76.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>単年度増加数は、新規契約数と解約数の差である。 県借入金の解消と累積損失の縮減 今後の収支改善努力をさらに継続することにより、累積損失の縮減を進めるなかで、県からの借入金(938百万円)の平成29年度末解消を図る。</p> <p>[今後の収支見通し] (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1498 1711 2760 1921"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収 益</td> <td>651</td> <td>652</td> <td>654</td> <td>655</td> <td>657</td> <td>658</td> <td>661</td> <td>663</td> <td>665</td> <td>667</td> <td>669</td> <td></td> </tr> <tr> <td>費 用</td> <td>651</td> <td>649</td> <td>646</td> <td>646</td> <td>646</td> <td>634</td> <td>634</td> <td>634</td> <td>634</td> <td>634</td> <td>634</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期損益</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>24</td> <td>27</td> <td>29</td> <td>31</td> <td>33</td> <td>35</td> <td></td> </tr> <tr> <td>累積損益</td> <td>2,213</td> <td>2,210</td> <td>2,202</td> <td>2,193</td> <td>2,182</td> <td>2,158</td> <td>2,131</td> <td>2,102</td> <td>2,071</td> <td>2,038</td> <td>2,003</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県借入金残高</td> <td>898</td> <td>848</td> <td>788</td> <td>718</td> <td>638</td> <td>518</td> <td>398</td> <td>268</td> <td>138</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成19年度末、減価償却累計額(3,945百万円)</p>	区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	艇置数(隻)	504	507	510	513	516	519	522	525	528	531	534	収容率(%)	72.0	72.4	72.9	73.3	73.7	74.1	74.6	75.0	75.4	75.9	76.3	区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	備考	収 益	651	652	654	655	657	658	661	663	665	667	669		費 用	651	649	646	646	646	634	634	634	634	634	634		当期損益	0	3	8	9	11	24	27	29	31	33	35		累積損益	2,213	2,210	2,202	2,193	2,182	2,158	2,131	2,102	2,071	2,038	2,003		県借入金残高	898	848	788	718	638	518	398	268	138	0	0	精査中
うち、市中金融機関	133,880千円																																																																																																																																													
国長期貸付金	452,935千円																																																																																																																																													
県長期貸付金	938,160千円																																																																																																																																													
区 分	収容隻数	当初計画a	艇置数 b	b / a																																																																																																																																										
海上係留	600隻	480隻	378隻	0.79																																																																																																																																										
陸上保管	100隻	80隻	106隻	1.33																																																																																																																																										
計	700隻	560隻	484隻	0.86																																																																																																																																										
区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																																																			
艇置数(隻)	504	507	510	513	516	519	522	525	528	531	534																																																																																																																																			
収容率(%)	72.0	72.4	72.9	73.3	73.7	74.1	74.6	75.0	75.4	75.9	76.3																																																																																																																																			
区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	備考																																																																																																																																		
収 益	651	652	654	655	657	658	661	663	665	667	669																																																																																																																																			
費 用	651	649	646	646	646	634	634	634	634	634	634																																																																																																																																			
当期損益	0	3	8	9	11	24	27	29	31	33	35																																																																																																																																			
累積損益	2,213	2,210	2,202	2,193	2,182	2,158	2,131	2,102	2,071	2,038	2,003																																																																																																																																			
県借入金残高	898	848	788	718	638	518	398	268	138	0	0	精査中																																																																																																																																		

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																										
	<p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 組織の見直し 平成15年度に総務課長と経理課長を兼務するなど、人員体制を見直し</p> <p>(2) 人件費・管理経費の削減 これまでも県の給料表を採用するとともに、県に準じた給与の削減を行った。(平成20年4月)</p> <p>(3) 賃貸収入の確保 ヤードサービス棟の新築により、テナント入居を促進して賃貸収入の確保を図った。(平成19年4月)</p> <p>(4) これまでの収支状況 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="477 730 1383 915"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収 益</td> <td>598</td> <td>643</td> <td>625</td> <td>632</td> <td>624</td> <td>581</td> <td>625</td> <td>647</td> </tr> <tr> <td>費 用</td> <td>633</td> <td>642</td> <td>625</td> <td>622</td> <td>620</td> <td>674</td> <td>674</td> <td>646</td> </tr> <tr> <td>当 期 損 益</td> <td>35</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>93</td> <td>49</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>累 積 損 益</td> <td>2,087</td> <td>2,086</td> <td>2,086</td> <td>2,076</td> <td>2,072</td> <td>2,165</td> <td>2,214</td> <td>2,213</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	収 益	598	643	625	632	624	581	625	647	費 用	633	642	625	622	620	674	674	646	当 期 損 益	35	1	0	10	4	93	49	1	累 積 損 益	2,087	2,086	2,086	2,076	2,072	2,165	2,214	2,213	<p>3 県派遣職員等の推移及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の推移</p> <table border="1" data-bbox="1576 323 2487 583"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>1人</td> <td>2人(+100.0%)</td> <td>±0.0%</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>6人</td> <td>6人(±0.0%)</td> <td>±0.0%</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>7人</td> <td>8人(+14.3%)</td> <td>(±0.0%)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>1人</td> <td>1人(±0.0%)</td> <td>(±0.0%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8人</td> <td>9人(+12.5%)</td> <td>(±0.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業を見直した結果、平成19年度の県支出額が平成30年度までに30%程度縮減することとなる。(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1576 730 2748 953"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>27 (0)</td> <td>23 (0)</td> <td>14.8% (-)</td> <td>20 (0)</td> <td>25.9% (-)</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27 (0)</td> <td>23 (0)</td> <td>14.8% (-)</td> <td>20 (0)</td> <td>25.9% (-)</td> <td>(0)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	1人	2人(+100.0%)	±0.0%	プロパー職員	6人	6人(±0.0%)	±0.0%	小 計	7人	8人(+14.3%)	(±0.0%)	県OB職員の活用	1人	1人(±0.0%)	(±0.0%)	計	8人	9人(+12.5%)	(±0.0%)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果 (うち一般財源)	委 託 料	27 (0)	23 (0)	14.8% (-)	20 (0)	25.9% (-)	40	計	27 (0)	23 (0)	14.8% (-)	20 (0)	25.9% (-)	(0)
区 分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19																																																																																				
収 益	598	643	625	632	624	581	625	647																																																																																				
費 用	633	642	625	622	620	674	674	646																																																																																				
当 期 損 益	35	1	0	10	4	93	49	1																																																																																				
累 積 損 益	2,087	2,086	2,086	2,076	2,072	2,165	2,214	2,213																																																																																				
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																																																									
県 派 遣 職 員	1人	2人(+100.0%)	±0.0%																																																																																									
プロパー職員	6人	6人(±0.0%)	±0.0%																																																																																									
小 計	7人	8人(+14.3%)	(±0.0%)																																																																																									
県OB職員の活用	1人	1人(±0.0%)	(±0.0%)																																																																																									
計	8人	9人(+12.5%)	(±0.0%)																																																																																									
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果 (うち一般財源)																																																																																						
委 託 料	27 (0)	23 (0)	14.8% (-)	20 (0)	25.9% (-)	40																																																																																						
計	27 (0)	23 (0)	14.8% (-)	20 (0)	25.9% (-)	(0)																																																																																						

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																													
<p>[公 社 等] ③(財)兵庫県住宅建築総合センター</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 住宅に関する各種の事業を実施することにより、良好な住宅の建設を推進するとともに、建設業界及び関係業界の健全な振興を図り、県民の福祉の向上に寄与する。</p> <p>(2) 基本財産:20,000千円 (うち県出捐:10,000千円 (50.0%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出):1,214百万円 (うち県支出額:176百万円)</p> <p>(4) 主な事業等 ひょうご住まいサポートセンター事業 住まいに関する相談事業、安全・安心リフォームアドバイザー事業等 (平成19年度 相談件数 3,242件、アドバイザー派遣 26件) すまいづくり事業 安全で安心な住まいづくりのための、住宅の性能保証事業、性能評価事業、建築確認検査事業等 (平成19年度 保証登録件数 4,349戸、性能評価件数 419戸、建築確認件数1,268件) 建築防災に関する事業 既存建築物の適切な維持保全を図るための特殊建築物の定期報告事業、既存建築物の耐震化を促進するための耐震診断改修計画評価事業等 (平成19年度 定期報告件数 2,782件、耐震評価件数 219件) 建築技術振興事業 建築物における品質と構造耐力上の安全のためのコンクリート工事实務研修等 構造計算適合性判定事業 建築基準法に基づく構造計算の適合性判定業務(平成19年6月業務開始) (平成19年度 受理件数 753棟)</p> <p>2 課 題</p> <p>(1) 良質な住宅ストックの確保 「安全・安心な住まいづくり」の実現に向けて、今後も住宅・建築に関する先導的、補完的の事業を引き続き推進する必要がある。</p> <p>(2) 有資格技術職員の確保 すまいづくり事業の継続性を確保するため、退職プロパー職員の後継者となる有資格技術職員の確保が必要である。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 組織の見直し 震災後設置した復興業務課を総務課へ集約(平成12年4月1日)し、県営住宅工事監理業務を住宅供給公社へ集約(平成13年4月1日)したことに伴い工事監理課を廃止</p> <p>(2) 経費の削減 資格を有する県OB職員の活用を図り、人件費・管理経費を削減</p>	<p>[改革の基本方向] 「安全・安心な住まいづくり」の実現に向けて、法律に基づく登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関として、中立性・公平性を確保しながら、住宅・建築に関する先導的の事業を推進する。</p> <p>1 今後の経営方針</p> <p>(1) 良質な住宅ストックの確保 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関及び建築基準法に基づく指定確認検査機関として、良質な住宅建設を促進するとともに、ひょうご住まいサポートセンター事業を推進する。</p> <p>(2) 建築物の安全・安心の確保 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関として、新築建築物の安全・安心の確保を図るとともに、既存建築物の適切な維持保全を推進する。</p> <p>(登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関については、中立性・公平性の観点から、他の業種(設計・工事監理業、建設業等)を兼業することを法律上禁止されている。)</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 良質な住宅ストックの確保 安全で安心な住まいづくりの推進 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価業務 ・建築基準法に基づく建築確認検査業務 ・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく住宅瑕疵担保責任保険業務等 ひょうご住まいサポートセンター事業の重点化 ・住まいに関する相談業務 ・マンションアドバイザー派遣業務等</p> <p>(2) 建築物の安全・安心の確保 既存建築物の良好な維持保全 ・特殊建築物の定期調査・報告の指導業務 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく既存建築物の耐震診断改修計画評価業務 耐震偽装問題の再発防止 ・建築基準法に基づく構造計算適合性判定業務</p> <p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減 県OB職員の活用：県派遣職員の約20%をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1576 1451 2487 1661"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>12人</td> <td>12人(± 0.0%)</td> <td>約30%削減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>6人</td> <td>5人(16.7%)</td> <td>約15%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>18人</td> <td>17人(5.6%)</td> <td>(約20%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>16人</td> <td>17人(+ 6.3%)</td> <td>(県派遣の約20%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>34人</td> <td>34人(± 0.0%)</td> <td>(約10%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに30%程度縮減することとなる。(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1780 2763 1961"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>256 (15)</td> <td>176 (12)</td> <td>31.3% (20.0%)</td> <td>20 (10)</td> <td>92.2% (33.3%)</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>256 (15)</td> <td>176 (12)</td> <td>31.3% (20.0%)</td> <td>20 (10)</td> <td>92.2% (33.3%)</td> <td>(30)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	12人	12人(± 0.0%)	約30%削減	プロパー職員	6人	5人(16.7%)	約15%削減	小 計	18人	17人(5.6%)	(約20%削減)	県OB職員の活用	16人	17人(+ 6.3%)	(県派遣の約20%をOB化)	計	34人	34人(± 0.0%)	(約10%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	256 (15)	176 (12)	31.3% (20.0%)	20 (10)	92.2% (33.3%)	900	計	256 (15)	176 (12)	31.3% (20.0%)	20 (10)	92.2% (33.3%)	(30)
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																												
県 派 遣 職 員	12人	12人(± 0.0%)	約30%削減																																												
プロパー職員	6人	5人(16.7%)	約15%削減																																												
小 計	18人	17人(5.6%)	(約20%削減)																																												
県OB職員の活用	16人	17人(+ 6.3%)	(県派遣の約20%をOB化)																																												
計	34人	34人(± 0.0%)	(約10%削減)																																												
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																									
委 託 料	256 (15)	176 (12)	31.3% (20.0%)	20 (10)	92.2% (33.3%)	900																																									
計	256 (15)	176 (12)	31.3% (20.0%)	20 (10)	92.2% (33.3%)	(30)																																									

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																																																	
<p>[公 社 等] ①(財)兵庫県学 校厚生会</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立の目的 地方公務員法第42条に定める県の責務としての県教職員に対する福利厚生事業を効果的に実施するため、「教職員の共済制度に関する条例」に基づき学校厚生会を組織している。 教職員の福利厚生事業の実施を通じ、教職員の相互共済及び福祉を増進することにより、兵庫県教育の振興発展に寄与する。 県教職員から多額の掛金を徴収して事業を実施しており、適正に資産管理・会計処理を行うために、法人格を有する団体としている。</p> <p>(2) 基 本 財 産：3,300,000千円 (うち県出捐： 0千円(0.0%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：94,575百万円 (うち県支出額： 689百万円)</p> <p>(4) 主な事業等 負担金充当事業：共済給付(療養補助金、育児手当金、災害見舞金等) 生涯生活設計講座、健康・文化教養講座等 掛金事業：福祉給付金(退職餞別金等) 福祉事業(施設利用補助、研修旅行事業、入学・卒業祝品等) 自主事業：住宅資金貸付、団体扱い保険、会館・直営宿泊施設運営等</p> <p>2 課 題</p> <p>(1) 県負担金の縮減への対応 県からの負担金は今後とも縮減していく必要があり、負担金の縮減に応じて事業の見直しを行う必要がある。</p> <p>(2) 社会情勢への対応 公務員を取り巻く社会情勢の変化に応じ、個々の事業について、県民からの批判を受けることのないように事業の見直しを行っていく必要がある。</p> <p>(3) 教職員の福利厚生事業の推進 今後とも教職員が安心して、かつ、意欲を持って公務に従事できるよう、福利厚生事業を推進する必要がある。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 県派遣職員の縮減 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="519 1333 1320 1459"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>プ ロ パ ー 職 員</td> <td>235</td> <td>220</td> <td>224</td> <td>229</td> <td>223</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>246</td> <td>230</td> <td>233</td> <td>237</td> <td>231</td> <td>229</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県負担金の縮減 他府県の実施状況を踏まえた縮減を図っている。</p> <table border="1" data-bbox="519 1543 1261 1690"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掛 金 比 率(対給料月額)</td> <td>10/1000</td> <td>10/1000</td> <td>10/1000</td> </tr> <tr> <td>負 担 金 比 率(対給料月額)</td> <td>5/1000</td> <td>4.5/1000</td> <td>4/1000</td> </tr> <tr> <td>掛 金 : 負 担 金 比 率</td> <td>1 : 0.5</td> <td>1 : 0.45</td> <td>1 : 0.4</td> </tr> <tr> <td>負 担 金 額 (百 万 円)</td> <td>897</td> <td>808</td> <td>689</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 組織の見直し 社会経済環境の変化や公益法人制度改革等の課題に的確に対応するとともに、将来を見据えた健全で堅固な法人運営の基盤の構築を図るため、平成17年度に「事業・組織・財政等改革推進計画(3ヵ年)」を策定し、改善・見直しに取り組んできた。 その後、外部学識者で構成する委員会を設置し、平成19年度には概ね10年を見込んだ「将来構想ビジョン」を策定し、平成20年度は「第2次経営改革中期計画」を策定することとしている。</p>	区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	県 派 遣 職 員	11	10	9	8	8	6	プ ロ パ ー 職 員	235	220	224	229	223	223	合 計	246	230	233	237	231	229	区 分	H18年度	H19年度	H20年度	掛 金 比 率(対給料月額)	10/1000	10/1000	10/1000	負 担 金 比 率(対給料月額)	5/1000	4.5/1000	4/1000	掛 金 : 負 担 金 比 率	1 : 0.5	1 : 0.45	1 : 0.4	負 担 金 額 (百 万 円)	897	808	689	<p>[改革の基本方向] 教職員に対する福利厚生事業を効果的に実施していくため、引き続き、法人格を有する団体として事業を運営する。 県負担金の縮減に対応しつつ、事業の見直しを進める。</p> <p>1 今後の経営方針</p> <p>(1) 教職員の福利厚生事業の推進 今後とも教職員が安心して、かつ、意欲を持って公務に従事できるよう、地方公務員法第42条の規定に基づき、使用者としての県の責務である福利厚生事業を推進する。</p> <p>(2) 事業の見直しの推進 県負担金の縮減に対応しつつ、事業の見直しを進める。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 平成20年度見直し 負 担 金 充 当 事 業：長期勤続休暇取得支援給付金(勤続20年)及び施設利用事業等の福祉事業を掛金事業に見直し 掛 金 事 業・自 主 事 業：緊急生活資金貸付を創設</p> <p>(2) 平成21年度以降の見直し 負 担 金 充 当 事 業：県負担金の削減に対応しつつ、事業の見直しを進める。 掛 金 事 業・自 主 事 業：教職員ニーズに応じた事業の見直しを進める。</p> <p>(3) 今後の事業の推進 平成20年度に策定する「第2次経営改革中期計画」に基づき、組織等の見直しを行う。 団体運営について、より一層透明性を高めるとともに、専門的な見地から助言指導を得るため、外部学識者で構成する「改革委員会」のさらなる活用を図り、計画の効果を高めるフォローアップを行う。</p> <p>3 県派遣職員等及び県負担金の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県 派 遣 職 員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 プ ロ パ ー 職 員：一般行政部門類似業務従事職員について計画的に削減</p> <table border="1" data-bbox="1573 1207 2478 1417"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>8人</td> <td>6人(25.0%)</td> <td>約50%削減</td> </tr> <tr> <td>プ ロ パ ー 職 員</td> <td>223人</td> <td>223人(± 0.0%)</td> <td>約30%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>231人</td> <td>229人(0.9%)</td> <td>(約30%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>0人</td> <td>0人(-)</td> <td>(-)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>231人</td> <td>229人(0.9%)</td> <td>(約30%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県負担金の見直し 使用者としての県の責務を考慮するとともに、他府県状況等を踏まえ、関係機関と調整を図りつつ、下記を目的に県負担金の縮減を行っていく。</p> <table border="1" data-bbox="1573 1543 2478 1690"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掛 金 比 率(対給料月額)</td> <td>10/1000</td> <td>10/1000</td> <td>10/1000</td> <td>10/1000</td> </tr> <tr> <td>負 担 金 比 率(対給料月額)</td> <td>4/1000</td> <td>3/1000</td> <td>2/1000</td> <td>1/1000</td> </tr> <tr> <td>掛 金 : 負 担 金 比 率</td> <td>1:0.4</td> <td>1:0.3</td> <td>1:0.2</td> <td>1:0.1</td> </tr> <tr> <td>負 担 金 額 (百 万 円)</td> <td>689</td> <td>508</td> <td>333</td> <td>164</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	8人	6人(25.0%)	約50%削減	プ ロ パ ー 職 員	223人	223人(± 0.0%)	約30%削減	小 計	231人	229人(0.9%)	(約30%削減)	県OB職員の活用	0人	0人(-)	(-)	計	231人	229人(0.9%)	(約30%削減)	区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	掛 金 比 率(対給料月額)	10/1000	10/1000	10/1000	10/1000	負 担 金 比 率(対給料月額)	4/1000	3/1000	2/1000	1/1000	掛 金 : 負 担 金 比 率	1:0.4	1:0.3	1:0.2	1:0.1	負 担 金 額 (百 万 円)	689	508	333	164
区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20																																																																																													
県 派 遣 職 員	11	10	9	8	8	6																																																																																													
プ ロ パ ー 職 員	235	220	224	229	223	223																																																																																													
合 計	246	230	233	237	231	229																																																																																													
区 分	H18年度	H19年度	H20年度																																																																																																
掛 金 比 率(対給料月額)	10/1000	10/1000	10/1000																																																																																																
負 担 金 比 率(対給料月額)	5/1000	4.5/1000	4/1000																																																																																																
掛 金 : 負 担 金 比 率	1 : 0.5	1 : 0.45	1 : 0.4																																																																																																
負 担 金 額 (百 万 円)	897	808	689																																																																																																
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																																																																
県 派 遣 職 員	8人	6人(25.0%)	約50%削減																																																																																																
プ ロ パ ー 職 員	223人	223人(± 0.0%)	約30%削減																																																																																																
小 計	231人	229人(0.9%)	(約30%削減)																																																																																																
県OB職員の活用	0人	0人(-)	(-)																																																																																																
計	231人	229人(0.9%)	(約30%削減)																																																																																																
区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度																																																																																															
掛 金 比 率(対給料月額)	10/1000	10/1000	10/1000	10/1000																																																																																															
負 担 金 比 率(対給料月額)	4/1000	3/1000	2/1000	1/1000																																																																																															
掛 金 : 負 担 金 比 率	1:0.4	1:0.3	1:0.2	1:0.1																																																																																															
負 担 金 額 (百 万 円)	689	508	333	164																																																																																															

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																								
<p>[公 社 等] ⑳(財)兵庫県体育協会</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 県民の体力の向上、児童・生徒の健全な発育及びスポーツ精神の高揚を図り、もってスポーツの振興、健康の増進、文化の高揚及び福祉の増進に寄与する。</p> <p>(2) 基本財産：563,379千円 { うち県出捐：366,080千円（65.0%） 旧(財)兵庫県健康教育公社県出捐分：123,229（県全体 86.9%） </p> <p>(3) 平成20年度予算額（歳出）：4,560百万円 （うち県支出額：816百万円）</p> <p>(4) 加盟団体：56競技団体、41市町体育協会、2学校体育団体</p> <p>(5) 組織体制・事業費（平成20年度）</p> <table border="1" data-bbox="519 804 1261 1171"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>職員数</th> <th>うち県派遣員数</th> <th>県支出額</th> <th>うち一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 部</td> <td>11人</td> <td>6人</td> <td>79百万円</td> <td>79百万円</td> </tr> <tr> <td>競技力向上対策</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>250百万円</td> <td>250百万円</td> </tr> <tr> <td>海洋体育館</td> <td>5人</td> <td>2人</td> <td>28百万円</td> <td>27百万円</td> </tr> <tr> <td>総合体育館</td> <td>9人</td> <td>8人</td> <td>78百万円</td> <td>72百万円</td> </tr> <tr> <td>文化体育館</td> <td>3人</td> <td>0人</td> <td>148百万円</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>円山川公苑</td> <td>6人</td> <td>2人</td> <td>91百万円</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>武 道 館</td> <td>6人</td> <td>5人</td> <td>142百万円</td> <td>139百万円</td> </tr> <tr> <td>学校給食事業</td> <td>9人</td> <td>1人</td> <td>自主事業</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>54人</td> <td>29人</td> <td>816百万円</td> <td>567百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 主な事業</p> <p>県民スポーツ振興事業 県民体育大会、スポーツ・レクリエーション教室の開催等 競技力強化対策事業 国体参加選手に対する強化練習、合宿の開催等 県立施設の指定管理</p> <table border="1" data-bbox="546 1430 890 1654"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>H19利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海洋体育館</td> <td>48,221人</td> </tr> <tr> <td>総合体育館</td> <td>417,077人</td> </tr> <tr> <td>文化体育館</td> <td>603,458人</td> </tr> <tr> <td>円山川公苑</td> <td>98,931人</td> </tr> <tr> <td>武 道 館</td> <td>506,758人</td> </tr> </tbody> </table> <p>学校給食事業 学校及び学校給食共同調理場への学校給食用物資の供給等</p> <p>2 課 題</p> <p>(1) 県民スポーツ振興の総合的推進 競技スポーツのみならず、県民誰もが楽しむことができる幅広い生涯スポーツ等、県民スポーツの振興に総合的に取り組む必要がある。</p>	施設名	職員数	うち県派遣員数	県支出額	うち一般財源	本 部	11人	6人	79百万円	79百万円	競技力向上対策	5人	5人	250百万円	250百万円	海洋体育館	5人	2人	28百万円	27百万円	総合体育館	9人	8人	78百万円	72百万円	文化体育館	3人	0人	148百万円	0百万円	円山川公苑	6人	2人	91百万円	0百万円	武 道 館	6人	5人	142百万円	139百万円	学校給食事業	9人	1人	自主事業	0百万円	合 計	54人	29人	816百万円	567百万円	施設名	H19利用者数	海洋体育館	48,221人	総合体育館	417,077人	文化体育館	603,458人	円山川公苑	98,931人	武 道 館	506,758人	<p>[改革の基本方向] 「競技スポーツ」「生涯スポーツ」「障害者スポーツ」の3つの分野において、県民のスポーツの総合的な振興と健康増進を図る。</p> <p>1 今後の経営方針 幅広い競技団体や市町体育協会が加盟する総合的なスポーツ振興団体として、県行政との連携を図りながら、「競技スポーツ」「生涯スポーツ」「障害者スポーツ」の3つの分野において、県民のスポーツの総合的な振興を図るとともに、学校給食事業を通じて児童生徒の健康増進に寄与する。</p> <p>2 具体的な取組内容</p> <p>(1) 競技スポーツの推進 「のじぎく兵庫国体」の開催を契機に培った全国トップレベルの競技力の維持・向上を図り、国体で継続的に天皇杯8位以内入賞を目指す。</p> <p>(2) 生涯スポーツの推進 県民誰もが、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向け、加盟団体（競技団体・市町体協）、生涯スポーツ関係団体との連携を強化するなど、「スポーツクラブ21ひょうご」を核とする地域での生涯スポーツの推進を図る。</p> <p>(3) 障害者スポーツへの支援 障害者スポーツの振興を図るため、体育協会が有する指導者養成やボランティア確保等のノウハウの提供により、(財)兵庫県障害者スポーツ協会との連携・協力を推進する。</p> <p>(4) 県立施設の管理運営の合理化・効率化 県立施設の管理運営に係る今後の公募予定</p> <table border="1" data-bbox="1590 1171 2252 1356"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>施 設 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度公募実施</td> <td>文化体育館</td> </tr> <tr> <td>平成20年度公募実施</td> <td>海洋体育館、総合体育館</td> </tr> <tr> <td>平成21年度公募予定</td> <td>武道館</td> </tr> <tr> <td>平成22年度公募予定</td> <td>円山川公苑</td> </tr> </tbody> </table> <p>運営体制の合理化・効率化 これまで担ってきた体育施設の管理運営について、指定管理者制度のもとでの公募に臨む競争力を備えた運営体制の構築に向け、合理化・効率化を図る。 ・県派遣職員の非常勤職員への切替え等によるコスト削減や、これまで蓄積されたノウハウを活用したさらなるサービス向上により、管理を行っている5施設全ての指定獲得をめざす。 ・指定が得られない場合には、他施設の県派遣職員の見直し、プロパー職員の配置替え等により対応を図る。</p> <p>(5) 学校給食事業の推進 「安全・安心」な食品提供体制の充実及び市町に対する食品管理の支援を図り、更なる食品検査の充実や食育支援などを推進する。</p>	年 度	施 設 名	平成19年度公募実施	文化体育館	平成20年度公募実施	海洋体育館、総合体育館	平成21年度公募予定	武道館	平成22年度公募予定	円山川公苑
施設名	職員数	うち県派遣員数	県支出額	うち一般財源																																																																						
本 部	11人	6人	79百万円	79百万円																																																																						
競技力向上対策	5人	5人	250百万円	250百万円																																																																						
海洋体育館	5人	2人	28百万円	27百万円																																																																						
総合体育館	9人	8人	78百万円	72百万円																																																																						
文化体育館	3人	0人	148百万円	0百万円																																																																						
円山川公苑	6人	2人	91百万円	0百万円																																																																						
武 道 館	6人	5人	142百万円	139百万円																																																																						
学校給食事業	9人	1人	自主事業	0百万円																																																																						
合 計	54人	29人	816百万円	567百万円																																																																						
施設名	H19利用者数																																																																									
海洋体育館	48,221人																																																																									
総合体育館	417,077人																																																																									
文化体育館	603,458人																																																																									
円山川公苑	98,931人																																																																									
武 道 館	506,758人																																																																									
年 度	施 設 名																																																																									
平成19年度公募実施	文化体育館																																																																									
平成20年度公募実施	海洋体育館、総合体育館																																																																									
平成21年度公募予定	武道館																																																																									
平成22年度公募予定	円山川公苑																																																																									

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																																																										
	<p>(2) 県立施設の管理運営 指定管理者の公募など、環境変化に対応しうる体制整備等が必要である。</p> <p>3 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) (財)兵庫県健康教育公社と統合(平成10年度)</p> <p>(2) 指定管理者の指定獲得(平成19年度) 文化体育館の指定管理者公募において、(財)兵庫県体育協会グループ((財)兵庫県体育協会、(財)神戸YMCA、日本管財(株))が指定を獲得した。</p>	<p>3 県派遣職員等及び県支出額の見直し</p> <p>(1) 県派遣職員等の見直し 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減 プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減 県OB職員の活用：県派遣職員の約10%をOB化</p> <table border="1" data-bbox="1576 432 2487 695"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H30年度目標 (対H19)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>36人</td> <td>29人(19.4%)</td> <td>約40%削減</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>22人</td> <td>22人(±0.0%)</td> <td>約25%削減</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>58人</td> <td>51人(12.1%)</td> <td>(約30%削減)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>2人</td> <td>3人(+50.0%)</td> <td>(県派遣の約10%をOB化)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>60人</td> <td>54人(10.0%)</td> <td>(約25%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県支出額の見直し 県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成19年度の県一般財源が平成30年度までに30%程度縮減することとなる。(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1576 835 2763 1356"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> <th>H20/H19 削減率</th> <th>H30年度 (うち一般財源)</th> <th>H30/H19 削減率</th> <th>H20-30効果額 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>373 (364)</td> <td>327 (317)</td> <td>12.3% (12.9%)</td> <td>300 (300)</td> <td>19.6% (17.6%)</td> <td rowspan="6">1,400 (1,400)</td> </tr> <tr> <td>うち施設維持管理費</td> <td>277 (268)</td> <td>248 (239)</td> <td>10.5% (10.8%)</td> <td>230 (230)</td> <td>17.0% (14.2%)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>350 (350)</td> <td>250 (250)</td> <td>28.6% (28.6%)</td> <td>200 (200)</td> <td>42.9% (42.9%)</td> </tr> <tr> <td>基金充当額</td> <td>224</td> <td>239</td> <td>6.7%</td> <td>200</td> <td>10.7%</td> </tr> <tr> <td>うち施設維持管理費</td> <td>224</td> <td>239</td> <td>6.7%</td> <td>200</td> <td>10.7%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>947 (714)</td> <td>816 (567)</td> <td>13.8% (20.6%)</td> <td>700 (500)</td> <td>26.1% (30.0%)</td> </tr> <tr> <td>うち施設維持管理費</td> <td>501 (268)</td> <td>487 (239)</td> <td>2.8% (10.8%)</td> <td>430 (230)</td> <td>14.2% (14.2%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助金は、国体参加選手強化事業にかかるもの</p>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)	県 派 遣 職 員	36人	29人(19.4%)	約40%削減	プロパー職員	22人	22人(±0.0%)	約25%削減	小 計	58人	51人(12.1%)	(約30%削減)	県OB職員の活用	2人	3人(+50.0%)	(県派遣の約10%をOB化)	計	60人	54人(10.0%)	(約25%削減)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)	委 託 料	373 (364)	327 (317)	12.3% (12.9%)	300 (300)	19.6% (17.6%)	1,400 (1,400)	うち施設維持管理費	277 (268)	248 (239)	10.5% (10.8%)	230 (230)	17.0% (14.2%)	補 助 金	350 (350)	250 (250)	28.6% (28.6%)	200 (200)	42.9% (42.9%)	基金充当額	224	239	6.7%	200	10.7%	うち施設維持管理費	224	239	6.7%	200	10.7%	計	947 (714)	816 (567)	13.8% (20.6%)	700 (500)	26.1% (30.0%)	うち施設維持管理費	501 (268)	487 (239)	2.8% (10.8%)	430 (230)	14.2% (14.2%)
区 分	H19年度	H20年度(実績)	H30年度目標 (対H19)																																																																									
県 派 遣 職 員	36人	29人(19.4%)	約40%削減																																																																									
プロパー職員	22人	22人(±0.0%)	約25%削減																																																																									
小 計	58人	51人(12.1%)	(約30%削減)																																																																									
県OB職員の活用	2人	3人(+50.0%)	(県派遣の約10%をOB化)																																																																									
計	60人	54人(10.0%)	(約25%削減)																																																																									
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	H20/H19 削減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 削減率	H20-30効果額 (うち一般財源)																																																																						
委 託 料	373 (364)	327 (317)	12.3% (12.9%)	300 (300)	19.6% (17.6%)	1,400 (1,400)																																																																						
うち施設維持管理費	277 (268)	248 (239)	10.5% (10.8%)	230 (230)	17.0% (14.2%)																																																																							
補 助 金	350 (350)	250 (250)	28.6% (28.6%)	200 (200)	42.9% (42.9%)																																																																							
基金充当額	224	239	6.7%	200	10.7%																																																																							
うち施設維持管理費	224	239	6.7%	200	10.7%																																																																							
計	947 (714)	816 (567)	13.8% (20.6%)	700 (500)	26.1% (30.0%)																																																																							
うち施設維持管理費	501 (268)	487 (239)	2.8% (10.8%)	430 (230)	14.2% (14.2%)																																																																							

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																											
<p>[公 社 等]</p> <p>⑨(財)兵庫県婦人会館</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立の目的 県下の各種女性団体に活動・交流の場を提供し、女性の活動の活性化、団体間の連携強化に寄与する。</p> <p>(2) 基 本 財 産：10,930千円 (うち県出捐： 0千円(0.0%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：22百万円 (うち県支出額：10百万円)</p> <p>(4) 主な事業等 ひょうご女性交流館管理運営事業 平成19年度実績：20,782人(利用人員) (土地は同財団が所有、県が無償で借受け)</p> <p>2 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 県派遣職員等及び県支出額</p> <p>職員の見直し</p> <table border="1" data-bbox="519 947 1190 1171"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>0人</td> <td>0人(-)</td> </tr> <tr> <td>プロパー職員</td> <td>0人</td> <td>0人(-)</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>0人</td> <td>0人(-)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>1人</td> <td>1人(± 0.0%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1人</td> <td>1人(± 0.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>県支出額 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="519 1207 1190 1432"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>10 (10)</td> <td>10 (10)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10 (10)</td> <td>10 (10)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	県 派 遣 職 員	0人	0人(-)	プロパー職員	0人	0人(-)	小 計	0人	0人(-)	県OB職員の活用	1人	1人(± 0.0%)	計	1人	1人(± 0.0%)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	委 託 料	10 (10)	10 (10)	計	10 (10)	10 (10)	<p>[県行政と密接な関連のある公社等からの除外]</p> <p>県立施設の指定管理者であることを理由に「県行政と密接な関連のある公社等」に指定してきたが、県の出資もないことから、指定管理の状況等を踏まえ、「県行政と密接な関連のある公社等」から除外する。</p>
区 分	H19年度	H20年度(実績)																											
県 派 遣 職 員	0人	0人(-)																											
プロパー職員	0人	0人(-)																											
小 計	0人	0人(-)																											
県OB職員の活用	1人	1人(± 0.0%)																											
計	1人	1人(± 0.0%)																											
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)																											
委 託 料	10 (10)	10 (10)																											
計	10 (10)	10 (10)																											

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																											
<p>[公 社 等]</p> <p>④(社)兵庫県私学振興協会</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立の目的 私立学校の経営に関し、必要な資金の貸付、私立学校教育の助成、その他私立学校教育に対する援助を行い、もって私立学校教育の振興を図る。</p> <p>(2) 基 本 財 産：4,084,973千円 (うち県出資： 850,000千円 (20.8%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：903百万円 (うち県支出額 30百万円)</p> <p>(4) 主な事業等 施設整備等貸付事業 平成19年度貸付実績： 2件、380百万円 私立高等学校入学資金貸付事業 平成19年度貸付実績：491件、140百万円</p> <p>2 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 県派遣職員等及び県支出額</p> <p>県派遣職員等</p> <table border="1" data-bbox="516 989 1190 1209"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>0人</td> <td>0人(-)</td> </tr> <tr> <td>プ ロ パ ー 職 員</td> <td>1人</td> <td>1人(± 0.0%)</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>1人</td> <td>1人(± 0.0%)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>2人</td> <td>2人(± 0.0%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3人</td> <td>3人(± 0.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>県支出額 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="516 1247 1190 1470"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>34 (22)</td> <td>30 (24)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>34 (22)</td> <td>30 (24)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	県 派 遣 職 員	0人	0人(-)	プ ロ パ ー 職 員	1人	1人(± 0.0%)	小 計	1人	1人(± 0.0%)	県OB職員の活用	2人	2人(± 0.0%)	計	3人	3人(± 0.0%)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	委 託 料	34 (22)	30 (24)	計	34 (22)	30 (24)	<p>[県行政と密接な関連のある公社等からの除外]</p> <p>設立当初(昭和39年)は県の出資比率が55.1%であったが、学校法人からの出資が増加し、県の出資比率が低下したことや、県の財政支出についても私立高等学校入学資金貸付事業に対する利子補給等のみであることから、「県行政と密接な関連のある公社等」から除外する。</p>
区 分	H19年度	H20年度(実績)																											
県 派 遣 職 員	0人	0人(-)																											
プ ロ パ ー 職 員	1人	1人(± 0.0%)																											
小 計	1人	1人(± 0.0%)																											
県OB職員の活用	2人	2人(± 0.0%)																											
計	3人	3人(± 0.0%)																											
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)																											
委 託 料	34 (22)	30 (24)																											
計	34 (22)	30 (24)																											

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
<p>[公 社 等]</p> <p>④(財)兵庫県科学技術振興財団</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 兵庫県における科学技術の研究開発を助成し、科学技術に関する知識、思想の普及および啓発に努め、科学技術に関する情報流通機関の育成を行うことにより科学技術の発展と科学思想の浸透を図り、もって兵庫県の産業の振興と県民の生活及び福祉の向上に資する。</p> <p>(2) 基 本 財 産：200,000千円 （うち県出捐：200,000千円（100.0%））</p> <p>(3) 平成20年度予算額（歳出）： 3百万円 （うち県支出額： 0百万円）</p> <p>(4) 役職員 役員11名 うち常勤0名（県派遣0名） 職員 0名 （県派遣0名）</p> <p>(5) 主な事業等 研究及び科学技術開発に関する助成事業 主として中小企業への科学技術に関する研究開発助成 助成金 5件 2,000千円（平成19年度実績） 平成19年度末までの実績：280件 236,430千円 普及啓発事業 研究会、講習会、講演会に対する協賛または助成 助成事業のPR強化 今まで埋もれていた研究開発テーマを発掘することにより、助成金の活用促進を図るため、助成事業のPRを強化する。</p>	<p>[県行政と密接な関連のある公社等からの除外]</p> <p>個人からの寄附金を財源として出捐された財団であり、形式上県が100%出捐しているが、県からの財政支出、常勤役職員の派遣もなく、自主的な運営を行っていることから、「県行政と密接な関連のある公社等」から除外する。</p>

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容
<p>[公 社 等] ④播磨三洋工業 (株)</p>	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 働く意思と能力を持ちながら、障害を持っているために適職に従事することができない人々の職場を確保するとともに、民間における障害者の雇用促進についての波及効果を図る。</p> <p>(2) 資 本 金 : 50,000千円 (うち県出資 : 20,000千円 (40.0%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額 (歳出) : 670百万円 (うち県支出額 : 0百万円)</p> <p>(4) 主な事業等 椅子式マッサージ機ユニットの組立及び「業務用掃除機」の製造・販売等 平成19年度売上高 : 643百万円 障害者雇用人数 平成20年3月末現在 : 25人</p>	<p>[県行政と密接な関連のある公社等からの除外]</p> <p>三洋電機(株)が過半数の51%の株式を保有する特例子会社であり、三洋電機(株)の事業の一環として経営されており、県からの財政支出や職員派遣もないことから、「県行政と密接な関連のある公社等」から除外する。</p>

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																														
[公 社 等] ④(財)兵庫県雇 用開発協会	<p>1 団体の概要</p> <p>(1) 設立目的 中高年齢者の雇用の安定、労働者の確保、企業間における雇用の需給調整、 労務改善等に関する事業を行うことにより、県内産業の発展と県民の雇用の 安定、福祉の向上に寄与する。</p> <p>(2) 基 本 財 産：35,150千円 (うち県出捐：10,000千円(28.4%))</p> <p>(3) 平成20年度予算額(歳出)：426百万円 (うち県支出額 100百万円)</p> <p>(4) 主な事業等 ひょうご・しごと情報広場事業 平成19年度利用者：35,465人 障害者雇用支援の各種啓発 平成19年度実績：障害者雇用開発セミナーの開催5回(参加者341名)等</p> <p>2 これまでの主な改革の取組み</p> <p>(1) 県派遣職員等及び県支出額の見直し 県派遣職員等</p> <table border="1" data-bbox="519 1010 1193 1230"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 派 遣 職 員</td> <td>2人</td> <td>1人(50.0%)</td> </tr> <tr> <td>プ ロ パ ー 職 員</td> <td>2人</td> <td>2人(±0.0%)</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>4人</td> <td>3人(25.0%)</td> </tr> <tr> <td>県OB職員の活用</td> <td>0人</td> <td>2人(-)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4人</td> <td>5人(+25.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>県支出額 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="519 1304 1193 1593"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H19年度 (うち一般財源)</th> <th>H20年度 (うち一般財源)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委 託 料</td> <td>109 (109)</td> <td>95 (95)</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>7 (7)</td> <td>5 (5)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>116 (116)</td> <td>100 (100)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H19年度	H20年度(実績)	県 派 遣 職 員	2人	1人(50.0%)	プ ロ パ ー 職 員	2人	2人(±0.0%)	小 計	4人	3人(25.0%)	県OB職員の活用	0人	2人(-)	計	4人	5人(+25.0%)	区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)	委 託 料	109 (109)	95 (95)	補 助 金	7 (7)	5 (5)	計	116 (116)	100 (100)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[県行政と密接な関連のある公社等からの除外] ———— 県の出資比率が低く、国からの委託事業や国のOB職員が大半を占め、実質的に国の指導・ 監督下にある団体であることから、「県行政と密接な関連のある公社等」から除外する。</p> </div>
区 分	H19年度	H20年度(実績)																														
県 派 遣 職 員	2人	1人(50.0%)																														
プ ロ パ ー 職 員	2人	2人(±0.0%)																														
小 計	4人	3人(25.0%)																														
県OB職員の活用	0人	2人(-)																														
計	4人	5人(+25.0%)																														
区 分	H19年度 (うち一般財源)	H20年度 (うち一般財源)																														
委 託 料	109 (109)	95 (95)																														
補 助 金	7 (7)	5 (5)																														
計	116 (116)	100 (100)																														

(6) 自主財源の確保

(単位：百万円)

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額																																																																								
ア. 県 税	<p>1 県税収入の推移 (決算ベース)</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵 庫 県</td> <td>5,766</td> <td>6,033 (104.6)</td> <td>5,841 (101.3)</td> <td>5,119 (88.8)</td> <td>4,948 (85.8)</td> <td>5,284 (91.6)</td> <td>5,694 (98.8)</td> <td>6,252 (108.4)</td> </tr> <tr> <td> うち 法人関係税</td> <td>1,551</td> <td>1,444 (93.1)</td> <td>1,465 (94.5)</td> <td>1,223 (78.9)</td> <td>1,237 (79.8)</td> <td>1,506 (97.1)</td> <td>1,807 (116.5)</td> <td>2,193 (141.4)</td> </tr> <tr> <td> うち その他の税</td> <td>4,215</td> <td>4,589 (108.9)</td> <td>4,376 (103.8)</td> <td>3,896 (92.4)</td> <td>3,711 (88.0)</td> <td>3,778 (89.6)</td> <td>3,887 (92.2)</td> <td>4,059 (96.3)</td> </tr> <tr> <td>全 国 計 (都道府県税)</td> <td>145,863</td> <td>155,850 (106.8)</td> <td>155,303 (106.5)</td> <td>138,035 (94.6)</td> <td>136,931 (93.9)</td> <td>144,870 (99.3)</td> <td>152,269 (104.4)</td> <td>163,243 (111.9)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()数値は、平成11年度を100とした場合の伸び率 本県の県税収入ピーク 平成3年度：6,650億円 (H18/H3：94.0%) 本県の法人関係税収入のピーク 平成元年度：2,937億円 (H18/H元：74.7%)</p> <p>2. 税収確保対策の推進 [徴収歩合の推移 (決算ベース)] (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵 庫 県</td> <td>95.4</td> <td>95.5</td> <td>95.2</td> <td>94.7</td> <td>94.4</td> <td>94.6</td> <td>95.3</td> <td>96.0</td> </tr> <tr> <td>全 国 平均</td> <td>96.0</td> <td>96.2</td> <td>96.2</td> <td>95.9</td> <td>96.1</td> <td>96.5</td> <td>96.9</td> <td>97.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>[最近の主な取組み]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽油特別調査官の設置 (平成16～18年度) ・コンビニ収納の導入 (自動車税) (平成18年度) ・タイヤロックの活用による自動車の差押え、インターネット公売の実施 (平成18年度) ・個人住民税特別対策官の設置 (平成19年度) ・個人住民税等整理回収チームの市町派遣 (平成19年度) ・不正軽油特別対策官の設置 (平成19年度) ・自動車税特別支援班の設置 (平成19年度) 	区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	兵 庫 県	5,766	6,033 (104.6)	5,841 (101.3)	5,119 (88.8)	4,948 (85.8)	5,284 (91.6)	5,694 (98.8)	6,252 (108.4)	うち 法人関係税	1,551	1,444 (93.1)	1,465 (94.5)	1,223 (78.9)	1,237 (79.8)	1,506 (97.1)	1,807 (116.5)	2,193 (141.4)	うち その他の税	4,215	4,589 (108.9)	4,376 (103.8)	3,896 (92.4)	3,711 (88.0)	3,778 (89.6)	3,887 (92.2)	4,059 (96.3)	全 国 計 (都道府県税)	145,863	155,850 (106.8)	155,303 (106.5)	138,035 (94.6)	136,931 (93.9)	144,870 (99.3)	152,269 (104.4)	163,243 (111.9)	区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	兵 庫 県	95.4	95.5	95.2	94.7	94.4	94.6	95.3	96.0	全 国 平均	96.0	96.2	96.2	95.9	96.1	96.5	96.9	97.2	750,900	<p>[改革の基本方向]</p> <p>徴収歩合が全国平均を上回ることをめざし、税収強化対策本部を中心に、徴収方法や徴収体制の充実・強化を図る。 特に、税源移譲により個人県民税の県税に占めるウェイトが高まることを踏まえ、市町の徴収能力の向上を図る。</p> <p>1 目 標 徴収歩合が、全国平均 (97.2% (H18決算)) を上回ることを目標に、税収確保対策の充実・強化を図る。</p> <p>2 税収確保対策の充実・強化</p> <p>(1) 市町との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に設置した個人住民税特別対策官の指揮の下、徴収を委任している市町の徴収能力の向上を支援する「個人住民税等整理回収チーム」を引き続き派遣し、個人県民税のさらなる税収確保を図る。 ・個人住民税の徴収困難事案について、市町の要請に基づき、県による直接徴収も検討する。 <p>(2) 不正軽油対策の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に設置した不正軽油特別対策官の指揮の下、県等が発注する公共工事の請負業者や民間運送事業者などが保有する車両から採取調査を行うなど不正軽油の撲滅を図る。 ・不正軽油の製造に必要な薬品等の原材料供給者に対して不売指導を行うなど不正軽油の製造防止を図る。 ・関係機関と協力し、不正軽油の製造・販売・使用等の摘発を積極的に行う。 <p>(3) 民間委託の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税の賦課徴収のなかで、公権力の行使に直接関係しない業務については、早期納税を促すため、費用対効果を勘案の上、国及び他の地方公共団体の動向にも留意し、民間委託の活用を検討する。 <p>(4) 課税調査の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税について、課税対象物件を捕捉するため、登記されていない不動産売買等の実態調査を強化する。 ・法人事業税について、外形標準課税対象法人に対する現地調査や書面調査の充実を図る。 <p>(5) 滞納対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪質な滞納者については、差押え財産の搜索やタイヤロックの活用による自動車の差押えを行うとともに、インターネットを利用した公売等を行うなど滞納対策を強化する。 <p>(6) 収納窓口の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ収納対象税目 (現在は自動車税のみ) の拡大やクレジット収納の導入など、収納窓口の拡充を検討する。 <p>(7) 制度改正に向けた働きかけの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税について、一層の滞納防止を図るため、抹消・転出時における納税確認制度を早期に導入すること ・法人事業税について、外形標準課税対象法人を拡充するため、資本金要件を見直すことなど、積極的に国に働きかける。 	25,522
区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度																																																																				
兵 庫 県	5,766	6,033 (104.6)	5,841 (101.3)	5,119 (88.8)	4,948 (85.8)	5,284 (91.6)	5,694 (98.8)	6,252 (108.4)																																																																				
うち 法人関係税	1,551	1,444 (93.1)	1,465 (94.5)	1,223 (78.9)	1,237 (79.8)	1,506 (97.1)	1,807 (116.5)	2,193 (141.4)																																																																				
うち その他の税	4,215	4,589 (108.9)	4,376 (103.8)	3,896 (92.4)	3,711 (88.0)	3,778 (89.6)	3,887 (92.2)	4,059 (96.3)																																																																				
全 国 計 (都道府県税)	145,863	155,850 (106.8)	155,303 (106.5)	138,035 (94.6)	136,931 (93.9)	144,870 (99.3)	152,269 (104.4)	163,243 (111.9)																																																																				
区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度																																																																				
兵 庫 県	95.4	95.5	95.2	94.7	94.4	94.6	95.3	96.0																																																																				
全 国 平均	96.0	96.2	96.2	95.9	96.1	96.5	96.9	97.2																																																																				

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額																																		
イ. 使用料・手数料、貸付金償還金	<p>1 使用料・手数料</p> <p>(1) 料金体系等の見直し 県民の利用ニーズや利用実態に即した料金体系の見直しを行うとともに、類似施設等との均衡等の観点からの料金を適正化 ・一般的に休日の利用が多いと思われる宿泊施設・ホール・スポーツ施設について、平日料金値下げ(原則2割)(H15) ・施設利用の促進や利便性に配慮し、施設使用料を引下げ(50%又は30%)(H16) ・施設の利用実態に合わせ、団体割引適用人数を30人から20人へ引下げ(H17)</p> <p>(2) 物価変動等を踏まえた改定 物価上昇率や国基準、他府県の動向、費用対効果等を踏まえて見直しを行っている。 なお、物価上昇率を踏まえた改定は平成5年度に一斉改定を行ったが、それ以降は平成19年度当初予算時においても、平成5年度改定時からの物価上昇率が1.6%にとどまることから、改定を行っていない。(下図参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上昇率</td> <td>4.5%</td> <td>3.6%</td> <td>2.7%</td> <td>1.2%</td> <td>1.0%</td> <td>0.9%</td> <td>1.4%</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">前回改定時(H5年度)からの物価上昇率</p> <p>2 貸付金償還金</p> <p>(1) 収入未済</p> <p>[収入未済額の推移] (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未済額</td> <td>5,271</td> <td>5,770</td> <td>5,711</td> <td>5,903</td> <td>6,402</td> <td>6,367</td> <td>6,561</td> </tr> </tbody> </table> <p>[平成18年度収入未済額の会計別内訳] 一般会計：818百万円 ・高校奨学資金貸付金返還金：446百万円 ・大学奨学資金貸付金償還金：330百万円 等 母子寡婦特会：243百万円 産開特会：5,447百万円 ・地域改善対策高度化資金貸付金償還金：1,971百万円 ・工場共同化資金貸付金償還金：962百万円 ・共同施設資金貸付金償還金：729百万円 ・小売商業等商店街近代化資金貸付金償還金：282百万円 等 農林水産資金特会：53百万円</p> <p>(2) 災害援護資金貸付金(阪神・淡路大震災に係るもの) 阪神・淡路大震災の被災者に対する災害援護資金の貸付原資として、神戸市を除く尼崎市等9市11町(市町合併により現在12市)に53,180百万円(国庫2/3)を貸し付け</p> <p>[平成18年度末貸付金残高] 10,081百万円</p> <p>本県の要望を受け、国は平成18年1月に政令を改正し、借受人に対して市が支払い猶予を行った場合には、市から県、県から国への償還期限も5年間延長できることとなった。</p>	年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	上昇率	4.5%	3.6%	2.7%	1.2%	1.0%	0.9%	1.4%	1.6%	年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	未済額	5,271	5,770	5,711	5,903	6,402	6,367	6,561	27,941	<p>[改革の基本方向] ———</p> <p>利用者の便宜と利用の促進を図るため、県民の利用ニーズや利用実態に即した料金体系に見直しを行う。 適切な貸付債権の管理と効率的な回収対策の実施により、貸付金償還金の回収を促進する。</p> <p>1 料金体系の適正化 県民の利用ニーズや利用実態に即した料金体系に見直すとともに、受益と負担の適正化や物価上昇、国及び他の地方公共団体並びに民間の類似事業・施設等との均衡の観点から、適正化を図る。</p> <p>2 貸付金償還金</p> <p>(1) 収入未済額の解消 貸付金償還金収入未済額の新規発生防止に努めるとともに、滞納者や連帯保証人の状況を十分把握し、債務者の生活状況等の把握に基づく速やかな償還活動の実施や弾力的な償還体制の構築など、滞納者等の状況に応じた積極的な徴収方策を講じ、収入未済の解消を図る。</p> <p>(2) 災害援護資金貸付金(阪神・淡路大震災に係るもの) 平成18年1月に政令改正がなされたが、少額償還については5年間延長されても未償還金の全額を回収することは困難な状況にある。また、借受人、保証人がともに破産するなど、事実上償還金の徴収が不可能なケースについて免除とする取り扱いに至っていない。 これらを踏まえ、関係各市に一層の償還努力を促す。 さらに、国に対して、5年経過後の償還期限の再延長や償還免除規定の拡大などについて、市と一体となって引き続き要望を行う。</p>	1,272
年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																														
上昇率	4.5%	3.6%	2.7%	1.2%	1.0%	0.9%	1.4%	1.6%																														
年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度																															
未済額	5,271	5,770	5,711	5,903	6,402	6,367	6,561																															

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額																																																										
ウ．県営住宅 使用料等	<p>県営住宅使用料等の収入確保の取組み</p> <p>使用料収入のうち、大きなウェイトを占める県営住宅使用料について、兵庫県住宅供給公社とともに収入確保の取組みを推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期、悪質滞納者への法的措置（昭和56年度～） ・退去者の滞納家賃の収納業務を民間債権回収会社に委託（平成17年度～） ・民間指定管理者による県営住宅の管理（平成18年度～） <p>[県営住宅家賃収納率の推移]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 年</td> <td>96.7%</td> <td>96.8%</td> <td>96.9%</td> <td>97.0%</td> <td>97.4%</td> <td>97.7%</td> <td>98.1%</td> </tr> <tr> <td>過 年</td> <td>39.1%</td> <td>37.3%</td> <td>31.2%</td> <td>29.0%</td> <td>26.3%</td> <td>23.9%</td> <td>21.2%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>93.5%</td> <td>93.0%</td> <td>92.3%</td> <td>91.7%</td> <td>91.6%</td> <td>91.7%</td> <td>91.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>[退去者に係る滞納家賃収納業務の民間委託の効果]</p> <p>収納額 H17：11百万円、H18：15百万円 （委託料 H17：5百万円、H18：6百万円）</p> <p>[民間指定管理者]</p> <p>場 所：明舞地区 指定管理者：(株)ジークレフサービス 管理戸数：3,200戸 募集頻度：年6回（偶数月に募集）</p> <p>[駐車場管理の状況（平成18年度末）] (単位：団地、戸)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管 理 者</th> <th rowspan="2">団地数</th> <th rowspan="2">管理戸数</th> <th rowspan="2">管 理 区画数</th> <th colspan="2">駐車場使用料</th> </tr> <tr> <th>設定料金</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅供給公社</td> <td>194</td> <td>26,800</td> <td>16,898</td> <td>1,500円/月～ 25,000円/月</td> <td>近傍同種の 駐車料金並</td> </tr> <tr> <td>自治会等</td> <td>81</td> <td>11,032</td> <td>5,955</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>275</td> <td>37,832</td> <td>22,853</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	現 年	96.7%	96.8%	96.9%	97.0%	97.4%	97.7%	98.1%	過 年	39.1%	37.3%	31.2%	29.0%	26.3%	23.9%	21.2%	計	93.5%	93.0%	92.3%	91.7%	91.6%	91.7%	91.9%	管 理 者	団地数	管理戸数	管 理 区画数	駐車場使用料		設定料金	考え方	住宅供給公社	194	26,800	16,898	1,500円/月～ 25,000円/月	近傍同種の 駐車料金並	自治会等	81	11,032	5,955	-	-	計	275	37,832	22,853	-	-	12,376	<p>[改革の基本方向]</p> <p>県営住宅使用料について、早期の納付督促、法的措置の実施や債権回収会社の活用等により、滞納家賃徴収の促進を図る。</p> <p>県営住宅使用料等の収入対策促進策</p> <p>(1) 空家期間の短縮による家賃収入の増 定時募集回数を増加し、あわせて定時募集中に発生した空家を定時募集直後に追加募集し、早期入居を進め家賃収入の増加を図る。</p> <p>(2) 現年家賃収納率の向上 口座振替の場合の短期滞納者数の割合は、全入居者に対する短期滞納者数の割合の1/2程度と低いことから、新規入居者は口座振替を原則とし、既入居者は収入申告等にあわせ口座振替手続きを強力に指導する。 また、現年収納率0.24%アップ[°]を目標(過去5カ年アップ[°]率並)とし、滞納者への納付指導を実施する。</p> <p>(3) 共同企業体方式の指定管理者制度の導入 指定管理者公募要件設定時に、住宅管理を専任で行う指定管理者と家賃収納を専任で行う指定管理者との共同企業体方式の指定管理者の導入について検討する。</p> <p>(4) 駐車場管理の適正化 従来の駐車場整備事業により整備した駐車場に加え、自治会等が自主管理している駐車場(5,955区画)も含めて、駐車場使用料の徴収について県条例に規定した上で、有料化を図る。【実施時期：平成20年度～】</p>	4,102
区 分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18																																																							
現 年	96.7%	96.8%	96.9%	97.0%	97.4%	97.7%	98.1%																																																							
過 年	39.1%	37.3%	31.2%	29.0%	26.3%	23.9%	21.2%																																																							
計	93.5%	93.0%	92.3%	91.7%	91.6%	91.7%	91.9%																																																							
管 理 者	団地数	管理戸数	管 理 区画数	駐車場使用料																																																										
				設定料金	考え方																																																									
住宅供給公社	194	26,800	16,898	1,500円/月～ 25,000円/月	近傍同種の 駐車料金並																																																									
自治会等	81	11,032	5,955	-	-																																																									
計	275	37,832	22,853	-	-																																																									

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額																																																																																														
エ．財産収入等	<p>1 未利用地等の売却処分の推進</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売却額</td> <td>279</td> <td>205</td> <td>131</td> <td>623</td> <td>712</td> <td>1,768</td> <td>298</td> <td>4,016</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 命名権(ネーミングライツ)の導入 [他府県等の導入事例(平成20年2月現在)]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>施設分類</th> <th>名 称</th> <th>スポンサー</th> <th>年間収入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>スポーツ施設</td> <td>真駒内セvensイムアリーナ</td> <td>北海道セvensイム</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>宮城県</td> <td>総合体育館</td> <td>ホットハウスハートアリーナ</td> <td>ホットハウス</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>山形県</td> <td>スポーツ施設</td> <td>NDソフトスタジアム山形</td> <td>エヌ・デ・ソフトウェア</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>会議場</td> <td>東京国際フォーラム</td> <td>シャル</td> <td>150百万円</td> </tr> <tr> <td>新潟県</td> <td>サッカー場</td> <td>東北電力ビッグスワンスタジアム</td> <td>東北電力</td> <td>120百万円</td> </tr> <tr> <td>広島県</td> <td>音楽ホール</td> <td>ALSOKホール</td> <td>広島総合警備保障</td> <td>33百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">徳島県</td> <td>スポーツ施設</td> <td>鳴門・大塚スポーツパーク</td> <td>大塚製薬</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>アグリあなんスタジアム</td> <td>JAあなん</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>文化ホール</td> <td>プライダルコアときわホール</td> <td>プライダルコアときわ</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>香川県</td> <td>野球場</td> <td>サハースタジアム</td> <td>穴吹工務店</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大分県</td> <td>音楽ホール</td> <td>iichiko総合文化センター</td> <td>三和酒類</td> <td>52百万円</td> </tr> <tr> <td>スポーツ施設</td> <td>九州石油ドーム</td> <td>九州石油</td> <td>73百万円</td> </tr> <tr> <td>鹿児島県</td> <td>文化施設</td> <td>宝山ホール</td> <td>西酒造</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">神戸市</td> <td>野球場</td> <td>スカイマークスタジアム</td> <td>スカイマーク</td> <td>67百万円</td> </tr> <tr> <td>サッカー場</td> <td>ホームススタジアム</td> <td>ネクスト</td> <td>70百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成20年2月現在</p> <p>3 広告掲載の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県政広報誌「ニューひょうご」(昭和52年度～) ・全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」(昭和56年度～) ・県ホームページ(平成18年度～) ・自動車納税通知書の送付用封筒(平成19年度～) 	年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計	売却額	279	205	131	623	712	1,768	298	4,016	団体名	施設分類	名 称	スポンサー	年間収入	北海道	スポーツ施設	真駒内セvensイムアリーナ	北海道セvensイム	7百万円	宮城県	総合体育館	ホットハウスハートアリーナ	ホットハウス	20百万円	山形県	スポーツ施設	NDソフトスタジアム山形	エヌ・デ・ソフトウェア	12百万円	東京都	会議場	東京国際フォーラム	シャル	150百万円	新潟県	サッカー場	東北電力ビッグスワンスタジアム	東北電力	120百万円	広島県	音楽ホール	ALSOKホール	広島総合警備保障	33百万円	徳島県	スポーツ施設	鳴門・大塚スポーツパーク	大塚製薬	25百万円	野球場	アグリあなんスタジアム	JAあなん	1百万円	文化ホール	プライダルコアときわホール	プライダルコアときわ	1百万円	香川県	野球場	サハースタジアム	穴吹工務店	10百万円	大分県	音楽ホール	iichiko総合文化センター	三和酒類	52百万円	スポーツ施設	九州石油ドーム	九州石油	73百万円	鹿児島県	文化施設	宝山ホール	西酒造	20百万円	神戸市	野球場	スカイマークスタジアム	スカイマーク	67百万円	サッカー場	ホームススタジアム	ネクスト	70百万円	457	<p>[改革の基本方向]</p> <p>保有している低・未利用の財産及び施設の統廃合による施設跡地等について、今後、県の公用・公共用としての利用の可能性が低いものは民間等へ売却する。</p> <p>施設や広報誌、ホームページなど有形・無形の資産について、広告媒体としての可能性を検証し、広告事業収入を確保する。</p> <p>1 未利用地等の売却処分の推進 利用状態の低い土地・建物や統廃合が可能な施設跡地等については、積極的に売却を推進する。 また、県有財産の売却にあたっては、広く応募の見込まれるインターネット入札や、不動産売却の専門的なノウハウを持つ民間組織の活用についても検討を進め、可能な限り早期かつ高価格での売却を図る。</p> <p>2 県有施設の有効活用 賃料の高い民間ビルに入居している外郭団体等の県有施設への移し替えや庁舎の一部を民間に貸付するなど、県有資産の有効活用を図る。</p> <p>3 命名権(ネーミングライツ)の導入 施設の安定的な維持運営のための財源確保や文化・スポーツ振興活動に対する民間からの支援・協力が期待できることから、芸術文化センター(ホール)やテニスコートなどへの命名権の導入を図る。</p> <p>4 広告掲載等の実施 公園のベンチ・花壇や道路照明灯など、県施設等における広告掲載等による歳入確保策に努める。</p>	28,550
年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計																																																																																										
売却額	279	205	131	623	712	1,768	298	4,016																																																																																										
団体名	施設分類	名 称	スポンサー	年間収入																																																																																														
北海道	スポーツ施設	真駒内セvensイムアリーナ	北海道セvensイム	7百万円																																																																																														
宮城県	総合体育館	ホットハウスハートアリーナ	ホットハウス	20百万円																																																																																														
山形県	スポーツ施設	NDソフトスタジアム山形	エヌ・デ・ソフトウェア	12百万円																																																																																														
東京都	会議場	東京国際フォーラム	シャル	150百万円																																																																																														
新潟県	サッカー場	東北電力ビッグスワンスタジアム	東北電力	120百万円																																																																																														
広島県	音楽ホール	ALSOKホール	広島総合警備保障	33百万円																																																																																														
徳島県	スポーツ施設	鳴門・大塚スポーツパーク	大塚製薬	25百万円																																																																																														
	野球場	アグリあなんスタジアム	JAあなん	1百万円																																																																																														
	文化ホール	プライダルコアときわホール	プライダルコアときわ	1百万円																																																																																														
香川県	野球場	サハースタジアム	穴吹工務店	10百万円																																																																																														
大分県	音楽ホール	iichiko総合文化センター	三和酒類	52百万円																																																																																														
	スポーツ施設	九州石油ドーム	九州石油	73百万円																																																																																														
鹿児島県	文化施設	宝山ホール	西酒造	20百万円																																																																																														
神戸市	野球場	スカイマークスタジアム	スカイマーク	67百万円																																																																																														
	サッカー場	ホームススタジアム	ネクスト	70百万円																																																																																														

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額																																																																																																																																					
オ. 資金管理の推進	<p>1 県債残高の状況</p> <p>(1) 借入期間別県債残高の状況 (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="8">借入期間(年): 金利適用期間により区分</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>0.5</th> <th>5</th> <th>7</th> <th>10</th> <th>15</th> <th>20</th> <th>25</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府資金</td> <td>0</td> <td>48</td> <td>0</td> <td>557</td> <td>2,386</td> <td>5,261</td> <td>778</td> <td>3,122</td> <td>12,153</td> </tr> <tr> <td>市場公募</td> <td>0</td> <td>3,759</td> <td>0</td> <td>13,361</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>17,120</td> </tr> <tr> <td>銀行縁故</td> <td>1,575</td> <td>736</td> <td>7</td> <td>11,189</td> <td>200</td> <td>350</td> <td>0</td> <td>126</td> <td>14,182</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,575</td> <td>4,543</td> <td>7</td> <td>25,107</td> <td>2,586</td> <td>5,611</td> <td>778</td> <td>3,248</td> <td>43,456</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成19年3月31日現在(平成18年度出納整理期間中の発行を除く) 減債基金積立償却前の残高である。</p> <p>(2) 年度別県債償還額の状況 (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="5">償還年度</th> </tr> <tr> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府資金</td> <td>1,026</td> <td>1,067</td> <td>1,062</td> <td>1,035</td> <td>834</td> </tr> <tr> <td>市場公募</td> <td>600</td> <td>550</td> <td>700</td> <td>710</td> <td>755</td> </tr> <tr> <td>銀行縁故</td> <td>1,596</td> <td>2,285</td> <td>1,877</td> <td>1,849</td> <td>940</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,222</td> <td>3,902</td> <td>3,639</td> <td>3,594</td> <td>2,529</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="5">償還年度</th> <th rowspan="2">累 計</th> </tr> <tr> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府資金</td> <td>857</td> <td>919</td> <td>742</td> <td>680</td> <td>596</td> <td>8,820</td> </tr> <tr> <td>市場公募</td> <td>1,400</td> <td>2,975</td> <td>3,862</td> <td>3,011</td> <td>2,557</td> <td>17,120</td> </tr> <tr> <td>銀行縁故</td> <td>1,460</td> <td>640</td> <td>1,008</td> <td>1,056</td> <td>838</td> <td>13,548</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,717</td> <td>4,534</td> <td>5,612</td> <td>4,747</td> <td>3,991</td> <td>39,487</td> </tr> </tbody> </table> <p><特徴> 発行年限10年の債券が、全体の58%と高くなっている。 元金償還額の年度間変動幅が、最大2.2倍と広がっている。</p> <p>2 県を取り巻く市場情勢 本県を含む数団体の市場実勢は、他の団体に比べて高い金利水準となっているところであるが、平成18年9月以降、市場公募債発行条件決定方式が統一条件交渉方式から個別交渉方式へ移行した。</p>	区 分	借入期間(年): 金利適用期間により区分								計	0.5	5	7	10	15	20	25	30	政府資金	0	48	0	557	2,386	5,261	778	3,122	12,153	市場公募	0	3,759	0	13,361	0	0	0	0	17,120	銀行縁故	1,575	736	7	11,189	200	350	0	126	14,182	合計	1,575	4,543	7	25,107	2,586	5,611	778	3,248	43,456	区 分	償還年度					H19	H20	H21	H22	H23	政府資金	1,026	1,067	1,062	1,035	834	市場公募	600	550	700	710	755	銀行縁故	1,596	2,285	1,877	1,849	940	合計	3,222	3,902	3,639	3,594	2,529	区 分	償還年度					累 計	H24	H25	H26	H27	H28	政府資金	857	919	742	680	596	8,820	市場公募	1,400	2,975	3,862	3,011	2,557	17,120	銀行縁故	1,460	640	1,008	1,056	838	13,548	合計	3,717	4,534	5,612	4,747	3,991	39,487	-	<p>[改革の基本方向] —————</p> <p>平成19年度に設置した兵庫県資金管理委員会の指導・助言を踏まえ、超長期債や変動金利債、定時償還債の発行などにより、多様な資金調達を図る。</p> <p>1 県債発行手法の多様化等</p> <p>(1) 発行年限等の多様化 発行年限10年債への偏りを是正するとともに、元金償還額の年度間変動幅を縮小するため、発行債券の多様化を図る。 ・超長期債や変動金利債、定時償還債の発行</p> <p>(2) 条件決定方法の工夫 市場の信頼を得つつ、有利な資金調達を実現できるよう工夫していく。</p> <p>(3) 投資家層の拡大 ・兵庫県民債、のじぎく債(県市町共同公募債)の継続発行 ・投資家層の広い5年債発行の拡大 ・超長期債の発行</p> <p>2 I R活動の充実 県の財政状況、今後の見通し、ガバナンスの高さ等についての的確に情報提供していくため、説明会の開催・個別訪問をはじめ、県債引受金融機関を通じた対話機会の確保などのI R(インバスター・リレーションズ=投資家との良好な関係の構築)活動の充実に努める。</p>	-
区 分	借入期間(年): 金利適用期間により区分								計																																																																																																																																
	0.5	5	7	10	15	20	25	30																																																																																																																																	
政府資金	0	48	0	557	2,386	5,261	778	3,122	12,153																																																																																																																																
市場公募	0	3,759	0	13,361	0	0	0	0	17,120																																																																																																																																
銀行縁故	1,575	736	7	11,189	200	350	0	126	14,182																																																																																																																																
合計	1,575	4,543	7	25,107	2,586	5,611	778	3,248	43,456																																																																																																																																
区 分	償還年度																																																																																																																																								
	H19	H20	H21	H22	H23																																																																																																																																				
政府資金	1,026	1,067	1,062	1,035	834																																																																																																																																				
市場公募	600	550	700	710	755																																																																																																																																				
銀行縁故	1,596	2,285	1,877	1,849	940																																																																																																																																				
合計	3,222	3,902	3,639	3,594	2,529																																																																																																																																				
区 分	償還年度					累 計																																																																																																																																			
	H24	H25	H26	H27	H28																																																																																																																																				
政府資金	857	919	742	680	596	8,820																																																																																																																																			
市場公募	1,400	2,975	3,862	3,011	2,557	17,120																																																																																																																																			
銀行縁故	1,460	640	1,008	1,056	838	13,548																																																																																																																																			
合計	3,717	4,534	5,612	4,747	3,991	39,487																																																																																																																																			

項目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額																																																																														
力・課税自主権の活用	<p>1 法人県民税超過課税(第6次延長分)</p> <p>(1) 超過税率：0.8%(標準税率5.0%)</p> <p>(2) 適用期間：平成16年10月1日から平成21年9月30日までの5年間に開始する各事業年度分</p> <p>(3) 使 途：県民交流広場事業、里山ふれあい森づくり事業 (平成20年度から、労働環境対策や子育て支援等にも充当)</p> <p>(4) 計画額、収入実績 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計 画 額</td> <td>1,022</td> <td>2,182</td> <td>2,244</td> <td>2,313</td> <td>2,389</td> <td>850</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>収入実績</td> <td>1,549</td> <td>3,975</td> <td>3,785</td> <td>3,877</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>H17～18：決算、H19：決算見込、H20：当初予算</p> <p>2 法人事業税超過課税(第6次延長分)</p> <p>(1) 超過税率：標準税率の1.05倍</p> <p>(2) 適用期間：平成18年3月12日から平成23年3月11日までの5年間に終了する各事業年度分</p> <p>(3) 使 途：「ひょうご経済・雇用再生加速プログラム」(平成17年～19年)や、「ひょうご経済・雇用活性化プログラム」(平成20～22年)の具体化を図り、兵庫の強みを活かし、やる気を伸ばす施策に充当</p> <p>(4) 計画額、収入実績 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計 画 額</td> <td>1,797</td> <td>5,779</td> <td>6,139</td> <td>6,358</td> <td>6,612</td> <td>4,771</td> <td>237</td> <td>31,693</td> </tr> <tr> <td>収入実績</td> <td>1,940</td> <td>7,909</td> <td>8,178</td> <td>8,417</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>H17～18：決算、H19：決算見込、H20：当初予算</p> <p>3 県民緑税の導入</p> <p>(1) 超過税率(年額) 個人：800円(標準税率(均等割額1,000円)) 法人：標準税率の均等割額の10%相当額</p> <p>(2) 適用期間 個人：平成18年度分～22年度分 法人：平成18年4月1日～平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度分</p> <p>(3) 使 途：災害に強い森づくり、都市緑化</p> <p>(4) 計画額、収入実績 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計 画 額</td> <td>1,750</td> <td>2,080</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>350</td> <td>20</td> <td>10,500</td> </tr> <tr> <td>収入実績</td> <td>1,713</td> <td>2,277</td> <td>2,423</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>H18：決算、H19：決算見込、H20：当初予算</p>	区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計	計 画 額	1,022	2,182	2,244	2,313	2,389	850	11,000	収入実績	1,549	3,975	3,785	3,877				区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計	計 画 額	1,797	5,779	6,139	6,358	6,612	4,771	237	31,693	収入実績	1,940	7,909	8,178	8,417					区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計	計 画 額	1,750	2,080	2,100	2,100	2,100	350	20	10,500	収入実績	1,713	2,277	2,423						-	<p>[改革の基本方向]</p> <p>法人県民税超過課税について、勤労者の福祉向上を目的としてきたこれまでの経緯を踏まえ、少子高齢社会における仕事と生活の調和の観点から、子育て環境の整備などについて重点的に推進するため、引き続き実施することを検討する。</p> <p>法人事業税超過課税、県民緑税についても、継続実施を検討する。</p> <p>地方税財政制度の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たに生じる財政需要に対応するため、法定外税導入の可能性を検討する。</p> <p>1 法人県民税超過課税</p> <p>(1) 昭和49年以来、勤労者の福祉向上の観点から、地域での文化・スポーツ・レクリエーション(CSR)活動を促進し、勤労者のリフレッシュを通じた健全な雇用の確保を図るため、企業からの特別の負担として、法人県民税超過課税を実施してきた。</p> <p>(2) この財源を活用した施策は、勤労者の福利厚生等のための共同利用施設の整備として始まり、地域や生活の場でのCSR活動の必要性が増すなかで、身近な地域コミュニティにおけるスポーツ活動や交流活動への支援へと進展した。</p> <p>(3) 勤労者の福祉向上を目的としてきたこれまでの経緯を踏まえ、少子高齢社会における勤労者の仕事と生活の調和の観点から、次のような施策を重点的に推進するため、引き続き法人県民税超過課税を実施することについて検討する。</p> <p>地域での子育て支援 子育てと仕事の両立支援 勤労者の職場・家族・家庭を支える基盤づくり 退職後の生きがい・健康づくり支援 等</p> <p>2 法人事業税超過課税</p> <p>兵庫の強みであるものづくり産業を起点に、「成長産業の育成と基幹産業の競争力強化」「地域資源を活用した交流の拡大」「多様で安定した雇用就業の実現」に重点的かつ戦略的に取り組み、「ひょうご経済1.2倍元気アップ」の実現など、兵庫経済の新たな飛躍を図るため、引き続き、法人事業税超過課税を実施することについて検討する。</p> <p>3 県民緑税</p> <p>県民緑税導入後5年を経過するなかで、災害に強い森づくり、防災・環境改善のための都市緑化など緑の保全と再生を進める取組の進捗状況を踏まえ、制度の延長の必要性について検討する。</p> <p>4 法定外税</p> <p>地方税財政制度の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たに生じる財政需要に対応するため、法定外税導入の可能性についても検討する。</p>	-
区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計																																																																											
計 画 額	1,022	2,182	2,244	2,313	2,389	850	11,000																																																																											
収入実績	1,549	3,975	3,785	3,877																																																																														
区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計																																																																										
計 画 額	1,797	5,779	6,139	6,358	6,612	4,771	237	31,693																																																																										
収入実績	1,940	7,909	8,178	8,417																																																																														
区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計																																																																										
計 画 額	1,750	2,080	2,100	2,100	2,100	350	20	10,500																																																																										
収入実績	1,713	2,277	2,423																																																																															

項 目	現 状 (平成12年度以降の主な改革の取組み)	H19予算額	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容	効果額								
キ・地方税財源の充実強化	<p>全国知事会や兵庫県地方分権推進自治体代表者会議等と連携した国への積極的な働きかけの推進</p> <p>H12.4 地方分権一括法 施行</p> <p>(H16.11 兵庫県地方分権推進自治体代表者会議 設立)</p> <p>(H17.7 地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」をとりまとめ、内閣総理大臣に提出)</p> <p>(H18.6 地方六団体「地方分権の推進に関する意見書」とりまとめ政府へ意見具申)</p> <p>H18.12 地方分権改革推進法 成立</p> <p>H19.4 地方分権改革推進委員会 設置</p> <p>(H20.7 全国知事会「第二期地方分権改革への提言」「地方財政の展望を踏まえた地方消費税の充実に関する提言」「道路財源の一般財源化に関する提言」「地方交付税の復元・充実に関する提言」等地方税財政に係る一連の提言をまとめ、政府、与党等に提出)</p> <p>【三位一体改革の影響(平成15年度と19年度との比較)】</p> <table border="1" data-bbox="424 1220 1210 1430"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>本県の影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫補助負担金改革(税源移譲に係るもの)</td> <td>約 1,000億円</td> </tr> <tr> <td>税源移譲</td> <td>約 1,000億円</td> </tr> <tr> <td>地方交付税改革 (地方交付税及び臨時財政対策債)</td> <td>約 700億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>地方交付税改革の影響数値は、県税収入の増に伴って制度的に減額される額を除いている。</p>	内 容	本県の影響	国庫補助負担金改革(税源移譲に係るもの)	約 1,000億円	税源移譲	約 1,000億円	地方交付税改革 (地方交付税及び臨時財政対策債)	約 700億円	-	<p>[改革の基本方向]</p> <p>国・地方の税配分の見直しや地方交付税総額の復元・充実など、自立可能な行財政基盤の確立に向け、地方税財源の充実強化について国へ積極的に働きかける。</p> <p>国への働きかけ等の取組み</p> <p>中央集権システムからの転換を図り、地方分権型社会の確立を目指す第二期地方分権改革に向け、全国知事会等との緊密な連携のもと、次のとおり国への働きかけを強化するとともに、地方公共団体からの具体的な提案を積極的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国と地方の税源配分と最終支出の間の大きな乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合った地方税を確保できるよう、より一層の税源移譲を進め、まずは、国と地方の税源配分を5：5にすべき。 税源移譲を進めるにあたっては、税の地域間偏在の是正が極めて重要な課題であることから、地方消費税の充実などにより偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すべき。 地方交付税総額が抑制される中で国の制度創設に伴う新たな交付税措置が増加。今や地方交付税は、国の施策実施を担保するものになっている。地方の行財政運営は極めて厳しい状況に陥っており、三位一体の改革で大幅に削減された地方交付税総額を復元・充実すべき。 「基本方針2006」により固定化された地方歳出の水準に固執せずこれを見直し、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積み上げるべき。併せて、地域振興のための対策を強化するなどにより、地方交付税の財源調整・財源保障機能を充実すべき。 地方交付税が地方の自主財源であることを明確化するため、国の一般会計を通さず、特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」の導入実現を目指すべき。 	-
内 容	本県の影響											
国庫補助負担金改革(税源移譲に係るもの)	約 1,000億円											
税源移譲	約 1,000億円											
地方交付税改革 (地方交付税及び臨時財政対策債)	約 700億円											

(7) 先行取得用地等

項 目	現 状 （平成12年度以降の主な改革の取組み）	今後の改革の基本方向と具体的な取組内容																																		
<p>県有環境林特別会計（仮称）の創設</p>	<p>1 総合的な県先行取得用地対策の推進 公社での保有が長期化している先行取得用地等について、利活用の促進、県の買戻しの推進、買戻し価格の抑制等、総合的な用地対策を実施する。</p> <p>(1) 利活用の促進 先行取得用地の本格的な事業化に向けた利活用の検討を推進する。 本格的な事業化を行うまでの間、先行取得用地の利活用を図るため、里山林として整備を行い、広く県民の利用に供する等、用地の特性を活かした有効活用を促進する。</p> <p>(2) 公社長期保有地の縮減 公社長期保有用地の縮減を図るため、先行取得事業債等を活用した買戻しを実施する。</p> <table border="1" data-bbox="537 604 1121 751"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>面積(ha)</th> <th>金額(億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>1,209</td> <td>991</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>438</td> <td>534</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,647</td> <td>1,525</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 買い戻し価格の抑制 土地開発公社債（公募債）の発行（平成15年度～） 将来の買い戻し価格の抑制を図るため、公募債を発行して調達金利を引き下げる。 発行総額：840億円 利率：0.48%～1.51% 宝くじ収益金による土地開発公社への利子補給（平成15年度～） 将来の買い戻し価格の抑制を図るため、公社調達資金に対して利子補給を実施する。</p> <p style="text-align: center;">（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="537 1052 1495 1136"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利子補給額</td> <td>2,563</td> <td>1,646</td> <td>1,019</td> <td>707</td> <td>552</td> <td>6,487</td> </tr> </tbody> </table>	年度	面積(ha)	金額(億円)	平成15年度	1,209	991	平成16年度	438	534	計	1,647	1,525	区分	H15	H16	H17	H18	H19	計	利子補給額	2,563	1,646	1,019	707	552	6,487	<p>— [改革の基本方向] — 乱開発の抑制等に寄与してきた先行取得用地等について、直ちに利活用が見込めないことから、森林の持つ公益的機能に着目し、環境林として県が取得し、適切な管理を行う。</p> <p>1 目的 (1) 先行取得用地等は、高速道路網等の整備周辺地域の乱開発や無秩序なゴルフ場開発等の抑制を図り、里山林等として保有・管理を行うことにより、良好な地域環境の保全等に寄与してきた。 (2) これらの土地については、長期的な視点も踏まえ、適切な利活用を検討するが、現時点では直ちに利活用が見込めないため、水源涵養、CO2排出抑制など、森林の持つ公益的機能に着目し、環境林として県が計画的に取得し、適切な管理を行う。</p> <p>2 県有環境林特別会計（仮称）の設置 上記目的を達成するために、県有環境林特別会計（仮称）を創設し、適切な管理を行う。</p> <p>3 特別会計の設置時期 平成21年度当初又は20年度補正予算</p> <p>4 対象用地 (1) 県の先行取得用地 土地開発公社の保有用地 【 980ha 38,494百万円】 公共事業用地先行取得事業特別会計の保有用地 【1,699ha 155,909百万円】 (2) 県管理の未利用地 一般会計等で管理している未利用土地 【 230ha 2,082百万円】 (3) 土地開発公社等の自主事業用地 公社が自主事業として取得した用地 【 33ha 1,212百万円】</p> <p>5 用地の計画的取得 用地の取得にあたっては、多額の県債発行が必要となることから、今後の財政状況や財政健全化指標の動向を勘案して、計画的な取得を検討する。</p> <table border="1" data-bbox="1715 1367 2516 1577"> <thead> <tr> <th>取得土地</th> <th>取得方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計で管理する用地</td> <td>一般会計から県有環境林特別会計（仮称）へ移管（無償）</td> </tr> <tr> <td>土地開発公社等で保有する用地</td> <td>公社債の償還期限到来等に応じて県債（一般事業債等）で取得</td> </tr> <tr> <td>先行取得用地特別会計で保有する用地</td> <td>先行取得債の償還期間の延長許可又は県債により分割取得</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 管理 里山林として維持していくため、宝くじ収益金等の特定財源を活用して、必要な維持管理を行う。</p>	取得土地	取得方法	一般会計で管理する用地	一般会計から県有環境林特別会計（仮称）へ移管（無償）	土地開発公社等で保有する用地	公社債の償還期限到来等に応じて県債（一般事業債等）で取得	先行取得用地特別会計で保有する用地	先行取得債の償還期間の延長許可又は県債により分割取得
年度	面積(ha)	金額(億円)																																		
平成15年度	1,209	991																																		
平成16年度	438	534																																		
計	1,647	1,525																																		
区分	H15	H16	H17	H18	H19	計																														
利子補給額	2,563	1,646	1,019	707	552	6,487																														
取得土地	取得方法																																			
一般会計で管理する用地	一般会計から県有環境林特別会計（仮称）へ移管（無償）																																			
土地開発公社等で保有する用地	公社債の償還期限到来等に応じて県債（一般事業債等）で取得																																			
先行取得用地特別会計で保有する用地	先行取得債の償還期間の延長許可又は県債により分割取得																																			

(参考)

(1) 主な県の先行取得用地

区分	用地名	取得年度	19年度末残高(見込)	
			面積(ha)	金額(百万円)
土地開発公社	三木市新都市地区	H8~H13	34.13	4,878
	三木市(旧吉川町)福井・上荒川	H5~H10	78.88	8,814
	但馬空港周辺用地	H4~H13	573.01	6,269
	旧豊岡市	H6~H12	(423.44)	(4,554)
	旧日高町	H4~H13	(149.57)	(1,715)
	三田市酒井・畦倉	H3	62.66	3,791
	丹波市(旧氷上町)氷上・南油良	H4~H13	122.64	5,082
	淡路市(旧一宮町)多賀	H3~H7	20.98	2,990
	たつの市(旧龍野市)菖蒲谷	H4	57.31	1,547
	淡路市(旧北淡町)浅野神田	H5~H8	30.55	5,123
小計		980.16	38,494	
県(先行取得特会)	宝塚新都市	H2~H13	1,146.61	111,010
	玉瀬(2)		(108.39)	(8,981)
	下佐曾利・大原野(1)(3)・波豆・境野・玉瀬(2)(3)・切畑(2)		(757.31)	(64,720)
	長谷・大原野(2)・玉瀬(1)・切畑(3)		(280.91)	(37,309)
	小野市山田	H1~H13	114.91	12,742
	小野市市場	H5~H13	156.47	16,107
	淡路市(旧北淡町)江崎汐鳴山	H3~H6	90.50	7,862
	南あわじ市(旧西淡町)伊加利	H4~H5	57.89	3,038
	南あわじ市(旧西淡町)津井	H5~H7	33.27	1,795
	篠山市小多田	H6~H8	99.34	3,355
小計		1,698.99	155,909	
合計 A		2,679.15	194,403	

(2) 主な県の未利用土地

区分	用地名	取得年度	19年度末残高(見込)	
			面積(ha)	金額(百万円)
県(一般会計)	神戸高校裏山(神戸市)	H2	36.26	706
	青野ダム代替用地(三田市)	S60	23.15	301
	元畜産試験場淡路分場(洲本市)	S60	1.57	144
	元農業試験場淡路分場(洲本市)	S60	2.60	261
	テクノポリス西地区(上郡町)	S61	39.88	166
	テクノポリス南地区(上郡町)	S61	126.05	504
合計 B		229.51	2,082	

(3) 主な公社の自主事業用地

区分	用地名	取得年度	19年度末残高(見込)	
			面積(ha)	金額(百万円)
土地公	呑吐ダム周辺用地	S58~	30.52	708
	小計		30.52	708
住公	有馬峠堂(神戸市)	S48	1.61	409
	西脇郷瀬(西脇市)	H2	0.51	95
	小計		2.12	504
合計 C		32.64	1,212	

		面積(ha)	金額(百万円)
総計	A + B + C	2,941.30	197,697

5 行財政構造改革の取組みの推進

新行財政構造改革推進方策の推進にあたっては、地方財政健全化法が財政健全化計画等の策定・実施について議会の議決等を義務づけていることを勘案し、法の適用の有無に関わらず、議会や県民に対する情報開示と説明責任を強化するための自主的・自律的な枠組みを定め、取組みの着実な推進と適切なフォローアップを図る。

(1) 推進方策の策定

行財政構造改革推進方策の策定

知事は、行財政構造改革を着実に推進するため、改革の基本方向と具体的な取組みを定めた行財政構造改革推進方策（以下「推進方策」という。）を策定する。

推進方策の策定等にあたっての議会の議決

知事は、推進方策の策定にあたっては、議会の議決を経るものとする。変更（軽微なものを除く）又は廃止の場合も同様とする。

議決対象は、改革の目的、視点等の基本方向はもとより、財政フレームや各分野ごとの具体的な改革内容を含む推進方策全体とする。

行財政構造改革会議による調査審議

知事は、推進方策の策定にあたっては、「行財政構造改革会議」（H19年7月設置）（県民代表、学識者等で構成）の調査審議を経る。

(2) 毎年度のフォローアップ

推進方策の実施状況の報告

知事は、前年度の決算の提出を受けた後、9月30日までに、推進方策の実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表する。

議会は、知事に対し意見を述べるものとし、知事は、その意見に対し、議会に見解を示し、又は必要な措置を講ずるものとする。

行財政構造改革審議会（仮称）による審査

知事は、推進方策の実施状況を議会に報告するにあたっては、「行財政構造改革審議会（仮称）」（地方行財政、公会計の学識者等で構成）の審査を経る。

実施計画の策定の報告

知事は、予算編成に合わせて、翌年度の具体的な取組内容を明らかにした行財政構造改革実施計画を定め、速やかにこれを公表するとともに、議会に報告する。

県民の意見の反映

行財政構造改革について広く県民の意見を聴くため、「行財政構造改革県民会議（仮称）」（県民各界の代表等で構成）を設置する。

(3) 推進方策の見直し等

推進方策の総点検・見直し

知事は、社会経済情勢の変化、地方分権、税制改革など国の政策動向、県の財政状況等を踏まえ、必要に応じて推進方策の見直しを行うとともに、3年ごとを目途に行財政全般にわたる総点検を行い、その結果を踏まえて、推進方策の見直しを行わなければならない。

議会の意見

議会は、推進方策を見直す必要があると認めるときは、知事に対し意見を述べるができるものとする。

知事は、その意見に対し、議会に見解を示し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(4) 行財政構造改革の推進に関する条例（仮称）の制定

改革の取組みの着実な推進と適切なフォローアップを図るため、改革の基本方針や推進方策の策定及びこれに基づく改革の推進に関して必要な事項を内容とする「行財政構造改革の推進に関する条例（仮称）」を制定する。

【地方財政健全化法とフォローアップの仕組みとして盛り込むべき事項との比較】

区 分		地方財政健全化法	フォローアップの仕組みとして盛り込むべき事項
計画等の策定等	内容	財政健全化計画等の策定等	行財政構造改革推進方策の策定等
	外部審査	外部監査人の監査（公認会計士等）	行財政構造改革会議による調査審議（県民代表、学識者等で構成）
	議会議決	議決（計画全体）	議決（推進方策全体）
	公表	公表	公表
実施状況	外部審査	-	行財政構造改革審議会による審査（地方行財政、公会計の学識者等で構成）
	議会報告	報告（毎年9月30日まで）	報告（毎年9月30日まで） 議会による意見表明
	公表	公表	公表
実施計画	議会報告	-	毎年度策定、議会へ報告
	公表	-	公表
県民の意見の反映		-	行財政構造改革県民会議での意見聴取
総点検・見直し		-	3年ごとを目途に総点検、見直し 議会による意見表明

（注）地方財政健全化法においては、健全化判断比率について、毎年度の決算時に、算定の基礎となる事項について監査委員による審査、議会への報告、公表が義務づけられている。

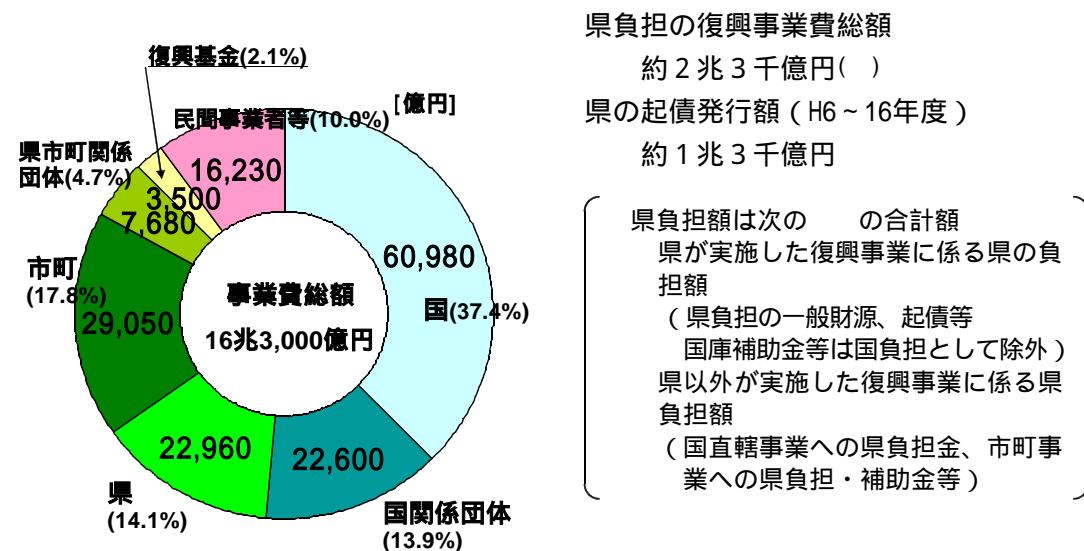
【参考】本県財政の現状と課題

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、少子・高齢社会下における史上初の大都市直下型の大震災であり、直接被害総額だけで県内総生産の1/2にあたる約10兆円に上るなど、わが国における戦後災害史上最悪の被害結果をもたらした。

震災復興にあたっては、大震災が成長から成熟へと転換する、終わりと始まりの結節点に発生したことから、単に1月17日以前の状態を回復するのではなく、21世紀の創造的復興をめざし、ひょうごフェニックス計画(平成6～16年度)を策定して推進を図った。その結果、復興事業総額の実績は16兆3千億円となっている。【図1】

【図1】復興事業費の総額と県負担額

復興事業費総額 16兆3千億円(復興計画の実績)



創造的復興の取組みにおいては、厳しい財政環境の下で中長期にわたる行財政運営を確保する必要があることから、平成11年度に「行財政構造改革推進方策」を策定し、行財政全般にわたる改革を進めてきた。

財政運営にあたっては、多額の県債の活用を余儀なくされたが、財政の健全性を確保するため、次の方針のもとに取り組み、これまで概ね目標を達成してきている。

- ・起債制限比率を健全財政の目安となる15%台に堅持
- ・毎年度の公債費支出に影響がない範囲内での県債管理基金の活用

【図2～4】

【図2】起債制限比率(一般会計)の計画目標と実績 (単位:%)

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
目標	11.3	12.5	13.6	14.7	14.2	14.8	15.1	15.0	15.1	15.3
実績	11.3	11.9	12.6	13.1	13.6	14.1	13.8	12.3	11.8	-

【図3】県債管理基金活用額の計画目標と実績 (単位:億円)

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	計
目標	150	150	220	270	450	286	270	335	377	518	288	192	83	3,589
実績	129	0	0	239	416	246	283	392	406	410	403	0	465	3,389

【図4】「行財政構造改革推進方策」に基づく主な改革内容 (単位:億円)

区分	主な改革内容	効果額
組織	・本庁組織を9部体制から全国最少水準の6部体制に簡素化 ・100以上の地方機関を総合事務所化し、10県民局に再編統合	870
定員	・一般行政部門について平成19年4月までに1,134人(12.0%)削減	
給与	[特別職]・給料及び期末手当の10%～3%減額 ・退職手当の10%減額 [一般職]・管理職手当の10%減額 ・給与構造改革として、給料表の水準を全体で平均4.8%引下げ ・特殊勤務手当45手当の見直し(H18～19)	1,020
投資事業	・投資事業費総額(各年度)の削減 ・重点化・効率化(0-カールの設定、PFI等)「つくる」から「つかう」へ ・投資事業評価システムの導入	1,900
事務事業	・事業の必要性、有効性、公平性等の観点からすべての事業の評価を行い、約6,800件の事業を整理合理化	3,000
公的施設	・宿泊施設や文化・スポーツ・レクリエーション施設など21施設を廃止又は市町・民間へ移譲等	
外郭団体	・平成11年度以降、団体数を8団体(16%)削減	
合計	(平成12年度以降の累計額)	6,790

しかしながら、復興事業費総額のうち、本県の負担額は約2兆3千億円に達し、その財源手当として約1兆3千億円の県債を発行せざるを得なかったことから、震災関連県債の残高は平成19年度時点でも約8,500億円と、県債残高全体の1/4以上を占めている。また、その償還財源として県債管理基金を活用してきたため、あるべき県債管理基金残高に対する積立不足額が約2,700億円（積立不足率：59.2%）となっている。【図5、6】

【図5】平成19年度末県債残高

- 震災関連の県債残高は、なお8千億円以上にのぼる -

(単位：億円、%)

区 分	残 高	構 成 比
地方財政対策債	10,672	31.8%
震災関連債	8,460	25.2%
上記以外の県債	14,459	43.0%
計	33,591	100.0%

地方財政対策債：減税補てん債、減収補てん債、臨時財政対策債、財源対策債

【図6】平成19年度末県債管理基金残高不足額

(単位：億円、%)

区 分	不 足 額	不 足 率
県債管理基金	2,713	59.2%

平成15年度に「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」を策定し、計画的な行財政改革に取り組むこととしたが、その策定直後の平成16年度から、三位一体改革の影響により地方交付税が大幅に削減された。【図7】

また、国の歳出・歳入一体改革において、「地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本とした歳出削減を行う」(骨太の方針2006)とされ、地方財政計画の総額が抑制基調で推移するとともに、財源不足を補てんするための県債の発行についても抑制方向で進められている。

このため、本県財政は極めて厳しい状況となっている。

【図7】三位一体改革の影響（平成15年度と19年度との比較）

内 容	本県の影響
国庫補助負担金改革（税源移譲に係るもの）	約 1,000億円
税源移譲	約 1,000億円
地方交付税改革（地方交付税及び臨時財政対策債）	約 700億円

地方交付税改革の影響額は、県税収入の増に伴って制度的に減額される額を除いたもの。

こうしたなか、平成18年度から地方公共団体の起債発行が国による許可制から国との協議制となるのに伴い、公債費による財政負担の度合いを示す指標として、フロー指標である起債制限比率にかわって、新たに県債管理基金の積立不足というストック面も加味した実質公債費比率が導入された。

本県は、県債管理基金の積立不足が大きく影響し、実質公債費比率が許可団体への移行基準である18%を超え、全国ワースト2位の19.6%となった。

平成19年度当初予算は、三位一体改革の影響による地方交付税の減（約700億円）や震災関連県債の償還（約700億円）等に伴って生じた約1,200億円の収支不足に対し、県債管理基金からの過去最大の借り入れ（500億円）や退職手当債、行革推進債等の発行（約700億円）を見込むことにより、ようやく編成することができた。

しかし、年度半ばの9月時点で、県税収入の減や総務省が地方債の発行抑制方針を打ち出したことから、大幅な歳入欠陥（620億円）が生じる見込みとなった。このため、年度後半に予定していた事業の取り止めや翌年度以降への繰り延べなどの緊急対策に取り組む一方で、県税の確保努力の強化や減収補てん債の発行、退職手当債の増額、公営企業会計からの借入等の追加の財源対策を講じることによって対応した。

この結果、平成19年度決算は、昭和52年度以降31年連続で実質収支の黒字をかるうじて確保したものの、黒字幅は過去最小の34百万円となった。

また、実質公債費比率は、公債費が前年度から増となったこと等により、20.2%へと上昇し、引き続き全国ワースト2位（見込）となった。将来負担比率については、早期健全化基準（400%）は下回ったものの、震災関連県債残高の影響等により、全国ワースト1位（見込）の361.7%（震災関連県債残高を除くと272.3%）となった。

【図8】実質公債費比率及び将来負担比率

区 分	H17	H18	H19
実質公債費比率	19.6	19.6	20.2
将来負担比率	-	-	361.7

平成20年度当初予算は、新行革プラン（第1次）に基づき、定員削減や給与の減額等による人件費の削減、ゼロベースでの行政経費の見直しや、投資事業の見直し等を行い、選択と集中を徹底することにより、これまでの全方位型の取組から、課題対応型への取組へ転換を図った。

この結果、地方債発行を抑制することで、プライマリーバランスを平成2年度以来18年ぶりに黒字化して県債残高に一定の歯止めをかけるなど、新たな兵庫づくりへの適切なスタートを切るための基盤、枠組みを確立した。

【参考】公的施設一覧(平成20年4月1日現在)

文教施設(35施設)

番号	施設名称	所在市町 (旧町名)	経過年数 (大規模改修から)	運営形態 (指定管理者等)	H19利用者 (人)	運営・事業費 (百万円)	うち一般財源
1	尼崎青少年創造劇場(CSR)	尼崎市	29	(財)兵庫県芸術文化協会	104,021	181	0
2	芸術文化センター	西宮市	2	(財)兵庫県芸術文化協会	842,261	2,434	817
3	美術館王子分館「原田の森ギャラリー」	神戸市	38	(財)兵庫県芸術文化協会	168,969	85	60
4	県立美術館	神戸市	6	直営	606,676	1,087	516
5	歴史博物館	姫路市	25(1)	直営	214,561	282	94
6	県立図書館	明石市	33	直営	166,470	310	48
7	コウノトリの郷公園	豊岡市	9	直営	455,373	228	106
8	人と自然の博物館	三田市	15(8)	直営	426,139	757	326
9	兵庫陶芸美術館	篠山市	2	直営	84,575	358	179
10	考古博物館	播磨町	1	直営	103,051	154	133
11	人と防災未来センター	神戸市	6	(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構	525,624	746	302
12	こどもの館	姫路市	18	直営	313,672	216	103
13	淡路景観園芸学校	淡路市(北淡町)	9	直営	25,192	427	229
14	但馬やまびこの郷	朝来市(山東町)	11	直営	596	97	47
15	南但馬自然学校	朝来市(山東町)	14	直営	54,928	154	60
16	兎和野高原野外教育センター [木の殿堂]	香美町(村岡町)	40(14) [14]	(財)兵庫県青少年本部	40,517 [57,562]	118	101
17	いえしま自然体験センター	姫路市(家島町)	25(1)	(財)兵庫県青少年本部	32,828	114	76
18	兵庫楽農生活センター	神戸市	1	(社)兵庫みどり公社	203,208	152	92
19	ひょうご環境体験館	佐用町	0	(財)ひょうご環境創造協会[公募]	723	36	36
20	但馬牧場公園	新温泉町(温泉町)	13	新温泉町	202,800	98	90
21	兵庫県民会館	神戸市	39(11)	(財)兵庫県芸術文化協会	534,700	298	52
22	のじぎく会館	神戸市	31	(財)兵庫県人権啓発協会	77,277	29	18
23	ひょうご女性交流館	神戸市	11	(財)兵庫県婦人会館	20,732	19	10
24	中央労働センター(CSR)	神戸市	31(4)	(財)兵庫県勤労福祉協会	344,442	79	0
25	姫路労働会館	姫路市	21	(財)兵庫県勤労福祉協会	216,680	40	20
26	神戸生活創造センター	神戸市	8	直営	146,722	283	169
27	東播磨生活創造センター	加古川市	0	直営	-	61	21
28	丹波の森公園(CSR)	丹波市(柏原町)	12	(財)兵庫丹波の森協会	97,747	274	41
29	嬉野台生涯教育センター	加東市(社町)	28(10)	直営	181,501	221	32
30	但馬文教府	豊岡市	44(3)	直営	66,617	102	15
31	西播磨文化会館	たつの市(新宮町)	32(3)	直営	54,158	88	18
32	淡路文化会館	淡路市(一宮町)	35(3)	直営	63,215	95	18
33	たんば田園交響ホール	篠山市	20	市に無償貸付	40,870	-	-
34	大鳴門橋記念館	南あわじ市(西淡町)	23(11)	市に無償貸付	148,321	-	-
35	広域防災センター	三木市	4	直営	73,691	235	176

ひょうご環境体験館は平成20年3月20日供用開始

スポーツ・レクリエーション施設(22施設)

番号	施設名称	所在市町 (旧町名)	経過年数 (大規模改修から)	運営形態 (指定管理者等)	H19利用者 (人)	運営・事業費 (百万円)	うち一般財源
1	文化体育館(CSR)	神戸市	22	(財)兵庫県体育協会グループ[公募]	603,458	295	0
2	武道館	姫路市	6	(財)兵庫県体育協会	506,758	193	139
3	総合体育館	西宮市	22	(財)兵庫県体育協会	417,077	202	72
4	海洋体育館	芦屋市	24	(財)兵庫県体育協会	48,221	59	27
5	円山川公園(CSR)	豊岡市	20	(財)兵庫県体育協会	98,931	117	0
6	弓道場	明石市	19	(社)兵庫県高等学校教育振興会	20,991	6	4
7	但馬ドーム(CSR)	豊岡市(日高町)	9	(財)兵庫県勤労福祉協会	400,551	123	0
8	但馬全天候運動場(CSR)	養父市(八鹿町)	13	養父市	50,494	60	0
9	丹波年輪の里(CSR)	丹波市(柏原町)	19	(財)兵庫県勤労福祉協会	229,695	97	0

番号	施設名称	所在市町 (旧町名)	経過年数 (大規模改修から)	運営形態 (指定管理者等)	H19利用者 (人)	運営・事業費 (百万円)	うち一般財源
10	三木山森林公園(CSR)	三木市	14	(社)兵庫みどり公社	595,283	158	0
11	フラワーセンター(CSR)	加西市	32(11)	(財)兵庫県園芸・公園協会	197,363	333	0
12	淡路夢舞台公苑(温室・野外劇場)(CSR)	淡路市(東浦町)	7	(財)淡路花博記念事業協会	217,651	218	0
13	東はりま日時計の丘公園(CSR)	西脇市(黒田庄町)	15	西脇市	248,746	51	0
14	淡路香りの公園(CSR)	淡路市(一宮町)	18	淡路市	39,250	16	0
自然活用型野外CSR(5施設)							
15 ~ 19	国見の森公園	宍粟市(山崎町)	1	(財)しそ森林王国協会	32,092	31	0
	ゆめさきの森公園	姫路市(夢前町)	4	ゆめさきの森公園運営協議会	23,149	28	0
	なか・やちよの森公園	多可町(中町・八千代町)	5	なか・やちよの森公園協会	25,893	30	0
	ささやまの森公園	篠山市	5	篠山市	19,319	28	0
	やしらの森公園	加東市(社町)	7	加東市	27,921	29	0
20	奥猪名健康の郷	猪名川町	15	(株)ケントク[公募]	87,105	73	61
21	笠形山自然公園センター	多可町(八千代町)	6	多可町	10,153	-	-
22	西はりま天文台公園(CSR)	佐用町	18	佐用町	92,065	274	0

産業振興関連施設(3施設)

番号	施設名称	所在市町 (旧町名)	経過年数 (大規模改修から)	運営形態 (指定管理者等)	H19利用者 (人)	運営・事業費 (百万円)	うち一般財源
1	産業会館	神戸市	27(12)	大阪ガセキリティサービス(株)[公募]	4,842	44	0
2	淡路夢舞台国際会議場	淡路市(東浦町)	8	(財)兵庫県国際交流協会	23,377	183	183
3	先端科学技術支援センター	上郡町	15	(財)ひょうご科学技術協会	39,233	335	215

都市公園(18施設)

番号	施設名称	所在市町 (旧町名)	経過年数 (大規模改修から)	運営形態 (指定管理者等)	H19利用者 (人)	運営・事業費 (百万円)	うち一般財源
1	舞子公園	神戸市	44	(財)兵庫県園芸・公園協会	1,762,000	162	96
2	神陵台緑地	神戸市	28	(財)兵庫県園芸・公園協会			
3	明石西公園	神戸市、明石市	12	アミス・津田・小西・日本管財グループ[公募]	156,654	37	37
4	尼崎の森中央緑地(スホ-ツ健康増進施設)	尼崎市	1	あまがさき健康の森(株)	367,298	247	247
5	西武庫公園	尼崎市	44	(財)兵庫県園芸・公園協会	563,600	40	38
6	明石公園	明石市	44	(財)兵庫県園芸・公園協会	2,856,000	278	212
7	甲山森林公園	西宮市	37	(財)兵庫県園芸・公園協会[公募]	907,300	40	39
8	西猪名公園	伊丹市、川西市	26	(財)兵庫県園芸・公園協会	244,574	59	16
9	赤穂海浜公園	赤穂市	20	(財)兵庫県園芸・公園協会	476,450	141	92
10	三木総合防災公園	三木市	2	(財)兵庫県園芸・公園協会	456,500	239	190
11	一庫公園	川西市	9	(財)兵庫県園芸・公園協会[公募]	177,298	45	44
12	有馬富士公園	三田市	7	(財)兵庫県園芸・公園協会[公募]	677,300	58	57
13	丹波並木道中央公園	篠山市	0	パークマネジメント丹波[公募]	35,972	45	45
14	淡路佐野運動公園	淡路市(津名町)	4	(財)淡路花博記念事業協会	173,980	83	70
15	淡路島公園	淡路市(淡路町)	23	(財)淡路花博記念事業協会	1,686,220	187	163
16	灘山緑地	淡路市(東浦町)	8	(財)淡路花博記念事業協会	212,751		
17	播磨中央公園	加東市(滝野町)	29	(財)兵庫県園芸・公園協会	401,969	188	171
18	北播磨余暇村公園	多可町(中町)	20	(財)兵庫県園芸・公園協会[公募]	110,970	33	33

昆虫館:平成20年3月に廃止済、東はりま青少年館:平成20年3月に設管条例を廃止済(平成20年度に加古川市へ移譲予定)
運営・事業費には、運営に従事する人件費を含む。(うち、県職員人件費については、一人当たり@8,471千円×従事人数で積算)